
生命保険協会110年小史



生命保険協会のある新国際ビル（丸の内仲通り側より）



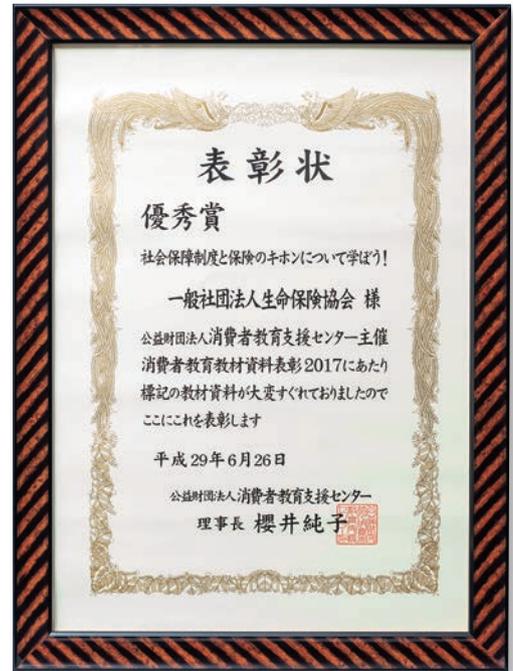
正面玄関



正面玄関のプレート



平成24年度消費者支援有功者表彰
(内閣府特命担当大臣表彰)



消費者教育教材資料表彰2017
優秀賞



指定紛争解決機関
「指定書」



認定投資者保護団体
「認定書」



認定個人情報保護団体
「認定書」



阿部泰蔵
初代(明41.12.21~大6.3.17)



福原有信
第2代(大6.3.17~大12.3.17)



矢野恒太
第3代(大12.3.17~昭2.3.18)



弘世助太郎
第4代(昭2.3.28~昭11.3.9)



藤田讓
第5代(昭11.3.12~昭12.2.8)



成瀬達
第6代(昭12.4.2~昭21.12.31)



小林中
第7代(昭22.2.27~昭26.4.24)



矢野一郎
第8代(昭26.5.1~昭34.6.16)



牧野亀治郎
第9代(昭34.6.16~昭36.5.19)



藤川博
第10代(昭36.5.19~昭38.5.23)



弘世現
第11代(昭38.5.23~昭40.6.10)
第17代(昭50.6.12~昭52.7.15)



春山定
第12代(昭40.6.10~昭42.6.16)



矢田 恒久
第13代(昭42.6.16~昭44.6.20)



數納 清
第14代(昭44.6.20~昭46.6.18)



関 好美
第15代(昭46.6.18~昭48.6.7)



新井 正明
第16代(昭48.6.7~昭50.6.12)



塚本 亮一
第18代(昭52.7.15~昭54.7.20)



山中 宏
第19代(昭54.7.20~昭56.7.17)



高島 隆平
第20代(昭56.7.17~昭58.7.15)



千代 賢治
第21代(昭58.7.15~昭59.7.20)



西尾 信一
第22代(昭59.7.20~昭60.7.19)



川瀬 源太郎
第23代(昭60.7.19~昭61.7.16)



土田 晃透
第24代(昭61.7.16~昭62.7.17)



若原 泰之
第25代(昭62.7.17~昭63.7.15)
第30代(平4.7.17~平5.7.16)



上山 保彦
第26代 (昭63.7.15～平元.7.21)



櫻井 孝穎
第27代 (平元.7.21～平2.7.20)
第32代 (平6.7.15～平7.7.21)



伊藤 助成
第28代 (平2.7.20～平3.7.19)
第33代 (平7.7.21～平8.7.19)



波多 健治郎
第29代 (平3.7.19～平4.7.17)
第34代 (平8.7.19～平9.7.18)



浦上 敏臣
第31代 (平5.7.16～平6.7.15)



藤田 讓
第35代 (平9.7.18～平10.7.17)



吉田 紘一
第36代 (平10.7.17～平11.7.16)



森田 富治郎
第37代 (平11.7.16～平12.7.21)
第41代 (平15.7.18～平16.7.16)



宇野 郁夫
第38代 (平12.7.21～平13.7.19)
第42代 (平16.7.16～平17.9.16)



金子 亮太郎
第39代 (平13.7.19～平14.7.19)



横山 進一
第40代 (平14.7.19～平15.7.18)
第43代 (平17.9.16～平18.7.21)



斎藤 勝利
第44代 (平18.7.21～平19.7.20)



岡本 圀衛
第45代 (平19.7.20~平20.7.18)



松尾 憲治
第46代 (平20.7.18~平21.7.17)
第50代 (平24.7.20~平25.7.19)



佐藤 義雄
第47代 (平21.7.17~平22.7.16)
第51代 (平25.7.19~平26.7.18)



渡邊 光一郎
第48代 (平22.7.16~平23.7.15)
第52代 (平26.7.18~平27.7.17)



筒井 義信
第49代 (平23.7.15~平24.7.20)
第53代 (平27.7.17~平28.7.15)



根岸 秋男
第54代 (平28.7.15~平29.7.21)



橋本 雅博
第55代 (平29.7.21~平30.7.20)



稲垣 精二
第56代 (平30.7.20 ~)

序

生命保険協会は平成30（2018）年12月7日をもって創立110周年を迎えます。これを記念して平成20（2008）年以降の10年間の生命保険事業等に関連する動向を纏めた「生命保険協会110年小史」を刊行いたしました。

10年前を振り返ると、リーマン・ショックともいわれる世界規模の金融危機が発生し、日本経済も大幅な景気後退へと向かっていました。こうした危機を経て、会員各社において、お客さまに将来にわたって安心を提供し続けるための事業基盤の強化に向けた取組みが進められてきました。

また、この10年の間に、東日本大震災に代表される多くの自然災害が発生しました。生命保険業界として、各地域にて災害に遭われた方と常に寄り添い、困難をともに乗り越えていくなかで、みずからの役割を改めて強く感じさせられました。

このような激動の時代のなかで、わが国は少子高齢化や人口減少が引き続き進行し、持続可能な社会保障制度の構築や労働力の確保、さらには健康寿命の延伸などのさまざまな社会課題を抱え、まさに課題先進国といわれる状況にあります。こうしたなかで、我々生命保険業界は、社会保障制度の一翼を担い、国民の生活を支える基盤として、私的年金制度の提言や保険教育の推進を通じ、自助のさらなる役割発揮に向けて取り組んでまいりました。加えて、女性活躍推進、さらには健康増進サポート活動といった少子高齢化や人口減少に伴う社会課題の解決に向けた取組みも進めてきております。

生命保険協会として110周年を迎える今年にはリーマン・ショックから10年、そして金融庁の前身となる金融監督庁発足から20年が経過するなど、世界経済、金融行政にとっても大きな節目を迎える年でもあります。今後も、長寿化の進行やテクノロジーの飛躍的な進歩などを通じ、国民一人ひとりの生活環境や生き方そのものが大きく変化していくことが想定されます。生命保険業界は、こうした節目を契機に、次の10年そしてその先の未来を見すえ、これからも事業の発展を通じて国民生活の向上に寄与すべく取り組んでいく所存です。

本書が大きく変化する時代の生命保険業界の歩みとして、この10年を振り返り、そして新たな未来を歩んでいく時の参考となれば幸いに存じます。

平成30（2018）年12月

一般社団法人 生命保険協会
会長 稲垣 精二

目 次

口 絵

序

本小史は、原則として、平成20（2008）年6月から平成30（2018）年6月までの動向をとりまとめたものである。

本小史は、第Ⅰ部から第Ⅲ部により構成される。

第Ⅰ部は「平成20（2008）年以降の生命保険事業のあらまし」と題して、日本経済、社会構造の変化と政府の取組み、生命保険業界の主な動きを概観した。

第Ⅱ部は当協会の取組みに関して14章で構成した。第1章から第7章は東日本大震災を含めた災害への対応、安心して健康に暮らすことができる社会の実現のために当協会が行ってきた施策等、当協会の取組みを掲載した。第8章および第9章では生命保険市場をめぐる動向、第10章から第13章には生命保険事業をめぐる制度の状況と、それらに関連する当協会の取組みを記載。第14章には当協会の組織動向を詳述した。

第Ⅲ部は、資料編として各種統計資料、社員会社移動表、年表等を収録した。

第Ⅰ部 平成20（2008）年以降の生命保険事業のあらまし

1. はじめに	2
(1) 日本経済の動向	2
(2) 社会構造の変化と政府の取組み	4
2. 業績のあらましと市場の動向	6
(1) 保有契約高の動向	6
(2) 主要収支の動向	8
(3) 総資産および資産運用動向	9
(4) 生命保険市場の動向	9
3. 生命保険業界の主な動き	11
(1) 保険法の施行	11
(2) 保険業法等の主な改正	11
(3) 経済価値ベースのソルベンシー規制とリスク管理の高度化に向けた取組み	13
(4) 顧客本位の業務運営	14
(5) 金融経済教育	14
(6) 新生命保険料控除制度のスタート	14
(7) 金融行政の動向	15

(8) 消費者庁の発足と消費生活条例	16
(9) 郵政民営化	16
(10) 保険監督者国際機構 (IAIS) の動向	17
(11) 国際会計基準審議会 (IASB) の動向	17
(12) 国際的な保険ネットワークの強化	17
(13) 国際的な租税回避への対応	18
4. 生命保険会社の合併、業務・資本提携等	19
(1) 合併	19
(2) 主な業務・資本提携等 (子会社化を含む)	19

第Ⅱ部 平成20 (2008) 年以降の生命保険協会の取組み

第1章 東日本大震災を含めた災害対応	22
1. 東日本大震災への対応	22
(1) 地震の概要	22
(2) 大地震対策本部の設置と緊急対応	22
(3) 確実・迅速な保険金の支払い	23
(4) 電力需要抑制への対応	26
2. 地震、大雨、台風等による激甚災害被災地への対応	27
(1) 災害救助法適用地域への対応	27
(2) 平成28年熊本地震への対応	28
3. 新型インフルエンザ等対策要綱	29
(1) 新型インフルエンザ対策要綱の策定および見直し	29
(2) 新型インフルエンザ発生に伴う対策本部の設置	29
4. 大地震対策要綱および事務局初動対応マニュアルの見直し	30
(1) 大地震対策要綱の見直し	30
(2) 生命保険協会事務局初動対応マニュアルの見直し	32

第2章 わが国の社会構造および生命保険事業を取り巻く 環境変化に対応した取組み

1. 高齢者対応の取組み	34
(1) 報告書「超高齢社会における生命保険サービスについて～高齢者対応の向上～」を公表	34
(2) 高齢者向けの生命保険サービスに関するガイドラインの策定	34
(3) 高齢者に配慮した取組みの推進に関する提言書「マイナンバー制度の民間利活用」への提言	34

2. 保険教育推進の取組み	36
(1) 全世代対応型パッケージによる情報提供	36
(2) 保険教育に関する生命保険業界の取組事例集	37
(3) 「保険教育推進に関する報告書—学校教育現場での保険教育機会の拡充に向けた提言—」を公表	37
(4) 社会保障・保険教育教材の作成および教師向けポータルサイトの開設	38
(5) 学習指導要領改訂への対応	39
3. 女性の活躍推進の取組み	41
(1) 女性の活躍推進に関する行動指針	41
(2) 女性活躍推進に関する生命保険会社の取組事例集	42
(3) 子育てと仕事の両立支援プロジェクト	42
4. 国民の健康増進に向けた取組み	43
(1) 自治体や地元メディアとの共催による健康増進イベントの開催	43
(2) 生活習慣病予防知識の普及に向けた情報発信	46
(3) 健康増進サポートプロジェクト	46
5. お客さま本位の業務を行うための取組み	47
(1) 消費者利便向上に向けた取組み	48
(2) 「消費者の声」事務局の活動	51
6. 生命保険事業をめぐる諸制度に向けた意見発信	52
(1) 長寿安心年金の提言	52
(2) 私的保障の普及促進に向けた税制改正要望	53
(3) 株式価値向上に向けた取組み	54
(4) 企業会計基準委員会（ASBJ）の主な動向	56
(5) 郵政民営化をめぐる意見発信	57
(6) 国際会計基準・国際的な監督規制についての意見発信	57

第3章 生命保険事業の健全な運営に向けた取組み 58

1. 適切な生命保険販売等に係る諸施策	58
(1) 金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」の議論を踏まえた対応	58
(2) 廃業等募集人情報登録制度の創設・一部改正	60
(3) 生命保険募集人登録の実務について	60
2. 生命保険募集人の教育	61
(1) 募集人資質の向上に向けた取組み	61
(2) 大学課程カリキュラム・テキストの改訂	62
(3) 試験管理業務の外部委託化と試験資材受渡代行支社の設置	64
(4) 試験事務の合理化・効率化	65
(5) 保険法施行、保険業法改正に伴う対応	67

3. ディスクロージャー、情報提供の充実および広報活動	67
(1) ディスクロージャーの充実	67
(2) 情報提供の充実	69
(3) 広報活動	70
4. 適切な保険金支払に係る諸施策	71
(1) 自主ガイドラインの見直し	71
(2) 生命保険支払専門士試験の運営	72
(3) 診断書電子化（機械印字化）の普及・促進	73
5. モラルリスク対応	74
(1) 未成年者保護への対応	74
(2) 不正請求防止に向けた対応	75
(3) 警察との連携強化	75
6. 反社会的勢力への対応、マネー・ローンダリング／テロ資金供与防止に向けた取組み、 特殊詐欺被害防止に向けた取組み	76
(1) 反社会的勢力への対応	76
(2) マネー・ローンダリング／テロ資金供与防止に向けた取組み	78
(3) 特殊詐欺被害防止に向けた取組み	79

第4章 お客さまからの相談・苦情への対応と 金融ADR機関としての取組み

1. 金融ADRをめぐる動向	80
(1) 平成20（2008）年までの主な動き	80
(2) 金融ADR法の成立	80
(3) 指定紛争解決機関の指定取得	81
(4) 金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議報告書の公表	81
(5) 指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針の適用	83
2. 金融トラブル連絡調整協議会の動向（平成20（2008）年～）	83
3. 生命保険相談所の相談受付状況	85
(1) 相談受付状況	85
(2) 生命保険相談所における苦情処理手続	85
(3) 苦情処理手続を行った苦情の生命保険会社の対応状況	86
(4) 裁定審査会における紛争解決手続	86
4. 紛争解決等業務（苦情処理手続および紛争解決手続）に係る業務改善	87
(1) 苦情処理手続に係る改善対応	87
(2) 紛争解決手続に係る改善対応	88
5. 裁定諮問委員会委員構成の見直し	89

6. 裁定審査会の機能強化	90
7. その他の取組み	90
(1) 利用者へ周知・情報提供の充実等	90
(2) 利用者アンケートの実施	91
(3) 障がい者苦情対応	91

第5章 業界共通基盤の整備・進展およびセキュリティ対応 92

1. LINCシステムの稼働状況と基盤更改	92
(1) システム基盤の新設・更改	92
(2) 適用業務システムの取組み	93
2. サイバーセキュリティ対応	95
(1) セプターカウンシルへの参加等	95
(2) サイバーセキュリティに係る講演会等の開催	97
(3) 事務局におけるセキュリティ強化	97

第6章 国際化への対応と国際交流 100

1. 国際保険監督規制への対応（IAISへの対応）	100
(1) IAISへの意見提出	101
(2) IAIS年次会合および総会への参加	107
2. 国際会計基準への対応（IASBへの対応）	108
(1) 日本における国際会計基準をめぐる動き	108
(2) 保険契約に係るIFRS開発の動向と当協会からの意見提出	109
(3) IASBへのその他の意見提出	111
3. GFIA（国際保険協会連盟）の動向	113
(1) GFIAの創設	113
(2) GFIAの概要	114
(3) GFIA総会への参加	114
4. 国際税制への対応	115
(1) FATCA（米国外国口座税務コンプライアンス法）への対応	115
(2) 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」への対応	116
5. 国際会議への参加	117
(1) 東アジア保険会議	117
(2) 日米国際金融シンポジウム	117
(3) IPPC（OECD保険・私的年金委員会）	117
6. 国際交流	118

(1) 覚書の締結	118
(2) 海外からの来客対応	118
(3) 海外における講演活動	119

第7章 社会貢献活動の推進 120

1. 社会貢献活動3カ年計画の動向	120
(1) 当協会の社会貢献活動の経緯	120
(2) 社会貢献活動3カ年計画の動向	120
2. 各種社会貢献活動の実施状況	121
(1) 介護福祉士養成給付型奨学金制度	121
(2) 保育士養成給付型奨学金制度	122
(3) 生命保険協会留学生給付型奨学金制度（セイホスカラーシップ）	122
(4) 子育て家庭支援団体に対する助成活動	123
(5) 子育てと仕事の両立支援に対する助成活動	124
(6) 読み聞かせによる“家族のきずな”推進活動	124
(7) 元気シニア応援団体に対する助成活動	125
(8) 環境教育を通じた家族・地域のきずな推進活動	126
(9) 地方CR活動	126
(10) 心身障害者扶養者生命保険の動向	127
(11) 健康増進啓発活動	129
3. 社会的責任活動の推進	129
(1) 行動規範・自主ガイドライン等の制定と見直し	129
(2) コンプライアンス報告書の策定	134
(3) 環境問題への取組み	135

第8章 生命保険市場の変化および保険商品と販売動向 136

1. 販売チャネルの多様化	136
2. 個人保険分野の動向	136
(1) 新契約	136
(2) 保有契約	138
(3) 個人向け保険商品・サービスの動向	138
3. 団体保険分野の動向	140
(1) 概要	140
(2) 団体定期保険等の動向	141
(3) 住宅金融支援機構団体信用生命保険の動向	142

4. 企業年金分野の動向	143
(1) 概要	143
(2) 厚生年金基金制度の動向	145
(3) 企業年金制度等の見直しに関する議論	146
(4) 確定拠出年金法改正および確定給付企業年金法施行令等の改正	147
5. 財形保険分野の動向	149

第9章 生命保険会社の資産運用等をめぐる対応

1. 資産の規模と資産運用をめぐる動向	152
2. スチュワードシップ・コードの策定と受入金融機関	154
(1) スチュワードシップ・コードの策定	154
(2) 受入金融機関	155
3. コーポレートガバナンス・コードの策定	155

第10章 生命保険税制の拡充要望と税制の動き

1. 生命保険料控除制度をめぐる動き	158
(1) 平成20（2008）年度の動き（平成21年度税制改正を含む）	158
(2) 平成21（2009）年度の動き（平成22年度税制改正を含む）	160
(3) 平成22（2010）年度の動き（平成23年度税制改正を含む）	161
(4) 平成23（2011）年度の動き（平成24年度税制改正を含む）	162
(5) 平成24（2012）年度以降の動き（平成25年度～平成30年度税制改正を含む）	164
(6) 生命保険料控除制度の利用率、一人当たり所得控除額	164
(7) 生命保険料控除証明書の電子化 （平成30年度税制改正における年末調整手続の電子化を含む）	165
2. 死亡保険金の相続税非課税措置をめぐる動き	166
(1) 平成22（2010）年度の動き（平成23年度税制改正を含む）	166
(2) 平成23（2011）年度の動き（平成24年度税制改正を含む）	167
(3) 平成24（2012）年度の動き（平成25年度税制改正、税制抜本改革を含む）	168
(4) 平成25（2013）年度以降の動き（平成26年度以降の税制改正を含む）	169
3. 退職年金等積立金に係る特別法人税をめぐる動き	169
4. 遺族が年金形式で受取る生命保険金に対する所得税の課税の取消しに係る 最高裁判所判決への対応	169
(1) 最高裁判所判決と政府の対応	169
(2) 最高裁判所判決と当協会の対応	170
(3) 政府方針の公表と当協会の対応	171

5. 法人契約の「がん保険（終身保障タイプ）・医療保険（終身保障タイプ）」に係る 保険料の取扱いの変更	173
6. 相続・贈与時に年金の種類・支払期間が決まっていない年金の取扱い	176
7. 保険契約の異動に関する調書の創設等	176

第11章 生命保険関連法制改正をめぐる対応 180

1. 保険法施行への対応	180
(1) 法改正の経緯等	180
(2) 協会の対応	180
2. 当協会の規制改革要望を踏まえた保険業法等の改正	181
(1) 保険会社の海外展開に係る規制緩和	181
(2) 特定融資枠（コミットメントライン）契約の借主の対象範囲拡大	182
(3) 保険会社の特定子会社（ベンチャーキャピタル子会社）の 保有比率10%超投資対象企業の範囲等の拡大	183
3. 民法（債権関係）の改正対応	184
(1) 法改正の経緯等	184
(2) 協会の対応	186
4. 消費者契約法の改正対応	187
(1) 平成28（2016）年改正	187
(2) 平成30（2018）年改正	189
5. 会社法の改正対応	191
(1) 法改正の経緯等	191
(2) 協会の対応	191
6. 上記以外の関連法制対応	192
(1) 個人情報保護法	192
(2) 国際テロリスト財産凍結法	194

第12章 郵政民営化および隣接業界への対応 196

1. 郵政民営化への対応	196
(1) 郵政民営化の見直しへの対応	196
(2) かんぽ生命の上場への対応	198
(3) かんぽ生命の加入限度額引上げへの対応	199
(4) かんぽ生命の新規業務認可申請への対応	204
(5) その他	205
2. 隣接業界への対応	207

(1) 認可特定保険業者への対応	207
(2) 少額短期保険業者への対応	208
(3) 共済への対応	209
第13章 関連する重要事項等の動き	210
1. マイナンバー制度への対応	210
(1) マイナンバー法制定に向けた対応	210
(2) マイナンバー法を踏まえた対応	212
2. 調査研究活動	213
(1) 海外保険法に関する調査	213
(2) 死亡率および災害・疾病発生率に関する調査	214
第14章 生命保険協会の組織と動き	216
1. 一般社団法人化・地方組織の統合	216
(1) 公益法人改革と一般社団法人化	216
(2) 地方組織の統合	217
(3) 会計処理の見直し	217
2. 協会組織運営	218
(1) 社員総会・理事会・監事会	218
(2) 委員会・部会・PTの動向	218
(3) 事務局組織体制の見直し	220
(4) 働き方変革、業務効率化の施策	221
3. 定款および主要規則の変遷	222
(1) 定款の変更	222
(2) 規程の改廃・制定	223
4. 協会への加入と脱退	224
5. 協会主催行事	225
第Ⅲ部 資料編	227
年表	280
あとがき	320

第 I 部

平成20（2008）年以降の
生命保険事業のあらまし

1. はじめに

(1) 日本経済の動向

①世界金融危機までの動向

日本経済はバブル崩壊後の1990年代を通じて長期的に低迷した。資産価格が急落し、企業と金融機関のバランスシートが悪化、国内需要が減退するなかでデフレ状態に陥った。こうした状況に企業は厳しいリストラにより過剰な雇用・設備・債務を解消し、金融面では量的緩和が行われ、金融機関の不良債権処理を促進するなどの構造改革が進んだ。

平成14（2002）年から平成19（2007）年にかけては、息の長い景気回復期を迎え、雇用者数は増加、完全失業率は低下した。一方で、非正規雇用者が雇用者全体に占める割合は長期的なトレンドとして上昇し、平均給与所得を押し下げた。

その後、米国における低所得者等の信用力の低い層に対する住宅ローン（サブプライムローン）の問題の顕在化等により、日本経済は平成20（2008）年2月を境に、比較的緩やかな景気後退局面に入った。さらに、同年9月にリーマン・ブラザーズが破綻すると、世界的な金融危機の深刻化、世界同時不況という環境のもと、わが国経済は急速な景気の悪化へと転じ、平成21（2009）年3月期にかけて経済成長率も大きく落ち込んだ。こうした情勢の下、生命保険業界にも影響は及び、平成20（2008）年10月には大和生命が経営破綻した。

しかし、海外経済の堅調な成長、インフラ投資や環境対応車の購入補助政策などの景気刺激策を背景に、平成21（2009）年春頃から景気は持ち直しはじめた。

②東日本大震災と経済の動向

平成22（2010）年秋頃からは、アジアを中心としてIT関連財の生産調整が行われたことから、わが国の輸出も弱含み、景気は足踏み状態となったが、平成23（2011）年に入って輸出や消費が徐々に回復すると、景気は再び持ち直しに転じつつあった。

ところが、平成23（2011）年3月に東日本大震災が発生し、地震と津波により甚大な被害がもたらされた。被災地域の工場が停止したことでサプライチェーンが寸断され国内外の生産がストップし、また、原子力発電所の停止による電力供給の制約で企業の生産活動が低下するなど日本経済に広く影響が及んだ。

その後、日本経済は大震災による一時的な落ち込みを乗り越え、増勢を維持した。大震災への対応のために大型補正予算が編成され、平成23（2011）年度の最終的な補正予算額は約15兆円まで拡大した。さらに、日本銀行は金融市場の安定確保のための大量の資金供給オペレーション、景気下振れリスクへの対応として、コマーシャルペーパーや社債等のリスク性資産を中心とした資産買入等基金の増額による一段の金融緩和を行った。

③アベノミクス始動

平成24（2012）年12月に発足した第2次安倍晋三内閣は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略からなる「三本の矢」に一体的に取り組むとの方針のもと、平成25（2013）

年1月11日に「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を策定した。

さらに、同年1月22日には政府と日本銀行による共同声明が発表された。デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のため、政府・日本銀行は政策連携を強化するとされ、「2%」の「物価安定の目標」が盛り込まれ、日本銀行がその早期実現を目指すことが明示された。他方、政府は、「財政運営に対する信認を確保する観点から、持続可能な財政構造を確立するための取組を着実に推進する」こととされた。

同年4月、日本銀行は、消費者物価の前年比上昇率2%の「物価安定の目標」を2年程度で早期に実現するため、「量的・質的金融緩和」を導入することを決定した。マネタリーベースおよび長期国債・ETFの保有額を2年間で2倍に拡大、長期国債買入の平均残存期間を2倍以上に延長する等、量・質ともに次元の違う金融緩和を進めた。

平成26（2014）年10月には、日本銀行による「マネタリーベース増加額の拡大」、「資産買入れ額の拡大および長期国債買入れの平均残存年限の長期化」を柱とする「量的・質的金融緩和」の拡大が政策委員会・金融政策決定会合において決定された。

平成26（2014）年4月には消費税率が5%から8%に引き上げられた。消費税率引上げに際して、政府は、駆け込み需要と反動減を平準化させるための施策や、低所得者等を対象とした給付金の支給等を含む「経済政策パッケージ」を決定した。

④ マイナス金利の導入と経済の動向

平成28（2016）年1月、日本銀行は、原油価格の下落、新興国・資源国経済に対する先行き不透明感などによる金融市場の世界的に不安定な動きに対して、金融機関が保有する日本銀行当座預金の一部に▲0.1%のマイナス金利を適用する「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」を導入した。同年2月9日には、10年国債利回りが史上初めてマイナスとなった。

一方で、同年4月に発生した熊本地震では、地域住民の生活基盤や地域経済を支える生産施設・設備、社会インフラ等のストックが広範にわたって毀損した。こうしたストックの毀損は、住民生活のみならず、生産や雇用など地域経済、さらにはサプライチェーンや内外観光等を通じて日本経済にも影響した。また、同年6月には、英国のEU離脱が国民投票によって支持されたことから、先行きの不透明感が高まるなかで、為替相場が円高方向の動きとなり、株価が大きく下落する場面もあった。

英国のEU離脱問題や新興国経済の減速を背景に、海外経済の不透明感が高まり、国際金融市場では不安定な動きが続いている状況のなか、日本銀行では、平成28（2016）年7月に、「ETF買入れ額の増額」、「企業・金融機関の外貨資金調達環境の安定のための措置」を柱とする「金融緩和の強化」を金融政策決定会合において決定した。

その後、日本銀行は、平成28（2016）年9月の金融政策決定会合において、「『量的・質的金融緩和』導入以降の経済・物価動向と政策効果についての総括的な検証」を行った。ここでは新たな政策枠組みとして、日本銀行当座預金へのマイナス金利適用と長期国債の買入れを組み合わせ、短期から長期まで金利全体の動きをコントロールする「イールドカーブ・コントロール」と、生鮮食品を除く消費者物価指数の前年比上昇率の実績値が安定的に2%を超えるまで、マネタリーベースの拡大方針を継続する「オーバーシュート型コミットメント」の二つの要素からなる「長短金利操作付き量的・質

の金融緩和」を導入した。同年11月には10年国債利回りもプラスに転じたが、おおむね現状程度で推移するよう調節するという金利操作方針をうけて、以降は0%程度での推移を続けている。

(2) 社会構造の変化と政府の取組み

① 少子高齢化と人口減少

日本の人口構造においては、14歳以下の人口は昭和57（1982）年より減少が続き、65歳以上の割合は4人に1人以上となった（平成27（2015）年国勢調査で26.6%）。総人口も、平成20（2008）年の1億2,808万人をピークに減少に転じた。

また、合計特殊出生率は、平成17（2005）年には過去最低である1.26まで落ち込んだが、近年は微増傾向が続いており、平成27（2015）年は、1.45と前年を上回った。

若年層では、仕事と子育ての両立に係る負担感や子育てそのものの負担感を背景に、晩婚化・未婚化が進行した。平均初婚年齢は、男女とも長期的に上昇が続いており、平成27（2015）年では、夫が31.1歳、妻が29.4歳となっており、昭和60（1985）年と比較すると、夫は2.9歳、妻は3.9歳上昇している。生涯未婚率（50歳時点の未婚率）も、平成22（2010）年に男性20.1%、女性10.6%となっていたが、平成27（2015）年には男性23.4%、女性14.1%（いずれも国勢調査）と上昇した。晩婚化や未婚化にともない、単身世帯が増加した。

高齢層においては、男女とも平均寿命の延伸とともに、不健康な期間が延びることも懸念され、国民の健康づくりの一層の推進を図り、健康寿命を延ばす（不健康な状態になる時点を遅らせる）ことを目標に、健康増進の取組みが進められた。

また、65歳以上高齢者の認知症患者数は、平成24（2012）年は462万人と、65歳以上の高齢者の7人に1人であったが、2025年には5人に1人になると見込まれている。

経済面では、少子高齢化と人口減少が国内市場の縮小と労働力人口の減少につながり、経済成長を抑制する可能性が出てきている。企業は人材確保のため、長時間労働の改善など働き方を見直し、政府も一億総活躍社会の実現に向け、働く人の視点に立った労働制度の抜本改革すなわち「働き方改革」を推進している。「働き方改革」では、非正規雇用の処遇の改善、長時間労働の是正、さまざまなキャリアパスが描ける柔軟な労働環境の整備等の課題に対し、政労使が一体となって問題解決に取り組んでいくことを目指している。これにより、女性や高齢者だけでなく、子育てや介護、がん治療などを行いながら、働く意欲のある誰もが労働に参加できる、労働移動の円滑化やイノベーションを生みやすい環境整備が進められている。

② 社会保障・税一体改革

国の財政は歳出が歳入を上回る状況が続き、平成29（2017）年度は歳入のおよそ3分の1を公債金に依存している状態であった。歳出では社会保障関係費と国債費が増加し続け、平成29（2017）年度末国債残高は約853兆円となった。社会保険料収入は横ばいのまま、年金、医療、介護等の社会保障給付費は増加した。また「国及び地方の長期債務残高」は約1,087兆円（見込み）に上り、対GDP比198%は主要先進国と比べて突出した状態であった。

政府は、国の財政の健全化を進めるうえで、社会保障関係費を抑制するだけでなく安心できる社会

保障制度を確立し、経済成長との好循環を実現するため「社会保障・税一体改革大綱」を平成24（2012）年に閣議決定した。これに基づき、社会保障制度改革推進法案および関連法案が国会に提出され成立した（社会保障制度改革推進法案平成24（2012）年8月10日成立、同年8月22日公布、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案平成25（2013）年12月5日成立、同年12月13日公布）。これにより社会保障の充実・安定化と財政健全化目標の同時達成に向けて税制の抜本的改革を行い、社会保障給付の主要な安定財源として消費税率を5%から10%へ段階的に引き上げることが決定された。

「社会保障・税一体改革大綱」で決定された消費税率8%への引上げは予定どおり平成26（2014）年4月に実施された。平成27（2015）年10月に予定されていた10%への引上げは、景気への影響を勘案し、1年半延期されて平成29（2017）年4月に実施される予定だったが、さらに2019年10月に再延期されることとなった。

また、「平成22年度税制改正大綱」では、正しい所得把握体制の環境整備として、社会保障・税共通の番号制度の導入を進めることが明記された。平成25（2013）年5月24日にマイナンバー関連法案が成立、同年5月31日に公布され、平成28（2016）年1月より運用が開始された。マイナンバー制度は「社会保障・税一体改革」において医療・介護サービス等の効率化や公正な社会保障制度の基盤と位置づけられた。

③成長戦略

歴代内閣はさまざまな成長戦略を策定しているが、平成25（2013）年6月、第2次安倍晋三内閣は「日本再興戦略」と題する成長戦略を閣議決定した。これは「三本の矢」の第三の矢に該当する。日本再興戦略では、日本を少子高齢化、資源・エネルギー問題などに世界に先駆けて直面する「課題先進国」と認識し、これらの課題を解決できれば、新たな成長分野で躍進することができるとされた。成長分野への投資や人材の移動によって、企業収益の改善、従業員給与の上昇・雇用の増大が実現し、それにより消費や企業投資を誘発するという好循環の実現が目指された。

日本再興戦略は毎年改訂され、平成30（2018）年6月には「未来投資戦略2018」が閣議決定された。各年における金融庁関連の主な施策の項目は以下のとおりである。

平成25年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金調達が多様化（クラウド・ファンディング等） ・ 個人保証制度の見直し ・ コーポレートガバナンスの強化 ・ 金融・資本市場の活性化策の検討 等
26年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「コーポレートガバナンス・コード」の策定等 ・ 国際金融センターとしての地位確立とアジアの潜在力発揮 ・ 豊富な家計資産が成長マネーに向かう循環の確立 ・ IFRSの任意適用企業の拡大促進 ・ 地域金融機関等による事業性を評価する融資の促進 等
27年	<ul style="list-style-type: none"> ・ コーポレートガバナンスの強化 ・ 企業の経営支援強化のための安定的な金融機能の発揮等 ・ 持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進 ・ 多様な資金供給手法を動員した成長マネーの供給促進 ・ 金融仲介機能の更なる充実・強化及び事業再生の促進 ・ IFRS任意適用企業の更なる拡大促進 ・ 質の高い個人向け投資商品の提供促進及びNISAの利用拡大 等

28年	<ul style="list-style-type: none"> ・コーポレートガバナンス改革による企業価値の向上 ・成長資金の供給に資するポートフォリオ・リバランスの促進と市場環境の整備等 ・FinTechをめぐる戦略的対応 ・金融仲介機能の質の改善 等
29年	<ul style="list-style-type: none"> ・FinTechの推進等 ・コーポレートガバナンス改革による企業価値の向上 ・企業の情報開示、会計・監査の質の向上 ・家計の安定的な資産形成の促進と市場環境の整備等 ・金融仲介機能の質の向上 等
30年	<ul style="list-style-type: none"> ・FinTechの推進等 ・コーポレートガバナンス改革 ・情報開示、会計・監査の質の向上 ・活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進 ・金融仲介機能の適切な発揮 ・人材・ノウハウ支援の強化 ・競争の在り方の検討 等

(出典)「日本再興戦略」(2013～2016)、「未来投資戦略2017」、「未来投資戦略2018」における金融庁関連施策から抜粋

2. 業績のあらましと市場の動向

(1) 保有契約高の動向

①個人保険

平成20(2008)年度末の保有契約件数は1億1,299万件、保有契約高は939兆8,425億円、年換算保険料は14兆6,016億円であった。平成25(2013)年度末の保有契約件数は1億4,388万件、保有契約高は857兆5,406億円、年換算保険料は17兆6,965億円で、この間、新規契約の好調と解約率の低下から保有契約件数や年換算保険料が増加する一方、死亡保障を抑えて医療保障を充実させる傾向や契約の小口化などを反映して保有契約高は減少した。

その後、平成26(2014)年度末の保有契約件数は1億5,173万件、保有契約高は857兆4,325億円、年換算保険料は18兆6,481億円となり、保有契約高の減少に落ち着きが見られると、翌平成27(2015)年度末の保有契約件数は1億6,011万件、保有契約高は858兆6,041億円、年換算保険料は19兆6,769億円となり、保有契約高が19年ぶりに前年度を上回った。「転換による減少」や解約・失効高の減少、終身型変額保険等における一時払商品の新契約の増加の影響であった。平成28(2016)年度末では、保有契約件数は1億6,772万件、保有契約高は862兆9,052億円、年換算保険料は20兆7,775億円となり、2年連続で保有契約高が前年度を上回ったが、平成29(2017)年度末では、保有契約件数は1億7,302万件、保有契約高は852兆9,650億円、年換算保険料は21兆5,032億円となり、保有契約件数、年換算保険料が増加を続ける一方、保有契約高は一転して減少となった。

②個人年金保険

平成20(2008)年度末の保有契約件数は1,742万件、保有契約高は89兆3,105億円、年換算保険料は5兆8,116億円であった。

個人年金保険の保有契約件数および保有契約高は、平成14(2002)年10月の銀行窓販解禁後の、平

平成15（2003）年度から増加に転じ、平成20（2008）年度以降も増加傾向にあった。保有契約件数は平成18（2006）年度に過去最高を更新し、その後も増加を続け、平成27（2015）年度には2,075万件、平成28（2016）年度には2,175万件となったが、平成29（2017）年度には2,148万件となり減少に転じた。保有契約高は平成20（2008）年度に過去最高を更新し、平成26（2014）年度まで増加を続け、104兆1,311億円に達したが、平成27（2015）年度は13年ぶりに減少し、103兆5,952億円となった。その後、平成28（2016）年度は107兆8,728億円と前年比増加したものの、平成29（2017）年度は105兆4,823億円と再び減少となった。年換算保険料は平成24（2012）年度以降減少を続けており、平成27（2015）年度は6兆5,183億円となった。平成28（2016）年度は6兆7,057億円と前年比増加したが、平成29（2017）年度は6兆3,719億円と再び減少となった。

③団体保険

平成20（2008）年度末の名寄せ被保険者数（複数会社による共同引受契約の重複分を調整した数値）は4,131万人、保有契約高は375兆1,882億円であった。

平成21（2009）年度から平成24（2012）年度は名寄せ被保険者数、保有契約高ともに減少した。平成25（2013）年度は名寄せ被保険者数、保有契約高ともに増加したが、平成26（2014）年度以降、名寄せ被保険者数は減少、保有契約高は増加し、平成29（2017）年度は4,018万人、383兆7,432億円であった。

④団体年金保険

平成20（2008）年度末の名寄せ被保険者数は2,177万人、保有契約高（責任準備金の額）は31兆1,737億円であった。平成20（2008）年度以降、名寄せ被保険者数は平成26（2014）年度を除き減少し、保有契約高は横ばいであった。平成29（2017）年度末の名寄せ被保険者数は1,652万人、保有契約高は34兆6,107億円であった。

保険契約種類別に見ると、確定給付企業年金法（平成13（2001）年6月8日成立、同年6月15日公布）により受給権保護が十分でない適格退職年金は平成24（2012）年3月をもって廃止とされたことから、平成20（2008）年度末に3兆7,564億円であった適格退職年金の資産は特例が適用される一部の場を除き、平成23（2011）年度末にはなくなった。

一方、移行先の選択肢の一つである確定給付企業年金の資産は平成20（2008）年度末の7兆3,745億円から平成23（2011）年度末には11兆4,872億円へと大幅に増加した。確定給付企業年金の資産はその後も増加し、平成29（2017）年度末には15兆6,561億円となった。

厚生年金基金の資産は、平成20（2008）年度から平成25（2013）年度にかけて横ばいであったが、サブプライム・ローン問題やリーマン・ショック等の影響により、基金の保有資産が代行部分に満たない、いわゆる「代行割れ」基金が大幅に増加した。この状況を解消するべく、平成25（2013）年6月19日に改正厚生年金保険法が成立、同年6月26日公布された。これをうけて、他の企業年金制度への移行が促進されると、平成25（2013）年度末に2兆3,418億円であった資産残高は、平成29（2017）年度末には9,559億円まで減少した。

(2) 主要収支の動向

①保険料収入

一時払商品の新契約の増加をうけて、収入保険料は増加傾向にあった。個人保険の収入保険料を払込方法別に見ても一時払いの占率が上昇傾向であった。

平成20（2008）年度の収入保険料は34兆639億円であったが、増加を続け、平成23（2011）年度には36兆2,890億円となった。平成25（2013）年4月の標準利率の引下げを控えた平成24（2012）年度は貯蓄性商品の販売実績が高水準となり、収入保険料は37兆1,405億円に達した。平成25（2013）年度は前年度の反動により、34兆7,381億円に減少し、平成26（2014）年度からは再び増加に転じたものの、平成29（2017）年度は32兆4,424億円となった。

個人保険の収入保険料を払込方法別に見ると、一時払いの占率は平成20（2008）年度は10.7%であったが、平成24（2012）年度まで毎年上昇し、28.8%となった。収入保険料が減少した平成25（2013）年度は、一時払いの占率も25.2%に低下したが、平成26（2014）年度からは再び上昇に転じ、平成27（2015）年度は27.2%まで上昇した。平成28（2016）年度は、国内金利の低下に伴う一時払商品の予定利率引下げ等の影響で、16.2%まで再び低下した。

②保険金等支払金

保険金等支払金は、平成20（2008）年度は35兆8,181億円であったが、平成29（2017）年度は28兆9,430億円であった。

保険金・年金・給付金についてそれぞれ見ると、保険金は旧簡易生命保険契約の減少をうけ、平成20（2008）年度の19兆9,655億円から10年連続で減少し、平成29（2017）年度には10兆4,068億円となった。年金は増加傾向にあり、平成20（2008）年度は2兆3,514億円であったが、平成29（2017）年度は4兆7,545億円であった。給付金は平成20（2008）年度は4兆639億円であったが、以降減少を続け平成24（2012）年度に3兆9,369億円となった。その後いったんは増加傾向にあったが、平成28（2016）年度から再び減少し、平成29（2017）年度は3兆8,625億円となった。

③資産運用関係収支

資産運用関係収支は、年度ごとの増減が大きく推移した。

平成22（2010）年度は、東日本大震災による株価の下落により、特別勘定資産運用益が減少したことなどから、対前年比75.3%の減少となったが、平成24（2012）年には、新政権による財政・金融政策への期待感による株価の上昇にともない、資産運用収益が対前年比145.4%の増加となった。平成27（2015）年度は、8月に中国経済の減速懸念、年明け以降は原油価格急落や人民元安に伴う世界的な景気後退懸念等をうけて、国内外の株式が大幅に下落した。このため特別勘定資産運用益が減少し、対前年比67.4%の減少となった。平成28（2016）年度、平成29（2017）年度は対前年比増加し、平成29（2017）年度の資産運用収益は9兆4,614億円、対前年比104.2%の増加となった。

④基礎利益および経常利益

1年間の保険本業の収益力を示す基礎利益は、平成20（2008）年度は2兆1,634億円、平成21（2009）

年度は2兆8,487億円であった。平成22（2010）年度から平成26（2014）年度にかけては、毎年度増加を続け2兆6,288億円から3兆8,235億円になった。平成27（2015）年度は3兆3,342億円と6年ぶりに前年度を下回ったが、平成28（2016）年度は3兆3,927億円になり、再び前年度から増加した。

基礎利益にキャピタル損益および臨時損益を加味した経常利益は、平成20（2008）年度は有価証券評価損の拡大等によるキャピタル損の多額計上のため、7,866億円のマイナスとなった。平成21（2009）年度以降は利益が増加傾向にあり、平成26（2014）年度は3兆5,100億円となったが、平成27（2015）年度は、資産運用収益が減少したことなどから、2兆7,681億円に減少した。平成28（2016）年度も保険料収入が減少したことなどの影響で2兆6,629億円となり、2年連続で前年度を下回った。

(3) 総資産および資産運用動向

平成29（2017）年度の生命保険会社の総資産は381兆2,751億円となり、平成20（2008）年度の総資産311兆7,200億円と比べると122.3%となった。年度ごとの推移を見ても、平成27（2015）年度に対前年比99.97%と減少したが、他の年度は増加した。

平成29（2017）年度の資産の内訳を見ると、有価証券が82.3%となり、平成20（2008）年度の73.9%から8.4ポイント増加した。

有価証券のうち、特に外国証券は、総資産に対する構成比が、平成20（2008）年度の12.8%から平成29（2017）年度の23.3%へ10.5ポイント増加した。国内金利が低位で推移したことから外国証券への資金配分が進むこととなった。

一方、貸付金は平成20（2008）年度の16.4%から平成29（2017）年度の8.6%に7.8ポイント減少した。特に一般貸付が平成20（2008）年度の15.2%から平成29（2017）年度の7.9%へ7.3ポイント減少した。

(4) 生命保険市場の動向

①加入状況

生命保険文化センターが実施している「生命保険に関する全国実態調査」によると、生命保険（個人年金を含む）の世帯加入率は、昭和54（1979）年度調査以後、90%を上回っていたが、平成6（1994）年度調査の95%をピークに低下を続け、平成15（2003）年度調査では90%を下回った。この10年間を見ると、平成21（2009）年度調査から平成27（2015）年度調査にかけておおむね横ばいであった。

また、世帯主年齢が30歳未満の世帯の加入率は平成12（2000）年度調査から平成15（2003）年度調査にかけて大幅に下落した。この10年間を見ると、平成24（2012）年度調査および平成27（2015）年度調査では加入率が上昇しているが、依然として他の年齢層に比べて世帯加入率が低かった。

②生命保険商品

平成20（2008）年以降に、低金利環境の継続を背景として平成25（2013）年4月に標準利率が1.5%から1.0%に引き下げられたほか、以下の表のとおり見直しが行われた。このため、貯蓄性商品を中心に保険料の引上げや、一時払商品の販売中止が見られた。

標準利率適用開始	平準払	一時払	
	全商品	終身保険	終身保険以外
平成25年4月～	(1.5%→) 1.0%		
平成27年4月～	—	—	0.5%
平成27年7月～	—	0.75%	—
平成28年7月～	—	0.25%	0.0%
平成29年4月～	0.25%	—	—

他方で、生命保険会社各社では医療や介護などの分野において、お客さまニーズをとらえた商品の投入や商品設計の自在性を高めるなどの対応を行ってきた。

また、顧客の資産形成ニーズに対応するため、為替リスクはあるものの、国内の金利に比べ、利回りの高さが魅力的な外貨建てとすることにより、予定利率を高く設定することが可能となる外貨建商品を積極的に販売する動きも見られた。

高齢期における老後保障ニーズに対応し、低金利下でも魅力的な商品を提供するため、生存保障性を高めた商品の販売も行われた。これは保険料払込期間中の死亡・解約時の返戻金を抑えることで、その原資を生きている他の加入者の年金原資に回すという商品設計であった。

一方、社会の構造変化等を踏まえた新たなニーズに応える商品も見られた。例えば、高齢社会の進展による認知症患者の増加を背景に、認知症を発症すると給付金を支給する認知症保険が販売された。また、国立社会保障・人口問題研究所の調査では、不妊治療をするカップルは6組に1組と不妊治療に向き合う方が増えており、政府として希望出生率向上に向けた政策が講じられてきた。そのようななか保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令が平成28（2016）年3月31日に公布、翌4月1日に施行され、保険会社において不妊治療保険の引受けを行うことが可能となり、平成28（2016）年10月に出産費用・特定不妊治療費を保障する不妊治療保険が発売された。

その他、健康診断結果や喫煙状況等を保険料に反映させる新たなリスク細分型商品の開発が進められた。また、IT技術の進展により、従来、血圧や喫煙の有無などリスク細分を行うデータの入手が限定的であったが、ウェアラブル端末を利用して収集した情報を活用した商品開発も行われ始めた。

また、生命保険会社では、1日当たりの平均歩数目標を達成した場合、所定の還付金を支払う商品なども提供するようになった。

平成30（2018）年4月標準生命表の改定が行われ、長寿化が進み死亡率が下がったことで、定期保険等の保険料が引き下げられた。また、生前給付を手厚く保障する商品により、健康寿命の延伸等社会的な課題への対応が進められた。

③募集チャネルの動向

保険募集チャネルについても、いわゆる保険ショップ等の大型代理店やインターネット等の非対面販売をはじめとしてこの10年間に多様化が進展した。

営業職員数は、平成20（2008）年度末以降減少傾向ながら、22万人から25万人の間で推移した。他方で、代理店使用人数は、平成20（2008）年度末時点で95万人であったが、増減しながら平成28（2016）年度末時点で100万人に達している。

生命保険文化センターの平成27（2015）年度全国実態調査によれば、直近加入契約の加入チャンネルにおいては、「生命保険会社の営業職員」が59.4%を占め、引き続き主力チャンネルである。他方で、「保険代理店の窓口や営業職員」チャンネルは13.7%で、銀行・証券会社の金融機関代理店についても、5.5%と平成15（2003）年度調査と比べ進展した。

規制面では、保険業法等の一部改正（平成24（2012）年3月30日成立、同年3月31日公布）により、内閣総理大臣の認可の下、同一グループ内の保険会社を再委託者とする場合に限定して、保険募集の再委託が可能となった。

また、金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」報告において、販売チャンネルの変化をはじめとする募集実態の変化に対応できるよう保険募集規制の見直しを行うことが適当との提言がなされたことをうけ、保険業法等の一部改正（平成26（2014）年5月23日成立、同年5月30日公布）により、保険募集の基本的ルールとして情報提供義務や意向把握義務、保険募集人等の体制整備義務が導入された。

3. 生命保険業界の主な動き

(1) 保険法の施行

保険に関する契約ルールについては、改正前商法第2編第10章「保険」に規定が置かれていたが、平成18（2006）年9月6日開催の法制審議会第150回会議において法務大臣より、保険法の見直しに関する諮問第78号が発せられた。

法制審議会の傘下に保険法部会が設置され、平成18（2006）年11月1日から平成20（2008）年1月16日まで、計24回の審議がなされ、平成20（2008）年1月16日開催の法制審議会保険法部会にて「保険法の見直しに関する要綱案」がとりまとめられた。

平成20（2008）年2月13日開催の法制審議会第155回会議にて「保険法の見直しに関する要綱案」を審議のうえ原案どおり承認、同日、法務大臣あてに答申された。

この要綱を踏まえて、法務省において立法作業が進められ、保険法（平成20年法律第56号）は、「保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成20年法律第57号）」とともに、同年5月30日に成立し、6月6日公布、平成22（2010）年4月1日に施行された（第Ⅱ部第11章参照）。

(2) 保険業法等の主な改正

平成20（2008）年以降の保険業法等の主な改正は以下のとおりである。

①平成20（2008）年6月改正

平成20（2008）年6月6日成立、同年6月13日公布の「金融商品取引法等の一部を改正する法律（法律第65号）」に基づき、保険業法の一部改正が行われ、a. 取締役等の兼職規制の撤廃、b. 保険会社の業務範囲（投資助言業務等の契約の締結、媒介、取次等）の見直し、c. 顧客の利益の保護のための体制整備、d. 保険会社または保険持株会社の子会社の範囲等の見直しが行われた。b. d. については平成20（2008）年12月12日施行、a. c. については平成21（2009）年6月1日施行。

②平成21（2009）年6月改正

平成21（2009）年6月17日成立、同年6月24日公布の「金融商品取引法等の一部を改正する法律（法律第58号）」に基づき、保険業法の一部改正が行われ、利用者保護を目的に金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）が創設された。施行日は平成22（2010）年4月1日。

③平成22（2010）年5月改正

平成22（2010）年5月12日成立、同年5月19日公布の「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成22年法律第32号）」に基づき、保険業法の一部改正が行われ、グループ規制・監督の強化を目的に保険会社または保険持株会社グループに対する連結財務健全性基準（連結ソルベンシー・マージン基準）が導入された。施行日は平成23（2011）年4月1日。

④平成23（2011）年5月改正

平成23（2011）年5月17日成立、同年5月25日公布の「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成23年法律第49号）」に基づき、コミットメントライン（特定融資枠契約）の借主の範囲拡大、銀行・保険会社等金融機関の子会社等において容認されているファイナンス・リースの提供を本体に解禁した。施行日は平成24（2012）年4月1日。

⑤平成24（2012）年3月改正

平成24（2012）年3月30日成立、同年3月31日公布の「保険業法等の一部を改正する法律（平成24年法律第23号）」に基づき、保険会社の国際競争力の向上や事業再編の促進に資する環境を整備するとともに、保険契約者等の保護を図るため、外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制の見直し、同一グループ内の保険会社を再委託者とする保険募集の再委託、保険契約の移転に係る規制のあり方の見直しが行われた。施行日は平成24（2012）年7月20日。

⑥平成25（2013）年6月改正

平成25（2013）年6月12日成立、同年6月19日公布の「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年法律第45号）」に基づき、实体经济に深刻な影響を与える金融危機を防ぐため、G20の合意等を踏まえ、金融機関の秩序ある処理の枠組みを整備した。施行日は平成26（2014）年3月6日。

⑦平成26（2014）年5月改正

平成26（2014）年5月23日成立、同年5月30日公布の「保険業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第45号）」に基づき、保険募集の基本的ルールの創設（「意向把握義務」、「情報提供義務」の導入）、保険募集人に対する体制整備義務の導入、海外の金融機関等を買収した際の子会社業務範囲規制の特例の拡大、保険仲立人が「保険期間5年以上」の長期保険契約の媒介業務を行う場合に別途求められる当局の「認可」を不要とすること、共同保険における契約移転手続に係る特例の導入が認められた。保険仲立人に対する規制緩和は平成26（2014）年8月29日、子会社業務範囲規制の特例の拡大、共同保険における契約移転手続に係る特例の導入等は平成26（2014）年11月28日、保険募集の基本的ルー

ルの創設、保険募集人に対する体制整備義務の導入等は平成28（2016）年5月29日に施行された。また、保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成26（2014）年11月27日公布、同年11月28日施行）に基づき、保険会社の子会社の業務として、「保育所の運営業務」等を追加する規制緩和がなされた。

⑧生命保険契約者保護機構に係る改正

平成10（1998）年12月1日に設立された生命保険契約者保護機構は、生命保険会社が破綻した際に、契約を引き継ぐ「救済保険会社」への資金援助等を行うことにより、保険契約を継続させ、保険契約者の保護を行う。

同機構の財源は、会員である生命保険会社各社の負担金である。ただし、平成12（2000）年5月24日成立、同年5月31日公布「保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成12年第92号）」に基づき、生命保険会社各社の負担金だけで資金援助等の対応ができない場合には、政府から同機構に対して補助金を交付することが可能とされている。

この政府補助について、当初平成15（2003）年3月末までに破綻した生命保険会社の破綻処理費用が対象であったが、保険業法の改正が繰り返し行われ、2022年3月末まで延長された。本110年小史の対象期間では平成20（2008）年12月12日成立、同年12月16日公布の「保険業法の一部を改正する法律（平成20年法律第91号）」、平成24（2012）年3月30日成立、同年3月31日公布の「保険業法等の一部を改正する法律（平成24年法律第23号）」、平成28（2016）年11月25日成立、同年12月2日公布の「金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第98号）」に基づき改正が行われた。

(3) 経済価値ベースのソルベンシー規制とリスク管理の高度化に向けた取組み

金融庁は平成16（2004）年に「金融改革プログラム」を公表し、ソルベンシー・マージン比率の見直しを検討項目の一つとして掲げた。平成18（2006）年には「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チーム」を立ち上げ、検討を行い、検討チームは平成19（2007）年に報告書「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について」を公表した。

同報告書は、短期的には現行規制の高度化に取り組みつつ、中期的対応として各国・地域の保険監督当局で構成する国際機関IAIS（International Association of Insurance Supervisors、保険監督者国際機構）等の国際的な潮流を踏まえながら、経済価値ベースのソルベンシー規制の導入とリスク管理の高度化を目指すべきとした。

また、平成21（2009）年、金融庁は金融危機を踏まえたリスク管理の高度化を促進するため、保険会社向けの総合的な監督指針に「統合リスク管理」の項目を新設した。その後、金融庁は統合的リスク管理態勢ヒアリングを開始し、平成23（2011）年に第1回ヒアリング結果を公表した。

同時に、金融庁は、平成22（2010）年、平成26（2014）年および平成28（2016）年にフィールドテストを実施し、各社の対応状況、ソルベンシーの状況、実務上の課題の把握に努め、経済価値ベースの評価・監督手法の検討を進めた。平成22（2010）年5月には、連結ベースのソルベンシー・マージン比率の導入についての法律が成立し、関連する規定の整備も行われた。

さらに平成23（2011）年に実施されたIMF（国際通貨基金）による金融セクター評価プログラムで

ORSA（リスクとソルベンシーの自己評価）に関する指針を整備すべきとの提言がなされると、金融庁は平成26（2014）年に監督指針に所要の改定を行った。同年に結果が公表された第4回ヒアリングからは生命保険・損害保険業を営む一部保険会社・保険持株会社にORSAレポートの作成・提出を求め、当該レポートに基づくヒアリングを実施した。

世界的に見てもIAISによるICSに係る取組み、EUでの平成28（2016）年のソルベンシー II の導入等があったが、わが国においても、経済価値ベースのソルベンシー規制とリスク管理の高度化に向けた検討が進められた。

(4) 顧客本位の業務運営

平成28（2016）年4月19日の金融審議会総会において、金融担当大臣より、「情報技術の進展その他の市場・取引所を取り巻く環境の変化を踏まえ、経済の持続的な成長及び国民の安定的な資産形成を支えるべく、日本の市場・取引所を巡る諸問題について、幅広く検討を行うこと」との諮問が行われた。この諮問をうけて、金融審議会に市場ワーキング・グループが設置され、国民の安定的な資産形成と顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）等について審議が行われ、同年12月22日に報告書が公表された。

同報告書では金融庁が顧客本位の業務運営に関する原則を策定し、金融事業者に受入れを呼びかけ、金融事業者が原則を踏まえてよりよい金融商品・サービスの提供を競い合うようながしていくこと、および同原則に盛り込むべき事項について提言された。

これを踏まえ、金融庁では、平成29（2017）年3月30日に「顧客本位の業務運営に関する原則」を公表し、また、金融事業者の取組みの「見える化」を促進する観点から、同年6月末から当面四半期ごとに、顧客本位の業務運営を実現するための「取組方針」を策定した金融事業者の名称とそれぞれの取組方針のウェブサイトのアドレスを集約し、金融庁ウェブサイトにおいて公表することとした。

(5) 金融経済教育

金融危機の経験から、利用者側の金融リテラシーを向上させ、利用者の金融行動を改善することが重要であるとの認識が、OECD（経済協力開発機構）やG20等における国際的な議論において共有されていること等を踏まえ、金融庁は「金融経済教育研究会」を設置した。同研究会での議論は、平成25（2013）年4月30日に報告書としてとりまとめられ、公表された。

同報告書では、金融経済教育の現状として、学校段階や社会人・高齢者段階における、業界団体の活動や各金融機関のCSR活動と連携した金融経済教育の取組み等が確認されたうえで、身に付けるべき「金融リテラシー」を整理し、金融経済教育の対象者や推進するに当たって期待される各分野での取組み等について報告された。

(6) 新生命保険料控除制度のスタート

平成20（2008）年12月にとりまとめられた自民党（与党）税制改正大綱において、生命保険料控除制度の改組、所得控除限度額の拡充が記載され、新制度の適用は、所得税が平成24（2012）年分以降から、地方税が平成25（2013）年度分以降の個人住民税からとされた。

新制度開始までの間に、平成22（2010）年の政府税制調査会において生命保険料控除制度の個人住民税部分に対して縮減、見直しの指摘がなされたものの、最終的には見直しが行われることなく、予定どおり新制度がスタートした。

（7）金融行政の動向

金融庁は、平成19（2007）事務年度から、ベター・レギュレーションの取組みを開始した。その趣旨は、金融規制の質の向上により、金融機関の自己責任・自助努力による課題への取組みをうながすとともに、金融取引のグローバル化や金融商品・販売チャネルの多様化、金融機関の経営形態の多様化といった新しい状況に対応するため、規制・監督手法の見直しを進めること、金融規制の質的向上により日本の金融・資本市場の国際競争力を強化するため、ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督を最適に組み合わせることや、金融機関の自助努力を尊重し、金融機関へのインセンティブを重視することなどであった。

さらに金融庁はベター・レギュレーションへの取組みを進める過程において、従来の金融機関に対する検査および監督のあり方を見直した。平成25（2013）事務年度には、従来の「検査基本方針」に替え、監督局と検査局が協働して行うオンサイト・オフサイトのモニタリングを行うこと等を示した「金融モニタリング基本方針」をとりまとめ、公表した。同方針では、検査と検査との間の経済金融情勢の変化や金融機関に共通する課題に対し適切に対応することや、金融機関がより優れた業務運営（ベスト・プラクティス）を目指す動きにつながることを念頭に置き、①金融機関・金融市場で何が起きているかを、リアルタイムで実態把握し、潜在的なリスクを早期に特定し、前広（フォワードルッキング）に対応（マクロプルーデンスの視点の導入）、②重要なテーマについて業態横断的な実態の把握・分析、課題の抽出、改善策の検討（水平的レビュー）、③ミニマム・スタンダードの遵守だけではなく、より優れた業務運営（ベスト・プラクティス）に近づく観点からのモニタリングの実施といった新たな金融検査（金融モニタリング）の基本的方向性が明らかにされた。そして、同事務年度には、生命保険市場および損害保険市場でそれぞれ大きなシェアを占め、その動向が契約者等に大きな影響を及ぼす大手生命保険会社4社、大手損害保険会社3グループに対し水平的レビューを実施した。また、大手生命保険会社4社以外については、主に代理店チャネルを中心として販売を行っている会社に対し各社の規模やリスク特性に応じ、経営管理態勢、顧客保護等管理態勢、保険募集管理態勢を中心として検証を実施した。

平成26（2014）事務年度は、検査局・監督局の間で業務がさらに継続的かつ効果的に連携して行われるよう、金融モニタリング基本方針と監督方針を統合し、共通の方針として「平成26事務年度金融モニタリング基本方針（監督・検査基本方針）」を公表した。さらに、平成27（2015）事務年度には、「平成27事務年度金融行政方針」を公表し、その進捗状況や実績等の評価について、平成28（2016）年9月に「平成27事務年度金融レポート」として公表するとともに、これを踏まえ、同年10月に「平成28事務年度金融行政方針」を公表した。

同事務年度には、顧客本位の業務運営、将来における健全性の確保の観点から実態把握が進められた。とりわけ、顧客本位の業務運営については、商品開発および販売の実態把握、金融機関代理店における外貨建保険等の商品販売の実態把握、乗合代理店が保険会社から得ている報酬である募集手数料と、キャンペーン手数料やボーナス手数料等のインセンティブ報酬について、乗合代理店を主な販

売チャネルとする生命保険会社と大手乗合代理店を対象としたヒアリングを通じた、「質」と「量」の両面からの実態把握が進められた。そして、平成29（2017）年3月には、金融審議会市場ワーキング・グループの提言を踏まえ、金融事業者が顧客本位の業務運営におけるベスト・プラクティスを目指す上で有用と考えられる原則、「顧客本位の業務運営に関する原則」を公表した。加えて、金融庁では、同原則を採択した金融事業者に対し、顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針（以下、取組方針という）を策定・公表することを求め、取組方針を策定した金融事業者のリストを金融庁ウェブサイト上で公表した。

また、検査・監督改革の方向と課題について、平成28（2016）年8月以降、金融モニタリング有識者会議による議論を行い、同会議では平成29（2017）年3月に報告書「検査・監督改革の方向と課題—金融モニタリング有識者会議報告書—」をとりまとめた。同年12月には、同報告書を踏まえ、新しい検査・監督を実現するために基本的な考え方と進め方を整理した、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（案）をパブリックコメントに付した。

(8) 消費者庁の発足と消費生活条例

急速な高齢化やIT化の進展等、消費者を取り巻く環境が大きく変化する一方で、個人情報漏えい、食品の偽装表示等の問題、悪質・巧妙化した手口による商法、振り込め詐欺等による消費者被害が急増していった。こうした社会問題を背景に、消費者保護基本法が平成16（2004）年に全面改正され、消費者基本法として施行された。

消費者行政においては、消費者の利益の擁護および増進に関する基本的な政策の企画立案等を担当する一元的な組織として、平成21（2009）年9月に消費者庁が内閣府の外局として発足した。同庁は、消費者契約法、特定商取引法、不当景品類及び不当表示防止法等を所管し、消費者被害の防止、消費者の財産的被害の集団的回復、消費者教育の推進に係る政策を進めてきた。

また、地方自治体では、消費生活条例の改正・新設について検討が進められた。平成20（2008）年には秋田県で高齢者等に対する飛び込み勧誘を一律に禁止する条例改正が検討された。その後も迷惑勧誘や再勧誘の禁止等、「不当な取引行為（不適正な取引行為）」の禁止について消費生活条例に規定する動きがあった。加えて、滋賀県野洲市の平成28（2016）年条例のように「訪問販売事業者に対する登録制度」を導入する自治体も見られた。

(9) 郵政民営化

郵政事業およびその一部である簡易保険事業は長らく政府「現業」の形態で営まれてきたが、平成15（2003）年4月に郵政公社に改編され、平成19（2007）年10月に自由民主党・小泉純一郎内閣のもとで日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険に分社化・民営化された。

また、日本郵政グループは、平成24（2012）年4月27日の「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律」の成立、同年5月8日公布、同年10月1日の同法の一部施行をうけ、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険の4社体制に再編された。

その後、平成26（2014）年12月26日、日本郵政より「日本郵政グループ3社の株式上場について」

が公表された。日本郵政グループの3社（日本郵政、ゆうちょ銀行、かんぽ生命）の株式上場に関して、株式上場スキーム等が公表され、日本郵政が保有する金融2社株式の売却については、「まずは、保有割合が50%程度となるまで、段階的に売却していく」とされた。平成27（2015）年11月4日、日本郵政、ゆうちょ銀行およびかんぽ生命の株式が東京証券取引所に上場され、それぞれ一定程度売却された。なお、平成29（2017）年9月には政府が保有する日本郵政の株式の第2次売却が行われた。

(10) 保険監督者国際機構（IAIS）の動向

保険監督者国際機構（IAIS）は、平成6（1994）年に設立された世界の約140か国、約190の管轄区域の保険規制者および保険監督者で構成する国際機関であり、日本では、金融庁が正式メンバーとなっている。

IAISにとって、この10年間は、金融危機を踏まえ、国際的に活動する保険グループに対する監督の枠組みの策定や、また、FSBのメンバーとして、国際的な金融安定化への貢献のための検討を大きく加速させた期間となり、すべての保険事業者に適用されるICP（Insurance Core Principles、保険コア・プリンシプル）、国際的に活動する保険グループに適用されるコムフレーム（ComFrame）、G-SIIs（グローバルなシステム上重要な保険会社）に適用される政策措置について検討が進められた。

なお、IAISが平成11（1999）年12月にオブザーバー制度を導入したことをうけ、当協会は平成14（2002）年1月にオブザーバー加盟したが、オブザーバー制度は、平成26（2014）年10月のIAIS総会における決議による組織見直しにともない同年12月末日をもって廃止された（詳細は第Ⅱ部第6章参照）。

(11) 国際会計基準審議会（IASB）の動向

1990年代以降、会計基準の国際的統一に向けた動きが進展するなかで、保険分野においても国際基準づくりの取組みが始まった。

IASBの前身であるIASC（国際会計基準委員会）は、平成9（1997）年に保険契約プロジェクトにおいて、保険契約に係る国際会計基準の開発を開始したが、早期の完成が困難であったため、プロジェクトを二つのフェーズに分け、平成16（2004）年に既存の会計基準の使用を容認するIFRS第4号「保険契約」を公表し、フェーズⅠを完了した。

その後、フェーズⅡの検討を開始し、平成29（2017）年5月、検討開始から約20年を経て、保険契約に関する基準を定めたIFRS第17号「保険契約」を公表した。IFRS第17号「保険契約」は2021年1月1日以降に開始する事業年度より適用される（詳細は第Ⅱ部第6章参照）。

(12) 国際的な保険ネットワークの強化

平成24（2012）年10月9日、米国のワシントンD.C.において、全世界の保険市場の87%を占める31の保険協会から構成されるGFIA（Global Federation of Insurance Associations、国際保険協会連盟）が創設された。GFIAは、国際的な監督規制の議論における保険業界のプレゼンスの向上および各国の保険協会の連携強化を目的としている。平成30（2018）年5月現在、当協会を含む42の保険協会が加盟している。

(13) 国際的な租税回避への対応

経済のグローバル化にともない、外国の金融機関等を利用した国際的な租税回避が問題視されるようになり、米国およびOECDにおいて税務当局が外国に存在する金融口座に関する情報を収集するための仕組みが設けられた。両制度とも報告義務を負う金融機関に生命保険会社が含まれている。

①米国のFATCA（外国口座税務コンプライアンス法）

平成20（2008）年のUBS事件等をうけて、米国で平成22（2010）年に制定された追加雇用対策法にFATCA（Foreign Account Tax Compliance Act、外国口座税務コンプライアンス法）の規定が盛り込まれた。

FATCAは、米国人による海外口座を使用した租税回避を防止することを目的とした規定であり、米国外の金融機関が米国財務長官と契約（金融機関が米国人口座の有無を確認。年1回報告）を締結しない場合、米国を源泉とする投資所得について30%の源泉徴収課税がされることとなった。

②OECDのCRS（共通報告基準）に基づく自動的情報交換

FATCAへの対応について、平成24（2012）年に欧州5か国が米国と合意したことを契機として、OECDは、税務当局間で非居住者の金融口座情報を提供し合う自動的交換に関する国際基準「CRS（Common Reporting Standard、共通報告基準）」の策定に着手し、G20各国は、平成30（2018）年末までに自動的情報交換を開始することとなった。

わが国においては平成27年度税制改正において、CRSに従った自動的情報交換を実施する観点から非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度が整備され、平成30（2018）年に税務当局間の自動的情報交換が開始された。

③税源浸食と利益移転（BEPS：Base Erosion and Profit Shifting）への取り組み

OECDでは、多国籍企業の活動実態と各国の税制や国際課税ルールとの間のずれを利用することで、多国籍企業がその課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題（BEPS）に対処するため、平成24（2012）年よりBEPSプロジェクトを立ち上げた。このBEPSプロジェクトでは、G20（財務大臣・中央銀行総裁会議）の要請により策定された15項目の「BEPS行動計画」に沿って対応策が議論され、平成27（2015）年9月に「最終報告書」がとりまとめられた。

4. 生命保険会社の合併、業務・資本提携等

平成20（2008）年4月以降、この10年間における生命保険会社の合併、主な業務・資本提携等（子会社化を含む）は以下の表のとおりである（新規参入については第Ⅱ部第14章「4. 協会への加入と脱退」参照）。

(1) 合併

日付	会社名	概要
平成21年 9月29日	アクサ生命とアクサフィナンシャル生命	金融庁より合併の認可を取得し、平成21年10月1日付合併（アクサ生命）
23年 9月20日	損保ジャパンひまわり生命と日本興亜生命	金融庁より合併の認可を取得し、平成23年10月1日付合併（NKSJひまわり生命）
23年 9月20日	三井住友海上きらめき生命とあいおい生命	金融庁より合併の認可を取得し、平成23年10月1日付合併（三井住友海上あいおい生命）
23年 12月8日	AIGエジソン生命、ジブラルタ生命とエイアイジー・スター生命	金融庁より合併の認可を取得し、平成24年1月1日付合併（ジブラルタ生命）
26年 9月26日	東京海上日動あんしん生命と東京海上日動フィナンシャル生命	金融庁より合併の認可を取得し、平成26年10月1日付合併（東京海上日動あんしん生命）
26年 9月29日	アクサ ジャパン ホールディングとアクサ生命	アクサ ジャパン ホールディングが金融庁より生命保険業の免許を取得し、平成26年10月1日付合併（アクサ生命）
27年 6月9日	オリックス生命とハートフォード生命	金融庁より合併の認可を取得し、平成27年7月1日付合併（オリックス生命）

(2) 主な業務・資本提携等（子会社化を含む）

日付	会社名	概要
平成20年 7月16日	第一生命	タイの生命保険会社Ocean Life Insurance Co., Ltd（バンコク市）と出資を含む業務提携契約を締結
20年 7月23日	日本生命	米国の生命保険会社ノースウェスタン・ミューチュアルとの間で業務提携を行うことで合意
21年 9月17日	日本生命	上海広電（集団）有限公司と合併で設立した生命保険会社「広電日生人壽保險有限公司」は、①中国側株主である上海広電が所有する広電日生への出資持分50%を「中国長城資産管理公司」に譲渡すること、②①にともない、合併生命保険会社の社名を「長生人壽保險有限公司」に変更することの2点について認可を取得
21年 9月18日	日本生命	米国のプルデンシャル・グループへ出資
23年 10月11日	日本生命	インドの生命保険会社リライアンス・ライフ社の株式（発行済株式数の26%）の取得を発表
24年 1月19日	明治安田生命	業務提携先であるドイツのタラックス社傘下のタラックス・インターナショナル社がポーランドの大手保険グループのワルタ社の株式100%の取得について、ベルギーの金融グループKBC Group NVと合意し、明治安田生命はタラックス・インターナショナル社からこのうち30%を取得することに合意

24年 12月20日	住友生命	ベトナムの保険・金融グループのバオベトホールディングスの発行済株式18%の取得を発表
25年 4月2日	日本生命	米国の資産運用会社ポスト・アドバイザー・グループ社への出資について発表
25年 7月26日	明治安田生命	タイの生命保険会社タイライフ社との戦略提携について発表
25年 11月22日	第一生命	インドネシアの生命保険会社PT Panin Lifeおよび中間持株会社PT Panin Internasionalの株式を取得したことから、第3四半期連結会計期間より持分法適用関連会社としたことを発表
25年 12月2日	住友生命	インドネシアの国営商業銀行バンク・ネガラ・インドネシアの生命保険子会社BNIライフ・インシュアランスの発行済株式総数の約40%の取得を発表
25年 12月24日	大同生命	ドイツの保険グループのニュルンベルガー社への出資と協働協定の締結について発表
26年 7月1日	メディケア生命	住友生命の完全子会社となる。
26年 8月1日	損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命	第一生命の完全子会社となり、同年11月25日付でネオファースト生命に社名変更
26年 10月17日	日本生命	インドネシアの生命保険会社セクイスライフ社への出資の完了について発表
27年 2月2日	第一生命	米国のプロテクティブ生命の完全子会社化を発表
27年 2月5日	ピーシーエー生命	SBIグループの完全子会社となり、同年5月にSBI生命に社名変更
27年 3月20日	アクサ生命 日本生命	アクサ生命と日本生命の業務提携と日本生命からアクサ生命への出資について発表
28年 2月2日	住友生命	米国のシメトラ社の完全子会社化を発表
28年 3月8日	明治安田生命	米国のスタンコープ生命の完全子会社化を発表
28年 3月11日	日本生命 三井生命	日本生命は三井生命の完全子会社化を発表
28年 3月29日	かんぽ生命 第一生命	かんぽ生命および第一生命は、海外生命保険事業、資産運用事業、国内生命保険事業に関する共同研究等業務提携を行うことについて基本合意
28年 6月1日	住友生命	南アフリカの金融サービス会社ディスカバリー社と健康増進型保険の開発で提携。また、ソフトバンク株式会社と提携して、ディスカバリー社のウェルネスプログラム「Vitality」を日本市場に導入する取組みの開始を7月21日に発表。
28年 10月3日	日本生命	オーストラリアのMLC生保事業の買収手続を完了したことを発表
28年 10月25日	ソニー生命	オーストラリアの生命保険会社Clear View Wealth Limitedへの出資および業務提携について発表
30年 3月2日	日本生命 マスマチュアル生命	日本生命はマスマチュアル生命の発行済株式の85.1%を取得することを発表（手続完了は同年5月～6月）

第Ⅱ部

平成20（2008）年以降の
生命保険協会の取組み

第1章 東日本大震災を含めた災害対応

1. 東日本大震災への対応

平成23（2011）年3月の東日本大震災では生命保険業界も大きな被害を受け、28名の職員が死亡・行方不明となったほか、累計で約500の事業所（支社・拠点）が営業不能となった（平成23（2011）年9月9日現在）。

当協会は震災発生後直ちに大地震対策本部を設置し、「被災された方が一刻も早くご安心頂けるよう最大限の配慮に基づいた対応を行うこと」との基本方針のもと、緊急対応を実施するとともに、以降、確実・迅速な保険金の支払い、電力需要抑制への対応等、生命保険会社各社とともに一丸となって取組みを進めた。

このような業界をあげた対応は外部からも高い評価を受け、平成24（2012）年5月には「平成24年度消費者支援功労者表彰（内閣府特命担当大臣表彰）」を受賞した。

なお、保険金等支払実績、保険料払込猶予解消状況等を踏まえ、また、震災から1年が経過したことから、平成24（2012）年3月16日開催の理事会に大地震対策本部の収束を報告し、平時の態勢で震災対応を継続することとした。

(1) 地震の概要

平成23（2011）年3月11日午後2時46分頃、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震が発生した。宮城県北部では震度7を記録し、東北から関東の広い範囲で強い揺れが観測された。また太平洋沿岸では津波による甚大な被害が発生した。同日、この地震は気象庁によって「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」と命名され、さらに4月1日の閣議にて、東北地方太平洋沖地震による災害およびこれに伴う原子力発電所事故による災害は「東日本大震災」と呼称することが決定された。

この震災（地震）による被害は、以下のとおりである。

（単位：人、戸）

人的被害	死者	15,894
	行方不明	2,546
建物被害	全壊	121,772
	半壊	280,921

（出典）警察庁「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置」（平成29年12月8日現在）

(2) 大地震対策本部の設置と緊急対応

①大地震対策本部の設置

当協会では大地震対策要綱に基づき、地震発生後直ちに渡邊光一郎協会長を本部長とする大地震対策本部を設置し、対策本部を設置した旨の協会長コメントを公表した。当協会は、同協会長コメントにおいて、保険金・給付金等の簡易迅速な支払いに努めること、お客さまからの問い合わせ等に親身に応え、被災者の力になるよう全力で対応することを表明した。

平成23（2011）年3月14日には第1回大地震対策本部役員会を開催し、「被災された方が一刻も早くご安心頂けるよう最大限の配慮に基づいた対応を行うこと」を基本方針とし、日本赤十字社を通じた被災地への3億円の見舞金の寄贈（同年3月30日実施）、お見舞い広告の出稿（3月15日全国紙5紙（日経、読売、朝日、毎日、産経）および地方紙8紙（東奥日報（青森）、岩手日報（岩手）、河北新報（宮城）、秋田魁新報（秋田）、山形新聞（山形）、福島民報、福島民友新聞（福島）、茨城新聞（茨城）に掲載）等を決議した。

②大震災対応のための特別措置等の実施

平成23（2011）年3月11日付の金融担当大臣名の災害に対する金融上の措置の要請等を踏まえ、翌12日、生命保険会社が災害救助法適用地域の被災者の契約について「保険料払込猶予期間の延長（最長6か月）」、「保険金・給付金、契約者貸付金の簡易迅速な支払い」を行う特別な取扱いを実施する旨を公表した。これらの特別措置は、同年3月15日に出稿したお見舞い広告に記載し、周知した。

なお、保険料払込猶予件数は以下のとおりである。

（単位：件）

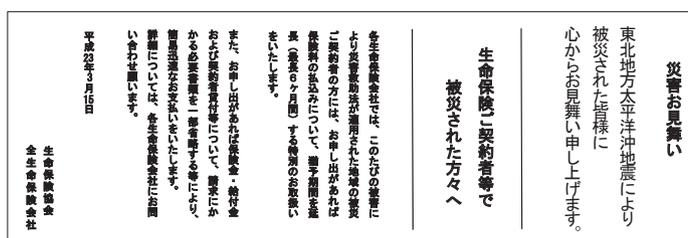
時点	払込猶予件数
平成23年 3月31日	38,077
4月27日	100,217
5月26日	122,211
7月28日	124,740
8月25日	128,740
9月29日	130,007
10月27日	127,407
11月24日	116,132
12月21日	98,972

（注）時点日ベースでの払込猶予件数。6月23日～7月14日までの実績について、一部会員会社において、保険料払込猶予件数の計上方法に変更があったため記載を省略

また、同年3月15日には、生命保険会社全社の「地震による免責条項等の不適用」決定を確認し、その旨をウェブサイトで公表するとともに、3月22日に広告を出稿して本取扱いを周知した。

(3) 確実・迅速な保険金の支払い

当協会は、緊急対応実施後も生命保険会社各社が確実・迅速な保険金の支払いを行えるよう、災害地域生保契約照会制度の運営や業界共通データベースの整備等、さまざまな取組みを行った。東日本大震災に係る保険金のお支払件数・金額は、生命保険会社全社合計で21,027件、1,599億円にのぼる（平



災害お見舞い広告（平成23年3月15日）

成25（2013）年3月末時点）。

①保険金等各種支払に関するガイドラインの策定

被災者に一刻も早くご安心いただけるよう、最大限の配慮に基づいた対応を行う観点から、前述の「保険金・給付金、契約者貸付金の簡易迅速な支払い」に加え、平成23（2011）年3月15日、保険金部会（書面開催）にて、保険金請求などにおける簡易取扱基準や、病院事情により被災者が入院できず、臨時施設等で医師の治療を受けた後に入院したような場合において、被災日から入院したものとみなす特別取扱等を規定した「保険金等各種支払に関するガイドライン」を策定し、生命保険会社の対応について認識を共有化した。同年4月15日には同ガイドラインを一部改正し、死亡保険金請求時の必要提出書類の更なる緩和を行った。

②災害地域生保契約照会制度の運営

多くの被災者が、家屋等の流失や焼失によって契約関係書類を紛失するなど、契約に関する手掛かりがない状態となっていることが想定された。そこで契約有無の確認や保険金請求等が困難な方からの契約照会に応じるため、当協会が中心となり、生命保険会社全社の協力を得て対応を行う制度の構築が検討され、契約サービス委員会での実務対応の検討を経て、大地震対策本部役員会にて決議のうえ、平成23（2011）年4月1日、当協会内に「災害地域生保契約照会センター」を設置し、照会対応を開始した。

照会センターは被災者からの照会を受け、各生命保険会社に契約の有無を照会し、契約が判明した場合は、該当生命保険会社から照会者へ回答、契約が判明しなかった場合や照会者へ回答可能な契約がなかった場合は照会センターから照会者へ回答を行うこととした。

その後、同制度は、平成24（2012）年3月16日の理事会において、「災害救助法が適用された地域で契約者または被保険者が死亡もしくは行方不明となり、家屋等も流失・焼失等し、生命保険の契約の有無に関し何の手掛かりもない等、死亡保険金請求を行うこと等が困難な方からの契約照会に応じることを基本方針」とし、東日本大震災に限らず災害救助法が適用された地域の照会に対応するため、継続対応することとされた。



災害地域生保契約照会センター

平成25（2013）年3月時点の照会受付数は3,742件・照会対象者数は6,557名であった。なお、生命保険相談所で受け付けた東日本大震災に係る照会・相談件数は平成24（2012）年3月14日時点で292,851件であった。

③業界共通データベースの整備、活用

東日本大震災では、津波等によって、被災地域が広範囲に及び行方不明者が多いことに加えて、原

子力発電所事故の影響により各地に避難する方も存在しており、契約者の安否確認に業界をあげて取り組んできたものの、各生命保険会社が単独で保険金等を支払うべき被保険者の情報等を把握することには限界があった。そのため、当協会がプラットフォームとなり、各生命保険会社が単独では把握できない情報を業界全体で共有化することにより、各生命保険会社が保険金等を確実に支払うための基盤を整備した。

まず、当協会が警察庁より「今回の災害で亡くなられ、身元が確認された方々の名簿」をデータ形式で提供願い、平成23（2011）年4月13日以降毎日各生命保険会社に配信した。また、各生命保険会社が把握した震災に係る被保険者死亡情報を当協会でき取りまとめ、同年4月19日から共有化を開始した。各生命保険会社においてはこれらのデータを活用し、自社の契約有無の確認を行い、請求案内等を実施した。

④行方不明者への対応

津波による被害で多くの行方不明者が出たことにともない、その家族・親族が死亡保険金等の支払いを希望しても、各生命保険会社としては死亡の確定がなされないまま保険金を支払うことができないという課題が生じた。これに対し、行方不明者の家族・親族の生活保障のために保険金を早期に支払うことが必要であるという認識のもと、当協会では民法上の危難失踪の早期認定等の措置を行うよう、関係各方面に要望を行った。

具体的には、平成23（2011）年3月28日、金融庁あてに、「地震の発生を受けた保険会社実務に関する行政への要望（行方不明者の『死亡を認定する証明書』の発行等）」を提出し、同年4月12日には、衆議院財務金融委員会に協会長が参考人として出席し、死亡認定に係る特例措置を要望した。さらに、同年4月20日には、日本経済団体連合会の「東日本大震災にかかる規制改革要望に関する調査」に行方不明者の「死亡を認定する証明書」の発行等に係る要望を含む協会要望を提出した。本件は、日本経済団体連合会の「東日本大震災にかかる規制改革要望」のうち、行方不明者への対応に係る要望として取り上げられた。他方では、同年6月に社員会社連絡部会（大地震対策本部役員会の意思決定を補佐し、同部会メンバーは業界と自社とのパイプ役となる）の傘下に行方不明者対応特別ワーキング・グループを設置し、行方不明者の保険金支払等に関する事例研究を行うこととした。

そうした状況下、同年6月7日、法務大臣から「東日本大震災による行方不明者に対する戸籍法第86条3項に基づく死亡届の簡易取扱いを行う」旨が公表された。具体的には、死亡届の提出に必要な「死亡の事実を証すべき書面」について、届出人の申述書等を代替書類として届出を行うことが可能となった。これをうけ、行方不明者対応特別ワーキング・グループにおいて、被災地の市町村役場を訪問し、各市町村における具体的な実務取扱いの確認を行い、結果については、同年7月8日の行方不明者対応特別ワーキング・グループ（書面）に報告のうえ各生命保険会社に連絡され、実務の参考に供された。

⑤保険金請求権者特定に係る対応

津波により世帯単位で被災するなど、保険金受取人が亡くなるケースも多く存在したことから、各生命保険会社で保険金請求権者（一般的には法定相続人）を特定し、請求案内を行う必要が生じた。

そのため、各生命保険会社による戸籍謄本や住民票の写し等の交付請求を行う実務に関し、全国の市区町村において円滑に対応いただくことが求められるとして、当協会は日本損害保険協会および外国損害保険協会と連携のうえ、平成23（2011）年4月に関係省庁等あて要望を行った。その結果、統一の事務手順によって生命保険会社各社から開示請求が行われた場合には適切に対応されるよう、法務省および総務省よりそれぞれ地方公共団体へ周知が行われることとなった。

⑥震災孤児への対応

報道によれば、この震災により、親その他親権者の全員を亡くした未成年者（以下、震災孤児という）は200名を超すとされた。震災孤児が保険金請求権者となる場合、家庭裁判所への申し立てにより未成年後見人を選任し、当該未成年後見人から請求を行っていただく必要があるが、震災孤児が置かれた状況から、関係者による支援が必要であると想定された。災害地域生保契約照会センターにも震災孤児に関わる契約について関係者からの照会をうけていた。

そこで当協会は、平成23（2011）年7月、この課題について認識を共有化した関係者（岩手弁護士会、仙台弁護士会、福島県弁護士会、岩手県保健福祉部児童家庭課、福島県中央児童相談所、当協会および各生命保険会社）による情報連携のためのネットワーク「未成年者生保支援ネットワーク」を構築した。

ネットワーク参加者は、震災孤児またはその後見人等から生命保険に関する相談があり、参加者自身で対応することが困難な事項が生じた場合などにおいて、生命保険金の支払いに必要な手続の相談先やその他の震災孤児への支援事項等に関する相談先等の紹介を行うことが可能となった。

本ネットワークは、平成25（2013）年3月末をもって収束することとなったが、引き続き、震災孤児について対応が必要な場合は適切に関係団体を紹介する等、協力関係について維持することとした。

⑦生命保険会社各社の取組みの情報共有化

震災後、生命保険会社各社は保険金等の請求あるいは契約継続のために必要な諸手続等を行う必要から、被災地域の契約者の安否確認活動に取り組んだ。岩手・宮城・福島の東北3県の契約者延べ約293万人を対象として個別訪問やアウトバウンドコール、ダイレクトメール等による安否確認活動に取り組み、平成24（2012）年3月14日現在で、確認済み率は99.97%となっている。また、各生命保険会社は、パブリック情報、業界共通データベースの情報などにより請求可能契約の特定に努め、積極的に請求案内を行った。

当協会では生命保険会社各社の安否確認、請求案内および支払いの状況等について定期的なアンケートを実施し、全社集計値や取組事例のフィードバックを行い、各生命保険会社の迅速な対応の促進を図った。

(4) 電力需要抑制への対応

東日本大震災により、福島第一原子力発電所をはじめとする各地の発電所も大きな被害を受け、東京・東北電力管内の電力供給力は大幅に減少した。これに対して、不測の大規模停電を回避するための止むを得ない緊急措置として、東京電力では平成23（2011）年3月14日より3月28日まで「計画停電」

が断続的に実施された（東北電力も計画停電の実施を決定したが未実施）。

その後、夏期の電力需要増大により、電力需要量の供給量超過による大規模停電の発生が懸念された。同年4月8日に開催された政府の電力需給緊急対策本部にて、このままでは、国民生活やとりわけ国の活力の源である産業活動が疲弊し、震災からの復興と日本経済の再出発は望めないことから、両電力管内の国民各層や産業界の理解と叡知を集める協力をお願いしたいとして、夏期の電力需給対策の骨子が示された。そのなかで、大口需要家については、最大使用電力を25%程度抑制という目標が示された。

こうした動きをうけ、当協会では各生命保険会社の節電の取組みに係るアンケートを実施し、フィードバックすることにより対応をうながした。さらに、同年4月15日、大地震対策本部内に電力需要抑制対策特別委員会を設置し、生命保険業界全体としての対応策について検討を行うこととした。同委員会において「生命保険業界の電力需要抑制に関する自主行動計画（第一次）」を策定し、同年4月19日大地震対策本部に報告、決定した。その後、本行動計画は必要に応じて同年5月24日、7月25日、11月10日に改訂を行っている。

なお、平成24（2012）年3月16日開催の理事会に、大地震対策本部とともに、電力需要抑制対策特別委員会の収束を報告している。

2. 地震、大雨、台風等による激甚災害被災地への対応

(1) 災害救助法適用地域への対応

地震、大雨、台風等の激甚災害により災害救助法が発動された際の対応については、昭和31（1956）年9月21日の役員会（現在の理事会に相当）にて、最長6か月間の保険料払込猶予期間の延長と保険金等の簡易迅速な支払いに係る特別措置の実施および被災者に対する当該特別措置の周知方法を定めた「災害地の被災者に対する特別措置について」が決議されている。

また、平成21（2009）年2月に策定された「新型インフルエンザ対策要綱」との平仄および今日的な見直しを行う観点から、同年11月20日の理事会にて「災害地の被災者に対する特別措置について」の改正が決議されている。

これに基づき、災害救助法が発動された際、当協会ではウェブサイトへの当該特別措置の掲載や会員会社への連絡等の諸対応を行っている。

○平成29年度豪雪にかかる災害救助法の適用について（平成30年2月14日：新潟県）

災害救助法適用地域の特別取扱いについて（新潟県）

2018年2月15日

このたびの連日の降雪により被害を受けられた皆様からお問い合わせ申し上げます。
生命保険会社では、災害により災害救助法が適用された地域のご契約について、以下の特別措置を実施しております。

- 1. 保険料払込猶予期間の延長
保険料の滞りにより、保険料の払込みについて、猶予する期間を最長6ヶ月延長いたします。
 - 2. 保険金・給付金・契約者貸付金等の簡易迅速な支払い
お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお支払いを行います。
- ※お取扱いの詳細につきましては、ご契約されている生命保険会社にお問い合わせください。

◆災害救助法の適用状況（内閣府発表）◆

適用日	災害救助法適用市町村	備 考
2018年2月14日	新潟県 新潟市（ながおかし） 中津川市（なかつがわし） 十日町市（とにかまちし） 魚沼市（うおぬまし） 東蒲原郡阿賀町（あがしかんばらぐんあがまらち）	濃雪の降雪により、これを放置すれば住宅の倒壊により多数の命が犠牲になる恐れがあるため、受け、又は受けるおそれが生じており、簡易的に救助を必要としている。

災害地域生保契約制度のお知らせ

生命保険会社は、災害救助法が適用された地域において被災されたお客さまについて、家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手続きを失い、保険金の請求を行うことが困難な場合等において、生命保険契約の有無をご調査（災害地域生保契約の調査制度）に応じます。

なお、ご利用対象者は、原則としてご契約対象者（被災された方）のご家族（配偶者、親、子、兄弟姉妹）とさせていただきます。

生命保険協会「災害地域生保契約の調査センター」
フリーダイヤル 0120-001731
【受付時間】 月～金曜日（祝日を除く） 9:00～17:00

※詳細は、こちらからご確認ください。

ウェブサイト掲載内容例

(2) 平成28年熊本地震への対応

①地震の概要

平成28（2016）年4月14日午後9時26分、熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード6.5・震度7の地震が発生し、また、4月16日午前1時25分にも、熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード7.3・震度7の地震が発生した。本地震は気象庁によって、「平成28年（2016年）熊本地震」と命名された。本地震による被害は、死者50人（震災関連死等を除く）、建築物の全・半壊は4万棟以上、避難所への避難者最大数は19万人以上とされている（平成29（2017）年4月13日現在、政府非常災害対策本部発表）。

②当協会の主な対応

a. 大地震対策本部の設置

平成28（2016）年4月14日の地震発生から一夜明けた15日、当協会は大地震対策要綱に基づき、筒井義信協会長を本部長とする大地震対策本部を設置するとともに、大地震対策本部役員会を開催した。

大地震対策本部役員会では、大地震対策本部および役員会の基本方針として、「被災された方が一刻も早くご安心頂けるよう最大限の配慮に基づいた対応を行うこと」、「会員会社による被災された契約者等への対応（被災された契約者等の安否確認、保険金等の支払手続のご案内、迅速な保険金等の支払い等）を積極的に支援すること」の2点を確認するとともに、今後の対応については本部長に一任することが決議された。

b. 大地震対応のための各種対策等の実施

(a) 災害地の被災者に対する特別措置

平成28（2016）年4月14日、熊本県内全45市町村に災害救助法が適用されたことから、「災害地の被災者に対する特別措置について」に基づき、生命保険会社各社は災害救助法適用地域の被災者の契約について「保険料払込猶予期間の延長（最長6か月）」、「保険金等の簡易支払い」を行う特別措置を実施した。

(b) 災害地域生保契約照会制度の運営

当協会では、災害救助法が適用された地域の被災者について、家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な場合等において、生命保険契約の有無の照会に応じる災害地域生保契約照会制度を運営しているが、本地震においても、引き続き対応を行った。

(c) 地震による免責条項等に該当しないことを確認

平成28（2016）年4月15日、生命保険会社全社が地震による免責条項等に該当しないことを確認し公表した。

③大地震対策本部の収束

平成28（2016）年4月15日に設置した大地震対策本部については、同年9月8日に開催された大地震

対策本部役員会において、9月16日の理事会への報告をもって、緊急時の特別対応が主であった大地震対策本部および本部傘下の役員会・会員会社連絡部会を収束し、平時の態勢で震災対応を継続していくことが決議された。その後、9月16日に開催された理事会に本件は報告され、大地震対策本部は収束した。

なお、平成28（2016）年8月31日時点の死亡保険金支払見込金額は2億486万円・支払見込件数は31件、保険料払込猶予期間延長件数（累積件数）は1万1,511件であった。また、災害地域生保契約照会制度の照会受付数は14件・照会対象者数は21名であり、生命保険相談所で受け付けた熊本地震に係る照会・相談件数は61件であった。

3. 新型インフルエンザ等対策要綱

(1) 新型インフルエンザ対策要綱の策定および見直し

東南アジア等において、高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）がトリからヒトに多数感染するなど事例が発生しており、また、ウィルスの変異により、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザが発生し、世界的な流行を引き起こす危険性が増大しつつあったことを背景として、当協会では、新型インフルエンザ対策について企画部会を中心に全部会とも連携のうえ検討を開始し、平成21（2009）年2月20日に開催された理事会において協議のうえ、「新型インフルエンザ対策要綱」を策定した。

同年11月20日、全部会における実務上の課題に対する検討結果および新型インフルエンザA（H1N1）に対する当協会の対応等を踏まえ、実際に発生した新型インフルエンザの毒性・感染力が想定より弱い場合には、新型インフルエンザ対策要綱を柔軟に解釈・適用することを明記する等の新型インフルエンザ対策要綱の改正が行われた。

平成23（2011）年11月18日、政府の「新型インフルエンザ対策行動計画」の改定（同年9月20日付）（発生段階区分が変更等）を踏まえ、新型インフルエンザ対策要綱の改正が行われた。

平成25（2013）年7月19日、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」の閣議決定（同年6月7日付）（行動計画の対象が新感染症に拡大）等を踏まえ、新型インフルエンザ対策要綱の改正が行われた（対策要綱の名称も「新型インフルエンザ等対策要綱」に変更）。

(2) 新型インフルエンザ発生に伴う対策本部の設置

平成21（2009）年4月30日、新型インフルエンザA（H1N1）の発生をうけ、新型インフルエンザ対策要綱に基づき、「新型インフルエンザ対策本部」が協会事務局内に設置された。

同日、「対策本部役員会」（協会長、副会長および協会常勤役員から構成）が開催され、今後の対応について検討が行われた。席上では、人命の安全確保と生命保険事業の業務継続を図る観点から、今後、国内での感染が認められた場合には、原則として、新型インフルエンザ対策要綱に則り、業務の休止を含め、必要な対応を講じることが確認された。なお、業務を休止する際には、関係行政機関ならびに関係委員会委員長および関係部会部会長等を含む関係者と協議のうえ、対策本部役員会にて、改めて、業務の休止について検討することとなった。また、当面の検討課題として、一般課程試験等の試験運営を休止した場合の影響・対応ならびに保険金等の簡便支払等があげられ、これらの課題に

については、改めて関係部会に対して検討を依頼する方向で話し合われた。

同年5月16日、新型インフルエンザA（H1N1）感染者が国内で発生したことから、国内における感染の状況が第2段階（国内発生早期）に移行した。これをうけ、同年5月20日、対策本部役員会を開催し、新型インフルエンザ対策要綱で定める「第二段階（国内発生早期）」において休止する業務について、新型インフルエンザ対策要綱では強毒性の鳥インフルエンザ（H5N1）を想定して策定しているため、柔軟に解釈する必要があるとされた。

平成22（2010）年9月9日、同年5月以降インフルエンザの発生状況が「警報・注意報レベル」を超えている都道府県はないこと、同年8月10日に世界保健機関（WHO）が新型インフルエンザの流行状況の段階について「ポストパンデミック」とする旨表明したこと、および同年8月27日に政府の「新型インフルエンザ対策本部」が廃止されたことなどを踏まえ、対策本部役員会が開催され、「新型インフルエンザ対策本部」の解散が決定された。

4. 大地震対策要綱および事務局初動対応マニュアルの見直し

(1) 大地震対策要綱の見直し

当協会では、大地震発生時において、人命の安全確保および生命保険事業の社会的責任を果たすため、当協会および会員会社の業務継続を図ることを目的に「大地震対策要綱」を策定しているが、適宜見直しを行っている。

① 新型インフルエンザ対策要綱の策定を踏まえた大地震対策要綱の見直し

当協会では平成21（2009）年2月に新型インフルエンザ対策要綱を策定したが、新型インフルエンザ対策要綱には規定されているものの大地震対策要綱には規定されていない内容のうち、大地震対策としても必要な内容について大地震対策要綱に反映させる趣旨で、同年11月20日開催の理事会において、以下のような見直しを行った。

- ・ 大地震対策要綱の目的規定を新設する。
- ・ 大地震発生時における会員会社と事務局との連絡手段として、新型インフルエンザ流行時の連絡手段としても使用している「安否・状況確認サービス」（災害等発生時に、携帯電話やパソコンから専用ページにアクセスし、職員の安否や被災状況等を報告・確認できるサービス）を使用する。
- ・ 大地震により本部協会が被災した場合（本部機能が麻痺しない程度の被災）の協会業務の継続の考え方を新設する。

② 東日本大震災を踏まえた大地震対策要綱の見直し

東日本大震災への対応を踏まえ、また、今後の大地震発生時の対応に備え、平成24（2012）年3月16日開催の理事会において、以下のような見直しを行った。

a. 東日本大震災への対応の要綱への反映

従来の要綱には記載されていないものの東日本大震災において当協会が実際に対応した内容、具体的には、協会対策本部の基本方針の明確化、会員会社間での死亡者情報の共有化、震災孤児への対応および地元行政機関等との連携による情報提供（広報誌・ポスター等の活用）の強化などの取組みについて反映し、実際に使用したポスター、ニュースリリース、照会および報告様式を掲載した。

b. 今後の大地震発生時の対応に備えた見直し

(a) 本部協会が被災した際の対応の明確化

本部協会が被災し、ビル倒壊等により事務局を本部協会内に設置することが困難な場合は、代替施設に設置することを明確化した。また、事務局が、会員会社に連絡できない場合に限り、一時的に大阪府大地震対策連絡会（全社構成）が対応を行うこととした。

(b) 各委員会・部会の連携強化

東日本大震災では、各委員会・部会が連携をとって行動する重要性が認識されたが、より連携を強化するため、関係部会連絡会の設置、大地震関連の発信文書の一元的管理および協会対策本部事務局内の情報共有の強化について定めた。

(c) 機動的な大地震対応の強化

大地震発生時の事務局の役割分担の明確化、被災地の地方事務局長の役割の明確化等を図った。

(d) その他

協会対策本部役員会の本部長に協会長が就任する際の「協会長に事故ある時」の取扱いを変更、「社員会社連絡部会」を「会員会社連絡部会」に名称変更を行った。

③平成28年熊本地震を踏まえた大地震対策要綱の見直し

平成28年熊本地震を踏まえ、平成28（2016）年9月1日開催の大地震対策総合委員会において、以下のような見直しを行った。

- ・被災状況報告に関し、平成28年熊本地震において金融庁から報告依頼のあった、「営業不可や営業可否確認中である本社・支社・営業店の詳細状況」について、報告対象とする。
- ・地震削減条項に関する対応の記載を、より正確な表現に修正する。

④大地震以外の災害に備えるための改訂

従来の大地震対策要綱では、武力攻撃災害や大地震以外の大規模自然災害（噴火、津波、風水害等）には適用されないことを踏まえ、平成29（2017）年9月15日開催の理事会において、大地震対策要綱の対象範囲を拡充する改訂を行った。具体的には、大地震対策に限定している大地震対策要綱の対象を「大地震、噴火、津波、風水害等の大規模自然災害やテロ・戦争等の武力攻撃災害」に拡充し、要綱の名称を「大地震等対策要綱」とした。

あわせて、同理事会において、「災害地の被災者に対する特別措置について」および災害地域生保

契約照会制度についても、武力攻撃災害が発生した際に災害対応が迅速かつ適切に実施できるよう、「金融庁国民保護計画」に基づく要請（武力攻撃災害が発生した場合に、金融庁監督局長が被災地を管轄する財務局長を通じて、保険会社に対して、保険料払込猶予期間の延長・保険金の迅速支払を要請）があった場合にも適用する改訂を行った。

(2) 生命保険協会事務局初動対応マニュアルの見直し

生命保険協会事務局「大地震対策初動対応マニュアル」（以下、初動対応マニュアルという）は、平成7（1995）年1月に発生した阪神・淡路大震災を踏まえ、同年9月に初版を策定し、以後、平成10（1998）年11月に一部改訂、平成17（2005）年12月に全面改訂を行った。

平成24（2012）年9月には、平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災を踏まえ見直しをされた大地震対策要綱（平成24（2012）年3月版）をうけ、初動マニュアルを全面改訂した。主な改訂内容は次のとおりである。

(1) 本部

1. 平常時における対応の記載内容の充実

- ・「初動対応要員について（交通機関途絶時の動員）」「救護班について（応急手当）」「避難誘導要員について」など記載内容を充実
- ・平常時における各種対策のなかで、「研修」、「被災時に搬出する『重要書類』」、「帰宅困難」、「『非常時用通信』の確保」、「非常用備蓄物資」等を追加

2. 職員の安全確保と地震発生時の職員行動について

- ・「大地震発生」から「初動対応」に至るまでの時間の経過ごとに、「職員が行動すべきこと」を具体的に明記。また備考欄に担当所管における行動内容も記載

3. 初動対応の明確化と初動対応要員数の明示

- ・初動対応を、「初期段階」「大地震対策本部設置後」「その後の対応」に段階分けし、さらに各部門における対応内容を明記するとともに、その対応に必要な職員（初動対応要員）を明示

4. 本部協会が被災した際の対応の明確化

- ・本部協会が被災した際に、代替施設の選定が必要となるが、具体的な行動内容を記載
- ・また、本部事務局から会員会社への連絡体制が復旧するまで、大阪府事務室の一時的な対応（大阪府大地震対策連絡会の設置・運営）について明記

(2) 地方

1. 平常時における対応の記載内容の充実

- ・「安全確認」「緊急連絡先一覧の整備」「各地域の防災情報の収集」「帰宅困難」等を追加

2. 大地震が発生した場合の対応の明確化

- ・地方事務室周辺に大地震が発生した場合の対応について、安全確保や安否確認の内容について明確化するとともに、被災地の地方事務局長の役割（協会対策本部への対応）について明確化

以後、初動対応マニュアルについては、初動対応要員、緊急連絡先の見直し等を行い、毎年全職員あてに周知した。

また、同年10月26日には、初動対応マニュアルに基づき、安否確認、非常放送、地震対策部長会開催、避難訓練等を内容とする事務局防災訓練を実施した。その後も避難訓練や衛星電話を用いた訓練を行った。

第2章 わが国の社会構造および生命保険事業を取り巻く環境変化に対応した取組み

1. 高齢者対応の取組み

(1) 報告書「超高齢社会における生命保険サービスについて～高齢者対応の向上～」を公表

高齢化の進展により、加入時の契約者等の高齢化に加え、会員各社の既契約の契約者等も高齢化しており、高齢者の契約者等が加入から契約管理・支払いまでのさまざまな局面で行う手続件数は、今後さらに増加していくものと想定された。当協会では、上記等の環境認識のもと、高齢者の特性に配慮したサービスの一層の向上が必要と考え、平成25（2013）年6月5日、生命保険加入後のお客さまの契約管理・保険金等の支払時と、加入時のそれぞれの局面における、高齢者対応に関する課題を整理し、高齢者の特性に配慮した会員各社の取組みについてとりまとめた報告書「超高齢社会における生命保険サービスについて～高齢者対応の向上～」を公表した。

本報告書は、東日本大震災後の保険金・給付金の請求勧奨等の経験を踏まえ、また、当協会も参加した官民ラウンドテーブルにおける「高齢化社会に対応した金融サービスの向上」についての議論も踏まえて作成した。

報告書はURL（<http://www.seiho.or.jp/activity/kourei/pdf/20130605.pdf>）参照。

(2) 高齢者向けの生命保険サービスに関するガイドラインの策定

平成26（2014）年7月、協会長所信にて「“Empowering Peace of Mind” ～ずっと大きな安心～」の取組みとして、「引き続き、会員各社の高齢者向けサービスを更に向上させる取組みを検討」する旨の方針が示された。これをうけて、平成26（2014）年10月、「生命保険加入時」、「契約継続時」、「手続発生時・手続時」のそれぞれの場面において、高齢者向けの適切で分かりやすい対応をしていくための基本的考え方、留意点を整理した自主ガイドライン「高齢者向けの生命保険サービスに関するガイドライン」を策定し公表した。

本ガイドラインについては毎年「Value Upアンケート」を実施し、業界外部からの意見・要望等を踏まえた会員各社の取組事例を収集・共有化することで、会員各社のPDCAの取組みを高度化させる後押しを行った。

ガイドラインはURL（<http://www.seiho.or.jp/activity/guideline/pdf/elderly.pdf>）参照。

(3) 高齢者に配慮した取組みの推進に関する提言書

—「マイナンバー制度の民間利活用」への提言—

超高齢社会が急速に進展しているなか、高齢のお客さまに対しても、保険金等の確実な支払いにより安心をお届けするために、生命保険業界として、引き続きサービスの向上に努めている。会員各社は、高齢者に配慮した取組みとして、消費者の声を反映し、契約内容をより理解いただけるような取

組、手続の簡素化等利便性向上に向けた取組みなどを実践してきている。また、当協会においても、会員各社の取組みの後押しを行ってきた。

そのようななか、大きな外部環境の変化として、平成28（2016）年から社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）がスタートし、また、国民生活の向上に資する民間利活用の検討が始まっている。それらの動きを踏まえ、生命保険事業においてもマイナンバー制度の利活用によるお客さまの利便性の向上等が図れないか検討を進め、平成29（2017）年4月21日、「高齢者に配慮した取組みの推進に関する提言書—『マイナンバー制度の民間利活用』への提言—」をとりまとめ公表した。

【提言書公表までの取組み】

平成28（2016）年11月18日、提言書骨子を公表

平成29（2017）年1月19日、シンポジウムの開催

平成29（2017）年2月19日、読売新聞全国版朝刊に広告掲載

本提言書に掲載された「マイナンバー制度の民間利活用」への提言は以下のとおりである。

今後も、超高齢社会の進展が確実であるなか、高齢者の利便性を高め、より安心して暮らせる社会を形成していくための一つの手段として、マイナンバー制度を民間において利活用できるようにすることを提言いたします。

生命保険業界におけるマイナンバー制度の利活用にあたっては、お客さまご本人の同意を前提として、例えば以下①～③のような利活用により、高齢者に対して、より確実・迅速なご請求手続や手続書類の簡素化等のサービス向上が期待できます。

また、マイナンバー制度の浸透・定着に向けて、政府において、引き続き制度における国民のメリット等の理解促進、ユーザーフレンドリーな仕組みの構築等、制度運営における環境を整備されることを期待いたします。

<生命保険会社における利活用例>

- ①生命保険会社が、行政の保有する高齢者の生存・死亡情報を共有することができれば、お客さまにとって、より確実・迅速な保険金の受取りやご請求手続きの負担の軽減につながる事が期待できる。
- ②生命保険会社が、行政の保有する高齢者の住所情報を共有することができれば、お客さまにとって、生命保険会社からのサービス等のタイムリーかつ確実な受領につながる事が期待できる。
- ③生命保険会社が、マイナポータルを通じて高齢者への情報提供をすることができれば、お客さまにとって、生命保険会社からの重要な通知等のタイムリーかつ確実な受領につながる事が期待できる。

※マイナンバー制度の民間利活用は、生命保険各社の高齢者対応の高度化の手段の一つとして提言するものであり、その利活用の要否や方法等については各社の経営における判断となります。

提言書はURL（http://www.seiho.or.jp/activity/kourei/pdf/teigen_all.pdf）参照。

2. 保険教育推進の取組み

(1) 全世代対応型パッケージによる情報提供

生命保険に関する消費者啓発・情報提供活動は生命保険文化センターを中心に行っているが、行政等を中心に消費者教育に係る取組みが進められていること（消費者教育推進法の成立、金融経済教育推進会議での業界横断的な議論など）を背景として、当協会では既存の取組みの領域（中学生～社会人）とあわせて、切れ目なく全世代に対応する枠組み（全世代対応型パッケージ）を生命保険文化センターと連携しつつ、構築した。具体的には、従来の取組みを拡充する余地がある「高齢者層」に対する情報冊子、および、新たに「こども層（幼児・小学生）」を対象とする「ちびまる子ちゃん」を起用したストーリー仕立ての教育用DVDを作成し、平成26（2014）年3月20日に公表した。

① 高齢者向け情報冊子「今だから聞きたい！生命保険便利帳」

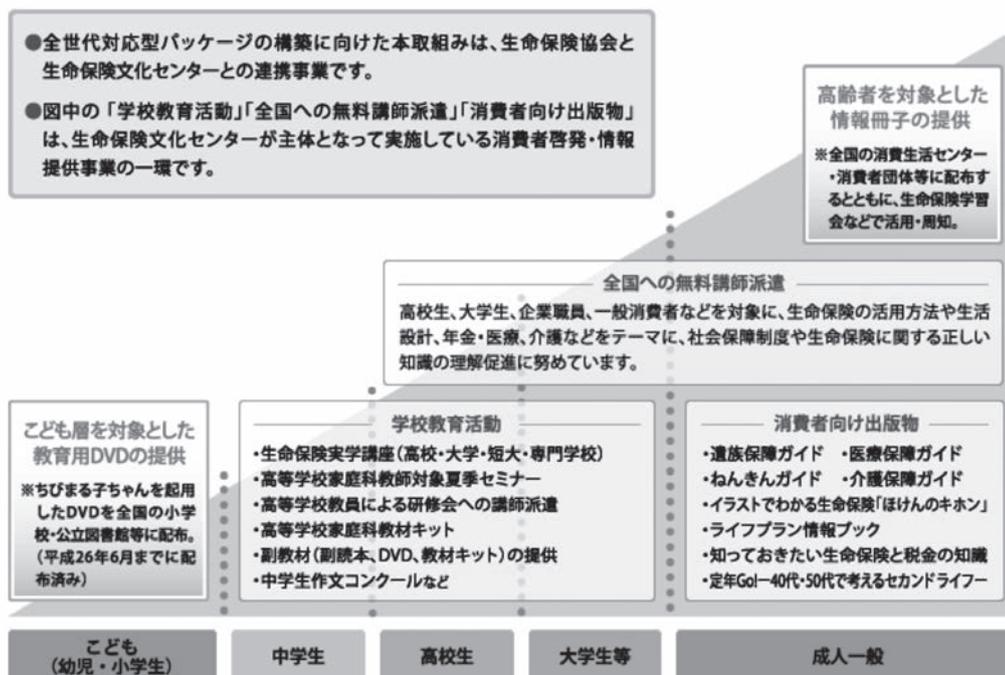
本冊子は保険加入時から、保険加入期間、請求・受取り時に至るまで、それぞれの場面において、高齢者の方に知っていただきたい情報や留意点を伝えるためのものである。見やすさ・分かりやすさの観点から、デザイン、文字フォント、ボリューム等に留意しつつ、場面をイメージしやすいイラストを多く使用することで、文字情報とあわせて記憶に残りやすい構図となるよう工夫した。なお、本冊子は全国の消費生活センター等に提供するとともに、当協会・生命保険文化センターが実施する生命保険意見交換会、生命保険学習会等において周知・活用した。また、消費生活センター等にて開催するセミナー等の問い合わせに応じて追加発送も行った。

情報冊子はURL（<http://www.seiho.or.jp/data/publication/elderly/pdf/all.pdf>）参照。

② こども向け教育用DVD「ちびまる子ちゃんと学ぶ大切な3つのお話」

本DVDは「ちびまる子ちゃん」のストーリーを通し、こどもが楽しみながら「お金の大切さ」「計画的なお金の使い方を考える」といった金融教育の基礎を学べる内容となっており、成長とともにさまざまな金融知識・スキルを身につけていくためのファーストステップとして活用していただくものである（約10分×3本収録）。小学校学習指導要領（家庭）における「身近な消費生活と環境」を学習する際に活用でき、その他の活用例も含めたガイダンスとともに平成26（2014）年6月までに全国の小学校に無料で提供した。

全世代対応型パッケージのイメージ図



(2) 保険教育に関する生命保険業界の取組事例集

平成28(2016)年2月19日、「保険教育に関する生命保険業界の取組事例集」をとりまとめ公表した。

本事例集は、自助努力の役割・重要性の理解という面での保険教育について、当協会の会員各社の自主的・積極的な取組みをより一層支援するとともに、生命保険業界全体の取組みを推進するために、会員各社の具体的取組内容を確認し、事例集としてとりまとめたものである。また、当協会および生命保険文化センターの取組みについてもあわせて紹介している。

取組事例集はURL (<http://www.seiho.or.jp/activity/literacy/jirei/pdf/jirei.pdf>) 参照。

(3) 「保険教育推進に関する報告書—学校教育現場での保険教育機会の拡充に向けた提言—」を公表

平成28(2016)年4月15日、「保険教育推進に関する報告書—学校教育現場での保険教育機会の拡充に向けた提言—」をとりまとめ公表した。

本報告書は、文部科学省の中央教育審議会において学習指導要領の改訂について検討が進められていることを背景として、全国の中学校・高等学校の社会科(公民科)・家庭科の教師を対象としたアンケート調査等の実施を通じて、学校教育現場での保険教育に関する現状把握および課題整理を行うとともに、学校教育現場での保険教育機会の拡充に向けた提言をとりまとめたものである。

学校教育現場での保険教育機会の拡充に向けた提言は、以下のとおりである。

2030年以降も少子高齢化が進んでいくことが予想される中、社会保障制度の持続可能性を高めるために今まで以上に公的保障と私的保障の連携が必要となることを踏まえ、次世代を担う子供たちが自らの生涯を生き抜く力を培うために、以下のとおり提言いたします。

- 社会保障制度について学ぶ際に、自助努力で将来に備えることの重要性および保険の役割についても併せて学ぶことができるようにすること。
- 具体的には、短時間で効果的な知識習得を図るため、個人を起点として学んでいく「家庭科」と社会を起点として学んでいく「社会科（公民科）」の両面において学んでいくこと。

<家庭科>

現在、高等学校で生活設計におけるリスク管理の手段として保険を学ぶことになっているが、カリキュラムを充実させ、社会保障制度とも関連付けて学べるようにすること

<社会科（公民科）>

現在、中学校や高等学校で社会保障制度について学ぶことになっているが、その際に自助努力で将来に備えることの重要性および保険の役割についても併せて学べるようにすること

- 上記に際し、生命保険業界等が提供する外部の教材や講師派遣についても適宜活用すること。

報告書はURL（<http://www.seiho.or.jp/activity/literacy/report/pdf/report.pdf>）参照。

(4) 社会保障・保険教育教材の作成および教師向けポータルサイトの開設

上記の「学校教育現場での保険教育機会の拡充に向けた提言」では、『「社会科（公民科）」で学ぶこと』について提言しているが、生命保険業界から社会科（公民科）で活用できる教材の提供等の取組みは行っていなかったことから、中学校社会科（公民的分野）・高等学校公民科向けの社会保障・保険教育教材を作成し、平成29（2017）年2月17日、公表した。また、同日、教師向けのポータルサイトも開設した。

社会保障・保険教育教材については、当協会が事務局となり運営を行った社会保障・保険教育教材に関する検討会において、中学校・高等学校の教師や文部科学省・厚生労働省のご意見を伺いながら作成した。中学校社会科（公民的分野）の教材は、企業とは何かについて学ぶ際に、企業の一例として保険会社を取り上げ、保険の役割等について理解を深めることができる教材とした。高等学校公民科向けの教材は、社会保障について学ぶ際に、「保険」の仕組みや自助・共助・公助の考え方、自助の一つの手段としての民間保険の役割等についてあわせて学ぶことができる教材とした。これらの教材は、教師の負担を考慮して、50分の授業で完結する教材とし、また、教材活用マニュアル（教師用手引書）を作成し教材の解説や授業展開例を掲載した。教材は、教師向けポータルサイトから無償で自由にダウンロードして授業で活用することができるようにした。

教師向けポータルサイトについては、中学校・高等学校の教師が、社会保障・保険教育に関する教材等をワンストップで入手できる仕組みとして、当協会ウェブサイトにて開設した。本ポータルサイトには、以下のコンテンツを掲載した。

- ✓ 中学校・高等学校向けの社会保障・保険教育教材
 - ・当協会作成の教材・教材活用マニュアル・活用事例
 - ・厚生労働省や生命保険文化センターの教材等のページへのリンク
- ✓ 当協会の保険教育推進の取組みの紹介
- ✓ 会員各社の保険教育に関する取組み（情報提供、セミナー・講座等）の紹介
- ✓ 社会保障・保険教育を行う上で参考となる各種統計等のリンク集

URL (<http://www.seiho.or.jp/edu/>)

教材等とポータルサイトのPRのために、紹介チラシを作成し、地方事務局長が全国各地の教育委員会や社会科・公民科の研究団体（本科目の研究を目的とした教師の任意の集まり）等の関係各方面に説明・配布を行った。その他、金融広報中央委員会ウェブサイト（お金の知恵を学ぶリンク集～金融学習ナビゲーター～）や文部科学省ウェブサイト（子供と社会の架け橋となるポータルサイト）等に教材等を掲載し、また、さまざまな機会において教材等・ポータルサイトのPRを実施した（例：国民生活センター主催の「全国消費者フォーラム」（平成29（2017）年2月28日開催））。なお、高等学校公民科向けの教材については、消費者教育支援センターが主催する「消費者教育教材資料表彰2017」において「優秀賞」を受賞した。

(5) 学習指導要領改訂への対応

平成26（2014）年11月20日、文部科学大臣の諮問「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」をうけて、中央教育審議会において学習指導要領改訂の審議が開始され、平成28（2016）年12月21日、中央教育審議会では「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」をとりまとめ文部科学大臣に提出した。答申をうけて、平成29（2017）年2月14日、文部科学省は、中学校学習指導要領案を公表し意見募集手続に付した。当協会は、同年3月15日、上記（3）の「保険教育推進に関する報告書—学校教育現場での保険教育機会の拡充に向けた提言—」でとりまとめた提言を踏まえ、社会科について以下の意見を提出した。

- 現在検討が進められている社会保障改革は「自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意」という基本的な考え方に基づき行われており、また、少子高齢化の急速な進展や国・地方財政等の状況も踏まえると、社会保障の学習の際に、自助努力で将来に備えることの重要性及び保険の役割についても併せて学ぶことが必要と考える。
- 中学校学習指導要領でも上記趣旨を反映させるよう、原案を次のように修正頂きたい（下線部分を追記）。また、今後作成される学習指導要領解説においても同趣旨の内容を反映頂きたい。
 - ・自助（貯蓄や保険など）・共助・公助の最適な組合せなど少子高齢社会における社会保障の充実
 - ・「財政及び租税の役割」については、財源の確保と配分という観点から、少子高齢社会など現代社会の特色を踏まえて考察し、表現させること（例えば、社会保障制度の持続可能性について、自助（貯蓄や保険など）・共助・公助の最適な組合せを考えさせることを通じ理解を深めるなど）

同年3月31日には中学校の新学習指導要領が公表され、6月21日には「中学校学習指導要領解説 社会編」が公表され、当協会から提出した意見が反映され、下表のように記載された。その結果、新たに、社会科（公民的分野）において社会保障について学ぶ際に、「民間の保険」や「自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意すること」についてもあわせて学ぶこととなった。新学習指導要領が反映された教科書は2021年度から使用される予定である。

中学校の学習指導要領の記載

現行学習指導要領（～平成32年度）	新学習指導要領（平成33年度～）
<p>国民の生活と福祉の向上を図るために、社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、社会保障の充実、消費者の保護など、市場の働きにゆだねることが難しい諸問題に関して、国や地方公共団体が果たしている役割について考えさせる。また、財源の確保と配分という観点から財政の役割について考えさせる。その際、租税の意義と役割について考えさせるとともに、国民の納税の義務について理解させる。</p> <p>【解説 社会編】 「社会保障の充実」については、日本国憲法第25条の精神に基づく社会保障制度の基本的な内容を理解させ、その一層の充実を図っていく必要があることを理解させるとともに、少子高齢社会など現代社会の特色を踏まえながら、これからの福祉社会の目指すべき方向について考えさせることを意味している。</p> <p>※民間保険に関する記載なし</p>	<p>ア 次のような知識を身に付けること。 （ア）社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、消費者の保護について、それらの意義を理解すること。 （イ）財政及び租税の意義、国民の納税の義務について理解すること。</p> <p>【解説 社会編】 少子高齢社会における社会保障の充実・安定化…の意義を理解することについては、日本国憲法第25条の精神に基づく社会保障制度の基本的な内容の理解を基に、その充実・安定化を図っていく必要があることを理解できるようにするとともに、財政の現状や少子高齢社会など現代社会の特色などを踏まえながら、受益と負担の均衡のとれた持続可能な社会保障制度の構築など、これからの福祉社会の目指す方向について理解できるようにすることを意味している。</p> <p>その際、貯蓄や民間の保険などにも触れ、社会保障の充実・安定化のためには、自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意することが求められていることについても理解できるようにすることが大切である。</p>

その後、答申をうけて、平成30（2018）年2月14日、文部科学省は、高等学校学習指導要領案を公表し意見募集手続に付した。当協会は、同年3月15日、上記（3）の「保険教育推進に関する報告書—学校教育現場での保険教育機会の拡充に向けた提言—」でとりまとめた提言や中学校の新学習指導要領・解説に当協会の意見が反映されたこと等を踏まえ、公民科および家庭科について以下の意見を提出した。

<p>【公民科】 ○共通必修科目「公共」の学習指導要領（案）では、身に付けるべき知識及び技能として、中学校の新学習指導要領と同様、「少子高齢社会における社会保障の充実・安定化」が明記され、また、内容の取扱いに当たり配慮すべき事項として「それぞれの事項において主題を設定すること。その際……自助、共助、公助などによる社会的基盤の強化などに関連付けたりするなどして、主題を追</p>

及したり解決したりできるようにすること」が挙げられたが、より具体的なイメージを持てるよう、「少子高齢社会における社会保障の充実・安定化」の考え方について明確化頂きたい。

- 具体的には、今後作成される学習指導要領の解説において、学習指導要領（案）の内容の全体にわたり配慮すべき事項として「中学校社会科……との関連を図る……ようにすること」と記載されていることも踏まえ、中学校の新学習指導要領の解説に記載された「貯蓄や民間の保険などにも触れ、社会保障の充実・安定化のためには、自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意することが求められていることについても理解できるようにすることが大切である」と同趣旨の内容を記載頂きたい。
- なお、選択科目「政治・経済」の学習指導要領（案）についても、身に付けるべき事項として「少子高齢社会における社会保障の充実・安定化」が明記されていることから、共通必修科目「公共」と同様の取扱として頂きたい。

【家庭科】

- 選択必修科目「家庭基礎」の学習指導要領（案）では、「自助、共助及び公助の重要性について理解できるよう指導を工夫すること」や「将来にわたるリスクを想定して、不測の事態に備えた対応などについても触れること」と記載されたが、「自助」や「不測の事態に備えた対応」の具体的な手段についてより明確なイメージが持てるよう、今後作成される学習指導要領の解説においては、具体的な手段として「貯蓄や民間の保険など」がある点について明記頂きたい。
- また、選択必修科目「家庭総合」についても、学習指導要領（案）において、選択必修科目「家庭基礎」と同様の記載があることから、選択必修科目「家庭基礎」と同様の取扱として頂きたい。

同年3月30日には高等学校の新学習指導要領が公表された。

3. 女性の活躍推進の取組み

平成26（2014）年6月24日に閣議決定された政府の「『日本再興戦略』改訂2014—未来への挑戦—」においても、女性の活躍推進は大きな柱の一つに掲げられ、その実現に向けた新たな法的枠組みの構築も検討がされていたことを背景として、当協会では、女性の力が社会全体の活力向上や持続的な経済成長の実現に不可欠であると認識し、女性がより一層活躍できる環境の整備に業界をあげて取り組むべく、「“Empowering Women” ～ずっと輝く女性～女性活躍推進の取組み」をキャッチフレーズに以下を行った。

(1) 女性の活躍推進に関する行動指針

平成26（2014）年9月19日、女性が最大限能力を発揮できる環境の整備に必要な行動項目について、会員各社への共有・浸透を図り、会員各社のより一層の自主的・積極的な取組みを促進することを目的に、「女性の活躍推進に関する行動指針」を以下のとおり策定した。

女性の活躍推進に関する行動指針

一般社団法人生命保険協会および生命保険会社（以下、生命保険会社等）は、女性の力が社会全体の活力向上や持続的な経済成長の実現に向けて不可欠であると認識し、経営層のリーダーシップのもと、以下の活動を通じて、女性が最大限能力を発揮できる環境の整備に積極的に取り組んで参ります。

1. 女性の活躍推進に関する意識と取組みの浸透

生命保険会社等は、女性の活躍推進に関する行動計画の策定等を通じ、社内における意識と取組みの浸透を進めることに努めます。

2. キャリア意識の向上

生命保険会社等は、キャリア研修の実施やロールモデルの提示等を通じ、女性職員それぞれの環境や将来志向等に応じたキャリア意識の向上に努めます。

3. キャリア形成の支援

生命保険会社等は、女性職員が出産・育児等によりキャリア形成の機会を逸さない工夫を行うことに努めるとともに、上位職位や能力向上等を目指す女性職員のキャリア形成を積極的に支援していくことに努めます。

4. 多様で柔軟な働き方の推進

生命保険会社等は、仕事と家庭の両立を可能とする取組み等を通じ、職員の置かれた状況や職務内容等に応じた、多様で柔軟な働き方の推進に努めます。

5. 管理職層の意識・マネジメント改革

生命保険会社等は、ダイバーシティ・マネジメントの必要性や女性職員の育成のあり方の啓発等を通じ、女性職員の育成にあたる管理職層の意識・マネジメント改革に努めます。

以 上

(2) 女性活躍推進に関する生命保険会社の取組事例集

多くの女性が働き、社会福祉の増進に資する社会的使命を担う生命保険業界では、会員各社とも、女性が最大限能力を発揮できる環境の整備や健康増進の啓発等において、積極的な取組みを展開してきた。

平成27（2015）年2月20日、当協会では、会員各社の自主的・積極的な取組みをより一層支援するため、会員各社の具体的取組内容を確認し、「女性活躍推進・健康増進に関する生命保険会社の取組事例集」としてとりまとめ公表した。

取組事例集はURL（http://www.seiho.or.jp/activity/women_health/pdf/jirei.pdf）参照。

(3) 子育てと仕事の両立支援プロジェクト

平成26（2014）年6月24日に閣議決定された政府の「『日本再興戦略』改訂2014—未来への挑戦—」

等でも女性の活躍推進の必要性がうたわれる一方、生命保険業界は、社会公共の福祉の増進に資する社会的使命を担うとともに、従業員の約8割を女性が占める業界でもある。

そこで、保育所または放課後児童クラブの受け皿拡大や質の向上の取組みに対する助成活動を展開し、子育てと仕事を両立できる環境整備に積極的に貢献することを目的として、『「子育てと仕事の両立支援プロジェクト」助成活動』を実施した。

平成26（2014）年9月19日から10月31日にかけて助成対象施設（保育所・放課後児童クラブ）の募集を行った結果、全国の322施設から応募があり、平成27（2015）年1月6日、計99施設に総額3,000万円を助成することを決定した。その後、同年2月の一般委員会において、本活動は社会貢献活動の一環と位置づけられ、「子育てと仕事の両立支援に対する助成活動」として、「社会貢献活動3カ年計画」に組み込まれることとなった。

4. 国民の健康増進に向けた取組み

平成26（2014）年6月24日に閣議決定された政府の『「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—』において、国民の健康寿命の延伸が大きな柱の一つに据えられており、期限を定めた具体的なKPI（成果指標）目標が設定された。また、平成25（2013）年度から展開されている「21世紀における第2次国民健康づくり運動（第2次健康日本21）」においても、生活習慣病等の発病を予防する「一次予防」に重点を置いた対策を国・地方自治体・企業・民間団体等が協力して推進していくことの重要性が掲げられた。

そこで、当協会では、健康寿命の延伸は、国民のQOL（Quality Of Life）の向上のみならず、企業の生産性・収益性の向上や消費の引上げ等を通じた活力ある経済社会を維持していくうえで重要な要素であるとの認識のもと、「健康増進啓発活動」を展開し、社会福祉の増進に資する社会的使命を担うとともに、社会保障制度の一翼を担う産業として、同活動を通じて国民のセルフメディケーション意識の向上を図り、健康寿命の延伸に貢献することとした。

同活動は、「“Empowering Health” ～ずっと輝く健康～」をキャッチフレーズに以下を行った。なお、上述のとおり、平成27（2015）年2月20日、「女性活躍推進・健康増進に関する生命保険会社の取組事例集」もとりまとめ公表した。

(1) 自治体や地元メディアとの共催による健康増進イベントの開催

平成26（2014）年度には、以下のとおり、生活習慣病予防の基本となる「運動」「食」をテーマとした健康増進イベントを開催し、著名人・有識者による基調講演やパネルトーク、ウォーキング大会の実施等を通じて、健康に対する意識の変革や健康管理法を知るきっかけの場を提供した。

“Empowering Health” ～ずっと輝く健康～
 一自治体・地元メディアとの共催による健康増進啓発イベントの開催一

健康イベントの実施概要

	うらそえツーデーマーチ てだこウォーク2015	Healthink Festival	瀬戸内倉敷 ツーデーマーチ	元気！健康！フェア inとうほく
開催地	沖縄県浦添市 (平成27年2月7～8日)	福岡県福岡市 (平成27年3月7日)	岡山県倉敷市 (平成27年3月14～15日)	宮城県仙台市 (平成27年4月5日)
参加者	約7,500名	約400名 (応募多数により抽選)	約8,500名	約1,200名 (応募多数により抽選、 ブース来場者含む)
テーマ	ウォーキングを通じた 健康づくり	食事改善と 健康ダイエット	ウォーキングを通じた 健康づくり	著名人から学ぶ健康法 生活習慣病予防
イベント 内容	<ul style="list-style-type: none"> 浦添市長挨拶 生命保険協会 副会長 挨拶 ウォーキングの実践 (3・5・10・20・42キ ロのコースから選択可 能) スポーツインストラク ターによるウォーキン グ教室、準備体操 	<ul style="list-style-type: none"> 生命保険協会 協会長 挨拶 パパイヤ鈴木さん(振 付師)、藤本一精さん による健康教室 手軽にできるストレッ チの実践 桑原ナミさん(野菜ソ ムリエ)による健康レ シピの紹介 OK和男さん(ウォー キングプロデューサー) によるウォーキン グ教室 肌年齢測定の体験 	<ul style="list-style-type: none"> 倉敷市長挨拶 生命保険協会 副会長 挨拶 ウォーキングの実践 (5・10・20・40キロ のコースから選択可能) スポーツインストラク ターによるウォーキン グ教室、準備体操 	<ul style="list-style-type: none"> 仙台市長挨拶 生命保険協会 協会長 挨拶 有森裕子さん(いきい き健康大使)による基 調講演 有森裕子さんと山下佐 知子さん(世界選手権 銀メダリスト)による 「健康」「挑戦」をテ マとしたパネルトーク 東北大学辻一郎教授 (健康日本21推進専門 委員長)による健康寿 命延伸講座 体組成年齢測定の体験
地方協会 の活動	<ul style="list-style-type: none"> 沖縄県協会の会員各社 の職員によるお知らせ 活動の展開 独自チラシ20,000部配 布 	<ul style="list-style-type: none"> 福岡県協会の会員各社 の職員によるお知らせ 活動の展開 独自チラシ35,000部配 布 	<ul style="list-style-type: none"> 岡山県協会の会員各社 の職員によるお知らせ 活動の展開 独自チラシ30,000部配 布 	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県協会の会員各社 の職員によるお知らせ 活動の展開 独自チラシ40,000部配 布
広報活動	<ul style="list-style-type: none"> 沖縄タイムスによる大会 内容の周知 沖縄タイムスによる副 会長インタビュー記事 掲載(2月7日) 自治体窓口での周知 	<ul style="list-style-type: none"> 西日本新聞による大会 内容の周知 西日本新聞による協会 長インタビュー記事掲 載(2月22日) 自治体窓口での周知 	<ul style="list-style-type: none"> KSB放送による大会内 容の周知 KSB放送のイベント特 集番組で協会取組を紹 介(3月28日) 自治体窓口での周知 	<ul style="list-style-type: none"> 河北新報による大会内 容の周知 河北新報による協会長 インタビュー記事掲載 (3月15日) 東北放送を通じた周知 自治体窓口での周知

平成27(2015)年以降も本活動は継続され、平成27(2015)年度については、より幅広い地域において啓発活動を展開していく観点から、全国6ブロックで候補地を選定し、以下の6か所でウォーキングイベントへの協賛を実施した。

平成27年度協賛ウォーキングイベント

	富士河口湖もみじマーチ	杜の都・せんだい ツデーマーチ	うらそえツデーマーチ てだこウォーク
開催地	山梨県富士河口湖町 (平成27年10月17～18日)	宮城県仙台市 (平成27年11月7～8日)	沖縄県浦添市 (平成28年2月6～7日)
参加者	2,487名	1,010名	7,982名
	京都ツデーウォーク	瀬戸内倉敷ツデーマーチ	ウォーキングフェスタ 東京ツデーマーチ
開催地	京都府京都市 (平成28年3月5～6日)	岡山県倉敷市 (平成28年3月12～13日)	東京都小金井市 (平成28年4月30日～5月1日)
参加者	5,197名	9,300名	7,686名

平成28（2016）年度については、以下の4か所でウォーキングイベントへの協賛を実施した。

平成28年度協賛ウォーキングイベント

	北九州無法松 ツデーマーチ	うらそえツデーマーチ てだこウォーク	瀬戸内倉敷 ツデーマーチ	ウォーキングフェスタ 東京ツデーマーチ
開催地	福岡県北九州市 (平成28年9月24～25日)	沖縄県浦添市 (平成29年2月4～5日)	岡山県倉敷市 (平成29年3月11～12日)	東京都小金井市 (平成29年4月29～30日)
参加者	10,086名	10,509名	11,720名	7,540名

その後、平成29（2017）年2月の理事会において、「社会貢献活動3カ年計画」の策定を契機に、本活動を「健康増進啓発活動」として社会貢献活動の一環と位置づけ、3カ年計画に組み込むことにより、同活動の継続性を確保することとした。

平成29（2017）年度については、以下の5か所で開催されるウォーキングイベントへの協賛を実施した。

平成29年度協賛ウォーキングイベント

	加賀百万石ツデーウォーク	あずまの郷ウォーク	加古川ツデーマーチ
開催地	石川県金沢市 (平成29年6月3～4日)	福島県福島市 (平成29年11月3日)	兵庫県加古川市 (平成29年11月11～12日)
参加者	3,560名	1,833名	8,366名
	うらそえツデーマーチ てだこウォーク	瀬戸内倉敷ツデーマーチ	
開催地	沖縄県浦添市 (平成30年2月3～4日)	岡山県倉敷市 (平成30年3月10～11日)	
参加者	9,242名	10,596名	

なお、イベントの周知に当たっては、本部協会が中心となり、地方協会と一体となった活動を展開した。具体的には、イベント開催の地域の記者クラブ等にリリースするとともに、当協会の独自チラシを作成し、開催地の会員各社職員の営業活動等を通じて、イベント内容の周知・参加勧奨を行った。

また、ブース出展等に当たっては、会員各社の企画部会委員等が当日の運営補助を行った。

(2) 生活習慣病予防知識の普及に向けた情報発信

①オリジナル健康アプリ「健増くん」の無償提供

健康日本21推進全国連絡協議会事務局である健康・体力づくり事業財団の協力のもと、当協会オリジナル健康アプリ「健増くん」を開発し、平成27（2015）年1月30日より無償での提供を始め、平成28（2016）年4月にはダウンロード数が1万を超えた。同アプリは、「歩数計」「カロリー検索」「動画」「健康診断」および「知識入手」の5つのコンテンツで構成されている。

○歩数計

- ・歩数や歩数に応じた消費カロリー・歩行距離の自動計測が可能

○カロリー検索

- ・食事による摂取カロリーとウォーキングによる消費カロリーを比較表示し、適切な食事量や必要な運動量の把握が可能

○動画

- ・タレントの藤本美貴さんのヨガ教室を収録し、いつでも気軽に健康ヨガの実践が可能

○健康診断

- ・健康習慣、運動習慣、血圧等に関する簡単な質問に答えるだけで、自身の運動不足度、必要な運動レベル、血圧水準等の診断が可能

○知識入手

- ・「健康によい運動」等の運動や健康に関するさまざまな情報の入手が可能
- ・保険の仕組み・保険用語の解説等、保険に関する基礎的な情報の入手も可能

②生活習慣病予防の啓発冊子の無償提供

厚生労働省や健康日本21推進全国連絡協議会との連名形式で、以下の啓発冊子を作成した。

- a. 本当に怖いメタボリックシンドローム
- b. アクティブガイドー健康づくりのための身体活動指針ー
- c. おとなだけじゃない！親子でトライ！「生活習慣病」予防マニュアル

このうち、a. およびb. の啓発冊子については、生命保険会社各社の営業職員を通じて、消費者に無償提供した。また、c. については、当協会が実施している読み聞かせサポーター講習会において、無償提供し、親子で取り組める生活習慣病の予防策の啓発を実施した。

(3) 健康増進サポートプロジェクト

わが国において超高齢社会が到来するなか、すべての人が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするためには、「健康で過ごすことができる期間」を表す「健康寿命」の延伸が重要な課題となっている。

当協会では、健康長寿社会の実現に向けて健康で心豊かな社会づくりに貢献するため、平成29（2017）年9月に「健康増進サポートプロジェクト」を開始し、身体を動かすことを通じた健康増進をうなが

すための取組みを進めてきた。

本プロジェクトでは、以下の三つの柱を中心に取組みを進め、1年間の健康増進の取組みを「健康増進サポートプロジェクト報告書」としてとりまとめ、平成30（2018）年6月8日に公表した。

報告書はURL（<http://www.seiho.or.jp/activity/health/pdf/report-allcolor.pdf>）参照。

①スポーツを通じた健康づくり事例収集・普及活動（コンテスト形式）

全国の地域団体や企業等におけるスポーツを通じた健康づくり活動を募集し、優れた取組みを表彰する「スポーティライフ大賞」を実施した。

本大賞は、地域や企業等において、「誰にでもできる、ちょっとした活動」や「ロールモデルとなる活動」等を募集し、広く社会に還元することで、身体を動かすことの楽しさや喜びといった意識の醸成、国民の健康意識の更なる向上に貢献することを目的としたものである。

全国各地から、「地域コミュニティ部門」と「企業部門」の2部門合計で221団体の応募があり、活動の規模や効果、ロールモデル性などの観点から選考が行われた。選考の結果、各部門のグランプリなど12団体の表彰を決定し、所在する都道府県において表彰式を開催した。

②自治体等との連携による啓発活動の展開

当協会では平成26（2014）年度から、自治体や地域メディア等が主催するウォーキングイベントに協賛してきた。本プロジェクトでは、全国4カ所のウォーキングイベントに協賛し、上記「スポーティライフ大賞」のPR活動やイベント参加者の健康意識の向上に資する取組みを実施した。

③会員各社の取組み事例の収集・共有化

平成30（2018）年2月16日、「健康増進に関する生命保険業界の取組事例集」をとりまとめ公表した。

本事例集は、当協会の会員各社による、従業員や家族、地域社会等に対する健康づくりの自主的・積極的な取組みをより一層支援するとともに、生命保険業界全体の取組みを推進するために、会員各社の具体的な取組内容を確認し、事例集としてとりまとめたものである。

取組事例集はURL（<http://www.seiho.or.jp/activity/health/pdf/survey.pdf>）参照。

5. お客さま本位の業務を行うための取組み

平成27（2015）年9月18日、金融庁が公表した「平成27事務年度金融行政方針」のなかで「フィデューシャリー・デューティーの浸透・実践」が掲げられ、「真に顧客のために行動しているか」という観点での「民間の自主的な取組み」がうながされていくこととなった。その取組みの一つとして、投資信託・貯蓄性保険商品等の販売に携わる金融機関等における「各種手数料の透明性の向上、これらを通じた顧客との間の利益相反や情報の非対称性の排除」もあげられた。

その後、平成28（2016）年4月19日に開催された金融審議会総会・金融分科会合同会合において麻生太郎金融担当大臣より市場・取引所をめぐる諸問題に関する検討について新規諮問がなされ、金融審議会傘下に「市場ワーキング・グループ」が設置され、「顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・

デューティー)」のプリンシプル定着のための取組みについて検討が進められた。

当協会では、「行動規範」において、行動原則の一つとして「お客さま本位の行動」を掲げており、会員会社においても顧客本位の業務運営の趣旨を勘案した適切な業務運営に取り組んできたが、このような経緯のもと、会員各社が自主的な取組みとして販売手数料を開示する場合に、お客さまにとって分かりやすい開示がなされるよう市場リスクを有する生命保険の販売手数料を開示する際に特に留意すべき事項について、参考となる考え方を整理した資料として、「市場リスクを有する生命保険の販売手数料を開示するにあたって特に留意すべき事項」を作成し、同年9月1日付で公表した。

「市場ワーキング・グループ」では、同年5月より、計12回にわたり、国民の安定的な資産形成に向けた取組みや市場・取引所をめぐる制度整備などについて検討および審議が行われ、これらの審議を踏まえ「市場ワーキング・グループ報告～国民の安定的な資産形成に向けた取組みと市場・取引所を巡る制度整備について～」がとりまとめられ、同年12月22日付で金融庁より公表された。

本報告を踏まえ、平成29（2017）年1月19日、金融庁より、「顧客本位の業務運営に関する原則（案）」が公表され意見募集が行われ、当協会では、2月20日付で、内容を確認する意見を提出した。その後、同年3月30日に意見募集の結果等が公表され、「顧客本位の業務運営に関する原則」が確定した。また、同日付で『「顧客本位の業務運営に関する原則」の定着に向けた取組み』も公表された。

なお、平成30（2018）年3月31日時点で、「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、取組方針の公表を行った金融事業者は1,313社、そのうち、生命保険会社は41社となっている。

(1) 消費者利便向上に向けた取組み

① せいほ意見交換会等

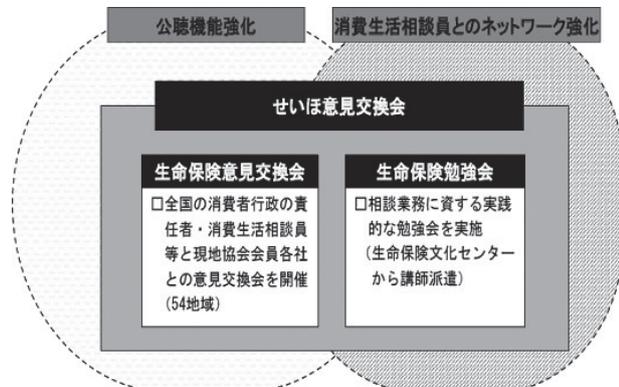
a. せいほ意見交換会の開催

当協会では、全国各地の消費者等の声を幅広く吸収し、また積極的な情報提供を通じてより多くの方々に生命保険事業に関する理解を深めていただく場として、消費者行政・団体および報道関係者を対象とした生命保険懇談会を、平成21（2009）年度まで実施してきた。その後、平成22（2010）年度からは、その内容を充実・強化した「生命保険意見交換会」を開催することとした。

「生命保険意見交換会」に係る運営上の主な変更点は、以下のとおりである。

- ・従来の地方協会主催から地方協会・本部協会・生命保険文化センターの三者共催とする（その後、平成26（2014）年度の本部協会と地方協会の一体化にともない、以降は、当協会と生命保険文化センターの共催となっている）。
- ・より多くの消費生活センター・消費生活相談員に参加をうながす。
- ・各地方の生命保険会社に参加をうながす。

また、上記の「生命保険意見交換会」と、生命保険文化センターが実施している消費生



せいほ意見交換会の概要

活相談員向けの「生命保険勉強会」をあわせて、「せいほ意見交換会」と位置づけ、消費者の声の把握および消費生活相談員とのネットワークの強化・支援・相談員を通じた消費者啓発に努めている。

その結果、消費生活センター・相談員の参加数は、前年度の平成21（2009）年度より大幅に増加したほか、生命保険会社側の出席者も会社数・人数とも大幅に増加した。

その傾向は、以下のとおり現在に至るまで続いている。

消費者行政・団体との意見交換会（生命保険文化センターとの共催）の開催状況

年度	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
開催数（回）	53	54	53	53	53	55	55	55	55
消費生活センター参加数（か所）	157	236	231	259	277	318	320	333	357
消費生活相談員参加人数（人）	105	198	196	229	239	269	275	273	274
生命保険会社参加数（社）*	509	660	651	643	644	733	705	731	705
生命保険会社参加人数（人）	569	824	837	812	818	930	885	948	948

*のべ数

なお、全国各地で実施している地元の報道関係者との意見交換会の開催数の推移は以下のとおりである。

報道関係者との意見交換会開催数

（単位：回）

年度	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
開催数	43	42	45	47	49	54	57	56	57

b. 消費者（関連）団体等との意見交換会（本部協会主催）等

当協会では、業界の取組みを丁寧に説明するなかで、消費者の目線から生命保険業界に対する忌憚のないご意見やご要望を伺い、活発な意見交換を行う場として、主要消費者（関連）団体等との「生命保険懇談会」（現：生命保険意見交換会）を平成6（1994）年度より開催している。この「生命保険懇談会」は、主に地方協会が運営を担っていた上記a.に加え、本部協会が主催して実施している。

当協会は、その他にも各団体を随時訪問し、業界をめぐる最新の状況や当協会の取組みを説明するとともに、先方の率直な考え等を収集してきた。

また、平成10（1998）年度よりファイナンシャルプランナーとも情報交換会・勉強会を開催し、時宜に合った論点を解説するとともに、関係の強化に努めている。

なお、平成29（2017）年度に生命保険意見交換会（本部協会主催）を開催した団体は以下のとおりである。

平成29年 8月	消費者支援機構関西
9月	全国消費生活相談員協会 関西支部 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 西日本支部 全国消費生活相談員協会 中部支部
10月	全国消費生活相談員協会 北海道支部
11月	全国消費生活相談員協会 関東支部 消費者情報ネット（コネット）
12月	全国消費生活相談員協会 本部 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 本部
30年 1月	日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 消費者相談室 埼玉県消費生活コンサルタントの会 国民生活センター
2月	全国消費生活相談員協会 東北支部 消費者5団体（主婦連合会、消費科学センター、全国消費者団体連絡会、東京都地域婦人団体連盟、日本消費者協会） 全国消費生活相談員協会 九州支部

②消費者シンポジウムの開催

平成22（2010）年4月12日、生命保険の社会的役割を理解いただき、お客さまの声を直接収集することを目的として、福岡県で「消費者シンポジウム～消費者・生活者の視点を活かす～」を開催した。

当日は、生命保険文化センターから生命保険に関する情報提供を行い、女優の音無美紀子氏から「女優として母として」と題して特別講演をいただいた。来場者向けにアンケートを行うとともに、開催後にはWebアンケートを実施した。

開催結果はウェブサイトにて公開し、幅広く意見を収集し今後の取組みに活かしていくこととした。

③消費生活相談員支援教材の提供

当協会は、平成21（2009）年に、各地域において消費者からの相談に対応している消費生活センターの相談員へのサポートを充実・積極化する観点から、生命保険文化センターと共同で、生命保険に関する相談業務に役立つ実践的な教材を提供することとした。

消費生活相談員向け教材としては、それまでに生命保険文化センターが、「生命保険・相談マニュアル」を提供していたが、より実践的な内容の教材を提供することとし、検討を行った。

教材内容の検討においては、消費者の視点を反映する観点から外部有識者による「消費者相談員向け教材検討会」（座長：高橋伸子氏（生活経済ジャーナリスト））を設置し、平成21（2009）年11月から年度末まで、専門的・実務的な検討を行い、平成22（2010）年6月に、「生命保険・相談マニュアル」を全面改訂した。

改訂したマニュアルの特長は、以下の3点である。

- a. 消費者から寄せられた苦情・相談の内容などを分析のうえ、発生頻度の高い苦情・相談事例等を掲載

b. 相談業務で必要とされる法律等の根拠の明示

c. 帳票見本の充実

同マニュアルは、全国の消費生活センターに無償で提供したほか、「生命保険意見交換会」でも配付を行った。

(2) 「消費者の声」事務局の活動

① 業界外部の声の集約と改善に向けた取組み

生命保険会社の経営に消費者の声を反映させることを目的に、生命保険相談所で受け付けた苦情・相談や、消費者行政・マスコミ等からの意見・要望、裁定諮問委員会で出された外部有識者の意見等を集約・分析するため、当協会内の横断的組織として、平成18（2006）年1月に、事務局長を座長とし、生命保険相談室長・広報部長ほか関係部門の担当者等で構成される、「消費者の声」事務局を設置した。

同事務局では、生命保険会社各社のお客さま対応の改善の後押しを目的に、意見等の多いテーマに関する業界外部からの意見・要望等を集約・分析するとともに、生命保険会社各社に取組事例のアンケートを行い、全社にその結果をフィードバックする活動をしている。

これまでに、同事務局が取り上げたテーマは以下のとおりである。

回数	年度	テーマ
第1回	平成18年度	配当
第2回	18年度	手術給付金①
第3回	18年度	解約
第4回	19年度	説明不十分①
第5回	19年度	表示
第6回	20年度	保険料の収納 契約の保全 アフターフォロー
第7回	20年度	高齢者
第8回	21年度	手術給付金②
第9回	22年度	説明不十分②
第10回	23年度	解約手続
第11回	24年度	高齢者（新契約関係）
第12回	25年度	保全 アフターサービス
第13回	26年度	転換 高齢者対応

② 継続教育制度のフォローアップ

平成21（2009）年2月の理事会において、「お客さま視点に立脚した取組みの一層の推進」に向け、業界外部からの声を経営改善に反映させる仕組みの強化策の一つとして、「消費者の声」事務局との連携による継続教育制度のフォローアップを行うことを決定した。

以降、「消費者の声」事務局では、「継続教育制度フォロー検討会」を設置し、毎年、外部からの募集人の資質向上に関する声（意見・要望）について集約・分析のうえ、その結果を企画部会に報告し

ている。

報告を受けた企画部会では、業界外部からの声を踏まえた実効性のある継続教育制度の構築に向けて、教育部会にフォローアップ結果を連携するとともに、継続教育制度の標準カリキュラム、テキスト改訂等の対応依頼を行っている。

その後、教育部会では、報告された集約・分析結果に基づき、標準カリキュラム・テキストの見直しを検討・実施している。

③Value Upアンケートの実施

①に記載のとおり、「消費者の声」事務局の生命保険各社へのアンケートは、平成26（2014）年度までに、13回実施しており、業界外部からの声に対する各生命保険会社の取組事例を明確に把握できる仕組みとして、生命保険会社各社の経営品質の向上に貢献してきた。

一方、当協会では、平成19（2007）年以降、各種自主ガイドラインの各生命保険会社の経営への反映に向けて、各生命保険会社の取組状況の確認・フォロー、取組事例の収集・共有化を目的として、別途、「自主ガイドラインのフォローアップアンケート」を実施してきた。

そこで、この二つのアンケートの強み（消費者の声の掲載、各ガイドライン項目に沿った生命保険会社各社の取組みの継続的な定点観測）を活かし、生命保険会社各社および当協会のPDCAサイクルの更なる高度化を図るべく、両アンケートを発展的に統合し、「ガイドライン」「各社の取組」「業界外部からの声」が有機的に連携する、新たなアンケートを実施することを、平成27（2015）年4月の一般委員会において決定した。

この新しいアンケートは、「Value Upアンケート」と名付け、原則、年1回、すべての自主ガイドラインを対象として実施することとした。

同アンケートについては、毎年、とりまとめ結果を一般委員会に上程後、理事会に報告したうえで、概要を当協会ウェブサイトに掲載している。

平成29（2017）年12月には、一般委員会において、平成30（2018）年度以降の「Value Upアンケート」について、実施スケジュールや、アンケートの対象とする自主ガイドライン、「業界外部からの声」の整理方法、対外公表資料の見直しなど、当協会の業務効率化・業務削減等の観点も踏まえた見直しを実施した。

6. 生命保険事業をめぐる諸制度に向けた意見発信

(1) 長寿安心年金の提言

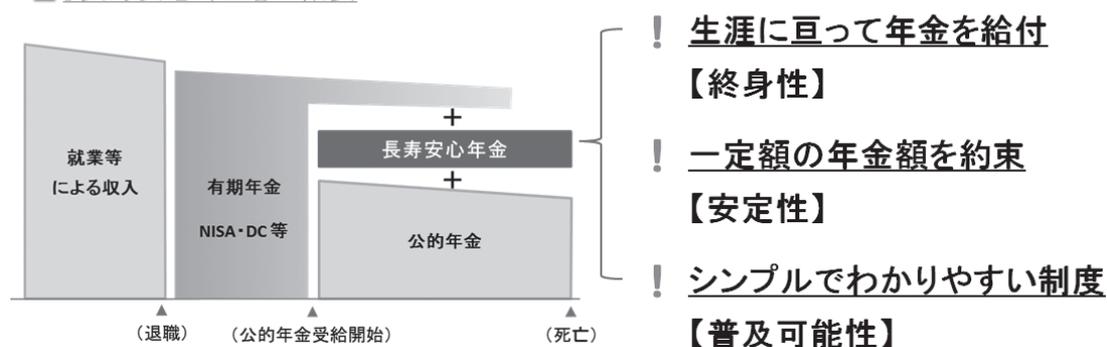
わが国の社会保障制度は、戦後の日本の成長を支え、社会全体の安心の実現に大きく寄与してきたが、急速な少子高齢化の進展等にもなるとともに、その持続可能性が揺らぎつつある。政府・関係当局等では、限られた財源のなかで社会保障制度の持続可能性を高めるべく、公的保障の役割やその限界を踏まえたさまざまな議論が進められたが、そのなかで、公的保障を補完する私的保障（自助努力）の役割や重要性が、改めて認識された。このような状況を踏まえ、将来を担う若い世代の方々が、より安心して生活を送るために何が必要か、そのために生命保険業界としてできることは何かについて検

討を重ねてきたが、平成28（2016）年2月19日、公的保障と私的保障の適切な連携の方策の一つとして提言書「安心社会を実現するための社会保障制度の構築に向けて—公的年金を補完する『長寿安心年金』の創設—」をとりまとめ公表した。

提言書の概要は以下のとおりである。

- 我が国の社会保障制度は、戦後の日本の成長を支え、社会全体の安心の実現に大きく寄与してきたが、急速な少子高齢化の進展等に伴って、その持続可能性が揺らぎつつある。
- 社会保障制度の持続可能性を高めるためには、公的保障の役割や機能を私的保障（自助努力）によって補っていくことが不可欠であり、その前提として、国民一人ひとりが生活設計を立て、必要な事前準備を行うことが求められている。
- 生活設計において、確実かつ安定的な老齢期の所得となる年金を生涯に亘って確保していくことは重要な課題であり、その方策の一つとして『長寿安心年金』の創設を提言する。
- 本制度により、公的年金と組み合わせて一定の老齢期の所得を確保し、生活保護費も含めた将来の公費負担の抑制や、将来不安の軽減を通じた現役世代の個人消費活性化等が期待できるものとする。

■『長寿安心年金』の概要



報告書はURL（<http://www.seiho.or.jp/activity/syakaihoshou/pdf/teigen.pdf>）参照。

(2) 私的保障の普及促進に向けた税制改正要望

当協会は、生命保険の普及促進に向け、毎年税制改正要望をとりまとめ、関係各方面に意見発信してきた。

その結果、本110年小史の対象期間（平成20（2008）年～平成30（2018）年）では、平成20（2008）年12月にとりまとめられた自民党（与党）税制改正大綱において、生命保険料控除制度の改組、所得控除限度額の拡充が記載され、所得税では平成24（2012）年分以降、地方税（個人住民税）では平成25（2013）年度分以降、新制度が適用された。

そのほか、当協会では死亡保険金の相続税非課税措置や退職年金等積立金に係る特別法人税等について要望を行ってきた。

本件に関する取組みは「第10章 生命保険税制の拡充要望と税制の動き」参照。

(3) 株式価値向上に向けた取組み

当協会は、昭和49（1974）年以降、株主・投資家の立場から、「株式価値向上に向けた取組み」等を継続的に実施している。

この取組みは、企業と投資家の対話の充実、ならびに課題意識の共有化が株式価値を向上させ、ひいては株式市場の活性化につながるとの考えのもと、企業および投資家に対するアンケート等の調査を実施し、要望等を取りまとめて発表しているものである。

平成26（2014）年2月、「日本版スチュワードシップ・コード」が公表される等、企業と投資家の対話が企業の持続的な成長をうながし、株式価値を向上させる上での重要な取組みとして改めて注目されている。こうした動きに先駆け、当協会ではすでに平成21（2009）年度より、投資家との対話について、企業向けの要望事項として取り上げてきた。また、平成27（2015）年度の調査では、投資家向けの要望事項を新設し、「中長期的視点での対話推進」（平成27（2015）、28（2016）、29（2017）年度）、「対話要員の拡充」（平成28（2016）、29（2017）年度）等を要望した。

なお、参考として最近10年間（平成20（2008）年度以降）の調査の発表時期、要望事項を以下のとおり紹介する。

要望事項
<p>平成20年12月（平成20年度）</p> <p>【要望1】株主還元の一層の向上【要望2】目標とする明確な経営指標の設定・公表【要望3】敵対的買収防衛策の導入および発動は基本的に行われるべきではない【要望4】社外取締役の導入の推進【要望5】株主へ配慮した株主総会運営</p>
<p>平成22年3月（平成21年度）</p> <p>【要望1】経営目標の設定・公表①具体的な中期経営計画の策定・公表及び説明の充実②目標とする経営指標の設定・公表③経営計画に沿った適切な資本政策・株主還元の実施【要望2】株主還元の一層の充実①株主還元方針の公表・説明の充実②中長期の平準的な水準として、配当性向30%以上の配当還元の実施③積極的な自己株式取得の推進【要望3】コーポレート・ガバナンスの充実①株主・投資家との対話の充実②議決権行使の充実に向けた環境改善（招集通知の早期発送、招集通知の議案内容説明の充実等）③株主に配慮した買収防衛策の運用</p>
<p>平成23年3月（平成22年度）</p> <p>【要望1】経営目標の設定・公表①投資家が望む数値目標を含めた中長期的な経営計画の策定・公表及び説明の充実②目標とする経営指標の水準向上③経営計画に沿った適切な資本政策の実施【要望2】株主還元の一層の充実①株主還元方針の公表・説明の充実②中長期の平準的な水準として、配当性向30%以上の配当還元の実施③積極的な自己株式取得の推進【要望3】コーポレート・ガバナンスの充実①中長期的な経営計画を軸とした株主・投資家との対話の充実②議決権行使の充実に向けた環境改善</p>

<p>平成24年3月（平成23年度）</p> <p>【要望1】 経営目標の設定・公表①中期経営計画の策定・公表及び説明の充実②ROEの目標設定と水準向上③経営計画に沿った適切な資本政策の実施【要望2】 株主還元の一層の充実①株主還元方針の公表・説明の一層の充実②中長期の平準的な水準として、配当性向30%以上の配当還元の実施③積極的な自己株式取得の推進【要望3】 コーポレート・ガバナンスの充実①中長期的な経営計画をベースとした株主・投資家との対話の一層の充実②危機管理体制の継続的な点検・見直し③招集通知の早期発送・開示や議案の説明充実など議決権行使のための環境改善</p>
<p>平成25年3月（平成24年度）</p> <p>【要望1】 経営目標の設定・公表①中期経営計画の策定・公表及び説明の充実②ROEの目標設定と水準の中期的な向上③経営計画に沿った適切な資本政策の実施と説明の充実【要望2】 株主還元の一層の充実①株主還元方針の設定・公表及び説明の充実②中長期の平準的な水準として、配当性向30%以上の配当還元の実施③積極的な自己株式取得の推進【要望3】 コーポレート・ガバナンスの充実①株主・投資家との対話の一層の充実②危機管理・法令遵守体制の継続的な点検・見直し③議案の説明充実等による議決権行使のための環境改善</p>
<p>平成26年4月（平成25年度）</p> <p>【要望1】 経営目標の設定・公表①中期経営計画の策定・公表及び説明の充実②ROEの目標設定と水準の中期的な向上③適切な資本政策及び手元資金の活用と説明の充実④株式価値向上に繋がる戦略的な投資の実施と説明の充実【要望2】 株主還元の一層の充実①株主還元方針の設定・公表及び説明の充実②中長期の平準的な水準として、配当性向30%以上の配当還元の実施③積極的な自己株式取得の推進【要望3】 コーポレート・ガバナンスの充実①株主・投資家との対話の一層の充実と法令遵守体制の継続的な点検・見直し②株主総会議案の説明充実と議決権行使のための環境改善</p>
<p>平成27年3月（平成26年度）</p> <p>【要望1】 経営目標の設定・公表①中期経営計画の策定・公表と説明の充実②ROEの目標設定と水準の継続的な向上③適切な資本政策及び手元資金の活用と説明の充実④株式価値向上に繋がる戦略的な投資の推進と説明の充実【要望2】 株主還元の一層の充実①株主還元方針の設定・公表及び内部留保や投資の必要性等を含めた説明の充実②中長期の平準的な水準として、配当性向30%以上の配当還元の実施③積極的な自己株式取得の推進【要望3】 コーポレート・ガバナンスの充実①株主・投資家との対話の一層の充実と対話の前提となるディスクロージャの充実②株主総会議案の説明充実と議決権行使のための環境改善</p>
<p>平成28年3月（平成27年度）</p> <p>（企業向け）【コーポレート・ガバナンス】 ①取締役会での経営戦略に関する議論の充実②社外取締役の拡充【議決権行使】 ③投資家の視点に立った議案内容の説明充実④検討時間確保のための環境改善【経営目標】 ⑤数値目標と事業戦略を伴う経営計画の公表⑥資本コストを踏まえたROEの目標設定と水準向上⑦成長投資への手元資金の活用⑧中長期の平準的な水準として、配当性向30%以上【対話】 ⑨対話内容の取締役会へのフィードバック⑩対話要員の拡充とディスクロージャの充実（投資家向け）【議決権行使】 ①企業の状況を踏まえた賛否判断と判断理由の説明【対話】 ②中長期的視点での対話推進</p>

平成29年3月（平成28年度）

（企業向け）【コーポレート・ガバナンス】①取締役会評価の充実とその結果の開示②社外取締役の拡充【持続的成長に向けた経営戦略】③数値目標と事業戦略を伴う経営計画の公表④資本コストを踏まえたROEの目標設定と水準向上⑤経営ビジョンに則した事業ポートフォリオの見直し⑥成長投資への手元資金の活用⑦中長期の平準的な水準として、配当性向30%以上【対話】⑧経営陣による対話内容の共有と対話への積極的な参加⑨対話要員の拡充【議決権行使】⑩投資家からの反対理由の分析も踏まえた議案内容の説明充実⑪検討時間確保のための環境改善（投資家向け）【対話】①中長期的視点での対話推進②対話要員の拡充【議決権行使】③企業の状況を踏まえた議決権行使と賛否判断理由の説明

平成30年4月（平成29年度）

（企業向け）【コーポレート・ガバナンス】①取締役会運営におけるPDCAサイクルの確立②社外取締役の機能発揮に向けた取組みの充実とその結果の開示【経営戦略】③数値目標と事業戦略を伴う経営計画の公表④ESG情報の開示の充実【財務戦略】⑤資本コストを踏まえたROEの目標設定と水準向上⑥経営ビジョンに則した事業ポートフォリオの見直し⑦成長投資への手元資金の活用⑧中長期の平準的な水準として、配当性向30%以上【対話】⑨経営陣による対話内容の共有と対話への積極的な参加⑩対話要員の拡充【議決権行使】⑪過年度議案に対する投資家の反対理由の分析も踏まえた議案内容の説明充実⑫投資家による議案内容の検討時間確保のための環境改善（投資家向け）【対話】①中長期的視点での対話推進②対話要員の拡充【議決権行使】③企業の状況を踏まえた賛否判断と議決権行使プロセスの透明性向上

(4) 企業会計基準委員会（ASBJ）の主な動向

企業会計基準委員会（以下、ASBJという）と国際会計基準審議会（以下、IASBという）は、平成16（2004）年10月に、会計基準のコンバージェンスを目的とし、共同プロジェクトの立ち上げに向けた協議を開始することを発表した。当プロジェクトにおいては、会計基準間の主要な差異のうち、短期的に解消可能なものを「短期プロジェクト」、それ以外を「長期プロジェクト」と位置づけ、短期プロジェクトの項目は平成20（2008）年までに解決するか、少なくともその方向性を決めること、長期プロジェクトの項目はコンバージェンスに向けた議論を本格的に行うこととされた。

平成19（2007）年8月には、ASBJとIASB共同でコンバージェンス加速化に係る合意（東京合意）を公表した。東京合意では、欧州委員会による同等性評価に関連して、欧州証券規制当局委員会が日本基準で作成された財務諸表に対して補正措置を提案している26項目については、短期コンバージェンス・プロジェクトとして平成20（2008）年までにコンバージェンスを達成することとされた。また、残りの項目については、平成23（2011）年6月30日までにコンバージェンスを達成すること、6月30日後に適用となる新たな基準を開発する現在のIASBの主要なプロジェクトから生じる差異に係る分野については、コンバージェンス達成のため、新たな基準が適用となる際に日本において国際的なアプローチが受け入れられるように、両者が緊密な関係を築き作業を行うこととした。

短期コンバージェンス・プロジェクトに関連し、ASBJでは平成19（2007）年12月から平成20（2008）年12月の間に会計基準等の公表や改正に係る公開草案を公表した。そのうち、当協会では平成20（2008）年3月に公表された金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）をはじめとし、資産除去債務に

関する会計基準（案）および賃貸等不動産の時価等の開示に関する適用指針（案）等の公表について、ASBJあて意見提出を行った。これらを含む八つの会計基準と一つの実務対応報告の公表、改正により、欧州委員会は、同年12月、わが国の会計基準をIFRSと同等であると最終決定した。

その他、平成23（2011）年6月までにコンバージェンスを達成することとされた項目については、三つの会計基準の公表を経て、無形資産と企業結合（ステップ2）を残して期日までに達成された。残る二つに関しても、無形資産については平成21（2009）年12月に論点整理が公表され、当協会から意見提出を行った。企業結合（ステップ2）については平成25（2013）年1月に公開草案が公表された。

(5) 郵政民営化をめぐる意見発信

郵政事業およびその一部である簡易保険事業は長らく政府「現業」の形態で営まれてきたが、平成15（2003）年に郵政公社に改編され、平成19（2007）年に日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険に分社化・民営化された。平成27（2015）年には日本郵政、ゆうちょ銀行およびかんぽ生命の株式が東京証券取引所に上場され、かんぽ生命株式の11%が売却された。しかし、その後も間接的な政府出資は解消されなかった。

当協会では「公正な競争条件の確保」や「適切な態勢整備」の観点から郵政民営化に関する意見を表明してきた。本件に関する取組みは「第12章 郵政民営化および隣接業界への対応」参照。

(6) 国際会計基準・国際的な監督規制についての意見発信

平成19（2007）年の夏以降、米国のサブプライム・ローン問題に端を発する世界的な金融市場の混乱は、平成20（2008）年のリーマン・ブラザーズの破綻を契機として、世界金融危機に発展した。本110年小史の対象期間である平成20（2008）年～平成30（2018）年において、金融危機への反省を踏まえ、IAIS（International Association of Insurance Supervisors、保険監督者国際機構）が中心となり、保険監督・規制について多くの取組みが推進された。

また、国際会計基準についても、平成29（2017）年にIFRS第17号「保険契約」が公表されるなどの取組みが行われた。

当協会はこれらの国際的な検討にも意見提出を行ってきた。本件に関する取組みは「第6章 国際化への対応と国際交流」参照。

第3章 生命保険事業の健全な運営に向けた取組み

1. 適切な生命保険販売等に係る諸施策

(1) 金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」の議論を踏まえた対応

平成24（2012）年4月11日に開催された金融審議会総会・金融分科会合同会合において金融担当大臣より、

- ①保険契約者の多様なニーズに応えるための保険商品やサービスの提供および保険会社等の業務範囲の在り方
- ②必要な情報が簡潔で分かりやすく提供されるための保険募集・販売の在り方等について、規制の全体像を視野に入れつつ、検討すべき旨の諮問がなされた。

この諮問事項を検討するため、金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」（以下、保険ワーキング・グループという）が設置され、平成24（2012）年6月7日より計16回にわたり、（1）保険商品・サービスのあり方（①新しい保険商品、②共同行為制度、③業務範囲規制）および（2）保険募集・販売ルールのあり方（①保険募集に係る行為規制、②乗合代理店・保険仲立人に係る規制、③募集規制の及ぶ範囲等）について審議を重ね、平成25（2013）年6月7日に報告書がとりまとめられた。

これを踏まえた保険業法等の一部を改正する法律案が平成26（2014）年3月14日に第186回国会に提出され、同年5月23日に可決成立した。同法（平成26年法律第45号）は平成26（2014）年5月30日に公布、平成28（2016）年5月29日に施行され、保険募集の基本的ルールとして情報提供義務や意向把握義務、保険募集人等の体制整備義務等が導入された。

①「保険募集人の体制整備に関するガイドライン」、「募集関連行為に関するガイドライン」の制定

上記保険業法改正を踏まえ、「保険募集人の体制整備義務」の基本的考え方や留意点について整理し、会員各社が保険募集人に適切な指導を行う際の参考の用に供するために、平成27（2015）年11月12日付で「保険募集人の体制整備に関するガイドライン」を制定した。同ガイドラインは、「保険募集人の体制整備義務」の基本的考え方や留意点について「保険募集人の体制整備義務全般」、「比較推奨販売（比較説明・推奨販売）」、「商号等の使用許諾」、「保険募集人指導事業（フランチャイズ事業等）」、「意向の把握・確認義務」の項目ごとに整理したものとなっている。

また、募集関連行為（広義の募集プロセスのうち保険募集に該当しない行為）を第三者に委託する場合の基本的考え方や留意点について整理し、会員各社が保険募集人・募集関連行為従事者に適切な指導を行う際の参考の用に供するために、平成27（2015）年12月3日付で「募集関連行為に関するガイドライン」を制定した。同ガイドラインは、募集関連行為（広義の募集プロセスのうち保険募集に該当しない行為）を第三者に委託する場合の留意点を、「委託先の選定・管理」、「募集規制の潜脱等」、「比較サイト等の委託」、「個人情報の取扱い」、「支払手数料の設定」の項目ごとに整理したものとなっている。

②募集文書の簡素化・分かりやすさ実現に向けた取組み

平成18（2006）年から導入された「契約概要」・「注意喚起情報」（以下、契約概要等という）については、一般的な消費者であれば理解しようとする意欲を失わない程度の情報量に限定した最低限の情報提供として、特に説明すべき重要事項を顧客に提供する趣旨で規律が設けられた。

しかし、保険ワーキング・グループ報告書において、「現実には、一般的な消費者にとって理解可能な程度を越えた分量の情報が記載されていたり、募集人によっては、商品説明は契約概要等ではなくパンフレットで行っていたりするなど、情報量が増加するとともに内容が複雑になった結果、契約概要等が当初想定されていた役割を十分には果たせていない、との指摘がある」と記載された。加えて、生命保険・損害保険の両業界に対して、既存の契約概要等の記載項目や実際の募集プロセスにおける位置づけを検証した上で、当初、契約概要等に期待されていた役割を果たせるように、消費者が保険加入に当たって理解することが必要な真に重要な情報を掲載するという本来の目的に立って、記載内容の見直し・簡素化を行うよううながされた。

これを踏まえ、簡素で分かりやすい募集文書を実現すべく、各社の募集文書の分析をするとともに、外部有識者・外部コンサルティング会社の意見等を踏まえて、①募集文書の役割を明確化し、役割に沿って必要不可欠な情報・事項に絞り込むことにより、お客さまが理解しようとする意欲を失わない情報量とするよう、契約概要・注意喚起情報作成方針を策定、②見やすく・読みやすく・分かりやすい募集文書作成のためのメルクマールの策定、③契約概要ガイドラインおよび注意喚起情報作成ガイドラインにおいて、同一項目が必要記載項目とされている等、募集文書の分量の増加要因となっているものについて、記載項目に関する整理・明確化、を実施した。

また、各社の取組みを推進すべく、3年間の集中フォローアップ期間を設け、各社の取組事例の共有化等を行うことで、簡素で分かりやすく、お客さまが読んで理解いただける（募集人が説明しやすい）書面の実現に向けて取り組んだ。

③平成26年改正保険業法（2年以内施行）に関するQ&Aの公表

適切な保険募集態勢を構築し、運営することを後押しする観点から、上記保険業法改正のポイントについて、平成27（2015）年5月27日に公表された保険業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第45号）に基づく改正政令・内閣府令および保険会社向けの総合的な監督指針等に基づき、金融庁に確認のうえとりまとめ、同年12月に公表した。

また、その後、保険会社向けの総合的な監督指針改正、パブリックコメントで示された金融庁の考え方等を踏まえて、会員各社の参考の用に供すると考えられる実務上の留意点や対応例等を追加的にとりまとめ、「追補版」として平成28（2016）年4月に公表した。

④保険募集に係る再委託の禁止について

保険ワーキング・グループ報告書において、「代理店は本来その使用人が行う募集業務について、教育・指導・管理を行うことを当然に求められるにも関わらず、代理店と第三者の間に形式的に委託契約等の関係があることをもって当該第三者を使用人として届け出を行い、適切な教育・指導・管理を行うことなく当該第三者に募集業務を行わせている可能性がある、との指摘がある」と記載された

ほか、「法令上、保険募集の再委託は原則として禁止されていることに留意する必要がある」と記載された。

これを踏まえ、監督当局において保険代理店使用人の契約形態等の実態を聴取した結果、一部において、保険業法第275条第3項に規定する再委託の禁止に抵触するおそれのある者や使用人の要件を満たさないおそれのある者を保険代理店使用人として登録・届出を行っていることが確認された。そのため、すべての保険会社に対してこのような募集体制を可及的かつ速やかに解消し、平成27（2015）年3月末までに制度趣旨を踏まえた新たな募集体制へ移行するよう求められた。

当協会としては本件に関して「代理店使用人対応 実務検討チーム」を設置し、各社の円滑な適正化対応の後押しを行った。

(2) 廃業等募集人情報登録制度の創設・一部改正

当協会では生命保険会社各社が保険募集人の適格性および資質を判断することを助け、会社の業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保し、もって、保険契約者等の利益の保護および保険事業の健全な発展に資することを目的として、保険業務に関して不適当な行為をなした保険募集人に関する情報の共同利用を行う退社者情報登録制度を運営していたが、同様の趣旨で情報制度を運営していた日本損害保険協会と情報の共有化を図るため、平成25（2013）年7月1日より廃業等募集人情報登録制度を創設、運営を開始した。

また、当協会では保険契約者等の利益の保護、保険事業の健全な発展等の観点から当制度のあり方を検討し、平成30（2018）年4月1日より、「保険募集等に関して顧客金銭の詐取・費消を行った者」についての情報登録期間を20年とする改正を行った。なお、当改正は、保険募集人による顧客金銭の詐取・費消事例が発生していることや、監督当局からの、当制度の従来の登録期間（3年間）の終了後に代理店等を渡り歩く募集人に係る指摘もうけて検討した結果、実施したものである。

(3) 生命保険募集人登録の実務について

① 財務局への募集人登録業務の集約化

財務局・財務事務所の業務の合理化・効率化のため、財務事務所で行っている募集人登録業務について、平成22（2010）年7月より東京財務事務所を除き財務局へ移管・集約されることとなった。

これを踏まえ、各社が募集人登録申請に当たって利用している当協会募集人登録システムにおいても平成22（2010）年7月の更改において、既存データの洗い替え等を行った。

② 変額保険販売資格者登録制度のデータベース化

生命保険会社各社は変額保険の募集を行わせようとする者を当協会の運営する変額保険販売資格者登録制度に登録しているが、登録情報の適切な管理の観点から、平成22（2010）年7月の募集人登録システムの更改によりデータベース化を開始した。なお、平成27（2015）年7月の募集人登録システムの更改により、従前の紙による登録届出についてもデータベース化を行った。

2. 生命保険募集人の教育

(1) 募集人資質の向上に向けた取組み

① 検討の背景

当協会では、お客さまニーズへの対応力アップを図るため、また、生命保険会社各社の教育制度に資するため、従前から、体系的・段階的に学習できる業界共通教育制度を設け、実施してきた。

一方、消費者保護に対する意識の高まりや法令改正等をうけて、お客さまに対する保険商品の説明および保険金・給付金等の支払いに関する手続を含めたアフターサービス等を担う生命保険募集人の役割は一層重要になり、よりお客さま本位、法令・社会的規範を遵守した行動が求められるようになった。

そのような状況を踏まえ、平成19（2007）年度より、募集人資質の向上に向けた取組みについて検討を行い、その結果、「継続教育制度の新設」・「業界共通教育課程の改訂」を二本柱とする募集人資質の向上に向けた取組みをとりまとめた。これらについては、平成20（2008）年9月の業務委員会にて決定した後、同月19日付ニュースリリース「社団法人生命保険協会の募集人資質の向上に向けた取組みについて」のなかで公表を行った。

② 継続教育制度の概要

a. 実施時期と実施サイクル

平成21（2009）年4月に運用を開始し、実施時期については、1年を1サイクルとして事業年度ごとに毎年実施とした。また、保険代理店は事業年度サイクルにあわせ、平成21（2009）年度中に開始とした。

b. 継続教育の対象者

原則として、事業年度始において生命保険募集人登録を行っている全生命保険募集人が対象となるが、当年度に生命保険募集に関する業務に携わらないことが明確な者は除くこととした。

c. 継続教育の内容

継続教育を実施するのは生命保険会社・保険代理店であるが、一定水準以上の教育が実施されるよう、当協会が「継続教育制度標準カリキュラム」を策定するとともに、本カリキュラムに基づいた「継続教育制度標準テキスト」を作成した。

「継続教育制度標準カリキュラム」の概要は以下のとおりである。

- ・ コンプライアンスの概念・重要性および生命保険募集人が遵守すべき法令等の概要
- ・ 生命保険募集人が適正な保険募集を行うために必要な法令等の知識および実践のための知識
- ・ 保険金・給付金等の支払いを含めた契約後のアフターサービスに関する知識
- ・ 保険代理店における保険募集に関するルール等

d. 継続教育の実施方法

「継続教育制度標準カリキュラム」の内容について、販売チャネルや取扱商品等の生命保険会社・保険代理店の実情に応じ、適切な方法を判断したうえで実施することとした。

③業界共通教育課程の改訂〔平成21（2009）年4月〕

コンプライアンス・説明責任・アフターサービスの教育強化のため、これらの主要事項について、一般課程・専門課程・応用課程の各課程においてカリキュラム化するとともに、教育強化が明確になるよう、章立てを行ったうえで構成や項目名の見直しを実施した。

a. 一般課程改訂の概要

(a) 登録前研修の改訂内容

研修カリキュラムについて、各単位を整理するとともに、コンプライアンス・説明責任・アフターサービスについて、「第3章 生命保険の実務とコンプライアンス」として章建てを行い、単位を新設した。

(b) 登録後研修の改訂内容

登録前研修で縮減した「商品」関係単位について、登録後研修（営業職員用）に新設するとともに、営業職員用の単位において、「重要事項説明と意向確認」「正しい告知の取扱い」「保険募集の実務とコンプライアンス」を新設し、生命保険会社各社の実務にあわせて実施できるよう改訂を行った。なお、新設に伴う他単位の調整で、同一事項で「ロープレ」と「実践指導」に分離して単位設定されていた事項の整理を行った。

b. 専門課程・応用課程の改訂内容

専門課程・応用課程は、不足していたコンプライアンス・アフターサービスについて章建てを行うとともに、説明責任について、コンプライアンスのなかで「募集時の正しい説明」として項目立てを行った。

(2) 大学課程カリキュラム・テキストの改訂

①改訂の経緯・目的

大学課程テキストは、平成13（2001）年度に改訂を行ってから約10年が経過していたこともあり、今日的視点から「業界共通教育試験の最高位」にふさわしい内容のテキストとするため、平成23（2011）年4月に改訂を行った。

本改訂では、文章だけでなく図や事例等を多く入れ、内容や事象を分かりやすく解説することに努めるとともに、お客さまへの質の高いアドバイスについて具体的に解説し、お客さま訪問の際にアドバイスする内容を試験後も確認できるテキストとした。

また、科目間で重複するコンテンツは1科目にまとめて整理するとともに、掲載内容の充実を図った。さらに、「ファイナンシャル・プランニング」をはじめとするすべての科目において、データの更新

やコンプライアンス等の法改正のメンテナンスだけでなく、常に知識のブラッシュアップが図れる内容への改訂を行った。

②各テキストの改訂内容

a. 生命保険のしくみと個人保険商品（旧：個人保険商品研究）

従前の科目名は「個人保険商品研究」であったが、「隣接業界の商品と社会保障」から「隣接業界の商品」を移行させるとともに、個人保険の視点からお客さまに質の高いアドバイスを提供することを明確にするために、科目名を「生命保険のしくみと個人保険商品」に変更した。

b. ファイナンシャルプランニングとコンプライアンス（旧：ファイナンシャル・プランニング）

従前のテキストでは、標準的な家族（夫婦・子ども2人）の事例が中心であったが、新テキストでは、年齢層別に既婚・未婚等のあらゆるライフスタイルにあわせた具体的なアドバイスができる内容に変更した。

また、「コンプライアンス」については、各法律の目的を明確にするとともに、「継続教育制度標準テキスト」の掲載内容を考慮して事例を多く取り入れ、あわせて、科目名を「ファイナンシャルプランニングとコンプライアンス」に変更した。

c. 生命保険と税・相続

従前のテキストは、税法に基づく学問的な内容になっており、科目名が「生命保険と税・相続」であるにもかかわらず、生命保険と税・相続の関連性が希薄であったが、新テキストでは、「所得税」「相続税」「贈与税」「法人税」のほかに「所得税に関係する身近な知識」の章を加え、また、生命保険と税務との関連を実務や計算事例を中心に解説する等、税務をより身近な知識として習得できる内容に変更した。

d. 資産運用知識（旧：資産運用設計（金融商品・不動産））

不動産について、老後における問題や税務面等を加えた内容に変更した。さらに、お客さまの金融リテラシーの充実に資する金融知識を習得し、よりの確なアドバイスが行えるよう内容を改訂するとともに、科目名を「資産運用知識」に変更した。

e. 企業向け保険商品とコンサルティング（旧：企業保険商品研究）

従前の科目名である「企業保険商品研究」は、団体定期等の「企業保険商品」の商品内容を中心に説明したものであったが、新テキストでは、旧テキストの「ファイナンシャル・プランニング」の「第3章 法人への保険コンサルティング」を移行し、中小企業を中心としたコンサルティングセールスを行うための知識を集約した。また、企業保険の商品内容は概要レベルにとどめ、中小企業のさまざまなニーズへの解決策として事業保険を提案するための基礎知識が習得できるようにするとともに、中小企業開拓のための基礎知識となる「会社法」や「決算書の見方」を中心とした内容に変更し、あわせて科目名を「企業向け保険商品とコンサルティング」に変更した。

f. 社会保障制度（旧：隣接業界の商品と社会保障）

少子高齢社会において社会保障の知識は不可欠であるため、科目名を「社会保障制度」とし、単なる知識ではなく、お客さまへの質の高いアドバイスを可能とするための内容に変更した。また、保険募集に携わる者のために実践的な事例を多く掲載し、給付金・手続等についての知識が習得できる内容に変更した。

(3) 試験管理業務の外部委託化と試験資材受渡代行支社の設置

①外部委託化の経緯

業界共通教育試験を実施するためには試験管理要員が不可欠であるため、従前から要員確保を受験地区に所在する生命保険会社各社に依頼してきた。しかし、生命保険会社各社の営業拠点の統廃合やバックオフィス機能を持たない組織の増加、現地組織を持たない生命保険会社からの受験申込みの増加等により、協力可能な生命保険会社の職員数減少が続いていた。また、銀行等窓販の解禁による金融機関代理店職員の一時的な大量受験等、予定を上回る新規の受験申込みが発生した。

そのような環境変化により、試験管理業務の要員確保が困難となった状況を踏まえ、確実な試験実施、公平な運営体制を確立するため、平成22（2010）年4月に試験管理業務の外部委託化を実施した。

②外部委託化の対象範囲

原則として全試験・全受験地区の全試験要員（管理責任者・管理委員・補佐員）を対象とした。

③外部委託化における取組みの視点

a. 委託費用の削減（外部委託化費用圧縮策の実施）

新たに発生する外部委託費用をできる限り圧縮するために、公正・厳正な試験管理を前提として、以下（a）～（d）の費用圧縮策を実施した。

（a）試験資材受渡代行支社の設置

当協会の地方事務室と試験会場との距離が遠い受験地区の場合、長距離移動にともない、外部委託業者の拘束時間が増大し、外部委託費用の高騰につながることから、遠隔地に所在する生命保険会社（支社、営業所、機関等）に外部委託業者との試験資材の受渡等を行う「試験資材受渡代行支社」を依頼し、受渡・搬送に係る時間短縮を図り、外部委託費用の圧縮を行った。

（b）試験実施時間の変更（変額保険販売資格試験・大学課程試験を午後実施に変更）

従前の変額保険販売資格試験、大学課程試験の開始時間は午前10時30分であったが、本開始時間では試験日当日の試験資材の受渡ができない地区が発生すること、また、その対応として前日までの受渡とした場合は、外部委託業者の拘束時間が増大し、外部委託費用の高騰につながることから、変額保険販売資格試験、大学課程試験の実施時間を午後に変更し、試験日当日の受渡を可能とするとともに、拘束時間短縮を図り、外部委託費用の圧縮を行った。

(c) 必要最少限の試験要員の配置

円滑・確実な試験の実施を前提としたうえで必要最少限の要員配置を行い、外部委託費用の圧縮を行った。

(d) 遠隔地の非外部委託化

当協会の地方事務室から特に遠距離に所在する受験地区は、受験会社および試験管理業務を行う会社が限定されていたため、一部地域において、当該会社が試験管理業務を行うことにより、外部委託費用の圧縮を行った。

b. 個人情報保護

受験者名簿、解答用紙等の受渡や保管、搬送に際し、個人情報の漏えい・紛失が発生しないよう万全の体制を構築した。

c. 全国一斉かつ公正・厳正な試験運営

試験開始時間の遅延や不正行為の発生、試験問題・解答用紙の漏えい・紛失といった各種リスクを回避するため、適正な試験管理要員の確保・配置を行った。

④外部委託業者

外部委託業者は、当協会の「発注先の選定にかかる取扱規程」に則り、厳正な業者選定を実施したうえで、平成21（2009）年3月の業務委員会にて、実績、金額面、信頼度等の総合評価を理由として株式会社経済法令研究会に決定した。

(4) 試験事務の合理化・効率化**①「せいほしけんネットシステム」リニューアル対応****a. 平成21（2009）年10月**

業界共通教育を運営するうえでの根幹である専門課程試験以降の合格者の受験履歴管理を行う「業界共通教育マスター」について、構築から20年が経過し、利便性や品質維持等の点でさまざまな課題を抱えていたため、生命保険会社と試験処理を行う外部委託会社とをネットワークで結び、試験申込み、合否結果の取得等を行う「せいほしけんネット」との連携を考慮したうえで平成21（2009）年10月に再構築を実施した。再構築によって教育マスターのデータベース化を行うとともにWeb公開を行い、利便性・精度（品質）のさらなる向上を図った。また、ユーザーID申請のWeb化を行うことで迅速な発行を可能とし、セキュリティも向上させた。

b. 平成27（2015）年6月

「せいほしけんネットシステム」のインフラ環境について、前回のリニューアルから5年が経過し、改修が必要な時期を迎えていた。また、個人情報を含む納品帳票やFAXによる問い合わせ等を行っている業務が多数あり、個人情報保護の観点から、安全対策についてより一層の強化が必要となった。

そのような状況を踏まえ、平成27（2015）年6月に「システム信頼性の維持（最新機器への入替え）」、「個人情報保護の強化（帳票のWEB化）」を主な柱としたリニューアルを実施した。

②業界共通教育試験における収支改善策の実施〔平成25（2013）年4月〕

a. 変更の経緯・目的

業界共通教育試験における収支改善策として、平成24（2012）年度に受験手数料の引上げを実施したが、平成25（2013）年度の試験日程を検討するに当たり、試験実施月変更等による試験会場費や外部委託費の支出抑制を図った。

b. 変更内容

(a) 応用課程試験実施日の変更

業界共通教育試験のなかで唯一単独日で実施していた応用課程試験について、一般課程試験と同一日の実施としたことにより、試験実施に係る経費を縮減した。

なお、応用課程試験と一般課程試験の同一日実施については、一般課程試験の日程設定の考え方や試験時間の変更は行わず、応用課程試験を一般課程試験の日にあわせた。

(b) 同一日実施の専門課程試験・変額保険販売資格試験の試験順序の入れ替え

専門課程試験と変額保険販売資格試験は同一日に実施していたが、受験者数は専門課程試験の方がより多いことから、試験会場については、両方の試験を実施する会場と専門課程試験のみ実施する会場を確保していた。また、それぞれの試験の実施時間は、専門課程試験が12時～13時30分、変額保険販売資格試験が15時～16時であったが、受験者数の多い専門課程試験について午前・午後をまたぐ時間帯に実施していたため、大半の試験会場について終日（午前・午後両方）の確保が必要であった。そこで、試験順序を入れ替え、専門課程試験のみ実施する会場の確保を午後のみとすることで、試験実施に係る経費を縮減した。

(c) 各課程試験実施月の変更

応用課程試験日を一般課程試験と同一日とすることで試験日が月の後半となったが、応用課程試験の実施月（5、9、1月）は国民の祝日が比較的多い月であることから、生命保険会社各社が行う研修等の日程を考慮し、大学課程試験、応用課程試験、専門課程試験・変額保険販売資格試験の実施月を変更した。

各課程試験の実施月

	変更前 (平成24年度)	変更後 (平成25年度)
専門課程試験 変額保険販売資格試験	4・8・12月	6・10・2月
応用課程試験	5・9・1月	4・8・12月
大学課程試験	6・10・2月	5・9・1月

(5) 保険法施行、保険業法改正に伴う対応

① 保険法改正に伴う対応（平成22（2010）年4月）

業界共通教育テキストの新年度版への切替えは毎年6月に実施しているが、平成22（2010）年度は、4月に保険法が施行されたことから、改正内容の反映が必要となった。しかし、同年4月から新年度版のテキストを適用するには、スケジュールの観点や、前年度テキスト購入分の取扱い等の問題があったため、4月と5月の試験については、例年どおり、平成21（2009）年度テキストを使用することとし、別途、追補版を発行して対応を図った。

各テキストの追補版については、教育部会傘下のカリキュラムWGで検討を行い、保険法に照らして、平成21（2009）年度版テキストで最低限修正すべきと判断された「保険法の施行」や「告知義務」の記述を平成22（2010）年度版テキストの改訂案から抜き出す対応を行った。

完成した追補版は、PDFファイルを生命保険会社各社の教育部会委員に送付し、そのデータを印刷して各試験の受験者に配布した。

② 保険業法改正に伴う対応（平成28（2016）年5月）

平成28（2016）年5月施行の改正保険業法への対応として、平成27（2015）年度版業界共通教育各課程テキストおよび業界共通教育各課程試験に改正保険業法の内容を盛り込むことで、同内容の周知・徹底を図る必要があった。しかし、テキスト改訂スケジュール等の観点から実現が困難であったため、代替措置として、保険業法等の主要な改正点等を記載し、「一般課程」「専門課程」「変額保険」「応用課程」のすべてのテキストに適用する「平成27（2015）年度業界共通教育各課程テキストの追補版」を作成した。なお、「大学課程」および「生命保険講座」テキストについては、例年どおりのテキスト改訂スケジュールで対応可能であったため追補版作成の対象外とした。

完成した追補版は、教育部会委員および試験担当者あてに送付し、生命保険会社各社において受験者に連携を行った。

3. ディスクロージャー、情報提供の充実および広報活動

(1) ディスクロージャーの充実

① ディスクロージャーの意義

ディスクロージャー（disclosure）とは、「企業の経営内容の公開」のことである。ディスクロージャーの意義は、ステークホルダーに経営内容の情報を提供することで、適切な意思決定に供することにある。

また、ディスクロージャーによって、経営の透明性が高まるとともに、社会からの評価にさらされていることで、一層の経営努力をはらうことが期待されている。

生命保険会社は保険契約者や出資者等、さまざまなステークホルダーと関わって成り立っている。そのため、それらのステークホルダーに対し、自社の経営状況などについて説明する責任を負っている。また、生命保険は、その商品特性上、契約期間が極めて長期にわたる場合が多く、契約者等の人生設計や生活に強い関わりがあることから、説明責任を積極的に果たし、その適切な判断に供するこ

とが求められている。

②生命保険会社のディスクロージャー

生命保険会社のディスクロージャーは、保険業法施行規則等に規定される法定開示内容と、当協会が策定したディスクロージャー開示基準による開示内容、さらに生命保険各社の任意の開示内容に分けられる。保険業法には、保険会社の情報開示規定があり、保険業法施行規則において、その具体的開示項目が規定されている。

生命保険業界では、法定開示項目はあくまで最低限の開示水準と位置づけ、当協会がディスクロージャー開示基準を策定し、業界基準として法定開示項目以上の開示を行うこととしている。また、生命保険各社においても独自の情報開示を行うことで、ステークホルダーの自社に対する理解をうながしている。

③生命保険会社のディスクロージャー拡充の動き

生命保険業界は、説明責任がより求められる状況のもと、積極的にディスクロージャーの拡充を図り、説明責任を果たしてきた。

ディスクロージャー開示基準・要綱様式モデルの充実に関する主な改訂点等は、以下のとおりである。

【平成21（2009）年3月期】

「反社会的勢力の排除のための基本方針」の項目を追加した（同項目の題名は、現在「反社会的勢力との関係遮断のための基本方針」に変更となった）。

【平成22（2010）年3月期】

「デリバティブ取引の時価情報」の表の構成を変更した。これは、平成20（2008）年に改正された企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」等が、平成22（2010）年3月期決算より適用されることへの対応である。

【平成23（2011）年3月期】

保険業法施行規則の改正により「新基準によるソルベンシー・マージン比率」の開示が可能となり、開示項目として追加した。

また、企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」の適用にあわせて、「保険会社及びその子会社等の財産の状況」に「連結包括利益計算書」を追加した。

【平成24（2012）年3月期】

保険業法施行規則の改正にともない、「保険会社及びその子会社の状況」等に「連結ソルベンシー・マージン比率」を開示項目として追加した。

【平成25（2013）年3月期】

企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」等の改正を踏まえ、以下に記した各表の区分項目を修正した。

・「社員配当準備金明細表」、「契約者配当準備金明細表」、「引当金明細表」、「資本金等明細表」、「有

形固定資産明細表」

【平成26（2014）年3月期】

連結ソルベンシー・マージン総額（A）の項目に「未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額」を追加した。

【平成27（2015）年3月期】

保険業法施行規則の改正により、「監査法人の氏名又は名称」を追加した。

【平成28（2016）年3月期】

保険業法施行規則の改正により、ソルベンシー・マージン総額（A）の項目の一部を変更した。

④ディスクロージャーの解説の充実

当協会では、消費者等にディスクロージャーの内容をより正確に理解していただくために、「生命保険会社のディスクロージャー～虎の巻」を作成し、適宜改訂を行っている。

また、当協会ウェブサイトにおいても、用語解説のコーナーを設置し、生命保険会社のディスクロージャーについて、正しい理解の促進に努めている。

⑤ディスクロージャー資料へのアクセス利便性の向上

当協会では、ディスクロージャーの充実やその理解の促進に加え、ディスクロージャー資料へのアクセスの利便性向上に向けた努力を行っている。

平成13（2001）年12月より、当協会ウェブサイトにおいて生命保険各社の決算情報および上半期情報を、平成20（2008）年8月からは四半期情報を掲載している。このほか、生命保険各社のディスクロージャー誌をファイルボックスにまとめて「『生命保険会社のディスクロージャー誌』ファイル」として、全国各地の地方協会に備え置いている。

⑥四半期開示への対応

保険業法施行規則が改正され、平成20（2008）年度より保険会社および保険持株会社に対し四半期開示に関する努力義務が課されたことをうけ、決算発表および上半期報告と同様、四半期情報を開示する際の最低限の開示項目を定めた「四半期報告」モデルを平成20（2008）年6月に作成した。その後、保険業法施行規則等の改正に対応し、必要に応じ同モデルを適宜改訂している。

(2) 情報提供の充実

①主な公表物

当協会では、「生命保険会社のディスクロージャー～虎の巻」のほか「生命保険の動向」「生命保険事業概況CD-ROM」および「生命保険協会SR報告書」等の資料を作成・公表している。

「生命保険の動向」は、主な業績の動向を簡潔に示しており、平成16（2004）年10月より作成している。

「生命保険事業概況CD-ROM」は、平成14（2002）年度より作成しているもので、内容としては、「生命保険の動向」のほか、「国際生命保険統計」「生命保険事業概況」を収録しており、国内外の生

命保険事業の概況を知ることができる資料となっている。

同CD-ROMは、官公庁や図書館等に配布している。

「生命保険協会SR報告書」は、当協会における社会的責任(SR)活動を広くPRするため、平成19(2007)年より作成し、消費者行政・団体、マスコミ、学識有識者等に配布している。

また、「Life Insurance Business in Japan」は、英文にて当協会の事業内容や日本の生命保険事業について記載している。

②ウェブサイトの充実と改訂

当協会では、インターネット利用者の増加や情報提供の迅速化の必要性を背景に、平成10(1998)年7月9日にウェブサイトを開設した。開設当初のコンテンツとしては、ニュースリリース、生命保険事業概況、新聞雑誌広告の紹介、生命保険会社のディスクロージャーの解説等であった。その後も、当協会の意見や情報を迅速に提供することなどを意識して運営を行ってきた。

その後、平成13(2001)年4月、平成15(2003)年4月、平成18(2006)年3月および平成25(2013)年4月に、ウェブサイトの全面的な改訂を行った。

なお、平成20(2008)年7月には、生命保険各社が提供している商品情報へのアクセスルートを構築することにより、消費者が保険商品を選択する初期段階における情報入手方法を拡充し消費者利便性の向上を図ることを目的に開発した「生命保険かんたんナビ」を掲載した。これにより、「保障ニーズ」「保険種類」「保険会社」の三つの項目のいずれかから保険商品の検索を行い、選択した商品について確認することができるようになった。

さらに、当協会ウェブサイトでは、英文のページのサイトも設置し、生命保険事業の概況や当協会の意見表明などについて情報発信を行い、生命保険事業の国際化に対応している。

(3) 広報活動

①記者会見・プレス発表等

当協会では、原則年6回(毎年4月、6月、7月、9月、11月、2月)、協会長の定例記者会見を行い、当協会の活動等について説明しているほか、リリースの発信や日常的な報道関係者に対する情報提供を通じ、生命保険事業についての正しい理解をうながしている。

②媒体広報活動

媒体広報活動については、当協会の意見表明や取組みに関して、全国の幅広い世代に対して情報発信をすべく、以下のとおり、地域での購読シェアが高い地方紙への広告を中心に行った。

主な新聞広告出稿状況

年度	概要	新聞名
平成20年度	・保険料控除制度に関するインターネットアンケート活動の告知	・日本経済
	・生命保険料控除拡充に向けた意見広告	・読売・朝日・毎日・産経・日本経済・日刊工業・フジサンケイビジネスアイ ・地方紙42紙
21年度	・消費者利便に資する対応の取組み	・読売・日本経済 ・地方紙44紙
	・消費者シンポジウムのPR	・西日本
22年度	・相談・苦情および紛争解決支援に向けた取組み	・朝日・毎日・日刊工業 ・地方紙45紙
23年度	・生命保険業界の東日本大震災対応（お支払件数・金額について）	・地方紙45紙
24年度	・生命保険の意義・重要性の訴求（あわせて新生命保険料控除制度の周知）	・読売・日本経済（第1回） ・地方紙45紙 ・読売・日本経済（第2回）
25年度	・消費者との相互理解促進に向けた取組み	・地方紙45紙
26年度	・健康増進啓発活動	・地方紙45紙
27年度	・東日本大震災から5年 ・平成27（2015）年度の取組み（社会保障制度への提言、保険教育の推進等）	・読売・毎日・日本経済・日刊工業 ・地方紙45紙
28年度	・「番号制度の民間利活用」への提言	・地方紙45紙
	・シンポジウム採録広告	・読売
29年度	・健康増進サポートプロジェクトのPR	・地方紙45紙

また、各地方協会では、独自の活動として、募金や献血活動といった社会貢献活動の取組みをPRする広告や、地元のイベント等への協賛広告等を、地方紙等に出稿している。

4. 適切な保険金支払に係る諸施策

(1) 自主ガイドラインの見直し

① 「保険金等の支払いを適切に行うための対応に関するガイドライン」の改正

a. 保険法の制定・施行等に伴う改正

平成20（2008）年6月に保険法が公布され、平成21（2009）年4月に保険会社向けの総合的な監督指針の内容が保険法の規定の内容を踏まえ一部改正されたため、同年7月13日付で改正を行った。

- ・「詐欺無効」という記述を「詐欺取消し」に変更
- ・「保険金等をお支払いする場合における留意点」に係る記載内容について、保険法で保険給付の履行期に係る規定が新設されたことを踏まえ、「基本的な支払時期の例外とする期限を適用する場合には、保険金を請求した者に通知を行う必要がある」旨を追記
- ・「告知義務違反解除」に係る記載内容について、告知義務が「自発的申告義務」から「質問応答義務」となったことの趣旨を踏まえ、重要な事実の該当性に関する記載を削除
- ・「解除権の行使」に係る記載内容について、保険法で、会社の過失不知とは別個で、募集人による

告知妨害等の行為が解除権阻却事由として規定されたことを踏まえ、「告知妨害または告知義務違反を勧める行為があった場合には、解除権の行使が認められない」旨を追記

- ・「契約（責任開始）前事故・発病」に係る記載内容について「契約（責任開始）前事故・発病ルールの適用にあたっては、信義則の観点からも慎重に判断することが望ましい」旨を追記

b. 保険約款への暴力団排除条項の導入に伴う改正

保険約款への暴力団排除条項の導入にともない、平成23（2011）年10月24日付で改正を行った。

- ・重大事由解除規定に反社会的勢力に関する条項を記載する等、反社会的勢力との関係遮断に係る記載を追記

(2) 生命保険支払専門士試験の運営

①概説

適切な支払管理態勢の確立に向け、生命保険会社各社の支払担当者の教育充実に対する支援策の一つとして、業界共通の試験制度である「生命保険支払専門士試験」を平成19（2007）年度より実施している。

同試験テキストについては、保険法等支払関連業務に係る制度、法令・判例動向の反映等、取り巻く環境の変化をとらえて、毎年、所要の改定を行っている。

受験状況

回数	申込者数 (人)	受験者数 (人)	受験率 (%)	合格者数 (人)	合格率 (%)	平均点 (点)
第1回 平成19年 10月26日	1,206	1,128	93.5	1,063	94.2	80.0
第2回 19年 10月27日	1,890	1,752	92.7	1,699	97.0	83.0
第3回 20年 10月24日	4,553	4,120	90.5	3,860	93.7	76.9
第4回 21年 10月22日	4,674	4,253	91.0	3,977	93.5	78.7
第5回 22年 10月28日	5,084	4,516	88.8	4,262	94.4	76.6
第6回 23年 10月27日	4,573	4,034	88.2	3,759	93.2	76.7
第7回 24年 10月30日	4,535	4,058	89.5	3,338	82.3	71.4
第8回 25年 10月29日	3,986	3,506	88.0	3,365	96.0	81.5

第9回 26年 10月28日	3,433	3,065	89.3	2,838	92.6	78.4
第10回 27年 10月28日	2,993	2,650	88.5	2,430	91.7	75.2
第11回 28年 10月26日	3,095	2,821	91.1	2,474	87.7	73.5
第12回 29年 10月26日	3,129	2,847	91.0	2,700	94.8	78.9
合 計	43,151	38,750	89.8	35,765	92.3	-

②試験実施地区の拡大

「生命保険支払専門士試験」は、平成26（2014）年度までは東京、大阪、札幌、仙台、名古屋、福岡の6地区で実施していたが、各社からの要望を踏まえ、平成27（2015）年度試験より、新たに金沢、京都、高松、広島、熊本の5地区を加えた計11地区で実施している。

(3) 診断書電子化（機械印字化）の普及・促進

①「診断書様式作成にあたってのガイドライン」の改正

本ガイドラインは、生命保険会社各社が保険金・給付金等の支払漏れ・案内漏れを防止する観点から、保険金・給付金等請求時の必要書類である診断書様式の作成にあたっての基本的な考え方および留意すべき事項をまとめ、平成19（2007）年9月14日に策定したものであるが、その後の機械印字化ソフトの普及や診断書様式の標準化の検討を反映し、平成23（2011）年1月21日付で以下の改正を行った。

- ・診断書様式の統一を求める医療機関からの要請も踏まえ、当協会として診断書様式の標準化・統一のあり方等について検討を重ねた結果、平成21（2009）年10月に生命保険会社各社が可能な限り同一の質問・回答方法で証明項目を設定する等一定の方向性を示した「診断書様式の標準化の対象となる証明項目」を作成したことから、本ガイドラインに別紙として掲載
- ・当協会認定の機械印字化ソフトによる診断書の電子化（機械印字化）が進みつつあるが、今後の方向性について、医療機関の事務負担軽減のためにも同ソフトのレベルアップ等も含め、診断書の電子化（機械印字化）を一層普及・促進させる方策について引き続き検討を行うことが必要である旨追記

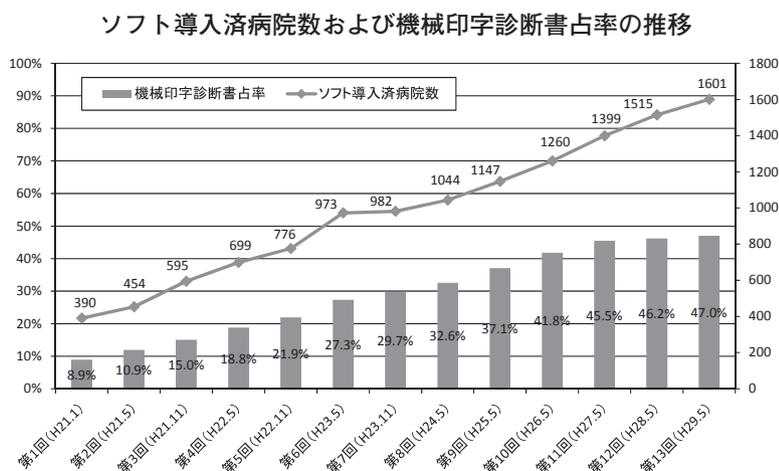
②診断書機械印字化ソフトの普及状況

平成19（2007）年12月より、医師による記載漏れを防止するとともに、診断書の記載内容を保険会社が正確に識別し判断できるよう、診断書の機械印字化普及・促進の取組み（診断書ソフトの認定・ソフト導入病院に対する上限を120万円とする導入一時金の支給）を実施したが、平成21（2009）年1月より、機械印字化普及・促進活動の参考とするため、会員各社に実際にどの程度機械印字化された診断書が提出されているのかを調査するためアンケートを実施した（同アンケートは平成29（2017）

年度で収束)。

平成22(2010)年10月、当初の目標であった1,000病院で機械印字化ソフトの導入が決定したため、ソフト導入病院に対する導入一時金支給の取組みを収束した。

診断書機械印字化ソフトの導入は安定的に普及し、平成29(2017)年4月末時点では、導入済病院は1,601病院となり、その後も引き続き増加している。



5. モラルリスク対応

(1) 未成年者保護への対応

① 「未成年者を被保険者とする生命保険契約の適切な申込・引受に関するガイドライン」の策定

平成19(2007)年9月～平成20(2008)年1月の金融審議会金融分科会第二部会「保険の基本問題に関するワーキング・グループ」において、保険法の改正に伴う保険業法上の対応に関する審議が行われ、このなかで、未成年者(特に15歳未満)を被保険者とする死亡保険に関して、未成年者保護の観点から、モラルリスク排除に向け、何らかの措置を講じるべきとの指摘がなされた。

こうした状況を踏まえ、契約サービス委員会を中心に検討した結果、平成21(2009)年1月29日付で、未成年者、特に15歳未満の者が被保険者となる生命保険契約の申込み・引受けがより一層適切に行われるよう、生命保険会社各社が留意すべき事項をまとめた「未成年者を被保険者とする生命保険契約の適切な申込・引受に関するガイドライン」を策定した。

② 契約内容登録制度の改定

平成21(2009)年4月1日より適用された「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正において、15歳未満の者を被保険者とする死亡保険等の引受けについては具体的な限度額を定め、この限度額を当協会の契約内容登録制度・契約内容照会制度への照会結果を踏まえ、同一被保険者の他の死亡保険に係る保険金額と通算する旨が盛り込まれた。

これをうけ、当協会では、同年6月に契約内容登録制度運営委員会において、契約内容登録制度運営規則等の改定が決議され、その後、本改定に伴う「契約内容登録システム」の改定等を実施のうえ、

平成22（2010）年4月より運用を開始した。

また、その後もさらなる対応強化について検討を行った結果、平成25（2013）年4月に未成年者に関する特約中途付加に対する改定を実施した。

なお、JA共済連（全国共済農業協同組合連合会）と共同で運営している契約内容照会制度についても契約内容登録制度と同様の対応を実施している。

(2) 不正請求防止に向けた対応

①「保険金等の不正請求防止対策ハンドブック」の策定

不正請求を防止することにより保険制度の健全性や社会からの信頼を確保することおよび生命保険会社各社からの要望等を踏まえて、平成25（2013）年4月に保険金部会の傘下に「不正請求対応WG」を設置し、不正請求の事例、不正請求に対する好取組事例等について、アンケートを実施し、共有化を図ってきた。

平成28（2016）年3月には、アンケートにより収集した事例等をもとに、不正請求防止対策を講じるための参考となる、類型（診断書偽造・改ざん、保険金殺人、事故招致・偽装事故、詐病、不必要入院等）ごとに考えられる不正請求の検知方法や防止対策等を取りまとめたハンドブックを策定した。

(3) 警察との連携強化

①生保警察連絡協議会の機能強化

生保警察連絡協議会（以下、協議会という）は、昭和55（1980）年に当時、殺人や故意偽装による事故を原因とした保険金や給付金の取得が多発したことを憂慮した警察庁からの懇談申入れがあったことを機に本部協会と警察庁との間で設立された。この協議会のなかで、各地方協会および都道府県警察との間にも同様の協議会を持つべきとの結論に達し、順次各地方協会にも設置され、以降、地域における犯罪情勢や防犯対策について地元警察本部と情報交換を行う等、警察との連携強化を図ってきた。

また、平成19（2007）年6月以降、反社会的勢力への対応が求められたことをうけ、当協会では「暴力追放運動推進センター担当者の協議会への参加」および「協議会の議題として『現地における反社会的勢力への対応状況（反社会的勢力の活動状況）』を取り上げ、一層の情報の共有化と担当者間の連携強化を図ること」を決定した。

これに加え、近年は警察からの捜査関係事項照会に係る対応や特殊詐欺被害防止に係る対応を強化しており、所管担当者との連携強化を図ることは大変有益であることから、所管担当者に対し協議会への積極的な参加を要請している。

②犯罪死の見逃し防止に向けた警察との共同取組み

平成22（2010）年1月、犯罪死の見逃し事案の発覚を契機とした国民の関心の高まりを背景に、警察庁に「犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する研究会」が設置された。以来、同研究会は14回の会合を開き、海外6か国の死因究明制度について調査を実施するなど議論を重ね、平成23（2011）年4月に報告書「犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方について」をと

りまとめ、公表した。

同報告書においては、警察が捜査上の必要性から刑事訴訟法に基づき行う「捜査関係事項照会」について、当協会等の協力を得て、生前の保険加入状況に関する照会件数を拡大し、かつ、回答の迅速性を高めることについて言及された。

＜犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方について＞（抜粋）

4 死体関連初動捜査力の向上

(1) 保険加入状況の照会

前記見逃し等事案43件のうち、14件は保険金を目的とした殺人事件等であったことが、その後の調査で判明しており、中には、死亡の直前に生命保険契約がされていた事案や保険金の受取人となるために養子縁組や偽装結婚を行っていた事案のように、生命保険の加入状況を検査していれば、犯罪死の見逃しを防ぐことができた可能性が高い事案も含まれている。

警察においては、これまで検視・死体見分の際に保険証券等の確認を行うなどはしているものの、生命保険会社等に対する加入状況の照会については、事件性が明らかである場合にのみ行うことが多かったが、今後は、これを改めて、少なくとも、検視の対象として取り扱った死体については、全て生前の保険加入状況を照会することが必要であり、社団法人生命保険協会等の協力を得て、緊急の場合については2日以内に、特に緊急性のあるものについては、更に速やかな回答を得られるような仕組みや手続きを整えることが望ましい。

当協会は従来、生命保険が不当な利益を得るために悪用されることを防ぎ、生命保険制度が健全かつ公平に運営されるようさまざまな対策を実施してきたところではあるが、より一層の取組みを行うこととし、同報告書の内容の実務運用を目指すべく検討に着手した。

警察庁との間で協議を重ねた結果、平成25（2013）年3月18日に警察庁との間で覚書を締結し、警察から保険への加入状況についての照会があった場合に、迅速な回答が可能となる新たなシステムを整備、同年4月より運用を開始した。

6. 反社会的勢力への対応、マネー・ローンダリング／テロ資金供与防止に向けた取組み、特殊詐欺被害防止に向けた取組み

(1) 反社会的勢力への対応

①政府指針の決定・監督指針の改正を踏まえた対応

平成19（2007）年6月19日、政府の犯罪対策閣僚会議幹事会において「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、政府指針という）が決定されたことをうけ、平成20（2008）年3月26日には、金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」が改正され、反社会的勢力による被害の防止に関する主な着眼点等が明記された。

当協会では、従来モラルリスク対策の一環として反社会的勢力対策を行ってきたところではあるが、上記のような社会環境の変化をうけ、より一層の取組みが求められているとして、平成22（2010）年11月4日、一般委員会傘下に反社会的勢力対応PTを設置し検討を行った。

同PTでは、保険契約における反社会的勢力の排除を定めた「保険約款における暴力団排除条項の規定例」（以下、約款規定例という）の策定を含む、生命保険業界における反社会的勢力への対応の

方向性をとりまとめ、平成23（2011）年6月1日の一般委員会にてその内容が了承された。

あわせて、従来の反社会的勢力への対決姿勢から、反社会的勢力との関係の遮断を徹底する段階へと移行したことにともない、同年6月17日の理事会において、行動規範を改正するとともに「生命保険業界における反社会的勢力への対応指針」を決定した。

さらに、当協会は同年6月から公知情報をもとにした反社会的勢力に関する業界共通データベースを構築するとともに、同年10月24日に「注意喚起情報作成ガイドライン」「契約締結前交付書面作成ガイドライン」「保険金等の支払いを適切に行うための対応に関するガイドライン」を改正し、各社の参考の用に供した。平成24（2012）年2月には、「いわゆる総会屋等対策連絡協議会」を「反社会的勢力対応連絡協議会」へ改称し、6月には、「暴力団お断りポスター」（協賛：警察庁、後援：金融庁）を作成した。

また、平成23（2011）年10月には、生命保険会社各社における暴力団排除条項を規定した改正保険約款について金融庁から認可が得られ、平成24（2012）年4月より順次、改正保険約款が導入されることとなった。これをうけ、当協会のウェブサイトにおいて「約款規定例」およびその解説を公表し、生命保険業界の取組姿勢を周知した。

これらの自主的な取組みに加え、生命保険業界では、警察等の関係専門機関とも連携しながら、反社会的勢力との関係遮断の取組みを行っている。特に、警察庁には、平成24（2012）年1月19日、各都道府県警察等あてに「生命保険約款への暴力団排除条項の導入について」（生保警察連絡協議会等を通じた情報交換の強化、保護対策の徹底等について周知徹底）を発出いただき、生命保険業界の反社会的勢力に関する取組みを支援していただいた。

②提携ローンに係る問題を踏まえた対応

平成25（2013）年9月27日、みずほ銀行が、一部提携ローンにおける反社会的勢力との取引に関して、金融庁より業務改善命令を受けたことを契機に、当協会では、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みの強化についての検討を行い、同年11月15日開催の理事会にて反社会的勢力との関係遮断に向けた以下の今後の取組みについて決定し对外公表を行った。

＜反社会的勢力との関係遮断に向けた今後の取組み＞

1. 反社会的勢力との関係遮断にかかる申し合わせ
2. 提携ローンを巡る反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み徹底
3. 生保協会「反社会的勢力に関するデータベース」の強化等

その後、同年12月26日、金融庁より、「反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みの推進について」が公表され、金融庁および各金融機関・業界団体が、反社会的勢力との関係遮断の実効性を高めるため、関係省庁および関係団体とも連携し推進すべき取組みが示された。また、同日、金融庁より、「みずほ銀行等における反社等の問題を踏まえた今後の検査について」が公表され、平成26（2014）年6月4日には、「主要行等向けの総合的な監督指針」等および「金融検査マニュアル」等が改正された。

(2) マネー・ローンダリング／テロ資金供与防止に向けた取組み

国際的なマネー・ローンダリング／テロ資金供与対策については、平成元（1989）年のアルシュ・サミット経済宣言をうけて設置された政府間会合である「金融活動作業部会（FATF）」を中心に、各国が足並みを揃えて進めている。FATFでは、マネー・ローンダリング／テロ資金供与対策に関する国際基準であるFATF勧告を策定しているが、FATFは、各参加国・地域に対し、順次審査団を派遣して、FATF勧告の遵守状況等について審査している。わが国に対しては、直近では、平成19（2007）年から平成20（2008）年にかけて第3次対日相互審査が行われた。

わが国では、平成20（2008）年3月に施行された「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下、犯罪収益移転防止法という）により、従来は「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」（以下、本人確認法という）および「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」（以下、組織的犯罪処罰法という）に基づき生命保険会社を含む金融機関等が行っていた顧客等の本人確認および疑わしい取引の届出について、同法に基づき実施している。

犯罪収益移転防止法は、平成23（2011）年4月、FATFの第3次対日相互審査における指摘事項へ対応するため改正された（平成25（2013）年4月全面施行）。本改正では、取引時の確認事項について、従来の顧客等の本人確認に加え、取引を行う目的、職業または事業の内容、実質的支配者が追加された。また、マネー・ローンダリングに利用されるおそれが特に高い取引（ハイリスク取引）については、これらの事項を通常の取引よりも厳格な方法で確認するとともに、当該取引において一定額を超える財産の移転を伴うものである場合には、資産および収入の状況についても確認することが義務づけられた。また、平成26（2014）年11月には、顧客管理に関するFATF勧告の水準を満たすため、犯罪収益移転防止法が再び改正された（平成28（2016）年10月全面施行）。本改正では、疑わしい取引の判断方法の明確化や事業者が行う体制整備等の努力義務の拡充等が定められた。

当協会では、平成12（2000）年12月、同年2月に施行された組織的犯罪処罰法を契機として、「当協会として、会員会社に対しマネー・ローンダリング防止に対する意識向上を図り、浸透させ、生命保険業界全体に対する社会からの信頼の確保を図る」ことを目的として、生命保険会社の役職員を対象とした「マネー・ローンダリング／テロ資金供与対策ハンドブック」および営業職員・代理店を対象とした「マネー・ローンダリング／テロ資金供与対策Q&A」を作成している。当該ハンドブック等は、上記の2度にわたる犯罪収益移転防止法の改正を踏まえ、それぞれ平成25（2013）年3月、平成28（2016）年7月に改訂した。

また、平成14（2002）年11月、本人確認法の施行（平成15（2003）年1月）に際して、当協会のパブリシティー対応として、店頭掲示用ポスターおよび協会ウェブサイトに掲載する本人確認法に関する説明画面を作成した。これらについても、上記の2度にわたる犯罪収益移転防止法の改正を踏まえ、それぞれ平成24（2012）年12月、平成28（2016）年7月に改訂した。

なお、平成29（2017）年12月、2019年に予定されているFATFの第4次対日相互審査に向けて会員各社のリスクベース・アプローチに基づくマネー・ローンダリング等対策の高度化を図るため、一般委員会傘下に「マネー・ローンダリング等対策PT」（構成：企画部会長他関係部会長、会員各社におけるマネー・ローンダリング等対策の統括部署から原則1名）を設置し、金融庁による説明会や会員各社への情報提供等を行った。

(3) 特殊詐欺被害防止に向けた取組み

オレオレ詐欺や還付金詐欺などのいわゆる特殊詐欺の被害が増加し社会問題化するなか、警察庁の発表によると平成26（2014）年中に被害額は過去最悪を更新した。このなかで、生命保険の解約等による被害も多数発生していることなどから、平成27（2015）年4月に警察庁から当協会に対して「特殊詐欺の被害防止対策の推進について（依頼）」が発出され、一層のお客さまへの声掛けと警察への通報の励行が依頼された。

これをうけて、当協会では生命保険会社各社への同文書の周知等の情報提供、当協会ウェブサイトでの消費者向け注意喚起ページの掲載や地元警察等と連携した取組みの強化などの活動を展開した。

しかしながら、被害の根絶には至っていないことから、業界をあげて今後も取り組む姿勢を明確に打ち出し、社会的役割や責任を一層果たしていくため、当協会は平成27（2015）年12月に契約サービス委員会において、生命保険会社各社に対して特殊詐欺被害防止啓発ポスターの生命保険会社各社店頭掲示の要請と、特殊詐欺被害防止フレーズ例の提供（募集資料やウェブサイト等で適宜活用）といったさらなる取組みを行っていくことを決定した。

また、この他にも本部協会からすべての地方協会に対して、生命保険会社各社の営業職員等によるチラシ配布活動の実施を要請し、平成28（2016）年度より展開している。なお、平成29（2017）年度からは、チラシの裏面に「チェックリスト（最近の詐欺の手口と注意点）」、「子どもや孫世代に対する注意喚起文言」、「警察相談専用電話（#9110）」を掲載し、内容の充実を図っている。



特殊詐欺被害防止啓発チラシ（平成29年度版）

第4章 お客さまからの相談・苦情への対応と 金融ADR機関としての取組み

1. 金融ADRをめぐる動向

(1) 平成20（2008）年までの主な動き

平成12（2000）年6月、金融審議会答申「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」がとりまとめられ、このなかで「金融分野における裁判外紛争処理制度の整備について」答申がなされた。

上記答申をうけ、金融庁に「金融トラブル連絡調整協議会（以下、協議会という）」が設置され、同年9月7日、第1回協議会が開催された。

金融審議会答申や協議会の審議を踏まえ、生命保険相談所は平成13（2001）年4月から以下の機構改革を実施した。

【生命保険相談所規程の改正】

- ・「裁定委員会」の機能を見直し、生命保険相談所長（協会長が兼務）からの諮問・相談に応じ、相談所の公正・円滑な運営を図るために勧告・提言等を行う「裁定諮問委員会」に名称を変更
- ・紛争について中立・公正に審理・裁定を行う裁判外紛争解決機関としての「裁定審査会」を新たに設置

協議会では、平成20（2008）年度に8年間の取組みを振り返り、金融ADRの整備に係る今後の課題などについて議論が行われ、同年6月24日に「金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度（金融ADR）の整備にかかる今後の課題について」（座長メモ）がとりまとめられた。同メモで、同協議会における主な取組みの経緯および金融ADRの現状の問題点を振り返るとともに、今後の金融ADRのあり方についての議論を整理した。

(2) 金融ADR法の成立

平成20（2008）年、国会にて金融商品取引法改正案が審議され、同審議において、ADRのさらなる拡充に関する附帯決議（「金融商品取引に関する苦情等に対し、公正かつ迅速で透明性の高い解決を図るため、金融分野における裁判外紛争処理機能の更なる拡充に向けた検討を進め、広く活用される中立な制度を確立すること」）が衆参両院でなされたこと等をうけ、金融審議会金融分科会第一部会・第二部会合同会合において、金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）について審議が行われた。

審議結果を踏まえ、同年12月17日に合同会合報告「金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）のあり方について」がとりまとめられた（同報告で、金融ADRを改善・充実し、苦情・紛争解決における利用者の信頼感・納得感を高め、金融商品・サービスに関する利用者の信頼性の向上を図る観点から、公正・中立でかつ実効性のある金融ADRの法的枠組みを設けることが望ましいと提言）。

平成21（2009）年3月、金融ADR制度の導入等が盛り込まれた「金融商品取引法等の一部を改正す

る法律案」(保険業法を含め16の金融関連業法を改正、以下、金融ADR法という)が国会に提出され、同法案は、同年6月17日に成立、同月24日に公布され、平成22(2010)年4月1日に施行された。

また、平成22年(2010年)6月4日、「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正も行われ、保険会社においては、「苦情等対処に関する内部管理態勢」の整備や「金融ADR制度への対応」として、手続への参加応諾、資料提出等への対応、特別調停案への対応を適切に行う態勢の整備が求められた。

主な内容は以下のとおりである。

- ・金融商品・サービスに係るトラブルについて、裁判外の簡易・迅速な解決手段を提供する金融ADRの法的枠組みを新たに整備
- ・具体的には、苦情処理・紛争解決を行う法人・団体(紛争解決機関)を主務大臣が指定し、紛争解決の中立性・公正性を確保しつつ、金融商品取引業者等に対し手続応諾や結果尊重等の義務を課し、紛争解決の実効性を確保

(3) 指定紛争解決機関の指定取得

当協会では、平成12(2000)年6月の金融審議会答申に基づき、平成13(2001)年4月より自主的な裁判外紛争解決機関として生命保険相談所内に裁定審査会を設置・運営してきた。当協会では、金融ADR法の施行をうけ、これまで以上に利用者にとって利用しやすく、かつ中立・公平な立場から苦情・紛争の解決に取り組んでいくことを目的に、平成22(2010)年9月15日付にて、「指定紛争解決機関」の指定を取得し、同年10月1日より、同機関として生命保険業務に関する苦情処理および紛争解決を行うこととした。

当協会における、苦情処理手続および紛争解決手続は「指定(外国)生命保険業務紛争解決機関業務規程」に基づいて実施される。また、生命保険各社との間では、同年10月1日付で保険業法の規定に基づき手続実施基本契約を締結した。手続実施基本契約には、生命保険相談所(裁定審査会を含む)が行う紛争解決等業務に関する生命保険会社の手続参加、資料等の提出および裁定結果の受諾義務等が定められている。これにより、より実効性のある苦情処理および紛争解決の手続が確保され、利用者の利便性の向上が一層図られることになった。また、法律に基づく指定紛争解決機関として、これまで以上に利用者にとって利用がしやすく、かつ中立・公正な立場から苦情・紛争の解決支援に取り組んでいくこととした。

他方で、平成19(2007)年に、金融分野における苦情解決・あっせん業務の業態横断的な取組みを推進するために、金融商品取引法において「認定投資者保護団体」の制度が設けられたことをうけ、当協会では、平成19(2007)年9月30日に同団体としての認定を取得した。その後、平成22(2010)年4月、理事会において、金融ADR法に基づく「指定紛争解決機関」の指定申請を行うことを決定したため、同年7月、理事会において、平成23(2011)年10月1日をもって認定投資者保護団体業務を廃止することを決定した。

(4) 金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議報告書の公表

金融ADR法の附帯決議において、金融ADR法施行後3年以内に、指定紛争解決機関の業務の遂行状況等を踏まえ、金融ADR制度の在り方等について検討を行うこととされた。これを踏まえ、金融

ADR制度をより一層利用者利便の向上に資するものとするため、平成24（2012）年11月7日、「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」（以下、有識者会議という）が金融庁に設置され、各指定紛争解決機関の業務の遂行状況の検証や金融ADR制度の在り方等について検討が行われた。

この有識者会議は、平成25（2013）年1月までに計4回開催され、同年3月8日、金融庁から「『金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議』における議論の取りまとめ」（以下、有識者会議報告書という）が公表された。

有識者会議報告書では、金融ADR制度の現状について一定の評価がなされている一方で、各指定紛争解決機関等の業務における運用の改善に向けた取組みが期待された。本報告書については、金融庁ウェブサイト<https://www.fsa.go.jp/singi/adr-followup/20130308.html>を参照。

当協会では、同年3月22日、有識者会議報告書の内容を真摯に受けとめ、さらなる利用者の利便性の向上に努めるとともに、中立・公正性および信頼性の確保への取組みをより一層強化していく旨のコメントを当協会ウェブサイトに公表した。

有識者会議報告書における主な指摘事項に係る当協会の現状および今後の取組みは、以下のとおりである。

● 指定紛争解決機関等の周知

当会および当会会員会社においては、ホームページやパンフレットへの記載、窓口担当者による説明等により、当会における苦情処理手続および紛争解決手続等、金融ADR制度の周知に努めております。また、他業態に関わる申出事案については当該業態の指定紛争解決機関等とも連携し（例えば生命保険の銀行窓口販売における一般社団法人全国銀行協会との連携）、利用者のニーズにあった適切な指定紛争解決機関等をご案内しています。

今後も、ホームページ等を活用した金融ADR制度の更なる周知や、他の指定紛争解決機関等との連携強化を図るとともに、より一層、利用者の立場に立った丁寧な窓口対応およびわかりやすいご説明に取り組んでまいります。

● 指定紛争解決機関の運営手続

当会では、弁護士、消費生活相談員および当会職員（いずれの委員も個別の生命保険会社と利害関係を有しない中立・公正な第三者です。）の3者からなる委員で構成される裁定審査会により紛争解決手続を行っております。審議手続は部会・全体会の二層体制を採用しており、全委員による全体会にて最終的な判断となる裁定を決議することにより、各部会の判断にバラつきが生じないようにするとともに、委員間の情報共有を図っています。

また、指定紛争解決機関の業務の公正・円滑な運営を図るため、外部有識者の委員で構成される裁定諮問委員会を設置し、業務運営に関する委員からのご意見を頂戴しています。

さらに、不調に終わった事案も含め、紛争解決手続を利用された方に対して事情聴取（面談）手続の実施も含めた利用者のニーズや評価等に関する利用者アンケートを実施し、運営手続を適宜見直すことにより、利用者により満足いただけるよう運営手続の向上を図っております。

今後も引き続き、中立性・公正性の観点から上記取組み等を継続するとともに、情報発信も強化し、利用者からのさらなる信頼性の確保に努めてまいります。

● 紛争解決等業務の公表

当会では、年間約1万件の相談、約6,500件の苦情、約250件の紛争を受け付けておりますが、これ

らの相談・苦情・紛争の受付状況を「相談所りポート」として発行し、会員会社にフィードバックするとともに、公表しております。

また、年に4回、項目別苦情件数や代表的な苦情・紛争事例などをまとめた「ボイス・リポート（全社版）」の公表に加え、会員会社ごとの苦情件数・事例をまとめた「ボイス・リポート（個社版）」の作成・当該社へのフィードバックを行うことにより再発防止・未然防止を図るとともに、会員会社ごとの苦情件数をホームページで公表することにより、苦情情報等の透明性の確保にも努めております。

さらに、裁定審査会で取り扱った全事案の概要を公表することにより、裁定審査会の手続等の透明性および中立・公正性を担保しております。

今後も、会員会社へのフィードバック、公表内容の充実に努め、苦情・紛争の再発防止・未然防止を図るとともに、指定紛争解決機関としての信頼性を高めてまいります。

(5) 指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針の適用

金融庁では、平成25（2013）年8月2日、「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針」を策定した。

同監督指針は、指定機関に対する監督の透明性を確保し、金融ADR制度に対する利用者の信頼性の向上に資するため、指定機関の業務遂行状況の検証や金融ADR制度の在り方の検討を行った「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」における議論のとりまとめを参考としつつ、監督の着眼点および手法等を整備することを趣旨として策定された。監督指針の内容については、金融庁ウェブサイト<https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kinyuadr/index.html>を参照。

2. 金融トラブル連絡調整協議会の動向（平成20（2008）年～）

平成20（2008）年6月24日の第38回金融トラブル連絡調整協議会において「金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度（金融ADR）の整備にかかる今後の課題について」（座長メモ）が了承され、以降の協議会では、同メモで整理された金融ADRの方向性、あり方等についての議論が行われた。

平成20（2008）年以降の主な審議内容は以下のとおりである。

第39回 平成20年12月24日	・金融審議会金融分科会第一部会・第二部会合同会合の報告書「金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）のあり方について」について概要報告
第41回 23年2月14日	・平成12年6月27日金融審議会答申「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」 ・平成20年12月17日金融審議会金融分科会第一部会・第二部会合同会合「金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）のあり方について」 ・平成21年4月22日「金融商品取引法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」について、概要報告
第44回 24年11月22日	・各指定紛争解決機関における苦情・紛争事案に係る分析および金融機関に対するフィードバックの状況について概要報告 ・「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」の設置

第45回 25年6月3日	・「『金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議』における議論の取りまとめ」、「指定紛争解決機関向けの監督指針（案）」について概要説明 ・「金融ADR連絡協議会」（注）の設置 （注）「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」の提言（平成25年3月8日）を踏まえ設置。全指定紛争解決機関の実務担当者等により構成され、定期的かつ実効性のある情報交換や意見交換等を行い、指定紛争解決機関間の連携強化を目的に開催。
第46回 25年12月6日	・「利用者利便性向上に向けたアンケート」の実施状況について概要報告
第47回 26年5月29日	・各指定紛争解決機関の相談員の研修及び紛争解決委員の情報共有等の状況の取りまとめ結果について概要説明
第48回 26年12月4日	・各指定紛争解決機関における相談・苦情等の受付・処理・検証態勢等の状況について概要報告
第49回 27年6月15日	・「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針」等への対応状況について、各機関が行った検証結果について概要説明
第50回 27年12月4日	・「紛争解決手続の運営状況」および「事後的な検証・評価等」について概要説明
第51回 28年6月9日	・「指定紛争解決機関がない業態の苦情・紛争解決の対応」について概要報告
第52回 29年2月22日	・「トラブルの未然防止のためのフィードバック」について概要報告
第53回 29年6月19日	・「より柔軟な紛争解決に向けた取組み（特に不受理・不成立事案から見える課題点）」について概要報告
第54回 30年1月11日	・「高齢者・障害者事案への対応」について概要報告
第55回 30年6月27日	・「迅速かつ誠実な苦情処理手続に向けた指定紛争解決機関の役割」について概要報告

平成26（2014）年12月4日の第48回会議では、指定紛争解決機関における相談・苦情等の受付・処理・検証態勢等の状況について議論が行われ、平成27（2015）年6月15日の第49回会議では、指定紛争解決機関における「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針」等への対応状況について議論が行われた。当相談所として以下のとおり、徹底、手続の改善を行う旨、表明した。

- ① 苦情処理にあたっては、例えば、事実の有無を争うような事案においても、苦情申出人から事情を詳しく聴取する中で解決の糸口が見出される場合もあること、また約款を形式的に適用すれば給付ができない場合であっても、募集・勧誘時等における金融機関側の説明や適合性の原則に鑑みた金融機関側の対応に問題がある場合もあること、等を踏まえ、苦情申出人から苦情に至った事情を丁寧に聞き、画一的な説明を行うことなく、個別の事情（例えば、生保会社から申出人に対して誤解を与える説明がなかったか、適切かつ十分な説明がなされていたか）を十分に把握し、申出人の主張や理由、意向を踏まえ、苦情処理手続への案内など適切に対応すること
- ② 苦情対応をより迅速・適切に行えるよう、以下の対応をとる。
 - （イ）苦情申出を受けた場合に、事情を確認のうえ、速やかに苦情処理手続を開始するための具体的方策を講じる。
 - （ロ）苦情処理手続を開始しなかった案件（「取り扱う苦情が生命保険契約等に関するものでない場合」「苦情申立人が生命保険契約等契約上の権利を有しない場合」を除く）についても、その後の適切なフォローを行い、苦情申出人の意向を踏まえ、速やかに苦情処理手続に移行させることとする。

- ③ 上記①～②について、管理職による苦情記録の事後チェックを併せ行うこと
 ④ 上記①～③については、実務マニュアルである「相談苦情対応基準書」に記載
 ⑤ 上記改善策のフォロー・苦情記録の事後チェックの状況については、裁定諮問委員会（「5 裁定諮問委員会委員構成の見直し」参照）に報告する。また、「相談苦情対応基準書」に基づく業務の実施状況については、内部監査において検証を行う。

3. 生命保険相談所の相談受付状況

(1) 相談受付状況

平成20（2008）年度以降の生命保険相談所の相談受付状況は、以下のように東日本大震災の影響で平成23（2011）年度の「一般相談」は一時的に件数が増加したものの、その他は「一般相談」「苦情」ともに減少傾向にある。

（単位：件、％）

年 度	一般相談	苦情	合計	対前年比	本部相談室	連絡所
平成20年度	10,100	7,616	17,716	88.0	13,575	4,141
21年度	8,156	7,076	15,232	86.0	11,772	3,460
22年度	7,844	6,623	14,467	95.0	11,304	3,163
23年度	9,593	6,458	16,051	110.9	12,884	3,167
24年度	7,437	5,697	13,134	81.8	9,972	3,162
25年度	6,083	5,463	11,546	87.9	8,583	2,963
26年度	6,067	5,186	11,253	97.5	8,202	3,051
27年度	6,064	4,724	10,788	95.9	7,870	2,918
28年度	4,667	4,744	9,411	87.2	6,547	2,864
29年度	3,593	4,219	7,812	83.0	5,084	2,728

（注）平成16年度から、「一般相談」と「苦情」の分類の見直しに着手し、平成18年度には、受付時に「不満足の説明があったもの」はすべて苦情に分類することとした。

(2) 生命保険相談所における苦情処理手続

平成20（2008）年から平成26（2014）年までの苦情処理手続への移行割合は一ケタ台で推移したが、平成27（2015）年1月より苦情処理手続の改善対応に取り組んだ結果、平成27（2015）年度より苦情処理手続への移行件数および受付苦情に占める割合が大幅に上昇した。

（単位：件）

年 度	合計	相談所の説明で了解	相談所の説明に基づき生保会社と交渉継続	苦情処理手続へ移行	生保会社と連携して対応	相談所の説明が不調または他所に申し出
平成20年度	7,616	1,797	4,789	368	—	662
21年度	7,076	2,438	3,541	345	393	359
22年度	6,623	2,195	3,350	457	377	244
23年度	6,458	2,078	3,260	523	365	232
24年度	5,697	1,872	2,940	396	283	206
25年度	5,463	1,487	3,063	372	313	228

26年度	5,186	1,501	2,722	477	295	191
27年度	4,724	1,003	2,517	1,012	—	192
28年度	4,744	846	2,625	1,037	—	236
29年度	4,219	635	2,393	1,019	—	172

(注) 平成27年度以降、「生保会社と連携して対応」も苦情処理手続として管理区分している。

(3) 苦情処理手続を行った苦情の生命保険会社の対応状況

苦情処理手続を行った事案については、各保険会社において解決に向けた努力を行い、その結果、苦情解決（「苦情申出人の申出内容による解決」「生命保険会社の説明による解決」「歩み寄りによる和解が成立」）、申出取下げ、他の機関に申し出、裁定審査会の申立用紙を送付、継続交渉、のいずれかの対応となるが、平成20（2008）年から平成29（2017）年までで、同手続のなかで約4割程度が苦情解決、約5割程度が裁定審査会の申立用紙送付となった。

(単位：件)

年 度	苦情処理手続 件数	解決済	申出取下げ	他の機関に 申し出	裁定審査会の 申立用紙送付	継続交渉中
平成20年度	368	168	11	10	128	51
21年度	345	133	9	6	124	73
22年度	457	194	10	0	221	32
23年度	523	196	11	6	277	33
24年度	396	143	10	4	226	13
25年度	372	100	11	9	244	8
26年度	477	125	28	3	275	46
27年度	1,012	522	67	9	383	31
28年度	1,037	474	60	1	457	45
29年度	1,019	464	71	9	436	39

(4) 裁定審査会における紛争解決手続

苦情処理手続に移行後原則1か月を経過しても解決しない場合には、裁定審査会への申立てを行うことができる。平成20（2008）年度以降の裁定審査会における審理事案の内容および審理結果などは以下のとおりである。

受理年度別の申立内容の推移

(単位：件)

	平成20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	合計
契約取消もしくは契約無効請求	24	23	49	83	68	84	70	92	117	109	719
銀行等代理店販売における契約無効請求	5	31	41	37	17	5	8	9	30	18	201
給付金請求（入院・手術・障害等）	25	26	45	46	38	33	41	80	74	107	515
保険金請求（死亡・災害・高度障害等）	11	20	7	17	12	8	11	15	18	15	134
配当金（祝金）等請求（買増保険金・年金等）	6	7	10	18	12	15	8	30	10	20	136

保全関係遡及手続請求	7	8	10	31	43	27	31	46	57	63	323
収納関係遡及手続請求	1	2	5	10	2	7	5	7	9	10	58
その他	3	5	5	18	16	23	20	33	40	33	196
受案件数	74	113	166	251	202	194	190	299	348	370	2207
不受理件数	8	9	6	9	6	8	4	13	7	5	75
裁定申立件数	82	122	172	260	208	202	194	312	355	375	2282

受理年度別の審理結果の推移

(単位：件)

年度・申立件数 審理結果等	平成20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	合計
		82	122	172	260	208	202	194	312	355	375
和解が成立したもの	18	20	37	54	53	49	56	115	102	44	548
和解が成立しなかったもの	56	93	129	197	149	145	134	184	235	122	1,444
和解案の受諾勧告がなされたが、当事者が受諾しなかったもの	1	0	9	10	4	7	19	17	30	9	106
和解による解決の見込みがなく、裁定手続を終了したもの	50	74	103	162	119	112	91	137	170	101	1,119
相手方会社からの裁判等による解決の申出が認められ、裁定手続を開始しなかったもの	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3
申立人から申立が取り下げられたもの	1	1	2	4	4	4	4	5	8	5	38
事実確認の困難性等の理由から、裁判等での解決が適当であると判断し、裁定手続を終了したもの	4	16	14	21	22	22	20	25	27	7	178
適格性がないものとして、裁定を行わなかったもの（不受理）	8	9	6	9	6	8	4	13	7	5	75
審理継続中のもの（注）	0	0	0	0	0	0	0	0	11	204	215

(注) 平成30年3月末時点の件数

4. 紛争解決等業務（苦情処理手続および紛争解決手続）に係る業務改善

(1) 苦情処理手続に係る改善対応

生命保険相談所では、苦情処理手続に移行しなかった事案についても、個別事情の聴取や申出人の意向のより深い把握、その後の申出人と各生命保険会社との交渉状況のフォローにより、苦情処理手続へ移行する可能性があると考えられることから、個別の事情を十分に把握し、申出人の意向を踏まえたより適切・迅速な対応を図るため、平成26（2014）年12月より順次、以下の苦情処理手続に係る改善対応を実施した。

苦情処理手続に係る改善対応（運営の見直し）

カテゴリー	内容
1. 苦情対応に係る運営の見直し	<p><①苦情受付時対応の徹底></p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理に当たって、申出人から苦情に至った事情を丁寧に聞き、画一的な説明を行うことなく、個別の事情を十分に把握し、申出人の主張や理由、意向を踏まえ、適切に苦情処理手続への案内を行う。 ・原則、苦情申出人に苦情処理手続への意向を確認し、希望があれば、速やかに同手続に移行する。 ・管理者による相談件数集計システムへの記録対応内容の日々チェック作業に関し、要員を増員し、チェック機能を強化する。 <p><②申出人と生保各社との交渉状況のフォローアップ態勢の強化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理手続に移行しない案件に対し、申出人と生保会社との交渉状況のフォローアップを開始する。 <input type="checkbox"/>交渉継続案件に対するフォローアップの実施 最終受付入力日から1か月経過後の時点で、申出人にその後の状況を確認する。確認の結果、依然として苦情が未解決の場合、改めて苦情処理手続への意向を確認し、希望があれば必要な情報を収集し、速やかに同手続に移行する運用とする。 <input type="checkbox"/>苦情処理手続への意向確認強化 苦情受付のクロージングの際に、①権利者本人からの申出である ②氏名・連絡先が明らかである ③申出人の生年月日・保険会社名・契約者名・被保険者名、等の必要最低限の情報が取得できる ④申出人が移行を希望する場合、苦情処理手続に移行できる旨の案内を徹底する。 なお、高齢者や障がい者の家族等、権利者本人からの申出ではない場合においては、苦情処理手続への移行について、個別の事情を踏まえて柔軟に対応する。
2. 苦情申出内容の分析結果に伴う見直し	<p><③実態的に苦情処理手続を行っている案件の管理区分の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「連携対応」として管理している案件は、相談所が申出人と生保会社との間に介在して苦情解決に至っている事案であり、実態的に苦情処理手続を実施していることから、苦情処理手続として管理区分する。 ・管理区分の変更にともない、それまで現地で苦情処理手続移行の判断をしていたが、生保協会相談室管理者のチェック体制を整備し、同手続への移行、進捗管理を行う。 <p><④苦情受付時に苦情処理手続に移行しなかった案件の区分の細分化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談所苦情対応の分類方法を細分化し、受付時点で苦情処理手続に移行しなかった案件に対して事由別のフォローアップを行い、苦情処理手続へ移行する可能性のある案件を積極的に捕捉する。
3. 業務運営・チェック体制の強化	<p><⑤外部有識者によるチェック体制の強化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁定諮問委員会において、業務改善策の実施状況等について報告する。 <p><⑥内部監査機能の強化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会内部監査の監査項目に、業務改善策の実施状況についての検証を追加する。 <p><⑦マニュアルの整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務改善策に係る実務を「相談苦情対応基準書（内部マニュアル）」に反映する。

(2) 紛争解決手続に係る改善対応

生命保険相談所では、積極的に事情聴取（面談）を実施することにより、より柔軟な解決の糸口となる個別事情の把握に努め、それを踏まえたより一層の和解提案を行っていくこととし、平成27(2015)年7月より、以下の紛争解決手続に係る改善対応を実施した。

紛争解決手続に係る改善対応（柔軟な解決に向けた運営の見直し）

カテゴリー	内容
1. 積極的な事情聴取（面談）の実施	<p><①すべての案件について事情聴取（面談）を案内></p> <ul style="list-style-type: none"> すべての案件について、申立て（申立書用紙送付）時に事情聴取（面談）実施の目的を明示のうえ、事情聴取の実施について案内し、申立人が事情聴取の実施を希望しない場合以外は事情聴取を実施する。また、事情聴取の実施を希望しない申立人についても、審理開始後、両当事者の主張や事実関係が明白でない場合は、裁定審査会委員の判断により、事情聴取を実施する必要があることを案内する。 また、申立て時に事情聴取を希望しなかった場合であっても、その後の審理手続中に申立人から事情聴取の希望があった場合には、事情聴取を実施する。 <p><②本部・連絡所以外の場所で事情聴取を実施できる環境の整備></p> <ul style="list-style-type: none"> 本部・連絡所への来訪が困難な高齢者・障がい者等への対応として、タブレット端末を活用し、本部・連絡所以外の場所で事情聴取を実施できる環境を整備する。
2. 幅広い和解提案の実施	<p><③個別事情を反映・考慮した積極的な和解提案の実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ADRの趣旨を踏まえ、法令や約款にのみ重きを置くことなく、積極的に事情聴取を実施することにより、より柔軟な解決の糸口となる個別事情（保険会社側の不適切な対応等）の把握に努め、それらを反映・考慮した積極的な和解提案を行っていく。
3. 和解事案に対する認識共有	<p><④チェックリストの活用></p> <ul style="list-style-type: none"> 上記「2. 幅広い和解提案の実施」の対応を確実に実施していくため裁定審査会（各部会）での事案審理の際に考慮すべき事項をとりまとめた「チェックリスト」を作成し、事案ごとに委員が同リストに基づき考慮すべき事項を確認することで、より柔軟な解決に向けた対応の確実な実施を図る。

5. 裁定諮問委員会委員構成の見直し

平成13（2001）年4月、「裁定委員会」を「裁定諮問委員会」に改称し、生命保険相談所長（協会長が兼務）からの諮問・相談に応じ、相談所の公正・円滑な運営を図るために勧告・提言等を行う機関とした。裁定諮問委員会は、当初、学者、弁護士、医師、消費者団体関係者の学識経験者および当協会常勤役員からなる5名の委員で構成されていた。その後、平成29（2017）年3月開催の理事会において、生命保険相談所の運営について民事訴訟法等の手続法の観点から検証・評価を行えるようにすること、監督指針においても、「外部有識者による提言・諮問機関を設置するなどにより、紛争解決等業務の運営について事後的な検証・評価を行い、それを踏まえた紛争解決等業務の改善措置を検討しているか」との着眼点があることから、構成員を外部有識者のみとするよう見直しを行った。

平成20（2008）年4月以降の委員は以下のとおりである。

氏名	所属	任期
(議長) 落合 誠一	東京大学法学部教授	平成13年4月～平成24年9月
杉本 恒明	関東中央病院名誉院長	平成13年4月～平成23年3月
加藤 義樹	加藤義樹法律事務所弁護士	平成15年4月～平成21年2月
神田 敏子	全国消費者団体連絡会事務局長	平成17年4月～平成20年7月
西岡 忠夫	生命保険協会副会長	平成17年7月～平成20年7月
大河内 美保	主婦連合会副会長	平成20年7月～平成27年4月
小泉 宇幸	生命保険協会副会長	平成20年7月～平成23年7月
庭山 正一郎	あさひ法律事務所弁護士	平成22年2月～平成29年3月
○山口 徹	虎の門病院名誉院長	平成23年4月～

徳物 文雄	生命保険協会副会長	平成23年7月～平成26年7月
(議長)○山下 友信	同志社大学大学院司法研究科教授	平成24年9月～
若狭 一郎	生命保険協会副会長	平成26年7月～平成29年3月
○吉川 萬里子	全国消費生活相談員協会常務理事	平成27年4月～
○橋本 副孝	東京八丁堀法律事務所弁護士	平成29年4月～
○垣内 秀介	東京大学大学院法学政治学研究科教授	平成29年4月～

(注) ○は平成30年4月1日時点の委員

6. 裁定審査会の機能強化

裁定審査会では、申立事案の増加にともない、平成16(2004)年9月より、弁護士委員1名、消費生活相談員委員1名、協会委員(当協会の生命保険相談室職員)1名により部会を構成し、事案を審理したうえで、その部会での審理結果を全委員で構成する全体会で審議することとしたほか(部会制の導入)、委員の増員を行うなど、審理体制の整備を進めてきた。また、地方在住の申立人の利便性の向上を図るため、平成21(2009)年3月より、事情聴取にテレビ会議システムを導入したほか、平成27(2015)年3月より、必要に応じて、タブレット端末を利用した事情聴取を実施することとした。

平成29(2017)年10月末時点において、裁定審査会は、弁護士(7名)、消費生活相談員(7名)、協会委員(3名)の17名で構成し、7部会で審理を行っている。なお、審理の効率化を図る目的で、平成23(2011)年4月に補佐弁護士制度を導入した(平成30(2018)年4月時点において、補佐弁護士は7名)。

平成16年 9月	裁定審査会に部会制を導入(2部会)
18年 7月	部会を増設(2部会→3部会)
21年 3月	事情聴取にテレビ会議システムを導入
21年 9月	部会を増設(3部会→4部会)
23年 4月	補佐弁護士制度を導入
27年 3月	タブレット端末を導入
28年 1月	部会を増設(4部会→6部会)
29年10月	部会を増設(6部会→7部会)

7. その他の取組み

(1) 利用者へ周知・情報提供の充実等

生命保険相談所では、裁定審査会を含む相談所業務の理解促進および一層の周知ならびに情報提供の充実を図る観点から、以下の対応を行った。

平成22年10月	<ul style="list-style-type: none"> ・生命保険相談所のパンフレットの改訂 <ul style="list-style-type: none"> —指定ADR機関の概要や苦情処理手続から紛争解決手続へのフロー ・生命保険協会ウェブサイト(生命保険相談所のご案内)の改訂 <ul style="list-style-type: none"> —指定ADR機関の概要等 —生命保険会社各社ウェブサイトより生命保険協会ウェブサイトへリンク
----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

24年10月	・生命保険協会ウェブサイト（生命保険相談所のご案内）の改訂 —利用者の利便性向上を図るため、裁定審査会に関するQ&Aを掲載 —裁定審査会委員（弁護士委員）の公表
26年11月	・生命保険相談所ポスターの作成 —指定ADR機関の概要や苦情処理手続から紛争解決手続へのフロー

(2) 利用者アンケートの実施

生命保険相談所では、平成24（2012）年4月より、紛争解決手続利用者の率直な声（感想・評価・改善点等）を今後の苦情処理手続および紛争解決手続の運営改善等に活かし、より中立性・公正性、利便性等の高い相談所業務運営を目指すことを目的として、裁定審査会を利用した申立人および保険会社に対して、「利用者アンケート」を実施することとした。

生命保険相談所では、このアンケート結果を踏まえた運営改善等を行うとともに、主な意見および生命保険相談所における対応等について、相談所レポートにおいて公表している。

(3) 障がい者苦情対応

平成25（2013）年6月に公布された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」（平成28（2016）年4月施行）を踏まえ、金融庁より「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（以下、金融庁対応指針という）が公表され、生命保険相談所においては、金融庁対応指針に基づき障がい者に対する相談体制の整備が求められた。これを受け、当相談所として、以下の対応を実施した。

平成28年3月	・生命保険相談室・連絡所に障がい者用コミュニケーションツール（注）を配備 （注）公共サービス窓口における配慮マニュアル 拡大鏡 筆談ボード
28年6月	・障害者差別解消法への取組みに関する研修会開催
28年8月	・障がい者専用サイト（ウェブサイト）開設 ・障がい者専用回線（電話番号）開設

第5章 業界共通基盤の整備・進展およびセキュリティ対応

1. LINCシステムの稼働状況と基盤更改

生保共同センター（略称LINC（Life Insurance Network Center）、以下、LINCという）とは、生命保険業界が昭和61（1986）年5月に設立した共同システム処理機構のことである。

当時、金融の自由化・国際化、エレクトロニクス化の進展および高齢化社会への展望等を踏まえて生命保険事業のあり方も大きく変貌するなか、各生命保険会社は顧客サービスの充実、業務の簡素化・効率化を進めるとともに、さまざまな情報やデータを経営に活かすシステム化・ネットワーク化を推進していた。このような状況から、業界共同で情報処理およびデータ通信等を行うことを目的に、業界共通インフラとして構築した。

(1) システム基盤の新設・更改

LINCのシステム基盤は、昭和61（1986）年の設立以降、業務の拡大、柔軟性確保、セキュリティ対策、運営コスト縮減、老朽化への対応等を目的として、定期更改（ハードウェア・ソフトウェアの入替え）・追加構築等を実施しており、現在、大きく以下の5種類の基盤に分かれている。

①第1LINC基盤

当基盤は、LINC設立と同時に、汎用機基盤として導入した基盤である。生命保険業界の各種課題に対応するために、適宜、業務システムを追加し、10業務システムを当基盤で運営している。

昭和61（1986）年に最初の汎用機の導入以降、全8回の更改を実施し、現在運営する基盤は、平成30（2018）年10月に更改した基盤である。平成30（2018）年10月の定期更改では、通信事業者が2020年後半に予定するISDNサービスの終了への対応、システム運営の効率化等を踏まえ、当基盤を後述の第2LINC通信基盤と同一のデータセンターに移転する。

②団体ネット業務基盤

平成19（2007）年当時、各生命保険会社と月払団体扱生命保険契約を締結している団体のうち、一部団体は、第1LINC基盤で運営する「月払団体生命保険データ集配信システム」にて、保険料の請求や引去り等のデータ交換を実施していたが、大半が電子媒体・紙媒体によるものであり、通知未着・誤発送による個人情報の漏えいリスクを抱えていた。

契約サービス委員会と情報システム委員会は、こうした潜在的な情報漏えいリスクの抑制・解消に向けて、平成19（2007）年12月、「電子媒体・紙媒体によるデータ交換」から「暗号化通信によるデータ交換」への移行を団体へ勧奨していくこととし、「インターネット接続暗号化通信によるデータ交換」を実現するシステム基盤を新設することとした。

同年12月、システム開発に着手、平成21（2009）年4月に「生命保険団体扱インターネットサービス」

として運営を開始し、現在は、平成26（2014）年7月に更改した基盤で運営している。

当基盤は、平成30（2018）年3月末現在、約3万団体が利用している。

③募集人業務基盤

「生命保険募集人登録システム」は、生命保険募集人に関する登録申請、変更、廃業等届出等について、各生命保険会社からの送信データの管理・編集および金融庁への登録データの送信等を行っている。

従来、「生命保険募集人登録システム」は、第1LINC基盤で運営していたが、平成20（2008）年、各生命保険会社による乗合の活発化、大型代理店の出現をはじめとする諸課題への対応を図るため、平成22（2010）年7月の定期更改に際し、業務のWeb化を可能とするシステム基盤を新設することとした。

平成20（2008）年7月、システム開発に着手、平成22（2010）年7月に当基盤の運営を開始した。また、平成25（2013）年10月には、当基盤上に、代行入出力業務（障害時のデータ交換等）等をインターネット接続暗号化通信で実現する「Webファイル交換ルート」を構築した。

現在運営する基盤は、平成27（2015）年7月に更改した基盤である。

④第2LINC通信基盤

当基盤は、大容量伝送・インターネット接続での暗号化通信の実現を企図して、生命保険会社とLINCセンター間の通信を制御するために、平成21（2009）年4月、団体ネット業務基盤の新設にあわせて新設した基盤である。

当基盤は、専用線接続でのHULFT通信や、インターネット接続での暗号化通信等に対応しており、団体ネット業務基盤および募集人業務基盤と接続する際に利用している。

現在運営する基盤は、平成26（2014）年7月および平成28（2016）年5月に更改した基盤である。

⑤事業統計システム基盤

当基盤は、インターネット接続用に構築したシステム基盤であったが、平成29（2017）年1月、「生命保険事業統計データ集配信システム」の定期更改に際し、運営コストの縮減・安全性の向上を企図して、市販のデータ交換サービスを活用したシステム基盤に移行した。

(2) 適用業務システムの取組み

LINCの適用業務システムについては、平成30（2018）年3月末現在、13システムを稼働している。各システムの概要および平成20（2008）年12月から平成30（2018）年6月までの間に実施した主な対応は、以下のとおりである。

No.	業務システム	運営開始	システム基盤	システム概要・近年の主な対応事項
1次業務	各社間決済システム	昭和61年5月	①	<ul style="list-style-type: none"> ・団体保険・企業年金の共同引受において、幹事生命保険会社と非幹事生命保険会社間の保険料・保険金等の付替を行うために、決済データの交換を実施 ・当協会会費、業界共通試験テキスト代・受験料等、各生命保険会社と当協会間の各種支払いを行うために、決済データの交換を実施
2次業務	月払団体生命保険データ集配信システム	昭和61年12月	①	<ul style="list-style-type: none"> ・各生命保険会社の団体扱個人保険契約における生命保険会社と団体間の収納事務を共同でシステム化 ・各生命保険会社の保険料請求データ、配当金データ、保険料控除証明用データを団体ごとに一本化し、団体に連携 ・団体からの引去結果データを生命保険会社ごとに振り分け、連携 ・平成24年には、生命保険料控除制度改正に伴う対応を実施 ・平成29年度に、本システム利用団体において「生命保険団体扱インターネットサービス」への移行を完了し、本システムは平成30年10月に第1LINC基盤の定期更改にあわせて終了
	生命保険団体扱インターネットサービス	平成21年4月	②④	<ul style="list-style-type: none"> ・上記のデータ交換および団体への払込案内や各生命保険会社への異動連絡をはじめとする書類データの提供をインターネット接続暗号化通信で実施
3次業務	財形保険データ集配信システム	昭和63年2月	①	<ul style="list-style-type: none"> ・非幹事生命保険会社の財形保険料データを企業ごとに一本化し、業態幹事生命保険会社へ連携（業態幹事生命保険会社は、総幹事金融機関へデータ提供し、企業との間で保険料の引去りを実施し、結果を業態幹事生命保険会社へ返却） ・業態幹事生命保険会社から連携された引去結果をLINCは非幹事生命保険会社ごとに振り分け、返却
4次業務	医療保障保険契約内容登録システム	昭和63年4月	①	<ul style="list-style-type: none"> ・生命保険会社は、医療保障保険の申込みがあった場合、その契約内容をLINCに登録 ・生命保険会社は、生命保険制度の悪用（モラルリスク）への対応の一環として、登録された内容について契約の申込みを受ける際に引受けの判断の参考とする。
5次業務	生命保険募集人登録システム	昭和63年7月	③④	<ul style="list-style-type: none"> ・募集人登録に関する事務を共同でシステム化 ・当協会が提供する一般課程試験受験者データをもとに各生命保険会社は募集人資格所有者をLINCに登録 ・その際、適正な募集人管理のためのチェック（廃業等募集人・二重登録等）を実施 ・各生命保険会社の募集人登録等の申請データは、当協会より金融庁へ提出 ・LINCは、登録原簿データを希望する生命保険会社へ提供 ・平成22年には、変額保険販売資格登録データをデータベース化し、平成27年には、その整備を実施
6次業務	契約内容登録システム	平成元年10月	①	<ul style="list-style-type: none"> ・生命保険会社は、保険契約（死亡保険金や入院給付金等のある特約を含む）の申込みがあった場合、その契約内容をLINCに登録 ・生命保険会社は、契約の申込みを受ける際に、生命保険制度の悪用（モラルリスク）への対応の一環として、登録された内容について引受けの判断の参考とする。 ・平成22年および平成25年には、未成年者保護等を目的とした契約内容登録制度改正に伴う対応を実施 ・平成25年4月からは、保険犯罪の見逃し防止に資するために構築した、警察の初動捜査における保険加入状況の照会に対して迅速に回答できるシステムとも連携
7次業務	国民年金基金保険データ振分システム	平成3年9月	①	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金基金連合会が管理する国民年金基金の各加入員の初回掛金収納結果データをLINCで一括受領し、生命保険会社ごとに振り分け、連携 ・平成27年には、国民年金基金連合会からの受領方法を、電子媒体から「Webファイル交換ルート」の利用に変更

8 次 業 務	事業統計データ 集配信システム	平成5年 6月	⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・各生命保険会社の事業統計資料、資産運用資料、決算統計資料をLINCで収集 ・作成した業界全体の統計情報を公表するとともに、各生命保険会社へ連携
9 次 業 務	統合レポート データ 交換システム	平成13年 5月	①	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金基金あてのディスクロズ資料提供のために、各運用受託機関（信託銀行・生命保険会社）の運用状況レポートを統一基準・統一様式でとりまとめ、統合レポートとして各運用受託機関へフィードバック
10 次 業 務	支払査定時照会 システム	平成17年 1月	①	<ul style="list-style-type: none"> ・生命保険会社は、保険金・給付金の請求があった場合等に、生命保険制度の悪用（モラルリスク）への対応の一環として、必要に応じて、支払査定時照会制度に参加する他の生命保険会社・共済団体に対し、LINCを経由して、保険・共済契約に関する事項について相互に照会 ・照会した生命保険会社は、照会結果情報の提供を受けて、支払いの判断または契約の解除もしくは無効の判断の参考とする。
11 次 業 務	企業年金幹事間 データ 集配信システム	平成20年 7月	①	<ul style="list-style-type: none"> ・信託銀行と生命保険会社が共同引受している厚生年金基金・確定給付型企業年金に関して、信託銀行と生命保険会社をまたがった総幹事・副幹事間の決済データの交換を実施（生命保険会社内の幹事会社・非幹事会社間の決済データ交換は、「各社間決済システム」で実施）
12 次 業 務	死亡率等統計 システム	平成20年 10月	①④	<ul style="list-style-type: none"> ・生命保険会社から収集した死亡率等統計データ（単年度）をもとに業界全体の死亡率等統計（単年度・累計）と各生命保険会社の死亡率等統計（累計）をLINCで作成し、各生命保険会社へ提供 ・標準体死亡率、条件体死亡率、年金死亡率、災害疾病給付発生率、三大疾病給付発生率の5種の調査を実施 ・平成23年には、条件体死亡率調査において、高年齢層区分の細分化対応を実施、平成26年には、標準体死亡率調査において、新商品対応を実施
共 通 業 務	Webファイル 交換ルート	平成25年 10月	③④	<ul style="list-style-type: none"> ・従来媒体で実施していた代行入出力業務（障害時のデータ交換等）について、Webを介して実施 ・当協会事務局（共同システム室）、LINCセンターから各生命保険会社への資料配布にも利用 ・平成27年4月以降、「国民年金基金保険データ振分システム」における国民年金基金連合会からのデータ受領にも利用

2. サイバーセキュリティ対応

(1) セプターカウンシルへの参加等

①セキュリティ対策の向上

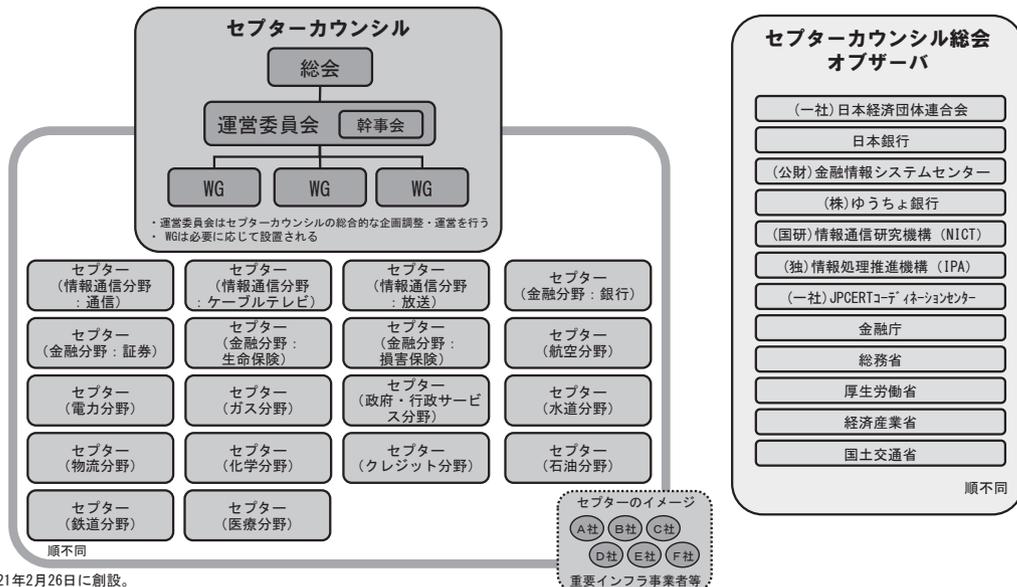
国民生活や社会経済活動を支える重要インフラの情報セキュリティ対策の向上を図るため、平成17（2005）年12月13日に情報セキュリティ政策会議が決定した「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る行動計画」に沿って、生命保険業界は、「生命保険CEPTOAR規約」を制定し、「生命保険セプター」を組織した。また、平成21（2009）年2月には、重要インフラ各分野のセプター（注1）が連携して「セプターカウンシル」（注2）が正式に発足した。

セプターカウンシルの各会議には、生命保険セプターの代表者、運営委員が参加し、サイバー攻撃を含むIT障害対応等に関して、内閣サイバーセキュリティセンター（以下、NISCという）（注3）をはじめとする政府機関や他重要インフラセプターとの情報共有を推進することを通じて、障害の未然防止・被害拡大防止・再発防止を図っている。

（注1）セプターとは、重要インフラ分野ごとに整備された情報共有・分析機能の呼称

（注2）セプターカウンシルを構成するセプターは、以下の「セプターカウンシルの概要」を参照

セクターカウンシルの概要 (平成30年4月24日現在)



- ・平成21年2月26日に創設。
- ・平成24年4月12日に開催された総会（第4回）より、ケーブルテレビCEPTOAR、ゆうちょ銀行、情報通信研究機構、情報処理推進機構、JPCERTコーディネーションセンターがオブザーバとして加盟。
- ・平成25年4月9日に開催された総会（第5回）より、ケーブルテレビCEPTOARが正式に参加。
- ・平成26年4月8日に開催された総会（第6回）より、化学CEPTOAR、クレジットCEPTOARおよび石油CEPTOARが正式に参加。
- ・平成29年4月25日に開催された総会（第9回）より、鉄道CEPTOARが正式に参加。
- ・平成30年4月24日に開催された総会（第10回）より、医療CEPTOARが正式に参加。

(注3) 平成27（2015）年1月に施行された「サイバーセキュリティ基本法」に基づき、内閣に「サイバーセキュリティ戦略本部」が設置された。平成17年4月に設置された「NISC（内閣官房情報セキュリティセンター）」は、その事務を行う組織として、内閣官房組織令により、平成27年1月に「NISC（内閣サイバーセキュリティセンター）」へ改組した。

a. セクターカウンシルにおける生命保険セクターの活動

(a) セクターカウンシル会議への出席

総会および運営委員会への出席、各ワーキング・グループへの参加を行っており、生命保険セクターの代表が、平成25（2013）年度には、総会の議長を務め、平成30（2018）年度には、副議長を務めている。

(b) Webサイトレスポンス観測活動への参加

本活動は、重要インフラ事業者が登録するWebサイトの応答時間を定期的に計測し、サイトの動作状況を統計的に監視することにより、動作異常や外部からの大量のトラフィック等を検知すること、また複数の観測を複合的に見ることで、異常の早期発見・事実の確認、原因推測をより正確に行い、重要インフラサービス等の被害軽減、サービスの維持、早期復旧を容易にすることを目指した取組みであり、平成24（2012）年1月に観測を開始した。

生命保険セクターもこの活動に参加し、平成30（2018）年6月1日現在、18事業者が参加している。

(c) 標的型攻撃に関する情報共有体制への参加

セプターカウンシルにおける標的型攻撃に関する情報共有体制「C⁴TAP (Ceptoar Councils Capability for Cyber Targeted Attack Protection)」は、重要インフラ事業者において、標的型攻撃が疑われるメールに係る一定情報を共有することで、より多くの標的型攻撃に関する情報を収集・共有し、重要インフラサービスへの標的型攻撃の未然防止、もしくは被害軽減、サービスの維持、早期復旧を容易にすることを目指した取組みであり、平成24（2012）年12月より実施している。

生命保険セプターもこの活動に参加し、平成30（2018）年6月4日現在、13事業者が参加している。

b. NISCの活動への参加

(a) 共有情報の連携

NISCから、生命保険業界の所管省庁である金融庁経由で生命保険セプターに提供されるサイバー攻撃等に関する共有情報について、セプター事務局である当協会から生命保険会社各社に速やかな連携を行い、被害の未然防止・拡大防止を図っている。

また、NISCが毎年10月に開催する「CEPTOAR訓練」に、生命保険会社全社が参加し、共有情報の速やかな連携体制の維持に努めた。

(b) 「分野横断的演習」への参加

NISCが毎年12月に開催する「分野横断的演習」に、生命保険会社各社が参加している。最新のIT障害事例を踏まえたシナリオでの演習に取り組むことを通じて、IT障害対応能力の維持・向上に努めた。

なお、同種の演習は、金融庁も、平成28（2016）年から、「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習」を開催し、生命保険会社各社がこれに参加した。

(2) サイバーセキュリティに係る講演会等の開催

サイバー攻撃の状況・金融庁の取組み等を踏まえ、生命保険業界全体のサイバーセキュリティ対策強化への取組みとして、外部コンサルティング会社等から講師を招聘し、平成27（2015）年10月8日、同年12月11日に、それぞれ情報システム委員会委員、会員会社セキュリティ担当者等に向けてサイバーセキュリティに係る講演会を開催した。

また、平成28（2016）年2月24日、金融庁総務企画局参事官および内閣サイバーセキュリティセンター内閣参事官を講師とした経営層向けのサイバーセキュリティセミナーを一般社団法人日本損害保険協会と共同開催した。

(3) 事務局におけるセキュリティ強化

① サイバーセキュリティ強化の契機

サイバー攻撃による被害の発生状況および攻撃の高度化、平成27（2015）年5月に発生した日本年金機構の情報流出事案等を踏まえ、同年10月19日の理事会（書面）にて、当協会が管理・運営するシステムに対する、標的型攻撃メール等のサイバー攻撃による、情報の漏えいや会員会社向けサービス

の停止等を防止するため、各システムのサイバーセキュリティ対策の現状分析とともに、必要な対策の検討に着手することを決定した。

②システムリスク分析評価の実施

平成27（2015）年11月20日の理事会にて、当協会が管理・運営する各システムの脅威・脆弱性を識別、すでに適用されているセキュリティ対策の有効性を確認し、また、サイバーセキュリティ対策のさらなる実施要否を検討するため、外部コンサルタントによるシステムリスク分析評価を実施することを決議した。

コンサルタントによるシステムリスク分析評価では、金融庁「保険会社向けの総合的な監督指針」等に基づき、外部コンサルタントが当協会各システム所管部門の管理職、運用担当者およびベンダーへ直接ヒアリングを行い、各システムの対応状況およびリスクレベル（被害範囲×発生可能性頻度）等を特定した。その後、システムリスク分析評価の結果に基づき、セキュリティ強化が必要なシステム・対策等を取りまとめ「平成28年度のセキュリティ強化に向けたシステム対応」として、平成28（2016）年2月理事会で対応方針を決議した。

平成28（2016）年度以降は、上述した「平成28年度のセキュリティ強化に向けたシステム対応」に基づき、各種セキュリティ強化策を実施するとともに、継続的に標的型攻撃メール訓練等を行うなど、職員への啓発活動を実施した。

③サイバーセキュリティ強化を含めたシステム管理態勢の整備に向けた対応

当協会におけるシステム管理態勢を整備するため、平成28（2016）年3月に、すべてのシステムを同一のルールのもと、横断的な管理・運営を行うため、システムリスクを含むシステム管理全般を定めるシステム管理規程・同細則を定めた。なお、システム管理規程・同細則に基づき、事務局で管理・運用するすべてのシステムを統括する部署として、総務部に事務局システムGを新設（平成28（2016）年4月1日付）するとともに、事務局全体のシステムに関する横断的検討機関として、すべてのグループリーダーを委員とする事務局システム委員会を設置した。

システム管理規程・同細則に規定された各機関の役割

責任機関	<ul style="list-style-type: none"> ○常務会（規程4条） <ul style="list-style-type: none"> a. システム管理態勢の整備・運営に関する事項（規程第4条） b. システムの運営に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ーシステム開発等の決定・システム稼働の決定（細則14条・16条） c. セキュリティ対応に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ーセキュリティ基準の決定（細則12条） d. インシデント発生時の対応に関する事項（危機管理等規則に基づく対応） e. その他、システム運用・管理全般に関する事項
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

システム統括役員	<ul style="list-style-type: none"> ○会長が社員の代表者以外の代表理事および業務執行理事の中から選任する（規程5条）。 <ul style="list-style-type: none"> a. CIO（最高情報責任者の役割を担う） b. システム全般を統括する権限および責任を有する。 <ul style="list-style-type: none"> －事務局システム委員会委員長（細則6条） －実施計画の策定・システム稼働の承認（細則13条・16条） －セキュリティ基準の承認（細則12条） －システムの外部委託の決定（細則17条） －システムの点検の実施（規程12条）
セキュリティ責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○総務部長（細則2条） <ul style="list-style-type: none"> －CISO（最高情報セキュリティ責任者）の役割を担う。 －システムリスク対応およびインシデント発生時の統括責任者（危機管理等規則に基づく対応）
システム統括部署	<ul style="list-style-type: none"> ○総務部事務局システムグループ（細則第3条） <ul style="list-style-type: none"> a. システム管理全般 <ul style="list-style-type: none"> －システム年度計画・システム中長期計画の策定・管理（細則9条） －実施計画の策定・システム稼働についての検証（細則14条・16条） －システムの点検の実施（細則20条） －CSIRT（インシデント監視・調査等を行う組織）の役割を担う。 b. 当協会システム共通のセキュリティ対応基準の策定（細則12条） c. サイバーセキュリティ専門人材の育成 d. 事務局ネットワークの管理・運用 e. システムリスクに関する情報収集・情報発信・職員に対する研修 f. 各担当業務遂行のために必要と認められた諸調査、情報収集、連絡調整
危機管理統括部署	<ul style="list-style-type: none"> ○総務部組織法務グループ（細則4条）
横断的検討機関	<ul style="list-style-type: none"> ○事務局システム委員会（細則5条から8条） <ul style="list-style-type: none"> ①当協会事務局全体のシステムについての横断的な検討 ②システムリスクに関する情報提供 ③その他、常務会から指示を受けた事項

④セキュリティ基準の整備

平成29（2017）年10月、当協会管理・運用するすべてのシステムが導入すべき安全対策等を明示した「セキュリティ基準に関する規程」を施行した。

第6章 国際化への対応と国際交流

1. 国際保険監督規制への対応（IAISへの対応）

平成19（2007）年の夏以降、米国のサブプライム・ローン問題に端を発する世界的な金融市場の混乱は、平成20（2008）年9月中旬のリーマン・ブラザーズの破綻を契機として、一層深刻化し、世界金融危機に発展した。

これをうけ、同年11月に、米国のワシントンD.C.において第1回G20首脳会合が開催され、危機の再発防止に向けた改革の基本原則および優先すべき事項等について議論が行われた。その後、G20は国際経済協力の「第一のフォーラム」として定例化し、金融規制は継続して主要な議題となっている。平成21（2009）年4月の第2回会合（於ロンドン）において、1990年代後半のアジア通貨危機後の対応により、金融監督の国際的な協調体制を強化する観点で設立されたFSF（Financial Stability Forum、金融安定化フォーラム）を発展的に再構成し、FSB（Financial Stability Board、金融安定理事会）を発足させることが合意された。

本110年小史の対象期間である平成20（2008）年～平成30（2018）年は、G20、FSB等のさまざまな場において、金融危機への反省を踏まえて、国際的に協調し、包括的に金融規制改革が進められてきたが、保険監督・規制については、IAIS（International Association of Insurance Supervisors、保険監督者国際機構）が中心となり、多くの取組みが推進されてきた。

IAISにとって、この10年間は、金融危機を踏まえ、国際的に活動する保険グループに対する監督の枠組みの策定や、また、FSBのメンバーとして、国際的な金融安定化への貢献のための検討を大きく加速させた期間となった。

IAISは、平成6（1994）年に設立され、世界の200を超える国・地域の保険監督当局で構成されている国際機関である。日本では金融庁がメンバーとなっている。設立目的は、保険監督者間の協調の促進、国際保険監督基準の策定および加盟国における同基準に則った保険制度確立の支援等である。

IAISが策定する監督基準は、現在、すべての保険事業者に適用されるICP（Insurance Core Principles、保険コアプリンシプル）、国際的に活動する保険グループに適用されるコムフレーム（ComFrame）、G-SIIs（グローバルなシステム上重要な保険会社）に適用される政策措置の3層構造の体系となっている。

当協会は、これらのIAISの監督基準その他保険についての国際的な監督規制に関する措置の検討プロセスにおいて、必要に応じて意見提出を行っている。その概要は以下のとおりである。

なお、IAISが平成11（1999）年12月にオブザーバー制度を導入したことをうけ、当協会は平成14（2002）年1月にオブザーバー加盟したが、オブザーバー制度は、平成26（2014）年10月のIAIS総会における決議による組織見直しにともない同年12月末日をもって廃止されている。以下の意見提出状況は、平成26（2014）年末まではオブザーバーとして、平成27（2015）年以降はステークホルダーの位置づけで行ったものである。

(1) IAISへの意見提出

①ICP等

IAISは、各国の保険監督制度や監督経験を踏まえて、国際的な保険監督水準の向上のために、すべての保険事業者に適用されるICPを策定している。ICPは、ハイレベルな基本的要素を記述した「原則本文」、ステートメントを遵守するため監督当局が満たすべき主要な要件を規定する「基準」、それらの実施についての方法、解釈等を記述した「指針」によって構成される。

IAISは、平成9（1997）年に最初の監督原則のセットを策定した後、平成15（2003）年に大幅な拡張を行ったICPのセットを策定していたが、平成19（2007）年以降、全面的なレビューに取り組み、平成23（2011）年10月に包括的な改訂を完了した。

なお、平成23（2011）年の改訂時において、ICP9「監督上のレビューおよび報告」については、多くの作業グループにまたがって検討することが必要なため、その後の策定作業に持ち越されており、平成24（2012）年10月に改訂された。また、ICP22「マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策」については、関連して、FATF（金融活動作業部会）が新しい勧告を行うことが予定されていたことから、これ（平成24（2012）年2月）を待って検討され、平成25（2013）年に改訂された。

検討過程での意見照会手続における当協会の主な意見提出状況は、以下のとおりである。

項目	意見提出日	主な意見内容
ICP4 - 免許付与	平成22年4月26日	保険法令において免許付与の対象外とされる保険事業においても、消費者保護の観点から適切な監督が行われるべき。
ICP17 - 規制上のソルベンシー目的での資本充足性	22年4月30日	他の金融セクターの基準と調和させることについて慎重な検討が必要であること、一般目的の財務報告における保険契約準備金の項目の資本リソースとしての利用可能性があり調整が必要であること
ICP5 - 適格性	22年8月23日	主要な所有者の適格性を判断する要素、および適格性を判断する上で必要となる情報について、明確化のため文言修正すべき。
ICP23 - グループ全体の監督のためのグループの範囲、法的権限および監督上の権限に関する基準および指針	22年12月24日	グループ全体の監督の対象となるグループの範囲を明確化すること（原則として一つの事業体は、実質的な支配力を有する保険グループ／金融コングロマリットにおいて認識されるべきであり、同時に二つ以上のグループにおいて認識されない等）
ICP7 - コーポレート・ガバナンス	22年12月24日	取締役会メンバーの独立性の規準について、モニタリング機能を担う機関を分離させることによりガバナンス構造的に客観性・独立性を確保している場合には独立性の規準を社外性の規準に置き換えることも可能である点を明確化すること
ICP18 - 仲介人	22年12月24日	グループ全体で適用する場合、具体的な方針・手続は、各管轄区域の要件に合致することが適切
ICP19 - 事業行為	22年12月24日	グループ全体で適用する場合、具体的な方針・手続は、各管轄区域の要件に合致することが適切
ICP20 - 公衆開示	22年12月24日	具体的な開示項目については、各国・地域において実態に合わせて決めるべき。
ICP14 - 評価	23年4月19日	MOCE（現在推計を超えるマージン）の計算について、現実的な実務負荷となるよう修正いただきたい。
ICP20 - 公衆開示	23年4月19日	保険契約者が、開示情報を利用する市場参加者の中心に据えられるべき。
ICP9 - 監督上のレビューおよび報告	24年8月31日	介入に当たっては、短期的な変化のみに基づいて手段・時期等を判断するのではなく、当該事業体のリスク特性を踏まえ、慎重に行うべき旨を追記すべき。

また、IAISは、保険監督に関する特定のテーマについて検討を行う「論点書」、ICPの適用支援のための好事例やケーススタディの提供を行う「適用文書」等を策定し、検討段階で意見募集手続に付されており、当協会からも意見提出を行っている。

②国際的に活動する保険グループに適用される共通枠組み（コムフレーム）

IAISは、平成21（2009）年6月、金融危機を踏まえた対応として、保険監督の更なる強化に関する対応策を公表した。本対応策のなかで、保険グループ監督に対する共通の評価枠組みの設計の調査を開始することが合意された。

平成22（2010）年7月、「ComFrame（Common Framework、国際的に活動する保険グループの監督のための共通枠組み）」の策定作業を開始した。コムフレームは、IAIG（国際的に活動する保険グループ）のグループ監督のための、統合された、多国間の、総合的な枠組みである。グローバルな保険市場において、国際的に活動する保険グループの国際的な関連性にもかかわらず、監督のための国際的に一貫した枠組みが存在しないという認識のもとに検討が開始された。

平成23（2011）年7月に「国際的に活動する保険グループの監督のための共通の枠組みに関する概念書」を公表し意見募集手続に付された。

平成24（2012）年7月に第二次案、平成25（2013）年10月に第三次案が公表され、意見募集手続に付された。第三次案で受け付けた意見を踏まえ平成26（2014）年9月に改訂を行い、開発フェーズを完了、その後フィールド・テストのフェーズに移行した。コムフレームはICPとは異なり、モジュール（平成26（2014）年9月改訂版ではa. コムフレームの範囲、b. IAIG、c. 監督者の三つのモジュール）とエレメントからなる独自の体系で記載されてきたが、平成29（2017）年3月の意見募集手続より、ICPに統合した形式とされた。

IAIGは、国際的活動（3か国以上で保険事業を実施し、かつ、自国以外での保険料収入がグループ全体の10%以上）および規模（総資産500億米ドル以上または保険料収入100億米ドル以上）を基準として（監督者の裁量が認められる）指定されることとなっており、50程度の保険会社がIAIGに指定されることが想定されている。

当協会の主な意見提出状況は以下のとおりである。

項目	意見提出日	主な意見内容
国際的に活動する保険グループの監督のための共通の枠組みに関する概念書	平成23年8月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・検討の方向性は適切なものであるが、保険会社は国によってビジネスモデルが異なるため、市場や保険会社の特性に配慮した規制が策定されるべき。 ・過度に制約的になった場合、国際的な事業展開を妨げる可能性があることに留意が必要
第二次案	24年8月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・コムフレームで記載する内容は「重要性」により着目すべき。 ・監督者が複数となるため、最悪の結果、監督の二重化が発生することを懸念する。 ・開発フェーズ終了後のスケジュールを明確にし、段階的な導入も視野に入れるべき。
第三次案	25年12月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の記載が詳細となっており、各国の法令・市場環境との整合性を保つことができるか懸念される。記載についてはプリンシプル・ベースとすべき。

③ICPの再改訂およびコムフレームの統合

平成23（2011）年のICP改訂後、IAISは、ICPの各国・地域での実施・遵守をサポートするため、平成24（2012）年より毎年テーマを設定して実施するSAPR（自己評価および相互レビュー）プログラムを開始した。ICPについては、環境変化に応じた改訂の必要性が認識されていたが、同プログラムによってICP等の課題が見出されることとなり、それをICP等の改善に活かすフィードバックの枠組みが導入された。さらに、FSBの勧告等、他の基準設定主体が策定する基準等、コムフレームや金融安定化の枠組みにおけるIAISの検討からの要請、その他の環境変化に対応し、平成27（2015）年より、ICPを包括的、段階的に改訂することとした。また、平成29（2017）年3月に意見照会手続に付されたものから、コムフレームをICPに統合して記載した形式に改められた。一連の改訂は、2019年に完了することが目指されている。

これまでの改訂状況は以下のとおりである。

平成27（2015）年11月改訂：ICP4（免許付与）、5（適格性）、7（コーポレート・ガバナンス）、8（リスク管理および内部統制）、23（グループ全体の監督）、25（監督上の協力および調整）

平成29（2017）年11月改訂：イントロダクションおよび評価方法（注）、ICP1（監督者の目的、権限および責任）（注）、2（監督者）（注）、3（情報交換および守秘義務要件）（注）、9（監督レビュー）（注）、10（予防措置）（注）、12（市場からの撤退および破綻処理）（注）、13（再保険）、18（仲介人）、19（事業行為）、25（監督協力）（注）

（注）コムフレームに係るもの：執行委員会における承認（総会での承認は2019年秋の予定）。

当協会の主な意見提出状況は以下のとおりである。

項目	意見提出日	主な意見内容
ICP7-コーポレート・ガバナンス	平成27年8月17日	取締役会の議長を一律に非執行の取締役会メンバーとするよう求めることはその方策の多様性を阻害する懸念があり、当該記載の削除または代替の方策があることについて言及すべき。
イントロダクションおよび評価方法	29年5月31日	コムフレームについても、ICPと同様、プロポーショナルリティに基づいて実施・適用されることが明示されるべき。
ICP8-リスク管理および内部統制-に統合されたコムフレーム	29年5月31日	IAIGの内部統制システムの妥当性を判断するための年次テストおよび評価が、「独立した客観的な当事者」により実施されることを規定しているが、ICPでは客観的な当事者の具体例として「内部監査人または外部監査人などの客観的な当事者により実施される」旨記載されており、差異を設ける必要はないことから、同様の記載に修正すべき。
ICP9-監督レビュー-および統合されたコムフレーム	29年5月31日	保険会社の経営状況の改善は、保険会社が自己責任原則に基づき主体的に実施することが適切であり、監督者による介入は、保険会社の主体的な取組みによっても状況が改善されなかった場合に実施されるべき。
ICP10-予防措置-および統合されたコムフレーム	29年5月31日	本ガイダンスは、再建措置を実行に移すための定量的な規準の具体例として、「保険会社のソルベンシーのポジションが規定資本要件（PCR）の水準を下回る可能性が非常に高いこと」をあげている。本ガイダンスは、規定資本要件（PCR）の指標のみに基づいて再建措置実行の可否を判断することを規定しているわけではないことを我々は理解している。しかしながら、現在もICSの水準や使い方が議論されているなか、現時点において当該記載をすることは時期尚早であることから、改めて議論がなされるべきである。

ICP12－市場からの撤退および破綻処理－および統合されたコムフレーム	29年5月31日	破綻処理計画の策定主体を明確に記載していないが、FSBの「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」との平仄の観点から、グループ監督者が策定する旨を明示すべき。
ICP25－監督協力－および統合されたコムフレーム	29年5月31日	IAIGの危機管理グループのメンバーに破綻処理機関を含むべきかは、各法域における位置づけを考慮したうえ柔軟に判断すべきであることから、「必要に応じて、破綻処理機関が含まれる」という記載に修正されるべき。
ICP18－仲介人－	29年8月28日	監督者が管理機能の重要人物の解任を監督措置としてあげているが、監督者が解任を求める主要人物については、極めて高い資質が求められる者に限定すべきであり、「取締役会メンバー」とすべき。
ICP8－リスク管理および内部統制－に統合されたコムフレーム	30年1月15日	用語を明確化すべきである。例えば、CF8.1aにおける文書化の範囲について、すべてを文書化する必要があるように見えるが、コスト・ベネフィットの観点から妥当ではないと考える。よって「リスク管理の差異」を、「主なりスク管理の差異」とすべきである。
ICP16－ソルベンシー目的の全社リスク管理－に統合されたコムフレーム	30年1月31日	ICSにおいて、まずは標準モデルを高度化する過程において、可能な限り個社の実態を反映させることが重要と考えている。しかし、十分に実態が反映されないとすれば、コストや競争条件に留意しつつ内部モデルによる補完が検討され得る。仮に、ICSに内部モデルを導入する場合は、ORSA上と整合的であるべきだが、相互関係については内部モデルの承認基準において議論されるべきである。

④リスクベースの国際資本基準（ICS）

コムフレームのうち、資本要件については、別途の検討がなされている。IAISは、平成25（2013）年7月に、金融安定への貢献と保険契約者保護のために必要不可欠となる保険分野の健全な資本および監督の枠組みを検討すると発表したのに続き、同年10月に、ICS（global insurance capital standard、リスクベースの国際資本基準）を開発する計画であると公表した。

平成26（2014）年5月、6月に開催するオブザーバー・ヒアリングに先立ち、ICSに関する質問状が公表された。その後、同年12月に第一次市中協議、平成28（2016）年7月に第二次市中協議が実施され、平成29（2017）年7月「拡大フィールド・テストのためのICSバージョン1.0」が公表された。ICSバージョン1.0は市中協議用の文書ではないが、ICSバージョン2.0に向けて意見を受け付けるとされた。

ICSバージョン1.0は、2019年の年次総会での採択を目指すICSバージョン2.0策定に向けた一里塚とされ、ICSの設計が示されている。ただし、拡大フィールド・テストのために公表されたものであり、二つの評価方法が検討されているなど、複数のオプションが残されたものとなっている。ICSバージョン2.0は、コムフレームの一部として、実施に適したものであり、二つの方法による評価の差異を縮小させる方針が示されている。また、IAISは、最終的な目標として、管轄区域を越えて実質的に同じ結果を達成する共通の手法を含む一つのICSを策定することを目指している。

また、平成29（2017）年11月の執行委員会において、ICSバージョン2.0の実実施計画が承認された（クアランプール合意）。ICSバージョン2.0の実実施は、モニタリング段階およびその後の実施段階の2段階とし、モニタリング段階においては、ICSは、グループ監督当局への機密報告や監督カレッジでの議論のために利用され、規制資本要件としては使用されない。実施段階では、規制資本要件としてのICSの実実施とされている。

なお、ICSの開発に当たって、保険会社が自発的に参加するフィールド・テストが継続して実施さ

れている。

当協会の主な意見提出状況は以下のとおりである。

項目	意見提出日	主な意見内容
ICSに関する質問状	平成26年6月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・プリンシプル・ベースとすべき。 ・規制目的および政策措置の枠組みを明確化すべき。 ・過度に保守的な水準とならないよう配慮いただきたい。 ・相応の経過措置の導入が必要 ・保険負債評価に使用する割引率の決定に当たっては、上乗せ金利の設定や補外措置も含め、各管轄区域の状況に照らし、配慮を要望する。
第一次市中協議	27年2月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・二つの考えを示したい。 <ul style="list-style-type: none"> a. 法的介入措置の発動基準としてのICS：測定方法を国際的に統一するアプローチは適当でない。各法域の会計基準や規制をベースに、これと整合性のあるアプローチとすることが適当 b. 早期警戒措置としてのICS：測定方法を国際的に統一する等の柔軟な取組みが可能と考えられる。ただし、その場合においても過度に規範的なものとする、IAIGのリスク実態の正確な把握を阻害する点について留意が必要
第二次市中協議	28年10月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・ICSバージョン1.0の完成後も各種パラメータの較正が適切かどうかの分析が引き続き行われ、必要に応じ修正されることが重要 ・ICSバージョン1.0の開発に向けて：規制が意図しない影響を生み出さないよう配慮が必要、各法域・各社のリスク特性を適切に反映すべき、保険負債評価の割引率の設定方法には十分な考慮が必要 ・ICSバージョン2.0の開発に向けて：内部モデル・移行措置の導入を柔軟に検討すべき、経済価値ベースの定量指標を介入基準とすることには慎重であるべき、ICSに係る係数の開示には慎重であるべき。 ・使い方を決定する前に仕様を固めるという検討の順序と早すぎる検討ペースについて更なる検討を期待する。
ICSバージョン1.0へのフィードバック	29年9月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・監督プロセスにおけるICSの活用法が早期に打ち出されることが重要 ・少なくとも評価方法が並存するうちは、ICSの計数開示を控えるべき。 ・割引率について導入予定の長期フォワードレートは適切な措置として支持する。 ・ICSバージョン2.0開発および実施に向けたロードマップを再度整理する必要があるかもしれない。検討スケジュールの見直しも排除すべきではない。

なお、第二次市中協議に当たって、平成28（2016）年10月19日、金融庁よりコメントが発表され、「最終的に採用される資本の定義や負債評価の具体的手法如何では、ICSによる資本比率が必ずしも保険グループの健全性を適切に示す指標とならず、様々な意図せざる影響をもたらす可能性もある」とし、a. 保険会社の健全性への意図せざる影響、b. 金融市場への意図せざる影響、c. 保険会社の社会的役割への意図せざる影響、d. 移行過程における意図せざる影響、について、意見表明がなされた。

⑤金融安定化への取組み

平成22（2010）年10月、FSBは、報告書「システム上重要な金融機関がもたらすモラルハザードの抑制—FSB提言とタイムライン」を公表、また、平成23（2011）年11月には「システム上重要な金融機関に対する政策措置」を公表し、29の銀行をG-SIBs（グローバルなシステム上重要な銀行）として

発表した。これをうけ、IAISは平成24（2012）年6月のG20サミットまでに、G-SIIsを選定するための評価手法を策定することとなった。

IAISは、平成23（2011）年11月に報告書「保険と金融安定」を公表した。このなかで、IAISは、銀行と保険のビジネスモデルは相違し、伝統的な保険業務はシステミック・リスクの要因となりにくく、NTNI（非伝統的保険事業または非保険事業）を営んでいる場合には、システミック・リスクを増幅させたり、その要因となる可能性があるとの立場をとっている。

IAISは、平成24（2012）年6月にG-SIIsの選定手法、同年10月にG-SIIsの政策措置について、市中協議を行った後、平成25（2013）年7月に選定手法と政策措置を公表した。同時に、FSBは、これらの選定手法および政策措置を承認し、9つの保険会社をG-SIIsとして選定、公表した。G-SIIsのリストは、その後毎年更新されてきたが、平成29（2017）年は更新されていない。なお、日系の保険会社はこれまで選定されていない。

政策措置としては、a. 監督の強化、b. 実効的な破綻処理制度の整備、c. 資本の確保、d. HLA (Higher Loss Absorbency、追加的損失吸収力の賦課) の四つがあげられている。このうちb. については、FSBが平成23（2011）年に公表したG-SIFIs（グローバルなシステム上重要な金融機関）全般に対して適用される指針「実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性—Key Attributes」の要件を満たす必要がある。c. の資本の確保としては、BCR（基礎的資本要件）の検討が進められ、2度の市中協議を経て、平成26（2014）年12月に「G-SIIsに適用する基礎的資本要件」が公表されている。続いて、d. HLAについて検討が進められ、平成27（2015）年6月の市中協議を経て10月に確定、公表されている。

G-SIIsの選定手法およびHLAには、NTNIがシステミック・リスクの増幅または発生要因となるとの考え方がベースとなっており、選定手法およびHLAにおいてはNTNIに、より焦点をあてたものとなっている。

G-SIIsの選定手法については、3年ごとに見直すこととしており、平成27（2015）年11月に「G-SIIs選定手法の見直し」および「NTNI（非伝統的・非保険）活動・商品」の市中協議を経て、平成28（2016）年6月に確定文書が公表されている。

また、ICSが完成した後、ICSがBCRにとって代わることが予定されている。

これらの市中協議における当協会の主な意見提出状況は以下のとおりである。

項目	意見提出日	主な意見内容
G-SIIsの選定手法	平成24年7月31日	・NTNIを重視した選定基準としている方向性は適切と考える。
G-SIIsの政策措置	24年12月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・NTNIのなかから特にシステミック・リスクが高い業務を特定し、それに特化した政策措置とすべき。 ・破綻処理制度を評価する場合に保険の特性を考慮すべきとしている点を支持、プリンシプル・ベースにより各管轄区域の裁量による制度導入を容認すべき。 ・資本要件の上乗せはNTNI業務に対してのみ課すべき、「停止することが不可能」と判断される業務に対してのみHLAを課することを提案する。
G-SIIsに適用する基礎的資本要件（BCR）	26年2月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・BCRをファクター・ベースの簡素な構造とする方針に賛同 ・主要なリスク分類は、BCRの適用対象となる保険グループのリスク管理実態に即した内容となることを望む。

G-SIIsに適用する基礎的資本要件（BCR）（第二次案）	26年8月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・資産・負債を市場ベースで評価する場合には、保険負債評価や市場リスク評価等への影響緩和措置が重要、ICSの開発に向けて更に検討を深めるべき。 ・資本要求水準についてはHLAとあわせて改めて検討すべき。 ・政策措置を含めた健全性規制の全体像を示さなければ議論できない。
G-SIIsに適用する資本上乘せ基準（HLA）	27年8月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・バケット区分の上位移行の際の影響緩和措置の検討、区分移行の予見可能性向上に向けた検討をお願いしたい。 ・較正水準の変更可能性や変更する条件についてあらかじめ示されるべき。 ・HLAを法的介入基準とする場合、各法域の規制をベースに、これと整合性のあるアプローチとすることが適当
G-SIIs選定手法の見直し	28年1月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・予見可能性確保の観点から絶対参照値を導入する方向性を支持 ・今回存置された指標において、いくつかはシステミック・リスク評価の観点から必ずしも目的適格的ではないと考えられる。 ・G-SIIsが主要な事業を展開する国が整備された破綻処理制度を有する場合や、G-SIIsの組織構造がシンプルである場合、円滑な破綻処理が実施され、システミック・リスクが抑制されると考えられる。フェーズⅢにおいて、このような破綻処理制度の整備状況も考慮に入れた議論をお願いしたい。
NTNIの業務および商品	28年1月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・NTNIの定義の明確化に当たっては、保険会社のほとんどのビジネスラインは、システミック・リスクを引き起こすものではないというIAISの過去の分析結果と乖離することなく検討が進められるべき。

平成29（2017）年2月、IAISは、セクターにおけるシステミック・リスクの評価・緩和に向けた活動ベースのアプローチ（Activities-based Approach：ABA、これに対し従来の措置を法人ベースのアプローチ（Entity-based Approach：EBA）という）の開発を含む総合的な枠組み見直しに取り組むことを決定した。このプロジェクトは、2019年に終了し、2020年に発効することを目指している。平成29（2017）年12月には、「システミック・リスクに対する活動ベースのアプローチ」と題する中間市中協議文書を公表した。これに対し当協会は以下のとおり意見提出を行っている。

項目	意見提出日	主な意見内容
システミック・リスクに対する活動ベースのアプローチ	平成30年2月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・ドミノ効果およびツナミ効果の視点でシステミック・リスクを評価する意義は理解できるが、現行のEBAには負債の流動性を始め、ツナミ効果の視点が含まれており、現行のEBAを存置したままABAを導入した場合、システミック・リスクをEBAとABAの両方で規制する過剰な規制となるため賛同できない。 ・従ってEBAからはツナミ効果の視点が極力排除されるべきであり、G-SIIs選定のIndicatorの削減・見直しなどを含む、EBAによる規制の再検討が行われるべき。 ・ただし、EBAで対処することが適切と思われるリスクまでABAで規制し、結果としてABAが過度に厳格な規制となるような事態は避けるべき。

(2) IAIS年次会合および総会への参加

当協会は、IAISの年次会合および総会に以下のとおり参加している。

- ・平成20（2008）年10月14～17日：ハンガリー、ブダペスト
- ・平成21（2009）年10月21～24日：ブラジル、リオ・デ・ジャネイロ

- ・平成22（2010）年10月26日～29日：アラブ首長国連邦、ドバイ
- ・平成23（2011）年9月28日～10月1日：韓国、ソウル
- ・平成24（2012）年10月10日～12日：米国、ワシントンD.C.
- ・平成25（2013）年10月16日～19日：台湾、台北
- ・平成26（2014）年10月23日～25日：オランダ、アムステルダム
- ・平成28（2016）年11月10日～11日：パラグアイ、アスンシオン
- ・平成29（2017）年11月2日～3日：マレーシア、クアラルンプール

これらの年次会合および総会においてはパネルディスカッションが行われ、当協会が日本の状況について説明を行っている（平成20（2008）年「市場規律」、平成21（2009）年「コーポレート・ガバナンスおよびリスク管理」、平成22（2010）年「将来のセーフティーネットと破綻処理の枠組みの展望」、平成24（2012）年「長寿リスク」：いずれも窪野鎮治副会長がプレゼンテーションを実施）。

平成27（2015）年の年次会合および総会は、11月12日～13日にモロッコ、マラケシュで開催されたが、オブザーバーの参加が認められなかった。総会では「オブザーバー」の位置づけを削除する定款改正がなされた。

2. 国際会計基準への対応（IASBへの対応）

(1) 日本における国際会計基準をめぐる動き

平成19（2007）年8月、ASBJ（企業会計基準委員会）とIASB（国際会計基準審議会）との間で「会計基準のコンバージェンスへの加速化に向けた取組みへの合意」（東京合意）がなされ、短期的にはEUの同等性評価における重要な差異の解消、その他の差異は平成23（2011）年6月までの完了を目指し、会計基準のコンバージェンスの作業が進められた。これをうけ、平成20（2008）年末にはEC（欧州委員会）は、日本の会計基準はIFRS（国際財務報告基準）と同等と取り扱うとする規則を公表した。

平成21（2009）年6月、企業会計審議会が「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」を公表、国際的な財務活動または事業活動を行っている一定の基準を満たす上場企業の連結財務諸表に平成22（2010）年3月からIFRSの任意適用を認めること、また、平成24（2012）年を目処に強制適用の判断を行うことが考えられるとした。任意適用すべきIFRSは告示で定められる（指定国際会計基準）こととなった。

平成23（2011）年6月に公表された自見庄三郎金融・郵政改革担当大臣談話「IFRS適用に関する検討について」において、「少なくとも2015年3月期についての強制適用は考えておらず、仮に強制適用する場合であってもその決定から5～7年程度の十分な準備期間の設定を行うこと」が表明され、わが国のIFRS強制適用の機運は大きく後退することとなった。

平成25（2013）年6月、企業会計審議会は、「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」を公表した。これは、米国の動向など国際情勢に不確実性が存在していること等から、まずは、IFRSの任意適用の積み上げを図ることが重要との方針を明らかにしたもので、IFRS任意適用の要件を緩和し、IFRSによる連結財務諸表の適正性確保への取組み・体制整備をしていることのみを要件とすること、IFRSのエンドースメント手続を導入することとされた。エンドースメント手続

はASBJが検討を行い、当局が指定する方式が採用され、平成27（2015）年6月に初めてエンドースメントされたIFRSである修正国際基準（JMIS）が公表された。

(2) 保険契約に係るIFRS開発の動向と当協会からの意見提出

①公開草案「保険契約」（平成22（2010）年7月30日公表）

IASBの前身であるIASC（国際会計基準委員会）は、平成9（1997）年に保険契約プロジェクトにおいて、保険契約に係る国際会計基準の開発を開始したが、早期の完成が困難であったため、プロジェクトを二つのフェーズに分け、平成16（2004）年に既存の会計基準の使用を容認するIFRS第4号「保険契約」を公表し、フェーズⅠを完了した。その後、フェーズⅡの検討を開始し、平成19（2007）年5月にディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」を公表した。

その後、同プロジェクトは、ディスカッション・ペーパーに対して寄せられたコメントについて検討を重ね、平成22（2010）年7月、IASBは、公開草案「保険契約」を公表した。

同公開草案において、保険負債を、履行キャッシュ・フロー（a. 将来キャッシュ・フロー、b. 貨幣の時間価値（割引率）、c. リスク調整）およびd. 残余マージンの合計額（ビルディング・ブロック・アプローチ）にとらえ、a. およびc. は每期再測定、d. についてはカバー期間にわたって規則的な方法で純損益に収益として解放することとされた。また、保険契約の再測定値の変動はすべて純損益で認識する。包括利益計算書については、保険契約の測定値の変動を報告する要約マージン・アプローチが提案された。このアプローチでは保険料収入や保険金支払等は表示されない。

当協会は、公開草案に対し、長期にわたるリスクを引受け、それを確実に履行する生命保険事業の活動を適切に表す会計制度を提供する必要があるとの立場から、以下の総論意見を含めた意見を平成22（2010）年11月30日付で提出した。

- ・IASBが提案する履行キャッシュ・フローを用いるビルディング・ブロック・アプローチには同意するが、ボラティリティの大きい金利の変動による一時的な保険負債の変動を、純損益に計上するのではなくその他の包括利益に計上し、その他の包括利益計上額を保険契約の消滅等の実現時に純損益に計上すること（リサイクリング）を認めることによって、純損益の指標としての有用性を確保すべきである。
- ・財務諸表の表示として、収入保険料を収益として計上しないマージン・アプローチが提案されているが、監査を含めた実行可能性、一般の保険契約者を含む財務諸表の利用者の理解可能性に懸念がある。
- ・資産側についても、短期的な未実現の公正価値変動を純損益に反映すべきではなく、IFRS第9号では容認されていないものの、AFS（売却可能金融資産）カテゴリーの使用を債券等に幅広く容認し、価格変動が純損益に示されないよう配慮すべきである。

②公開草案「保険契約」（平成22（2010）年公表の公開草案「保険契約」の改訂）（平成25（2013）年6月20日公表）

IASBは、平成22（2010）年7月公表の公開草案に対するコメント等を踏まえて再審議を行い、平成25（2013）年6月に「保険契約」の改訂公開草案を公表した。改訂公開草案では、平成22（2010）年

の公開草案からの重要な変更点のみが質問対象とされた。

改訂公開草案では、ビルディング・ブロック・アプローチを引き継いだ（「残余マージン」は「契約上のサービス・マージン」に変更）が、事後測定における将来キャッシュ・フローの見積り変動について、将来のカバーおよび他の将来のサービスに関連する変動は契約上のサービス・マージンを調整することとした。また、割引率の変動に伴う保険負債の変動は、OCI（その他の包括利益）で認識することとした。

包括利益計算書については、保険契約収益および発生保険金等の情報を表示することが提案された。なお、これらに投資要素は含まれない。

当協会は、平成22（2010）年の公開草案において、一時点の評価による保険負債の変動を純損益に表示することは生命保険業の特性を反映しないということを大きな課題と認識していたが、改訂公開草案では、割引率変動の影響のOCIへの表示や、将来キャッシュ・フローの見積り変動の影響の契約上のサービス・マージンによる調整等の提案を含んでおり、課題に対しての改善が図られていると考える一方で、改訂公開草案には、更なる見直しが必要と考えることから、平成25（2013）年10月25日付で意見書を提出した。

意見（総括意見部分）の概要は以下のとおりである。

・契約上のサービス・マージンの調整の区分の適切性

事後測定において、将来キャッシュ・フローの見積り変動を契約上のサービス・マージンを調整し、当期の純損益としないとの提案に賛成する。ただし、本公開草案において、投資収益の変動による保険契約の将来キャッシュ・フローの見積り変動に対して、契約上のサービス・マージンを調整しないとの提案に対しては反対する。

・包括利益計算書の表示の理解可能性

本公開草案では、要約マージン表示における重大な課題であったボリューム情報について包括利益計算書に表示する提案が行われていることに賛成する。ただし、本公開草案で提案されている保険契約収益は、見積りに基づく複雑な計算を要するものであり、保険契約者をはじめとするステークホルダーの理解可能性に懸念があり、反対する。一方で、受取保険料は多くのステークホルダーの間の共通認識として浸透しており、保険会社の経営についても受取保険料をベースに行われていることから、受取保険料は、業績表示上、必要不可欠な情報と考える。

また、保険契約の測定においてアンバンドリングされない投資要素はリスク調整や契約上のサービス・マージンの測定にも影響するため、保険契約収益および発生保険金から除外することに反対する。

・経過措置の実務困難性、比較・検証可能性

新しい保険契約会計基準の導入による混乱を回避するためには、利用者の理解可能性、作成者の実務可能性を維持しながら会計制度の移行を丁寧に行う必要がある。特に、日本の生命保険商品は終身保険が中心となっており、移行時に遡及すべき期間が非常に長期間にわたる。このような場合、データの客観性の担保は困難であり、各社で使用するデータが相違した場合に比較可能性が大きく低下する可能性がある。したがって、本公開草案に提案されている経過措置に加えて、移行日時点における既契約については、移行日時点における将来収支の現在価値を契約上のサービス・マージンとして計上する取扱いも認められるべきである。

・生命保険会社の財政状態表示の忠実性

金利および保険事故発生率はともに、生命保険会社の収益性に影響を与えるが、本公開草案では、これらの前提の変動がOCIと契約上のサービス・マージンに分離されて適切に取扱われず、生命保険会社の財政状態が財政状態計算書に忠実に表されなくなることが強く懸念される。これは、長期の契約を扱う生命保険会社において顕著であり、長期に基準を継続適用した場面、更には移行時に長期間の遡及を行う場面で問題が生じる。

この点を解決するためには、OCIと契約上のサービス・マージンの切り分けを見直す、もしくはOCIと契約上のサービス・マージンを統合することが考えられる。

なお、米国財務会計基準審議会（FASB）は、米国会計基準を改善するとともに、IFRSとのコンバージェンスを進めるため、平成20（2008）年より、IASBと共同で基準開発を進め、平成25（2013）年6月に会計基準更新書案「保険契約（Topic 834）」を公表した。このFASB公開草案では、いくつかの重要な点でIASBの改訂公開草案と異なる提案がなされていた。その後、平成26（2014）年2月にIASBとの合同プロジェクトを解消し、FASB単独で検討することとなった。

③IFRS第17号「保険契約」（平成29（2017）年5月18日公表）

IASBは、その後も関係者からのコメント等を踏まえた審議を重ね、平成29（2017）年5月、検討開始から約20年を経て、保険契約に関する基準を定めたIFRS第17号「保険契約」を公表した。2021年1月1日以降に開始する事業年度より適用される。なお、IFRS第17号により、IFRS第4号は廃止される。

本基準においては、改訂公開草案で規定されたビルディング・ブロック・アプローチを引き継いだ。また、一定の要件を満たす直接連動の有配当保険契約に適用される手法が設定された。

なお、当協会が長年にわたり要望してきた、割引率の変動に伴う保険負債の変動のOCI表示およびそのリサイクリングが認められるなど、当協会の継続的な活動が実を結ぶ結果となった。

平成29（2017）年9月28日、指定国際会計基準の指定に関する告示が改正され、IFRS第17号「保険契約」が指定された。

(3) IASBへのその他の意見提出

本110年小史対象期間にIASB等が公表する国際会計基準関連のペーパーに対し、当協会から多くの意見を提出したが、その主なものは以下のとおりである。

項目	意見提出日	主な意見内容
ディスカッション・ペーパー「金融商品に関する財務報告の複雑性の低減」	平成20年9月19日	・全面的に公正価値で測定しその評価差額を損益計上することに対しては、現時点においては解決すべき課題があることから、今後さらなる検討が必要と考える。
ディスカッション・ペーパー「IAS第19号 従業員給付の改訂に関する予備的見解」	20年9月30日	・給付建約定、拠出ベース約定といった分類にかかわらず、現行IAS第19号に従って純給付建費用とされなかった保険数理差損益や過去勤務債務は、OCIを活用して純利益とは別に表示し、その後、純給付建費用と認識されるに従ってリサイクリングすることを提案する。

ディスカッション・ペーパー「財務諸表の表示に関する予備的見解」	21年4月14日	・OCIに表示されるべき項目の共通の性質をプロジェクト横断的に検討することを提案する。
ディスカッション・ペーパー「顧客との契約における収益認識についての予備的見解」	21年6月22日	・保険契約の測定アプローチについて①収益認識プロジェクトの対象とした上で第2の測定アプローチを策定する、②収益認識プロジェクトの対象には含めず、保険契約プロジェクトにおいて収益認識プロジェクトとの整合性に留意しつつ測定アプローチを策定する、のいずれが有用な測定アプローチとなるか現時点では判断できない。
ディスカッション・ペーパー「負債測定における信用リスク」	21年9月1日	・負債の価値について活発な市場における価格が利用可能な状況を除き、負債測定において信用リスクを織り込むべきではない。
公開草案「金融商品：分類及び測定」	21年9月14日	・トレーディング目的で保有されていない持分商品に限らずそれ以外の金融商品にも公正価値の事後的な変化をOCIで表示することを認めること ・OCIで表示した公正価値の変化については認識の中止が行われる場合に純利益に表示すること ・投資に関わるすべての実現利益を純利益に計上すること
公開草案「公正価値測定」	21年9月28日	・必ずしもすべての状況において公正価値を現在出口価値と定義づけることは適切ではないこと
公開草案「IAS第37号における負債の測定」	22年5月14日	・非金融負債の測定において、期待値方式のみを認めることは、測定の信頼性あるいは実行可能性の観点から問題があると考えられる。
公開草案「金融商品：償却原価および減損」	22年6月30日	・提案されている期待損失モデルは膨大な実務負荷がかかる一方で、企業の恣意性を排除することが困難であり、財務諸表の信頼性や比較可能性の面で懸念が生じる。
公開草案「金融負債に関する公正価値オプション」	22年7月15日	・金融負債の価値について活発な市場における価格が常時利用可能でない限り、測定に信用リスクの変動を織り込むべきではない。
公開草案「確定給付制度：IAS第19号の修正提案」	22年9月6日	・純利益がボトムラインに表示される二計算方式が維持されるべきと考え、通期ではすべての損益が必ず純利益に反映されるようリサイクリングの存置を強く求める。
公開草案「公正価値測定に関する測定の不確実性分析の開示」	22年9月7日	・実務の負担の軽減に資するような開示基準とする方向での検討を行うことを要望する。
公開草案「その他の包括利益の項目の表示（IAS第1号の修正）」	22年9月30日	・包括利益計算書を一計算方式に限定せず、引き続き二計算方式のオプションも残すことを提案する。 ・すべてのOCI項目はリサイクリングの対象であるべき。
公開草案「ヘッジ会計」	23年3月9日	・より簡便な会計上の取扱いを認めることで、デリバティブを活用したリスク管理を促進可能なものとしていただきたい。
公開草案の補足「金融商品：減損」	23年4月1日	・「グッド・ブック」に関して2種類の異なるアプローチを用いて算出した予想信用損失のいずれか高い方を採用するという考え方が提案されているが、結果として本モデルを複雑にしており、減損モデルとして適切ではない。
公開草案「投資企業」	24年1月5日	・投資連動保険ファンドは本公開草案の定義では投資企業に該当するかどうか明確でないため、明確となるようガイダンスを加えるべき。
公開草案「分類および測定：IFRS第9号の限定的修正」	25年3月28日	・以下の点等について追加的な見直しが必要と考える。 FVTOCI（その他包括利益を通じて公正価値で測定する方法）で測定する資産の対象範囲の拡大、OCIを通じて公正価値測定する資産間における、リサイクリングに関する不整合の解消
公開草案「金融商品—予想信用損失」	25年7月5日	・以下等の実務上の懸念が大きいため、改善が求められる。 信用の質の悪化を判別することの煩雑性、予想信用損失の見積もりにおける貨幣の時間価値の考慮

公開草案「リース」	25年9月5日	・企業の事業活動上中心的でない資産の場合には、オンバランス処理せず、貸借借処理とすべき。
ディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」	26年1月14日	・予備的見解のように定義が変更された場合、保険負債が負債の定義を満たさないとの誤解が生じる懸念があり、現行の概念フレームワークにおける資産・負債の定義を維持すべき。 ・OCIに表示した収益・費用はすべてリサイクリングされることが必要
公開草案「投資企業：連結の例外の適用」(IFRS第10号およびIAS第28号の修正案)	26年9月12日	・投資企業における公正価値会計を、投資企業ではない親会社の連結財務諸表でも維持すべき。
ディスカッション・ペーパー「動的风险管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」	26年10月17日	・オープンポートフォリオではなく、「動的风险管理」を表現するための会計処理アプローチとなっており、現在の基準に対する不満に 대응するものとなっていない。 ・ヘッジ対象を再評価するのではなく、ヘッジ手段（デリバティブ）の公正価値評価をOCIとして繰り延べる等のアプローチが考えられる。
公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」	27年10月26日	・本公開草案の記載は、長期ビジネスに関する資産および負債の一時点における評価の変動まで純損益に表示することにつながりかねないため配慮すべき。
公開草案「IFRS第4号 保険契約とIFRS第9号 金融商品の適用 (IFRS第4号の修正案)」	28年2月8日	・IFRS第9号の適用の一時的免除の期限満了日については、新しい保険契約基準が基準化される段階で再検討すべき。 ・新しい保険契約基準の強制適用までに5年程度の準備期間が必要
公開草案「IFRS実務記述書『財務諸表への重要性の適用』」	28年2月26日	・経営者の判断に資する具体的な設例が今後追加されることを期待する。 ・本ガイダンスだけでは十分ではなく、個別IFRSにおける開示要求基準が見直されることが重要
ディスカッション・ペーパー「開示に関する取り組み—開示原則」	29年10月2日	・IFRS財務諸表の注記における情報は、重要な情報と補足的な情報が明確に識別できるように記載されること、提供される情報を通じて各企業の特徴が十分に把握できることが重要 ・明瞭、包括的、簡潔な一般開示基準が開発され、かつ現行の個別基準における開示要求が一般開示基準と整合的に見直されることを期待 ・生命保険会社を含む金融機関においては、規制上さまざまな情報開示が要求されていることが考慮されるべきである。規制とIFRSにおいて同様の開示を要求している場合に、僅かな開示基準の差異によって、異なる数値がステークホルダーに開示されることは、ステークホルダーの混乱を招き、財務諸表の理解可能性が損なわれるおそれがある。

3. GFIA（国際保険協会連盟）の動向

(1) GFIAの創設

平成8（1996）年からIAISの年次総会にあわせ、各国保険協会代表者が参加する会議（IMIA、International Meeting of Insurance Associations）が開催されてきたが、IAISを中心として保険分野の国際規制の議論が活発化する状況下で、各国共通課題について連携して働きかけを行うため組織強化が提案され、平成20（2008）年11月の会合で、より広範な情報交換を可能とするNetwork of Insurance Associations（保険協会ネットワーク）が組成された（当協会を含む42団体が参加）。以後、同ネットワークをプラットフォームとして共同意見を発出する活動が活発化した。

平成23（2011）年6月の会合で、IMIAと保険協会ネットワークを一体化し、INIA（International Network of Insurance Associations）を設立するとともに、よりフォーマルな組織化へ向け引き続き議論されることとなった。同年9月にソウルで開催されたINIAの会合において、カナダ生命・健康保険協会より、国際保険協会連盟の設立が提案され、その後定款案等の提示があった。

平成24（2012）年10月9日、米国ワシントンD.C.において、国際的な監督規制の議論における保険業界のプレゼンスの向上および各国の保険協会の連携強化を目的として、GFIA（Global Federation of Insurance Associations、国際保険協会連盟）が創設された。

当協会は創立当初から加盟するとともに、窪野鎮治副会長がGFIA執行委員会の委員（会計担当）に就任した。

(2) GFIAの概要

GFIAは、国際基準策定主体に対して情報発信する際の業界の有効性を高めること、および共通の関心事項に関する国際的な対話においてより効果的に貢献することを目的として設立された。

GFIAは、登記上の本拠地をスイス・バーゼルに置き、その事務局はベルギー、ブリュッセルに所在する欧州保険協会（Insurance Europe）が担当している。平成30（2018）年5月現在、42の保険協会（62か国）が加盟している。

テーマごとに13のワーキング・グループ（高齢化、マネー・ローンダリング対策／テロ資金供与対策、資本、コムフレーム、コーポレート・ガバナンス、サイバーリスク、新技術、自然災害、金融包摂、マーケットコンダクト、システミック・リスク、税制、通商）を組成し、精力的に議論、情報交換を行い、必要に応じ、IAIS等の基準設定主体や政府等あての意見をとりまとめる作業を行っている。

当協会は、日本の生命保険業界に関連の深いワーキング・グループに登録し、GFIAとしての意見に当協会の意見を反映すべく積極的に議論に参加している。

また、当協会は、国際対応力強化のため、平成27（2015）年4月より継続して、GFIAの事務局を担当する欧州保険協会に職員を派遣している。

(3) GFIA総会への参加

GFIAの総会は年2回、原則としてIAISの年次会合および欧州保険協会の年次総会に時期、場所をあわせて開催されている。これまでの開催状況は以下のとおりである。

- ・平成25（2013）年6月12日：イタリア、ローマ
- ・平成25（2013）年10月16日：台湾、台北
- ・平成26（2014）年6月11日：マルタ
- ・平成26（2014）年10月22日：オランダ、アムステルダム
- ・平成27（2015）年5月28日：ルクセンブルク
- ・平成27（2015）年11月10日：モロッコ、マラケシュ

本会合の開催にあわせ、IAIS関係者との対話イベントを開催した。このイベントは、平成27（2015）年に開催されたIAIS年次会合が会員である監督者以外の参加が認められなかったことから、業界と

IAIS関係者との新たな会話の機会とする目的で開催された。本会合ではICSおよびコムフレームをテーマにラウンドテーブル形式で議論が行われた。

- ・平成28（2016）年5月26日：アイルランド、ダブリン
- ・平成28（2016）年11月10日：パラグアイ、アスンシオン

本会合では、執行委員の改選が行われ、当協会の佐々木豊成副会長が会計担当に就任した。

- ・平成29（2017）年5月31日：スイス、チューリッヒ
- ・平成29（2017）年11月2日：マレーシア、クアラルンプール
- ・平成30（2018）年5月22日：スペイン、マドリード

4. 国際税制への対応

経済のグローバル化とともに企業や個人の経済活動が多様なものに変貌していくなかで、外国金融機関の口座を使った脱税および租税回避行為へ対処するための国際的な協力を求める機運が高まった。平成23（2011）年3月、米国で、FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）の規定が盛り込まれた追加雇用対策法が制定され、その後、平成26（2014）年11月、OECD（経済協力開発機構）において、自動的情報交換基準となるCRS（共通報告基準）が承認され、多国間で、CRSに基づく自動的情報交換制度が開始されることとなった。

これらの制度において、生命保険契約が金融口座として扱われ、報告対象となったことから当協会としても対応を求められることとなった。

(1) FATCA（米国外国口座税務コンプライアンス法）への対応

平成22（2010）年3月18日成立したFATCAは、平成25（2013）年1月1日に施行された。FATCAにおいて、日本の生命保険会社を含む外国金融機関は、顧客が米国納税義務者であるかの確認および米国納税義務者に係る金融口座情報のIRS（米国内国歳入庁）への報告等を求められている。

FATCAは米国の法律であり、米国外での実施は各国のプライバシー保護に係る国内法等に抵触する可能性があるため、いくつかの国は米国と政府間協定を締結し、自国の金融機関が直接IRSへ金融口座情報を提供する仕組みの適用を回避した。一方、日米間では、平成24（2012）年6月21日、「米国のFATCA実施の円滑化と国際的な税務コンプライアンスの向上のための政府間協力の枠組みに関する米国及び日本による共同声明」が公表され、既存の租税条約等を活用し、金融機関が一定の情報をIRSに報告し、要請に基づく情報交換によって補足される枠組みを採用する旨を確認した。

また、平成25（2013）年6月11日、金融庁、財務省および国税庁から、「国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明」が公表され、日本国内のFATCA対応においては、日米は両国当局間の信頼に基づき協力し、日本の金融機関に法的義務は発生しないことが示され、6月20日、金融庁および国税庁は当協会を含む関係業界に対しFATCA対応を求める「要請文」を発出した。

当局の要請文をうけ、日本の生命保険会社では、顧客が生命保険契約に係る取引等をする際、顧客が所定の米国納税義務者であるかを確認し、IRSあてに情報提供を行うFATCA対応を実施すること

となった。

本件について、当協会では以下の対応を行った。

①意見提出等

FATCAに関し、当協会は、以下の意見提出等を行った。

○平成22（2010）年8月27日、FATCAに関する内国歳入法ガイダンス（通知2010-60）がIRSより公表され、パブリックコメント手続に付された。当協会は、同年11月1日、IRSあて、日本の生命保険会社を取り扱う商品は米国居住者が加入することが困難でありFATCAの対象外とすることを要望する意見を提出した。また、平成23（2011）年2月7日には米国財務省を訪問し、協会要望等の説明を行った。

○平成24（2012）年2月8日、FATCAに関する暫定規則がパブリックコメント手続に付された。そのなかでは保険会社の取扱いについても記載され、実務に与える影響も大きいことから、同年4月30日、当協会としてIRSあて意見提出を行った。また、5月15日に米国で開催された公聴会に出席して当協会として意見を述べるとともに、5月21日にはIRS担当者と個別ミーティングを行い、要望説明・意見交換を行った。

②ハンドブックの策定等

会員各社がFATCAへの実務対応等を検討するに当たり、参考の用に供するためハンドブックを策定した（平成25（2013）年7月策定。その後適宜所要の追記、修正）。

また本制度の顧客への周知をうながすため、「FATCAに関する顧客あて周知チラシ」を作成した。

(2) 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」への対応

平成26（2014）年2月、OECDは新しい自動的情報交換基準となるCRS（共通報告基準）を策定、公表した。平成26（2014）年11月、G20ブリスベン・サミット首脳宣言によって、CRSは承認され、「AEOI（非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度）」による情報交換を開始することとされた。本制度にはおよそ100の国と地域が参加を表明した。なお、独自の制度であるFATCAを構築している米国は本制度に参加していない。

本制度において、参加する各国の税務当局は、金融機関から報告された口座保有者（非居住者）金融口座情報等を、租税条約等に基づき外国の税務当局に対して年一回まとめて情報提供する。

日本においては、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を改正することで制度構築し、平成29（2017）年1月1日に施行した。生命保険会社は顧客が生命保険契約に係る取引を行う際に、顧客の居住地国を特定し、非居住者であった場合には、顧客の生命保険契約に係る情報の国税庁への報告を求められることとなった。

当協会は会員各社の実務の支援のため、適宜情報連携等を行った。また、本制度の顧客への周知をうながすため「金融口座情報の自動的交換のための報告制度に係る顧客あて周知チラシ」を作成した。

5. 国際会議への参加

(1) 東アジア保険会議

EAIC（East Asian Insurance Congress、東アジア保険会議）は、会員間においてあらゆる種類の保険に関する意見および情報を交換し、会員相互の理解と友好関係を深めるとともに、東アジアの経済状況に適合する保険の理論と実務について論議することを目的としている。昭和37（1962）年、日本が提唱し、その第1回会議が東京で開催され、以降隔年に東アジアの都市で開催されている。

平成20（2008）年以降の開催状況は以下のとおりである。当協会は毎回参加している。

東アジア保険会議開催状況

	開催年	開催期間	開催地
第24回	平成20年	11月24～27日	香港
第25回	22年	10月18～22日	パリ
第26回	24年	10月29日～11月2日	クアラルンプール
第27回	26年	11月2～6日	台北
第28回	28年	10月11～15日	マカオ
第29回	30年	5月6～9日	マニラ

(2) 日米国際金融シンポジウム

本シンポジウムは、日米両国の金融関係者が、共通の関心事項についてハイレベルで率直かつ建設的な意見交換を行い、金融問題における両国の相互理解と協力の促進を図ることを目的として、平成10（1998）年に開始され、その後毎年日米で交互に開催されている。主催団体は、米国側はハーバード大学国際金融システム講座、日本側は国際文化会館である。平成20（2008）年以降、当協会から6回出席した。

(3) IPPC（OECD保険・私的年金委員会）

保険業界の現状や制度立案上の問題点等について議論するため、昭和36（1961）年9月に設立された。原則年2回開催される。意思決定時等を除いて原則として民間からの出席も認められている。当協会からの参加状況は以下のとおりである。

IPPC参加状況

開催年	開催期間	開催地
平成23年	6月8～10日	メキシコシティ
23年	12月1・2日	パリ
24年	6月7・8日および12月7・8日	パリ
25年	6月6・7日および12月4～6日	パリ
26年	6月5・6日および12月4・5日	パリ
27年	6月25・26日および12月3・4日	パリ
28年	6月9・10日および12月8・9日	パリ

29年	6月21～23日および12月6・7日	パリ
30年	6月7～8日	パリ

6. 国際交流

(1) 覚書の締結

当協会は、海外の生命保険業界との良好な関係構築に資するため、以下のとおり覚書を締結した。

①インドネシア生命保険協会：平成27（2015）年2月20日

②韓国生命保険協会：平成27（2015）年7月7日

本覚書に基づき、平成28（2016）年3月17日、窪野鎮治副会長他2名が、韓国生命保険協会を訪問し、「高齢化社会における生命保険の役割」を主要なテーマとして、両国の共通した課題について意見交換を行った。

(2) 海外からの来客対応

日本の生命保険業界の事情調査等を目的とした海外からの来客対応の状況は以下のとおりである。

年月日	名称	調査・情報交換テーマ
平成20年7月8日	Fenaseg（ブラジル保険会社協会）	日本の生命保険市場の概要、ブラジルの再保険市場の開放
21年2月3日	タイ保険局（Office of Insurance Commission）	生命保険契約者保護機構、保険募集人に係る試験・教育制度
21年2月18日	フランス上院議員訪問団	民間介護保険市場の動向、民間介護保険商品・サービス内容、保険会社による介護市場への参入、金融危機の影響
21年4月24日	ドイツ保険協会・保険オンブズマン	日本・ドイツの生命保険市場、日本・ドイツの保険協会におけるADR（裁判外紛争解決支援）
21年5月27日	韓国保険開発院	日本の私的年金、生命保険募集人に係る試験・教育制度
22年4月15日	ベトナム財務省・法務省等	日本の生命保険市場の動向、生命保険協会の役割
22年5月12日	中華全国総工会・中国金融工会	日中両国における生命保険事情および今後の動向等、生保労連との交流活動について
22年6月25日	韓国保険学会	継続教育制度・募集チャンネル
22年9月13日	ドイツ保険協会	長期低金利下での生命保険会社の対応、消費者保護規制等の動向
23年9月20日	中国保険監督管理委員会	生命保険協会の概要、東日本大震災への生命保険業界の対応
24年7月6日	台湾金融オンブズマン	裁定審査会について
24年8月7日	中国保険監督管理委員会	生命保険協会の活動について
24年8月27日	ベトナム財政省保険局	日本の個人年金市場について
24年10月15日	オランダ保険協会	日本の生命保険市場の動向
25年4月9日	韓国金融監督院	日本の保険業界における保険金支払問題に対する取組み等
25年6月13日	中国国务院発展研究中心	日本の生命保険の歴史、生命保険協会の役割
25年7月19日	韓国開発研究院	生命保険協会における保険契約情報の取扱いについて
26年5月20日	韓国保険研究院	生命保険会社の営業職員の契約形態等
26年5月29日	韓国情報化振興院	認定個人情報保護団体としての生命保険協会の役割や業務内容
26年6月12日	中国保険業協会	日本の養老保険・年金・介護保険について

26年9月18日	韓国研究開発院	消費者保護に係る日本の保険業界・生命保険協会の取組み
26年11月6日	韓国生命保険協会	国際的な資本規制・監督基準や、低金利・高齢化への対応に関する生命保険協会の取組み
27年4月15・23日	韓国生命保険協会	高齢化対応および消費者保護に係る日本の保険業界・生命保険協会の取組み
28年4月19日	中国保険業協会	日本の生命保険の歴史、高齢社会への日本の保険業界・生命保険協会の取組み
28年5月11日	韓国保険研究院	生命保険における募集等について
29年2月22日	韓国生命保険協会	生命保険と信託の関係について
29年4月25日	在日フランス大使館 経済部	日本の生命保険業界の動向
29年9月15日	ポーランド保険協会	日本の生命保険市場の概要、高齢化の状況
29年11月27日	在日米国大使館経済部	日本の生命保険業界の動向
30年1月11日	ブラジル法曹関係者	裁判外紛争処理制度について
30年1月29日	カンボジア経済財政省	生命保険協会の活動について

(3) 海外における講演活動

海外の生命保険協会との良好な関係構築および日本の生命保険業界の紹介等を目的として海外において実施した講演等の活動は、以下のとおりである。

年月日	名称（主催者、開催地）	講演テーマ（講演者）
平成21年9月29日	第2回グローバル国際保険産業シンポジウム（韓国フィナンシャルニュース社、韓国、ソウル）	日本の生命保険業界の概要—バブル崩壊から金融危機まで（窪野鎮治副会長）
30年4月5日	Rendez-vous de Casablanca de l'assurance（モロッコ保険協会、モロッコ、カサブランカ）	日本生命保険業界における技術革新の動向（佐々木豊成副会長）

第7章 社会貢献活動の推進

1. 社会貢献活動3カ年計画の動向

(1) 当協会の社会貢献活動の経緯

当協会の社会貢献活動については、昭和63（1988）年7月5日の一般委員会において、「生命保険事業の社会性にかんがみ、生命保険事業に対する社会の理解や信頼を強固なものにするために、業界がまとまって社会貢献活動を実施していくことは極めて意義がある」として、その検討を開始した。その結果、同年11月18日の理事会において、当協会として社会貢献活動に取り組むことを決定し、平成元（1989）年度より要介護老人に介護体制の整備・充実に関する諸施策を実施してきた。

あわせて、当協会80周年記念事業として、「大学への寄付講座の開設」および「外国人私費留学生奨学金制度の創設」を実施した。

これを機に、本部協会を中心としてさまざまな社会貢献活動を行ってきたほか、地方協会においても、「地方CR（Community Relations「地域との良好な関係づくり」）活動」として、それぞれの地域の特色を生かしたさまざまな社会貢献活動を展開している。

(2) 社会貢献活動3カ年計画の動向

当協会では、社会貢献活動を実施するに当たり、活動の継続性を確保する観点から、3年ごとに実施計画を立て、機関決定を経たうえで、運営している。

①「平成20（2008）～平成22（2010）年度」計画（平成20（2008）年2月一般委員会決定）

これまでの取組み（介護福祉士養成奨学金制度、子育て家庭支援団体に対する助成活動、地方CR活動、外国人私費留学生奨学金制度）に加え、絵本を通じて親子のコミュニケーションの促進を図ることを目的として、新たに「読み聞かせによる“家族のきずな”推進活動」を実施することとした。同活動を、当協会の「創立100周年記念活動」の一環と位置づけ、読み聞かせの普及・啓発や環境整備等に資することが期待される活動に取り組む施設・団体・グループ等に対し、当協会のオリジナル絵本を寄贈する取組みである。なお、当該絵本の制作においては、一般からの公募による「家族のきずな絵本コンテスト」を実施することとした。

②「平成23（2011）～平成25（2013）年度」計画（平成23（2011）年2月一般委員会決定）

①の取組み（介護福祉士養成奨学金制度、子育て家庭支援団体に対する助成活動、読み聞かせによる“家族のきずな”推進活動、地方CR活動、外国人私費留学生奨学金制度）に加えて、新たに「環境教育を通じた家族・地域のきずな推進活動」を実施することとした。

同活動は、「校庭の芝生化」に取り組む、また、家族・教職員等が芝生の維持・管理等の活動を実施している小中学校に対し、助成を行うというものである。

なお、「読み聞かせによる“家族のきずな”推進活動」については、絵本コンテストを収束させ、「読み聞かせを中心として親子のコミュニケーションを促進させる」といった活動の趣旨をさらに促進さ

せるべく、読み手育成を目的として「読み聞かせサポーター講習会」等を実施することとした。

③「平成26（2014）～平成28（2016）年度」計画（平成26（2014）年2月一般委員会決定）

②の取組み（介護福祉士養成奨学金制度、子育て家庭支援団体に対する助成活動、読み聞かせによる“家族のきずな”推進活動、地方CR活動、外国人私費留学生奨学金制度、環境教育を通じた家族・地域のきずな推進活動）のうち、「環境教育を通じた家族・地域のきずな推進活動」を収束することとした。

一方、新しい取組みとして、高齢者が健やかで心豊かに生活できる地域社会の環境整備に寄与することを目的として、「元気シニア応援団体に対する助成活動」を実施することとした。

④「平成26（2014）～平成28（2016）年度」計画の見直し（平成27（2015）年2月一般委員会決定）

政府の成長戦略にも掲げられた待機児童問題解消への直接的な貢献度や子育て支援分野に関する活動の選択と集中の観点により、平成27（2015）年度・平成28（2016）年度においては、「子育て家庭支援団体に対する助成活動」をいったん休止することとした。

その代わりに、平成26（2014）年度に新たに実施した保育所新設等に対する助成活動（子育てと仕事の両立支援プロジェクト）を、社会貢献活動の一環と位置づけて、3カ年計画に組み込むこととした。

⑤「平成29（2017）～平成31（2019）年度」計画（平成29（2017）年2月理事会決定）

④の取組み（介護福祉士養成給付型奨学金制度（改称）、子育てと仕事の両立支援に対する助成活動、読み聞かせによる“家族のきずな”推進活動、元気シニア応援団体に対する助成活動、地方CR活動、外国人私費留学生奨学金制度）に加えて、新たに「保育士養成給付型奨学金制度」を開始することとした。この制度は、少子化や女性活躍推進といった社会的課題の解決に資する目的で、保育の専門職として活躍を期待される保育士の養成を支援する奨学金制度である。

また、本3カ年計画策定を契機に、「健康増進啓発活動」を社会貢献活動の一環と位置づけ、3カ年計画に組み込むことにより、同活動の継続性を確保することとした。

なお、一時休止中の取扱いとしていた「子育て家庭支援団体に対する助成活動」については、正式に収束することとした。

2. 各種社会貢献活動の実施状況

(1) 介護福祉士養成給付型奨学金制度

介護福祉士養成給付型奨学金制度は、高齢社会における介護の担い手として期待される介護福祉士の養成支援を目的に、平成元（1989）年度より、介護福祉士養成施設校からの推薦をうけて各奨学生に奨学金を支給する形で開始した。

当初は、一人当たり月額2万5,000円を2年間支給していたが、できるだけ多数の学生を支援する趣旨から、平成11（1999）年度に、月額を2万円に縮減する一方、対象校を前年度から40校増やす見直しを行った。

その後、平成14（2002）年度以降は2年コースの学生に対する支給期間を1年6か月に短縮、平成23（2011）年度以降は、支給期間を1年間に短縮し、平成24（2012）年度には、推薦依頼校・奨学生の大幅な増加をしたうえで、継続運営している。

制度発足から平成29（2017）年度までの奨学生累計数は、4,799名となり、卒業後はその多くが特別養護老人ホーム等の介護福祉の第一線で活躍している。

なお、本制度は、地方協会を運営の窓口としており、単に奨学金を支給するだけではなく、奨学生の決定や卒業等の機会をとらえて、奨学生や学校関係者等と交流を深めている。

（単位：校、人）

	平成 元年～ 19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
推薦依頼校	3,129	151	141	125	117	223	223	221	214	213	184	－
奨学生	3,152	134	120	115	110	206	194	203	199	197	169	4,799

（2）保育士養成給付型奨学金制度

平成29（2017）年2月の理事会において承認された「社会貢献活動3カ年計画」において、少子化や女性活躍推進といった社会的課題に対し、保育の専門職として活躍を期待される保育士の養成を支援する「保育士養成給付型奨学金制度」を、平成29（2017）年度に新設し「保育人材の輩出」に係る取組みを推進することとした。

平成29（2017）年度の募集については、指定校79校に推薦依頼を行い、このうち67校から応募があったため、第1回の奨学生として67名全員を選考し、一人当たり年間24万円（月額2万円）を支給した。

なお、本制度は、前述の介護福祉士養成給付型奨学金制度と同様、地方協会を運営の窓口としており、単に奨学金を支給するだけではなく、奨学生の決定や卒業等の機会をとらえて、奨学生や学校関係者等と交流を深めている。

（3）生命保険協会留学生給付型奨学金制度（セイホスカラーシップ）

国際化がますます進展するなか、国際貢献と人材交流の一層の充実を目的として、次世代を担う東南アジア・東アジアから来日する私費留学生に対して給付型奨学金制度（セイホスカラーシップ）を実施している。

本制度は、当協会80周年記念事業の一環として平成2（1990）年度より実施しているもので、「財団法人国際文化教育交流財団（現：公益財団法人経団連国際教育交流財団）」に当協会が総額10億円を寄付し、それによって設立された基金の運用益を財源とし、同年度から平成23（2011）年度までに、339名の留学生を奨学生として選考した。

その後、同財団の公益財団法人化にともない、平成24（2012）年度および平成25（2013）年度は、奨学生募集を休止していたが、平成25（2013）年11月、その運営等を「公益財団法人 日本国際教育支援協会」へ移管し、「生命保険協会留学生給付型奨学金制度（セイホスカラーシップ）」として、新たに奨学金制度を発足し、同月に平成26（2014）年度の奨学生募集を開始した。

平成28（2016）年度からは選考対象を拡大し、それまでの「大学3年生」に加えて、「大学院修士課程1年生」も対象とすることとした。

また、選考した奨学生を、当協会本部に招き、毎年、交流会を実施している。

これまでの出身国・地域別奨学生数の推移と制度概要は、以下のとおりであり、制度発足から平成30（2018）年度までの奨学生累計数は、379名となっている。

出身国・地域別奨学生数の推移

(単位：人)

	中国	香港	台湾	韓国	インドネシア	マレーシア	タイ	シンガポール	フィリピン	ベトナム	ミャンマー	スリランカ	バングラデシュ	モンゴル
(参考) 平成2～23年度	196	7	34	62	3	16	2	1	2	8	1	1	2	4
平成26年度	5			3										
27年度	4		1	2								1		
28年度	5			3										
29年度	3			5										
30年度	1		2	2	1		1			1				
累計	214	7	37	77	4	16	3	1	2	9	1	2	2	4

制度概要（平成30年度）

対 象	下記のアジア諸国および地域の国籍を有し、指定大学の学部正規課程3年次に進学または、大学院修士課程1年次に進学する私費外国人留学生で、金融業界、特に生命保険に関心のある者 〈対象国・地域〉 中国・香港・台湾・韓国・インドネシア・マレーシア・タイ・シンガポール・ブルネイ・フィリピン・ベトナム・ラオス・カンボジア・ミャンマー・スリランカ・バングラデシュ・モンゴル・ブータン・ネパール・インド・パキスタン
奨 学 金	月額10万円（返済義務なし）
支給期間	2年間

(4) 子育て家庭支援団体に対する助成活動

当協会は、平成17（2005）年度から、平成26（2014）年度まで、「子育て家庭支援団体に対する助成活動」を実施した。

この活動は、地域活動において、就学前の子どもの保護者等（妊婦等を含む）を対象とした支援活動に取り組んでいる民間非営利の団体・グループ等に対し、資金の助成を行い、子育てのしやすい地域社会の環境整備に寄与することを目的としている。

助成活動の概要と応募団体・助成団体数の推移は、以下のとおりである。

子育て家庭支援団体に対する助成活動の概要（平成26年度）

助成対象となる団体	以下の要件を満たす団体 ・就学前の子どもの保護者等（妊婦等を含む）に対し支援活動を行う団体 ・一定期間の活動実績を有し、かつ継続して定期的に活動している団体
-----------	--------------------------------------------------------------------------------------

助成対象となる活動	以下の要件をすべて満たす活動 ・就学前の子どもの保護者等（妊婦等を含む）に対し支援を行う活動 ・利用者を限定せず、地域の保護者等の参加が可能な活動 ・日本国内で行う活動 【対象となる活動の具体例】 ①学習会（育児勉強会の開催） ②相談活動（子育て相談・カウンセリング等） ③情報提供活動（子育て情報誌の発行） ④支援者養成活動 ⑤交流活動 等
助成金額	1団体当たり上限25万円（予算総額1,400万円）
募集方法	公募方式
選考方法	学識経験者等（4名）で構成する選考審査会が、選考基準をもとに総合的に評価

応募団体・助成団体数の推移

（単位：団体）

	平成 17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
応募団体数	476	453	270	280	212	194	188	255	227	190
助成団体数	51	75	74	66	68	66	64	69	65	63

また、本活動は、単に資金の助成にとどまらず、地元の地方協会が助成決定通知書授与式の開催、助成団体への訪問等を行い、助成団体との交流を図った。

(5) 子育てと仕事の両立支援に対する助成活動

第2章3 (3) に記載のとおり、当協会は平成26（2014）年度に、「『子育てと仕事の両立支援プロジェクト』助成活動」と銘打ち、保育所または放課後児童クラブの受け皿拡大や質の向上の取組みに対する助成活動を実施した。その後、平成27（2015）年2月の一般委員会において、本活動は社会貢献活動の一環と位置づけられ、「子育てと仕事の両立支援に対する助成活動」として、「社会貢献活動3カ年計画」に組み込まれることとなった。

平成26（2014）年度以降の助成申請数、助成施設数、助成金総額は以下のとおりである。

（単位：施設、万円）

	助成申請数	助成施設数	助成金総額
平成26年度	322	99	3,000
27年度	615	80	2,100
28年度	337	83	2,100
29年度	411	81	1,400

なお、本活動は単なる資金助成にとどまらず、助成決定通知書授与式の開催（交流会）、助成対象施設の訪問等により、助成施設と当協会との交流等を図っている。

(6) 読み聞かせによる“家族のきずな”推進活動

当協会は、平成20（2008）年度から、「読み聞かせによる“家族のきずな”推進活動」を実施して

いる。

本活動は、絵本を通じて親子がふれあい、一体感を感じることができる「読み聞かせ」を通じて親子のコミュニケーションの促進を図ることを目的としている。

平成20（2008）年度から平成22（2010）年度の3年間は、「家族のきずな絵本コンテスト」（協力：JPIC（財団法人出版文化産業振興財団）、後援：JBBY（社団法人日本国際児童図書評議会））を実施し、コンテストで大賞を受賞した作品を製本化し、全国の公立図書館や子ども文庫、子育て支援センター等に寄贈した。

また、平成23（2011）年度以降は、読み聞かせをはじめたい方、基本を振り返りたい方等を対象に、読み手育成につながる講習会を開催するとともに、読み聞かせの開催を呼びかける活動を行っている。

具体的には、同年度から平成25（2013）年度の3年間は、「JPIC読み聞かせサポーター講習会（主催：財団法人出版文化産業振興財団）」および「JBBY子どもの本講習会（主催：社団法人日本国際児童図書評議会）」に協賛し、毎年全国の約20か所にて読み聞かせに関する講習会を開催した。なお、講習会参加者のなかで、後日、読み聞かせ会を開催する場合、希望者には、「読み聞かせ会セット」を提供した。

その後も「JPIC読み聞かせサポーター講習会（主催：財団法人出版文化産業振興財団）」への協賛を継続し、平成26（2014）年度から平成28（2016）年度の3年間は、毎年全国の約30か所、平成29（2017）年度から平成31（2019）年度の3年間は毎年全国の約20か所にて読み聞かせに関する講習会を実施している。

（7）元氣シニア応援団体に対する助成活動

当協会では、平成26（2014）年度より「元氣シニア応援団体に対する助成活動」を実施している。

同活動は、高齢者を対象にした健康管理・増進、自立支援、生きがいづくり等の活動に取り組んでいる民間非営利の団体・グループ等に対し、資金助成を行うことにより、高齢者が健やかで心豊かに生活できる地域社会の環境整備に寄与することを目的としている。

助成活動の概要と応募団体・助成団体数の推移は、以下のとおりである。

なお、同活動の1団体当たりの助成金額の上限は、平成28（2016）年度までは、15万円としていたが、平成29（2017）年度以降は、助成団体数の増加を図ることを目的に、12万円に引き下げた（助成金額500万円は変わらず）。

元氣シニア応援団体に対する助成活動の概要（平成29年度）

助成対象となる団体	以下の要件を満たす団体 ・高齢者を対象にした健康管理・増進、自立支援、生きがいづくり等の活動を行う団体 ・一定期間の活動実績を有し、かつ継続して定期的に活動している団体
助成対象となる活動	以下の要件をすべて満たす活動 ・高齢者を対象にした健康管理・増進、自立支援、生きがいづくり等の活動 ・構成員だけでなく、地域の高齢者等の参加が可能な活動 ・日本国内で行う活動 【対象となる活動の具体例】 ①身体向上活動（虚弱予防のための健康体操やウォーキング等） ②自立支援活動（外出支援による閉じこもり防止対策、配食による栄養改善等） ③生きがいづくり活動（趣味活動等を通じた心身の健康確保等）

	④交流活動（交流サロンでの同世代・他世代とのコミュニケーションによる心身の健康確保等） ⑤情報提供活動（高齢者向けの予防・健康管理に役立つ情報誌の発行等） ⑥支援者養成活動（認知症サポーターの育成等） ⑦その他、高齢者の健康管理・増進、自立支援、生きがいづくり等をするうえで、効果的と認められる活動
助成金額	1団体当たり上限12万円（予算総額500万円）
募集方法	公募方式
選考方法	学識経験者等（4名）で構成する選考審査会が、選考基準をもとに総合的に評価

応募団体・助成団体数の推移

（単位：団体）

	平成26年度	27年度	28年度	29年度
応募団体数	226	262	260	230
助成団体数	39	42	52	58

また、本活動は、単に資金の助成にとどまらず、地元の地方協会が助成決定通知書授与式交流会の開催、助成団体への訪問等を行い、助成団体との交流を図っている。

（8）環境教育を通じた家族・地域のきずな推進活動

当協会では、平成23（2011）年度から平成25（2013）年度までの3年間、「環境教育を通じた家族・地域のきずな推進活動」を実施した。

本活動の内容は、家族のきずなの推進、地域コミュニティの活性化につなげる観点から、校庭の芝生化において、家族・教職員等が芝生の維持・管理等の活動を実施する小中学校に対して助成を行うというものである。

助成金額は、1校当たり上限10万円（助成総額500万円）で、公募を行った結果、3年間で、累計136校に対して、約1,354万円の助成を行った。

なお、同活動は単に資金助成にとどまらず、助成決定授与式の開催、助成対象校への訪問、各校の活動状況の当協会ウェブサイトの掲載等により、助成対象校との交流を深めてきたが、応募状況の推移や活動状況の広がり等を踏まえ平成25（2013）年度をもって終了した。

助成対象校・金額の推移

（単位：校、万円）

	平成23年度	24年度	25年度
助成対象校	36	50	50
助成総額	360	498	496

（9）地方CR活動

各地方協会における独自の社会貢献活動として、生命保険業界の営業拠点とマンパワーのネットワークを活用し、地域との良好な関係づくりを目指した「地方CR（Community Relations「地域との良好な関係づくり」）活動」を展開している。

各地方協会では、それぞれの地域の特色を生かした活動を自主的に計画・実施し、住みよい社会環

境づくりに貢献している。

地方CR活動として行っている主な活動は、以下のとおりである。

- ① 福祉巡回車の寄贈
- ② 地域福祉事業の実情を知るための福祉・ボランティアの勉強会
- ③ 地域住民を対象とする公開介護講座の開催
- ④ 募金活動
- ⑤ 献血活動
- ⑥ 各種ボランティア活動
- ⑦ 福祉関係物品等の寄贈
- ⑧ 障がい者関連の取組み
- ⑨ 介護福祉士養成給付型奨学生に対する採用通知書授与式や交流会の開催
- ⑩ 「子育てと仕事の両立支援に対する助成活動」に関する助成決定通知書授与式（交流会）の開催
- ⑪ 「元気シニア応援団体に対する助成活動」に関する助成決定通知書授与式（交流会）の開催

(10) 心身障害者扶養者生命保険の動向

① 制度の概要

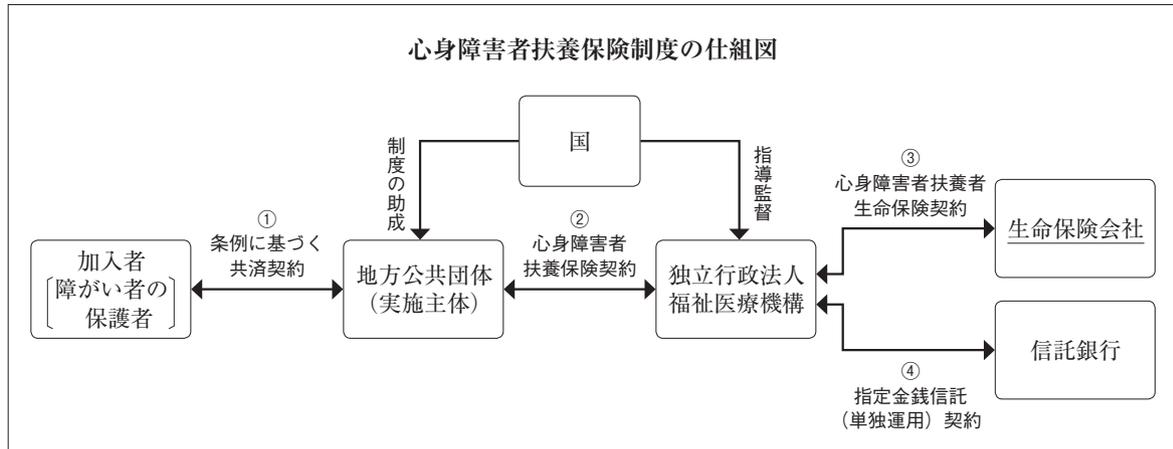
心身障害者扶養保険制度とは、心身障がい者を扶養している保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が生存中に一定の掛金を納付することにより、保護者が死亡した場合などに障がい者に終身年金が支給される任意加入の制度である。これは、昭和45（1970）年2月、障がい者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障がい者の将来に対し保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的として創設されたものである。

制度創設に当たり、生命保険業界では制度の社会的意義を鑑み、全面的に協力するとの基本的態度を表明し、当時の生命保険会社20社が一致協力する姿勢で臨み、社会福祉事業振興会を保険者、地方公共団体を契約者とする年金給付事業の年金原資を確保する手段として新たに「心身障害者扶養者生命保険」を創設した。なお、制度発足後における振興会事務の一部と生命保険会社側の事務処理は、本制度の専門性に鑑み当協会事務局で受け持つこととした。

その後、社会福祉事業振興会は昭和59（1984）年の社会福祉・医療事業団法公布により昭和60（1985）年に社会福祉医療事業団となり、さらに平成14（2002）年の独立行政法人福祉医療機構法公布により平成15（2003）年に独立行政法人福祉医療機構となった。また、本制度を実施する地方公共団体（都道府県・指定都市）は現在67団体まで増加している。

本制度の基本的な仕組みは、①加入者と地方公共団体、②地方公共団体と独立行政法人福祉医療機構、③福祉医療機構と生命保険会社、④福祉医療機構と信託銀行の四つの関係が相互に関連して扶養保険制度の体系が形成されている。本制度の仕組みは、次頁のとおりである。

加入者から地方公共団体に納められた掛金は、いったん福祉医療機構に納付され、さらに福祉医療機構によりその同額が保険料として生命保険会社に支払われる。生命保険会社は、加入者（被保険者）が障がい者の生存中に死亡した時は、保険金を福祉医療機構に支払う（機構は、この保険金を年金原資として信託運用し、月額2万円（注）の終身年金を地方公共団体を通じて障がい者へ支給する）。当



協会は、生命保険会社より本制度に係る事務を受託。

(注) 1口2万円／月で2口まで加入可

②財政状況の検討

心身障害者扶養保険制度については、昭和45（1970）年の制度発足後、昭和54（1979）年、昭和61（1986）年、平成8（1996）年および平成20（2008）年の4度にわたり、加入口数の増口、加入年齢上限の緩和、保険料の引上げ、公費による財政支援などの改正が行われてきた。平成20（2008）年の改正においては、その後の運営について「毎年度財政の健全性を検証し、少なくとも5年ごとに保険料水準等について適宜適切な見直しを行う」とされた。

その運営に従い、平成20（2008）年4月の制度改正から5年を迎えるに先立ち、厚生労働省は平成24（2012）年6月に有識者による意見交換会を開催した。前回の制度改正から5年しか経っておらず、資産運用は長期的な観点に立って検討を行う必要があること、さらなる保険料の引上げや公費投入の延長および増額は困難であること、などを理由に、厚生労働省は保険料水準等の見直しについて特段の措置は講じないこととした。

前回の検討から5年が経った平成29（2017）年5月に、厚生労働省は外部有識者などをメンバーとする「心身障害者扶養保険事業に関する検討会」を設置し、同年5月、7月、11月と3回にわたり財政状況等の確認や制度見直しの要否、新規加入者の増加に向けた取組みについての議論を行った。本検討会には、当協会から森和茂理事・事務局長が構成員として参加した。同年11月17日に検討会は議論の結果をとりまとめた「心身障害者扶養保険事業に関する検討会報告書」を公表し、前回同様に制度見直しは行わないこととした。報告書における制度見直しや今後の運営についての内容は以下のとおり。

- a. 保険料および年金給付等の水準を維持することが適当
- b. 公費投入は長期的な観点に立って継続的に安定した投入が行われることが望ましく、公費投入額の減額については慎重に判断すべき。
- c. 毎年度積立比率も用いて財政の健全性を検証し、少なくとも5年ごとに保険料水準等について社会経済状況に即した適宜適切な見直しを行う。
- d. 新規加入の促進に向けて広報の取組みを一層充実させていくことが重要

心身障害者扶養者生命保険契約高の推移（単位：人、億円）

	加入者数	保険金額
平成20年度末	61,726	3,588
21年度末	59,306	3,454
22年度末	57,005	3,329
23年度末	54,807	3,213
24年度末	52,708	3,103
25年度末	50,675	2,993
26年度末	48,767	2,889
27年度末	47,103	2,803
28年度末	45,239	2,710
29年度末	43,641	2,647

(11) 健康増進啓発活動

平成29（2017）年2月の理事会において、「社会貢献活動3カ年計画」の策定を契機に「健康増進啓発活動」を社会貢献活動の一環と位置づけ、3カ年計画に組み込むことにより、同活動の継続性を確保することとした。

同活動は、平成26（2014）年から実施しており、詳細については第2章4（1）を参照。

3. 社会的責任活動の推進

生命保険事業は、国民生活の安定・向上および経済の発展に密接な関わりを持つ公共性の高い事業であり、その活動を通じ社会公共の福祉の増進に資するという社会的使命を有している。また、当協会は、「生命保険業の健全な発達及び信頼性の維持」（定款第2条）を目的としているが、これは生命保険事業が社会的役割と責任を果たすことで、その事業価値を向上させることを意味しており、当協会の活動においても、社会的責任の遂行が強く求められている。

このような認識のもと、当協会では、社会的責任を果たすため、コンプライアンスの推進に向けた取組みや社会貢献活動を進めてきたほか、他の章で記載している事業・活動においても、常に、社会的責任の遂行という観点を意識した活動を行ってきた。

(1) 行動規範・自主ガイドライン等の制定と見直し

当協会では、会員各社やその役職員が、事業経営および職務の遂行に当たって遵守すべき行動規範や指針ならびに会員各社における契約の締結から保険金等の支払いに至る適正な実務の参考の用に供するためのガイドライン等を制定し、適宜、その時勢に応じた必要な改正を行ってきた。

① 「行動規範」の見直し

「行動規範」はその前身である「生命保険事業における行動規範」（平成3（1991）年6月策定）等を、法令遵守・内部統制の強化や利用者保護の徹底・利用者利便の向上に向けた態勢整備を強化する等の観点から全面的に見直し、平成19（2007）年6月に策定された。

その後、平成23（2011）年6月に、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19（2007）年6月公表）に則り、反社会的勢力との関係遮断を徹底することを明確にする観点から改正を行った。

また、平成25（2013）年3月には「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下、犯罪収益移転防止法という）の改正にともない、改正犯罪収益移転防止法が定める「取引時確認」について適切に対応していくことを明確にする改正を行った。

行動規範

生命保険事業は、国民生活の安定・向上および経済の発展に密接な関わりを持つ公共性の高い事業であり、その活動を通じ社会公共の福祉の増進に資するという社会的使命を有している。

生命保険会社が、お客さまからの負託や社会からの期待に応え、社会的責任を果たすためには、健全な業務運営を通じて得られるお客さまや社会からの信頼が基礎となることから、確固たる信頼の確立に向けて、生命保険協会は「行動原則」および「基本的行動」からなる行動規範を定める。

生命保険会社各社およびその役職員は、本行動規範を遵守するとともに、経営者自らが率先垂範し、すべての役職員の業務遂行にあたっては遵守されるよう努め、企業倫理を徹底することとする。

I. 行動原則

生命保険会社各社の事業経営及びその役職員の業務遂行における、原則・規準とすべき行動を次のとおり定める。

1. お客さま本位の行動
2. コンプライアンスと高い企業倫理に基づく行動
3. 社会的責任に基づく行動

II. 基本的行動

前記「行動原則」に則って、次の「基本的行動」を定める。

1. 商品の提案・提供から支払いまでの適切なお客さま対応の推進

お客さまからの満足と信頼が得られるよう、お客さまのニーズに応える質の高い商品およびお客さまの視点に立ったサービスを提供するとともに、保険金等のお支払いを適切に行う。

- ① お客さまのニーズを的確に把握し、「安心」を確実にお届けできる質の高い商品の開発・提供に努める。
- ② 勧誘方針を策定・公表し、勧誘が適正に行われることを確保するための措置を講じる。また、お客さまに商品内容を正しくご理解いただくよう、適切かつ十分な説明を行い、お客さまに最適な商品を選択いただくよう努める。
- ③ 「ご契約時」から「ご請求時・支払時」等の全契約期間にわたって、お客さまにご契約内容や各種手続きに関する情報を、適時に分かりやすく提供する。
- ④ 保険金・給付金等のお支払いは、生命保険事業における最も基本的かつ重要な機能であることを認識し、迅速・正確・公平・丁寧に行い、お支払いできない場合には、十分な説明を行い、お客さまにご理解・ご納得いただくよう努める。
- ⑤ 商品・サービスの提供から保険金等の支払いに至るまで、お客さまの視点に立った適切な対応が行える職員の育成に努める。

2. お客さまや社会との相互理解の促進

お客さまや社会に対し、事業活動に関する情報を正確かつ積極的に伝えるとともに、広くお客さまの声を捉えた上で、誠実に対応し、経営に反映する。

- ① お客さまや社会に対し、経営状況、お客さまから寄せられた声への取組み等の事業活動に関する情報を正確かつ積極的に提供し、生命保険事業を正しくご理解いただけるよう努める。
- ② 広くお客さまの声を捉え、ご意見、ご要望等に対して、誠実に対応し、商品・サービスや業務等の改善につなげる。

3. お客さま情報の適正な取扱いと保護の徹底

生命保険事業におけるお客さま情報の重要性を認識し、適正な取扱いを行うとともに、保護を徹底する。

- ① お客さまの生命・身体・財産等に関する重要な個人情報を取扱っていることを認識し、お客さまに安心して情報を提供いただけるよう、お客さま情報の適正な取扱いを行うとともに、保護を徹底する。
- ② 各種取引を通じて得た企業・団体等の情報についても、重要性を認識し、適正な取扱いを行うとともに、保護を徹底する。
- ③ 個人情報については、個人情報保護法や、金融庁および当社が定めるガイドライン、指針等の法令・規定等に基づき適正に取扱う。

4. コンプライアンスの推進

お客さまと社会からの確固たる信頼を確立するため、あらゆる法令をはじめ、社会的規範を遵守した公正な事業活動を行う。

- ① 保険契約者・消費者等の保護を目的としたあらゆる法令をはじめ、社会的規範を遵守し、公正な事業活動を行う。
- ② 独占禁止法等を遵守し、公正かつ自由な競争を行い、お客さまの利益の保護と市場の健全な発達の促進に努める。
- ③ 国際的な事業活動においても、国際ルールや法令はもとより、現地の文化を尊重し、現地の社会・経済に与える影響に配慮した行動をとる。

5. 反社会的勢力との関係遮断

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断を徹底する。

- ① 反社会的勢力への対応について、外部専門機関と連携の上、不当な要求に対して断固として応じない等、反社会的勢力との関係を遮断するため、組織として適切な対応を行う。
- ② テロ資金供与やマネー・ローンダリング防止に向け、お客さまへの取引時確認や疑わしい取引の届出等、適切な対応を行う。

6. 社会性等に配慮した安全・有利な資産運用の遂行

社会性・公共性に配慮し、安全性・有利性を求めた資産運用を行う。

- ① お客さまからの負託に応えるため、安全性と共に有利性を求めた資産運用を行う。
- ② 生命保険事業の公共性に鑑み、社会性・公共性にも十分配慮した資産運用を行う。

- ③ 国内外の金融・資本市場等における主要な参加者として、各市場や経済に与える影響も考慮しつつ資産運用を行う。

7. 環境問題への取組みの推進

環境問題への取組みは人類共通の重要課題であるとの認識に立ち、自主的かつ積極的に取組む。

- ① 事業活動における省資源・省エネルギーの推進等、環境問題に自主的かつ積極的に取組む。
- ② 役職員に対する環境教育を通じた意識向上を図るとともに、環境保全活動に参画できるよう支援に努める。

8. 社会貢献活動の推進

自らの活動の基盤となる社会の健全かつ持続的な発展に向け、「良き企業市民」として社会貢献活動に積極的に取組む。

- ① 豊かで安心感あふれる社会をつくるために、自らが地域社会の一員であることを自覚し、「良き企業市民」として、社会の健全かつ持続的な発展に向け、社会貢献活動に積極的に取組む。
- ② NPO・NGO、地域社会等との連携や、業界・経済界としての社会貢献活動に参画する等により、社会的な課題の解決に向けた貢献に努める。

9. 職員の人権尊重と活力ある職場環境の実現

職員の人権を尊重するとともに、個々の能力が十分に発揮できる、働きやすい職場環境を確保する。

- ① 職員の人権やプライバシーを尊重するとともに、差別やハラスメントのない公平な職場環境を確保する。
- ② 職員のキャリア形成や能力開発等により、職員個々の能力向上を図るとともに、その能力が十分に発揮できる活力ある職場環境を確保する。
- ③ 少子高齢化の進展に鑑み、出産・育児・介護に携わる職員の支援や、柔軟な働き方を推進し、働きやすい職場環境を確保する。
- ④ 多様な人材の社会参画を支援するような雇用促進に努める。

10. リスク管理の徹底

お客さまに対する責務を確実に履行し信頼が得られるよう、経営者のリーダーシップのもとでリスク管理を徹底し、適切な運営および継続的な改善を行う。

- ① お客さまに対する責務を確実に履行するため、経営者のリーダーシップのもと、各種リスクを把握・評価し、的確な対応が行えるようリスク管理態勢を構築し、それが適切に機能しているかを検証し、継続的な改善を行う。
- ② 保険引受リスク、資産運用リスク、事務リスク、システムリスク等、各種リスクの特性に応じたリスク管理を徹底する。
- ③ 通常のリスク管理だけでは対処できないような事態に備え、危機管理、大規模災害に対応したリスク管理態勢を構築し、事務処理を円滑に行い保険金等の支払いを確実に実行できるような体制を整備する。

11. 再発防止の徹底と説明責任の遂行

お客さまや社会に影響を及ぼす事態が発生したときには、経営者の強いリーダーシップのもと、徹底した原因究明と再発防止に努めるとともに、お客さまや社会に対する説明責任を果たす。

- ① お客さまや社会に影響を及ぼす事態が発生した際に迅速かつ適切な対応がとれるよう、マニュアル等の整備による社内体制を整備する。
- ② お客さまや社会に影響を及ぼす事態が発生したときには、経営者自らの責任の下で、事実調査と原因究明を行い、信頼回復に向けて迅速かつ適切な対応と徹底した再発防止に努める。また、お客さまや社会に対して明確かつ迅速な説明を行い、説明責任を果たす。

以 上

②自主ガイドライン等の制定と見直し

当協会では、「契約の締結から保険金等の支払いに至るまで」の各段階において、会員各社において適切な対応がなされるよう、会員会社やその役員が参考とすべき実務上の取扱いや留意点をとりまとめたガイドラインや指針等を作成し、必要な改正をしてきた。

当協会が定めている主な自主ガイドライン・指針は、以下のとおりである。

表示	生命保険商品に関する適正表示ガイドライン【平成15年10月15日制定・平成25年6月20日改正】 ○生命保険を正しくご理解いただくために、募集用資料等（広告を含む）について、消費者に著しく優良・有利であるとの誤解を与えないための表示ルールを定めたもの
	生命保険商品の募集用の資料等の審査等の体制に関するガイドライン【平成20年3月26日制定・平成26年10月6日改正】 ○募集用の資料等（広告も含む）の審査に際し、商品特性や販売形態等に応じた適正な表示を確保するための体制、万一誤表記、表示漏れ等が発生した場合における契約者保護体制等の整備を定めたもの
募集	契約概要作成ガイドライン【平成18年3月7日制定・平成28年2月16日改正】 ○ご加入を検討している保険商品の内容などに対する理解促進に資するために必要な情報（例えば、商品の仕組み、保険期間、主な支払事由、保険料に関する事項等）を記載した「契約概要」を作成する際の記載例等を定めたもの
	注意喚起情報作成ガイドライン【平成18年3月7日制定・平成28年2月16日改正】 ○ご加入を検討している保険商品について、ご加入に際して、特に注意を要すべき情報（例えば、クーリング・オフ、告知義務、責任開始期、保険金が支払われない場合等）を記載した「注意喚起情報」を作成する際の記載例等を定めたもの
	契約締結前交付書面作成ガイドライン【平成19年9月11日制定・平成28年2月16日改正】 ○特定保険契約を締結しようとする時に、あらかじめ顧客に交付することが求められる書面を作成する際に留意すべき事項について定めたもの
	市場リスクを有する生命保険の募集に関するガイドライン【平成19年9月14日制定・平成22年5月31日改正】 ○市場リスクを有する生命保険の募集において、特に留意すべき事項として、適正な広告・広告類似行為、勧誘、重要事項の説明、顧客の契約締結意思・ニーズ等の確認、契約成立内容の確認について定めたもの
引受け	正しい告知を受けるための対応に関するガイドライン【平成17年6月30日制定・平成26年4月1日改正】 ○ご加入に際して、健康状態、身体の障害や職業等について保険会社がお尋ねした事項について、虚偽や回答いただけなかった場合には、保険金等のお支払いができない場合がある。このため、ご契約に際し、皆様に告知の重要性をご理解いただき、適切に告知をいただく等、正しく生命保険にご加入いただくために生命保険会社が講じる措置を定めたもの。
	未成年者を被保険者とする生命保険契約の申込・引受に関するガイドライン【平成21年1月29日制定】

	○会員各社が未成年者、特に15歳未満の方を被保険者とする生命保険を引受けることに関する対応における参考の用に供するために策定したもの
	保険募集人の体制整備に関するガイドライン【平成27年11月12日制定・平成29年12月13日改正】
	○保険業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第45号）において規定された「保険募集人の体制整備義務」に関して、会員各社が保険募集人への適切な指導を行う際の参考の用に供するために策定したもの
	募集関連行為に関するガイドライン【平成27年12月3日制定・平成29年3月8日改正】
	○保険会社向けの総合的な監督指針の一部改正にともない規定された「募集関連行為」に関して、会員各社が保険募集人・募集関連行為従事者への適切な指導を行う際の参考の用に供するために策定したもの
支払い	保険金等の支払いを適切に行うための対応に関するガイドライン【平成18年1月27日制定・平成23年10月24日改正】
	○会員各社が保険金等の支払いを適切に行うための対応における参考の用に供するため、保険金等の支払いに関する基本的考え方、保険金等の支払業務における留意点等についてまとめたもの
	保険金等の請求案内事務に関するガイドライン【平成20年11月17日制定】
	○会員各社が保険金等の請求案内事務における参考の用に供するため、保険金等の請求案内事務に関する基本的な考え方についてまとめたもの
	診断書様式作成にあたってのガイドライン【平成19年9月14日制定・平成23年1月21日改正】
	○会員各社が保険金・給付金等の支払いを適切に行うために保険金・給付金等請求時の必要書類である診断書様式の作成に当たっての基本的考え方および留意すべき事項をまとめたもの
高齢者	高齢者向けの生命保険サービスに関するガイドライン【平成26年10月24日制定】
	○会員各社が高齢者顧客の保険加入時、契約継続時、手続発生時・手続時等における適切な対応を行うための参考の用に供するため、高齢者顧客の保護に係る留意点やサービスの充実の視点等についてまとめたもの
個人情報保護	生命保険業における個人情報保護のための取扱指針（「生保指針」）【昭和62年7月17日制定・平成17年2月18日全面改正（平成17年4月1日施行）・平成30年3月16日改正】
	○利用目的の特定、センシティブ（機微）情報の取扱い、個人情報の取得、第三者への提供、本人からの開示・訂正等の手続等について「個人情報の保護に関する法律」の規定・趣旨に基づき、会員会社における個人情報の適正な取扱方法を定めたもの
	生命保険業における個人情報保護のための安全管理措置等についての実務指針（生保安全管理実務指針）【平成17年2月18日制定（平成17年4月1日施行）・平成30年3月16日改正】
	○個人データを安全に管理するために必要な社内の取扱規程および管理の整備等、会員会社における実務的な取扱方法を定めたもの
その他	消費者信用団体生命保険の実務運営に関するガイドライン【平成18年9月29日制定・平成19年11月26日改正】
	○消費者金融等の融資において利用される消費者信用団体生命保険について、被保険者の同意取得のあり方、契約概要・注意喚起情報の記載内容、保険申込書における同意取得の際の留意点等について定めたもの

(2) コンプライアンス報告書の策定

当協会では、コンプライアンス向上に向けた継続的な取組みを推進する観点から、平成18（2006）年度より毎年度、1年間の取組み等を取りまとめた「生命保険協会コンプライアンス報告書」を作成する取組みを行ってきた。

同報告書については、「法令等改正への対応」、「自主ガイドラインの改正等を含めたコンプライアンス向上に向けた取組み」、「地方協会の運営」および「反社会的勢力への対応」等についての当協会の取組内容と今後の取組方針等を盛り込み、会員会社のコンプライアンス向上に向けた取組みに資するべく、各委員会・部会や地方事務室等において配布し、さらには当協会の取組みの周知のために活用してきた。

しかし、平成29（2017）年2月1日開催の一般委員会において、同報告書については業務見直し等の

観点から収束のうえ、SR報告書などの他の刊行物に集約のうえ刊行することが決定された。

(3) 環境問題への取組み

当協会は、平成18（2006）年11月17日の理事会において、「生命保険業界の環境問題における行動指針」およびそれを具体化した「生命保険業界の低炭素社会実行計画」を制定し、日本経済団体連合会が主導する環境自主行動計画へ参画することを決定し、生命保険業界として環境問題への取組みを行うこととした。

以降、当協会は毎年環境自主行動計画のフォローアップ調査を行い、調査結果をもとにした数値目標の設定や会員各社の取組状況の共有化を行い、環境問題への取組みを推進している。数値目標については、「低炭素社会実行計画」に基づき2020年度までの目標（フェーズⅠ）、2020年度から2030年度までの目標（フェーズⅡ）を設定し、積極的な取組みを推進している。

2020年度までの数値目標

2020年度の会社全体における床面積あたりの電力消費量を2009年度比で年平均1%削減することを目指す。

2030年度までの数値目標

2020年度から2030年度までの間、会社全体における床面積あたりの平均電力消費量が、現在2009年度比で年平均1%削減を目指している2020年度水準を更に下回る水準になることを目指す。

なお、生命保険業界における電力消費量の推移は、以下のとおりである。

業界全体の電力消費量合計値の推移（平成21年度～平成28年度）

	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
電力消費量合計値（万kWh）	226,905	220,910	193,981	187,486	179,532	171,699	167,382	162,891
対基準年度（21年度）増減率（%）	—	△2.6	△14.5	△17.4	△20.9	△24.3	△26.2	△28.2
対前年度増減率（%）	—	△2.6	△12.2	△3.3	△4.2	△4.4	△2.5	△2.7

業界全体の床面積当たり電力消費量合計値の推移（平成21年度～平成28年度）

	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
床面積当たり電力消費量（kWh/m ² ）	132.7	134.3	116.8	116.8	114.9	112.2	109.9	108.5
対基準年度（21年度）増減率（%）	—	+1.2	△12.0	△12.0	△13.4	△15.4	△17.2	△18.2
対前年度増減率（%）	—	+1.2	△13.0	0.0	△1.6	△2.3	△2.0	△1.3
（参考）会員会社数（社）	47	48	44	44	44	43	42	42

第8章 生命保険市場の変化および保険商品と販売動向

1. 販売チャネルの多様化

平成19（2007）年度に銀行による保険販売について、全保険商品の取扱いが解禁され、平成20（2008）年度にはインターネット販売専門生命保険会社が営業開始する等、この10年間における個人保険の販売チャネルは多様化が進んだ。

平成24（2012）年6月から開始した金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」においても、いわゆる保険ショップ等の大型代理店やインターネット等の非対面販売をはじめとして多様化が進展している旨の認識が示された。

生命保険文化センターによる平成27（2015）年の生命保険に関する全国実態調査によると、直近加入契約が平成22（2010）年以降の民保加入世帯（かんぽ生命を除く）における加入チャネルの占率は、「生命保険会社の営業職員」が59.4%と最も高いものの、平成21（2009）年調査時と比較すると8.7ポイント減少している。一方、「保険代理店の窓口や営業職員」が13.7%と7.3ポイント増加している。

なお、金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」においては、こうした「銀行窓販やいわゆる来店型ショップ、インターネットによる募集が増加しつつあるなど、募集チャネルが多様化し」、「保険代理店の大型化が進展してきており、保険会社と保険募集人の関係も、大型の乗合代理店と個々の所属保険会社の関係のように、法が従来前提としていた、ある特定の保険会社が保険募集人の業務の全容を把握し、管理・指導を行うというケースに必ずしも当てはまらない場合が増えつつある」ことを踏まえ、「保険募集の規制のあり方を、販売チャネルの変化をはじめとする募集実態の変化に対応できるよう、(1) 情報提供義務等、保険募集全体に通じる基本的なルールを法律で明確に定めるとともに、(2) 保険会社を主な規制対象とする現行法の体系を改め、保険募集人自身も保険会社と並ぶ募集ルールの主要な遵守主体とする法体系へと移行する必要がある」旨報告されている。これを踏まえた保険業法等の一部を改正する法律案が平成26（2014）年3月に第186回国会に提出され、同年5月に可決成立し、保険募集の基本的ルールとして情報提供義務や意向把握義務、保険募集人等の体制整備義務が導入された。

2. 個人保険分野の動向

この10年間の動向について、その推移を見ていく。

(1) 新契約

① 個人保険

個人保険の新契約件数は、医療保険および終身保険の好調をうけて平成20（2008）年度以降増加傾向にあり、この10年で約27%の増加（平成20（2008）年度と平成29（2017）年度を比較した結果）と

なっている。また、契約高（表中の「金額」）も約1%増加している。なお、平成25（2013）年度は標準利率の引下げによる影響、平成28（2016）年度は国内金利の低下に伴う一時払商品の予定利率引下げによる販売停止等が影響し、新契約件数が前年度を下回った。

種類別新契約件数構成比で見ると、平成20（2008）年度は定期保険と終身保険を合わせて28.2%だったが、平成29（2017）年度末では35.2%と大きく伸びている。

②個人年金保険

個人年金保険の新契約件数は、いったん、平成5（1993）年度（273万件）をピークに大幅に減少したが、その後、平成14（2002）年10月以降の銀行窓販や少子高齢社会における老後の保障の充実を図る機運の高まりなどから増加に転じた。ここ10年においては、ほぼ横ばいが続いているが、平成28（2016）年度は大幅な増加、平成29（2017）年度は大幅な減少となった。

また、かつて件数を伸ばした変額年金保険の件数は大きく縮小した。

年度別新契約の推移

（単位：万件、%、億円）

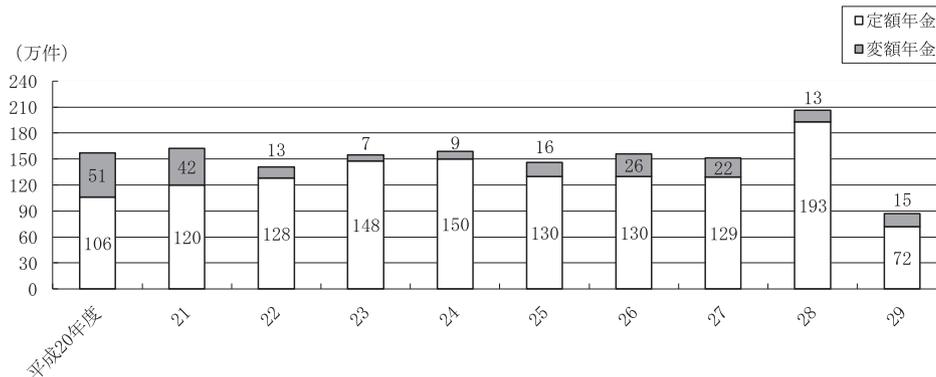
	個人保険				個人年金保険			
	件数	前年度比	金額	前年度比	件数	前年度比	金額	前年度比
平成20年度	1,102	124.1	620,936	100.7	158	104.8	80,437	96.5
21年度	1,217	110.4	629,077	101.3	162	102.7	83,264	103.5
22年度	1,277	105.0	653,871	103.9	142	87.8	69,759	83.8
23年度	1,339	104.8	677,673	103.6	156	109.7	79,557	114.0
24年度	1,489	111.2	732,046	108.0	160	102.3	85,507	107.5
25年度	1,440	96.7	677,145	92.5	147	91.8	79,734	93.2
26年度	1,505	104.5	699,040	103.2	156	106.8	86,553	108.6
27年度	1,585	105.4	732,559	104.8	152	96.9	83,549	96.5
28年度	1,559	98.3	736,072	100.5	207	136.2	110,942	132.8
29年度	1,404	90.1	626,137	85.1	87	42.5	48,373	43.6

個人保険・種類別新契約件数の推移

（単位：万件、%）

	平成20年度		平成29年度	
	件数	構成比	件数	構成比
終身保険	194	17.6	287	20.5
定期付終身保険	31	2.9	9	0.7
利率変動型積立終身保険	54	5.0	19	1.4
定期保険	116	10.6	206	14.7
変額保険	10	1.0	9	0.6
養老保険	172	15.6	104	7.5
医療保険	274	24.9	343	24.5
がん保険	135	12.3	189	13.5
こども保険	60	5.5	29	2.1
その他	51	4.7	204	14.6

個人年金保険・新契約件数の推移



(2) 保有契約

個人保険の保有契約高は死亡保障を抑えて医療保障を充実させる近年の傾向などを反映して減少傾向にあったが、平成26（2014）年度末で下げ止まり、平成27（2015）年度および平成28（2016）年度は増加となった。平成29（2017）年度は再び減少に転じた。

個人年金保険の保有契約件数は、銀行窓販の解禁等をうけて平成15（2003）年度に増加に転じ、平成18（2006）年度からは平成28（2016）年度にかけて過去最高値を更新し続けた。保有契約高は平成27（2015）年度に13年ぶりに減少した。

保有契約の推移

(単位：万件、%、億円)

	個人保険				個人年金保険			
	件数	前年度比	金額	前年度比	件数	前年度比	金額	前年度比
平成20年度	11,299	102.7	9,398,425	95.8	1,742	104.7	893,105	101.3
21年度	11,705	103.6	9,029,471	96.1	1,834	105.3	941,717	105.4
22年度	12,191	104.2	8,795,964	97.4	1,898	103.5	957,103	101.6
23年度	12,720	104.3	8,653,465	98.4	1,975	104.0	989,154	103.3
24年度	13,601	106.9	8,616,513	99.6	2,042	103.4	1,035,181	104.7
25年度	14,388	105.8	8,575,406	99.5	2,047	100.2	1,037,887	100.3
26年度	15,173	105.5	8,574,325	100.0	2,050	100.1	1,041,311	100.3
27年度	16,011	105.5	8,586,041	100.1	2,075	101.3	1,035,952	99.5
28年度	16,772	104.8	8,629,052	100.5	2,175	104.8	1,078,728	104.1
29年度	17,302	103.2	8,529,650	98.8	2,148	98.7	1,054,823	97.8

(3) 個人向け保険商品・サービスの動向

少子高齢化の進展や平成29（2017）年の標準利率の引下げ、加えて低金利環境の継続等、大きな環境変化のなか、生命保険会社ではお客さまのニーズに応えた商品の開発を進めている。平成20（2008）年4月以降、新たに販売または改定を行った商品等の主な動向は以下のとおりである。

①個人年金保険

平成28（2016）年1月の日銀金融政策決定会合でマイナス金利政策の導入が決定されたこと等による低金利環境の継続や資産形成ニーズの多様化を踏まえ、より高い利回りが期待できる外貨建商品が多くの生命保険会社で開発・販売された。

また、超高齢社会の到来を踏まえ、死亡保障を行わない分、生きている他の契約者の年金額を大きくする、いわゆるトンチン性を高めた個人年金保険として、年金開始日前の死亡払戻金を払込保険料より小さくしたり、解約返戻金を低くすること等により年金原資を大きくするとともに、年金受取方法として、生きている限り一生涯年金を受取ることができる「終身年金」を選択可能とした商品が発売された。

②医療保険等

生命保険文化センターが実施した平成27（2015）年度「生命保険に関する全国実態調査」によると、直近加入契約の加入目的は、平成15（2003）年調査の時点では「万一のときの家族の生活保障のため」が最も多く、ついで「医療費や入院費のため」が次点であったものの、平成18（2006）年調査以降逆転し、「医療費や入院費のため」が最も多くなっており、医療保険への高いニーズが見受けられる。この10年でも、傷病歴のある人が契約できる商品等、引受基準を緩和した商品の充実が進んだ他、在宅医療を保障する特約等が販売されている。また、被保険者が死亡または高度障害になった時に年金が支払われる収入保障保険や、病気やけがにより働くことができなくなった時に備える就業不能保険の開発も進んだ。

③組立型総合保険

お客さまの多様なニーズに応えるため、保障内容の異なる複数の保険を自由に組み合わせて、一体の保険として加入できる商品が多くの保険会社で開発された。なお、複数の保険契約（主契約）を組み合わせる仕組みの商品と、主契約の保障を無くした上で特約を組み合わせる仕組みの商品がある。

④金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」の提言を踏まえた商品

金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」において、「不妊治療への社会的関心は高まっているが、その治療内容によっては多額の費用を要することから、当該費用をてん補するための保険に対する需要が高まりつつある」「不妊治療に係る保険については、不妊という事由の発生には偶然性が認められ、不妊治療に要する高額な費用を経済的にてん補するニーズもあることから、保険の対象となりうる要素を備えており、また、社会的意義も十分認められると考えられる」等の提言が行われた。その後、政府として希望出生率向上に向けた政策が講じられるなか、平成28（2016）年4月に保険業法施行規則が改正され、保険会社において不妊治療保険の引受けを行うことが可能となり、平成28（2016）年10月に出産費用・特定不妊治療費を保障する不妊治療保険が発売された。

⑤健康増進型保険・サービス

政府の日本経済再生本部が策定した「未来投資戦略2017」において「健康寿命の延伸」が掲げられ、官民一体となり国民一人ひとりの健康づくりが進められるなか、例えば、加入後の定期的な健康診断の受診結果やウェアラブル端末で計測された歩数等の状況を保険料や還付金に反映するなど、健康増進への継続的な取組みをうながす仕組み（インセンティブ）を導入した保険商品の発売や健康増進に関するサービス展開が進められている。

3. 団体保険分野の動向

(1) 概要

団体保険は、主に企業等の福利厚生制度における遺族補償制度を担う制度として広く普及してきた。かつて団体保険の主力商品であった団体定期保険は、企業等が保険料を負担し従業員全員を加入させる全員加入契約（いわゆるAグループ保険）と従業員が保険料を負担し任意で加入する任意加入契約（いわゆるBグループ保険）が同一の商品として販売されてきたが、Aグループ保険で保険金の帰属をめぐって社会問題化したこと等を踏まえ、保険目的の一層の明確化・透明化を図った総合福祉団体定期保険が平成8（1996）年11月以降販売された。企業等の福利厚生規程に基づく遺族への弔慰金・死亡退職金等の財源確保を目的とする総合福祉団体定期保険と企業等が従業員の自助努力による保障確保の機会の提供等を目的とする団体定期保険が別商品となり、Aグループ保険は総合福祉団体定期保険への切替えが進むこととなった。

現在の団体保険のもう一つの主力商品となっている団体信用生命保険は、住宅ローン等の債務者等の生計の安定および住宅ローン等の貸付保全のために利用される保険で、平成3（1991）年10月以降の障害特約の発売、平成18（2006）年7月以降の3大疾病保障特約の発売などを経て、現在は団体保険の保有契約高の半分近くを占めている。また、平成5（1993）年1月以降、消費者信用市場の拡大にともない消費者信用団体生命保険も発売されたが、平成18（2006）年頃より債務者が知らないうちに保険に加入している、債権回収のために保険が不当に利用されているといった指摘がなされ、保有契約は減少の一途を辿っている。

この10年の保有契約高を見ると、団体保険全体ではほぼ横ばいであるが、総合福祉団体定期保険は約8%増加、団体信用生命保険は約9%増加しており、その一方で団体定期保険は約10%減少している。団体保険の種類別保有契約の推移は、以下のとおりである。

団体保険種類別保有契約の推移

(単位：万人、億円)

	総合福祉団体定期保険		団体定期保険		団体信用生命保険		消費者信用団体生命保険		その他の保険	
	被保険者数	金額	被保険者数	金額	被保険者数	金額	被保険者数	金額	被保険者数	金額
平成20年度	954	826,074	1,613	1,214,461	1,482	1,700,880	71	4,747	8	3,845
21年度	943	827,850	1,590	1,191,299	1,459	1,702,620	54	3,219	7	3,992
22年度	919	832,165	1,597	1,178,539	1,443	1,696,671	42	2,165	7	3,835
23年度	908	837,832	1,570	1,160,159	1,433	1,698,303	33	1,523	7	3,688

24年度	901	847,085	1,551	1,141,320	1,427	1,706,218	27	1,214	9	3,545
25年度	924	855,568	1,557	1,127,852	1,414	1,723,254	24	1,104	12	3,411
26年度	926	869,791	1,539	1,114,728	1,412	1,740,681	23	1,150	14	3,281
27年度	939	879,998	1,485	1,100,498	1,409	1,765,067	22	1,194	16	3,171
28年度	952	888,828	1,488	1,094,085	1,401	1,804,101	21	1,174	20	3,050
29年度	971	895,664	1,591	1,089,168	1,409	1,847,070	20	1,055	23	2,966

(注)「その他の保険」は、団体終身保険、団体養老保険、心身障害者扶養者生命保険を合算したもの

(2) 団体定期保険等の動向

①共同取扱契約における非幹事会社の商品認可簡素化

団体保険では、複数の生命保険会社で引受けを行う共同取扱を実施する場合があるが、これまでは共同取扱契約に参画するため、特約および保険料計算方法等の新設・変更を行う場合は、その都度の認可申請・届出が必要であった。

平成28(2016)年2月1日付で「保険会社向けの総合的な監督指針」の「IV 保険商品審査上の留意点」が改正され、非幹事会社として引受ける共同取扱契約等の保険商品に限り、所定の条件を満たす場合には、その都度の認可申請・届出を不要とする取扱いが規定された。

所定の条件について主なものを列挙すると、以下のとおりである。

- a. 事業方法書に対象となる保険商品を定めていること
- b. 同種の保険種類の認可を受ける等、引受審査および収益管理を行う体制を整備していること。
また、幹事会社が保険金支払を行えない場合には幹事会社に代わって保険金支払を行うことができる体制を整備していること
- c. 商品認可申請をしないうで新設・変更した特約を、非幹事契約以外の保険契約で引受けることを防止する体制を整備していること
- d. 事業方法書に以下の記載があること
 - ・非幹事契約を引受ける場合に限ること
 - ・保険契約者からの求めに応じ、保険金の支払事由、免責事由、被保険者の範囲、保険期間等の契約条件が、幹事会社と同一の非幹事契約を引受ける場合に限ること
- e. 事業方法書等の審査基準および当該保険契約の趣旨・目的の範囲内で、特約の新設・変更を行うこと

②団体保険における団体要件の弾力化

団体要件について、これまで、例えば一契約の最低被保険者数および最高保険金額倍数（最低保険金額に対する最高保険金額の倍数）を定めるよう規定されており、また、任意加入方式の団体定期保険では最低被保険者数と加入率（被保険者数/有資格者数）を適切に設定するよう規定されていた。

そのなかで、任意加入方式の団体定期保険については、加入率が未達となる団体も少なからず認められる等の状況であったため、顧客の団体定期保険ニーズへの対応、良質な商品・サービスによる健全な競争の確保の観点から、金融庁にて団体要件のあり方が検討され、その過程で、平成27(2015)年

11月に当協会あてに任意加入方式の団体定期保険に係る生命保険会社各社へのアンケートが実施された。

当該アンケート結果を踏まえ、団体要件を引き続き定めることの有効性は認めつつ、商品特性、募集管理態勢および契約管理態勢、保険引受やリスク管理の状況等に照らしモラルリスクの排除や保険収支の安定等のため必要がある場合、適切に定めることも許容されるものとして、平成28（2016）年8月12日付で「保険会社向けの総合的な監督指針」の「Ⅳ 保険商品審査上の留意点」が改正され、団体保険における団体要件についての規定が変更された。

（3）住宅金融支援機構団体信用生命保険の動向

昭和55（1980）年10月1日に、財団法人公庫住宅融資保証協会を契約者および保険金受取人とし、住宅金融公庫融資利用者を被保険者とする公庫団体信用生命保険特約制度（以下、公庫団信制度という）が発足した。

公庫団信制度は制度発足以来順調に進展し、保有契約高は、制度創設21年目を迎えた平成12（2000）年度にはピークである459万件、62.6兆円に達した。その後、平成13（2001）年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」により、公庫は、平成14（2002）年度から（直接）融資業務を段階的に縮小し、5年以内に廃止されることが決定された。当該合理化計画の趣旨を踏まえ、平成15（2003）年10月に民間住宅ローン債権の証券化支援事業が開始され、直接融資に代わり、当該証券化支援事業が公庫の主要業務として位置づけられることになった。

この証券化支援事業の開始にあわせて、同年10月より公庫（機構）買取型ローンへの団信付保が開始されたが、平成19（2007）年4月1日付で公庫および保証協会の権利義務が、新たに設立された独立行政法人住宅金融支援機構に承継されたこととともない、公庫団信制度の契約者および保険金受取人は機構となり、「公庫団信制度」は「機構団信制度」に改称された。

同年4月には機構買取型ローンの団信に、平成20（2008）年4月には機構直接融資の団信に3大疾病保障特約が付加されることとなった。

その後、この10年の間に制度面においては、

- ・東日本大震災に関する特例措置の実施
- ・平成24（2012）年10月1日付で適用約款の切り替え
- ・平成25（2013）年7月から「特約料」の返納制度の取扱い開始
- ・平成27（2015）年1月から「特約料」のクレジットカード払いの取扱い開始
- ・平成27（2015）年10月から3大疾病保障特約の3大疾病保険金の支払いに関する特則が適用

等が実施されたが、機構団信制度の保有契約高は平成14（2002）年度以降急速に減少を続け、平成28（2016）年度末には133万件、16.2兆円となった。

このような環境変化のなか、これまでの機構（公庫）団信制度では、団信の加入に必要な費用は「特約料」として、住宅ローンの月々の返済金とは別に毎年1年分をまとめて支払うことが必要だったが、平成29（2017）年10月より「特約料」が月々の返済金に組み込まれることとなった。

この制度改正にあわせて保障内容の見直しも行われ、同月の新規借入申込者から高度障害が保障対象外となり、死亡保障・身体障害保障の「新機構団信制度」または、死亡保障・身体障害保障・3大疾病保障・介護保障の「新3大疾病付機構団信制度」の取扱いが開始された。

機構団体信用生命保険制度の契約状況推移 (単位：千件、百万円)

	機構団信		新機構団信	
	件数	金額	件数	金額
平成9年度	4,702	56,959,722	—	—
12年度	4,598	62,616,126	—	—
14年度	4,169	57,263,550	—	—
19年度	2,864	34,143,054	—	—
24年度	1,813	20,991,340	—	—
29年度	1,241	15,394,454	18	494

(注) 機構団信には3大疾病付機構団信、新機構団信には新3大疾病付機構団信を含む

本団信契約の共同引受会社は、制度発足時当協会加盟22社によりスタートし、平成29(2017)年度は16社となった。

4. 企業年金分野の動向

(1) 概要

適格退職年金および厚生年金基金は長く企業年金制度の中心的な役割を担ってきたが、バブル崩壊後の資産運用環境の悪化等により巨額の積立不足が発生し、適格退職年金の解約や厚生年金基金の解散が増加していった。平成13(2001)年3月期から、退職一時金や企業年金を含めた退職給付債務の開示を義務づける退職給付会計基準が導入されたことで、厚生年金基金では国に代わって厚生年金の一部を運営する代行部分も含めた積立不足を開示する必要があったため、代行返上論が高まっていった。

このような代行返上論に加え、受給権保護の観点からも新たな企業年金法の制定が検討され、「積立義務」「受託者責任」「情報開示」等受給権保護のための措置が取られた確定給付企業年金法が平成14(2002)年4月より施行された。同法の施行により受給権保護が十分でない適格退職年金は平成24(2012)年3月をもって廃止とされ、厚生年金基金については、代行部分を返上し代行を行わない確定給付企業年金への移行が認められた。生命保険会社各社は、確定給付企業年金制度向け商品として、「規約型」および「基金型」のいずれも対応可能な確定給付企業年金保険を開発し、平成14(2002)年4月1日から発売した。また、適格退職年金からの移行も可能であった。

さらに、この確定給付企業年金法の施行から半年遡る平成13(2001)年10月には、雇用の流動化や企業の従業員等の老後の所得保障に関する自助努力を支援するという観点から、企業または個人が拠出した資金を原資として個人が自己責任で運用する確定拠出年金の創設を図る確定拠出年金法が施行された。厚生年金基金や確定給付企業年金が、加入した期間や給与等に基づいてあらかじめ給付額が定められている確定給付年金と呼ばれているのに対し、確定拠出年金は、あらかじめ拠出する掛金が定められており、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用益との合計額をもとに給付額が決定される年金であり、モデルとなった米国の401kプランにちなみ、いわゆる日本版401kとも呼ばれている。確定拠出年金には、事業主がその従業員を対象者として実施する「企業型」

と国民年金基金連合会が基本的に公的年金制度に加入している60歳未満のすべての国民を対象者として実施する「個人型」がある。生命保険会社各社は、確定拠出年金事業参入のため平成13（2001）年10月1日から確定拠出年金制度向け商品を発売した。

確定給付企業年金、確定拠出年金については随時制度の見直しが行われた。確定給付企業年金では、平成17（2005）年10月にポータビリティ（制度間の資産移換）の拡充、平成21（2009）年3月に給付設計の弾力化、平成23（2011）年8月に退職時年金支給の年齢要件の緩和等、確定拠出年金では、平成16（2004）年10月、平成22（2010）年10月および平成26（2014）年10月に拠出限度額の引上げがなされたほか、平成23（2011）年8月に投資教育の継続的実施の明確化、平成24（2012）年1月に事業主が拠出する掛金に上乘せして従業員が掛金を拠出できるマッチング拠出の導入、平成26（2014）年1月に資格喪失年齢の引上げおよび中途脱退要件の緩和等が行われた。その後、平成26（2014）年9月から平成27（2015）年1月にかけての社会保障審議会企業年金部会における企業年金制度見直しに関する議論を経て、平成28（2016）年6月に改正確定拠出年金法が公布（施行期日については後述）され、平成29（2017）年1月に確定給付企業年金法に関わる改正政省令、告示、改正通知等が施行され、それぞれの制度の改善が図られた。

厚生年金基金については、平成17（2005）年4月に3年の時限措置として解散時の最低責任準備金の分割納付や納付額の減額を認める特例解散制度の導入、積立水準の著しく低い基金を厚生労働大臣が指定して重点的に指導することで健全化を図る指定基金制度の導入、同年10月にポータビリティ（制度間の資産移換）の拡充等の制度改正が行われ安定化が図られた。しかし、サブプライム・ローン問題やリーマン・ショックもあり、基金の保有資産が代行部分に満たない、いわゆる「代行割れ」基金が大幅に増加したこと等を背景に、平成26（2014）年4月に改正厚生年金保険法（改正内容は後述）が施行され、他の企業年金制度への移行が促進されることとなった。

生命保険会社による受託状況推移

（単位：件、億円、万人）

	確定給付企業年金			確定拠出年金（企業型）		厚生年金基金		
	受託件数	資産残高	加入者数	受託件数	加入者数	受託件数	資産残高	加入者数
平成20年度末	3,173	73,745	153	775	63	145	23,325	77
21年度末	4,779	85,748	188	833	69	140	24,633	74
22年度末	6,482	99,545	229	889	75	138	24,159	73
23年度末	10,741	114,872	263	979	84	132	23,589	66
24年度末	10,455	121,706	262	991	84	127	23,732	63
25年度末	10,096	130,459	256	1,039	87	118	23,418	58
26年度末	9,733	139,227	253	1,083	93	96	19,970	49
27年度末	9,551	147,883	257	1,137	97	49	14,610	28
28年度末	9,379	150,620	268	1,204	103	17	11,471	9
29年度末	9,137	156,561	275	1,328	112	5	9,559	3

（注）確定給付企業年金および厚生年金基金の受託件数および加入者数は生命保険会社が単独・（総）幹事である契約の合計、資産残高は単独・（総）幹事・副幹事・非幹事である契約の合計。確定拠出年金（企業型）の受託件数および加入者数は生命保険会社が受託した契約の合計。受託件数は規約単位で計上（複数の事業主が共同で1規約を実施する確定拠出年金（企業型）は1件とカウント）。

(2) 厚生年金基金制度の動向

① AIJ投資顧問による年金資産消失事件

厚生年金基金制度は昭和41（1966）年に発足し、高度経済成長を背景に、公的年金である厚生年金保険制度の一部を代行運営するための原資である代行資産によるスケールメリットを生かした運用などを推進力に発展してきた。

しかし、バブル崩壊後の日本経済の長期低迷のなかサブプライム・ローン問題やリーマン・ショックもあり、代行資産を活用した運用が利差益から利差損に転じ、「代行割れ」が構造化していった。

こうした状況のなか、平成24（2012）年2月に発覚したAIJ事件（AIJ投資顧問が厚生年金基金等から預かった資産の運用に失敗、ほとんどを消失させ、長期にわたって高い運用収益をあげているとの虚偽の報告書を作成していた事件）を契機として、厚生年金基金制度の代行割れ問題がクローズアップされた。

② 「厚生年金基金制度の見直しについて（試案）」に関する意見を厚生労働省が公表

社会保障審議会年金部会は、代行制度をはじめとする厚生年金基金制度の今後のあり方を検討するため、平成24（2012）年10月24日付で「厚生年金基金制度に関する専門委員会」（以下、専門委員会という）を設置した。

専門委員会は、厚生年金基金制度の見直しに関する厚生労働省試案（以下、試案という）について、「代行割れ問題への対応」「持続可能な企業年金の在り方」「代行制度の在り方」の各論点に沿って、7回にわたり審議を行った。そのなかで、当協会は、持続可能な企業年金の実現に向けて中小企業で実施可能な企業年金等について意見を提出した。専門委員会は、審議内容を踏まえて試案に対する意見をとりまとめ、平成25（2013）年2月8日付で公表した。意見のポイントは以下のとおりである。

a. 特例解散制度の見直しによる「代行割れ問題」への対応

- ・代行割れ基金の解散に当たっては、厚生年金本体の財政に影響を及ぼすことは回避すべきとの観点から、現行の特例解散制度の基本的な枠組みを維持するという試案の基本的な考え方は妥当
- ・代行割れ基金の母体企業の大半が不況業種に属する中小企業であることから、厳しい経営環境にも配慮が必要であり、現行の特例解散制度について、母体企業の円滑な資金調達を支援する観点からの見直しを行うことは止むを得ない。
- ・特例措置の拡大には反対であり、現行特例解散で認められている以上の減額措置は講ずべきではない。仮に拡大を行うとした場合でも納付期間の延長にとどめるべき。特例解散制度は5年間の時限をもって終了させ、再び導入することのないようにすべき。

b. 企業年金の持続可能性を高めるための施策の推進

- ・基金から他の企業年金制度等への移行に関しては、基金の母体企業の大半が中小企業であることに鑑み、中小企業が導入しやすい仕組みへと現行制度を改善していく必要がある。手続の簡素化など実務面でも中小企業の労使双方にとって企業年金を作りやすい環境づくりを進めていくことも重要
- ・今後、公的年金と私的年金（企業年金、個人年金等）との役割分担について議論を進めてい

くべき。

c. 代行制度の見直し

- ・「基金の新設を制度的にも停止するなど代行制度を段階的に縮小する」とともに、「財政状況が健全な基金は他の企業年金制度へ移行」させつつ、「10年間の移行期間を経て代行制度を廃止する」という方向性は妥当であるという意見でほぼ一致
- ・一方、一定の基準に届かない基金は解散命令を使ってでも解散させつつ、基準を満たす健全な基金については存続させてもよいのではないかという意見もあり。

③「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の施行

その後、厚生労働省は、専門委員会の意見を踏まえた厚生年金基金制度の見直し案を社会保障審議会年金部会へ報告し、また与党とも調整のうえ法案化の作業を進めていき、法案は平成25（2013）年4月12日第183回国会へ提出。各方面での議論を経たうえで、可決・成立、同年6月に「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が公布され、平成26（2014）年4月に施行された。

(3) 企業年金制度等の見直しに関する議論

確定給付企業年金制度および確定拠出年金制度の創設以降、両制度とも着実に加入者を伸ばし、企業年金制度のなかで中心的な位置を占めるに至る一方、適格退職年金制度が廃止されるとともに、厚生年金基金制度も抜本的な見直しが行われその役割が大幅に縮小されることとなった。こうした企業年金をめぐる状況の変化や働き方の多様化が進むなどの社会情勢の変化を踏まえ、個々人のライフスタイルにあわせた老後の生活設計を支える仕組みとしての企業年金制度等のあり方を求めて、平成26（2014）年6月から平成27（2015）年1月にかけて、社会保障審議会企業年金部会において企業年金制度等の見直しに関する議論が行われ、平成27（2015）年1月16日に「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」がまとめられた。議論の過程で、当協会は、企業年金制度における自由な制度設計や事業主による任意での追加拠出、公的年金を補完する個人年金保険の有効性についての意見を提出した。「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」の概要は以下のとおりである。

①企業年金制度等の普及・拡大に向けた見直しの方向性

a. 中小企業向けの取組み

- ・〈確定拠出年金〉投資教育の共同実施、簡易型確定拠出年金の創設、個人型確定拠出年金への小規模事業主掛金納付制度の創設
- ・〈確定給付企業年金〉受託保証型確定給付企業年金の手続要件の緩和

b. ライフコースの多様化への対応

- ・個人型確定拠出年金の加入対象拡大（第3号被保険者・企業年金加入者・公務員共済等加入者）
- ・ポータビリティ（制度間の資産移換）の拡充

c. 確定拠出年金の運用改善の促進

- ・加入者の投資知識等の向上（継続投資教育の努力義務化、基準の明確化等）

- ・運用商品提供数の見直し促進（一定の範囲内に商品提供数を抑制）
- ・長期の年金運用として適切な運用方法の促進（分散投資をうながすための商品提供規制の見直し、あらかじめ定められた運用方法に関する規定の整備）
- d. 企業年金のガバナンス
 - ・組織・行為準則（資産運用委員会の設置促進等）
 - ・監査（総合型確定給付企業年金基金における公認会計士等の外部の専門家による監査の活用）
 - ・資産運用ルール（確定給付企業年金の資産運用について、厚生年金基金のルールを参考に見直し）
 - ・加入者への情報開示（運用基本方針・運用利回り等の開示）
- e. その他
 - ・確定拠出年金の拠出規制単位の年単位化、手続緩和、手数料の見直し等
 - ・確定給付企業年金の拠出弾力化（事前積立に係る掛金拠出、積立不足を解消するための柔軟な掛金拠出）
 - ・個人型確定拠出年金の普及・促進（広報の充実、商品・サービスに関する情報提供等）
- ②企業年金制度等の普及・拡大に向けた今後の検討課題
 - a. 企業年金制度における拠出時・給付時の仕組みのあり方
 - ・拠出限度額、中途引き出し、加入可能年齢、支給開始年齢および給付方法等について、「年金」としての原則を踏まえつつ、「退職金」としての役割を担うという現状も念頭に引き続き検討
 - b. 企業年金制度に関する税制のあり方
 - ・積立金に対する特別法人税の撤廃を含めた拠出時・運用時・給付時全体の課税のあり方について検討

(4) 確定拠出年金法改正および確定給付企業年金法施行令等の改正

①確定拠出年金法の改正

社会保障審議会企業年金部会での議論をうけて、平成27（2015）年4月3日に確定拠出年金法改正を柱とする法案が閣議決定、同日第189回国会へ提出された。

各方面での議論を経たうえで、平成28（2016）年5月に可決・成立、平成28（2016）年6月に「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」が公布された。当該法律の概要は以下のとおりである。

- a. 企業年金の普及・拡大
 - (a) 事務負担等により企業年金の実施が困難な中小企業（従業員100人以下）を対象に、設立手続等を大幅に緩和した「簡易型確定拠出年金制度」を創設
 - (b) 中小企業（従業員100人以下）に限り、個人型確定拠出年金に加入する従業員の拠出に追加して事業主拠出を可能とする「個人型確定拠出年金への小規模事業主掛金納付制度」を創設
 - (c) 確定拠出年金の拠出規制単位を月単位から年単位とする。
- b. ライフコースの多様化への対応

- (a) 個人型確定拠出年金について、第3号被保険者や企業年金加入者（企業型確定拠出年金加入者については規約に定めた場合に限る）、公務員等共済加入者も加入可能とする。
 - (b) 確定拠出年金から確定給付企業年金等へ年金資産の持ち運び（ポータビリティ）を拡充
 - c. 確定拠出年金の運用の改善
 - (a) 運用商品を選択しやすいよう、継続投資教育の努力義務化や運用商品数の抑制等を行う。
 - (b) あらかじめ定められた指定運用方法に関する規定の整備を行うとともに、指定運用方法として分散投資効果が期待できる商品設定をうながす措置を講じる。
 - d. その他
 - ・企業年金の手続簡素化や国民年金基金連合会の広報業務の追加等の措置を講じる。
- また、施行期日は以下のとおりである。
- ・ b (a)、dは平成29（2017）年1月1日（dの一部は平成28（2016）年7月1日）
 - ・ a (c) は平成30（2018）年1月1日
 - ・ a (a) (b)、b (b)、cは平成30（2018）年5月1日

②確定拠出年金普及・推進協議会の設立

確定拠出年金法の改正により、個人型確定拠出年金は、平成29（2017）年1月より、加入者範囲が拡大され、基本的にすべての国民が加入できるようになった。これにより、生涯にわたって切れ目なく老後に向けた更なる自助努力が可能となったが、個人型確定拠出年金が国民に広く利用されるようになるためには、認知度を高めていくとともに利便性を向上させる必要があった。そのため、制度の実施主体である国民年金基金連合会と制度の担い手である金融機関が連携し、個人型確定拠出年金の普及推進等を図ることを目的として、平成28（2016）年7月26日、確定拠出年金普及・推進協議会が設置された。当協会から根岸秋男協会長が同協議会の委員となった。

その後、同協議会は同年9月に個人型確定拠出年金の愛称を「iDeCo（イデコ）」に決定、傘下に幹事会や広報実行委員会を設置して、平成29（2017）年3月には「iDeCo体験シンポジウム」を開催するなど、多面的に広報活動を実施している。

③確定給付企業年金法施行令の改正

確定給付企業年金の改善については、社会保障審議会企業年金部会での平成27（2015）年1月の整理以降も継続して議論され、当協会も制度改正に賛同する旨の意見提出を行った。平成27（2015）年9月の企業年金部会で概要が提示され、平成28（2016）年5月からのパブリックコメントの実施を経て、同年12月に確定給付企業年金法施行令の改正が行われ、平成29（2017）年1月に施行された。当該改正の概要は以下のとおりである。

- a. 弾力的な掛金拠出の仕組み
 - ・ 現行の確定給付企業年金制度では、積立不足が生じた時に事業主に追加の掛金負担が生じるため、不況期等の掛金増加につながらないようにあらかじめ将来発生するリスクを測定し、平常時に労使合意による一定の範囲内で追加掛金（リスク対応掛金）を拠出できる仕組みを導入する。

- ・「積立金+掛金収入現価」が、「給付現価～給付現価+財政悪化リスク相当額（注）」の範囲内にある限りは財政均衡にあるとし、掛金の額が景気循環の影響を受けにくい安定的な運営を可能とする。

(注) 簡易型確定給付企業年金・受託保証型確定給付企業年金を除くすべての確定給付企業年金で、将来発生するリスクを財政悪化リスク相当額として算定しなければならない。平成30（2018）年1月1日以降に計算基準日を迎える財政再計算より適用。施行令改正前のパブリックコメントにおいて当協会等が提出した意見を踏まえ、平成29（2017）年12月31日までを計算基準日として行う財政再計算については算定は任意となった。

b. 柔軟で弾力的な給付設計

- ・運用等のリスクは、確定給付企業年金では事業主に偏る一方で確定拠出年金では加入者に偏る構造となっており、リスクの偏りをなくするために確定給付企業年金と確定拠出年金の中間的な仕組みが必要である。
- ・リスク対応掛金拠出の仕組みを活用し、事業主は将来の財政悪化に備えて追加掛金の拠出を行う（事業主のリスク負担）一方で、掛金を固定し、実際に財政悪化した時は、受給者も含めて給付を抑制する（加入者等のリスク負担）ことにより、事業主と加入者等でリスクを分担するリスク分担型企業年金を導入する。
- ・リスク分担型企業年金は、運用の結果により加入者および受給者の給付が調整される可能性があることから、制度開始時の意思決定に加えて制度実施後も加入者等が適切に意思決定に参画できる仕組みを設ける（加入者代表が参画する委員会を設置して運用方針等に対して加入者代表が意見を述べる機会を与える、その運用方針どおりに運用されていることを確認する観点から加入者代表が運用実績の詳細等について確認できるようにする、受給者への業務概況の周知について義務化する、等）。

なお、リスク分担型企業年金に関する会計処理については、企業会計基準委員会より平成28（2016）年12月に「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」等が公表され、会計上は確定拠出制度に分類され退職給付債務の認識は不要と整理された。

5. 財形保険分野の動向

勤労者の財産形成を促進する勤労者財産形成促進制度（以下、財形制度という）は、昭和46（1971）年に成立した勤労者財産形成促進法（以下、財形法という）に基づき、昭和47（1972）年1月に発令した。昭和50（1975）年の財形法の改正により生命保険会社は「財産形成貯蓄保険」等を発売することで財形制度のうちの財形貯蓄制度に参入し、以降、日本経済が安定成長期にあったこともあり生命保険会社各社は着実に販売実績を伸ばした。その後、バブル経済の崩壊を機に、完全失業率の上昇や企業倒産件数の増加、勤労者世帯の家計収入の減少等、勤労者を取り巻く社会や経済環境の大きな変化を受け、財形非課税限度額の引上げや財形法の改正等によるさまざまな制度改善が行われたが、財形制度の利用者は伸び悩み、財形貯蓄制度では、契約件数は平成元（1989）年、貯蓄残高は平成12（2000）年をピークに減少傾向が続いている。生命保険会社の契約件数・貯蓄残高も、それぞれ平成8（1996）年、平成12（2000）年度をピークに減少し、平成29（2017）年度には契約件数はピーク時の約32%、

貯蓄残高はピーク時の約73%となっている。この10年で見ても、契約件数は約33%、貯蓄残高は約14%減少している。

こうした状況を背景に、引き続き制度の改善を図るべく以下の改正が実施された。

- ・平成20（2008）年4月には、財形法施行令の一部改正等により、財形住宅貯蓄の適格払出し（払い出す際に利子等が非課税）となる増改築等の範囲に、エネルギーの使用の合理化に資する修繕または模様替え（いわゆる省エネ改修工事）が加えられた。
- ・平成27（2015）年4月には、平成26（2014）年度税制改正により、財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄において育児休業等取得にともなう預入中断期間の特例措置が拡充された。平成25（2013）年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において「女性が活躍できる環境整備を推進する」と位置づけられたことをうけたもので、それまでは非課税措置が継続される預入中断期間は2年までとされていたが、子が3歳に達するまでの育児休業等期間中については非課税措置が適用されることとなった。
- ・平成29（2017）年4月には、平成29（2017）年度税制改正により、財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄における本来の目的（年金、住宅購入等）以外の払出しについて、非課税特例の範囲が拡充された。近年の災害の頻発を踏まえて災害への税制上の対応の規定を常設化するもので、対象は財形年金貯蓄から財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄へ拡大され、非課税払出しの理由は「災害、疾病その他これらに類する事情が生じた場合」から以下①～⑤へ変更された。

- ①本人または生計を一にする親族が所有する家屋が災害等による被害を受けた場合
- ②本人または生計を一にする親族に対して支払った医療費の年間合計額が200万円を超えた場合
- ③本人が所得税法上の一定の寡婦または寡夫に該当することとなった場合
- ④本人が所得税法上の特別障がい者に該当することとなった場合
- ⑤本人が雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者に該当することとなった場合

また、上記①～⑤の理由で、平成28（2016）年4月1日から平成29（2017）年3月31日までの間に財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄の払出しを行った者は、平成30（2018）年3月31日までに所得税および地方税の還付請求をすることができることとされた。

その他、独立行政法人に係る改革により、平成23（2011）年10月に財形制度の事業運営をしていた独立行政法人雇用・能力開発機構が廃止され、財形制度の事業運営は独立行政法人勤労者退職金共済機構に移管された。

生命保険会社の契約件数および貯蓄残高 (単位：件、百万円)

	財形貯蓄（一般）		財形年金貯蓄		財形住宅貯蓄		合計	
	契約件数	貯蓄残高	契約件数	貯蓄残高	契約件数	貯蓄残高	契約件数	貯蓄残高
平成20年度末	444,162	926,661	238,633	553,502	68,689	193,918	751,484	1,674,082
21年度末	421,496	923,540	230,002	531,122	62,656	180,860	714,154	1,635,523
22年度末	403,495	928,636	222,365	509,394	57,813	169,539	683,673	1,607,570
23年度末	385,846	934,182	214,712	487,320	53,160	159,216	653,718	1,580,720

24年度末	369,199	933,187	207,312	465,420	48,951	148,119	625,462	1,546,727
25年度末	353,452	936,532	199,507	444,202	45,088	137,243	598,047	1,517,979
26年度末	340,052	945,285	192,018	423,651	41,757	128,128	573,827	1,497,065
27年度末	326,641	952,571	185,235	403,528	38,680	119,803	550,556	1,475,903
28年度末	314,231	962,690	177,840	384,148	35,950	112,678	528,021	1,459,517
29年度末	301,993	974,268	169,880	365,955	33,365	105,862	505,238	1,446,085

第9章 生命保険会社の資産運用等をめぐる対応

1. 資産の規模と資産運用をめぐる動向

生命保険会社の総資産は平成21（2009）年度以降、6年連続で増加するなど順調に推移していたが、平成27（2015）年度は前年度比99.97%となり、7年ぶりに減少に転じた。その後は、平成28（2016）年度、平成29（2017）年度と2年連続で増加した。

資産運用収益を見ると、平成22（2010）年度は、東日本大震災による株価の下落により、特別勘定資産運用益が減少したことなどから、対前年比75.3%と減少したが、その後増加傾向となり、平成24（2012）年には、新政権による財政・金融政策への期待感による株価の上昇にともない、対前年比145.4%と増加した。平成27（2015）年度以降は、低金利の環境のなか、特別勘定資産運用益が減少したことなどから、平成27（2015）年度は、対前年度比67.4%の減少となったが、その後2年連続で増加している。

資産の内訳を見ると、有価証券は昭和50（1975）年度以降増加傾向を示し、昭和61（1986）年度には構成比で4割台に乗せて以降、貸付金に代わって構成比で首位となっている。その後も国債および外国証券などの増加により大幅増となり、平成29（2017）年度には313兆7,466億円と総資産の82.3%を占めるまでに至っている。特に外国証券については、近年、国内金利が低位で推移したことから資金配分が進み、平成20（2008）年度には40兆361億円、構成比で12.8%であったものが、平成29（2017）年度には88兆9,987億円・構成比23.3%となっている。

他方、一般貸付を主とする貸付金は減少傾向を示しており、平成20（2008）年度には51兆1,180億円、構成比で16.4%であったものが、平成29（2017）年度には32兆9,731億円と大幅に減少し、構成比でも8.6%に低下している。また、不動産等の有形固定資産は緩やかな低下傾向を示し、平成29（2017）年度は5兆9,937億円・構成比1.6%となっている。

総資産と資産運用収益 (単位：億円、%)

	総資産	対前年比	資産運用収益	対前年比
平成20年度	3,117,200	95.5	75,487	112.1
21年度	3,183,802	102.1	102,027	135.2
22年度	3,206,911	100.7	76,792	75.3
23年度	3,269,528	102.0	81,394	106.0
24年度	3,449,981	105.5	118,353	145.4
25年度	3,505,826	101.6	113,263	95.7
26年度	3,672,552	104.8	123,107	108.7
27年度	3,671,678	100.0*	82,914	67.4
28年度	3,755,051	102.3	90,782	109.5
29年度	3,812,751	101.5	94,614	104.2

* 正確には99.97%

資産の内訳および推移

(単位：億円、%)

	現金及び 預貯金		コール ローン		買入金銭 債権		金銭の 信託		有価証券	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
平成20年度	50,268	1.6	27,807	0.9	33,661	1.1	25,887	0.8	2,302,088	73.9
21年度	49,951	1.6	21,392	0.7	31,970	1.0	22,051	0.7	2,441,501	76.7
22年度	56,559	1.8	20,096	0.6	30,457	0.9	20,711	0.6	2,479,809	77.3
23年度	35,155	1.1	25,093	0.8	28,894	0.9	20,144	0.6	2,575,603	78.8
24年度	35,749	1.0	27,668	0.8	30,253	0.9	20,559	0.6	2,782,448	80.7
25年度	44,167	1.3	26,697	0.8	25,858	0.7	24,591	0.7	2,850,317	81.3
26年度	56,080	1.5	36,729	1.0	27,908	0.8	33,325	0.9	2,994,295	81.5
27年度	74,584	2.0	12,809	0.3	24,571	0.7	37,013	1.0	3,005,235	81.8
28年度	75,349	2.0	12,010	0.3	16,335	0.4	45,438	1.2	3,097,144	82.5
29年度	80,295	2.1	15,941	0.4	17,205	0.5	55,907	1.5	3,137,466	82.3

	有価証券									
	国債		地方債		社債		株式		外国証券	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
平成20年度	1,238,909	39.7	98,160	3.1	274,568	8.8	156,318	5.0	400,361	12.8
21年度	1,279,887	40.2	109,678	3.4	264,538	8.3	186,618	5.9	429,571	13.5
22年度	1,323,987	41.3	119,164	3.7	252,835	7.9	162,149	5.1	457,384	14.3
23年度	1,412,757	43.2	131,630	4.0	253,429	7.8	147,444	4.5	469,267	14.4
24年度	1,487,692	43.1	139,346	4.0	251,551	7.3	167,256	4.8	559,864	16.2
25年度	1,498,157	42.7	140,089	4.0	248,959	7.1	180,299	5.1	614,509	17.5
26年度	1,487,617	40.5	138,686	3.8	248,553	6.8	226,979	6.2	732,804	20.0
27年度	1,485,684	40.5	135,178	3.7	253,634	6.9	198,130	5.4	786,531	21.4
28年度	1,485,538	39.6	129,821	3.5	258,242	6.9	215,146	5.7	851,974	22.7
29年度	1,473,650	38.7	120,817	3.2	261,876	6.9	231,820	6.1	889,987	23.3

	貸付金		一般貸付		保険約款 貸付		有形固定 資産	
		構成比		構成比		構成比		構成比
平成20年度	511,180	16.4	474,176	15.2	37,003	1.2	66,037	2.1
21年度	468,914	14.7	433,143	13.6	35,771	1.1	67,205	2.1
22年度	438,771	13.7	404,238	12.6	34,533	1.1	66,908	2.1
23年度	421,738	12.9	388,587	11.9	33,151	1.0	65,138	2.0
24年度	402,446	11.7	370,394	10.7	32,051	0.9	63,747	1.8
25年度	380,992	10.9	349,649	10.0	31,342	0.9	62,372	1.8
26年度	368,103	10.0	337,412	9.2	30,690	0.8	62,410	1.7
27年度	349,869	9.5	319,852	8.7	30,016	0.8	61,571	1.7
28年度	340,714	9.1	311,328	8.3	29,386	0.8	60,273	1.6
29年度	329,731	8.6	300,838	7.9	28,892	0.8	59,937	1.6

2. スチュワードシップ・コードの策定と受入金融機関

(1) スチュワードシップ・コードの策定

「日本再興戦略」（平成25（2013）年6月14日閣議決定）において「企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い範囲の機関投資家が企業との建設的な対話を行い、適切に受託者責任を果たすための原則について、我が国の市場経済システムに関する経済財政諮問会議の議論も踏まえながら検討を進め、年内に取りまとめる」とされたことをうけ、民間有識者の知見をいかしつつ、機関投資家が適切に受託者責任を果たすための原則を策定することを目的として「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（当協会からは財務委員長が参加）が開催されることとなった。平成25（2013）年12月26日、「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」において、日本版スチュワードシップ・コードの素案がとりまとめられ、金融庁より、『「責任ある機関投資家」の諸原則（案）《日本版スチュワードシップ・コード》～投資と対話を通じて企業の持続的な成長を促すために～」が公表され、パブリックコメントに付された。平成26（2014）年2月26日、「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」において、パブリックコメントを踏まえた日本版スチュワードシップ・コード最終版が確定した。

スチュワードシップ・コードは、機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的な成長をうながすことにより、顧客や受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任を果たすに当たり、有用と考えられる諸原則を定めており、いわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン」（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか）の手法を採用している。

その後、同コードについては「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において引き続き議論された。同会議において平成28（2016）年11月に「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方～企業の持続的な成長に向けた『建設的な対話』の充実のために～」と題する意見書がまとめられ、コーポレート・ガバナンス改革の形式から実質への深化を目的とした、同コードの改訂が提言された。

意見書をうけ、平成29（2017）年1月には、「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（当協会からは財務委員長が参加）が立ち上げられ、同コードの改訂に係る検討が行われた。その後の検討会やパブリックコメント等での議論を反映させ、同年5月に「スチュワードシップ・コード（改訂版）」の確定が発表された。

改訂版においては、意見書にて提言がなされた「アセットオーナーによる実効的なチェック」、「運用機関のガバナンス・利益相反管理等」、「パッシブ運用における対話等」、「議決権行使結果の公表の充実」、「運用機関の自己評価」のほか、集团的エンゲージメントやESG要素についても新たにコードに盛り込まれた。

『「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》～投資と対話を通じて企業の持続的な成長を促すために～（改訂版）」についてはURL（<http://www.fsa.go.jp/news/29/singi/20170529.html>）参照。

このような動きがあるなか、当協会では同年7月より、株式価値向上ワーキング・グループにて、

生命保険会社のスチュワードシップ活動の質的向上に向けた取組みや、その対外発信を通じた、長期投資家としての生命保険会社のスチュワードシップ活動の取組み・スタンスに関する認知度向上を目的として、「スチュワードシップ活動を研究する運営」を新たに行うこととし、各生命保険会社におけるスチュワードシップ活動の取組みの共有、他業態の機関投資家・発行体企業との意見交換やワーキング・グループ参加会社による集团的エンゲージメントの検討等の活動が行われた。当研究運営の成果については、毎年公表している報告書「株式価値向上に向けた取組みについて」（「第2章6（3）株式価値向上に向けた取組み」参照）に特集として掲載され、平成30（2018）年4月に公表した。

（2）受入金融機関

金融庁では、『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～の受入れを表明した機関投資家のリストを、平成26（2014）年6月10日の第1回以降、3か月ごとに更新・公表してきた。なお、平成28（2016）年3月15日以降は、随時「受入れ表明」した機関投資家名をリストに掲載していくこととされている。

受入れを表明した機関投資家と、そのうち生命保険会社の数の推移は以下のとおりである。

公表時期	受入れ 機関投資家	うち生命保険会社（内訳）
平成26年6月10日	127社	14社（朝日生命、アクサ生命、大同生命、富国生命、フコクしんらい生命、かんぽ生命、マニユライフ生命、明治安田生命、三井生命、日本生命、ソニー生命、住友生命、太陽生命、第一生命）
26年9月2日	160社	17社（朝日生命、アクサ生命、大同生命、富国生命、フコクしんらい生命、かんぽ生命、マニユライフ生命、明治安田生命、メットライフ生命、三井生命、日本生命、ソニー生命、住友生命、太陽生命、第一生命、ジブラルタ生命、プルデンシャル生命）
27年12月11日	201社	18社（アフラック、朝日生命、アクサ生命、大同生命、富国生命、フコクしんらい生命、かんぽ生命、マニユライフ生命、明治安田生命、メットライフ生命、三井生命、日本生命、ソニー生命、住友生命、太陽生命、第一生命、ジブラルタ生命、プルデンシャル生命）

3. コーポレートガバナンス・コードの策定

OECDでは、平成10（1998）年4月27～28日のOECD閣僚理事会において、各国政府、その他の関連の国際機関および民間部門とともに、コーポレート・ガバナンスの基準や指針を一つにとりまとめた文書を策定すべきとの要請がなされたことをうけ、OECDコーポレート・ガバナンス原則が平成11（1999）年5月27日に策定された。

OECDコーポレート・ガバナンス原則は、株主の権利、株主の公正な取扱い、機関投資家・株式市場その他の仲介者などコーポレート・ガバナンスにおける利害関係者の役割、情報開示と透明性、取締役会の責任に関する指針を提供している。同原則に拘束力はないが、コーポレート・ガバナンスに係るグローバルスタンダードとして、国際的に参照されている。

OECDコーポレート・ガバナンス原則については、その後、平成16（2004）年4月22日に、企業会計不祥事の多発をうけ、機関投資家の議決権行使や利益相反管理に係る方針の開示、役員報酬に係る

方針に対する株主の意見表明、監査人の責任・独立性、内部告発者の保護等の項目が新たに追加された。また、平成27（2015）年9月5日には、世界金融危機やOECDによる各国制度・運用状況に関するレビュー結果をうけて、機関投資家の議決権行使実績の開示、非財務情報の開示等の項目が新たに追加された。

わが国では、『『日本再興戦略』改訂2014—未来への挑戦—』（平成26（2014）年6月24日閣議決定）において、「持続的成長に向けた企業の自律的な取組を促すため、東京証券取引所が、新たに『コーポレートガバナンス・コード』を策定する。上場企業に対して、当該コードにある原則を実施するか、実施しない場合はその理由の説明を求める」とされたことをうけ、民間有識者の知見をいかしつつ、コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方について提言を得ることを目的として、東京証券取引所と金融庁を共同事務局とする「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」が開催されることとなった。平成26（2014）年12月12日、「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」においてコーポレートガバナンス・コード原案がとりまとめられ、平成26（2014）年12月17日、金融庁より、「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方（案）《コーポレートガバナンス・コード原案》～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」が公表され、パブリックコメントに付された。平成27（2015）年3月5日には、パブリックコメントを踏まえた「コーポレートガバナンス・コード原案～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」が「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」において確定した。その後、東京証券取引所において、当該コード原案をうけ同取引所の有価証券上場規程の別添として「コーポレートガバナンス・コード」が策定され、同年6月1日から適用が開始された。

コーポレートガバナンス・コードは、会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえたうえで、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行う仕組みの実現に資する主要な原則が盛り込まれており、前述のOECD原則の趣旨が踏まえられている。また、コーポレートガバナンス・コードは、「攻めのガバナンス」の実現を目指すものであり、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることに主眼が置かれている。なお、コーポレートガバナンス・コードとスチュワードシップ・コードは、いわば「車の両輪」であり、両者が適切に相まって実効的なコーポレート・ガバナンスが実現されることが期待されている。「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方《コーポレートガバナンス・コード原案》」についてはURL（<http://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20150305-1.html>）参照。

なお、生命保険業界では、上場会社のみならず、非上場会社においても任意で同コードに対応する会社が出てきている。

その後、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」にて、平成29（2017）年10月以降、コーポレート・ガバナンス改革の進捗状況の検証が行われ、コーポレート・ガバナンス改革をより実質的なものへと深化させていくため、コーポレートガバナンス・コードの改訂を提言するとともに、スチュワードシップ・コードおよびコーポレートガバナンス・コードの実効的な「コンプライ・オア・エクスプレイン」をうながすため、コードの改訂にあわせ、機関投資家と企業の対話において重点的に議論することが期待される事項をとりまとめた「投資家と企業の対話ガイドライン」の策定を行うことが提言された。平成30（2018）年6月1日、同提言に沿って、

東京証券取引所においてコーポレートガバナンス・コードの改訂が行われ、「政策保有株式の縮減方針」、「CEOの選解任の手続き」、「取締役会における多様性の確保」などが明記された。また、金融庁において当該ガイドラインの策定を行うこととし、同庁にて当該ガイドライン案について広く意見募集が行われた後、平成30（2018）年6月1日に当該ガイドラインが確定、両コードの附属文書として位置づけられた。

上記のコーポレートガバナンス・コードの改訂版については、URL (<https://www.jpx.co.jp/news/1020/20180601.html>)、確定した当該ガイドラインについては、URL (<https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20180601.html>) 参照。

第10章 生命保険税制の拡充要望と税制の動き

1. 生命保険料控除制度をめぐる動き

当協会は、わが国の少子高齢化が急速に進行するなかで、より安心して生活できる生活保障のインフラとして、遺族、医療、介護、老後の各生活保障において国民の安心を支えていくことが生命保険の役割であるとの考えの下、国民の自助努力を支援する生命保険料控除制度等に係る税制上の支援措置の拡充を訴え続けた。生命保険料控除制度については、過去、政府税制調査会、自民党税制調査会において制度縮減も含めた厳しい議論のなかで制度を維持してきたが、長年にわたる当協会の訴えもあり、平成21年度税制改正において生命保険料控除制度の改組、拡充が決まり、平成24（2012）年分以後の所得税、平成25（2013）年度分以降の個人住民税に適用された。

(1) 平成20（2008）年度の動き（平成21年度税制改正を含む）

当協会は、平成20（2008）年9月の理事会にて、「平成21年度税制改正に関する要望」を決定し、財務大臣をはじめ関係各方面に提出した。平成21年度税制改正要望については、損害保険業界とも要望内容を調整のうえ、「生命保険料控除制度」および「個人年金保険料控除制度」の改組・拡充を重点要望項目に掲げた。

これは、生活保障ニーズの多様化に対応し、公的保障と私的保障の相互補完性をより高めることにより、国民が遺族・医療・介護・老後の各生活保障を幅広く準備できるようにすることを企図するもので、両制度を統合一本化したうえで各保障の所得控除額に上限を設定する内容である。

<平成21年度税制改正に関する要望>

【重点要望項目】

◎現行の生命保険料控除制度および個人年金保険料控除制度を統合一本化し、遺族・医療・介護・老後保障への多様な国民のニーズに対応し、公的保障と私的保障の相互補完性をより高めていくため、国民が各生活保障を幅広く準備できる自助努力支援制度（新たな保険料控除制度）へ改組すること
 一生命保険・個人年金保険の年間正味払込保険料の一定割合に対して行う所得控除について、所得税法上の所得控除限度額を15万円、地方税法上の所得控除限度額を7万円とすること

また、当協会では、生命保険料控除制度に関する幅広い国民の意識を調査・分析することを目的に、平成20（2008）年9月1日から26日にかけて、生保労連（全国生命保険労働組合連合会）およびJAIIFA（生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会）と共催で「生命保険料控除制度に関するインターネット・アンケート調査」を実施した。同アンケートでは、55,257名からの回答を得、集計結果を同年11月7日にニュースリリースとして公表した。アンケートからは、自助努力支援税制としての生命保険料控除制度に対する国民の高い支持が確認された。

＜アンケート集計結果（抜粋）＞

- | | | |
|------------------------------|------|-------|
| ○生命保険料控除制度を拡充して欲しい | ………… | 87.3% |
| ○生活保障ニーズの様々な変化に対応できる制度にして欲しい | ………… | 91.9% |
| ○制度が拡充された場合、保障内容を充実させる | ………… | 67.9% |

生命保険料控除制度に関する当協会の要望については、自民党税制調査会における議論の結果、平成20（2008）年12月12日にとりまとめられた自民党（与党）税制改正大綱において、保険ニーズの多様化や社会保障を補完する分野の重要性を踏まえ、以下のとおり、生命保険料控除制度および個人年金保険料控除制度を改組し、所得税の控除限度額を拡充する旨記載された。

＜自民党（与党）大綱の概要＞

- 制度の枠組みは「（一般）生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」の3つの控除
- 各控除の控除限度額は、所得税4万円（12万円）、地方税2.8万円（7万円）
※カッコ内は、3つの控除合計の控除限度額
- 控除額の計算にあたり、主契約又は特約の保険料を分離し、各控除に適用
- 新制度を適用する契約は、所得税・地方税でそれぞれ以下のとおり。
 - ・所得税：新制度の施行日以後に締結した生命保険契約等
 - ・地方税：平成24年以後に締結した生命保険契約等
- 上記以外の契約については、引き続き、現行の「（一般）生命保険料控除」「個人年金保険料控除」を適用
（新制度・現行制度を合計し、控除限度額は、所得税12万円、地方税7万円）
- 新制度の適用は、所得税・地方税でそれぞれ以下のとおり。
 - ・所得税：平成24年分以後の所得税から
 - ・地方税：平成25年度分以後の個人住民税から
- 今後、制度移行に伴う諸課題について更に検討を進め、平成22年度改正にて法制上の措置を講ずる。

この与党大綱に対して、同日、当協会では以下の協会長のコメントを公表した。

＜平成21年度与党税制改正大綱について＞

平成20年12月12日
社団法人 生命保険協会
会長 松尾 憲治

本日公表された与党税制改正大綱において、生命保険料控除制度および個人年金保険料控除制度を改組し、所得税の控除限度額を拡充することが示されました。

生命保険協会では、国民の自助努力支援である本制度の拡充を長年にわたり税制改正要望の重点項目としてきたことから、今回の制度改組は大いに歓迎すべきものと考えており、当会としては、これを契機に国民の自助努力による幅広い生活保障準備がより一層進むよう尽力してまいります。

以上

なお、民主党においては、平成20（2008）年12月24日に「税制抜本改革アクションプログラム」がとりまとめられた。生命保険料控除制度については以下のとおり記載された。

＜民主党「税制抜本改革アクションプログラム」の概要＞

5. 平成21年度税制改正について

(2) 内需主導型経済への転換

- 生損保など民間保険会社の保険料控除については、社会保障制度を補完する遺族・医療・介護・老後（年金）といった保険商品に対応した、新しい保険料控除制度を創設した上で、所得控除限度額を所得税において15万円程度に引き上げる。

(2) 平成21（2009）年度の動き（平成22年度税制改正を含む）

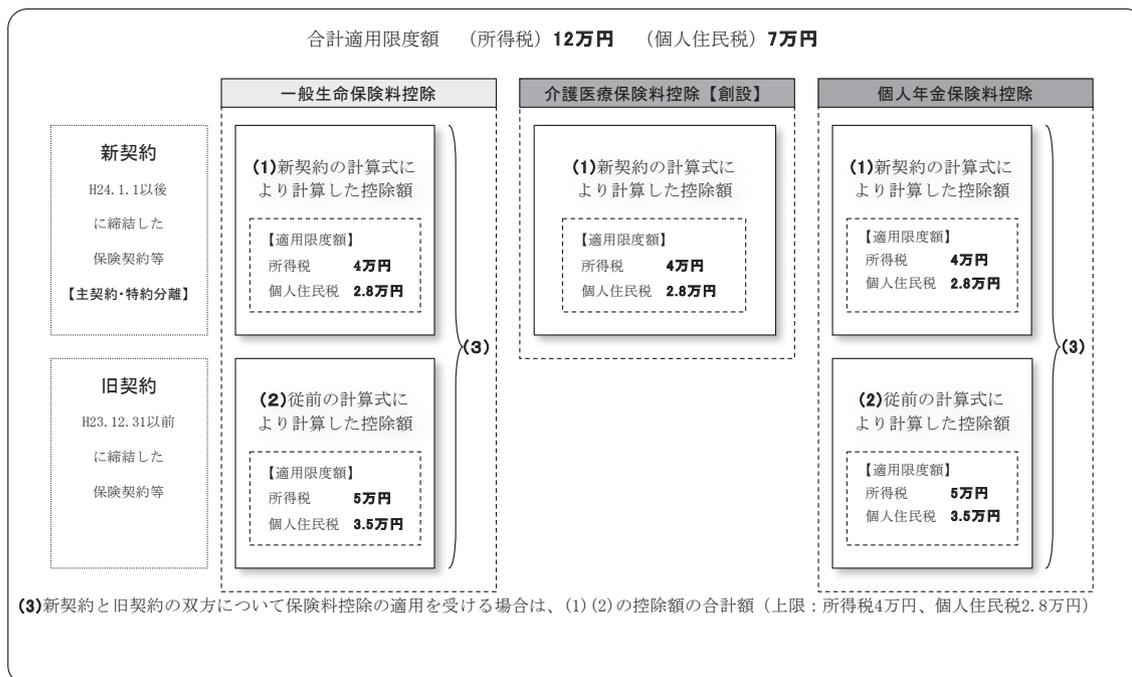
平成21（2009）年8月30日の第45回衆議院議員総選挙の結果、民主党、社民党、国民新党による3党連立による新政権が樹立されたことによって、従来の税制改正プロセスは大きく変更されることとなった。具体的には、前政権下において、基本方針等を答申する（旧）政府税制調査会と、業界団体や省庁からの要望等を踏まえて改正内容等を決定する自民党税制調査会の二つの税制調査会にて次年度改正を議論・決定する体制から、これら二つの機能を集約・一元化した（新）政府税制調査会を設置し、ここで次年度改正を議論・決定する体制に変更された。また、透明性の高い税制改正プロセスに向けた取組みとして、一部の省庁（財務省、金融庁、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、総務省、文部科学省）において要望項目が募集（公募）されることとなった。

当協会は、同年9月開催の理事会にて、「平成22年度税制改正に関する要望」を決定した。「平成21年度税制改正の要綱」等において「生命保険料控除制度の改組」が明記されたことをうけ、「生命保険料控除の改組に伴う所要の法制上の措置を実現すること」を要望項目に掲げた。

また、税制改正プロセスの変更を踏まえ、平成21（2009）年10月8日付で経済産業省、金融庁、10月19日付で財務省、厚生労働省の省庁要望項目募集（公募）に対して、理事会にて決定した平成22年度税制改正要望に基づき要望を行った。

（新）政府税制調査会は平成21（2009）年9月29日に設置され、10月8日の第1回全体会合から25回にわたり、省庁要望項目等についての審議等を行った。平成22年度税制改正大綱は平成21（2009）年12月22日にとりまとめられ、同日付で閣議決定、公表された。同大綱において、生命保険料控除を改組し、各保険料控除の合計適用限度額を引き上げる（所得税においては現行の10万円から12万円に引き上げる）こと等が明記された。その後、平成22（2010）年3月24日にはこれらの改正内容等が盛り込まれた法律等が可決・成立した。新制度においては、「生命保険料控除」および「個人年金保険料控除」の控除限度額が各4万円にされるとともに、新たに同額の所得控除として「介護医療保険料控除」が創設され、合計控除限度額が12万円に拡充された。新制度においては所得税について平成24（2012）年分以降、個人住民税について平成25（2013）年度分以降から適用されることとなった。なお、細則についても、平成22（2010）年3月31日付で「所得税法施行令の一部を改正する政令」ならびに「地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令」および「地方税法施行規則の一部を改正する省令」が公布された。

新制度の枠組み



新制度の控除額

	所得税		地方税 (個人住民税)	
控除限度額	4万円		2.8万円	
計算テーブル	《正味払込保険料》 20,000円以下	《控除額》 全額	《正味払込保険料》 12,000円以下	《控除額》 全額
	20,000円超 40,000円以下	正味払込保険料×1/2 + 10,000円	12,000円超 32,000円以下	正味払込保険料×1/2 + 6,000円
	40,000円超 80,000円以下	正味払込保険料×1/4 + 20,000円	32,000円超 56,000円以下	正味払込保険料×1/4 + 14,000円
	80,000円超	一律40,000円	56,000円超	一律28,000円

※正味払込保険料については、生命保険契約等の主契約または特約ごとに分離し、それぞれの保障内容に応じて各保険料控除に適用

(3) 平成22 (2010) 年度の動き (平成23年度税制改正を含む)

当協会は、平成22 (2010) 年6月開催の理事会にて、「平成23年度税制改正に関する要望」を決定した。生命保険料控除制度については、すでに改組、拡充を内容とする法律が施行され、具体的な制度設計・開発の段階にきていることから、要望項目には取り上げなかった。

ところが、同制度の個人住民税部分に対し、同年の政府税制調査会において、「政策誘導的な色彩が強いとされる生命保険料控除や地震保険料控除については、住民税の『地域社会の会費』的性格や、国が地方に一方的に減収を強いている税負担軽減措置等については可能な限り廃止すべきであるとの観点を踏まえ、廃止してはどうか」(平成22 (2010) 年11月25日政府税制調査会)といった指摘や「政策誘導的な色彩が強いとされる生命保険料控除や地震保険料控除等については、住民税の『地域社会の会費』的性格などから、本来、廃止することが適当であるが、少なくとも、加入率の高い一般生命

保険については、控除の対象外とすることはできないか」(平成22(2010)年12月7日政府税制調査会)との指摘がなされた。当協会は関係各方面に対し、制度の縮減、見直しに反対する意見を述べ、新制度の着実な実施を求めた。政府税制調査会が同年12月16日にとりまとめた平成23年度税制改正大綱において、以下のとおり記載された。

9. 検討事項

[地方税]

(2) 生命保険料控除など政策目的へのインセンティブの色彩が強い控除の在り方については、個人住民税の「地域社会の会費」としての性格や地域主権改革の推進等の観点のほか、公的保障の補完としての性格や国民の自助努力の支援等の観点を踏まえ、検討します。

(4) 平成23(2011)年度の動き(平成24年度税制改正を含む)

生命保険料控除制度に関しては、平成22(2010)年度税制改正において法制化がなされた新制度を平成24(2012)年1月から着実に実施することを要望した。政府税制調査会が平成23(2011)年12月10日にとりまとめた平成24年度税制改正大綱において、地方税における検討事項として前年度と同じ文言が記載されたものの、新制度自体の見直しは行われることなく、予定どおり新たな制度がスタートすることとなった。

なお、生命保険料控除制度の改組に関連し、平成23(2011)年12月26日に法令解釈通達である「所得税基本通達の制定について」の一部改正が行われ、国税庁長官名で各国税局長および沖縄国税事務所長あてに発出された。同通達の改正の概要は以下のとおりである。

○法第76条(生命保険料控除)関係

旧通達における「生命保険」および「個人年金保険」について、それぞれ「新生命保険」「旧生命保険」および「新個人年金保険」「旧個人年金保険」と置き換え、また「介護医療保険」に係る取扱いを新たに追加したうえで、従来と同様の規定を適用する。

なお、旧個人年金保険契約等において、疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等を支払う旨の特約が付されている場合、当該特約に係る保険料又は掛金は、旧生命保険料に該当することに留意する。

○法第196条(給与所得者の保険料控除申告書)関係

法第76条関係と同様の改正を行うほか、保険料控除を受けようとする者が提出すべき生命保険料等の金額の支払をした旨を「証する書類」については、主契約又は特約ごとの適用を受ける生命保険料控除の区分及びその支払保険料の金額が記載されている必要があることに留意する旨を追加する。

加えて、平成23(2011)年12月26日、当協会は、各生命保険会社において平成24(2012)年分以後における新生命保険料控除制度が円滑に導入されるよう、所得税法第76条《生命保険料控除》の解釈・取扱いの明確化を図るため、生命保険会社が取り扱う保険契約について国税庁に照会を行った。同照会の概要は以下のとおりである。

1 契約締結に係る基準日の考え方

所得税法第76条第5項に規定する「新生命保険契約等」、第7項に規定する「介護医療保険契約等」及び第8項に規定する「新個人年金保険契約等」（以下、併せて「新契約」）については、平成24年1月1日以後に締結したものとされている。

また、同6項に規定する「旧生命保険契約等」及び第9項に規定する「旧個人年金保険契約等」（以下、併せて「旧契約」）については、平成23年12月31日以前に締結したものとされている。

これらの契約の締結に係る基準日は、生命保険契約の「申込日」や「責任開始日」ではなく、保険期間の起算日である「契約日」となる。

2 契約変更等に係る基準日の考え方

平成24年1月1日以後に旧契約に附帯して新契約を締結した場合には、その旧契約は、同日以後に締結した契約（新契約）とみなすこととされている。

この新契約とみなす範囲の契約変更等（特約の（中途）付加等）を行った場合の基準日は、「手続日」や「責任開始日」ではなく、「効力発生日」となる。

3 新契約とみなす範囲の契約変更等

平成24年1月1日以後に、旧契約について以下の契約変更等（契約の締結等）が行われた場合には、その旧契約は新契約とみなす。

転換

アカウント型商品の保障見直し（全部・一部）

主契約の更新

特約の更新

・特約の（中途）付加（各保障区分に属さない保障の特約や不担保特約等の付加及び団体保険等における加入者単位での特約の付加を除く。）

一方、旧契約について行われる以下の契約変更等（契約の締結等）については、新契約とみなすものには該当しない。

保険金額の増減額（特約の付加によらないもの）

保障のない特約（保険料口座振替特約や特別勘定特約等）の（中途）付加

契約者の名義変更

4 新旧併用

新契約と旧契約の双方に加入する納税者の場合、一般生命保険料控除、個人年金保険料控除については、これらの控除ごとに、①新契約に係る控除額（適用限度額4万円）、②旧契約に係る控除額（適用限度額5万円）、③新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額（適用限度額4万円）のいずれか有利なものを納税者が選択することができる。

5 新契約とみなす範囲の契約変更等（企業保険①）

企業等の団体又はその代表者を契約者とし、その団体の所属員等を被保険者とする保険契約等（いわゆる団体保険契約、団体年金保険契約）においては、新契約とみなす範囲の契約変更等（契約の締結等）が行われたかどうかは、その契約変更等が団体の契約単位にて行われたかどうかにより判断する。

6 新契約とみなす範囲の契約変更等（企業保険②）

団体保険契約、適格退職年金及びそれ以外の団体年金保険契約（拠出型年金、非適格企業年金）については、保障性特約の契約全体への付加・団体保険契約（更新型）の更新のみが新契約とみなす範囲の契約変更等（契約の締結等）に該当する。

また、被保険者の追加（増加）については、新契約とみなす範囲の契約変更等に該当しない。

平成24（2012）年1月19日、同照会に対する国税庁の回答が公表され、照会に係る事実関係を前提とする限り、照会内容のとおりの見解で差支えない旨が示され、制度詳細が固まった。

(5) 平成24（2012）年度以降の動き（平成25年度～平成30年度税制改正を含む）

平成25年度税制改正要望では、新生命保険料控除制度について、「安定的な制度として、その定着を図ること」、平成26年度税制改正要望では、生命保険料控除制度を「安定的に運営すること、また、国民の自助努力支援のため、今後の社会保障制度改革の動向などを踏まえて、制度拡充についても検討すること」を重点要望として掲げた。

また、平成27年度以降の税制改正要望では、「生命保険料控除制度について、所得税法上および地方税法上の生命・介護医療・個人年金の各保険料控除の最高限度額を少なくとも5万円および3.5万円とすること、また、所得税法上の合計適用限度額を少なくとも15万円とすること」を重点要望として掲げた。いずれの年度も要望の実現には至らなかったものの、平成28年度、平成29年度および平成30年度税制改正大綱の「基本的考え方」に、個人所得課税の見直しに向けた検討内容として保険について以下のとおり記載された。

老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援するための企業年金、個人年金、貯蓄・投資、保険等に関連する諸制度のあり方について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から幅広い検討を行う。

(6) 生命保険料控除制度の利用率、一人当たり所得控除額

生命保険料控除制度の利用率、一人当たりの所得控除額の推移は以下のとおりである。給与所得者（納税者）の場合、国民の77%が生命保険料控除制度を利用している。

また、平成24（2012）年に創設された介護医療保険料控除枠の利用率については、給与所得者（納税者）の場合、創設後4年間で、42%まで増加している。

生命保険料控除制度に係る利用率

（単位：％）

	平成20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
一般生命	76.5	75.5	76.0	76.2	76.1	75.8	75.0	74.3
介護医療	—	—	—	—	20.1	30.0	36.9	41.8
個人年金	15.7	16.1	15.8	15.0	15.6	16.5	16.4	16.7
全体	77.6	76.8	77.3	77.3	76.9	77.1	76.8	76.6

（出典）国税庁「民間給与実態統計調査」

生命保険料控除制度の利用者における一人当たり所得控除額 (単位：万円)

	平成20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
一般生命	4.7	4.7	4.6	4.6	4.5	4.4	4.3	4.2
介護医療	－	－	－	－	1.8	2.4	2.6	2.8
個人年金	4.8	4.7	4.8	4.8	4.6	4.6	4.5	4.5
全体	5.6	5.6	5.5	5.5	5.9	6.2	6.4	6.5

(出典) 国税庁「民間給与実態統計調査」

(7) 生命保険料控除証明書の電子化（平成30年度税制改正における年末調整手続の電子化を含む）

平成28年度税制改正大綱において、生命保険料控除証明書等に係る電子交付の導入が盛り込まれた。記載内容は以下のとおりである。

一 個人所得課税 5 その他（国税）

- (2) 生命保険料控除、地震保険料控除又は寄附金控除の適用を受ける際に確定申告書等に添付等を行うこととされている控除証明書又は領収書の範囲に、保険会社等又は寄附金の受領者から電磁的方法により交付を受けた当該控除証明書又は領収書に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているものとして国税庁長官が定めるものを加える。

(注) 上記の改正は、平成30年分以後の所得税について適用する。

平成28年度税制改正大綱に記載された内容は、「所得税法等の一部を改正する法律案」等に盛り込まれ、同法案は第190回通常国会に提出、平成28（2016）年3月29日に成立、3月31日に公布された。

また、当協会では、生命保険料控除証明書の電子化に関連する要望として、平成30年度税制改正要望において、「電子化の推進等により、生命保険料控除制度に係る年末調整手続の簡素化・合理化を図ること」を要望した。本要望は、平成29（2017）年6月9日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「所得税に係る年末調整手続の電子化の推進」として、生命保険料控除制度に係る年末調整手続に関する記述がなされたことを踏まえたものである。要望の結果、平成30年度税制改正大綱には、以下の記載がなされ、生命保険料控除制度に係る年末調整手続について、電磁的方法による申告が認められることとなった。

一 個人所得課税 6 その他（国税）

- (1) 生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る年末調整手続について、次の措置を講ずる。

- ① 給与等の支払を受ける者で年末調整の際に生命保険料控除又は地震保険料控除の適用を受けようとするものは、給与所得者の保険料控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、控除証明書の書面による提出又は提示に代えて、当該控除証明書に記載すべき事項が記録された情報で当該控除証明書の発行者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものを、当該申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法により提供することが

できることとする。この場合において、当該給与等の支払を受ける者は、当該控除証明書を提出し、又は提示したものとみなす。

(注) 上記の改正は、2020年10月1日以後に提出する給与所得者の保険料控除申告書について適用する。

(略)

平成30年度税制改正大綱に記載された内容は、「所得税法等の一部を改正する法律案」等に盛り込まれ、同法案は第196回通常国会に提出、平成30（2018）年3月28日に成立、3月31日に公布された。

2. 死亡保険金の相続税非課税措置をめぐる動き

(1) 平成22（2010）年度の動き（平成23年度税制改正を含む）

民主党政権下、税制改正の実質的な検討主体である政府税制調査会は平成22（2010）年10月6日の第3回会合以降22回にわたり、省庁要望項目や民主党の税制改正PTの提言等も踏まえた税制改正の審議を行った。当協会は長年にわたり死亡保険金等に係る相続税非課税措置の拡充を要望しており、平成23年度税制改正要望においても拡充を要望していたが、政府税制調査会の資産課税における審議において、課税ベースの拡大などとあわせ、死亡保険金の非課税枠の見直しも俎上に載った。

具体的には、①制度創設後の累次の改正により、相続税には相応の基礎控除が措置されているなか、本制度の今日的妥当性についてどのように考えられるか、②さまざまな金融商品が相続財産に含まれている状況のなか、死亡保険金についてだけ他の商品にない特別な取扱いとなっていることを、課税の中立性の観点からどのように考えられるか、との問題指摘がされたうえで、「『相続人の生活の安定』という制度趣旨に照らせば、未成年者や障がい者といった真に配慮が必要な相続人に係る相続事案のみを対象とする方向で見直しを行うことが考えられるのではないか」との見直しの視点が示された。

当協会としては制度縮減議論に対し、関係各方面へ反対の意見を述べるなどの対応を行ったが、平成22（2010）年12月16日に閣議決定、公表された平成23年度税制改正大綱において、死亡保険金の非課税措置について以下のとおり記載された。

一3. 資産課税（1）相続税・贈与税の見直し

① 相続税の課税ベース及び税率構造について、次の見直しを行います。

ロ 死亡保険金に係る非課税限度

現行	改正案
500万円に、法定相続人の数を乗じた金額	500万円に、法定相続人（未成年者、障害者又は相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者に限ります。）の数を乗じた金額

平成23年度税制改正大綱の内容等を含む所得税法等の一部を改正する法律案（以下、平成23年度税制改正法案という）については、衆参両院の多数派が逆転する「ねじれ国会」の下、通常国会において審議入りしたが、予算案については憲法の規定で衆議院の優先が認められ成立したものの、平成23

年度税制改正法案等については、平成23（2011）年3月末までに採決されなかった。そのため、死亡保険金に係る相続税非課税措置の制度縮減等の平成23年度税制改正大綱に記載された内容については、平成23（2011）年4月1日からの適用は見送られた。

なお、平成23（2011）年3月末に期限を迎える特別法人税の課税停止措置等の租税特別措置については、課税負担による国民に与える影響や混乱等を鑑み、その期限を延長する「つなぎ法案」が提出され、その成立によって暫定的に同年6月末まで延長されることとなった。

(2) 平成23（2011）年度の動き（平成24年度税制改正を含む）

平成23年度税制改正法案については、その後、平成23（2011）年6月10日に民主党、自民党、公明党の3党合意がなされ、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」および「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」に二分されることとなった。

このうち前者には個人所得課税、法人課税、資産課税、消費課税に係る税制抜本改革の一環をなす改正、国税通則法の抜本改正等が含まれ、平成23年度税制改正法案を修正のうえ、引き続き国会にて審議されることとなった。死亡保険金に係る相続税非課税措置の制度縮減はこちらの法案に盛り込まれた。一方で、後者の法案には雇用促進税制等政策税制の拡充、寄付金税制の拡充、納税者利便の向上、課税の適正化、期限切れ租税特別措置の延長等が含まれ、同年6月22日に可決・成立した。

このような状況のなかで開始された平成24年度税制改正議論に対して、当協会は、平成23（2011）年6月17日開催の理事会にて、平成24年度税制改正に関する要望を決定したが、死亡保険金に係る相続税非課税措置の制度縮減が未成立となったことをうけて、平成23（2011）年7月11日に書面での理事会を開催し、「死亡保険金の相続税非課税措置を維持または拡充すること」を重点要望項目に追加した。

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」についてはその後、民主党、自民党、公明党の3党合意により、法人課税、国税通則法に係る内容のみを内容とする法案修正がなされ、同年11月30日に成立した。残された個人所得課税や死亡保険金の相続税非課税措置の制度縮減を含む相続税等の見直しについては、税制抜本改革にあわせ成案を得るよう努力することとされた。

民主党政権時代の実質的な税制検討主体である政府税制調査会は平成23（2011）年4月13日に第1回会合を開催して以降、30回にわたり開催された。同年3月11日に発生した東日本大震災への税制上の対応のほか、社会保障と税の一体改革や平成24年度税制改正等に係る協議が1年を通して継続的に行われた。その結果、平成24年度税制改正については、平成23（2011）年12月10日に平成24年度税制改正大綱がとりまとめられ、同日の臨時閣議にて閣議決定、公表された（12月24日に一部改正）。

同大綱において、相続税等の平成23年度税制改正に盛り込まれていた事項については、以下のとおり記載され、前述のとおり、税制抜本改革において実現を目指すこととされた。

第2章 平成24年度における主な取り組み

2. 資産課税

(1) 相続税・贈与税

平成23年度税制改正では、上記の考え方にに基づき、基礎控除の引下げを始めとする相続税の課税ベースや税率構造を見直す一方、子や孫などが受贈者となる場合の贈与税の税率構造の緩和、相続時精算課税制度の対象となる受贈者への孫の追加といった措置を盛り込んでいたところですが、国会における審議の結果、これらの改正事項については見送られることとなりました。本改正事項については、税制抜本改革における実現を目指します。

一方で、政府・与党は、根本的な社会保障制度の改革と、それに必要な財源を確保するための消費税を含む税制抜本改革に着手した。平成23（2011）年7月1日に閣議報告した「社会保障・税一体改革成案」で示した基本的考え方や改革内容に従って、その内容を具体化した「社会保障・税一体改革大綱」（以下、一体改革大綱という）を平成24（2012）年2月17日に閣議決定した。

税制抜本改革に合わせ成案を得るよう努力することとされていた死亡保険金の相続税非課税措置の制度縮減を含む相続税等の見直しについては、一体改革大綱において平成23年度税制改正大綱と同様の縮減内容で記載された。一体改革大綱を法案化した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案」いわゆる税制抜本改革法案は、平成24（2012）年3月30日に閣議決定され、同日付で通常国会に提出された。

(3) 平成24（2012）年度の動き（平成25年度税制改正、税制抜本改革を含む）

税制抜本改革法案については、民主党、自民党、公明党の3党協議事項とされており、国会に法案が提出された後も、引き続いて3党による協議が行われた。その後、6月15日に民主党、自民党、公明党の実務者による3党合意がなされ、6月20日に「社会保障制度改革推進法案」等2法案が衆議院へ新たに提出されるとともに、6月22日には他の政府提出法案の修正提案も合わせた趣旨説明が行われ、実質的な国会審議が開始された。上記の法案修正では、政府提出法案に記載されていた個人所得課税や資産課税に関する課税ベースの拡大等の規定が削除され、附則において、両税については平成24（2012）年度中に必要な法制上の措置を講ずることとされた。当協会が縮減の見直しに強く反対してきた相続税の死亡保険金の非課税措置については、制度縮減の規定が削除された。税制抜本改革法案については8月10日に成立し、8月22日に公布された。

当協会の平成25年度税制改正要望決定に当たっては、当初、死亡保険金の相続税非課税措置に係る制度縮減等が記載された税制改正法案が通常国会にて審議中であったことから、税制改正法案に関する事項は社会保障・税一体改革の動向等を踏まえ検討することとしたうえで、平成24（2012）年6月15日開催の理事会で「平成25年度税制改正に関する要望」を決定した。その後、前記の3党合意によって相続税の死亡保険金の非課税措置の制度縮減に係る規定が削除されたものの、「格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点から」検討を加えることとされたことを踏まえ、7月3日書面開催の理事会にて「遺族の生活資金確保のため、相互扶助の原理に基づいて支払われる死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額（『法定相続人数×500万円』）に『配偶

者分500万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500万円』を加算すること」「また、税制の抜本的な改革等のなかで、相続税制の見直しがなされた場合において、少なくとも現行の非課税措置における対象範囲および水準を維持すること」を追加の重点要望として改めて決定した。

(4) 平成25（2013）年度以降の動き（平成26年度以降の税制改正を含む）

平成25（2013）年度以降、本件の制度縮減の議論等を行われていない。当協会では、平成26（2014）年度以降の税制改正要望で毎年「死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額（『法定相続人数×500万円』）に『配偶者分500万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500万円』を加算すること」を要望としている。

3. 退職年金等積立金に係る特別法人税をめぐる動き

退職年金等積立金に係る特別法人税については、昭和37（1962）年に課税されて以来、急速に進展する少子高齢社会に備え、公的年金を補完する企業年金制度の一層の普及を図る観点から、当協会はその撤廃について要望活動を展開してきたが、平成20（2008）年以降も撤廃に向けた取組みを引き続き行っている。

平成11年度税制改正において2年間の時限措置として適用凍結がなされて以降、適用凍結期限の2年延長が繰り返され、また、平成17年度税制改正において3年間の適用凍結延長がなされて以降、適用凍結期限の3年延長が繰り返されており、平成29年度税制改正においても、平成29（2017）年4月からの3年間の適用凍結期限の延長が行われた。

4. 遺族が年金形式で受取る生命保険金に対する所得税の課税の取消しに係る最高裁判所判決への対応

(1) 最高裁判所判決と政府の対応

年金払生活保障特約付終身保険契約（死亡保険金4,000万円と10年間にわたり毎年230万円の年金を受取る内容）に係る年金に対する課税について、年金受給権の取得時に相続税が課税されたにもかかわらず、さらに年金の受取時に所得税が課税されるのは二重課税であるとして、課税取消しを求める裁判が平成14（2002）年10月28日に提起された。

平成18（2006）年11月7日の長崎地裁判決において、二重課税であるとして納税者側の訴えが認められたが、平成19（2007）年10月25日の福岡高裁判決において、地裁判決は取り消され、納税者の請求は棄却された（国側の逆転勝訴）。しかし、これを不服とした納税者側は最高裁判所に上告し、平成22（2010）年7月6日、最高裁判所第三小法廷において高裁判決は破棄され、所得税の課税処分は取り消された（納税者側の勝訴確定）。

これをうけて同年7月7日、野田財務大臣は「更正の請求ができない過去5年を超える部分に係る更正の請求にも対応する」旨の見解を示した。また、国税庁は「遺族が年金形式で受け取る生命保険金に対する所得税の課税の取消しについて」を公表し、「判決に基づき、課税の対象とならない部分の

算定方法などの検討を進めている」「具体的な対応方法については、対応方法が確定しだい、適切に広報・周知を図っていく」旨の見解を示した。

(2) 最高裁判所判決と当協会の対応

最高裁判決をうけ、当協会は平成22(2010)年7月9日にウェブサイトにおいて以下の「お知らせ文書」を掲載し、お客さまへの周知を行った。

遺族が年金形式で受け取る生命保険金に対する所得税の課税の取消しについて

平成22年7月6日、最高裁判決において、年金の各支給額のうち相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象とならないものというべきであると判示され、遺族が年金形式で受け取る生命保険金に対する所得税の課税が取り消されました。

この判決を踏まえ、課税取扱が変更されれば、生命保険会社で取り扱っている同種の商品に加入し、年金をお受け取りになっているお客さまについて、税金が還付される可能性があると考えられます。(ただし、課税取扱が変更されるまでは、現行と同様の取扱になることをお含みおきください。)

生命保険協会といたしましては、今後、税務当局宛に課税取扱について確認し、お客さまの立場に立って適切な対応を検討してまいります。

以 上

また、同年7月16日の理事会において、以下の内容について全社一致で取り組むとの申し合わせを行った。

遺族が年金形式で受け取る生命保険金に対する所得税の課税の取消しについて

～申し合わせ事項～

平成22年7月6日、最高裁判決において、年金の各支給額のうち相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象とならないものというべきであると判示され、遺族が年金形式で受け取る生命保険金に対する所得税の課税が取り消された。

この判決を踏まえ、課税取扱が変更されれば、生命保険会社で取り扱っている同種の商品に加入し、年金をお受け取りになっているお客さまについて、税金が還付される可能性があると考えられる。

判決では、生保各社の源泉徴収実務は適法であったことが示されており、今後、お客さまと税務当局の間で税金の還付手続きが進められることとなる。生命保険協会としては、お客さまの還付手続きを支援する観点から、今後、課税取扱について税務当局宛に確認の上、適切な対応の検討を行うこととする。各社経営陣においては、税務当局から協力を求められていることも踏まえ、課税取扱の変更内容が判明次第、「お客さまの立場に立って、情報提供を行うこと」を全社一致して確認する。

以 上

さらには、同年8月6日に財務省および国税庁あてに、「遺族が年金形式で受け取る生命保険金に対する課税取扱を変更するに際して、お客さま（納税者）および保険会社にとって、分かり易く簡素な課税取扱としていただきたい」「年金に対する源泉徴収についても、お客さま（納税者）および保険会社にとって、分かり易く簡素な仕組としていただきたい」旨の要望書を提出した。

財務省 大臣官房審議官 殿
 国税庁 課税部長 殿

遺族が年金形式で受け取る生命保険金に対する所得税の課税の取消しについて

社団法人生命保険協会

【要望内容】

- 遺族が年金形式で受け取る生命保険金に対する課税取扱を変更するに際して、お客さま（納税者）および保険会社にとって、分かり易く簡素な課税取扱としていただきたい。
- 年金に対する源泉徴収についても、お客さま（納税者）および保険会社にとって、分かり易く簡素な仕組としていただきたい。

【要望理由】

平成22年7月6日付最高裁判決において、年金の各支給額のうち相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象とならないものというべきであると判示され、遺族が年金形式で受け取る生命保険金に対する所得税の課税が取り消されました。

当該判決を踏まえ、今後、課税取扱が変更されるものと思料しますが、本件の課税取扱について最も重要な視点は、納税者であるお客さまにとって分かり易く、過去分の更正手続きや将来の確定申告手続きが極力、簡素となるような取扱になることと考えております。また、こうした仕組みを構築することが国民の負担軽減、ひいては保険会社の負担軽減につながり、社会的コストを最小化することになると考えております。したがって、本件に関する課税取扱の変更にあたっては、お客さま（納税者）および保険会社にとって、分かり易く簡素な課税取扱とされることを要望いたします。

なお、現在、年金に対し行っている生命保険会社の源泉徴収は最高裁判決上、適法とされておりますが、課税取扱の変更等に伴って源泉徴収の仕組も見直されることが考えられます。これに際しても、お客さま（納税者）および保険会社にとって、分かり易く簡素な仕組とされることを要望いたします。

以上

(3) 政府方針の公表と当協会の対応

最高裁判決等を踏まえた課税取扱変更に係る検討が進められた結果、平成22（2010）年10月1日に財務省および国税庁より「相続又は贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更等の方向性について」（以下、政府方針という）が公表された。新たな課税取扱に関する方向性が記載され、各年の「保険年金」を所得税の課税部分と非課税部分に振り分け、課税部分の所得金額（課税部分の年金収入額－課税部分の支払保険料）にのみ所得税を課税することとされた。また、「保険年金」の支給の初年は全額非課税で、2年目以降、非課税部分が徐々に減少していく簡易な計算方式により算定することとされた。さらには、還付について平成17（2005）年分から平成21（2009）年分の各年分については所得税を還付し、平成16（2004）年分以前の所得税の還付については特別な還付措置を講ずる方向で検討することとされた。

これをうけて当協会は、同日付で協会長コメントを発表し、「最高裁判決が示した法解釈の範囲内で最も簡素な課税取扱いであり、『お客さまの立場に立った課税取扱い』という点において、当協会の要望に配慮いただいた」旨の見解を示した。なお、各生命保険会社においては順次、お客さまの立

場に立った対応を行う観点から、お客さまが更正の請求等を行う際に必要となる情報について、個別の通知を行った。

「相続又は贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更等の方向性について」に対するコメント

社団法人 生命保険協会
会長 渡邊光一郎

本日、税務当局より「相続又は贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更等の方向性について」（以下、「政府方針」）が公表されました。

本件については、平成22年7月6日、最高裁判決において、年金の各支給額のうち相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象とならないものというべきであると判示され、遺族が年金形式で受け取る生命保険金に対する所得税の課税が取り消されました。

以降、生命保険協会としては、税務当局宛に、遺族が年金形式で受け取る生命保険金に対する課税取扱について確認するとともに、お客さまの立場に立った適切な対応を検討してまいりました。また、課税取扱を変更するに際して、お客さま（納税者）および保険会社にとって、分かり易く簡素な課税取扱としていただくよう、税務当局に要望してまいりました。

今般公表された「政府方針」については、最高裁判決が示した法解釈の範囲内で、最も簡素な課税取扱が示されたものと認識しております。また、課税取扱について、従来と比較し、全般的に所得税が軽減される方針が示されているほか、還付手続きに際しては、税務署によるサポート体制が整備されると聞いており、「お客さまの立場に立った課税取扱」という点において、生命保険協会としての要望に対し、配慮をいただいた結果と認識しております。

今後、然るべき時期に詳細な課税取扱が公表されることと思われれます。生命保険協会ではお客さま重視の方針の下、限られた時間の中で、スムーズな還付の手続きが行われるよう「課税取扱の変更内容が判明次第、『お客さまの立場に立って、情報提供を行うこと』」を全社一致して確認しております。具体的には、「会員各社において、お客さまに対し個別の通知を行うことに努める」という対応を決定しており、今後、お客さまの立場に立った情報提供に努めてまいります。

以上

その後、政府方針の内容を踏まえた所得税法施行令の一部を改正する法律が平成22（2010）年10月20日に公布・施行された。これにより、平成17（2005）年分から平成21（2009）年分の各年分についての所得税の還付手続が開始された。

また、政府方針において、特別な還付措置を講ずるとされた平成16（2004）年分以前の所得税の還付については、「税制調査会での検討を経て、年末に結論を得る」とされ、これをうけて、平成22（2010）年11月9日の第8回政府税制調査会において概要が示された。

そのなかで、所得税の還付の対象となる期間は「適正還付の裏付けとなる税務署における確定申告書等の保存期間（7年）や民法の債権の消滅時効の期間（10年）等を踏まえ、10年間」とされた。これにより、同年10月20日から還付手続が開始された平成17（2005）年分から平成21（2009）年分を除いた、平成12（2000）年分から平成16（2004）年分の保険年金に係る所得税について、特別な還付措置が講じられることとなった。

具体的には、税務署において確定申告書等の書類が保存されている平成15（2003）年分を境として、保存書類を用いることができる平成15（2003）年分、平成16（2004）年分と、保存書類を用いることができない平成12（2000）年分から平成14（2002）年分とで異なる計算方法をとることとされた。平成15（2003）年分と平成16（2004）年分の還付額については、税務署において保存されている確定申告書等をもとに還付金の計算に準じた方法により計算し、一方、税務署において確定申告書等の書類が保存されていない平成12（2000）年分から平成14（2002）年分までの還付額については、平成15（2003）年分の所得情報と平成12（2000）年分から平成14（2002）年分に係る各年分の年金情報を組み合わせて計算することとされた。なお、特別な還付を請求することができる期間は、納税者の便宜や生命保険会社等の書類保存等の負担を勘案し、法律の施行から1年とすることとされた。この内容を盛り込んだ「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」は平成23（2011）年6月22日に成立、6月30日に施行された。

5. 法人契約の「がん保険（終身保障タイプ）・医療保険（終身保障タイプ）」に係る保険料の取扱いの変更

平成24（2012）年2月29日、「法人契約の『がん保険（終身保障タイプ）・医療保険（終身保障タイプ）』の保険料の取扱いについて」（法令解釈通達）の一部改正（案）等が公表され、パブリックコメントに付された。本件は、終身保障タイプのがん保険に関し、保険期間の前半における支払保険料中に前払保険料が含まれているところ、平成13（2001）年8月10日付課審4-100の上記法令解釈通達の発遣後10年余を経過し、各生命保険会社の商品設計の多様化等により、当該前払保険料の割合および解約返戻金の割合に変化が見られることに対応したものであり、その概要は以下のとおりである。

- 「法人契約の『がん保険（終身保障タイプ）・医療保険（終身保障タイプ）』の保険料の取扱いについて」（法令解釈通達）の対象とする保険契約の範囲の改正
 上記法令解釈通達の対象となる「がん保険」と「医療保険（終身保障タイプに限る）」のうち、がん保険に係る取扱いを廃止する。
 ただし、平成〇年〇月〇日以前の契約に係る「がん保険」の保険料については、なお従前の例による。
- がん保険に対する新たな取扱いの発遣
 がん保険の保険料に対する新たな取扱いである「法人が支払う『がん保険』（終身保障タイプ）の保険料の取扱いについて」（法令解釈通達）を新たに発遣する。
 本法令解釈通達による取扱いは、平成〇年〇月〇日以後の契約に係る「がん保険」の保険料について適用する。

その後、平成24（2012）年4月27日付でパブリックコメントの結果が公表され、同通達は原案のとおり改正され、同日付で「『法人契約の「がん保険（終身保障タイプ）・医療保険（終身保障タイプ）」の保険料の取扱いについて』の一部改正について（法令解釈通達）」および「法人が支払う『がん保険』（終身保障タイプ）の保険料の取扱いについて（法令解釈通達）」が国税庁長官名で各国税局長および沖縄国税事務所長あてに発出された。本件については、当協会では特段の意見提出は行わなかった。

課法2-5

課審5-6

平成24年4月27日

各 国 税 局 長
 沖 縄 国 税 事 務 所 長 殿

国 税 庁 長 官

法人が支払う「がん保険」(終身保障タイプ)
 の保険料の取扱いについて (法令解釈通達)

標題のことについては、当面向下記により取り扱うこととしたから、これによられたい。

(趣旨)

保険期間が終身である「がん保険」は、保険期間が長期にわたるものの、高齢化するにつれて高まる発生率等に対し、平準化した保険料を算出していることから、保険期間の前半において中途解約又は失効した場合には、相当多額の解約返戻金が生ずる。このため、支払保険料を単に支払の対象となる期間の経過により損金の額に算入することは適当でない。そこで、その支払保険料を損金の額に算入する時期等に関する取扱いを明らかにすることとしたものである。

記

1 対象とする「がん保険」の範囲

この法令解釈通達に定める取扱いの対象とする「がん保険」の契約内容等は、以下のとおりである。

(1) 契約者等

法人が自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)を被保険者とする契約。

ただし、役員又は部課長その他特定の使用人(これらの者の親族を含む。)のみを被保険者としており、これらの者を保険金受取人としていることによりその保険料が給与に該当する場合の契約を除く。

(2) 主たる保険事故及び保険金

次に掲げる保険事故の区分に応じ、それぞれ次に掲げる保険金が支払われる契約。

保 険 事 故	保 険 金
初めてがんと診断	がん診断給付金
がんによる入院	がん入院給付金
がんによる手術	がん手術給付金
がんによる死亡	がん死亡保険金

- (注) 1 がん以外の原因により死亡した場合にごく小額の普通死亡保険金を支払うものを含むこととする。
 2 毎年の付保利益が一定(各保険金が保険期間を通じて一定であることをいう。)である契約に限る(がん以外の原因により死亡した場合にごく小額の普通死亡保険金を支払う契約のうち、保険料払込期間が有期払込であるもので、保険料払込期間において当該普通死亡保険金の支払がなく、保険料払込期間が終了した後の期間においてごく小額の普通死亡保険金を支払うものを含む。)

(3) 保険期間

保険期間が終身である契約。

(4) 保険料払込方法

保険料の払込方法が一時払、年払、半年払又は月払の契約。

(5) 保険料払込期間

保険料の払込期間が終身払込又は有期払込の契約。

(6) 保険金受取人

保険金受取人が会社、役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)の契約。

(7) 払戻金

保険料は掛け捨てであり、いわゆる満期保険金はないが、保険契約の失効、告知義務違反による解除及び解約等の場合には、保険料の払込期間に応じた所定の払戻金が保険契約者に払い戻されることがある。

(注) 上記の払戻金は、保険期間が長期にわたるため、高齢化するにつれて高まる保険事故の発生率等に対して、平準化した保険料を算出していることにより払い戻されるものである。

2 保険料の税務上の取扱い

法人が「がん保険」に加入してその保険料を支払った場合には、次に掲げる保険料の払込期間の区分等に応じ、それぞれ次のとおり取り扱う。

(1) 終身払込の場合

イ 前払期間

加入時の年齢から105歳までの期間を計算上の保険期間（以下「保険期間」という。）とし、当該保険期間開始の時から当該保険期間の50%に相当する期間（以下「前払期間」という。）を経過するまでの期間にあっては、各年の支払保険料の額のうち2分の1に相当する金額を前払金等として資産に計上し、残額については損金の額に算入する。

(注) 前払期間に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた期間を前払期間とする。

ロ 前払期間経過後の期間

保険期間のうち前払期間を経過した後の期間にあっては、各年の支払保険料の額を損金の額に算入するとともに、次の算式により計算した金額を、イによる資産計上額の累計額（既にこのロの処理により取り崩した金額を除く。）から取り崩して損金の額に算入する。

[算式]

$$\frac{\text{資産計上額の累計額} \times 1}{105 - \text{前払期間経過年齢}} = \text{損金算入額 (年額)}$$

(注) 前払期間経過年齢とは、被保険者の加入時年齢に前払期間の年数を加算した年齢をいう。

(2) 有期払込（一時払を含む。）の場合

イ 前払期間

保険期間のうち前払期間を経過するまでの期間にあっては、次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める処理を行う。

① 保険料払込期間が終了するまでの期間

次の算式により計算した金額（以下「当期分保険料」という。）を算出し、各年の

支払保険料の額のうち、当期分保険料の2分の1に相当する金額と当期分保険料を超える金額を前払金等として資産に計上し、残額については損金の額に算入する。

[算式]

$$\frac{\text{支払保険料 (年額)} \times \text{保険料払込期間}}{\text{保険期間}} = \text{当期分保険料 (年額)}$$

(注) 保険料払込方法が一時払の場合には、その一時払による支払保険料を上記算式の「支払保険料（年額）」とし、「保険料払込期間」を1として計算する。

② 保険料払込期間が終了した後の期間

当期分保険料の2分の1に相当する金額を、①による資産計上額の累計額（既にこの②の処理により取り崩した金額を除く。）から取り崩して損金の額に算入する。

ロ 前払期間経過後の期間

保険期間のうち前払期間を経過した後の期間にあっては、次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める処理を行う。

① 保険料払込期間が終了するまでの期間

各年の支払保険料の額のうち、当期分保険料を超える金額を前払金等として資産に計上し、残額については損金の額に算入する。

また、次の算式により計算した金額（以下「取崩損金算入額」という。）を、イの①による資産計上額の累計額（既にこの①の処理により取り崩した金額を除く。）から取り崩して損金の額に算入する。

[算式]

$$\left[\frac{\text{当期分保険料}}{2} \times \text{前払期間} \right] \times \frac{1}{105 - \text{前払期間経過年齢}} = \text{取崩損金算入額}$$

② 保険料払込期間が終了した後の期間

当期分保険料の金額と取崩損金算入額を、イ及びこのロの①による資産計上額の累計額（既にイの②及びこのロの処理により取り崩した金額を除く。）から取り崩して損金の額に算入する。

(3) 例外的取扱い

保険契約の解約等において払戻金のないもの（保険料払込期間が有期払込であり、保険料払込期間が終了した後の解約等においてごく小額の払戻金がある契約を含む。）である場合には、上記(1)及び(2)にかかわらず、保険料の払込の都度

当該保険料を損金の額に算入する。

3 適用関係

上記2の取扱いは、平成24年4月27日以後の契約に係る「がん保険」の保険料について適用する。

6. 相続・贈与時に年金の種類・支払期間が決まっていないう年金の取扱い

平成26（2014）年9月11日の東京高等裁判所での「相続税法第24条の年金受給権の評価」に関する判決をうけて、同年9月29日、国税庁ウェブサイトにて、「年金の方法により支払いを受ける保険金の支払請求権（受給権）の相続税法上の評価の取扱いの変更について」が公表された（同年10月30日、所得税に関する取扱いを追加公表）。

本件は、「年金の方法により支払いを受けることが定められているが、相続開始又は贈与の時にあって、年金の種類、年金の支払期間が決まっていないう個人生命保険契約又は個人年金保険契約」について、相続税法上の年金受給権の評価方法を変更するものである。当該契約に係る年金受給権については、従来、相続税法第22条に基づき、一時金として課税評価することとされていたが、変更により、相続税法第24条に基づき、年金として課税評価されることとなった。

本取扱い変更をうけ、過去の相続税もしくは贈与税の申告または所得税の申告の内容に異動が生じ、相続税、贈与税、所得税（以下、相続税等という）が納め過ぎとなる場合には、所轄税務署に更正の請求の手続をすることにより、納め過ぎた相続税等について還付を受けられることとなった。

同年10月3日、国税庁より、本取扱い変更により影響を受ける対象契約数を把握するため、当協会を通じ生命保険会社各社への調査要請があった。詳細等につき国税庁と調整のうえ、同年10月30日、生命保険会社各社に対し本取扱い変更について通知するとともに、各生命保険会社における対象契約数の報告を依頼した。

平成26（2014）年11月13日、生命保険会社各社からの報告内容を国税庁に提出した。なお、国税庁からの連絡により、相続税等の還付対象となり得る契約に対する顧客案内等は、各生命保険会社の判断に委ねることとされた。

7. 保険契約の異動に関する調書の創設等

平成27年度税制改正大綱において、保険契約の異動に関する調書の創設、および生命保険契約等の一時金の支払調書の創設等が盛り込まれた。記載内容は以下のとおりである。

一 個人所得課税 4 その他（国税）

(7) 生命保険契約等の一時金の支払調書等について、保険契約の契約者変更があった場合には、保険金等の支払時の契約者の払込保険料等を記載することとする。

(注) 上記の改正は、平成30年1月1日以後の契約者変更について適用する。

二 資産課税 6 その他（国税）

(4) 調書について、次の措置を講ずる。

① 保険会社等は、生命保険契約等について死亡による契約者変更があった場合には、死亡による契約者変更情報及び解約返戻金相当額等を記載した調書を、税務署長に提出しなければならないこととする。

② 生命保険金等の支払調書について、保険契約の契約者変更があった場合には、保険金等の支払時の契約者の払込保険料等を記載することとする。

(注) 上記の改正は、平成30年1月1日以後の契約者変更について適用する。

同大綱に記載された内容は、「所得税法等の一部を改正する法律案」等に盛り込まれ、平成27（2015）年3月31日、成立・公布された。

税制要望項目の推移（平成21年度～31年度）

要望項目	平成 21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
（生命保険料控除）										
○総合生命保険料控除制度への改組 所得控除限度額は所得税15万円、地方税7万円	◎									
○生命保険料控除の改組に伴う所要の法制上の措置を 実現すること		○								
○新生命保険料控除制度の定着 平成22年度税制改正において法制化がなされた新制 度を平成24年1月から着実に実施すること				◎						
○新生命保険料控除制度の定着 平成24年1月から適用が開始された新制度について は、安定的な制度としてその定着を図ること					◎					
○生命保険料控除制度を安定的に運営すること 今後の社会保障制度改革の動向などを踏まえて、制度 拡充についても検討すること						◎				
○生命保険料控除制度の拡充 所得控除限度額は所得税15万円、地方税7万円							◎	◎	◎	◎
（生命保険契約関係）										
○死亡保険金の相続税非課税限度額（法定相続人数× 500万円）に「配偶者分500万円＋未成年の被扶養法定 相続人数×500万円」を加算すること なお、課税方式 が見直された場合においても新たな非課税限度額 は現行制度に加算分を加えた水準とすること	◎	◎								

要望項目	平成 21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
○死亡保険金の相続税非課税限度額（法定相続人数×500万円）に「配偶者分500万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算すること なお、相続税の課税ベース等が見直された場合において、少なくとも現行の非課税限度額の水準を維持すること			◎							
○死亡保険金の相続税非課税限度額（法定相続人数×500万円）に「配偶者分500万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算すること また、税制の抜本的な改革等の中で、相続税制の見直しがなされた場合において、少なくとも現行の非課税措置における対象範囲および水準を維持すること				◎						
○死亡保険金の相続税非課税限度額（法定相続人数×500万円）に、「配偶者分500万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算						○	○	○	○	○
(企業年金保険関係)										
○特別法人税の撤廃	○	○	◎	○	○	◎	○	○	◎	○
○確定給付企業年金、厚生年金基金における過去勤務債務等に対する事業主掛金等について、早期の年金財政の健全化に資する柔軟な取扱いを可能とすること					○	○	○	○	○	○
○適格退職年金契約の円滑な移行を図るための措置を講ずること	◎	◎								
○適格退職年金契約と中小企業退職金共済を併用している団体において適格退職年金資産の中小企業退職金共済への非課税移換を可能とする措置を講ずること		◎								
○企業型確定拠出年金制度における退職時の脱退一時金について支給要件を緩和すること		◎	○	○	○	○	○	○	○	○
○平成24年3月末以前に受給権取得済である適格退職年金契約の年金受給者および繰延者に対して平成24年4月以降に税務取扱上の不利益が発生しないよう措置を講ずること		◎	◎							
○平成24年3月31日をもって廃止される適格退職年金制度に関し事業主が存在しないなどの事情により企業年金制度等への移行が困難な適格退職年金契約について、現行の適格年金契約に係る税制上の措置を継続適用する措置を確実に実施すること				○						
(法人・資産課税関係)										
○不動産関連税制の総合的見直しを図ること	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○生命保険業の法人事業税について、現行の課税方式を維持すること	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○タックス・ヘイブン対策税制の適用範囲見直しを図ること	○									
○タックス・ヘイブン対策税制上、内国法人に発生する二重課税を排除する措置を講ずること		○								
(その他)										
○欠損金繰越期間延長と繰戻還付の実施・繰戻期間を延長	○	○	○							
○破綻保険会社から協定銀行が土地等を取得した場合の不動産取得税の非課税措置の恒久化・措置期間延長	○		○		○		○		○	

要望項目	平成 21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
○非居住者・外国法人の受け取る民間国外債の利子および発行差金の非課税措置恒久化または延長		○								
○非居住者・外国法人の受け取る民間国外債の利子および発行差金の非課税措置恒久化	○									
○生命保険会社の相互会社から株式会社への組織変更に伴い社員（保険契約者）に割り当てられる株式の特定口座への組み入れを可能にすること	○									
○国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存要件を緩和すること			○	○	○	○	○			
○社会保障・税番号制度について、利用開始等にあたり、適切に制度設計がなされること					○	○				
○社会保障・税番号制度について、保険金等の円滑な支払に支障を来さないよう、お客さまの負荷および生命保険会社における実行可能性に配慮した制度整備がなされること							○			
○電子化の推進等により、生命保険料控除制度に係る年末調整手続きの簡素化・合理化を図ること										○
○外国証券等の譲渡に係る消費税の内外判定基準について、明確化を図ること										○

◎は重点要望事項、○は一般要望事項

第11章 生命保険関連法制改正をめぐる対応

1. 保険法施行への対応

(1) 法改正の経緯等

旧商法第2編第10章「保険」の規律については、約100年の間、ほとんど改正されていない状況にあったため、現代社会に合った適切なものとする必要があるとの指摘がされていた。このような状況のもと、保険法の現代化に向け、社団法人商事法務研究会において研究者、実務家、法務省担当官を構成員とする保険法研究会が設置された。同研究会では、平成17（2005）年9月から平成18（2006）年8月までの1年間にわたり、計17回の審議が行われ、「保険法の現代化について—保険法研究会取りまとめ—」が作成された。

その後、同年9月6日、杉浦正健法務大臣より、商法第2編第10章「保険」の抜本改正が諮問され、同日開催された法制審議会第150回会議では、専門の部会である「保険法部会」を設置し審議することとされた。保険法部会における審議の結果、平成20（2008）年1月16日に「保険法の見直しに関する要綱案」がとりまとめられた。同要綱案は、同年2月13日開催の法制審議会第155回会議において審議のうえ、原案どおり承認され、「保険法の見直しに関する要綱」として、同日、鳩山邦夫法務大臣あてに答申された。その後、同年3月4日、「保険法案」（閣法第65号）および「保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」（閣法第66号）が閣議決定され、翌5日に第169回通常国会に提出された。保険法案等は国会での審議を経て同年5月30日に可決、6月6日に公布され、平成22（2010）年4月1日より施行された（平成20年法律第56号および第57号）。

(2) 協会の対応

当協会では、保険法研究会および法制審議会（保険法部会）からの資料提供等の求めに迅速に対応するとともに、保険契約法成立後の実務対応を検討するため、平成17（2005）年9月、一般委員会傘下に「保険契約法改正対応PT」（構成：法務部会長他関係部会長、参加希望会社から各1名）を設置した。同PTでは、法制審議会保険法部会の検討状況についてPTメンバーに情報提供等を行うとともに、法務省が平成19（2007）年8月14日に公表した「保険法の見直しに関する中間試案」に対して、企画部会および同PTで意見をとりまとめ同年9月14日に法務省あてに提出した。また、会員会社の約款改訂に資する情報提供を行った。なお、同PTは、保険法の施行にともない、平成22（2010）年8月4日付で解散した。

その他、当協会および生命保険文化センターでは、保険法成立時の附帯決議において国民への周知徹底を図ることが求められていたことも踏まえ、平成21（2009）年8月、それぞれのウェブサイトにも、保険法の生命保険に関する規律の概要について周知するためのページを掲載した。

2. 当協会の規制改革要望を踏まえた保険業法等の改正

(1) 保険会社の海外展開に係る規制緩和

平成22（2010）年9月10日から10月14日までを集中受付期間として政府が実施した「国民の声 おかしなルールの見直し（国の規制・制度の改革）についての集中受付」において、当協会では、以下のとおり、「外国保険会社の買収等を行う場合に障壁となる規制の見直し」に関する規制改革要望をとりまとめ提出した。

提案内容	提案理由
保険会社が海外の保険会社を買収する際、国内と海外の保険会社の子会社等に係る業務範囲規制の差異から生じる競争条件の不平等及びそれによる買収機会の喪失を解消する観点から、海外の保険会社の子会社等には国内における保険会社の子会社等の業務範囲規制を非適用とする等の規制の見直しを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社の子会社等の業務範囲は保険業法106条等に規定されており、海外における子会社等も監督指針にて国内の子会社等と同様の業務範囲の考え方が適用されているが、海外における保険会社の子会社等は現地法令において業務範囲の制限を受けていないことが多い。 ・ 国内の保険会社が海外の保険会社及び傘下の子会社等の買収を行う際、当該子会社等の業務範囲が国内の規制を満たしているか一般的に短期間の入札期間内に判断する必要があるが、子会社等の経営情報を短期間に得ることに困難を伴う点、判断ができない場合は入札が不可能となる点、国内規制を満たさない場合に当該子会社等を買収対象から除外することを入札条件としなくてはならない点など海外の保険会社に比して買収交渉上著しく不利な立場に置かれる。

その後も同主旨の要望を継続して提出した結果、本要望については、平成23（2011）年6月より計9回にわたり開催された金融審議会「保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループ」において審議され、同年12月7日には同ワーキング・グループにおいてとりまとめられた報告書が公表された。本報告書では、「買収した外国保険会社の子会社のうち、すでに保有が認められている子会社対象会社以外の会社についても、原則として一定期間内に限り保有を認めることが適当である。また、一定期間内にその処分が困難である等の事情が認められる場合には、当局の承認等の一定の条件の下で、当該期間を超えての保有を例外的に容認することが適当である」とされた。本内容に沿って、平成24（2012）年に保険業法が改正され、一定の期間については「5年間」とされた。

上記の改正で設けられた特例措置は、外国の「保険会社」を買収する場合にのみ認められたが、外国の「（保険会社以外の）金融機関等」を買収する場合には認められなかった。そのため、平成24（2012）年10月15日から11月30日までを集中受付期間として政府が実施した「国民の声 国の規制・制度に関する意見の集中受付」において、当協会では、以下のとおり、「外国資産運用会社等の買収、外国の関連法人等に係る子会社等業務範囲規制の特例・緩和」に関する規制改革要望をとりまとめ提出した。

提案内容	提案理由
<p>保険会社が将来にわたり保険金等を確実に支払う観点から、外国の資産運用会社等の買収により資産運用力の強化や運用リスクの分散を図ることは重要な選択肢である。</p> <p>保険会社が外国の資産運用会社等を買収する際、国内と海外の保険会社の子会社等に係る業務範囲規制の差異から生じる競争条件の不平等及び</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社は長期・安定的に資産運用収益を確保して将来の保険金等を確実に支払う必要があるが、世界各地の運用環境の異なる金融市場において現地の最新情報を活用し機動的な運用を行うことにより、資産運用力の強化や運用リスクの分散に加え、年金・投信分野等の資産運用事業における相乗的な収益力強化が図れることから、外国の資産運用会社等の買収は重要な選択肢である。 ・ 実際に、欧米の保険会社は海外の資産運用会社を積極的に買収し、グローバルに資産運用を展開している。かかる買収において、当該外国の資産運用会社の子会社等に子会社対象会社以外の会社が存在することがあるが、

<p>それによる買収機会の喪失を解消する観点から、子会社等に係る業務範囲規制の特例措置を認めていただきたい。加えて、保険業あるいは資産運用業を行う外国の関連法人等の子会社等について業務範囲規制の緩和を認めていただきたい。</p>	<p>欧米と異なり、我が国保険会社の子会社等の業務範囲は法令や監督指針で一定の会社に限定されているため、我が国の保険会社は海外の保険会社に比して交渉上著しく不利な立場に置かれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険会社が外国の保険会社を買収する際の子会社等に係る業務範囲規制の特例は措置されたが、固有業務である資産運用の役割を確実に発揮することは、保険金等の確実な支払など契約者のメリットがあることから、外国の資産運用会社等の買収の場合も同様の特例措置を認めていただきたい。加えて、分社化等により、子会社対象会社の業務の一部と見なせる従属的な業務については、業務範囲内であることを明確化していただきたい。 ・また、保険会社が保険業あるいは資産運用業を行う外国の会社を関連法人等とする場合、子会社とする場合と異なり、当該保険会社が当該外国の会社の経営支配権を有さないことから、その傘下の子会社等の一定期間の猶予措置による事後的な売却は有効に機能しないおそれがありうる等から、保険業あるいは資産運用業を行う外国の関連法人等の子会社等の業務範囲規制について、緩和を認めていただきたい。
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

その後も同主旨の要望を継続して提出した結果、平成26（2014）年の保険業法の改正において、外国の「（保険会社以外の）金融機関等」を買収した場合にも、外国の「保険会社」を買収した場合と同様に、すでに保有が認められている子会社対象会社以外の会社を、一定期間（5年間）保有することを認める特例措置が設けられた。

（2）特定融資枠（コミットメントライン）契約の借主の対象範囲拡大

平成21（2009）年6月1日から6月30日までを集中受付期間として政府が実施した「規制改革集中受付月間」において、当協会では、以下のとおり、「特定融資枠（コミットメントライン）契約の借主の対象範囲拡大」に関する規制改革要望をとりまとめ提出した。

提案内容	提案理由
<p>相互会社形態の生命保険会社においても特定融資枠（コミットメントライン）契約の適用対象となるよう対象範囲を拡大していただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定融資枠契約に関する法律第2条の対象範囲は「会社法に規定する大会社」とされており、株式会社のみが対象で相互会社については適用対象外となっている。 ・コミットメントライン（特定融資枠契約）は、既に制度が導入されている株式会社形態の生命保険会社のみならず、相互会社形態の生命保険会社にとっても有益な資金調達手段である。そのため、生命保険相互会社についても、コミットメントライン契約の適用対象とすることで、資金調達の多様化・安定化が図れると考えられる。 ・なお、生命保険相互会社における基金の総額の最低額は10億円であることから、「会社法に規定する大会社（資本金5億円以上）」の基準を満たしていると考えることが可能であり、これを認めることの特段の弊害はないものと考えられる。

その後も同主旨の要望を継続して提出した結果、平成23（2011）年の「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第49号）において、特定融資枠契約に関する法律が改正され、多様で円滑な資金供給の実現を目的として、コミットメントラインの借主の範囲に保険業法上の相互会社等が追加された。

(3) 保険会社の特定子会社（ベンチャーキャピタル子会社）の保有比率10%超投資対象企業の範囲等の拡大

平成23（2011）年9月1日から10月14日までを集中受付期間として政府が実施した「国民の声 国の規制・制度に関する意見の集中受付」において、当協会では、以下のとおり、「保険会社の特定子会社（ベンチャーキャピタル子会社）の保有比率10%超投資対象企業の範囲等の拡大」に関する規制改革要望をとりまとめ提出した。

提案内容	提案理由
保険会社の特定子会社（ベンチャーキャピタル子会社）が10%を超えて投資できる企業の範囲について、研究開発型以外の幅広いベンチャー企業への投資を可能にすること	<ul style="list-style-type: none"> ・近年のベンチャー市場においては、経済構造の変化や情報技術の進歩などの環境変化を受けて、ITサービスやコンサルティング等の非研究開発型の企業が設立され、高成長を遂げている。 ・これらの企業は、技術的・ビジネスモデル的に競争力を有しかつ強い成長志向があるものの、資金的に不足している場合も多く、ベンチャーキャピタル会社としては、こうした企業に資金を提供することにより、ベンチャー企業の発展を支えつつ、収益を拡大することが期待される。 ・一方で、保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できる企業の範囲は、「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」とされつつも、施行規則56条5項の規定により、研究開発型の新規企業や経営革新に取組む既存事業者以外への投資はその判断も含め、困難な状況にある。 ・については、起業の裾野が広がっている昨今の状況を踏まえ、例えば、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律において、「その事業の将来における成長発展を図るために積極的に外部からの投資を受けて事業活動を行うことが特に必要かつ適切なもの」とされている「特定新規中小企業者」のうち、常勤の新事業活動従事者の数が一定以上の会社や、売上高成長率が高い会社を追加するなど、投資可能範囲の拡大を要望する。 ・なお、仮に特定子会社の投資可能範囲が拡大されたとしても、従来どおり10%を超えてから10年間の保有期間制限を維持することにより、業務範囲規制の趣旨からも問題ないものと考えられる。 ・当要望の実現によって、より多くの優良なベンチャー企業に対しての資金供給を通じた、新しい産業の創出や企業成長の促進、経済活性化に貢献することができる。

その後も同主旨の要望を継続して提出した。金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」は、平成24（2012）年5月より計14回にわたり開催されたが、平成25（2013）年1月28日、とりまとめた報告書を公表した。本報告書では、「VB（ベンチャービジネス）会社の株式に係る議決権は、銀行等の投資専門子会社が保有する場合に限り、5%ルールの例外とされている。また、保有期間は原則10年以内とされている。VB会社の定義については、現在は試験研究費等を基準にすることとされているが、サービス業等にこのような基準をあてはめることが難しいことから、その対象範囲を拡大することには合理性がある。また、VBファンド等の平均運用期間等の実態を踏まえると、例外とする期間を延長することにも合理性がある。このため、5%ルールの例外となるVB会社の対象範囲を拡大するとともに、例外とする期間を15年に延長することが適当である」とされた。本内容を踏まえ、平成26（2014）年に保険業法施行規則が改正され、投資対象となる企業の範囲が拡充され、また、投資対象期間が10年から15年に延長された。

3. 民法（債権関係）の改正対応

(1) 法改正の経緯等

平成21（2009）年10月28日に開催された法制審議会第160回会議において、千葉景子法務大臣は、「民事基本法典である民法のうち債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい」という諮問（諮問第88号）を行った。本諮問をうけ、法制審議会は新たな専門部会として「民法（債権関係）部会」を設置し、民法の債権関係の見直しについて審議を進めてきたが、平成27（2015）年2月10日の第99回会議において、「民法（債権関係）の改正に関する要綱案」が決定された。その後、同要綱案は、同年2月24日、法制審議会第174回会議において全会一致で原案どおり採択され、同日、「民法（債権関係）の改正に関する要綱」として上川陽子法務大臣に答申された。

その後、平成27（2015）年3月31日、「民法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、第189回国会に提出された（閣法第63号）。国会での審議の結果、「民法の一部を改正する法律」（平成29年法律第44号）は平成29（2017）年5月26日に成立し、6月2日付で公布され、一部の規定を除き、2020年4月1日に施行される予定である。改正法の概要は以下のとおりである。

1. 約款

・約款（定型約款）に関する規定を新設

(1) 定型約款の定義

・①ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、②その内容の全部または一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものを「定型取引」と定義したうえで、③定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体を「定型約款」と定義する。

(2) 定型約款による契約の成立

・定型約款を利用して契約を成立させるためには、①定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたこと、または②定型約款準備者があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していた場合において、契約の当事者において定型取引を行う旨の合意がされたことを要するとし、この要件を満たす場合には、定型約款に記載された個別の条項の内容について相手方が認識していなくとも定型約款の個別の条項について合意をしたものとみなす旨の規定を新設した。

・相手方の権利を制限し、または相手方の義務を加重する条項で、取引の態様・実情・取引上の社会的通念に照らし、信義則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められる条項については、合意をしなかったものとみなされる。

(3) 定型約款の内容の表示

・相手方（顧客）から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法で当該定型約款の内容を示さなければならない（ただし、すでに定型約款を交付しているときは除く）。

・契約前の表示請求を拒んだときは、定型約款の個別の条項については合意をしなかったものとみなされる。

(4) 定型約款の変更

・定型約款準備者は、以下のいずれかに該当する場合には、個別に相手方と合意することなく定型約款の変更をすることができる。

①変更が相手方の一般の利益に適合するとき

②変更が契約をした目的に反せず、かつ、変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

・定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨および変更後の定型約款の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。

2. 法定利率

・法定利率を固定制（5%）から変動制に変更。法改正時の法定利率の水準は3%とし、その後は、3年に1回、銀行の短期貸付利率に応じて1%刻みで変動。

・旧商法第514条（商事法定利率6%）はあわせて廃止され、民法に一本化

3. 時効

・現行の「権利を行使することができる時から10年間」に加え、新たに「債権者が権利を行使することができることを知った時から5年」という時効期間を創設

・旧民法第170条から第174条（職業別の短期消滅時効）、同第169条（定期給付債権の短期消滅時効）および旧商法第522条（商事消滅時効）は廃止され、民法の原則的な時効期間に一本化

4. 契約の成立

・契約の成立時期について、契約の申込みを受けた者が承諾の通知を発した時に契約が成立するなどとする発信主義を定めた規定を削除して、承諾の通知が申込者に到達した時点で契約が成立としている（注）。

（注）中間試案の補足説明では、当事者間の合意により、契約の成立時期を「発信時」とする（発信主義）ことも可能となると説明されている。

5. 意思能力

・法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかった時は、その法律行為は無効とする。

・意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に意思能力を有しなかった時は、その意思表示をもってその相手方に対抗することはできないが、意思能力を回復した相手方が意思表示を知った後や、その法定代理人が意思表示を知った後には、対抗することができるとしている。

6. 錯誤

・錯誤による意思表示の効果が「無効」から「取消し」に変更（注）

（注）「取消し」に変更されることにより、錯誤を主張できる期間に制限が設けられることになる。

7. 保証

・事業性資金の貸金の個人保証は、債務者法人の取締役等が保証人となる場合等を除き、公正証書により保証意思が表明されていることを要件とする。

なお、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成29年法律第45号）も同時に成立し、6月2日付で公布され、一部の規定を除き、2020年4月1日に施行される予定である。保険法第95条（消滅時効）について消滅時効期間の起算点が明示されてなかったことから、同法により起算点が「行使することができる時」であることを明確化するための改正が行われた。

(2) 協会の対応

法制審議会民法（債権関係）部会では、平成23（2011）年4月12日開催の第26回会議において、同部会において取り上げるべき論点の整理を目的としたこれまでの審議の結果を「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」としてとりまとめ、同年6月1日付で法務省より意見募集が行われた。当協会では、6月13日に法務省の担当者を招き講演会を開催するとともに、7月5日付で、「規定の見直しにあたっては、現在、契約の趣旨や特性を考慮して合理的に行われている実務が問題とされうるものがないよう、適切かつ具体的な要件が定められるとともに、実務への影響について十分な検証が行われることを期待する」等の意見を提出した。

その後、同部会では、平成25（2013）年2月26日開催の第71回会議において、これまでの審議結果を中間的にとりまとめたものである「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」が決定された。この「中間試案」が、同年4月16日付で法務省より意見募集が行われたことをうけ、当協会では、4月8日に法務省の担当者を招き講演会を開催するとともに、6月10日付で以下のような意見を提出した。

<意見（概要）>

- 民法（債権関係）の規定の見直しにより、民法が以下となるよう期待する。
 - ・判例法理や特に争いのない解釈を明文化するものについて、従来の法理・解釈を十分に認識していなかったとしても、権利・義務の内容を過大・過少に理解することなく、適切に理解できるような規律となること
 - ・コンプライアンスが強く求められている今日において、民法は行為規範としても意識されることに留意し、規定の解釈をめぐる不測の混雑が生じないよう、特に規律の限界について適切かつ明確な要件が定められること
 - ・任意規定であるものについてはその旨が明確になること
 - ・民事の基本法としての性格や、消費者契約法など他の特別法とのバランスなどに十分留意した規律となること
- 個別意見については以下のとおり。
 - ・公序良俗
 - いわゆる暴利行為の規定を設けないという考え方を支持する。
 - ・錯誤
 - 錯誤による意思表示の効果を取消しに改めることに反対する。
 - 不実表示に関する規定を設けないという考え方を支持する。
 - ・信義則等の適用に当たっての考慮要素
 - 規定を設けないという考え方を支持する。
 - ・契約締結過程における情報提供義務
 - 規定を設けないという考え方を支持する。
 - ・契約の成立時期
 - 現行法を維持するという考え方を支持する。また、仮に現行法を改める場合であっても、申込者の了解により発信主義を維持することが可能であることを明確化することを要望する。
 - ・約款
 - 取引実務に与える影響を十分に考慮した検討を要望する。
 - ・約款の組入要件の内容
 - 契約締結時までに約款を明示的に提示することを原則的な要件とする考え方には反対する。

- ・約款の不意打ち条項
引き続き慎重に検討することを要望する。
- ・約款の変更
約款の特性や実務の現状等を踏まえ、約款の変更に係る規定を検討することは意義があるものとする。また、具体的な要件について十分に検討することを要望する。
- ・約款の不当条項規制
規定を設けないという考え方を支持する。

平成29（2017）年6月2日に「民法の一部を改正する法律」が公布された後、当協会では、9月25日に法務省の担当者を招き同法についての講演会を開催した。

4. 消費者契約法の改正対応

(1) 平成28（2016）年改正

①法改正の経緯等

平成26（2014）年8月5日、安倍晋三内閣総理大臣は消費者委員会に対し、「消費者契約法（平成12年法律第61号）について、施行後の消費者契約に係る苦情相談の処理例及び裁判例等の情報の蓄積を踏まえ、情報通信技術の発達や高齢化の進展をはじめとした社会経済状況の変化への対応等の観点から、契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等の在り方を検討すること」という諮問（消制度第137号）を行った。本諮問をうけ、消費者委員会が新たに設置した消費者契約法専門調査会において、消費者契約法の規定の見直しについて審議されたが、平成27（2015）年12月25日に「消費者契約法専門調査会報告書」がとりまとめられ、平成28（2016）年1月7日開催の消費者委員会に報告された。また、同日付で消費者委員会から安倍晋三内閣総理大臣に答申された。

その後、同年3月4日、「消費者契約法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、第190回国会に提出された（閣法第45号）。国会での審議の結果、「消費者契約法の一部を改正する法律」（平成28年法律第61号）は同年5月25日に成立し、6月3日付で公布され、平成29（2017）年6月3日に施行された。改正法の概要は以下のとおりである。

1. 契約の取消し
 <現行規定>
 事業者の以下の行為により契約を締結した場合、消費者は取消しが可能
 - (1) 不実告知（重要事項 [= 契約の目的物に関する事項] が対象）
 - (2) 断定的判断の提供
 - (3) 不利益事実の不告知
 - (4) 不退去/退去妨害

＜課題＞	＜改正内容＞
高齢者の判断能力の低下等につけ込んで、大量に商品を購入させる被害事案	⇒過量な内容の契約の取消し (新たな取消事由)
契約の目的物に関しない事項についての不実告知による被害事案 (例：床下にシロアリがあり、家が倒壊)	⇒重要事項の範囲の拡大
取消権の行使期間を経過した被害事案	⇒行使期間の伸長 (短期を6か月→1年に伸長)

2. 契約条項の無効

＜現行規定＞

消費者の利益を不当に害する条項は、無効

- (1) 事業者の損害賠償責任を免除する条項
- (2) 消費者の支払う損害賠償額の予定条項
- (3) 消費者の利益を一方的に害する条項（「一般条項」）

⇒【10条】①民法、商法等の任意規定の適用による場合と比べ消費者の権利を制限する条項であつて、②信義則に反して消費者の利益を害するものは無効

＜課題＞	＜改正内容＞
消費者の解除権を一切、認めない条項の存在 (→欠陥製品であっても残金を支払い続ける) (例：「いかなる場合でも解除できません」)	⇒事業者の債務不履行等の場合でも、消費者の解除権を放棄させる条項 (無効とする条項の追加)
法10条の①は明文の規定だけではなく、一般的な法理等も含むとする最高裁の判決	⇒法10条に例示を追加(※) (※) 消費者の不作為をもって意思表示をしたものとみなす条項

②協会の対応

平成27（2015）年8月11日に開催された第200回消費者委員会本会議において、消費者契約法専門調査会のそれまでの審議結果を中間的にとりまとめたものである「消費者契約法専門委員会 中間取りまとめ」が報告された。その後、消費者契約法専門調査会は、本中間取りまとめを公表し、専門調査会の今後の具体的検討において参考とするためとして、同年9月30日までを集中的な受付期間として意見募集を行った。当協会では、9月28日付で、以下の趣旨の意見を提出した。また、同年10月16日に開催された第18回消費者契約法専門調査会では、事業者ヒアリングが行われ、当協会からは、同意見を述べた。

＜意見の概要＞

- 生命保険の特性（数理的基礎に基づく商品設計・運営、ニーズ潜在性、長期・高額・複雑・無形、再加入困難性等）、業規制との関係（保険業法等の各種規制を踏まえ、情報提供、意向確認の募集体制の構築等）を踏まえた議論をお願いしたい。
- 「重要事項」に「消費者が当該消費者契約の締結を必要とする事情に関する事項」を加える場合、消費者側の内心の事情等について、事業者がすべてを知ることは困難であるため、「消費者から事業者へ内心の事情等の表示があった場合に限る」等、客観的に判断可能な要件を設定していただきたい。

- 「不招請勧誘」に関する規律の導入には強く反対する。
- 「不当条項の類型の追加」については、現行法10条前段要件の明確化にとどめ、現行法10条後段要件は維持していただきたい。

(2) 平成30（2018）年改正

①法改正の経緯等

消費者契約法専門調査会において、平成27（2015）年12月25日にとりまとめられた「消費者契約法専門調査会報告書」（平成27年報告書）で「今後の検討課題」とされた論点のうち、「消費者契約法の一部を改正する法律案」に対する附帯決議において明示された論点および「成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書」等の内容を踏まえて、優先的に検討すべきとされた論点について、平成28（2016）年9月7日、審議が再開され、その結果、平成29（2017）年8月4日に「消費者契約法専門調査会報告書」（平成29年報告書）がとりまとめられ、同年8月8日開催の消費者委員会に報告された。また、同日付で消費者委員会から安倍晋三内閣総理大臣に答申された。

その後、平成30（2018）年3月2日、「消費者契約法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、第196回国会に提出された（閣法第31号）。国会での審議の結果、「消費者契約法の一部を改正する法律」（平成30年法律第54号）は同年6月8日に成立し、6月15日付で公布された。同法については、公布の日から起算して1年を経過した日（2019年6月15日）から施行されることとなった。改正法の概要は以下のとおりである。

消費者と事業者の交渉力等の格差に鑑み、消費者契約に関する被害事例等を踏まえ対応

○取り消し得る不当な勧誘行為の追加等	
①社会生活上の経験不足の不当な利用 (1) 不安をあおる告知 (2) 恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用 ②加齢等による判断力の低下の不当な利用	③靈感等による知見を用いた告知 ④契約締結前に債務の内容を実施等 ⑤不利益事実の不告知の要件緩和
○無効となる不当な契約条項の追加等	
①消費者の後見等を理由とする解除条項	②事業者が自分の責任を自ら決める条項
○事業者の努力義務の明示	
①条項の作成：解釈に疑義が生じない明確なもので平易なものになるよう配慮	②情報の提供：個々の消費者の知識および経験を考慮した上で必要な情報を提供

②協会の対応

平成29（2017）年4月28日に開催された第37回消費者契約法専門調査会では、同専門調査会で検討されている消費者契約法の再改正に向けた論点についてどのような影響・懸念があるか等に関する事業者ヒアリングが行われた。当協会からは以下の趣旨の意見を述べた。

<意見の概要>

- 生命保険は、ニーズ潜在型・長期性・再加入困難性等の特性を有している。また、保険とは、相互扶助の精神に基づく仕組みであり、契約者保護や生命保険の特性等の観点から、保険業法等の各種規制が定められている。このような生命保険の特性や各種規制等を踏まえ、生命保険会社各社は創意工夫を発揮しながらよりよい取組みを目指して実務の構築を進めている。消費者契約法の見直しを検討する際には、このような生命保険の特性・業規制との関係についても考慮いただきたい。
- 生命保険はニーズ潜在型の商品であり、勧誘に当たっては、一般的に、将来のリスク等について顧客への説明を行っている。将来のリスク等の説明や具体的な生命保険の提案等のためには顧客の年齢や家族構成等を伺う必要があり、それらを伺うことができるよう継続的な活動に取り組んでいる。このような通常の健全な保険募集が契約の取消事由に該当することがないように、客観的かつ明確な要件としていただきたい。
- 不当条項の類型の追加を検討する場合には、引き続き適切・健全な生命保険の運営ができるようご配慮いただき、「解釈権限付与条項・決定権限付与条項」については、それを一律に無効とするのではなく、消費者の利益を一方的に害するような不当な条項に限定して無効とするような要件としていただきたい。

また、当協会では、消費者庁より平成29（2017）年8月21日に公表された「報告書における消費者契約法の改正に関する規定案」に対して、同年9月15日付で、規定案の文言を明確化する修正および規定案の想定事例について逐条解説等による周知を求める意見を提出した。

<意見の概要>

○その他（総論）

- ・規定化にあたりましては、極力客観的に要件が設定された規定としていただきたい。また、法改正の趣旨、背景、想定している問題事例等につきまして、逐条解説等により周知いただきたい。
- 法第4条第3項関係（1）に対する意見
 - ・生命保険の営業活動においては、通常、勧誘などの際に、将来に発生しうるリスクについて説明を行うが、このような説明が規律の対象とならないことが明らかになるよう規定いただきたい。
 - ・「当該損害又は危険を回避するために必要である旨を正当な理由がないのに強調して告げること」を要件とすることでそのような説明が本規定案の対象から除外されるのであれば、その旨を逐条解説等により周知いただきたい。
- 法第4条第3項関係（2）に対する意見
 - ・例えば「当該消費者の意思決定に通常重要な影響を与えることができる状態となったときにおいて」（下線部追記）とする、または過量契約の規定のように「当該消費者の意思決定に重要な影響を与えることができる状態であることを知りながら」（下線部修正）とするなど、「意思決定に重要な影響を与えることができる状態」について、消費者の内心により決まるものではなく、客観的かつ明確に判断できる要件としていただきたい。
 - ・本規定案の対象と想定される不当勧誘は、いわゆるデパート商法等の不当性が高い特殊な事例を想定しており、通常の営業活動により顧客の信頼を得るような事例は、およそ本規定案に抵触するものではないことを逐条解説等により周知いただきたい。

5. 会社法の改正対応

(1) 法改正の経緯等

平成22（2010）年2月24日に開催された法制審議会第162回会議において、千葉景子法務大臣は、「会社法制について、会社が社会的、経済的に重要な役割を果たしていることに照らして会社を取り巻く幅広い利害関係者からの一層の信頼を確保する観点から、企業統治の在り方や親子会社に関する規律等を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい」という諮問（諮問第91号）を行った。本諮問をうけ、法制審議会において新たな専門部会として会社法制部会が設置され、審議が進められてきたが、平成24（2012）年8月1日の第24回会議において、「会社法制の見直しに関する要綱案」がとりまとめられた。同要綱案は、同年9月7日、法制審議会第167回会議において全会一致で原案どおり採択され、同日、滝実法務大臣に答申された。

その後、平成25（2013）年11月29日、「会社法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、第185回国会に提出された（閣法第22号）。国会での審議の結果、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）は平成26（2014）年6月20日に成立し、6月27日付で公布され、平成27（2015）年5月1日に施行された。改正法の概要は以下のとおりである。

企業統治の在り方

・社外取締役の機能活用

- ⇒ ・監査等委員会設置会社制度の創設
 ・社外取締役・社外監査役の要件の厳格化（親会社の取締役等でないことを要件に追加）
 ・社外取締役を置かない場合に、社外取締役を置くことが相当でない理由を定時株主総会で説明（監査役会設置会社（公開会社でかつ大会社に限定）で、その発行する株式について有価証券報告書を提出しなければならない会社の場合）

・会計監査人の独立性強化

- ⇒ ・会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定権を監査役等に付与

親子会社に関する規律等

・親会社株主の保護

- ⇒ ・多重代表訴訟制度の創設

・組織再編等における株主の保護

- ⇒ ・組織再編等の差止請求制度の拡充

「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第91号）も同時に成立したが、そのなかで、保険業法の相互会社に関する規定についても「会社法の一部を改正する法律」とおおむね同様の改正が行われた。

(2) 協会の対応

当協会では、法務省より、上記の法改正にともない平成26（2014）年11月25日に公表された「会社法の改正に伴う会社更生法施行令及び会社法施行規則等の改正に関する意見募集」あてに、同年12月25日付で、内容を確認する意見を提出した。

6. 上記以外の関連法制対応

(1) 個人情報保護法

①法改正の経緯等

平成26（2014）年6月24日、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下、IT総合戦略本部という）にて「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」が決定された。同大綱は、「日本再興戦略」および「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25（2013）年6月14日閣議決定）をうけ、IT総合戦略本部傘下のパーソナルデータに関する検討会において策定され、平成25（2013）年12月20日にIT総合戦略本部で決定された「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」を踏まえた検討に基づき、具体的に個人情報保護関係法令の改正等により措置する内容について、政府として方向性を示すものである。同大綱は、同年6月25日、内閣官房IT総合戦略室パーソナルデータ関連制度担当室より意見募集に付されたが、当協会では、7月24日付で、「制度設計の細部の検討にあたっては、個人情報保護法等に基づいて適切な情報保護に努めている生命保険会社の事務負荷が大幅に拡大しないよう、情報の利活用と保護のバランスへの十分な配慮を賜りたい」、「第三者機関および金融庁との間で、例えば、窓口を一元化すること、重複した類似の報告を求めないこと、法令解釈の統一化を図ること等の執行協力や役割分担の明確化を図ることにより、生命保険会社における円滑な業務に支障を来さないような制度設計を行っていただきたい」等の意見を提出した。

その後、同大綱も踏まえつつ、情報通信技術の発展や事業活動のグローバル化等の急速な環境変化により、個人情報保護法が制定された当初は想定されなかったようなパーソナルデータの利活用が可能となったことや消費者委員会の「いわゆる名簿屋等に関する今後検討すべき課題についての意見」等を踏まえ、平成27（2015）年3月10日、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定された。同法案は、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの利活用を促進することによる、新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心の向上の実現およびマイナンバーの利用事務拡充のために所要の改正を行うものであり、第189回国会に提出され（閣法第34号）、国会での審議の結果、同法（平成27年法律第65号）は同年9月3日に成立し、9月9日付で公布され、平成29（2017）年5月30日に施行された。個人情報保護法の改正のポイントは以下のとおりである。

<個人情報保護法の改正のポイント>

定義の明確化等

- ⇒ ・個人情報の定義の明確化（身体的特徴等が該当）
 ・要配慮個人情報（いわゆる機微情報）に関する規定の整備
 ・個人情報データベース等から権利利益を害するおそれが少ないものを除外
 ・取り扱う個人情報が5,000人分以下の事業者に対しても法を適用

適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保

- ⇒ ・利用目的の変更を可能とする規定の整備
 ・匿名加工情報に関する加工方法や取扱い等の規定の整備
 ・個人情報保護指針の作成や届出、公表等の規定の整備

個人情報の流通の適正さを確保	⇒	・本人同意を得ない第三者提供（オプトアウト規定）の届出、公表等厳格化 ・トレーサビリティの確保（第三者提供に係る確認および記録の作成義務） ・不正な利益を図る目的による個人情報データベース等提供罪の新設
個人情報保護委員会の新設およびその権限	⇒	・個人情報保護委員会を新設し、個人情報保護法の改正前の主務大臣の権限を一元化
個人情報の取扱いのグローバル化	⇒	・国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供に関する規定の整備 ・外国にある第三者への個人データの提供に関する規定の整備
請求権	⇒	・本人の開示、訂正等、利用停止等の求めは請求権であることを明確化

②法改正に対する協会の対応

当協会では、個人情報保護法の改正にともない実施された以下の意見募集に対して、主に内容を確認する意見を提出した。

公表日	公表主体	意見募集の内容	意見提出日
平成28年8月2日	個人情報保護委員会	「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則（案）」	平成28年8月31日
28年10月4日	個人情報保護委員会	「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編）（案）」	28年11月2日
28年12月15日	個人情報保護委員会・金融庁	「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等に関する実務指針（案）」	29年1月13日

③認定個人情報保護団体としての活動

個人情報保護法では、個人情報の適正な取扱いの確保に向け、民間団体等による自主的な取組みを尊重し、支援するための仕組みとして、「認定個人情報保護団体」としての認定を受けることができる旨、規定されている。

当協会は、金融庁に対して認定の申請を行い、平成17（2005）年4月1日付で認定をうけ、当協会の構成員である生命保険会社を対象事業者とする認定個人情報保護団体としての活動を開始した。認定個人情報保護団体の業務として、個人情報保護法に規定される、「a. 対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理」、「b. 個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供」、「c. その他対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に必要な業務」を行っている。

a. 個人情報の取扱いに関する苦情の処理

当協会は、個人情報の取扱いに関する苦情について解決の申出があった時は、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に関わる事情を調査するとともに当事者である対象事業者に対して、その内容を通知して迅速な解決を求めている。さらに、苦情処理業務の公正な運営を確保するために外部意見聴取制度を設け、弁護士を苦情処理アドバイザーに委嘱し、解決申立から原則として3か月を経過しても苦情が解決しない場合には、苦情処理アドバイザーの意見を参考意見として対象事業者に提示することにより苦情解決をうながしている。

認定個人情報保護団体の受付苦情件数

(単位：件)

平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
34	38	31	27	22	20	20	24	19	17

b. 対象事業者に対する情報提供等

当協会では、平成17(2005)年2月に策定した「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針」(生保指針)および「生命保険業における個人情報保護のための安全管理措置等についての実務指針」(生保安全管理実務指針)を、認定個人情報保護団体が個人情報保護法の規定に基づき作成、公表すべき「個人情報保護指針」と位置づけ、対象事業者に対して個人情報の適正な取扱いの指針を示している。

そのうえで、「生保指針」および「生保安全管理実務指針」遵守のために必要な措置として、例えば個人情報の漏えい等事案が発生した場合等、「指導」・「勧告」等の措置を講じている。

指導・勧告等の措置の件数

(単位：件)

	平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
指導	3	8	7	10	4	19	4	3	0	1
勧告		1								
その他の 措置	2(注)	1(注)								

(注)「その他の措置」は、個人情報漏えい事案が発生した場合において、指導とともに生保指針・生保安全管理実務指針違反の有無や改善策等について報告を求めた件数。指導件数には「勧告」および「その他の措置」の実施件数を含む。

c. その他必要な業務

対象事業者における個人情報の適正な取扱いを確保するため、生命保険協会の顧問弁護士を講師に迎え、対象事業者の従業員に対する研修等を実施している。

(2) 国際テロリスト財産凍結法

わが国では、国際テロリストが行う対外取引については「外国為替及び外国貿易法」(以下、外為法という)により規制されてきたが、外為法では規制されていなかった国際テロリストによる国内取

引等を規制するため、内閣は、平成26（2014）年10月10日、「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案」（以下、国際テロリスト財産凍結法案という）を第187回国会に提出した（閣法第16号）。国会での審議の結果、同法（平成26年法律第124号）は同年11月19日に成立し、11月27日付で公布され、平成27（2015）年10月5日に施行された。国際テロリスト財産凍結法の概要は以下のとおりである。

- 安保理決議第1267号等が国際テロリストの財産の凍結等の措置を求めていることを踏まえ、わが国において実施すべき措置について必要な事項を定める。
- 以下の者を財産の凍結等の措置をとるべき国際テロリストとして公告する。
 - ・安保理決議第1267号等により国連安保理制裁委員会が制裁リストに記載したタリバーン関係者等
 - ・安保理決議第1373号によりその財産の凍結等の措置をするべきこととされている国際テロリストとして国家公安委員会が指定した者
- 公告された国際テロリストは、金銭の贈与、貸付け等の一定の行為をする場合には都道府県公安委員会の許可を受けなければならないほか、都道府県公安委員会は、公告された国際テロリストに対し、その者が所持している財産の一部の提出を命じ、これを仮領置することができる。

当協会では、警察庁より平成27（2015）年7月24日に公表された「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令案」に対して、同年8月21日付で、内容を確認する意見を提出した。

第12章 郵政民営化および隣接業界への対応

1. 郵政民営化への対応

(1) 郵政民営化の見直しへの対応

平成21（2009）年8月30日に実施された第45回衆議院議員総選挙の結果、自由民主党・公明党の政権から、民主党・社民党・国民新党の政権に交代した。新政権は、前政権（小泉純一郎元総理大臣時代）に推し進められた郵政民営化の抜本的見直しを主要な政策の一つとして掲げ、同年10月20日には郵政改革の基本方針を閣議決定した。基本方針には、「『郵政改革法案』（仮称）を次期通常国会に提出し、その確実な成立を図るものとする」と記載された。その後の郵政民営化の見直しの主な流れは以下のとおりである。

年月日	内容
平成21年10月28日	第1回郵政改革関係政策会議が開催
10月30日	「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案」が閣議決定 ⇒12月4日、臨時国会にて成立 ⇒12月4日、協会長コメントを公表
12月11日、25日	郵政改革推進室が関係各方面から郵政改革に係るヒアリングを実施 ⇒12月11日、当協会もヒアリングに出席し意見を表明
12月21日	郵政改革推進室が「郵政改革に関する意見募集」を実施 ⇒平成22年1月20日、当協会から意見提出
22年2月8日	第3回郵政改革関係政策会議が開催され、「郵政改革素案」および「郵政改革素案骨子」を公表 ⇒3月4日、一連の郵政改革に係る議論が進められるなかで、協会長コメントを公表
3月24日	亀井静香郵政改革担当大臣および原口一博総務大臣が「郵政改革に関連する諸事項等について（談話）」を公表 ⇒3月24日、協会長コメントを公表
4月20日	亀井静香郵政改革・金融担当大臣および原口一博総務大臣が「郵政改革に関連する法案骨子について（談話）」を公表 ⇒4月20日、協会長コメントを公表
4月30日	「郵政改革法案」「日本郵政株式会社法案」「郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」が閣議決定 ⇒4月30日、第174回通常国会に提出 ⇒4月30日、協会長コメントを公表 ⇒5月31日、衆議院通過し参議院へ ⇒6月16日、通常国会の会期終了にともない審議未了で廃案
10月8日	第60回郵政民営化委員会において、日本郵政株式会社の民営化対応について関係者からのヒアリングを実施 ⇒当協会もヒアリングに出席し意見を表明
10月8日	「郵政改革法案」「日本郵政株式会社法案」「郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」が閣議決定 ⇒10月8日、協会長コメントを公表 ⇒10月13日、第176回臨時国会に提出

※協会長コメントや協会意見については、「公正な競争条件の確保」や「適切な態勢整備」の観点から表明

上記の平成22（2010）年10月13日に臨時国会に提出された「郵政改革法案」等は、長く継続審議扱いとされていたものの、野党の反対により国会審議が進まない状況にあった。このようななか、平成

23 (2011)年3月の東日本大震災の発生をうけ、同年11月に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が成立したが、同法の附則では、復興財源確保のため、日本郵政の株式について処分の在り方を検討し、その結果に基づいて、できる限り早期に処分することが明記された。

こうした状況の下、民主党・自由民主党・公明党の3党において郵政問題に関する協議が行われ、「郵政改革法案」等を撤回したうえで、既存の郵政民営化法をベースに法改正を行う方向で合意がなされた。これをうけ、平成24(2012)年3月30日に同法案等は撤回され、3党の議員立法により、「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案」が第180回通常国会に提出されることとなった。これをうけ、当協会では3月30日付で協会長コメントを発表した。

「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案」は、同年4月12日に衆議院で可決、4月27日に参議院にて可決され、5月8日に公布された。同法の概要(改正前後の郵政民営化法の比較)は以下のとおりである。

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律による改正前後の郵政民営化法の比較

		改正前の郵政民営化法		改正後の郵政民営化法		
経営形態		5社体制〔日本郵政+郵便事業+郵便局+金融2社〕		4社体制〔日本郵政+日本郵便+金融2社〕		
株式保有	政府→日本郵政	3分の1超の保有を義務付け(早期処分努力義務あり)		3分の1超の保有を義務付け(早期処分義務あり。東日本大震災の復興財源)		
	日本郵政→金融2社	移行期間(平成19年10月1日から平成29年9月30日まで)中の全株処分を義務付け		その全部を処分することを目指し、金融2社の経営状況、郵政事業に係る基本的な役務の確保への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分		
ユニバーサルサービスの対象		郵便のみ(基金を設置)		郵便・貯金・保険の三事業(基金は廃止)		
新規業務	金融2社	(特定日(※1)まで)	(特定日(※1)以後)	金融2社の総株式の1/2以上を処分するまで	1/2以上処分後、特定日(※1)まで	(特定日(※1)以後)
	郵便・郵便局	主務大臣(※2)の認可(郵政民営化委員会の意見聴取が必要。監督命令の対象)	郵政民営化法に基づく規制なし(業法による規制のみ)	主務大臣(※2)の認可(郵政民営化委員会の意見聴取が必要。監督命令の対象)	主務大臣(※2)への届出(同業他社への配慮義務、郵政民営化委員会への通知が必要。監督命令の対象)	郵政民営化法に基づく規制なし(業法による規制のみ)
		郵政事業→総務大臣の認可(移行期間中は同業他社への配慮義務、郵政民営化委員会の意見聴取が必要。監督命令の対象)		総務大臣への届出(移行期間(郵便貯金銀行・郵便保険会社に係る上乗せ規制の解除の日以後の最初の3月31日までの期間)中は同業他社への配慮義務、郵政民営化委員会への通知が必要。監督命令の対象)		
限度額		政令で規定 〔改定には郵政民営化委員会の意見聴取が必要〕	なし	政令で規定 〔改定には郵政民営化委員会の意見聴取が必要。当面は引上げない(3党合意)〕	なし	
かんぽの宿等		平成24年9月30日までに譲渡又は廃止		当分の間、運営及び管理の業務を行うことができる		
郵便局の定義		会社の営業所であって、郵便窓口業務を行うもの		会社の営業所であって、郵便窓口業務、銀行窓口業務、保険窓口業務を行うもの		
簡易郵便局		明確な位置付けなし(一般の受託者であり、簡易郵便局の語なし)		法的に位置付け(法律名を簡易郵便局法とし、簡易郵便局、簡易郵便局長の呼称を規定)		
郵便認証司		会社の使用人であり、かつ、管理又は監督の地位にある者のうちから、会社の推薦に基づいて任命		会社の使用人のうちから、会社の推薦に基づいて任命		
その他		<ul style="list-style-type: none"> 郵政民営化委員会による3年ごとの郵政民営化の進捗状況の総合的な見直し 郵便事業の業務の区分ごとの収支の状況 		<ul style="list-style-type: none"> 郵政民営化委員会による3年ごとの郵政民営化の進捗状況の総合的な検証 日本郵便の業務の区分ごとの収支の状況 郵政事業における公益性・地域性の発揮 日本郵政、日本郵便に対する情報の公表義務 		
施行期日		一部の規定を除き、平成19年10月1日から施行		一部の規定を除き、改正法の公布の日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行(可能であれば、平成24年10月1日から施行)		

(※1)日本郵政(郵便貯金銀行(郵便保険会社)の株式の全部を処分した日と内閣総理大臣及び総務大臣が同業他社との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがない旨の決定をした日とのいずれか早い日。

(※2)内閣総理大臣(金融庁)及び総務大臣。

(出典) 第77回郵政民営化委員会(平成24年6月1日開催)資料

改正法の成立をうけ、当協会では平成24（2012）年4月27日付で以下の協会長コメントを発表した。

<協会長コメント>（抜粋）

当会がかねてより、郵便保険事業の見直しにあたっては、健全な生命保険市場の発展の観点から、同種の業務を営む事業者との適正な競争関係を阻害しないための「公正な競争条件の確保」および引受・支払等の「適切な態勢整備」が実現しないのであれば、かんぽ生命の加入限度額引上げや業務範囲の拡大は容認できない旨、繰り返し主張してきた。

本日、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（以下、改正法）が成立したが、改正法の成立を踏まえた当会の考え方について、以下の通り表明する。

- ・改正法では、政府が日本郵政の株式の1/3超を常時保有するとともに、日本郵政はかんぽ生命の株式の全ての処分を目指し、できる限り早期に処分することとされているが、この点、完全民営化に向けた一定の配慮は見られるものの、政府出資が続き「政府が何らかの支援を行うのではないか」との消費者の認識が生ずる様な状態では、「公正な競争条件」が確保されない懸念がある。日本郵政の事業計画において、かんぽ生命の株式の完全処分につき適切な期限を定めるなど、かんぽ生命への間接的な政府出資の解消に向けた取組がすみやかに進められるべき。
- ・改正法では、かんぽ生命の業務範囲拡大の手続について、日本郵政がかんぽ生命の株式の1/2以上を処分した後は認可制が届出制へ移行することとされているが、その場合も郵政民営化委員会による対等な競争条件の確保等のための事前検証・評価、関係大臣による是正命令権限の迅速な行使、郵政民営化委員会の公平・中立な運営など、公正な競争条件を阻害しないための取組が不可欠。また、かんぽ生命の加入限度額について、附帯決議では「当面は引上げない」旨の考え方が示されているが、加入限度額の引上げは、間接的な政府出資が解消されるまで認められるべきではない。業務範囲および加入限度額等に関する規制についてはそもそも、日本郵政がかんぽ生命の株式の1/2以上を処分した後は、内閣総理大臣および総務大臣の決定により全て撤廃できることとされているが、かんぽ生命への間接的な政府出資について法律上適切な期限を付しての解消が義務付けられておらず、また、公正な競争条件が確保されていない中では、関係大臣の決定による規制の撤廃は容認できない。
- ・改正法では、日本郵政および日本郵便に生命保険のユニバーサルサービスを義務付けるとともに、政府はユニバーサルサービスの確保が図られるよう「必要な措置」を講ずるとされているが、例えば「郵便保険会社が日本郵便に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の非課税措置の創設」等、他の民間生命保険会社にはない優遇措置を講ずることは、生命保険業界における「公正な競争条件」を阻害するものとなるため、認められるべきではない。当会としては、郵政民営化の本来の趣旨が実現されるよう、引き続き関係各方面において十分な取組がなされることを強く要望する。

(2) かんぽ生命の上場への対応

平成24（2012）年10月29日に開催された第88回郵政民営化委員会において、日本郵政より「日本郵政グループの株式上場等」として日本郵政グループの3社（日本郵政、ゆうちょ銀行、かんぽ生命）の株式上場スケジュール等につき説明が行われた。このなかで、日本郵政の株式については、3年以内を目処として、株式市場および業務の状況等を踏まえつつ、できるだけ早期の上場を目指すこととされたが、金融2社（ゆうちょ銀行、かんぽ生命）の株式については、持株会社（日本郵政）の株式の2分の1の処分までに方針を明確化する旨が示されたのみで、具体的な上場スケジュールが示されな

かった。これをうけ、当協会では、同日付にて、「日本郵政は、かんぼ生命の株式完全処分につき適切な期限を定めるなど、かんぼ生命への間接的な政府出資の解消に向けた取組みを示すべき」、「上場計画とあわせて、すみやかにかんぼ生命の株式処分計画が示されるべき」等の協会長コメントを発表した。さらに、同年11月15日に開催された第90回郵政民営化委員会において、当協会の意見について説明を行った。

平成26（2014）年12月26日、日本郵政より「日本郵政グループ3社の株式上場について」が公表され、日本郵政グループの3社の株式上場に関して、株式上場スキーム（株式上場の時期、売却規模、金融2社株式の売却収入の用途）および上場時の金融2社の主幹事証券会社について公表された。金融2社株式の売却については、「金融2社の経営の自由度の拡大、グループの一体性や総合力の発揮等も視野に入れ、まずは、保有割合が50%程度となるまで、段階的に売却していく」とされた。これをうけ、当協会では同日付で、「日本郵政は、かんぼ生命の株式完全処分につき適切な期限を定めるなど、かんぼ生命への政府出資の解消に向けた取組みを示した上で実行し、民間生命保険会社との公正な競争条件の実現を図るべき」、「金融2社の経営の自由度の拡大について言及がなされているが、株式の完全処分による公正な競争条件の確保が実現しない中での加入限度額引上げや業務範囲の拡大は容認できない」等の協会長コメントを発表した。

その後、平成27（2015）年11月4日、日本郵政グループ3社の株式が東京証券取引所に上場され、かんぼ生命の株式は11%が売却された。これをうけて、当協会では同日付で、「かんぼ生命の株式完全処分に関わる適切な期限を定めるなど、同社の完全民営化に向けた取組みが確実に遂行されることを切に望むとともに、今後、かんぼ生命を含めた日本郵政グループと民間生命保険会社が切磋琢磨し、時に連携を図りながら取り組んでいくことで、健全な生命保険市場や地域社会などの発展に向けて貢献していくことができればと考えている」等の協会長コメントを発表した。

(3) かんぼ生命の加入限度額引上げへの対応

平成26（2014）年12月14日に実施された第47回衆議院選挙前に公表された自由民主党の「重点政策集2014」に「国民がより便利に利用できるよう、ゆうちょ銀行・かんぼ生命の限度額の見直しを検討します」と記載されたことを踏まえ、平成27（2015）年3月3日、自由民主党に「郵政事業に関する特命委員会」が設置された。同委員会は、同年6月26日、「日本郵政グループ3社の株式上場における郵政事業のあり方に関する提言」をとりまとめ公表したが、そのなかで、かんぼ生命の加入限度額について、以下のように記載された。

かんぼ生命においては、現在、契約の限度額は基本契約で1000万円、加入4年後に通計部分300万円が上乗せ可能で、最大契約額が1300万円である。この金額についても、万が一の際の本人や遺族の保障には必ずしも十分でなく、ゆうちょ銀行同様、本年9月末までに、現在加入4年後に追加される300万円の通計部分を1000万円に引き上げるべきである。その後、基本契約1000万円についても引き上げを検討すべきである。

ただし現在、加入の際医師の診査を必要としない、いわゆる無診査加入は経営上リスクを抱えることになることを、かんぼ生命においては十分に認識し、今後の経営に万全を期すべきである。

これをうけて、当協会では平成27（2015）年6月29日付で、「（公正な競争条件が確保されない中、）限度額の引上げや業務範囲の拡大は、民間生命保険会社の経営に与える影響が極めて大きく、民業圧迫に繋がるものであり、到底容認できない」等の協会長コメントを発表した。

同年7月9日に開催された第135回郵政民営化委員会では、麻生太郎金融担当大臣および山本早苗総務大臣より「今後の郵政民営化の推進の在り方の調査審議について」の要請がなされた。これをうけて、郵政民営化委員会として、今後の郵政民営化の推進の在り方についての調査審議の参考とするため、意見募集が行われた。

当協会では同年8月3日付で以下の意見を提出し、また、8月27日に開催された第136回郵政民営化委員会における関係団体ヒアリングでも、同意見について説明を行った。

<意見>（抜粋）

<総論>

- ・当会は、かんぽ生命を公正かつ自由な民間の生命保険市場に迎え入れ、活力ある経済社会の実現に繋げていくこと、および震災復興の財源への充当という政策課題への対応の観点から、今後予定されている日本郵政グループの上場が成功裏に遂行され、かんぽ生命の完全民営化が着実に進められることが重要であると考えている。
- ・一方、当会は、かんぽ生命の限度額の引き上げを含めた業務範囲の拡大を行うにあたっては、民間生命保険会社との「公正な競争条件の確保」や、拡大する業務の内容等を踏まえた「適切な態勢整備」が必要である旨、繰り返し主張してきた。
- ・今般、郵政民営化委員会より「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集」が行われたことを受け、以下のとおり、当会の考え方を表明する。

<各論>

1. 日本郵政グループの企業価値向上に向けて

- ・郵政民営化を推進するにあたっては、日本郵政グループと民間生命保険会社が対立構造に陥るのではなく、双方の得意分野（強み）を認識し、適切に補完しあうことが重要であると考えている。
- ・こうした相互補完の関係を構築することによって、日本郵政グループと民間生命保険会社は互いの経営資源を無駄なく活用することができ、国民経済的な観点からも意義の有ることと考える。
- ・更に、全国の消費者の多様なご要望に応えることが可能となり、中長期的な消費者利益の実現、健全な生命保険市場の発展へと繋がっていくものと認識している。

2. 生命保険市場の健全な発展に向けて

- ・日本郵政は、かんぽ生命の株式完全処分に向けた適切な期限を定めるなど、かんぽ生命への実質的な政府出資の解消に向けた取組みを示した上で実行し、民間生命保険会社との「公正な競争条件」の実現を図るべき。
- ・かんぽ生命においても、限度額の引き上げを含めた業務範囲の拡大を行うにあたっては、公正な競争条件が確保されたうえで、その内容や規模に応じた適切な態勢が整備される必要がある。
- ・郵政民営化委員会においては、これらの経緯および当会の意見を踏まえ、今後の郵政民営化の推進の在り方について、公正・中立な第三者の立場から、十分かつ慎重な調査審議を行っていただくことを強く希望する。

平成27（2015）年12月25日、第145回郵政民営化委員会が開催され、「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の所見」がとりまとめられた。所見においては、かんぽ生命の契約引

受限度額について、以下のとおり、現行の追加加入部分300万円を1,000万円まで引き上げることが妥当との見解が示され、また、限度額の引上げだけでなく、「段階的な業務制限の緩和等」についても言及された。

a かんぽ生命保険に対する限度額規制の在り方

かんぽ生命保険の限度額についても、重視すべきは利用者利便の視点である。合理的な理由がなく限度額が存在する商品が民間会社の提供するものとして不相当であることは、ゆうちょ銀行についてと同様である。

限度額を設定することに合理性があるとするれば、それはリスク管理の観点から説明できなければならず、本来、それは経営判断事項であって、自らデータ等に基づき合理的に決定すべきものである。

また、同社は、小口でシンプルな生命保険を、郵便局ネットワークを通じ家庭市場を中心に提供することを基本とし、職域における高額保障ニーズに対しては、他社商品を補完的に活用することにより対応している。こうしたビジネスモデルは、上場後も基本的に変わらないとしていることから、かんぽ生命保険の限度額について検討する場合、少なくとも当面は、有診査保険への参入を前提とせず、告知書扱いの生命保険を対象とすることが現実的であると考える¹⁰。

このように考えた場合、かんぽ生命保険の限度額については、検討すべき論点はあまり多くなく¹¹、保障性を中心とする他の生命保険会社に及ぼす影響も限定的と考えられる。かんぽ生命保険の基本契約の限度額は、国営時代から通算すれば38年間（一定条件の下での改定を入れても29年間）変更されておらず、ゆうちょ銀行においてと同様、経営の自由度を高める方向で考える余地はあると考える。

かんぽ生命保険の現行の通計の仕組みでは、20歳以上55歳以下の青壮年層を対象に、加入後一定期間（4年）生存し、健康体であることが確認できた被保険者について、既契約分の保険金額を300万円まで限度額の計算に算入しないこととしている¹²。

限度額規制を緩和する場合は、現行1,000万円の基本契約の限度額を増加させるのではなく、この通計の仕組みの活用を図ることが考えられる。それにより、限度額の引上げが一部の既契約のみを対象とすることとなるため、営業面を含めた経営改善効果は限定的となるが、リスク量の増加を抑制することが可能となる。

将来的には、基本契約の限度額そのものの引上げや、高齢化に対応した通計対象年齢の拡大等、郵政民営化の進捗に応じて経営の自由度を高めていくべきことは当然であるが、今回が限度額規制の緩和の第一段階であることに鑑みれば、慎重な対応をとることも許容されよう。

b 当面の対応

以上のような考え方を踏まえ、かんぽ生命保険の限度額規制について、当面の具体案を考えると、基本契約の限度額そのものは変更せず、前述の通計の枠内で、加入から4年経過した契約について、基本契約の限度額の計算に算入しない金額の限度を、現行の300万円から、基本契約の保険金額の限度額と同額の1,000万円に引き上げることが考えられる。

この引上げ額については、300万円と1,000万円の間の額に抑制するような意見もあるかもしれないが、リスク管理の観点からはそうした額に特段の合理性があるとは考え難い。

また、通計の仕組みを前提とすること自体かなり限定的な規制緩和であること、同社には商品開発面でも様々な制約を課していること等に鑑みれば、当面の対応として、1,000万円への引上げは妥当と考える。

ただし、一般的に生命保険会社で採用されている通計の仕組みに倣えば、加入後一定期間が経過する都度、既契約分の保険金額全額を限度額の計算に算入しないこととする方が自然であるが、かんぽ生命保険においては、まずは従来と同様、加入から4年を経過した契約に対する限度額計算への不算入

を1,000万円まで認めるに止めることが適切である。

なお、この仕組みに関しては、かんぽ生命保険におけるシステム対応やリスク管理あるいは他の生命保険会社に与える影響等の面で、特段の問題が生じないことを見極めた上で、保険商品に対する利用者のニーズの変化や同社の今後の経営戦略等も考慮して、将来的に更なる緩和を検討することは考えられる。

10 今後の商品開発に対応するため現行の限度額政令の体系を改めることも考えられるが、かんぽ生命保険は、現在、基幹系システムの更改のためシステム開発を凍結中で、当面、新たな商品開発を予定していないため、ここでは、現行政令の体系を前提に、規制緩和について検討することとする。

11 有診査保険に参入する場合には、医師による診査態勢等確認すべき事項は格段に多くなると考えられる。

12 他の生命保険会社においては、告知書扱いの保険について、リスク管理上の観点から、各社一定額の引受上限を設けている。その際、一般的に、加入から一定期間経過した後は、通計の仕組みを用いて、既契約分の保険金額の全額を引受上限の計算に算入しないこととしている。

これをうけて、当協会では同日付で以下の協会長コメントを発表した。

<協会長コメント> (抜粋)

本日公表された所見においては、かんぽ生命が「小口でシンプルな生命保険」を提供し、職域における高額保障ニーズに対しては、「他社商品を補完的に活用する」といった、かんぽ生命と民間生命保険会社との相互補完関係を今後のビジネスモデルの基本的な方向とするとともに、当面は「現行1,000万円の基本契約の限度額は変更しない」との見解が示されたことは、当会の主張とも一致するところであります。

一方で、加入から4年経過した契約において追加加入が可能となる現行の300万円を1,000万円まで引上げ、結果として、限度額合計を2,000万円とすることが妥当との見解が示されております。国内の生命保険契約の7割以上が保険金額1,000万円以下であるなか、今回示された2,000万円もの保険金額水準は「小口」な生命保険とは全く異なるものであり、保障性を中心とする民間生命保険会社との補完関係が損なわれ、民業圧迫に繋がるものと考えます。

また、引上げを妥当と判断した理由として、主に告知書扱いの保険におけるリスク管理の観点が見ておりますが、過去に追加加入金額300万円を設定する際は、告知書扱いの保険におけるリスク管理の観点のみならず、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保、物価の上昇率等、様々な要素を踏まえた議論が重ねられ、基本契約と追加加入金額との合計である1,300万円及び経過期間4年の妥当性等を慎重に判断し設定されたものと認識しております。

更に、所見では、限度額の引上げだけでなく、「段階的な業務制限の緩和等」についても言及されておりますが、これらは本来、郵政民営化法において「金融二社の株式について、その全部を処分することを目指し（中略）、できる限り早期に、処分するものとする」とされているとおり、かんぽ生命株式の完全処分を前提とするものでなければならぬと考えます。

今般、かんぽ生命の株式が上場されたとはいえ、いまだ9割近くの株式を政府が実質的に保有し、かつ、株式の完全処分に向けた道筋も示されていない現状においては、「公正な競争条件」が確保されているとは到底言えず、加えて、業務規制に対する基本的考え方として利用者利便の重視が示されているなか、かんぽ生命の限度額規制に関する利用者利便の視点は何ら明示されておりません。

当結論に至った郵政民営化委員会における調査審議の過程・議論が十分に開示されないまま、当面の対応のみならず、将来的に更なる緩和を検討するとの方向性が示されたことは、極めて遺憾と言わざるをえません。

今後の調査審議や具体的な手続き等においては、以下の点を踏まえた公正・中立かつ慎重な対応を

強く要望いたします。

- 当所見で示された「段階的な業務制限の緩和等」にかかる具体的な検討を進めるにあたっては、まずは「段階的」の前提となるかんぽ生命の株式の完全処分につき、適切な期限を定めるなど、かんぽ生命への実質的な政府出資の解消に向けた取組を明確にすべきであること。
- かんぽ生命が告知書扱いによる保険引受を前提に限度額の引上げを行うにあたっては、あらためて顧客の特性等を踏まえた適切な引受条件の設定等の態勢整備を行うべきであること。

その後、平成28（2016）年1月25日、金融庁および総務省から、郵政民営化法施行令の一部を改正する政令（案）が公表され意見募集が行われた。本政令（案）においては、所見の記載を踏まえ、追加加入部分300万円を1,000万円まで引き上げることが記載された。

これをうけて、当協会では平成28（2016）年2月24日付で以下の意見を提出した。

<意見>

「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の所見（以下、所見）」において、将来の更なる業務規制の緩和等についても言及されておりますが、今後、それらを検討する際には、以下3点を踏まえた慎重なご対応をお願いいたします。

<かんぽ生命の株式完全売却について>

- ・かんぽ生命の限度額については、郵政民営化法において「他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情」等を勘案して定めるものとされており、政府による実質的な株式保有は競争関係に影響を及ぼす重要な要素であると考えます。
- ・しかしながら、かんぽ生命の株式売却については、日本郵政グループの中期経営計画において「50%程度まで段階的に売却」としか示されておらず、当会といたしましては、一定の政府出資が長期間に亘って維持されながら規制が段階的に緩和されていくことを大変懸念しております。
- ・従いまして、株式完全売却までの道筋が明確となっているかどうか、及びその進捗状況等を踏まえ、規制緩和のタイミングやその内容が適切であるかどうかをご検討いただきますようお願いいたします。

<今般の見直しの影響確認について>

- ・所見において、他の生命保険会社に及ぼす影響は限定的とされておりますが、その判断の前提となった根拠等は十分に示されていないものと認識しております。
- ・当会といたしましては、現在の状況においては、小口で簡易な商品によって広く一定の安心を簡易にお届けできるかんぽ生命と他の生命保険会社双方の得意分野（強み）を認識し、適切に補完しあうことが重要であると考えます。
- ・今後の検討においては、小口で簡易な商品を提供するという、かんぽ生命のビジネスモデルを維持することを前提に、今般の見直しに伴う販売量等への影響を、地域性や商品等の多角的な視点で十分な期間をもってご確認いただくとともに、郵政民営化法において競争関係にある関係者として記載されております我々生命保険業界とも十分な対話を行っていただきますようお願いいたします。

<リスク管理態勢の整備について>

- ・民間の生命保険会社においては、リスク管理上の観点から、有診査保険で蓄積した引受や支払に関

るデータ等を活用し、告知扱いの上限額や対象年齢を慎重に判断しております。従いまして、今後の検討においては、かんぽ生命保険におけるリスク管理態勢についても慎重なご確認をお願いいたします。

その後、平成28（2016）年3月8日付で、森信親金融庁長官および山本早苗総務大臣から郵政民営化委員会に対し、本改正（案）について調査審議の要請があり、3月9日に開催された郵政民営化委員会において、「改正することが適当である」との意見書がとりまとめられ、森信親金融庁長官および山本早苗総務大臣に提出された。本政令は、平成28（2016）年3月22日に閣議決定され、3月25日に公布、4月1日に施行された。

(4) かんぽ生命の新規業務認可申請への対応

① 郵政民営化委員会の調査審議に関する所見への対応

平成24（2012）年8月6日に開催された第80回郵政民営化委員会において、新規業務に関する調査審議の方針等を定める「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見（案）」が了承・公表され、翌7日付にて意見募集が行われた。これをうけて、当協会では8月27日付で意見提出するとともに、8月30日に開催された第82回郵政民営化委員会において本意見につき説明を行った。

郵政民営化委員会の調査審議に関する所見は、9月19日に開催された第83回郵政民営化委員会において確定、公表されたが、これをうけて、当協会では同日付で「新所見では、当会が見直しを要望した部分について所見（案）から特段の見直しは行われておらず、『公正な競争条件の確保』および『適切な態勢整備』等の観点から問題が残ると考える。今後の調査審議にあたっては、当会の意見・考え方が十分に踏まえられることを改めて強く要望する」等の協会長コメントを発表した。

② 学資保険の改定への対応

平成24（2012）年9月3日、かんぽ生命から内閣総理大臣（金融庁長官）および総務大臣に対して、学資保険の改定を内容とする新規業務について、認可申請が行われた。翌4日、内閣総理大臣（金融庁長官）および総務大臣から郵政民営化委員会に対して、同認可申請に関して意見が求められ、翌5日より、かんぽ生命の学資保険の改定に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見が募集された。これをうけて、当協会では同年9月25日付にて意見提出するとともに、10月11日に開催された第85回郵政民営化委員会において本意見について説明を行った。

その後、同年11月22日に開催された第91回郵政民営化委員会において、学資保険の改定を容認する旨が記載された「株式会社かんぽ生命保険の新規業務（学資保険の改定）に関する郵政民営化委員会の意見」がとりまとめられ、同日、内閣総理大臣（金融庁長官）および総務大臣あて提出された。これをうけて、当協会では11月26日付で「『学資保険の改定について問題はない』旨の意見書が取りまとめられたことは、大変遺憾と言わざるをえず、当会としては、学資保険の改定は到底容認できない」等の協会長コメントを発表した。

11月30日、郵政民営化委員会の意見を踏まえ、内閣総理大臣（金融庁長官）および総務大臣は、条件を付してかんぽ生命に対して郵政民営化法上の認可を行った。そして、今後、郵政民営化法上の認

可に付された条件について、これらの条件が成就し、金融庁および総務省が承認する際には、同時に、保険業法上の認可も行うこととした。

その後、平成26（2014）年1月24日に、金融庁および総務省は、当該条件で求める承認の要件を満たしたと認め、その旨の承認を行った。

③ 終身保険等の見直しへの対応

平成29（2017）年3月31日、かんぽ生命から内閣総理大臣（金融庁長官）および総務大臣に対し、終身保険等の見直しを内容とする新規業務について、認可申請が行われた。これをうけて、当協会では同日付で「今後、競争関係にある我々生命保険業界とも十分な対話を行う機会を設けていただく等、慎重な対応を行っていただくことを強く要望する」等の協会長コメントを発表した。4月3日には、内閣総理大臣（金融庁長官）および総務大臣から郵政民営化委員会に対して、同認可申請に関して意見が求められ、4月4日より、かんぽ生命の終身保険等の見直しに関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見が募集された。これをうけて、当協会では4月25日付にて意見提出するとともに、5月12日に開催された第167回郵政民営化委員会において本意見について説明を行った。

その後、同年6月14日に開催された第170回郵政民営化委員会において、「株式会社かんぽ生命保険の新規業務（終身保険等の見直し及び法人向け商品の受託販売の充実）に関する郵政民営化委員会の意見」がとりまとめられ、同日、内閣総理大臣（金融庁長官）および総務大臣あて意見が提出されたが、当協会では同日付で「改めて、『公正な競争条件』の確保のため、かんぽ生命の株式完全売却に向けた道筋の明確化と確実な実行を要望する。また、併せて、郵政民営化委員会においては、商品発売後の販売動向等につき、適切にモニタリングを実施いただくとともに、引き続き、競争関係にある生命保険業界との十分な対話を行っていただくことを要望する」等の協会長コメントを発表した。

同年6月19日、内閣総理大臣（金融庁長官）および総務大臣は、かんぽ生命に対して新規業務の認可を行った。

(5) その他

① 郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証

郵政民営化法第19条第1項において、郵政民営化委員会は「三年ごとに、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況並びに国際金融市場の動向その他内外の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、郵政民営化の進捗状況について総合的な検証を行い、その結果に基づき、本部長に意見を述べること」と規定されている。

同条項に基づき、平成21（2009）年3月13日、郵政民営化委員会より「郵政民営化の進捗状況についての総合的な見直しに関する郵政民営化委員会の意見」が公表され、同日付で郵政民営化推進本部長（内閣総理大臣）に提出された。これをうけて、当協会では同日付で協会長コメントを発表した。

また、同条項に基づき、平成26（2014）年9月1日には、郵政民営化委員会より「郵政民営化に関する意見募集について」が公表され、意見募集が行われた。これをうけて、当協会では同年10月3日付で意見提出した。その後、平成27（2015）年4月17日、郵政民営化委員会より「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見について（意見）」が公表され、同日付

で郵政民営化推進本部長（内閣総理大臣）に提出された。

また、同条項に基づき、平成29（2017）年9月1日には、郵政民営化委員会より「郵政民営化に関する意見募集について」が公表され、意見募集が行われた。これをうけて、当協会では同年10月2日付で意見提出するとともに、10月26日に開催された第176回郵政民営化委員会および平成30（2018）年3月23日に開催された第187回郵政民営化委員会において当協会としての意見の説明を行った。

②改正郵政民営化法の成立とユニバーサルサービスに係る議論

平成24（2012）年3月30日に、民主党・自由民主党・公明党の3党の議員立法により第180回通常国会に提出された「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案」は、4月12日に衆議院、4月27日に参議院で可決され、5月8日に公布された。

同法では、「日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持するものとし、その活用その他の郵政事業の実施に当たっては、その公益性及び地域性が十分に発揮されるようにするものとする」こととされた。

改正法の成立をうけて、当協会では同年4月27日付で日本郵政等へのユニバーサルサービスの義務付けとそれに伴う「必要な措置」について、「業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の非課税措置の創設」等、他の民間生命保険会社にはない優遇措置を講ずることは、生命保険業界における『公正な競争条件』を阻害するものとなるため、認められるべきではない」旨の協会長コメントを公表した。

同年8月6日開催の第80回郵政民営化委員会において「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見（案）」が了承・公表され、翌7日付にて、意見募集手続に付された。

これをうけて、当協会では8月27日付で意見を提出するとともに、8月30日開催の第82回郵政民営化委員会において説明を行った。

郵政民営化委員会の調査審議に関する所見は、同年9月19日に第83回郵政民営化委員会において確定、公表された。

また、総務省の情報通信審議会郵政政策部会では、平成25（2013）年以降、郵政事業のユニバーサルサービスの方策について議論されていたが、今後、日本郵政が、郵便事業・銀行事業・生命保険事業についてユニバーサルサービスのより一層の充実を目指す必要があることから、総務省より、当協会を含む関連する業界団体等に対し意見陳述の要請があり、平成27（2015）年7月3日に開催された同部会に、「消費税の仕入税額控除の特例措置に限らず、他の民間生命保険会社にはない優遇措置をかんば生命に限って講ずることは、『公正な競争条件』を阻害するものであり、認められるべきではない」等の意見を書面で提出した。

また、同年8月28日付で、総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課から、同部会での議論をとりまとめた答申（案）が公表され意見募集が行われたことから、当協会では9月10日付で、「『金融のユニバーサルサービスの安定的な確保に資するための消費税の特例措置について検討を行っていくことが必要』を削除すべき」等の意見を提出した。

2. 隣接業界への対応

(1) 認可特定保険業者への対応

平成17（2005）年に保険業法が改正され、契約者等の保護の観点から、法規制をうけていない共済事業についても原則として同法の規定を適用するとともに、一定の規模の範囲内で少額・短期の引受けのみを行う者について「少額短期保険業者」の制度を創設する等の措置が講じられた。しかし、既存の団体のなかには、同法の規制に直ちに適合することが容易でないものも存在すること、また、公益法人については、公益法人制度改革にともない、平成25（2013）年11月までに新法人（一般社団/財団法人等）に移行した後は、そのままの形態では共済事業を行うことができない状況にあった。これをうけて、平成22（2010）年4月21日、金融庁より、「共済事業の規制のあり方についての方針（案）」が公表され意見募集が行われたが、このなかで、平成17（2005）年の保険業法改正前から共済事業を行ってきた団体のうち、一定の要件に該当するものについて、現行の制度共済の例等を参考に、保険業法の規制の特例を設け、当分の間、その実態に即した監督を行う方針が示された（該当する団体を認可特定保険業者という）。

意見募集に対して、当協会では業界の意見をとりまとめ、「今後の具体的な法令等の検討に際しては、示された方針（案）の趣旨である契約者等の保護が確保され、また、相当数の『行政庁』が生じる可能性が否定されない中であって制度内容の予見可能性を高め無用の混乱を生じさせない観点からも、例えば法改正時に行っていた特定保険業の範囲に係る基準、『他の業務』の範囲の基準、運用資産の範囲等、制度内容の明確化を図るとともに、実効性のある監督がなされる枠組みが確保されるよう、個々の具体的内容に係る検討が進められることが重要と考える」旨の意見を平成22（2010）年4月26日付で提出した。

同年5月11日、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定され、同日中に第174回通常国会に提出された。その後、同年6月16日の会期終了にともない継続審議扱いとなっていたが、第176回通常国会にて審議が再開され、11月4日に衆議院で修正のうえ可決、参議院へ送付され、11月12日に参議院で可決、成立した。その後、同法は同年11月19日付で公布され、平成23（2011）年5月13日に施行された。同法の概要は以下のとおりである。

＜保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の概要＞（抄）

【対象】

- ・平成17年の保険業法改正時に現に特定保険業を行っていた者のうち、一定の要件に該当するものは、当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができる
 - 一般社団/財団法人であること
 - 一定の財産的基礎、人的構成を有すること
 - 業務・経理の適切性 等

【業務】

- ・特定保険業は、保険業法改正時に行っていた範囲内
- ・新規の他の業務は、行政庁の承認により可能
- ・資産運用方法は一定の範囲内（行政庁の承認により拡大可能）
- ・保険募集に係る重要事項の説明義務、虚偽告知の禁止 等

【経理・監督】

- ・ 特定保険業等と他の業務との区分経理
- ・ 財務状況等の開示
- ・ 責任準備金等の積立て
- ・ 保険計理人の関与（長期かつ保険料積立金が必要な場合 等）
- ・ 監督（報告徴求、立入検査、業務改善命令 等）

【その他】

- ・ 行政庁：公益法人については旧主務官庁、その他は内閣総理大臣（金融庁）
- ・ 主務省令：内閣総理大臣及び各公益法人に係る事務を所掌する大臣が共同で発する命令
- ・ 罰則その他所要の規定を整備
- ・ 今回の法改正に係る特定保険業の制度についての検討規定（法施行後5年を目途）

その後、平成23（2011）年3月11日、金融庁より、「『保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律』の施行に伴う関係政令・主務省令案等」が公表され意見募集が行われたが、当協会では、4月30日付で、主に内容を確認する意見を提出した。

(2) 少額短期保険業者への対応

平成17（2005）年に保険業法が改正され「少額短期保険業者」の制度が創設された際、経過措置として、施行日から7年間、既存事業者は、一契約者に係る一被保険者当たりの保険金額の上限を超えた一定額まで引受けを行うことができることとされた。平成24（2012）年3月30日に成立し翌31日に公布された「保険業法等の一部を改正する法律」では、経過措置をさらに5年間延長することとされた。本法をうけ、同年5月23日に金融庁より「保険業法施行令等の一部を改正する政令（案）」等が公表され意見募集が行われたが、その概要は以下のとおりである。

< 保険業法施行令等の一部を改正する政令 >

○ 保険業法施行令（平成7年政令第425号）の一部改正

- ・ 少額短期保険業者が一の保険契約者について引き受ける保険の種類ごとのすべての被保険者の保険金額の合計額（総保険金額）は、本則（保険業法施行令第1条の6各号）に定められる保険の種類ごとの上限保険金額に100を乗じて得た金額（上限総保険金額）を超えてはならない。
- ・ 一の会社等の代表者を保険契約者とし、その構成員等を被保険者とする保険契約のうち、当該保険契約に係る普通保険約款に保険期間の途中で被保険者を増加させることができることとされているものについて、総保険金額は上限総保険金額の10%を限り、これを超過することができる。

○ 保険業法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第33号）の一部改正

- ・ 17年改正法の施行日から起算して7年を経過する日において、特定保険業者であった少額短期保険業者等の保険契約者であった者を保険契約者としてその者が締結していた保険と同一の保険の引受けを行い、かつ、同一の被保険者（既被保険者）を被保険者とする場合には、従来どおり本則の5倍（医療保険は3倍）を保険の上限金額とする。それ以外の場合にあつては、本則の3倍（医療保険は2倍）を保険の上限金額とする。
- ・ 特定保険業者であった少額短期保険業者等に係る保険の保険金額の特例に関する経過措置が5年間延長されることに伴い、一の被保険者当たりの保険の上限金額を5,000万円（一の被保険者が既被保険者以外の場合は3,000万円）とする特例期間を5年間延長する。

- ・特定保険業者であった少額短期保険業者等に係る現行の一の保険契約者に係る被保険者の総数の規制は維持しつつ、上記保険業法施行令（平成7年政令第425号）の一部改正に係る規定も適用できることとする。

本意見募集に対して、当協会は平成24（2012）年6月22日付で、「現行の経過措置は、対象業者にとって本則の保険金額に移行する準備期間として十分なものであり、激変緩和措置としての性格上、当初予定された期間である平成25年3月末をもって終了すべきものである」、「今般、当該経過措置が更に5年間延長されることとなったことは、激変緩和措置の性格上、極めて異例な事態であり、また合計12年もの猶予期間は本則との関係からも疑問である。したがって、5年間の延長期間満了の平成30年3月末をもって当該経過措置は収束され、その後は、本則のルールが適用されるべきである」等の意見を提出した。その後、同年7月19日、上記内閣府令等は公布され、翌20日に施行された。

その後、平成30（2018）年3月30日に成立し31日に公布された「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成30年法律第10号）では、経過措置をさらに5年間延長することとされた。また、同改正をうけ、「保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」および「保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する内閣府令」が平成30（2018）年3月31日に公布、同年4月1日施行され、経過措置において引受けられる保険金額の上限が引き下げられる等の措置が講じられた。

(3) 共済への対応

①消費生活協同組合法施行規則への対応

厚生労働省社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室より、平成24（2012）年2月2日付で「消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令案及び消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する告示案」等が公表され、3月2日を締切としてパブリックコメント手続に付された。当協会では、同年3月2日付で消費者保護の観点から、保険業法施行規則と同様に、支払余力比率の算出基準の見直し（リスク計数の厳格化等）を行うことが適当である旨の意見を提出した。

②共済事業向けの総合的な監督指針への対応

農林水産省より、平成30（2018）年2月19日付で「共済事業向けの総合的な監督指針」の一部改正案が公表され、3月20日を締切としてパブリックコメント手続に付された。当協会では、改正案の内容のうち、「保険会社の業務の代理」に関する改正案で削除されている次の部分は、現行どおり存置すべきとの意見を提出した。

「また、農協（信用事業を併せ行う農協を含む。）が募集できる保険商品は、損害保険会社（同法第2条第4項に規定する損害保険会社をいう。）の保険商品に限られることとなる。」

同監督指針は、同年4月4日公示された。

第13章 関連する重要事項等の動き

1. マイナンバー制度への対応

(1) マイナンバー法制定に向けた対応

平成20(2008)年11月4日にとりまとめられた「社会保障国民会議 最終報告」をうけて、平成21(2009)年6月23日にとりまとめられた「経済財政改革の基本方針2009」では、成長戦略の推進項目として「社会保障番号・カード(仮称)の導入」が記載された。民主党・社民党・国民新党の政権に交代した後に初めてとりまとめられた平成22年度税制改正大綱(平成21(2009)年12月22日閣議決定)では、「社会保障制度と税制を一体化し、真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障を充実させるとともに、社会保障制度の効率化を進めるため、また所得税の公正性を担保するために、正しい所得把握体制の環境整備が必要不可欠です。そのために社会保障・税共通の番号制度の導入を進めます」とマイナンバー制度の導入について言及された。

同大綱に基づき、内閣官房国家戦略室では、平成22(2010)年2月8日以降、「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」を開催し、同年6月29日には「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会 中間取りまとめ」が公表され、7月16日に意見募集が行われた。本意見募集に対して、当協会では、同年8月16日付で、「新たな番号については、民間での行政情報の利用・活用への発展という観点から、より幅広い分野での利用を可能とすることが望ましい」等の意見を提出した。

その後、政府・与党が一体となって社会保障改革の議論を精力的に進めていくための議論の場として「政府・与党社会保障改革検討本部」が設置されたことにともない、同年11月9日、同本部のもとに新たに「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」が設置され、より詳細で実務的な検討が行われた。平成23(2011)年2月22日に開催された同検討会の第5回会議では、関係団体からの意見聴取が行われ当協会も出席し、マイナンバー制度の導入に対する期待を述べた。同検討会では、同年4月28日、「政府・与党社会保障改革検討本部」で1月31日に決定された「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」を踏まえ進めてきた検討に基づき、法令その他で措置する事項の内容、番号制度の円滑な導入、実施、定着、利便性の向上に向けた実施計画等について、現段階での方向性を示した「社会保障・税番号要綱」がとりまとめられた。

このような議論を踏まえ、当協会では、同年6月6日、要望書「番号制度を通じた生命保険事業におけるICTの利活用について」をとりまとめ、公表するとともに、内閣官房等へ提出した。本要望書のポイントは以下のとおりである。

＜番号制度を通じた生命保険事業におけるICTの利活用について＞(抄)

- ・ICT(情報通信技術)の利活用は、少子高齢化が進展し、社会構造の変化が避けられない我が国においても、安全・安心かつ豊かな国民生活を実現するための重要な要素である。しかし、現状では官民の保有する情報が有機的に結びついておらず、有効な利活用が図られていない。
- ・番号制度は、行政機関や民間企業が国民の情報をよりの確に把握し、災害時を含めて適切なサービスを行うための次世代における社会基盤になりうるものである。公的な社会保障を補完する私的保

障の役割を担う生命保険事業における利活用を前提とした番号制度の早期導入を切に要望する。

(生命保険事業における番号制度の利活用の具体例)

- ・生命保険会社は、東日本大震災において、業界をあげてお客さまの安否や所在の確認を実施し、保険金等の請求が可能な保険契約のお客さまへのご案内を行っているが、被災者の最新の属性情報を正確に把握していないことがあるため、多数の職員を動員し、自宅・避難所の訪問や自治体への照会などの対応を行っている。
- ・国民の属性情報を集録する番号制度のネットワークシステムに生命保険会社がアクセスできるようになれば、例えば、生命保険契約の被保険者について、報道等で死亡が推認された場合、保険会社が行政情報と照合し、死亡事実が確認できれば、速やかに保険金受取人への保険金の請求案内が可能となる。また、保険金受取人が亡くなられた場合、正当な請求権者を特定する必要があるが、保険会社が行政情報を確認し、正当な請求権者及びその所在を把握することにより、速やかに請求の案内をすることが可能となる。

平成23(2011)年6月28日、同検討会では「社会保障・税番号大綱」(案)をとりまとめ、6月30日、「政府・与党社会保障改革本部」において「社会保障・税番号大綱」が決定され、同日付で内閣官房より意見募集が行われた。これをうけて、当協会では、同年8月5日付で、「当協会では、社会保障・税に係る利用及び大災害時における利用以外にも、生命保険事業に係る業務において番号の利活用を要望しており、番号制度の導入当初から、生命保険会社に『番号』の利用を認めていただきたい」等の意見を提出した。

平成24(2012)年2月14日、マイナンバー関連3法案(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」(マイナンバー法案)、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」等)が閣議決定され、同日付で第180回通常国会に提出された。同年2月17日には、「社会保障・税一体改革大綱」が閣議決定され、「税務署長に提出すべき法定調書の記載事項に、法定調書の提出義務者、法定調書の対象となる金銭等の支払等を受ける者その他法定調書に記載すべき者(生命保険契約に基づく契約者等)の『番号』を追加する」と記載された。マイナンバー関連3法案については、同年11月16日、衆議院が解散し、廃案となった。

同年12月16日に実施された第46回衆議院選挙の結果、自由民主党・公明党の政権に交代したが、平成25(2013)年3月1日、マイナンバー関連4法案(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」(マイナンバー法案)、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」等)が閣議決定され、第183回通常国会に再提出された。同法案は、同年5月24日に成立し、5月31日に公布された。

マイナンバー法により、生命保険会社には、平成28(2016)年1月以降、保険金等の支払いの際に税務署に提出する支払調書等に、保険契約者および保険金受取人のマイナンバーを記載することが義務づけられた。また、生命保険会社は、激甚災害発生時に限り、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払いを行うために必要な限度でマイナンバーを利用することが認められた。

(2) マイナンバー法を踏まえた対応

①意見募集への対応

当協会では、マイナンバー法の制定にともない実施された以下の意見募集に対して、主に内容を確認する意見を提出した。

公表日	公表主体	意見募集の内容	意見提出日
平成26年 2月11日	内閣府大臣官房番号制度担当室・ 内閣官房社会保障改革担当室	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（仮称）（案）	平成26年 2月24日
26年 3月 5日	特定個人情報保護委員会事務局	特定個人情報保護評価に関する規則（案）及び特定個人情報保護評価指針（案）	26年 4月 3日
26年 6月 7日	内閣府大臣官房番号制度担当室・ 内閣官房社会保障改革担当室	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（仮称）（案）	26年 6月20日
26年10月10日	特定個人情報保護委員会事務局	「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（案）」（本文、別添及び別冊による構成）	26年11月 7日
26年12月 3日	国税庁	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件（案）	26年12月16日
27年 7月25日	特定個人情報保護委員会事務局	事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（案）	27年 8月24日
27年 8月20日	内閣府大臣官房番号制度担当室・ 内閣官房社会保障改革担当室	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（案）	27年 9月18日
27年11月 7日	内閣府大臣官房番号制度担当室・ 内閣官房社会保障改革担当室	激甚災害が発生したとき等においてあらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で行う個人番号の利用に関する内閣府令	27年12月 7日
27年11月 7日	内閣府大臣官房番号制度担当室・ 内閣官房社会保障改革担当室	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）	27年12月 7日
27年11月10日	内閣府大臣官房番号制度担当室・ 内閣官房社会保障改革担当室	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部改正	27年12月 9日
27年11月11日	特定個人情報保護委員会事務局	特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則（案）	27年12月10日

②会員各社の実務対応の支援

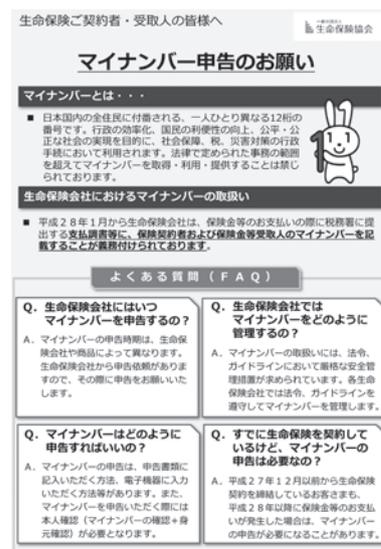
当協会では、マイナンバー法の制定を踏まえ、関連法令の解釈および会員各社における実務対応（システム改修や事務フローの見直し等）を明確化するため、関係部会長等で構成する「番号制度対応

PT」を一般委員会傘下に設置し、対応を図ることとした。

番号制度対応PTでは、平成26（2014）年10月8日、内閣官房社会保障改革担当室（現在は番号制度推進室）の担当者を招き、同年7月4日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則」について意見交換を行った。また、平成27（2015）年1月30日、特定個人情報保護委員会事務局長を招き、前年12月11日に公表された「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」について意見交換を行った。また、会員各社がマイナンバー制度における生命保険事業に関する税分野への実務対応等を検討するに当たり、関連法令およびガイドライン等への理解を深めることができるよう情報提供を行った。

③マイナンバー制度に関する周知チラシの作成

平成28（2016）年1月からのマイナンバー制度開始にともない、生命保険会社においては、税務署に提出する支払調書に、保険契約者および保険金等受取人のマイナンバーを記載する事務が発生するが、同制度の趣旨等を適切に理解いただく必要があることから、マイナンバー制度に関する周知チラシを作成し、1月13日、当協会のウェブサイトに掲載した。



マイナンバー制度に関する周知チラシ

④マイナンバー制度の民間利活用への提言

平成29（2017）年4月21日、「高齢者に配慮した取組みの推進に関する提言書—『マイナンバー制度の民間利活用』への提言—」をとりまとめ公表した。詳細は、第2章を参照。

2. 調査研究活動

(1) 海外保険法に関する調査

海外保険法に関する調査については、日本損害保険協会と共同して平成18（2006）年6月に「ドイツ、フランス、イタリア、スイス保険契約法集」および「ドイツ保険契約法改正専門委員会最終報告書（2004）（訳）」を刊行した。また、平成20（2008）年5月には「英国保険法 共同意見募集書（2007年7月）～不実告知、不告知および保険契約者によるワランティ違反～」を刊行、同年9月には「ドイツ保険契約法（2008年1月1日施行）」を刊行した。

同年12月からは、ニューヨーク州保険法の冊子刊行に着手した。冊子刊行に当たっては、今井薫氏（京都産業大学教授）、梅津昭彦氏（東北学院大学教授）を共同監訳者とし、3名の若手研究者に翻訳を担当いただき、平成24（2012）年3月に「ニューヨーク州保険法（2010年末版）」を刊行した。

また、英国の保険契約法については、上記冊子刊行後も、イングランドおよびスコットランドの法律委員会が継続して見直しを行っている。一連の見直しのなかで、当協会では、甘利公人氏（上智大学教授）の監訳をうけて、平成25（2013）年3月に「英国保険法～2012年家計保険（告知）法～」を刊行した。

(2) 死亡率および災害・疾病発生率に関する調査

①標準体死亡率調査

標準体死亡率調査については、昭和28（1953）年に死亡率調査委員会が設置されて以降、個人保険の標準体契約のうち、死亡・生死混合保険を対象とし、診査別、性別、契約年度別、経過期間別、契約年齢別に分類して毎年実施している。

直近10年間（2004観察年度～2013観察年度）の死因順位の1位から6位までの死因占率の推移は以下のとおりである。2013観察年度において死因第1位の「悪性新生物」は、全体の約45%を占める。「脳血管疾患」、「自殺」、「不慮の事故」は漸減傾向にある一方、「肺炎、気管支炎」は増加しており、2004観察年度では第5位であったが、2013観察年度では第3位となった。

主要死因別占有率の推移（標準体契約）

（単位：％）

観察年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
悪性新生物	41.8	42.1	42.7	43.4	42.9	42.6	42.4	43.4	43.3	44.7
心疾患	10.3	10.4	10.2	10.3	10.1	10.0	10.0	10.2	10.1	10.5
肺炎、気管支炎	5.8	5.9	5.9	6.1	5.9	6.0	6.1	6.2	6.4	6.6
脳血管疾患	7.4	7.2	7.0	6.8	6.6	6.4	6.0	6.1	5.9	6.0
自殺	6.1	5.7	6.0	6.0	6.3	5.9	5.7	5.1	4.9	4.4
不慮の事故	3.9	4.1	3.7	3.7	3.7	3.8	3.7	3.3	3.4	3.3

②経験死亡率データの提供

平成8（1996）年4月施行の保険業法では、責任準備金の適正な積立てにより生命保険会社の健全性を向上し、契約者保護を図る観点から、標準責任準備金制度が導入され、その水準は大蔵大臣（現在は内閣総理大臣）が告示する旨規定された。このうち予定死亡率（標準死亡率）については日本アクチュアリー会が作成し、大蔵大臣（現在は金融庁長官）がその結果の妥当性について検証・審査を行うこととされた。これをうけ、当協会は日本アクチュアリー会に経験死亡率データを提供している。

③その他の死亡率等の調査および動向

a. 条件体契約の死亡率調査

条件体契約の死亡率調査については、昭和36（1961）年から実施しており、当初は数年を一括して集計・分析を行っていたが、平成5（1993）年より毎年データ集計・分析を行う方法に改めた。本調査については、平成29（2017）年に実施した協会事務局における自律的な業務・予算の削減および効率化に向けた取組みの一環として、調査内容、調査実施の負荷ならびに調査の活用実態等を踏まえ、

2009観察年度調査を最後に廃止することを決定した。

b. 災害・疾病関係給付の諸統計および発生率調査

災害関係発生率の調査については、生命保険会社各社から災害関係特約が発売された昭和39（1964）年度から、また、疾病関係発生率の調査については、疾病関係特約が発売された翌年の昭和50（1975）年度から調査を開始し、昭和51（1976）年度には両者をあわせた調査結果をまとめ、それ以降毎年実施している。

c. 年金死亡率調査

高齢化社会への対応として年金保険の果たす役割を重視し、年金保険の死亡率について調査・研究を行う動きが高まり、個人年金保険のデータは昭和57（1982）年度分から、団体年金保険のデータは昭和58（1983）年度分から収集を開始している（団体年金死亡率調査については、平成16（2004）年度に廃止）。

当初は事業年度方式で集計していたが、データの蓄積を続けた結果、より精緻な結果が得られる保険年度方式での集計も可能となり、両方で調査を行っている。

d. 団体定期保険の死亡率調査

団体定期保険の死亡率調査については、将来に向けて団保経験死亡率に関する基礎データの集積の必要があるとの観点から昭和58（1983）年度下期のデータより収集を開始している。

e. 三大疾病発生率調査

第三分野に係る発生率については、金融庁より平成17（2005）年6月28日付で公表された報告書「第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等について」において、「各保険会社が保有するデータを統一的に収集・蓄積し、一定の加工作業を経て、その結果を各保険会社へフィードバックできる仕組みが必要との意見が大勢を占めた」とされたことから、従来の災害疾病発生率調査に加え、三大疾病発生率に係るデータについて、平成19年（2007）年度分から収集を開始している。

f. 死亡率等統計システムの見直し

死亡率等統計システムについては、平成20（2008）年10月よりLINC新規業務として本稼働を開始しており、調査分析用リストについて、従来はデータ記録媒体（CD-R）を用いて生命保険会社各社への配布を行っていたが、リスク管理の観点から、データ記録媒体使用を廃止するとともに、当該リストを電子ファイルでダウンロードできるよう、システム改定が実施され、平成26年（2014）年5月より稼働を開始した。

第14章 生命保険協会の組織と動き

1. 一般社団法人化・地方組織の統合

(1) 公益法人改革と一般社団法人化

わが国では、平成13（2001）年以降、公益法人制度の抜本的な改革に向けた取組みが進められ、これをうけて、平成18（2006）年の通常国会に、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」および「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が提出され、同年5月26日に成立し、6月2日に公布された。その後、平成19（2007）年4月に内閣府公益認定等委員会が発足するとともに、同年9月には公益認定等に関する政令・内閣府令が制定された後、平成20（2008）年12月1日より、上記の三つの法律が施行され、新制度がスタートした。

平成20（2008）年12月1日に、法律が施行されたことにより、当協会は自動的に「特例民法法人」に移行し、平成25（2013）年11月30日までに、「公益社団法人」または「一般社団法人」へ移行することが必要となった。

当協会における公益法人制度に対する対応は、平成24（2012）年7月20日開催の通常社員総会において、「平成25年11月30日までに公益認定等委員会に申請し、平成26年4月1日付での『一般社団法人』への移行を目指す」旨の基本方針を決定した。

当協会が一般社団法人への移行を選択した理由は以下のとおりである。

①公益目的事業比率

公益社団法人への移行には、公益目的事業比率が50%以上であることが求められるが、現在の事業内容・規模を踏まえると、同比率が50%を超えない可能性がある。したがって、一般社団法人への移行が自然な形であるため。

②将来的な団体活動の自由度

将来、既存業務の見直しや、新規事業・新規取組みを行ううえで、一般社団法人の方が経営の自由度が高いため。

③再考の可能性

社会の変化、法改正等により、公益社団法人となる有用性が増した場合には、再度、その時点で公益社団法人化の是非を検討することが可能であるため。

平成25（2013）年7月19日開催の通常社員総会において、一般社団法人への移行のために必要な以下の定款等諸規程の改正等を決議した。

①定款、特別会員規則、役員就任内規、役員報酬規程および会費分担規則の改正

②公益目的支出計画

③認可申請書類

④実施事業等を行うに当たり特別の利益の供与を行わないこと等を約する誓約書

本決議をうけて、同年8月6日、公益認定等委員会に対して、一般社団法人への移行の認可申請を行った。その後、同年11月1日付にて、公益認定等委員会より内閣総理大臣に対して、当協会について「認

可の基準に適合すると認めるのが相当である」との答申が出された。

平成26（2014）年3月20日付にて、内閣総理大臣より当協会に対して、一般社団法人の認可が出された。この認可をうけ、同年4月1日付にて一般社団法人への移行登記を行い、一般社団法人への移行が完了した。

(2) 地方組織の統合

地方生命保険協会については、明治33（1900）年の保険業法施行の頃から、業界関係者相互の連絡協調により知識の向上と共通の利益を守ろうとする機運の高まりをうけ、各地において自然発生的に組成されてきた。その後、昭和48（1973）年8月に沖縄県協会が創設され、各都道府県に地方協会が置かれた。

地方生命保険協会については、設立の経緯もあり、当協会（社団法人生命保険協会、いわゆる「本部協会」）とは別組織の任意団体であったが、当協会では社会貢献活動（CR活動）の推進、消費者行政・団体への対応、地元行政等との関係構築のため、地方生命保険協会の会員の協力を得る必要があり、地方生命保険協会は、当協会の地方事務室に会計処理・管理を委託するなど相互に協力し合う関係にあった。

当協会は、平成22（2010）年10月に指定紛争解決機関となり、公正・中立的な立場から事業運営を求められており、また、平成20（2008）年12月1日付にて施行された法律に基づく新公益法人制度への対応を検討するなかで、協会全体のガバナンス態勢の整備を行う必要があった。また、各地における本部協会と一体となった取組みをさらに推進できるよう態勢整備を図る必要があった。

こうしたなかで、当協会では、平成25（2013）年4月19日開催の理事会において、各地に設置されている地方生命保険協会を廃止のうえ、当協会の地方組織として位置づけること等を内容とする「地方協会組織見直しに関する基本方針」を決議した。さらに、同年6月21日開催の理事会において、「新しい地方組織における会員および会費について」を決議し、新しい地方組織への移行に向けての検討・準備を進めることとした。

各地方生命保険協会では、平成25（2013）年9月から10月にかけて臨時総会を開催し、平成26（2014）年3月末での解散、当協会あての残余財産の移管、平成26年度活動計画・予算申請について決議した。

当協会では、平成26（2014）年2月21日開催の臨時社員総会において、地方組織の設置に向けて、定款改正、地方組織規則および同細則制定、会費分担規則改正、ならびに平成26年度地方組織の予算概算額について決議し、また、同年3月20日開催の臨時社員総会において、地方組織統合・地方組織予算額を含む平成26年度事業計画および収支予算書を決議した。

同年4月1日、当協会の一般社団法人への移行とともに、各地方生命保険協会は当協会の地方組織として活動を開始した。

(3) 会計処理の見直し

①平成20年公益法人会計基準の採用

従来、当協会は平成16年公益法人会計基準を採用していたが、一般社団法人化にともない、平成26（2014）年4月より、内閣府（公益認定等委員会）が推奨する平成20年公益法人会計基準を採用するこ

ととした。

なお、一般社団法人の認可を受けた法人は、移行前に公益法人に対する優遇税制により蓄積した財産の額（公益目的財産額）を、公益目的のために消費していく計画（公益目的支出計画）を作成し、公益目的財産額がゼロに達するまで公益目的支出計画を実施する必要があるため、当協会を対象だったため、決算時に公益目的支出計画実施報告書等を作成し、内閣府へ提出した。

②地方生命保険協会の会計処理の統合

従来、各地方生命保険協会はそれぞれが独立した会計処理を行っていたが、地方組織の統合にともない、平成26（2014）年4月より地方協会の会計処理を本部組織の会計処理に統合し、本部が各地方生命保険協会の予算執行を管理することとした。

また、会費分担規則を改正し、各地方生命保険協会の運営経費のうち、生命保険業界のイメージアップにつながる活動や生命保険業界全体にメリットのある活動であり、会員会社全社で負担すべき費用については一般会費から充当し、各地方生命保険協会の個別の運営等に係る性格が強く、各地方生命保険協会の会員会社が負担すべき費用については、地方一般会費（新設）から充当することとした。

2. 協会組織運営

(1) 社員総会・理事会・監事会

一般社団法人である当協会の組織運営に当たっては、社員会社全社で構成する最高意思決定機関である社員総会において、理事の選任や役員就任ルールといった重要事項を決定し、その他の業務執行については、社員総会で選任した理事により構成する理事会において決定する。監事は、当協会の財産の管理および業務の執行について、適正かつ効率的な運営を確保することを目的として監査を行い、監事をもって組織する監事会は監査に関する重要な事項について決議する。

一般社団法人への移行にともない、平成25（2013）年7月19日の通常社員総会において「定款」の改正を決議（平成26（2014）年4月1日施行）し、社員総会における決議事項（第15条）および特別決議事項（第20条）を明確化するとともに、理事会の権限の明確化（第34条）、監事の任期の延長（1年から2年に）を行った。また、平成26（2014）年4月1日付で、社員総会および理事会の運営に関して定めた規則を改正し、定時社員総会および理事会の開催時期の変更、みなし決議制度の導入、理事以外の理事会への出席者として、委員会委員長等および協会事務局部門長を追加する等の対応を行った。

(2) 委員会・部会・PTの動向

委員会等の設置については、以下の定款第41条に基づいて「一般社団法人生命保険協会委員会規則」を定めている。

第41条 本会は、専門的及び実務的な検討を通じ、適切な事業運営を確保することを目的として、理事会の決議により、必要に応じ委員会を置く。

2 委員会の設置、任務、構成及び運営等に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

同規則では、委員会、特別委員会、部会およびプロジェクトチームの四つの機関を定めており、各機関の設置、任務、構成、運営等は以下のとおりである。

	委員会	特別委員会	部会	プロジェクトチーム
設置	理事会決議により設置	理事会決議により設置	理事会決議を経て委員会または特別委員会が設置	委員会、特別委員会または部会の決議により設置
任務	①所管事項について、企画・立案し、必要な事項を遂行すること ②理事会の諮問に応じ、または意見を具申すること ③生命保険協会事務局における業務運営等の状況について報告を受けること	①同左 ②委員会の諮問に応じ、または意見を具申すること ③同左	①同左 ②委員会の諮問に応じ、または意見を具申すること ③同左	①同左 ②委員会、特別委員会または部会の諮問に応じ、または意見を具申すること ③同左
構成	①委員長（理事会の同意を得て会長が委嘱） ②各社員1名の委員（委員長に任命された社員は、別途1名の委員を選任することができる）	①部長（委員会・特別委員会の委員長が選任） ②同左	①部長（委員会・特別委員会の委員長が選任） ②同左	①座長（委員会・特別委員会の委員長または部会の部長が選任） ②同左
運営等	①必要に応じて委員長が招集 ②定足数は委員の過半数、出席した委員の過半数をもって決議 ③委員長は議事録を作成	①必要に応じて部長が招集 ②同左 ③部長は議事録を作成	①必要に応じて部長が招集 ②同左 ③部長は議事録を作成	①必要に応じて座長が招集 ②同左 ③座長は議事録を作成

委員会については、同規則により、以下のとおり種類と所管事項が定められている。

種類	所管事項
一般委員会	生命保険業の基本的施策、広報活動および寄付金等に関する事項
業務委員会	営業部門の諸施策に関する事項
財務委員会	資産運用関係の諸施策に関する事項
企業保険委員会	企業保険に関する事項
情報システム委員会	業界共通のシステム全般に関する事項
経理委員会	経理面の調査・研究に関する事項
契約サービス委員会	契約・収納保全・支払、保険医学の調査および諸施策に関する事項

主な部会等は以下のとおりである（平成30（2018）年6月末時点）。

委員会	部会	プロジェクトチーム（PT）
一般委員会	—	国際会計基準総合対策PT
		消費者法制研究会
		FATCA対応PT
		番号制度対応PT
		マネー・ローンダリング等対策PT
	企画部会	税制研究会
		個人情報保護研究会
	法務部会	—
	総務部会	反社会的勢力対応連絡協議会
		反社対応部署担当者連絡会
	広報部会	—

業務委員会	業務企画部会	登録関係WG
		代理店実務検討WG
	教育部会	カリキュラムWG
		継続教育制度カリキュラムWG CBT実務等検討WG
財務委員会	財務企画部会	スチュワードシップ活動WG ESG投融資推進WG
企業保険委員会	企業保険第一部会	財産形成保険WG
		確定給付年金WG
		年金数理WG
		確定拠出年金WG
	企業保険第二部会	団体保険事務WG
	心身障害者保険部会	査定WG
基礎書類WG		
数理WG		
情報システム委員会	情報システム部会	—
経理委員会	経理部会	IFRS検討WG
		生保経理要領検討WG
	保険計理部会	国際会計基準PT
		企保計理PT
		死亡率調査PT
		年金死亡率調査PT
		災害疾病率調査PT
契約サービス委員会	契約部会	—
	料金保全部会	生命保険団体ネットWG
		生命保険料控除証明書電子化検討WG
	保険金部会	生命保険支払専門士試験運営委員会
		診断書機械印字化推進WG
		不正請求対応WG
	医務部会	医務WG
		生命保険面接士WG

(3) 事務局組織体制の見直し

当協会事務局の組織・運営については、業界を取り巻く諸情勢の変化なども踏まえ、適宜見直しを行い、その機能強化と運営の効率化を図ってきた。

平成20（2008）年度以降の主な変更点は、以下のとおりである。

①コンプライアンス機能の強化

平成21（2009）年4月1日付にて法務案件の増加等を踏まえ、総務部組織人事グループのコンプライアンス業務を分離し、同部内にコンプライアンス統括グループを新設した。さらに総務・地方業務グループと組織人事グループ（コンプライアンス業務を除く）を統合し、総務グループとした。

②指定紛争解決支援機関としての認定にともなう組織強化

平成22（2010）年4月1日付にて裁定審査会事務局業務を含む紛争解決支援業務と他の業務との業務範囲を明確化し、組織強化を図るため、生命保険相談室内の相談グループを紛争解決支援グループと相談グループに分離した。

③国際業務の強化

平成25（2013）年4月1日付にて、国際保険協会連盟（GFIA）等への参画を通じて業界の意見発信・情報収集等を積極的に行うため、企画部から国際業務を独立させ、国際部を新設した。

④一般社団法人への移行・地方組織の見直し

（「1. 一般社団法人化・地方組織の統合」参照）

⑤監査室の設置

一般社団法人への移行にともない、自律的なガバナンス・コンプライアンス態勢の整備・強化が求められること等を踏まえ、監査業務の中立性・公平性を確保し、業務運営に対する監査機能を一層強化する観点から、平成26（2014）年4月1日付にて、常勤役員直属の部署として監査室を新設した。

⑥機構団信業務の移管

機構団信業務に対するガバナンス・コンプライアンス態勢の強化、機構団信業務を担当する事務局の要員の有効活用および事業継続性の確保の観点から、平成27（2015）年4月1日付にて、機構保険室を廃止したうえで、新たに業務教育部に機構保険グループを新設し、機構保険室において実施してきたすべての機構団信業務を同グループに移管した。

⑦システム統括部署の新設

昨今のサイバー攻撃による被害の発生状況および攻撃の高度化等を踏まえ、サイバーセキュリティ対策として、当協会におけるシステム管理態勢を整備するため、システムリスク対応を含むシステム管理全般を定める「システム管理規程」等の施行にともない、平成28（2016）年4月1日、システム管理規程に基づき、当協会のすべてのシステムを統括する部署として総務部に事務局システムグループを新設した。

(4) 働き方変革、業務効率化の施策

当協会では、平成26（2014）年度の一般社団法人化以降、一般会費が増加傾向にあったことや、今後もシステムセキュリティ対策、消費税率の引上げ等、一般会費の増加要因が想定される状況の下、経費削減・業務効率化に向けた取組みを実施することとし、平成28（2016）年4月、協会事務局に事務局横断的なワーキング・グループ（働き方変革ワーキング・グループ）を設置し、経費削減・業務効率化策の検討を行った。

本取組みに当たっては、単なる業務削減にとどまることなく、事務局全体の意識改革をうながし、

働き方の変革に結び付けるため、生産性の向上と業務の均衡化にも取り組んだ。

その他、経費削減・業務効率化の一環として、平成29（2017）年度より委員会・部会等の会議運営の見直しを以下のとおり実施することとした。

①会議運営の効率化

各会議体において、議題数・内容等を踏まえ、適宜、書面による開催等を行うことにより、会議運営の効率化を図ることとした。

②ペーパーレス会議の導入

会議運営のさらなる効率化推進のため、平成29（2017）年度より、順次、紙資料配付による会議運営から、端末を利用したペーパーレス会議を導入していくこととした。

対象とする会議としては、総会、理事会、監事会、委員会、部会等のうち、円滑な移行が可能で、かつ導入効果が高いと見込まれる会議体から移行した。

4月以降順次導入していき、委員会・部会等におけるペーパーレス会議の運用状況等を踏まえたうえで、理事会へのペーパーレス会議の導入時期を決定することとした。

また、ペーパーレス化の一層の推進とともに、平成26（2014）年9月理事会承認の「協会資産の効率化・有効活用について」の実施に続き、稼働率の低い資産の売却によるランニングコストの削減等に取り組むこととした。

3. 定款および主要規則の変遷

(1) 定款の変更

平成20（2008）年4月以降、平成30（2018）年6月までの定款の改正は以下のとおりである。

総会決議日：平成25年7月19日（通常社員総会）	
改正理由	平成26年4月1日付で一般社団法人へ移行することに伴い、一般社団法人および一般財団法人に関する法律に準拠したガバナンス態勢を整備するとともに、主務官庁である金融庁の監督を受けなくなることから、監査機能の強化、意思決定プロセスの明確化等、自律的なガバナンス態勢を強化するために改正を行った。
総会決議日：平成26年2月21日（臨時社員総会）	
改正理由	平成25年4月19日の理事会において、任意団体であった地方協会を廃止し、新たに生命保険協会の地方組織として位置づけることが決定されたことに伴う改正を行った。
総会決議日：平成27年6月30日（定時社員総会）	
改正理由	一般社団法人および一般財団法人に関する法律の一部改正により、損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結できる理事および監事の範囲が、「外部理事・外部監事」に加え、業務執行理事または使用人でない者およびすべての監事まで拡大されたことに伴う改正を行った。

(2) 規程の改廃・制定

①特別会員規則の改正

平成25（2013）年7月19日の通常社員総会において、一般社団法人への移行にともなう定款の改正を踏まえた所要の改正を行うことが承認された。さらに、平成26（2014）年2月21日の臨時社員総会においては、地方生命保険協会の見直しにともなう会費分担規則の改正を踏まえた所要の改正を行うことが承認された。改正規則については、一般社団法人への移行日である同年4月1日付で施行された。

②社員総会および理事会の運営に関する規則の改正

平成25（2013）年7月19日の通常社員総会において、一般社団法人法を踏まえた定時社員総会の開催時期の変更にともない、定時社員総会および理事会の開催に関する規定を変更することや、一般社団法人法に基づく「みなし決議」制度を新設することなどが承認された。改正規則については、一般社団法人への移行日である平成26（2014）年4月1日付で施行された。

③委員会規則の改正

平成25（2013）年6月21日の理事会において、当時の実態を踏まえた委員会・部会等の任務の見直しや委員長・部長等の職務内容の見直し等の所要の改正を行うことが承認された。改正規則については、一般社団法人への移行日である平成26（2014）年4月1日付で施行された。

④会費分担規則の改正

平成25（2013）年7月19日の通常社員総会において、一般会費の分担方法に関する経過措置の削除および規定の明確化のため、会費分担規則の一部改正を承認した。

平成26（2014）年2月21日の臨時社員総会において、任意団体である地方生命保険協会を当協会の地方組織として位置づけることにともなう会費分担規則の一部改正を承認した。

平成30（2018）年6月29日の定時社員総会において、裁定審査会運営に関する費用負担方法の見直しのための紛争解決等業務会費の新設にともなう会費分担規則の一部改正を承認した。

⑤資産運用規則の改正

平成25（2013）年6月21日の理事会において、資産運用対象の分散化および資産運用手続の厳格化のため、資産運用規則の一部改正を承認した。

⑥資産管理規則の改正

平成25（2013）年6月21日の理事会において、資産管理手続の厳格化のため、資産管理規則の一部改正を承認した。

⑦特定資産管理規則の制定・改正

平成25（2013）年6月21日の理事会において、特定資産に係る規程の整理および諸手続を規定化するため、入会金管理運用規則および社会貢献活動推進基金管理規則を廃止し、特定資産管理規則を制

定することについて承認した。

平成27（2015）年2月20日の理事会において、資産売却益等の繰入れを規定化するため、特定資産管理規則の一部改正を承認した。

平成29（2017）年2月17日の理事会において、特定資産の積立て等を適正化するため、特定資産管理規則の一部改正を承認した。

平成30（2018）年2月16日の理事会において、会費調整等積立金を新設するため、特定資産管理規則の一部改正を承認した。

⑧経理処理規程の廃止、経理処理規則・同細則の制定

平成27（2015）年7月17日の理事会において、予実管理を徹底した予算策定方針への変更等を規定化するため、経理処理規程を廃止し、経理処理規則および同細則を制定することについて承認した。

4. 協会への加入と脱退

平成20（2008）年11月以降平成30（2018）年6月までに当協会へ加入した会社、および脱退した会社は、以下のとおりである。

加入年月	脱退年月	会社名	名称変更等
—	平成21年9月	アクサフィナンシャル生命	平成21年10月、アクサ生命との合併により、同社解散
平成21年12月	—	ソニーライフ・エイゴン生命	
22年4月	—	メディケア生命	
—	23年9月	日本興亜生命	23年10月、損保ジャパンひまわり生命との合併により、同社解散
—	23年9月	あいおい生命	23年10月、三井住友海上きらめき生命との合併により、同社解散
—	23年12月	AIGエジソン生命	24年1月、ジブラルタ生命との合併により、同社解散
—	23年12月	エイアイジー・スター生命	24年1月、ジブラルタ生命との合併により、同社解散
24年4月	—	メットライフアリコ生命	24年5月、アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支店から契約を包括移転 26年7月、メットライフ生命に改称
—	24年5月	アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支店	24年5月、メットライフアリコ生命に契約を包括移転、同社解散
—	26年10月	東京海上日動フィナンシャル生命	26年10月、東京海上日動あんしん生命との合併により、同社解散
—	27年6月	ハートフォード生命	27年7月、オリックス生命との合併により、同社解散

5. 協会主催行事

「新年賀詞交歓会」は、生命保険倶楽部の廃止にともない平成13（2001）年1月より生命保険協会倶楽部新年大会から名称を変更し、同年1月9日に当協会講堂にて第1回を開催して以降、当協会主催行事として毎年1月に開催してきた。また、平成20（2008）年12月7日に生命保険協会創立100周年を迎えたことから、平成21（2009）年1月5日の「新年賀詞交歓会」では、年史パネル「生命保険協会100年の歩み」の掲出、パンフレット「草創期の生保協会と阿部泰蔵」の配布、生命保険協会創立100周年記念シンポジウム「未来を育む“きずな”の大切さを今、考える」の画像上映等を行った。

第Ⅲ部 資料編

資料編目次

1. 生命保険事業の業績推移	229
2. 生命保険会社系譜	230
3. 社員会社移動表	236
4. 歴代会長一覧	240
5. 理事・監事一覧	241
6. 定款および主要規則の変遷	245
7. 生命保険協会の機構の変遷	258
8. 生命保険協会事務局在籍職員数の変遷	261
9. 主な要望・意見の表明一覧	262
10. 災害救助法適用地域一覧	269
11. 各課程・資格試験の受験状況	272
12. 新年賀詞交歓会	277
13. 生命保険協会の主な刊行物一覧	278

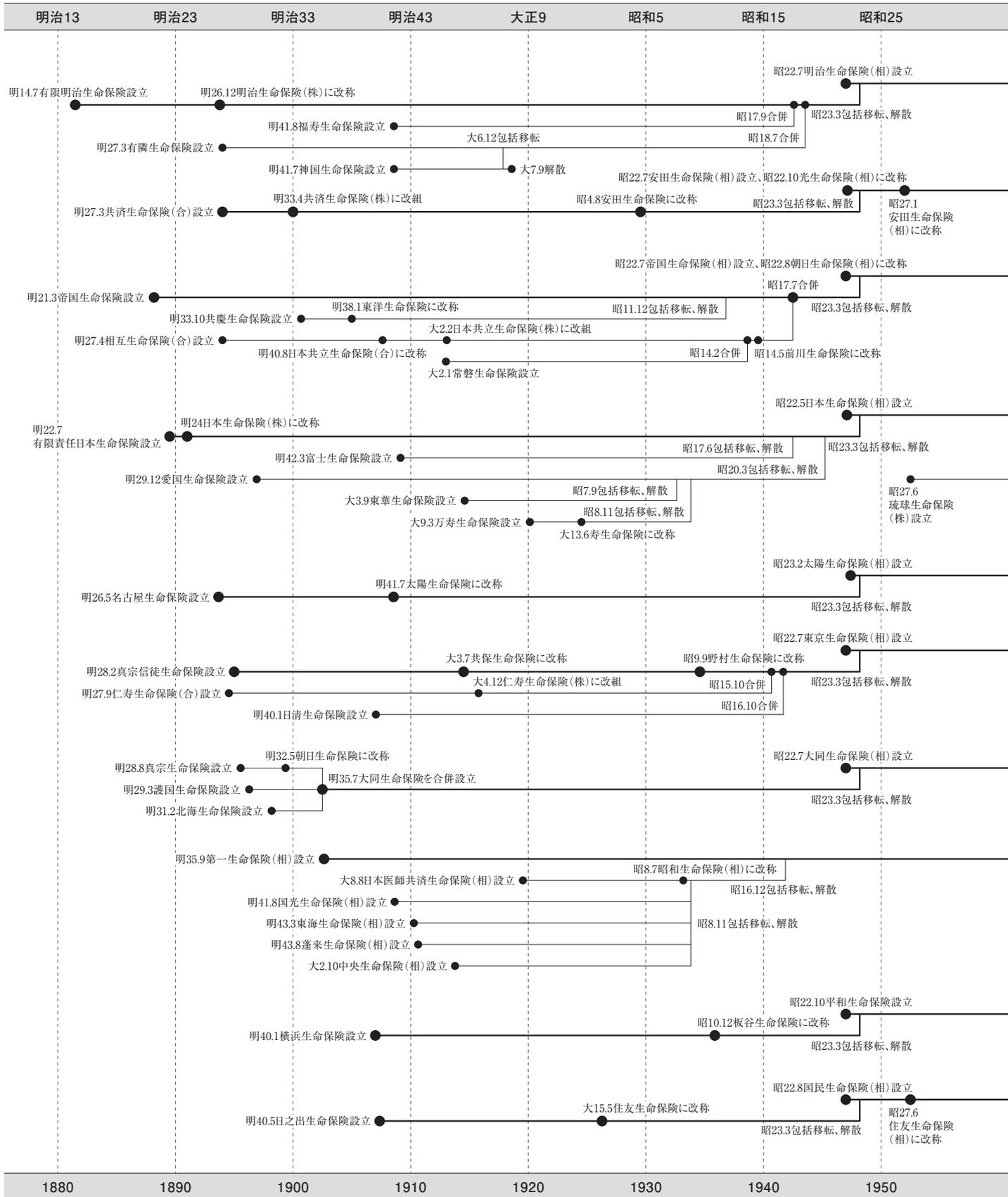
1. 生命保険事業の業績推移

(単位:百万円)

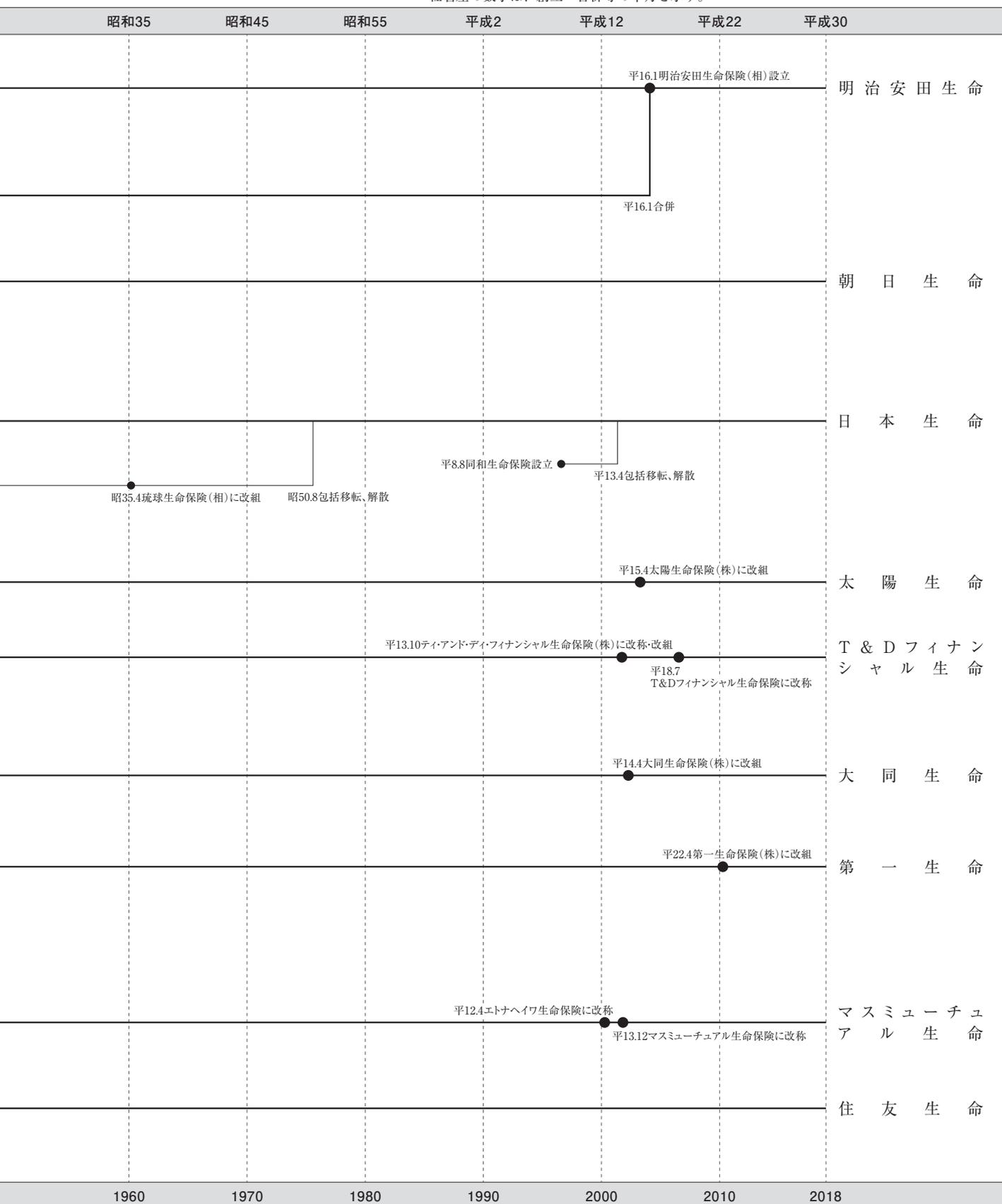
年度	新契約高	年度末現在契約高	収入保険料	年換算保険料 (新契約)	年換算保険料 (保有契約)	総資産
明治14	0.714	0.705	0.010			0.049
20	0.477	2	0.066			0.281
25	6	18	0.573			1
30	43	121	4			7
35	39	182	7			18
40	114	360	14			44
大正元	237	820	31			110
5	235	1,176	48			206
10	677	2,993	129			483
昭和元	1,260	5,596	239			1,036
5	1,365	7,694	318			1,560
10	2,669	12,536	484			2,510
15	7,729	30,363	1,241			4,917
20	10,536	73,517	2,646			12,380
25	220,167	551,532	20,735			36,655
30	764,947	2,242,969	91,550			192,924
35	2,048,094	6,997,084	255,122			752,804
40	7,345,618	24,417,283	741,787			2,243,109
45	23,305,225	78,230,095	1,800,166			5,854,784
50	65,482,687	265,410,027	3,981,162			12,892,971
55	76,238,912	572,328,305	8,226,240			26,257,774
60	95,056,659	880,967,533	15,479,793			53,870,599
平成元	162,350,066	1,403,813,180	28,040,296			116,159,725
5	185,184,847	2,021,181,628	30,392,702			169,122,130
10	139,474,336	1,909,275,411	28,836,841			191,768,404
15	109,812,499	1,609,273,078	25,960,896			184,329,979
16	102,066,644	1,568,662,289	27,022,177			191,523,019
17	93,258,369	1,531,582,593	28,332,940			209,879,115
18	81,556,594	1,484,904,588	27,766,283	2,478,154	19,420,206	220,217,013
19	75,048,963	1,443,424,996	30,909,689	2,402,658	19,849,332	326,423,878
20	74,608,859	1,404,341,329	34,063,950	2,789,548	20,412,204	311,720,046
21	74,161,045	1,370,201,789	34,116,133	3,207,897	21,376,627	318,380,214
22	74,845,840	1,346,825,968	34,454,319	2,732,781	21,780,516	320,691,180
23	78,744,520	1,334,592,481	36,289,097	2,864,673	22,774,103	326,952,857
24	84,796,829	1,335,282,253	37,140,563	2,942,864	23,853,832	344,998,124
25	80,167,304	1,332,618,339	34,738,150	2,819,457	24,447,142	350,582,621
26	81,620,350	1,334,691,658	37,222,352	3,106,632	25,222,910	367,255,244
27	85,484,509	1,337,352,267	37,748,110	3,318,872	26,195,350	367,167,877
28	87,732,234	1,350,057,618	33,459,133	3,304,814	27,483,258	375,505,139
29	72,390,345	1,342,190,736	32,442,494	2,650,122	27,875,220	381,275,110

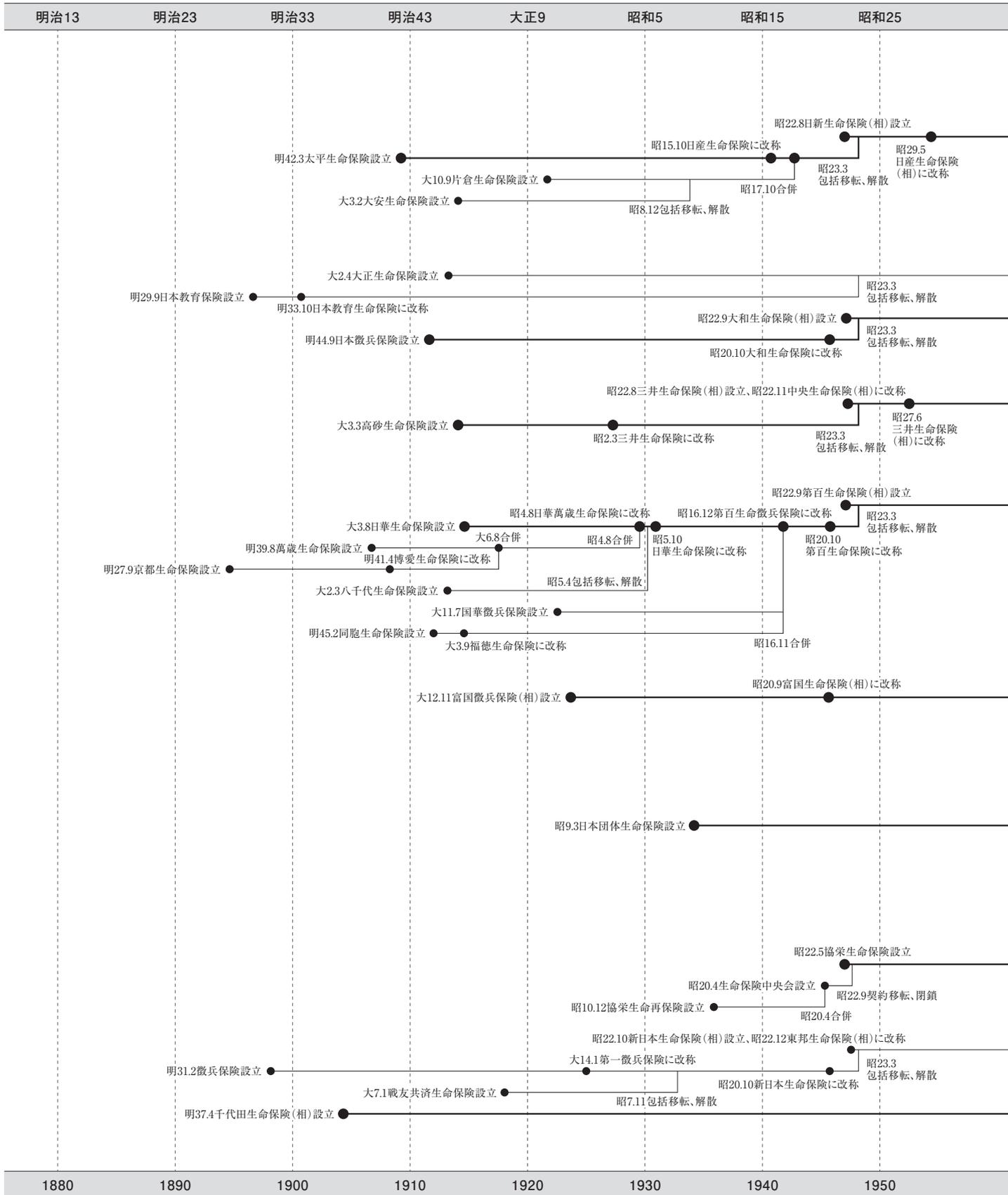
- (注) 1. 平成元(1989)年度までは内国会社計、平成2(1990)年度以降は外国会社を含む全社計の数値である。
2. 新契約高、年度末現在契約高は昭和55(1980)年度までは個人保険および団体保険、昭和60(1985)年度以降は個人保険、個人年金保険および団体保険を合算した数値である。
3. 平成9(1997)年度の新契約高には、総合福祉団体定期保険への切り替え分を含む。
4. 平成19(2007)年度以降は、かんぽ生命を含む数値である。
5. 年換算保険料は、契約者が契約期間中に平均して保険料を支払うと仮定した場合に、生命保険会社が1年間にどのくらいの保険料収入を得ているかを示したもので、生命保険会社の業績を判断する指標の一つとして用いられる。平成18(2006)年度より掲載しており、個人保険および個人年金保険を合算した数値である。

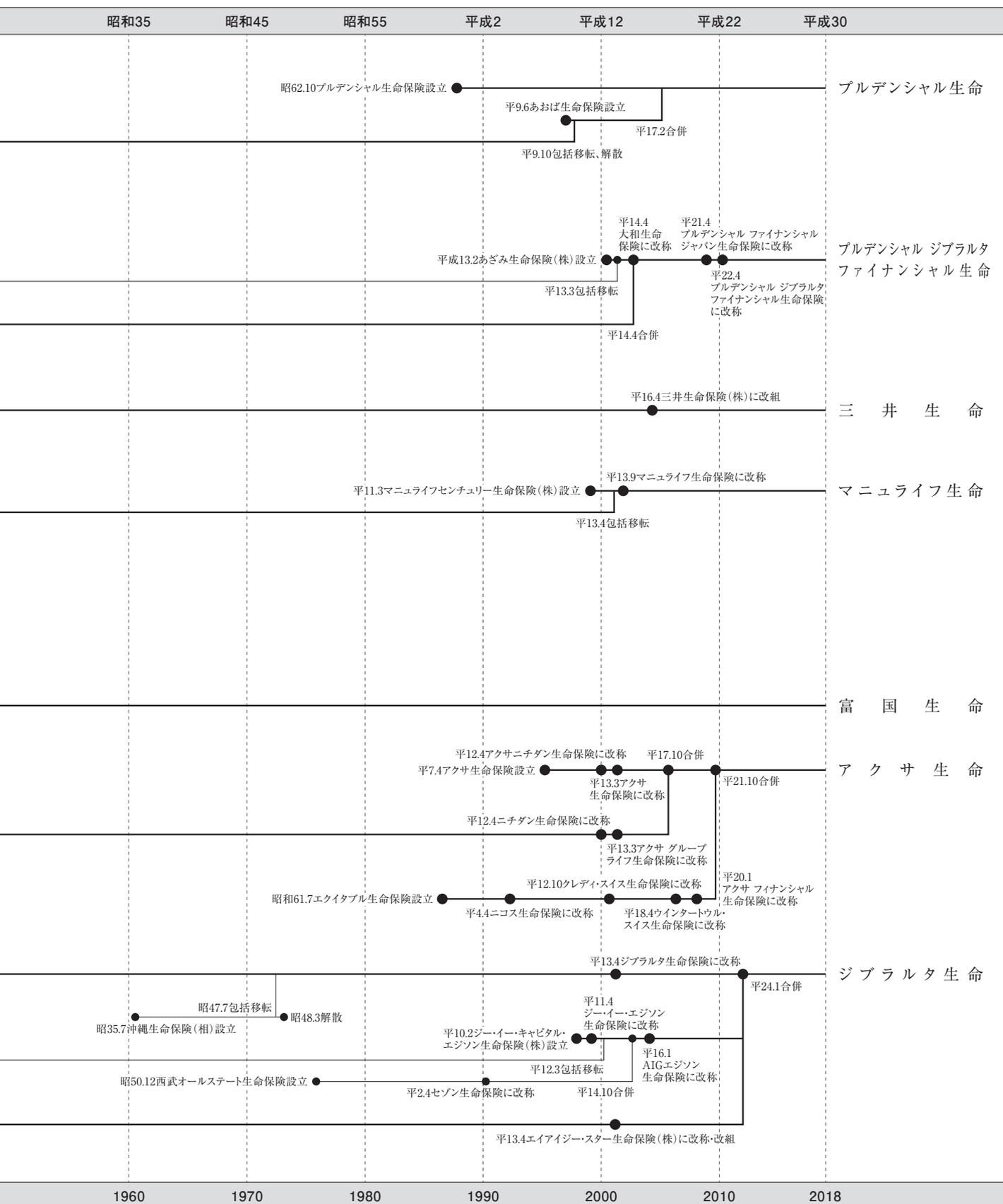
2. 生命保険会社系譜

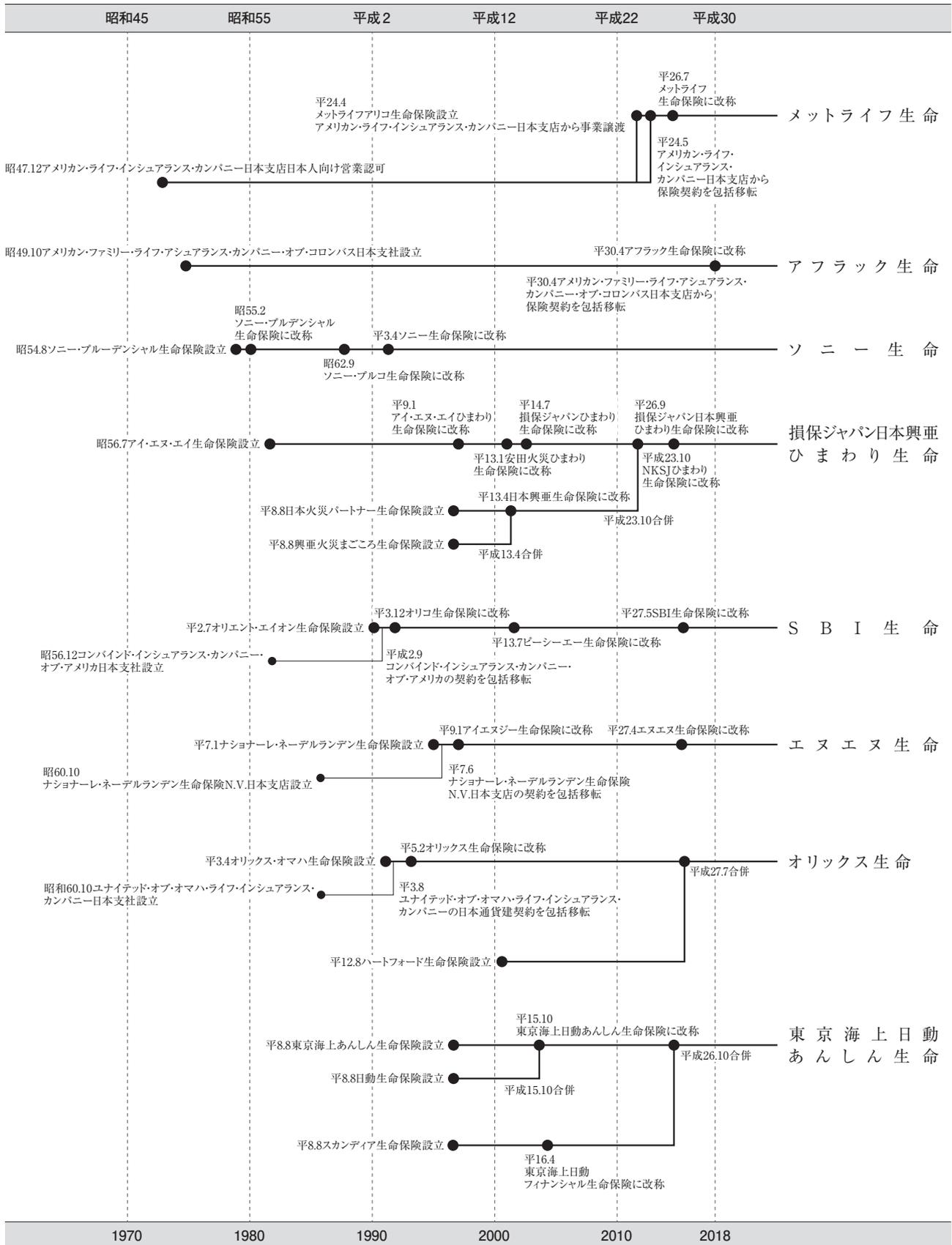


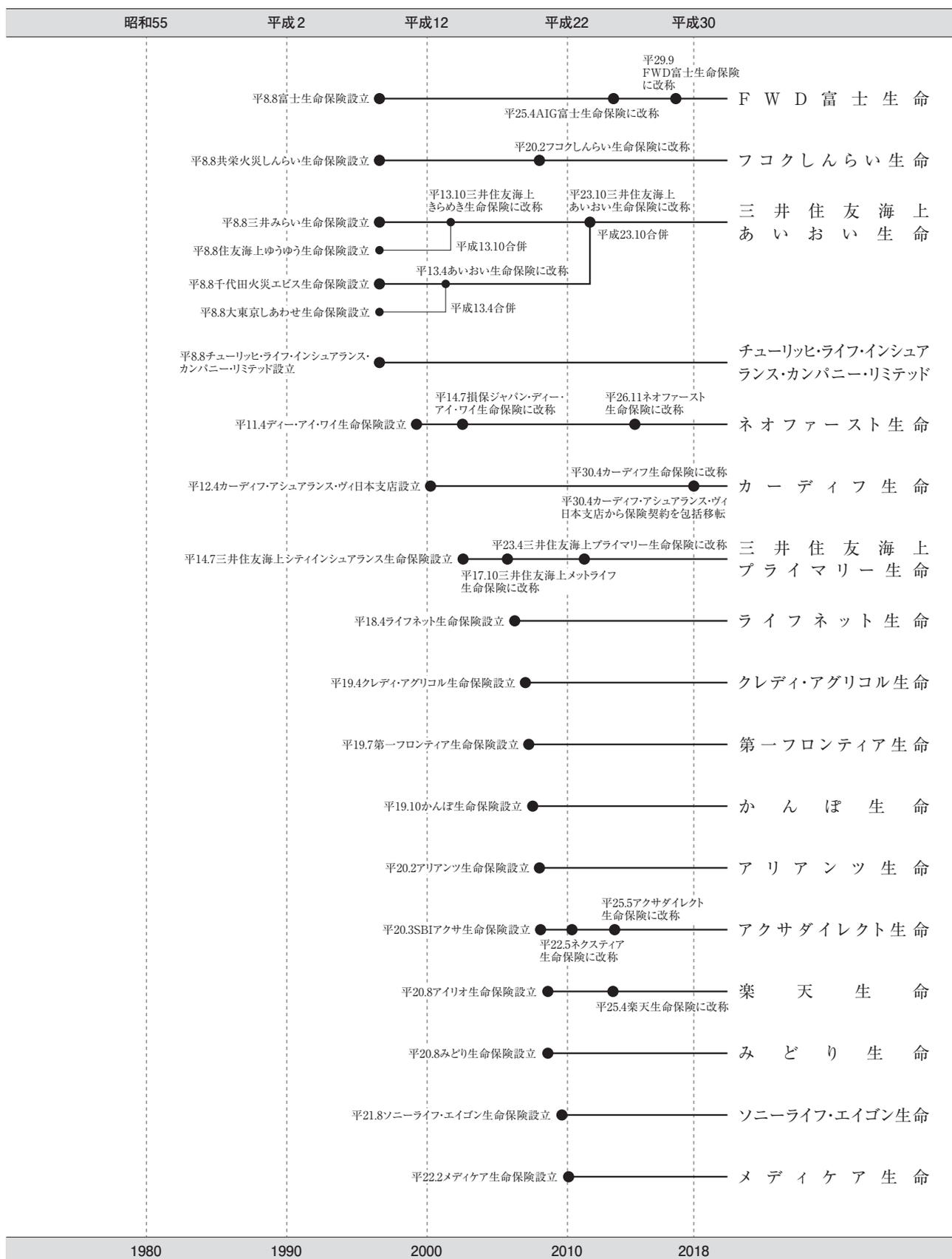
- ・(株)は株式会社、(相)は相互会社、(合)は合資会社を示し、特に記載なきものは株式会社を示す。
- ・社名左の数字は、創立・合併等の年月を示す。











3. 社員会社移動表 (社団法人生命保険協会設立以後)

社員会社名	入会年月日	脱(退)会年月日	備考
○日 本 (株)	明41.12. 7		昭22.5.2日本(株)設立、昭23.3.31日本(株)解散、日本(株)に契約を包括移転、現在に至る。
日 宗 (株)	〃	明42. 5. 6	明42.9裁判所命令にて同社解散のため。
東 洋 (株)	〃	昭11.12.28	昭11.12.24帝国(株)に契約を包括移転、同社解散のため。
徴 兵 (株)	〃	明43.12.19	同日の臨時総会にて明43年度の基金および会費未納のため退会扱い。大14.1.16社名を第一徴兵に改称、昭7.3.29再加入。
○太 陽 (株)	〃		昭23.2.10太陽(株)設立、昭23.3.31太陽(株)解散、太陽(株)に契約を包括移転、平15.4.1太陽(株)へ改組、現在に至る。
○第 一 (相)	〃		平22.4.1第一(株)に改組、現在に至る。
○大 同 (株)	〃		昭22.7.5大同(株)設立、昭23.3.31大同(株)解散、大同(株)に契約を包括移転、平14.4.1大同(株)に改組、現在に至る。
内 国 (株)	〃	大 3. 6.20	同日、主務省より解散を命ぜられ、同日脱退のため。
萬 歳 (株)	〃	昭 4. 9.15	昭4.9.17日華(株)への吸収合併による同社解散のため。
○帝 国 (株)	〃		昭22.7.1帝国(株)設立、同8.12社名を朝日(株)に改称、昭23.3.31帝国(株)解散、朝日(株)に契約を包括移転、現在に至る。
愛 国 (株)	〃	昭20. 3.26	同日、日本(株)に契約を包括移転、同社解散のため。
共 濟 (株)	〃	平15.12.31	昭4.8.10社名を安田(株)に改称、昭22.7.1安田(株)設立、同10.1光(株)に改称、昭23.3.31安田(株)解散、光(株)に契約を包括移転、昭27.1.1安田(株)に改称、平16.1.1明治(株)との合併に伴い脱退。
有 隣 (株)	〃	昭18. 6.30	昭18.7.1明治(株)に契約を包括移転、同社解散のため。
○明 治 (株)	〃		昭22.7.10明治(株)設立、昭23.3.31明治(株)解散、明治(株)に契約を包括移転、平16.1.1安田(株)との合併に伴い、明治安田(株)に改称、現在に至る。
○真 宗 信 徒 (株)	〃		大3.7.1共保(株)に改称、昭9.9.20野村(株)に改称、昭22.7.16野村(株)設立、同日、東京(株)に改称。昭23.3.31野村(株)解散、東京(株)に契約を包括移転。平13.10.17ティ・アンド・ディ・フィナンシャル(株)に改組・改称、平18.7.24T&Dフィナンシャル(株)に改称、現在に至る。
仁 寿 (合資)	〃	昭15.11. 1	大4.12.24組織を(株)に変更、昭15.10.5野村(株)への吸収合併による同社解散のため。
国 光 (相)	明43. 3. 1	昭 8.12.16	昭8.11.30昭和(株)に契約を包括移転、同社解散のため。
○日 之 出 (株)	〃		大15.5.19住友(株)に改称、昭22.8.29国民(株)設立、昭23.3.31住友(株)解散、国民(株)に契約を包括移転、昭27.6.1住友(株)に改称、現在に至る。
蓬 萊 (相)	明45. 3.23	昭 8.12.16	昭8.11.30昭和(株)に契約を包括移転、同社解散のため。
東 海 (相)	〃	〃	〃
富 士 (株)	〃	昭17. 6.18	同日、日本(株)に契約を包括移転のため。
日 清 (株)	〃	昭16.10.28	昭16.10.13野村(株)への吸収合併による同10.20同社解散のため。
太 平 (株)	大 3. 3.16	平 9.10. 1	昭15.10.25日産(株)に改称、昭22.8.20日新(株)設立、昭23.3.31日産(株)解散、日産(株)に契約を包括移転、昭29.5.1日産(株)と改称、平9.10.1あおば(株)に契約を包括移転、同社解散のため。
大 正 (株)	〃	平13. 3.31	平13.3.31あざみ(株)に契約を包括移転、同社解散のため。
○高 砂 (株)	大 4. 3.13		昭2.3.5三井(株)に改称、昭22.8.1三井(株)設立、昭22.11.7中央(株)に改称、昭23.3.31三井(株)解散、中央(株)に契約を包括移転、昭27.6.11三井(株)に改称。平16.4.1三井(株)に改組、現在に至る。
福 寿 (株)	〃	昭17.10.24	昭17.9.1明治(株)に契約を包括移転、同社解散のため。
八 千 代 (株)	〃	昭 5. 4.20	昭5.4.22日華萬歳(株)に契約を包括移転、同日解散のため。
神 国 (株)	大 4. 6.17	大 7.10. 3	大6.12.31有隣(株)に契約を包括移転、大7.9.21同社解散のため。
日 華 (株)	大 4. 9.23	平13. 4. 2	昭4.8.20日華萬歳(株)に改称、昭5.10.22日華(株)に改称、昭16.12.23第百徴兵(株)に改称、昭20.10.18第百生命(株)に改称、昭22.9.1第百(株)設立、昭23.3.31第百(株)解散、第百(株)に契約を包括移転。平13.4.2マニユライフ・センチュリー(株)に契約を包括移転、同社解散のため。
常 磐 (株)	大 5. 3.17	昭14. 7.20	昭14.2.22日本共立(株)への吸収合併による同社解散のため。
博 愛 (株)	〃	大 6. 9. 4	大6.8.20萬歳(株)への吸収合併による同社解散のため。
福 徳 (株)	〃	昭16.12.27	昭16.11.18国華徴兵(株)とともに日華(株)に合併、同12.26同社解散のため。
中 央 (相)	〃	昭 8.12.16	昭8.11.30昭和(株)に契約を包括移転、同社解散のため。

(注) ○印は現在の社員会社またはその前身を示す。
掲載は、入会年月日順。() は準社員としての入会年月日。

社員会社名	入会年月日	脱(退)会年月日	備 考
共 同 (株)	大 6. 3.17	昭 3. 6. 8	同日商工省より解散を命ぜられ、同日脱退のため。
日 本 共 立 (株)	大 7. 3.18	昭17. 9. 4	昭14.5.31前川(株)に改称、昭17.7.1帝国(株)への吸収合併のため。
○横 浜 (株)	大 8. 3.17		昭10.12.3板谷(株)に改称、昭22.10.1平和(株)設立、昭23.3.31板谷(株)解散、平和(株)に契約を包括移転、平12.4.1エトナヘイワ(株)に改称、平13.12.1マスマチュアル(株)に改称、現在に至る。
大 安 (株)	大10. 3.17	昭 8.12.22	昭8.12.19片倉(株)に契約を包括移転、同社解散のため。
日本医師共済 (組)	大11. 3.17	昭17. 2.17	昭8.7.1昭和(組)に改称、昭16.12.26第一(組)に契約を包括移転、同社解散のため。
千 代 田 (組)	大12. 3.17	平23.12.31	平13.4.20エイアイジー・スター(株)に改組・改称、平24.1.1ジブラルタ(株)への合併による同社解散のため。
東 華 (株)	〃	昭 7. 4. 5	昭7.3.31脱退届提出のため。同社は同9.20愛国(株)に契約を包括移転、解散。
片 倉 (株)	〃	昭17.12.11	昭17.10.30日産(株)に契約を包括移転、同12.11同社解散のため。
旭 日 (株)	大14. 3.19	昭 3. 8.17	昭3.8.17商工省より解散を命ぜられ、同日脱退のため。
寿 (株)	〃	昭 8. 4.12	昭8.3.31脱退届提出のため。同社は昭8.11愛国(株)に契約を包括移転、解散。
戦 友 共 済 (株)	〃	昭 7.12.10	昭7.11.12脱退届提出のため。同社は同日第一徴兵(株)に契約を包括移転、解散。
第 一 徴 兵 (株)	昭 7. 3.29 (再入会)	平12. 3. 1	昭20.10.8新日本(株)に改称、昭22.10.30新日本(組)設立、同12.1東邦(組)に改称、昭23.3.31新日本(株)解散、東邦(組)に契約を包括移転。平12.3.1ジー・イー・エジソン(株)に契約を包括移転、同社解散のため。
日 本 徴 兵 (株)	昭 7. 3.29	平14. 4. 1	昭20.10.1大和(株)に改称、昭22.9.15大和(組)設立、昭23.3.31大和(株)解散、大和(組)に契約を包括移転。平14.4.1あざみ(株)への合併による同社解散のため。
○富 国 徴 兵 (組)	〃		昭20.10.8社名を富国(組)に改称、現在に至る。
国 華 徴 兵 (株)	〃	昭16.12.27	昭16.11.18福德(株)とともに日華(株)に合併、同社解散のため。
日 本 教 育 (株)	昭16.12.16	昭23. 3.31	同日、大正(株)への合併による同社解散のため。
協 栄 (再保険) (株)	〃	昭20. 4. 1	昭20.4.1生命保険中央会への吸収合併による同社解散のため。
日 本 団 体 (株)	昭16.12.16	平17.9.30	平12.4.1ニチダン(株)に改称、平13.3.31アクサグループライフ(株)に改称、平17.9.30アクサ(株)への合併による同社解散のため。
○協 栄 (株)	昭22. 5.31		昭22.5.6旧協栄再保険(株)の復活として協栄(株)設立、平13.4.2ジブラルタ(株)に改称、現在に至る。
西武オールステート(株)	昭51. 6.18	平14. 9.30	平2.4.1セゾン(株)に改称、平14.10.1ジー・イー・エジソン(株)への合併による同社解散のため。
アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー (通称 アリコ・ジャパン)	(昭51. 8. 1) 平 3. 7.29	平24. 5.31	昭51.8.1準社員として加入。平3.7.29社員として加入。平24.5.31メットライフアリコ(株)に契約を包括移転。
○ソニー・ブルデンシャル(株)	昭56. 4.17		昭62.9.1ソニー・ブルコ(株)に改称、平3.4.1ソニー(株)に改称、現在に至る。
○アイ・エヌ・エイ(株)	昭57. 4.16		平9.1.1アイ・エヌ・エイひまわり(株)に改称、平13.1.10安田火災ひまわり(株)に改称、平14.7.1損保ジャパンひまわり(株)に改称、平23.10.1日本興亜(株)との合併に伴い、NKSJひまわり(株)に改称、平26.9.1損保ジャパン日本興亜ひまわり(株)に改称、現在に至る。
○アメリカン・ファミリー・ライフ・アシュアランス・カンパニー・オブ・コロンバス	(昭57.10. 1) 平 3. 7.29		昭57.10.1準社員として加入。平3.7.29社員として加入、平30.4.2アフラック(株)に改称、現在に至る。
コンバインド・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカ (通称 コンバインド)	(昭57.10. 1)	平 2. 9. 3	昭57.10.1準社員として加入。平2.9.3オリエント・エイオン(株)に契約を包括移転。
ユナイテッド・オブ・オマハ・ライフ・インシュアランス・カンパニー (通称 オマハ)	(昭60.11.15)	平 3. 6. 1	昭60.11.15準社員として加入。平3.8.31オリックス・オマハ(株)に契約を包括移転。
ナショナル・ネーデルランデンN. V. (通称 ナショナル・ライフ)	(昭60.11.15) 平 3. 7.29	平 7. 3.31	昭61.4.18準社員として加入。平3.7.29社員として加入、平7.6.30ナショナル・ネーデルランデン(株)に契約を包括移転。
エクイタブル (株)	昭61.10.17	平21. 9.30	平4.4.1ニコス(株)に改称、平12.10.1クレディ・スイス(株)に改称、平18.4.1ウインターウル・スイス(株)に改称、平20.1.1アクサ フィナンシャル(株)に改称、平21.10.1アクサ(株)への合併による同社解散のため。
○ブルデンシャル(株)	昭63. 3.18		現在に至る。
○オリエントエイオン(株)	平 2. 9. 3		平3.12.1オリコ(株)に改称、平13.7.2ピーシーイー(株)に改称、平27.5.1SBI(株)に改称、現在に至る。

第Ⅲ部

社員会社名	入会年月日	脱(退)会年月日	備 考
○オリックス・オマハ(株)	(平 3. 6. 1) 平 3. 7.29		平3.6.1準社員として加入。平3.7.29社員として加入、平5.2.1オリックス(株)に改称、現在に至る。
○ナショナル・ネーデルランデン(株) (通称 ナショナル・ライフ)	平 7. 4. 1		平9.1.1アイエヌジー(株)に改称、平27.4.1エヌエヌ(株)に改称、現在に至る。
○ア ク サ (株)	(平 7. 4. 1) 平 8. 4. 1		平7.4.1準社員として加入。平8.4.1社員として加入。平12.4.1アクサニチダン(株)に改称、平13.3.31アクサ(株)に改称、現在に至る。
日本火災パートナー(株)	平 8.10. 1	平13. 4. 1	平8.10.1社員として加入、平13.4.1興亜火災まごころ(株)への合併による同社解散のため。
日 動 (株)	〃	平15. 9.30	平8.10.1社員として加入、平15.10.1東京海上あんしん(株)への合併による同社解散のため。
○東京海上あんしん(株)	〃		平8.10.1社員として加入、平15.10.1日動(株)との合併に伴い、東京海上日動あんしん(株)に改称、現在に至る。
同 和 (株)	〃	平13. 4. 1	平8.10.1社員として加入、平13.4.1日本(株)に契約を包括移転、同社解散のため。
千代田火災エビス(株)	〃	平13. 4. 1	平8.10.1社員として加入、平13.4.1大東京しあわせ(株)への合併による同社解散のため。
○チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド	〃		平8.10.1社員として加入、現在に至る。
大東京しあわせ(株)	〃	平23.9.30	平8.10.1社員として加入、平13.4.1千代田火災エビス(株)との合併に伴い、あいおい(株)に改称、平23.10.1三井住友海上きらめき(株)への合併による同社解散のため。
○富 士 (株)	〃		平8.10.1社員として加入、平25.4.1AIG富士(株)に改称、平29.9.1FWD富士(株)に改称、現在に至る。
興亜火災まごころ(株)	〃	平23.9.30	平8.10.1社員として加入、平13.4.1日本火災パートナー(株)との合併に伴い、日本興亜(株)に改称、平23.10.1損保ジャパンひまわり(株)への合併による同社解散のため。
○協栄火災しんらい(株)	〃		平8.10.1社員として加入、平20.2.1フコクしんらい(株)に改称、現在に至る。
三井みらい (株)	〃	平13. 9.30	平8.10.1社員として加入、平13.10.1住友海上ゆうゆう(株)への合併による同社解散のため。
スカンディア (株)	〃	平26.10.1	平8.10.1社員として加入、平16.4.2東京海上日動フィナンシャル(株)に改称、平26.10.1東京海上日動あんしん生命への合併による同社解散のため。
○住友海上ゆうゆう(株)	〃		平8.10.1社員として加入、平13.10.1三井みらい(株)との合併に伴い、三井住友海上きらめき(株)に改称、平23.10.1あいおい(株)との合併に伴い、三井住友海上あいおい(株)に改称、現在に至る。
あ お ば (株)	平 9.10. 1	平17. 2. 1	平9.10.1社員として加入、平17.2.1プルデンシャル(株)への吸収合併による同社解散のため。
ジー・イー・キャピタル・エジソン(株)	平10. 4. 1	平23.12.31	平10.4.1社員として加入、平16.1.1AIGエジソン(株)に改称、平24.1.1ジブラルタ(株)への合併による同社解散のため。
○マニュライフ・センチュリー(株)	平11. 4. 1		平11.4.1社員として加入、平13.9.1マニュライフ(株)に改称、現在に至る。
○ディー・アイ・ワイ(株)	平11. 5.19		平11.5.19社員として加入、平14.7.1損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ(株)に改称、平26.11.25ネオファースト(株)に改称、現在に至る。
○カーディフ・ソシエテ・ヴィ	平12. 4. 1		平12.4.1社員として加入、平12.6.1カーディフ・アシュアランス・ヴィに改称、平30.4.1カーディフ(株)に改称、現在に至る。
ハートフォード(株)	平12.10. 1	平27. 6.30	平12.10.1社員として加入、平27.7.1オリックス(株)への合併による同社解散のため。
○あ ぎ み (株)	平13. 3.31		平13.3.31社員として加入、平14.4.1大和(株)を吸収合併、大和(株)に改称、平21.4.30プルデンシャル ファイナンシャル ジャパン(株)に改称、平22.4.1プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル(株)に改称、現在に至る。
○三井住友海上シティ インシュアランス(株)	平14. 9.20		平14.9.20社員として加入、平17.10.1三井住友海上メットライフ(株)に改称、平23.4.1三井住友海上プライマリー(株)に改称、現在に至る。
○第一フロンティア(株)	平19.10. 1		平19.10.1社員として加入、現在に至る。
○(株) か ん ぼ	〃		平19.10.1特別会員として加入、現在に至る。
○クレディ・アグリコル(株)	平19.11. 1		平19.11.1社員として加入、現在に至る。
○ア リ ア ン ツ (株)	平20. 4. 1		平20.4.1社員として加入、現在に至る。
○S B I ア ク サ (株)	平20. 4. 7		平20.4.7社員として加入、平22.5.12ネクスティア(株)に改称、平25.5.14アクサダイレクト(株)に改称、現在に至る。
○ライフネット (株)	平20. 5.18		平20.5.18社員として加入、現在に至る。

3. 社員会社移動表

社員会社名	入会年月日	脱(退)会年月日	備 考
○アイリオ(株)	平20. 8. 1		平20.8.1社員として加入、平25.4.1楽天(株)に改称、現在に至る。
○みどり(株)	平20.10. 1		平20.10.1社員として加入、現在に至る。
○ソニーライフ・エイゴン(株)	平21.12. 1		平21.12.1社員として加入、現在に至る。
○メディケア(株)	平22. 4. 1		平22.4.1社員として加入、現在に至る。
○メットライフアリコ(株)	平24. 4. 2		平24.4.2社員として加入、平26.7.1メットライフ(株)に改称、現在に至る。

4. 歴代会長一覧

歴代	氏名	就任年月日	退任年月日	会社名・役職名
初代	阿部 泰藏	明41.12.21	大 6. 3.17	明治・取締役会長、専務取締役
2代	福原 有信	大 6. 3.17	大12. 3.17	帝国・取締役社長
3代	矢野 恒太	大12. 3.17	昭 2. 3.18	第一・〃
4代	弘世 助太郎	昭 2. 3.28	昭11. 3. 9	日本・取締役社長(就任時専務)
5代	藤田 讓	昭11. 3.12	昭12. 2. 8	明治・取締役会長
6代	成瀬 達	昭12. 4. 2	昭21.12.31	日本・取締役社長
7代	小林 中	昭22. 2.27	昭26. 4.24	富国・〃
8代	矢野 一郎	昭26. 5. 1	昭34. 6.16	第一・〃
9代	牧野 亀治郎	昭34. 6.16	昭36. 5.19	明治・〃
10代	藤川 博	昭36. 5.19	昭38. 5.23	朝日・〃
11代	弘世 現	昭38. 5.23	昭40. 6.10	日本・〃
12代	春山 定	昭40. 6.10	昭42. 6.16	朝日・取締役会長
13代	矢田 恒久	昭42. 6.16	昭44. 6.20	第一・取締役社長
14代	數納 清	昭44. 6.20	昭46. 6.18	朝日・〃
15代	関 好美	昭46. 6.18	昭48. 6. 7	明治・〃
16代	新井 正明	昭48. 6. 7	昭50. 6.12	住友・〃
17代	弘世 現	昭50. 6.12	昭52. 7.15	日本・〃
18代	塚本 亮一	昭52. 7.15	昭54. 7.20	第一・取締役会長
19代	山中 隆宏	昭54. 7.20	昭56. 7.17	明治・取締役社長
20代	高島 隆平	昭56. 7.17	昭58. 7.15	朝日・〃
21代	千代 賢治	昭58. 7.15	昭59. 7.20	住友・〃
22代	西尾 信一	昭59. 7.20	昭60. 7.19	第一・〃
23代	川瀬 源太郎	昭60. 7.19	昭61. 7.16	日本・〃
24代	土田 晃透	昭61. 7.16	昭62. 7.17	明治・〃
25代	若原 泰之	昭62. 7.17	昭63. 7.15	朝日・〃
26代	上山 保彦	昭63. 7.15	平元. 7.21	住友・〃
27代	櫻井 孝穎	平元. 7.21	平 2. 7.20	第一・〃
28代	伊藤 助成	平 2. 7.20	平 3. 7.19	日本・〃
29代	波多 健治郎	平 3. 7.19	平 4. 7.17	明治・〃
30代	若原 泰之	平 4. 7.17	平 5. 7.16	朝日・〃
31代	浦上 敏臣	平 5. 7.16	平 6. 7.15	住友・〃
32代	櫻井 孝穎	平 6. 7.15	平 7. 7.21	第一・〃
33代	伊藤 助成	平 7. 7.21	平 8. 7.19	日本・〃
34代	波多 健治郎	平 8. 7.19	平 9. 7.18	明治・〃
35代	藤田 讓	平 9. 7.18	平10. 7.17	朝日・〃
36代	吉田 紘一	平10. 7.17	平11. 7.16	住友・〃
37代	森田 富治郎	平11. 7.16	平12. 7.21	第一・〃
38代	宇野 郁夫	平12. 7.21	平13. 7.19	日本・〃
39代	金子 亮太郎	平13. 7.19	平14. 7.19	明治・〃
40代	横山 進一	平14. 7.19	平15. 7.18	住友・〃
41代	森田 富治郎	平15. 7.18	平16. 7.16	第一・〃
42代	宇野 郁夫	平16. 7.16	平17. 9.16	日本・〃
43代	横山 進一	平17. 9.16	平18. 7.21	住友・〃
44代	斎藤 勝利	平18. 7.21	平19. 7.20	第一・〃
45代	岡本 因衛	平19. 7.20	平20. 7.18	日本・〃
46代	松尾 憲治	平20. 7.18	平21. 7.17	明治安田・〃
47代	佐藤 義雄	平21. 7.17	平22. 7.16	住友・〃
48代	渡邊 光一郎	平22. 7.16	平23. 7.15	第一・〃
49代	筒井 義信	平23. 7.15	平24. 7.20	日本・〃
50代	松尾 憲治	平24. 7.20	平25. 7.19	明治安田・〃
51代	佐藤 義雄	平25. 7.19	平26. 7.18	住友・〃
52代	渡邊 光一郎	平26. 7.18	平27. 7.17	第一・〃
53代	筒井 義信	平27. 7.17	平28. 7.15	日本・〃
54代	根岸 秋男	平28. 7.15	平29. 7.21	明治安田・〃
55代	橋本 雅博	平29. 7.21	平30. 7.20	住友・〃
56代	稲垣 精二	平30. 7.20		第一・〃

(注) 昭和33年度までは理事会会長、昭和34年度以後は協会会長

5. 理事・監事一覧

[理事]

氏名	会社名	就任年月日	退任年月日	備考
秋山智史	富国	平10. 7. 2	平22. 7. 2	平12.7～平14.7副会長 平17.7～平19.7副会長 平21.7～平22.7副会長
西村博	三井	平13. 7.19	平21. 4. 1	平15.7～平17.7副会長 平19.7～平21.4副会長
水盛五実	オリックス	平13.10.19 平17. 7.15 平20. 7.18 平25. 6.21	平16. 7.16 平19. 7.20 平23. 7. 1 平26. 1. 1	
平野秀三	マスマチュアル	平15. 1.17 平16. 7.16 平19. 7.20	平15. 7.18 平18. 7.21 平20. 7.18	
片岡一則	*ジー・イー・エジソン	平15. 9.19 平17. 7.15 平21. 7.17	平16. 6.10 平19. 7.20 平22. 7.16	平16.1.1付で、AIGエジソンに社名変更
山本秀一	チューリップ・ライフ	平16. 2.20 平18. 7.21	平17. 7.15 平20. 7.18	
坂内敦	カーディフ	平16. 2.20 平18. 7.21	平17. 7.15 平20. 4. 1	
斎藤勝利	第一	平16. 7.16	平22. 4. 1	平17.9～平18.7副会長 平18.7～平19.7会長 平21.7～平22.4副会長
山口徹	アイエヌジー	平16. 7.16	平26. 3.31	
三森裕	ブルデンシャル	平16. 7.22	平25. 6.28	
倉持治夫	大同	平17. 7.15 平21. 7.17	平19. 7.20 平22. 4. 1	平17.7～平19.7副会長 平21.7～平22.4副会長
中園武雄	大和	平17. 7.15 平19. 7.20	平18. 7.21 平20. 7.18	
西岡忠夫	協会	平17. 7.15	平20. 7.18	平17.7～平20.7副会長
岡本罔衛	日本	平17. 9.16	平23. 4. 1	平18.7～平19.7副会長 平19.7～平20.7会長 平22.7～平23.4副会長
砂川和彦	ハートフォード	平18. 4.21	平20.10.31	
於久田太郎	ソニー	平18. 7.21	平23. 6.29	
松尾憲治	明治安田	平18. 7.21	平25. 7.19	平19.7～平20.7副会長 平20.7～平21.7会長 平23.7～平24.7副会長 平24.7～平25.7会長
ジュリアン・リップマン	ビーシーイー	平18. 7.21	平20. 7.18	
大石勝郎	太陽	平19. 7.20	平21. 7.17	
友野紀夫	エイアイジー・スター	平19. 7.20	平21. 7.17	
外池徹	アメリカンファミリー	平19. 7.20	平27. 1.1	
内田進	三井住友海上きらめき	平19. 7.20	平20. 3.31	
佐藤義雄	住友	平19. 7.20	平26. 7.18	平20.7～平21.7副会長 平21.7～平22.7会長 平24.7～平25.7副会長 平25.7～平26.7会長
窪野鎮治	協会	平19. 7.20	平28. 7.15	平19.7～平28.7副会長
棚瀬裕明	協会	平19. 7.20	平27. 7.17	
佐々木静	*三井住友海上きらめき	平20. 4. 1	平26. 4. 1	平23.10.1付で、三井住友海上あいおいに社名変更

(注) 平成20年7月18日時点での就任者およびそれ以降の就任者、就任順に掲載
退任年月日の空欄は現職者
会社名の「*」は当時の会社名

第Ⅲ部

氏名	会社名	就任年月日	退任年月日	備考
久米保則	カーディフ	平20. 4.18 平27. 7.17	平20. 7.18	
佐藤美樹	朝日	平20. 7.18	平27. 7.17	平20.7～平21.7副会長 平23.7～平25.7副会長
岩下智親	東京海上日動あんしん	平20. 7.18	平22. 6.24	
松崎敏夫	*損保ジャパンひまわり	平20. 7.18	平25. 4. 1	平23.10.1付で、NKSJひまわりに社名変更
クレイグ・プロムリー	マニユライフ	平20. 7.18	平24. 9. 1	
高橋和之	*アリコジャパン	平20. 7.18 平23. 7.15	平21. 7.17 平25. 6.30	平26.7.1付で、メットライフアリコに社名変更
マーク・ピアソン	アクサ	平20. 7.18	平23. 2.10	
小泉宇幸	協会	平20. 7.18	平23. 7.15	平20.7～平23.7副会長
坂井篤	ハートフォード	平20.11.21 平22. 8. 1	平21. 7. 1 平23. 7.21	
山本幸央	三井	平21. 4. 1	平25. 6.25	平21.4～平21.7副会長 平23.7～平25.6副会長
ビクター・チャング	ハートフォード	平21. 7.17	平22. 8. 1	
溝口賢典	マスマチュアル	平21. 7.17	平25.12. 1	
渡邊光一郎	第一	平22. 4. 1	平29. 4. 1	平22.4～平22.7副会長 平22.7～平23.7会長 平25.7～平26.7副会長 平26.7～平27.7会長
喜田哲弘	大同	平22. 4. 1	平23. 7.15	平22.4～平23.7副会長
北沢利文	東京海上日動あんしん	平22. 7.16	平26. 3.31	
米山好映	富国	平22. 7.16		平22.7～平23.7副会長 平25.7～平27.7副会長 平29.7～平30.7副会長
北川哲雄	富士	平22. 7.16	平23. 4. 1	
ジャン＝ルイ・ローラン・ジョシ	アクサ	平23. 2.18	平26. 3.31	
筒井義信	日本	平23. 4. 1	平30. 4. 1	平23.4～平23.7副会長 平23.7～平24.7会長 平26.7～平27.7副会長 平27.7～平28.7会長
水野千秋	富士	平23. 4. 1	平23. 7.15	
田中勝英	太陽	平23. 7.15	平27. 7.17	平25.7～平27.7副会長
井原勝美	ソニー	平23. 7.15	平27. 3.31	
大藤俊行	オリックス	平23. 7.15	平25. 5. 1	
徳物文雄	協会	平23. 7.15	平26. 7.18	平23.7～平26.7副会長
エイダン・キドニー	ハートフォード	平23. 9.16	平24. 5. 1	
ジュニファー・スパークス	ハートフォード	平24. 7.20	平26. 7. 1	
森田均	マニユライフ	平24. 9.21	平30. 4. 1	
熊野御堂厚	*NKSJひまわり	平25. 4. 1	平27. 3.31	平26.9.1付で、損保ジャパン日本興亜ひまわりに社名変更
有末真哉	三井	平25. 6.25	平27.12.29	平25.6～平25.7副会長 平27.7～平27.12副会長
一谷昇一郎	ブルデンシャル	平25. 6.28	平30. 4. 1	
根岸秋男	明治安田	平25. 7.19		平27.7～平28.7副会長 平28.7～平29.7会長
サシン・N・シャー	*メットライフアリコ	平25. 7.19 平29. 9.15	平27. 5. 1 平30. 2.13	平26.7.1付で、メットライフに社名変更
井本満	マスマチュアル	平25.12. 1	平30. 5.31	
片岡一則	オリックス	平26. 2.21		
広瀬伸一	東京海上日動あんしん	平26. 4. 1	平29. 3.31	
幸本智彦	アクサ	平26. 4. 1		

氏名	会社名	就任年月日	退任年月日	備考
市原 等	三井住友海上あいおい	平26. 4. 1	平28. 3.31	
島田 教光	*アイエスジー	平26. 4.15		平27.4.1付で、エヌエヌに社名変更
米田 光生	楽天	平26. 7.18	平27. 6.24	
橋本 雅博	住友	平26. 7.18		平28.7～平29.7副会長 平29.7～平30.7会長
若狭 一郎	協会	平26. 7.18	平29. 7.21	平26.7～平29.7副会長
山内 裕司	アメリカンファミリー	平27. 1. 1	平29. 7. 1	
萩本 友男	ソニー	平27. 4. 1		
高橋 薫	損保ジャパン 日本興亜ひまわり	平27. 4. 1	平30. 4. 1	
平野 英治	メットライフ	平27. 5.29	平29. 9.15	
高澤 廣志	楽天	平27. 6.30	平27. 7.17	
工藤 稔	大同	平27. 7.17	平29. 7.21	平28.7～平29.7副会長
友野 紀夫	*AIG富士	平27. 7.17		平29.9.1付で、FWD富士に社名変更
森 和茂	協会	平27. 7.17		
西野 彰	ソニーライフ・エイゴン	平28. 1.15	平30. 7.31	
丹保 人重	三井住友海上あいおい	平28. 4. 1		
佐々木 豊成	協会	平28. 7.15		平28.7～副会長
中里 克己	東京海上日動あんしん	平29. 4. 1		
稲垣 精二	第一	平29. 4. 1		平29.7～平30.7副会長 平30.7～会長
古出 眞敏	*アメリカンファミリー	平29. 7. 1		平30.4.2付で、アフラックに社名変更
木村 博紀	朝日	平29. 7.21		平30.7～副会長
小林 研一	協会	平29. 7.21		平29.7～副会長
山口 浩一郎	メットライフ	平30. 2.14		
清水 博	日本	平30. 4. 1		平30.7～副会長
大場 康弘	損保ジャパン 日本興亜ひまわり	平30. 4. 1		
濱田 元房	プルデンシャル	平30. 4. 1		
吉住 公一郎	マニユライフ	平30. 4.13		
ジャン・ポール・ベルトラン	クレディ・アグリコル	平30. 6.25		
加藤 広亮	ソニーライフ・エイゴン	平30. 8. 1		

第Ⅲ部

[監事]

氏名	会社名	就任年月日	退任年月日	備考
平野 秀三	アクサ マスマチュアル	平11. 7.16 平15. 7.18 平18. 7.21 平20. 7.18	平11. 9. 1 平16. 7.16 平19. 7.20 平21. 7.17	
大武 和夫	弁護士	平19. 7.20		
クレイグ・プロムリー	マニユライフ	平19.12.29	平20. 7.18	
篠崎 義明	日本興亜	平20. 7.18	平21. 7.17	
窪田 泰彦	あいおい	平20. 7.18	平22. 4. 1	
橋本 和生	日本興亜	平21. 7.17	平22. 4. 1	
三木 栄一	富士	平21. 7.17	平22. 4. 1	
加藤 隆	ピーシーエー	平22. 4. 1	平23. 7.15	
久米 保則	カーディフ	平22. 4. 1	平27. 7.17	
長野 俊幸	チューリッヒ	平22. 4. 1	平23. 7.15	
三宅 伊智朗	アリアンツ	平23. 7.15	平23. 9. 1	
水野 千秋	富士	平23. 7.15	平25. 2. 1	
オラフ・クリーゾ	アリアンツ	平23. 9.16	平25. 3. 1	
友野 紀夫	*富士	平25. 2.15	平27. 7.17	平25.4.1付で、AIG富士に社名変更
津田 登	アリアンツ	平25. 3.15	平27. 7.17	
岩瀬 大輔	ライフネット	平27. 7.17	平30. 6.24	
佐藤 美樹	朝日	平27. 7.17	平29. 4. 1	
高澤 廣志	楽天	平27. 7.17	平28. 7.15	
橋谷 有造	楽天	平28. 7.15	平30. 6.25	
木村 博紀	朝日	平29. 4. 1	平29. 7.21	
工藤 稔	大同	平29. 7.21		
森 亮介	ライフネット	平30. 6.25		
新開 保彦	楽天	平30. 6.25		

6. 定款および主要規則の変遷

《定款》

平成19年7月20日決議 平成19年9月6日認可

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、社団法人生命保険協会（英文名「The Life Insurance Association of Japan」）（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、わが国における生命保険業の健全な発達及び信頼性の維持を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生命保険に関する理論及び実務の調査及び研究
- (2) 生命保険に関する広報活動
- (3) 生命保険に関する意見の表明
- (4) その他本会の目的を達成するため必要と認められた事項

(事務所)

第4条 本会は、事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 社員

(社員の資格)

第5条 本会の社員となることができる者は、保険業法に定められている生命保険会社、又は外国生命保険会社等（以下「会社」という。）とする。ただし、保険業法以外の法律（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律を除く。）により、保険業法の特例に関する規定（生命保険業免許の付与の特例に関する規定を除く。）が置かれている会社を除くものとする。

(特別会員)

第5条の2 前条ただし書の規定にかかわらず、本会は、本会の目的に照らし、理事会が適当であると認める場合、保険業法以外の法律（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律を除く。）により、保険業法の特例に関する規定が置かれている会社を、特別会員とすることができる。

- ② 前項に定める特別会員の入会手続、権利及び義務その他必要な事項については、別に定める生命保険協会特別会員規則によるものとする。

(入会の方法)

第6条 本会に加入しようとする会社は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得ることを要する。

(代表者及び代理者)

第7条 社員は、代表者1名及び代理者2名を定め、あらかじめこれを本会に通知することを要する。

- ② 前項の代表者は、社員たる会社の代表取締役、代表執行役又は日本における代表者とし、代理者は、その会社の取締役、執行役又はこれに準ずる者に限る。

(入会金)

第8条 社員は、入会に際して入会金として、理事会で定めた金額を一時に払込むことを要する。

(会費)

第9条 社員は、本会の経費にあてるため、毎年、社員総会において定めた金額を、会費として払込むことを要する。

(定款等遵守義務)

第10条 社員は、本会の定款、規則その他の決議事項を遵守することを要する。

(脱退及び除名等)

第11条 社員は、いつでも、本会を脱退することができる。

- ② 社員たる会社が解散したとき、日本における生命保険業を廃止したとき及び生命保険業の免許を取り消されたときは、本会を脱退したものとする。
- ③ 社員が、前条の規定に違反したとき、又は本会の名誉を傷つけ若しくは本会の目的に反する行為をしたときは、本会は、社員総会の議を経て、その社員を戒告に処し又は除名することができる。
- ④ 社員が本会を脱退し、又は除名されたときは、本会は、既に払込まれた金額を返還しない。

第3章 役員

(役員)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 22名以上29名以内
- (2) 監事 4名以内

(役員を選任)

第13条 理事は、第7条に規定する代表者のうちから24名以内及び社員たる会社以外の者（特別会員を除く。）から5名以内を社員総会において選任する。

- ② 監事は、第7条に規定する代表者及び社員たる会社以外の者（特別会員を除く。）のうちから、社員総会において選任する。

(会長、副会長、専務理事及び常務理事)

第14条 本会に会長1名を置く。

- ② 本会に副会長6名以内並びに専務理事及び常務理事3名以内を置くことができる。
- ③ 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において互選する。

(役員職務権限)

第15条 会長は、本会を代表し、本会の業務を総理し、社員総会及び理事会を招集してその議長となる。

- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- ③ 専務理事は、会長及び副会長を補佐して本会の業務を運営し掌理する。
- ④ 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐して本会の業務を処理する。
- ⑤ 理事は、理事会を組織し、業務の執行を決定する。
- ⑥ 監事は、本会の会計及び業務の状況を監査してこれを社員総会に報告する。
- ⑦ 監事は、社員総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員任期)

第16条 役員任期は就任後第1回目の通常社員総会終了の時までとする。但し、重任を妨げない。

- ② 補欠のため就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第Ⅲ部

(役員の退任)

第17条 役員が、社員たる会社の代表者としての地位を退いたときは、役員の資格を失う。

(報酬)

第18条 役員は無報酬とする。ただし、社員たる会社の代表者以外の者から選任された役員については、社員総会の議決を経て、報酬を支給することができる。

第4章 社員総会

(招集)

第19条 本会の通常総会は、毎年会計年度終了後4か月以内に会長が招集する。

- ② 理事会が必要と認めるとき、又は総社員の3分の1以上から会議の目的事項を示した文書による請求があったときは、会長は臨時総会を招集する。
- ③ 社員総会を招集するには、会日の5日前までに会議の目的事項を示して通知することを要する。但し、緊急の場合にはその期間を短縮することができる。

(権能)

第20条 社員総会は、この定款に別に定めた事項のほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画及び予算案並びに事業報告及び決算案
- (3) 前2号のほか理事会で必要と認められた事項

(議決の方法)

第21条 社員総会の議決は、社員の過半数が出席し、出席した社員の過半数をもってこれを行い、可否同数の場合は、議長がこれを決する。但し、第11条第3項に規定する社員の除名、第20条第1号に規定する定款の変更及び第35条に規定する本会の解散については、総社員の4分の3以上の同意を要する。

(表決権)

第22条 社員は、社員総会において、各1個の表決権を有する。

- ② 社員は、第7条に規定する代理人又は他の社員に限り表決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第23条 総会の議事の経過の要領及び結果は、これを議事録に記載するとともに、速やかに社員に通知するものとする。

第5章 理事会

(招集)

第24条 理事会は、会長が毎月1回招集する。但し、会長が必要ないと認めるときは開催しないことがある。

- ② 前項にかかわらず、会長が必要と認めるとき又は理事の3分の1以上から議題及び理由を付して請求があったときは、会長は臨時に理事会を招集する。
- ③ 理事会招集の通知は、各理事に対し会日の5日前までに発するものとする。但し、緊急の場合にはその期間を短縮することができる。
- ④ 会長は、緊急を要するときなど必要と認められた場合、理事会の招集を行わず、書面をもって理事の意見を求めることにより、理事会の決議に代えることができる。

(権能)

第25条 理事会は、この定款に別に定めた事項のほか社員総会に付議すべき事項等本会の業務運営に関する重要事項につい

て議決を行う。

(議決の方法)

第26条 理事会の議決は、理事の過半数が出席してその過半数をもってこれを行い、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(表決権)

第27条 理事は、理事会において、各1個の表決権を有する。

- ② 理事は、理事会の議決について特別の利害関係を有する場合は、表決権を有しない。

(会長の報告義務)

第28条 会長は、執行した日常業務に関し、必要と認められた事項を理事会に報告しなければならない。

- ② 会長は、緊急を要するときは、第25条の案件を臨機執行することができる。但し、次の理事会に報告し、その追認を受けなければならない。

(議事録)

第29条 理事会の議事の経過の要領及び結果は、これを議事録に記載するとともに速やかに社員に通知するものとする。

第6章 委員会

(委員会の設置)

第30条 本会は、必要に応じ委員会を置く。

- ② 委員会の設置、構成、運営等に関し必要な事項は、会長が理事会の議を経て別に定める。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費及び入会金
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第32条 本会の資産は、理事会の議を経て別に定める方法により、会長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第33条 本会の経費は、資産をもってこれを支弁する。

(会計年度)

第34条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 解散

(解散)

第35条 本会は、民法(明治29年法律第89号)第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。

(財産の処分)

第36条 本会が解散したときは、本会の財産処分は社員総会でこれを定める。

平成25年7月19日決議 平成26年4月1日発効

- 1 「わが国における生命保険業の健全な発達及び信頼性の維持を図り、もって国民生活の向上に寄与すること」を本会の目的として明確化した。(第3条)
- 2 公益目的支出計画の実施事業を定款に位置付ける必要から、現

行の事業内容（事業計画書における事業）を踏まえ事業に関する規定を見直した。（第4条）

- 3 入会金の金額を理事会の決議事項から社員総会の決議事項とした。（第8条）
- 4 社員への懲戒処分として、戒告および除名に加え、「社員資格の全部又は一部の停止」を新設した。（第11条）
- 5 社員の法定退社事由の規定（一般法人法第29条）にあわせ、「総社員の同意」を資格喪失事由に追加した。（第12条）
- 6 社員の退会、除名、資格喪失時の会費等の返還に関する規定を明確化した。（第13条）
- 7 社員総会における決議事項を明確化した。（第15条）
- 8 社員総会を定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催することを明確化した。（第16条）
- 9 社員による総会招集請求権を、総社員の議決権の5分の1以上を有する社員とすることを明確化した。（第17条）
- 10 社員総会における社員の書面又は電磁的方法による議決権行使を認める場合の招集通知の発信時期（会日の2週間前まで）を新設した。（第17条）
- 11 社員総会における特別決議事項を明確化した。（第20条）
- 12 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」等に基づき議事録を作成する旨を規定した。（第21条）
- 13 代表理事（会長、副会長から3名以内）および業務執行理事（専務理事、常務理事及び代表理事以外の理事のうち社員たる会社の代表者以外の者（特別会員の代表者を除く））に関する規定を新設した。（第24条、第26条）
- 14 理事の職務内容を整理するとともに代表理事及び業務執行理事について、自己の職務の執行状況を理事会に報告する規定を新設した。（第24条、第26条）
- 15 監事の任期を「1年」から「2年」に変更した。（第28条）
- 16 役員について社員総会の決議によって解任できる旨の規定を新設した。（第30条）
- 17 法に役員が損害賠償責任が明確化されたこと（法第111条第1項）に伴い、理事・監事の責任の免除・限定等に関する規定を新設した。（第32条）
- 18 理事会の権限を明確化した。（第34条）
- 19 理事による理事会招集請求について、要件を3分の1以上の理事から、理事1名に変更した。（第35条）
- 20 理事会の書面による決議にかわり、新たに法の規定に基づく「みなし決議」制度を導入した。（第38条）
- 21 理事会への報告の省略に関する規定を新設した。（第39条）
- 22 施行規則等に基づき議事録を作成する旨を規定、議事録署名人として「出席した代表理事及び監事」を規定した。（第40条）
- 23 委員会の設置目的として「専門的及び実務的な検討を通じ、適切な事業運営を確保することを目的」とする旨を明確化した。（第41条）
- 24 委員会の設置および委員会規則の改廃権限が理事会であることを明確化した。（第41条）
- 25 事業計画・収支予算および事業報告・決算の作成、主たる事務所への備え置き等について規定を新設した。（第43条、第44条）
- 26 「非営利性が徹底された法人」として、「剰余金の分配を行わない」旨の規定を新設した。（第46条）
- 27 当協会が清算を行う場合の残余財産の帰属として、「非営利性が徹底された法人」として、公益認定法第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨の規定を新設した。

（第49条）

- 28 当協会の公告の方法として、原則として、「電子公告」による旨の規定を新設した。（第50条）

平成26年2月21日決議 平成26年4月1日発効

- 1 新たに「地方協会」を章立てし、地方協会を地方組織として位置づけ、地方協会の設置、役割及び運営等に関し必要な事項は、理事会の決議を経る必要がある旨の規定を新設した。（第42条）

平成27年6月30日決議

- 1 損害賠償責任の免除又は一部免除に関する規定中の「外部理事又は外部監事」を「非業務執行理事等」に変更した。（第32条）

《現行定款》

第1章 総則

（名称）

- 第1条 本協会は、一般社団法人生命保険協会（英文名「The Life Insurance Association of Japan」）（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）

- 第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

- 第3条 本会は、わが国における生命保険業の健全な発達及び信頼性の維持を図り、もって国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 生命保険事業に関する情報提供及び理解促進に関する事業
 - (2) 生命保険に関する相談、苦情対応及び紛争解決に関する事業
 - (3) 生命保険事業の適切な運営を確保するための制度及び施策に関する事業
 - (4) 社員会社等の職員に対する教育及び研修に関する事業
 - (5) 生命保険の理論及び実務等に関する調査研究に関する事業
 - (6) 関係官庁、関係機関その他に対する意見の表明等に関する事業
 - (7) 社会的責任を遂行するための事業
 - (8) その他本協会の目的を達成するため必要と認めた事業
- ② 前項の各事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 社員

（本会の構成員）

- 第5条 本会は、以下の者をもって構成する。

- (1) 社員
- (2) 第5条の2に定める特別会員
- ② 前項の規定で定める社員とは、保険業法に定められている生命保険会社又は外国生命保険会社等（以下、「会社」という。）であって、第6条の規定により本会の社員となったものをいう。ただし、保険業法以外の法律（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律を除く。）により、保険業法

第Ⅲ部

の特例に関する規定（生命保険業免許の付与の特例に関する規定を除く。）が置かれている会社を除くものとする。

（特別会員）

第5条の2 前条第2項ただし書の規定にかかわらず、本会の目的に照らし、理事会が適当であると認める場合、保険業法以外の法律（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律を除く。）により、保険業法の特例に関する規定が置かれている会社を、特別会員とすることができる。

- ② 前項に定める特別会員の入会手続、権利及び義務その他必要な事項については、別に定める生命保険協会特別会員規則によるものとする。

（社員の資格の取得）

第6条 本会の社員になろうとする会社は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

（代表者及び代理者）

第7条 社員は、代表者1名及び代理者2名を定め、あらかじめこれを本会に通知しなければならない。

- ② 前項の代表者は、社員たる会社の代表取締役、代表執行役又は日本における代表者とし、代理者は、その会社の取締役、執行役又はこれに準ずる者に限る。

（入会金及び会費）

第8条 社員は、入会に際して入会金として、社員総会で定めた金額を一時に支払う義務を負う。

- ② 社員は、本会の経費にあてるため、毎年、社員総会において定めた金額を、会費として支払う義務を負う。

（定款等遵守義務）

第9条 社員は、定款、規則その他の決議事項を遵守しなければならない。

（任意退会）

第10条 社員は、所定の退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名等）

第11条 社員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により、その社員の社員資格の全部若しくは一部を停止し、その社員を除名し、又は戒告とすることができる。

- (1) 定款、規則その他の決議事項に違反したとき
- (2) 本会の名誉を著しく傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他社員資格の全部若しくは一部の停止又は除名若しくは戒告すべき正当な事由があるとき

（社員資格の喪失）

第12条 第10条の規定に基づく退会及び第11条の規定に基づく除名のほか、社員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、本会の社員資格を喪失する。

- (1) 日本における生命保険業を廃止したとき
- (2) 生命保険業の免許を取り消されたとき
- (3) 総社員（退社しようとする社員を除く。）が同意したとき
- (4) 解散したとき

（会費等の取扱い）

第13条 社員が、第10条の規定により退会したとき、第11条の規定により除名されたとき、又は第12条の規定により社員資格を喪失したときは、本会は、既に払込まれた入会金を返還しない。

- ② 社員が、第10条の規定により退会したとき又は第12条の

規定により社員資格を喪失したときは、会費及びその他当会に支払われた金額のうち、退会した日又は社員資格を喪失した日の属する月の翌月以降の期間に相当する金額を返還する。

- ③ 社員が、退会した日、除名された日、又は社員資格を喪失した日において、当会に支払っていない入会金、会費又はその他当会に支払うべき金額があるときは、その者は、速やかに、その金額を当会に支払わなければならない。

第4章 社員総会

（構成）

第14条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

（権限）

第15条 社員総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 社員資格の停止、除名又は戒告
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の総額及び支給の基準
- (4) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (5) 事業報告書並びに貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他、社員総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項
- (9) 前各号のほか、理事会において社員総会に付議することを決議した事項

（開催）

第16条 社員総会は、定時社員総会として、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時社員総会として、必要がある場合に開催する。

（招集）

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- ② 総社員の議決権の5分の1以上を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- ③ 社員総会を招集するには、開催日の1週間前までに会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。
- ④ 前項の規定にかかわらず、社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、開催日の2週間前までに前項で定める通知を発しなければならない。

（議長）

第18条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。

（議決権）

第19条 社員総会における議決権は、1社員につき1個とする。

- ② 社員は、第7条に規定する代理者又は他の社員に限り議決権の行使を委任することができる。

（決議）

第20条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上に当たる多数を

もって行う。

- (1) 社員資格の停止又は除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、速やかに社員に通知するものとする。

- ② 議長及び社員総会において選任された議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事22名以上29名以内
- (2) 監事4名以内

(会長、副会長、専務理事及び常務理事)

第23条 本会に会長1名を置く。

- ② 本会に副会長6名以内並びに専務理事及び常務理事3名以内を置くことができる。

(代表理事及び業務執行理事)

第24条 会長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）第91条第1項第1号の代表理事とする。

- ② 副会長のうち3名以内を一般法人法第91条第1項第1号の代表理事とする。
- ③ 専務理事、常務理事及びその他、代表理事以外の理事のうち、社員たる会社の代表者以外の者（特別会員の代表者を除く。）を一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事は、第7条に規定する代表者のうちから24名以内及び社員たる会社の代表者以外の者（特別会員を除く。）から5名以内を社員総会の決議によって選任する。

- ② 監事は、第7条に規定する代表者及び社員たる会社の代表者以外の者（特別会員を除く。）から、社員総会の決議によって選任する。
- ③ 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。副会長の中から一般法人法上の代表理事を選定する場合及び業務執行理事を選定する場合も理事会の決議による。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- ② 会長は、法令及び定款で定めるところにより、本会を代表し、職務を執行する。
- ③ 副会長は、会長を補佐する。
- ④ 専務理事は、会長、副会長を補佐して本会の業務を運営し業務を執行する。
- ⑤ 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐して本会の業務を執行する。
- ⑥ 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の遂行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- ② 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の後、7月に開催される臨時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

- ② 監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の後、7月に開催される臨時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
- ③ 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- ④ 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員退任)

第29条 役員が、社員たる会社の代表者としての地位を退いたときは、役員の資格を失う。

(役員解任)

第30条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、社員たる会社の代表者以外の者から選任された理事及び社員たる会社の代表者以外の者から選任された監事については、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って、報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除又は一部免除)

第32条 本会は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の規定で定める賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- ② 本会は、法令で定める非業務執行理事等との間で、前項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第33条 本会に理事会を置く。

- ② 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、代表理事となる副会長、専務理事及び常務理事の選定並びに解職
- (4) 事務局を統括する事務局長の選任及び解職

(5) その他この定款で定める職務

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- ② 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が、理事会を招集する。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、理事から理事会の目的である事項及び招集の理由を示して、招集の請求があったときは、会長は理事会を招集する。
- ④ 理事会招集の通知は、各理事及び各監事に対して開催日の5日前までに発するものとする。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第37条 理事会における議決権は、理事1名につき1個とする。

(議決の方法)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議について特別の利害関係を有する理事を除くすべての理事が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が、すべての理事及び監事に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- ② 前項の規定は、第26条第6項の規定で定める報告には適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、速やかに社員に通知するものとする。

- ② 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会

(委員会の設置)

第41条 本会は、専門的及び実務的な検討を通じ、適切な事業運営を確保することを目的として、理事会の決議により、必要に応じ委員会を置く。

- ② 委員会の設置、任務、構成及び運営等に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第8章 地方協会

(地方協会の設置)

第42条 本会は、各地方における事業を円滑に実施するため、理事会の決議により、必要に応じ、地方組織として地方協会を置く。

- ② 地方協会の設置、役割及び運営等に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- ② 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- ② 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- ③ 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(資産の管理)

第46条 本会の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により、会長がこれを管理する。

(剰余金の分配)

第47条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第49条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第50条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(公告の方法)

第51条 当会の公告は、電子公告により、行う。

- ② 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 雑則

(委任)

第52条 定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、

理事会の決議により、別に定める。

附則

- この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 当会の最初の代表理事は佐藤義雄、渡邊光一郎、窪野鎮治および徳物文雄とする。
- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

《特別会員規則》

平成19年7月20日制定 平成19年7月20日施行

第1章 総則

(目的)

- 第1条 本規則は、生命保険協定会款第5条の2で定める特別会員の入会手続、権利及び義務その他必要な事項について定める。

第2章 特別会員の入会手続

(入会の方法)

- 第2条 本会に特別会員として加入しようとする会社は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得ることを要する。

(代表者及び代理者)

- 第3条 特別会員は、代表者1名及び代理者2名を定め、あらかじめこれを本会に通知することを要する。
- ② 前項の代表者は、特別会員たる会社の代表取締役又は代表執行役とし、代理者は、その会社の取締役、執行役又はこれに準ずる者に限る。

(入会金)

- 第4条 本会に特別会員として加入の承認を受けた者は、入会承認後1か月以内に入会金として3000万円を一時に払込むことを要する。

第3章 特別会員の権利及び義務

(特別会員の権利)

- 第5条 特別会員は、本規則第4章で定める委員会等への参加のほか、次の各号に定める権利を有する。
- 生命保険協定会款第4章で定める社員総会に出席し、意見を述べる
 - 本会の各種統計及び資料等諸情報並びに生命保険協定会款第23条及び第29条で定める社員総会及び理事会の議事録の提供を受ける
 - 本会の諸行事に参加し又は本会の諸制度を利用すること

(会費)

- 第6条 特別会員は、本会の経費にあてるため、毎年、社員総会

において定めた金額を、会費として払込むことを要する。

- ② 会費の負担金額及び分担方法等については、生命保険協会会費分担規則（以下、「会費分担規則」という）を準用する。ただし、会費分担規則中「社員」とあるのは「特別会員」と読み替える。

(特別会員の会費分担の特則)

- 第7条 特別会員については、会費分担規則第2条第1項の規定で定める均等分担して出金する額に対する負担割合は社員の2分の1とする。

- ② 特別会員については、会費分担規則第2条第2項の規定で定める保有契約高、総資産及び収入保険料は、当該特別会員の前年度末保有契約高、総資産及び収入保険料に2分の1を乗じた額とする。

- ③ 前項及び会費分担規則第2条第3項の規定にかかわらず、特別会員の保有契約高のうち、団体定期保険契約、団体信用生命保険契約及び再保険契約の保有契約高は、当該特別会員の前年度末保有契約高に10分の1を乗じた額とする。

- ④ 特別会員については、会費分担規則第2条第4項の規定を適用しない。

(定款等遵守・協力義務等)

- 第8条 特別会員は、本会の定款及び本規則その他の決議事項を遵守することを要する。ただし、理事会又は所管委員会等が特に認めた事項については、この限りではない。

- ② 特別会員は、前項のほか、社員の例に準じ、本会事業の円滑な遂行につき協力することを要する。

- ③ 特別会員は、第5条第2号で定める各種統計及び資料等の作成に必要な資料を本会に提示することを要する。

第4章 委員会等への参加

(委員会等への出席)

- 第9条 特別会員は、その役職員の中から1名をオブザーバーに任命し、委員会規則で定める委員会、特別委員会及び部会（以下、「委員会等」という。）に出席させることができる。

- ② オブザーバーは、委員会等に出席し、意見を述べるることができる。

(オブザーバーの任期)

- 第10条 オブザーバーの任期は毎年の通常社員総会日から1年とする。

- ② オブザーバーが任期の途中において、その職を辞任し又はその資格を失ったときは特別会員はその後任を選任するものとし、その任期を前任者の残任期間とする。

(オブザーバーの義務)

- 第11条 オブザーバーは、委員会等活動に協力することを要する。

- ② オブザーバーが正当な理由なく前項の規定に違反したときは、委員長又は部会長（以下、「委員長等」という。）は、委員会等の議を経て、そのオブザーバーの委員会等への出席又は委員会等関係資料の提供を制限することができる。

- ③ オブザーバー又はオブザーバーの職にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(書面等による委員会)

- 第12条 委員長等が、委員会等の会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会等の決議に代えようとするときは、オブザーバーは、委員長等に対して意見を述べるることができる。ただし、オブザー

第Ⅲ部

バーの意見は委員会等の決議を拘束するものではない。

(代理人の出席)

第13条 オブザーバーはあらかじめ委員長等の承認を得て委員会等にオブザーバーの代理人を出席させることができる。

(プロジェクトチーム)

第14条 委員会・特別委員会の委員長は、特別会員の職員等を委員会規則第5章で定めるプロジェクトチーム（以下、「PT」という。）のオブザーバーに任命することができる。

- ② PTのオブザーバーについては、第9条第2項及び第11条から第13条までの規定を準用する。

第5章 脱退及び除名

(脱退及び除名等)

第15条 特別会員は、いつでも、本会を脱退することができる。

- ② 特別会員たる会社が解散したとき、日本における生命保険業を廃止したとき及び生命保険業の免許を取り消されたときは、本会を脱退したものとす。
- ③ 特別会員が、第8条の規定に違反したとき、又は本会の名誉を傷つけ若しくは本会の目的に反する行為をしたときは、本会は、社員総会の議を経て、その特別会員を戒告に処し又は除名することができる。
- ④ 特別会員が本会を脱会し、又は除名されたときは、本会は、既に払い込まれた金額を返還しない。

(社員としての入会)

第16条 特別会員が、保険業法以外の法律（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律を除く。）により、保険業法の特例に関する規定（生命保険業免許の付与の特例に関する規定を除く。）による特別な措置の適用を受けなくなったときは、特別会員としての資格を失う。

- ② 前項の場合において、特別会員であった会社は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得たうえで、本会に社員として入会することができる。
- ③ 第4条の規定で定める入会金を払込んだ特別会員が、前項の規定により、本会に社員としての加入の承認を得た場合には、改めて入会金の払込みを要しないものとする。

第6章 改 廃

(規則の改廃)

第17条 本規則の改廃は、定款第4章で定める社員総会の議決によるものとする。

附 則（平成19年7月20日）

1 この規定は、平成19年7月20日から施行する。

平成25年7月19日決議 平成26年4月1日施行

1 定款改正に伴い、所要の見直しを行った。

平成26年2月21日決議 平成26年4月1日施行

1 会費分担規則改正に伴い、所要の見直しを行った。

《現行特別会員規則》

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規則は、生命保険協会定款第5条の2で定める特別会員の入会手続、権利及び義務その他必要な事項について定める。

第2章 特別会員の入会手続

(特別会員の資格の取得)

第2条 本会の特別会員になろうとする会社は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(代表者及び代理者)

第3条 特別会員は、代表者1名及び代理者2名を定め、あらかじめこれを本会に通知しなければならない。

- ② 前項の代表者は、特別会員たる会社の代表取締役又は代表執行役とし、代理者は、その会社の取締役、執行役又はこれに準ずる者に限る。

(入会金)

第4条 本会に特別会員として加入の承認を受けた者は、入会承認後1カ月以内に入会金として3000万円を一時に支払う義務を負う。

第3章 特別会員の権利及び義務

(特別会員の権利)

第5条 特別会員は、本規則第4章で定める委員会等への参加のほか、次の各号に定める権利を有する。

- (1) 生命保険協会定款第4章で定める社員総会に出席し、意見を述べること
- (2) 本会の各種統計及び資料等諸情報並びに生命保険協会定款第21条及び第40条で定める社員総会及び理事会の議事録の提供を受けること
- (3) 本会の諸行事に参加し又は本会の諸制度を利用すること

(会費)

第6条 特別会員は、本会の経費にあてるため、毎年、社員総会において定めた金額を、会費として支払う義務を負う。

- ② 会費の負担金額及び分担方法等については、生命保険協会会費分担規則（以下、「会費分担規則」という）を準用する。ただし、会費分担規則中「社員」とあるのは「特別会員」と読み替える。

(特別会員の会費分担の特則)

第7条 特別会員については、会費分担規則第3条第1項の規定で定める均等分担して出金する額に対する負担割合は社員の2分の1とする。

- ② 特別会員については、会費分担規則第3条第2項の規定で定める保有契約高、総資産及び収入保険料は、当該特別会員の前年度末保有契約高、前年度末総資産及び前年度の収入保険料に2分の1を乗じた額とする。
- ③ 前項及び会費分担規則第3条第3項の規定にかかわらず、特別会員の保有契約高のうち、団体定期保険契約（総合福祉団体定期保険契約を含む）、団体信用生命保険契約（消費者信用団体生命保険契約を含む）及び再保険契約（受再保険）の保有契約高は、当該特別会員の前年度末保有契約高に10分の1を乗じた額とする。
- ④ 特別会員については、会費分担規則第3条第4項の規定を

適用しない。

(定款等遵守・協力義務等)

第8条 特別会員は、本会の定款及び本規則その他の決議事項を遵守することを要する。ただし、理事会又は所管委員会等が特に認めた事項については、この限りではない。

- ② 特別会員は、前項のほか、社員の例に準じ、本会事業の円滑な遂行につき協力する義務を負う。
- ③ 特別会員は、第5条第2号で定める各種統計及び資料等の作成に必要な資料を本会に提示する義務を負う。

第4章 委員会等への参加

(委員会等への出席)

第9条 特別会員は、その役職員の中から1名をオブザーバーに任命し、委員会規則で定める委員会、特別委員会及び部会（以下、「委員会等」という。）に出席させることができる。

- ② オブザーバーは、委員会等に出席し、意見を述べるることができる。

(オブザーバーの任期)

第10条 オブザーバーの任期は毎年7月に役員を改選する臨時社員総会日から1年とする。

- ② オブザーバーが任期の途中において、その職を辞任し又はその資格を失ったときは特別会員はその後任を選任するものとし、その任期を前任者の残任期間とする。

(オブザーバーの義務)

第11条 オブザーバーは、委員会等活動に協力する義務を負う。

- ② オブザーバーが正当な理由なく前項の規定に違反したときは、委員長又は部会長（以下、「委員長等」という。）は、委員会等の決議を経て、そのオブザーバーの委員会等への出席又は委員会等関係資料の提供を制限することができる。
- ③ オブザーバー又はオブザーバーの職にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(書面等による委員会)

第12条 委員長等が、委員会等の会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会等の決議に代えようとするときは、オブザーバーは、委員長等に対して意見を述べるることができる。ただし、オブザーバーの意見は委員会等の決議を拘束するものではない。

(代理人の出席)

第13条 オブザーバーはあらかじめ委員長等の承認を得て委員会等にオブザーバーの代理人を出席させることができる。

(プロジェクトチーム)

第14条 委員会・特別委員会の委員長及び部会の部会長は、特別会員の職員等を委員会規則第5章で定めるプロジェクトチーム（以下、「PT」という。）のオブザーバーに任命することができる。

- ② PTのオブザーバーについては、第9条第2項及び第11条から第13条までの規定を準用する。

第5章 脱退及び除名

(任意退会)

第15条 特別会員は、所定の退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名等)

第16条 特別会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により、その特別会員の特別会員資格の全部若しくは一部を停止し、その特別会員を除名し、又は戒告とすることができる。

- (1) 定款、規則その他の決議事項に違反したとき
- (2) 本会の名誉を著しく傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他特別会員資格の全部若しくは一部の停止又は除名若しくは戒告すべき正当な事由があるとき

(社員資格の喪失)

第17条 第15条の規定に基づく退会及び第16条の規定に基づく除名のほか、特別会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、本会の特別会員資格を喪失する。

- (1) 日本における生命保険業を廃止したとき
- (2) 生命保険業の免許を取り消されたとき
- (3) 総社員が同意したとき
- (4) 解散したとき

(会費等の取扱い)

第18条 特別会員が、第15条の規定により退会したとき、第16条の規定により除名されたとき、第17条の規定により特別会員資格を失ったとき、又は第19条の規定により本会に社員として入会したときは、本会は、既に払込まれた入会金を返還しない。

- ② 特別会員が、第15条の規定により退会したとき又は第17条の規定により特別会員資格を失ったときは、会費及びその他当会に支払われた金額のうち、退会した日又は特別会員資格を失った日の属する月の翌月以降の期間に相当する金額を返還する。
- ③ 特別会員が、退会した日、除名された日、又は特別会員資格を失った日において、当会に支払っていない入会金、会費及びその他当会に支払うべき金額があるときは、その者は、速やかにその金額を当会に支払わなければならない。

(社員としての入会)

第19条 特別会員が、保険業法以外の法律（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律を除く。）により、保険業法の特例に関する規定（生命保険業免許の付与の特例に関する規定を除く。）による特別な措置の適用を受けなくなったときは、特別会員としての資格を失う。

- ② 前項の場合において、特別会員であった会社は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得たうえで、本会に社員として入会することができる。
- ③ 第4条の規定で定める入会金を払込んだ特別会員が、前項の規定により、本会に社員としての加入の承認を得た場合には、改めて入会金の払込みを要しないものとする。

第6章 改廃

(規則の改廃)

第20条 本規則の改廃は、定款第4章で定める社員総会の決議によるものとする。

附 則（平成26年2月21日）

1 この規定は、平成26年4月1日から施行する。

《委員会規則》

平成19年6月15日決議 平成19年6月15日施行

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、定款第30条の規定に基づき、委員会・特別委員会の構成、運営等に関し必要な事項を定める。

(特別会員の取扱い)

第1条の2 委員会・特別委員会(部会・プロジェクトチームを含む。)における特別会員の取扱いについては、別に定める生命保険協会特別会員規則によるものとする。

(議事細則)

第2条 委員会・特別委員会は、議事手続きその他会議の運営に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。

第2章 委員会

(設置・改廃)

第3条 本会に理事会の諮問に応ずる目的をもって所管事項別に委員会を置く。委員会の改廃は、理事会の議決により決定する。

② 委員会は、その所管事項に関し理事会に意見を具申することができる。

(種類)

第4条 委員会はその所管事項に従って一般委員会、業務委員会、財務委員会、企業保険委員会、情報システム委員会、経理委員会及び契約サービス委員会に分類する。

(所管事項)

第5条 委員会の所管事項は次のとおりとする。

一般委員会	生命保険業の基本的施策、広報活動及び寄付金等に関する事項
業務委員会	営業部門の諸施策に関する事項
財務委員会	資産運用関係の諸施策に関する事項
企業保険委員会	企業保険に関する事項
情報システム委員会	業界共通のシステム全般に関する事項
経理委員会	経理面の調査・研究に関する事項
契約サービス委員会	契約・収納保全・支払、保険医学の調査及び諸施策に関する事項

(委員)

第6条 委員は、社員において各1名とし、その役職員の中からこれを選任することができる。ただし、第9条により委員長に任命された社員は、別途1名の委員を選任することができる。

(任期)

第7条 委員の任期は毎年の通常社員総会日から1年とする。

② 委員が任期の途中において委員を辞任し又は委員の資格を失ったときは社員はその後任を選任するものとし、その任期を前任者の残任期間とする。

(委員の義務)

第8条 委員は、委員会活動に協力することを要する。

- ② 委員が正当な理由なく前項の規定に違反したときは、委員長は、委員会の議を経て、その委員の委員会への出席又は委員会関係資料の提供を制限することができる。
- ③ 委員又は委員の職にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(委員長)

第9条 委員会に委員長1名を置く。

② 委員長は、委員のうちから、次期会長内定者による指名に基づき、6月の理事会で内定し、7月の理事会において同意を得たうえで、会長が委嘱する。

(委員長の職務)

第10条 委員長は会議の議長となり、理事会の諮問事項について理事会に報告し又は意見を述べる。

② 委員長に事故があったときは、委員長があらかじめ指名する委員が職務を代行する。

(招集)

第11条 委員会は、随時、必要に応じ委員長が招集する。

(議事録)

第12条 委員長は、委員会の議事録を作成する。

(定足数)

第13条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

(議決)

第14条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

② 委員は各1個の議決権を有する。ただし、第6条に基づき委員長と委員を選任している場合は、社員の判断によりいずれか一方が議決権を有することとする。

③ 可否同数のときは、委員長が決定する。

(書面等による委員会)

第15条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会の議決に代えることができる。この場合において、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

② 前条の規定は前項における議決について準用する。

(委員会相互間の協力)

第16条 委員長は、その職務遂行上必要に応じ、随時他の委員会の委員長の協力を求めることができる。

(代理人の出席)

第17条 委員はあらかじめ委員長の承認を得て委員会に委員の代理人を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第18条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を得て、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

第3章 特別委員会

(設置・改廃)

第19条 本会が必要と認めるときは、理事会の議決を経て臨時に特別委員会を置くことができる。特別委員会は、任務が終了したときに解散する。

② 特別委員会は、理事会の諮問に応じ、本会の業務運営に関する重要事項について検討を行い、意見を具申する。

(委員)

第20条 第6条及び第8条の規定は、特別委員会の委員について準用する。

(委員長)

第21条 第9条及び第10条の規定は、特別委員会の委員長について準用する。

(会議の招集、定足数、議決等)

第22条 第11条から第18条の規定は、特別委員会について準用する。ただし、第11条から第18条までの規定中「委員会」とあるのは「特別委員会」と読み替える。

第4章 部会

(設置・改廃)

第23条 委員会・特別委員会は、必要と認めるときは、理事会の議決を経て、当該委員会・特別委員会の下部組織として、部会を設置することができる。

- ② 部会は、専門的・実務的な事項について検討を行い、又は委員会・特別委員会の諮問に応じ検討を行い、意見を具申する。

(委員)

第24条 第6条及び第8条の規定は、部会の委員について準用する。

- ② 第7条の規定は、部会の委員の任期について準用する。

(部会長)

第25条 部会に部会長1名を置く。

- ② 部会長は、委員会・特別委員会の委員長が選任する。
③ 部会長は、会議の議長となり、委員会・特別委員会の諮問事項について、委員会・特別委員会に報告し又は意見を述べる。

(会議の招集、定足数、議決等)

第26条 第11条から第18条の規定は、部会について準用する。ただし、第11条から第18条までの規定中「委員会」とあるのは「部会」、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替える。

第5章 プロジェクトチーム

(設置・改廃)

第27条 委員会・特別委員会の委員長は、必要と認めるときは、当該委員会・特別委員会の議決を経て、当該委員会・特別委員会の下部組織としてプロジェクトチーム（以下「PT」という。）を設置することができる。PTは、任務が終了したときに解散する。

- ② PTは、委員会・特別委員会の諮問に応じ、専門的・実務的な事項について検討を行い、委員会・特別委員会に報告する。
③ PTの設置・改廃については、委員会・特別委員会の委員長から会長宛に届け出るものとする。

(委員)

第28条 委員は、必要に応じ、社員の職員等のうちから委員会・特別委員会の委員長が選任する。第8条の規定は、PTの委員について準用する。

(座長)

第29条 PTに座長1名を置く。

- ② 座長は、委員のうちから委員会・特別委員会の委員長が選任する。
③ 座長は、会議の議長となり、委員会・特別委員会の諮問事項について、委員会・特別委員会に報告し又は意見を述べる。

(会議の招集、定足数、議決等)

第30条 第11条から第15条及び第18条の規定は、PTについて準用する。この場合第11条から第15条及び第18条の規定中「委員会」とあるのは「PT」と読み替え、「委員長」とあるのは「座長」と読み替える。

第6章 改廃

(規則の改廃)

第31条 本規則の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附 則（平成19年7月20日）

- 1 この変更規定は、平成19年7月20日から施行する。

平成25年6月21日決議 平成26年4月1日施行

- 1 実態を踏まえて委員会の任務を明確化した。(第4条)
2 委員会の任務の見直しにあわせて、委員長・部会長等の職務内容を改正した。(第11条)
3 委員会の書面による開催について「電子メール」の使用が一般的であるため、「書面」のほか、「電磁的記録」を用いた開催方法を追加した。(第16条)
4 委員会の任務の見直しと平仄を揃えるため、特別委員会の任務に関する規定を新設した。(第21条)
5 委員会の任務の見直しと平仄を揃えるため、部会の任務に関する規定を新設した。(第26条)
6 実務等を踏まえ、部会傘下にもPTを設置できる規定を新設した。(第30条)

《現行委員会規則》

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、定款第41条の規定に基づき、委員会・特別委員会の設置、任務、構成、運営等に関し必要な事項を定める。

(特別会員の取扱い)

第1条の2 委員会・特別委員会（部会・プロジェクトチームを含む。）における特別会員の取扱いについては、別に定める生命保険協会特別会員規則によるものとする。

(委員会細則)

第2条 委員会・特別委員会は、議事手続きその他委員会の運営に関し必要があると認めるときは、委員会・特別委員会の決議により、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。

第2章 委員会

(設置・改廃)

第3条 本会に、所管事項別に委員会を置く。

- ② 委員会の改廃は、理事会の決議により決定する。

(任務)

第4条 委員会は、次の各号に定める任務を遂行するものとする。
一 所管事項について、企画・立案し、必要な事項を遂行すること
二 理事会の諮問に応じ、又は意見を具申すること
三 生命保険協会事務局における業務運営等の状況について報告を受けること

(種類)

第5条 委員会はその所管事項に従って一般委員会、業務委員会、財務委員会、企業保険委員会、情報システム委員会、経理委員会及び契約サービス委員会に分類する。

第Ⅲ部

(所管事項)

第6条 委員会の所管事項は次のとおりとする。

一般委員会	生命保険業の基本的施策、広報活動及び寄付金等に関する事項
業務委員会	営業部門の諸施策に関する事項
財務委員会	資産運用関係の諸施策に関する事項
企業保険委員会	企業保険に関する事項
情報システム委員会	業界共通のシステム全般に関する事項
経理委員会	経理面の調査・研究に関する事項
契約サービス委員会	契約・収納保全・支払、保険医学の調査及び諸施策に関する事項

(委員)

第7条 委員は、社員において各1名とし、その役職員の中からこれを選任することができる。ただし、第10条により委員長に任命された社員は、別途1名の委員を選任することができる。

(任期)

第8条 委員の任期は毎年7月に役員を改選する臨時社員総会日から1年とする。

- ② 委員が任期の途中において委員を辞任し又は委員の資格を失ったときは社員はその後任を選任するものとし、その任期を前任者の残任期間とする。

(委員の義務)

第9条 委員は、委員会活動に協力することを要する。

- ② 委員が正当な理由なく前項の規定に違反したときは、委員長は、委員会の議を経て、その委員の委員会への出席又は委員会関係資料の提供を制限することができる。
- ③ 委員又は委員の職にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(委員長)

第10条 委員会に委員長1名を置く。

- ② 委員長は、委員のうちから、次期会長内定者による指名に基づき、6月の理事会で内定し、7月の理事会において同意を得たうえで、会長が委嘱する。

(委員長の職務)

第11条 委員長は会議の議長となり、委員会を総理し、委員会の所管事項を遂行する。

- ② 委員長は、次の各号で定める事項を理事会に報告しなければならない。
- 一 所管事項に関する対応案等
 - 二 理事会の諮問事項に対する委員会の意見
 - 三 所管事項の実施状況のうち、重要な事項
 - 四 前各号のほか、委員長が必要と認めた事項
- ③ 委員長に事故があったときは、委員長があらかじめ指名する委員が職務を代行する。

(招集)

第12条 委員会は、随時、必要に応じ委員長が招集する。

(議事録)

第13条 委員長は、委員会の議事録を作成する。

(定足数)

第14条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、決議を行うことができない。

(決議)

第15条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

- ② 委員は各1個の議決権を有する。ただし、第7条に基づき

委員長と委員を選任している場合は、社員の判断によりいずれか一方が議決権を有することとする。

- ③ 可否同数のときは、委員長が決定する。

(書面等による委員会)

第16条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議の招集を行わず、書面又は電磁的記録その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。この場合において、書面又は電磁的記録以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面又は電磁的記録によりその確認を得るものとする。

- ② 前条の規定は前項における議決について準用する。

(委員会相互間の協力)

第17条 委員長は、その職務遂行上必要に応じ、随時他の委員会の委員長の協力を求めることができる。

(代理人の出席)

第18条 委員はあらかじめ委員長の承認を得て委員会に委員の代理人を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第19条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を得て、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

第3章 特別委員会

(設置・改廃)

第20条 本会が必要と認めるときは、理事会の決議を経て臨時に特別委員会を置くことができる。特別委員会は、任務が終了したときに解散する。

(任務)

第21条 第4条の規定は、特別委員会について準用する。ただし、「委員会」を「特別委員会」と読み替える。

(委員)

第22条 第7条及び第9条の規定は、特別委員会の委員について準用する。

(委員長)

第23条 第10条及び第11条の規定は、特別委員会の委員長について準用する。

(会議の招集、定足数、議決等)

第24条 第12条から第19条の規定は、特別委員会について準用する。ただし、第12条から第19条までの規定中「委員会」とあるのは「特別委員会」と読み替える。

第4章 部会

(設置・改廃)

第25条 委員会・特別委員会は、必要と認めるときは、理事会の決議を経て、当該委員会・特別委員会の下部組織として、部会を設置することができる。

(任務)

第26条 部会は、次の各号に定める任務を遂行するものとする。

- 一 所管事項について、企画・立案し、必要な事項を遂行すること
- 二 委員会の諮問に応じ、又は意見を具申すること
- 三 生命保険協会事務局における業務運営等の状況について報告を受けること

(委員)

第27条 第7条及び第9条の規定は、部会の委員について準用する。

- ② 第8条の規定は、部会の委員の任期について準用する。

(部会長)

第28条 部会に部会長1名を置く。

- ② 部会長は、委員会・特別委員会の委員長が選任する。
 ③ 部会長は、会議の議長となり、部会を総理し、部会の所管事項を遂行する。
 ④ 部会長は、次の各号で定める事項を委員会に報告しなければならない。
 一 所管事項に関する対応案等
 二 委員会又は特別委員会の諮問事項に対する部会の意見
 三 所管事項の実施状況のうち、重要な事項
 四 前各号のほか、部会長が必要と認めた事項

(会議の招集、定足数、議決等)

第29条 第12条から第19条の規定は、部会について準用する。ただし、第12条から第19条までの規定中「委員会」とあるのは「部会」、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替える。

第5章 プロジェクトチーム

(設置・改廃)

第30条 委員会及び特別委員会の委員長並びに部会の部会長は、必要と認めるときは、当該委員会又は特別委員会若しくは当該部会の決議を経て、当該委員会又は特別委員会若しくは当該部会の下部組織としてプロジェクトチーム（以下「PT」という。）を設置することができる。PTは、任務が終了したときに解散する。

- ② PTの設置・改廃については、委員会又は特別委員会の委員長若しくは部会の部会長から会長宛に届け出るものとする。

(任務)

第31条 PTは、次の各号に定める任務を遂行するものとする。

- 一 所管事項について、企画・立案し、必要な事項を遂行すること
 二 委員会、特別委員会又は部会の諮問に応じ、又は意見を具申すること
 三 生命保険協会事務局における業務運営等の状況について報告を受けること

(委員)

第32条 委員は、必要に応じ、社員の職員等のうちから委員会・特別委員会の委員長又は部会の部会長が選任する。第9条の規定は、PTの委員について準用する。

(座長)

第33条 PTに座長1名を置く。

- ② 座長は、委員のうちから委員会・特別委員会の委員長又は部会の部会長が選任する。
 ③ 座長は、会議の議長となり、PTを総理し、PTの所管事項を遂行する。
 ④ 座長は、次の各号で定める事項を委員会、特別委員会又は部会に報告しなければならない。
 一 所管事項に関する対応案等
 二 委員会・特別委員会又は部会の諮問事項に対するPTの意見
 三 所管事項の実施状況のうち、重要な事項
 四 前号のほか、座長が必要と認めた事項

(会議の招集、定足数、議決等)

第34条 第12条から第19条の規定は、PTについて準用する。この場合第12条から第19条の規定中「委員会」とあるのは「PT」と読み替え、「委員長」とあるのは「座長」と読み替える。

第6章 改廃

(規則の改廃)

第35条 本規則の改廃は、理事会の決議によるものとする。

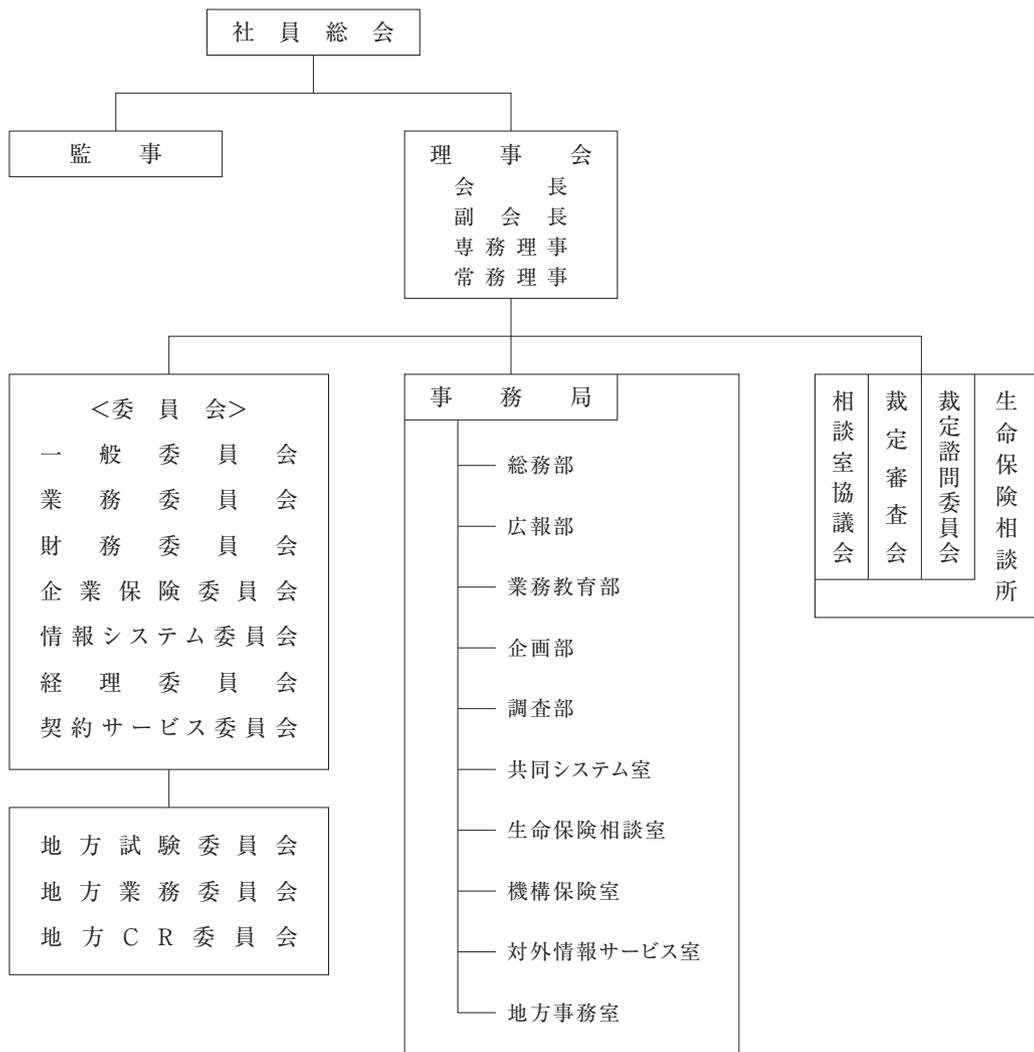
附 則（平成25年6月21日）

1 この変更規定は、平成26年4月1日から施行する。

以 上

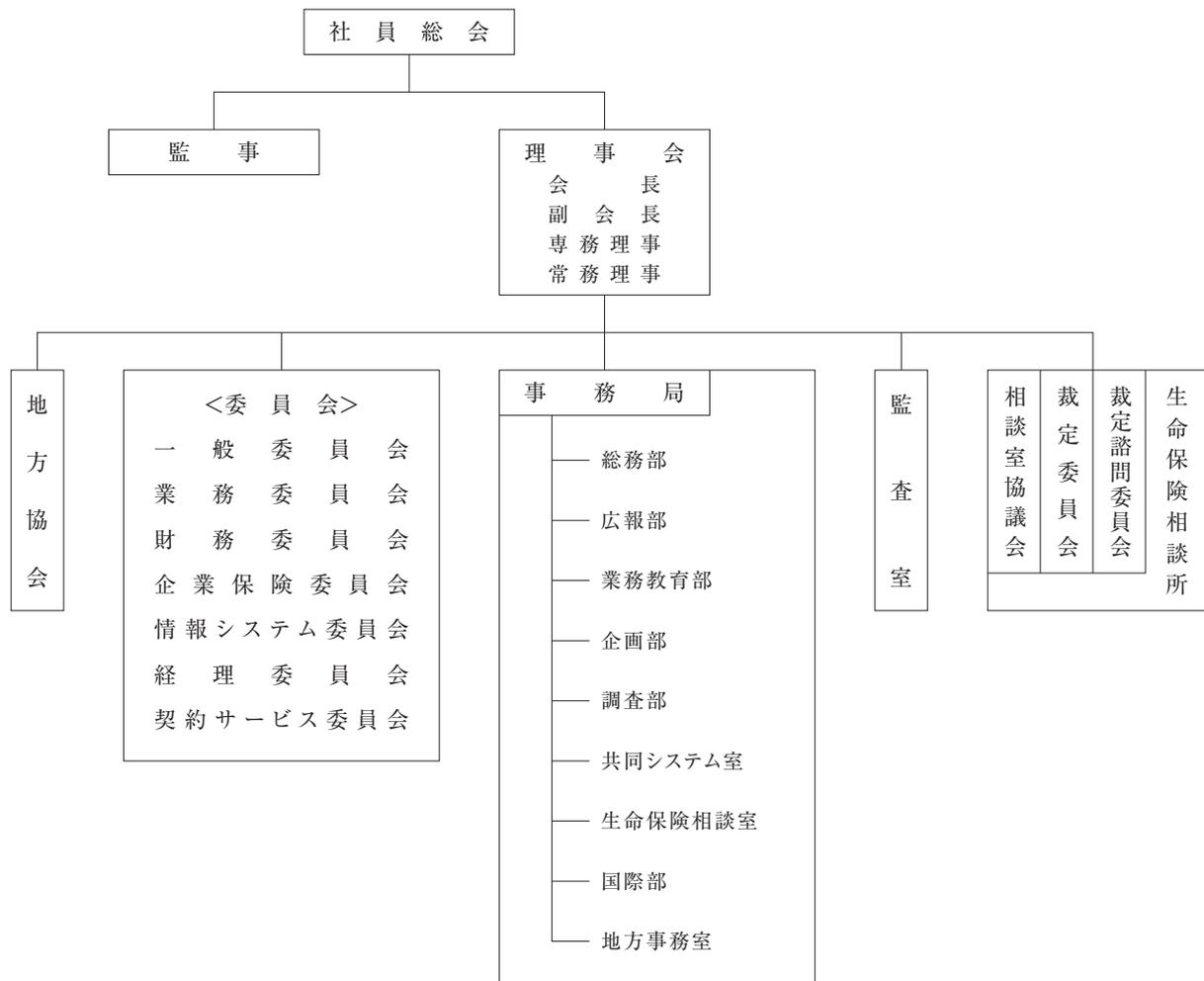
7. 生命保険協会の機構の変遷

(平成20年4月1日現在)



年月	機 構 の 変 遷
平成20. 4	経理の独立性を明確化するため、総務会計・地方業務グループを総務・地方業務グループおよび会計グループに分離
21. 4	<p>コンプライアンス機能の強化、法務案件の増加等を踏まえ、組織人事グループのコンプライアンス業務を分離し、コンプライアンス統括グループを新設</p> <p>総務・地方業務グループと組織人事グループ（コンプライアンス業務を除く）を統合し、総務グループとする。</p> <p>業界共通教育・試験業務とそれ以外の業務との業務範囲を明確化し、効率化を図るため、業務教育グループを業務グループと教育グループに分離</p> <p>百年史編纂業務は調査総務グループの所管とし、社史編纂室を廃止</p>
22. 4	裁定審査会事務局業務を含む紛争解決支援業務と他の業務との業務範囲を明確化し、組織強化を図るため、相談グループを紛争解決支援グループと相談グループに分離
22.10	金融ADR法に基づく指定紛争解決機関として紛争解決等の業務開始
25. 4	協会としての対外発信力の強化および国際業務への対応強化を図るため、企画部から国際業務を独立させ、国際部を新設
26. 4	<p>一般社団法人への移行</p> <p>任意団体であった地方協会を廃止し、地方協会を（一社）生命保険協会の地方組織と位置づけ。それにともない、地方試験委員会、地方業務委員会および地方CR委員会を廃止</p> <p>総務部コンプライアンス統括グループが所管していた監査業務および監事会事務局業務については、監査業務の中立性・実効性を確保する観点から、独立した「監査室」を新設。これにともない、コンプライアンス統括グループを組織法務グループに改称。</p> <p>業務を集約し効率化を図る観点から、業務グループおよび教育グループを統合し、業務教育グループに改組</p>
27. 4	機構団信業務の運営態勢について、ガバナンス態勢の強化、要員の有効活用および事業継続性の観点から、機構保険室を廃止し、業務教育部に機構保険グループを新設
28. 4	<p>協会事務局全体のシステムを統括するグループとして総務部に事務局システムグループを新設</p> <p>業務範囲を明確にする観点から、総務グループを総務・人事グループに改称</p> <p>共同システム室について、LINCの運用を統括するグループと、大規模な更改案件への対応やサイバーセキュリティ対策を実施するグループとで、業務範囲を明確にするため、運営統括グループと開発・リスク対策グループを新設</p>
30. 4	業務範囲を明確にする観点から、組織法務グループを経営企画・法務Gに改称

(平成30年4月1日現在)



8. 生命保険協会事務局在籍職員数の変遷

(単位：人)

年度	総人員	本部協会		地方事務室		備考
		役付職員	職員	地方事務局長	職員	
平成20	209 (68)	40 (14)	60 (5)	50 (49)	59 (0)	・総務部総務会計・地方業務グループを総務部総務・地方業務グループおよび総務部会計グループに分離
21	217 (67)	33 (13)	75 (5)	50 (49)	59 (0)	・組織人事グループから、コンプライアンス統括グループを新設 ・総務・地方業務グループと組織人事グループを統合し、総務グループとする。 ・業務教育グループを業務グループと教育グループに分離 ・社史編纂室の廃止
22	222 (65)	40 (12)	73 (4)	50 (49)	59 (0)	・相談グループを紛争解決支援グループと相談グループに分離。金融ADR法に基づく紛争解決等の業務開始。
23	241 (67)	40 (12)	86 (5)	50 (50)	65 (0)	
24	236 (68)	41 (14)	82 (5)	49 (49)	64 (0)	
25	246 (66)	40 (13)	99 (5)	49 (48)	58 (0)	・企画部から国際業務を分離し、国際部を新設
26	248 (66)	39 (12)	100 (5)	49 (49)	60 (0)	・一般社団法人への移行 ・任意団体の地方協会を廃止し、地方協会を（一社）生命保険協会の地方組織と位置づける。 ・コンプライアンス統括グループから、監査室を新設。コンプライアンス統括グループを組織法務グループに改称。 ・業務グループと教育グループを統合し、業務教育グループとする。
27	246 (68)	37 (13)	103 (6)	49 (49)	57 (0)	・機構保険室を廃止し、業務教育部に機構保険グループを新設
28	264 (69)	37 (14)	117 (6)	49 (49)	61 (0)	・総務部に事務局システムグループを新設 ・総務グループを総務・人事グループに改称 ・共同システム室を再編し、運営統括グループと、開発・リスク対策グループを新設
29	261 (69)	36 (14)	113 (6)	49 (49)	63 (0)	
30	265 (69)	37 (15)	116 (5)	49 (49)	63 (0)	・組織法務グループを経営企画・法務グループに改称

- (注) 1. 各年度の数値は4月1日現在の職員数（役員を除く）
2. () は出向の職員数
3. 関西支部および東京都事務室の職員数は本部に計上

9. 主要要望・意見の表明一覧

年月日	内容	意見の表明・提出先
平成20. 6. 6	「金融専門人材について（基本的なコンセプト）」に対する意見	金融庁
6.17	今後の金融ADRの在り方について	金融トラブル連絡調整協議会
6.27	平成20年度「特区、地域再生、規制改革集中受付」への要望	内閣府
8. 4	「保険検査マニュアルの一部改定案」に対する意見	金融庁
8.20	企業会計基準公開草案第31号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第30号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針（案）」に対する意見	ASBJ
9. 5	ディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」に対する意見	IASB
9.19	平成21年度税制改正に関する要望	財務大臣等
9.19	ディスカッション・ペーパー「金融商品に関する財務報告の複雑性の低減」に対する意見	IASB
9.19	「定款見直し 公的説明責任およびIASBの構成変革への提案」に対する意見	IASC財団
9.19	「会計上の変更及び過去の誤謬に関する検討状況の整理」に対する意見	ASBJ
9.26	ディスカッション・ペーパー「IAS第19号 従業員給付の改訂に関する予備的見解」に対する意見	IASB
10.27	「新型インフルエンザワクチン接種の進め方について（第1次案）」に対する意見	厚生労働省
10.31	「保険会社のコーポレート・ガバナンスに関するIAIS-OECD質問書」への回答	IAIS
11. 7	平成20年度「特区、規制改革、公共サービス改革集中受付」への要望	内閣府
11.28	実務対応報告公開草案第29号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い（案）」に対する意見	ASBJ
12.15	「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）の一部を改正する内閣府令（案）」、「保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号）の一部を改正する内閣府令（案）」及び「『保険会社向けの総合的な監督指針』の一部改正（案）」に対する意見	金融庁
12.19	株式価値向上に向けた要望・提言	兜倶楽部・金融記者クラブ等
平成21. 1.13	「特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に対する意見	経済産業省
3.13	郵政民営化の進捗状況についての総合的な見直しについて※	主要マスコミ本社経済部
3.19	株式価値向上に向けた取り組みに関する緊急アンケート調査結果	兜倶楽部・金融記者クラブ等
4. 6	「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）（案）」に対する意見	金融庁
4. 6	「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」に対する意見	ASBJ
4.14	ディスカッション・ペーパー「財務諸表の表示に関する予備的見解」に対する意見	IASB
4.30	「コーポレート・ガバナンスに関する論点書（案）」に対する意見	IAIS
5. 8	「ソルベンシー目的のための資本リソースの構造に関する指針（案）」に対する意見	IAIS
5.15	IAISの「財務報告書の作成および監査におけるアクチュアリーと外部監査人の役割と関係に関する論点書（案）」に対する意見	IAIS
6. 1	「『会計上の変更及び過去の誤謬に関する会計基準（案）』及び『会計上の変更及び過去の誤謬に関する会計基準の適用指針（案）』」に対する意見	ASBJ
6.18	ディスカッション・ペーパー「顧客との契約における収益認識についての予備的見解」に対する意見	IASB
6.29	平成21年度「特区、地域再生、規制改革集中受付」への要望	内閣府
7.17	「金融商品会計基準の複雑性低減」に対する意見	IASB
7.29	「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」に対する意見	ASBJ
7.31	公開草案「認識の中止」に対する意見	IASB
8.10	「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン改正案」に対する意見	金融庁
9. 1	ディスカッション・ペーパー「負債測定における信用リスク」に対する意見	IASB
9. 1	「金融資産の減損に対する期待損失モデルの実行可能性に関する情報提供の要請」に対する意見	IASB
9. 3	「財務諸表の表示に関する論点の整理」に対する意見	ASBJ
9. 3	「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」に対する意見	ASBJ
9.14	公開草案「金融商品：分類及び測定」に対する意見	IASB
9.18	平成22年度税制改正に関する要望	財務大臣等
9.28	公開草案「公正価値測定」に対する意見	IASB
9.29	「ソルベンシー・マージン比率の見直しの改定骨子（案）」に対する意見	金融庁

年月日	内容	意見の表明・提出先
10. 2	「公正価値測定及びその開示に関する論点の整理」に対する意見	ASBJ
10. 9	専門委員会におけるオブザーバーヒアリングに対する意見	IAIS
10.30	「収益認識に関する論点の整理」に対する意見	ASBJ
10.30	「引当金に関する論点の整理」に対する意見	ASBJ
11.16	「平成21年金融商品取引法等の一部改正に係る政令案・内閣府令案等」に対する意見	金融庁
11.30	「定款見直しパート2 公的説明責任の向上に向けての提案」に対する意見	IASC財団
12. 4	「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案」の可決にあたって*	金融記者クラブ
12.28	「金融・資本市場に係る制度整備についての骨子（案）」に対する意見	金融庁
平成22. 1.20	「郵政改革に関する意見募集」に対する意見	郵政改革推進室
2. 1	「包括利益の表示に関する会計基準（案）」等に対する意見	ASBJ
2. 5	「ソルベンシーⅡに関するレベル2実施措置のためのCEIOPSの助言案」に対する意見	CEIOPS
2.15	「無形資産に関する論点の整理」に対する意見	ASBJ
2.16	ハトミミ.com第1回集中受付期間への要望	内閣府
2.22	「『連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件』等の一部改正（案）にかかる意見募集について」に対する意見	金融庁
2.26	「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令案等」に対する意見	金融庁
2.26	実務対応報告第26号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」の適用期間の満了に関する意見	ASBJ
3. 4	郵政改革にかかる当会の見解について*	金融記者クラブ
3.15	「『企業内容等の開示に関する内閣府令（案）』等の公表について」に対する意見	金融庁
3.19	株式価値向上に向けた要望・提言	兜倶楽部・金融記者クラブ等
3.24	「郵政改革に関連する諸事項等について」の公表にあたって*	金融記者クラブ
4.20	「郵政改革に関連する法案骨子について」に対するコメント*	金融記者クラブ
4.26	「免許付与に関するICP/基準/指針（案）」に対する意見	IAIS
4.26	「共済事業の規制のあり方についての方針（案）の公表及び同方針（案）に係る御意見の募集について」に対する意見	金融庁
4.30	「規制上のソルベンシー目的での資本充分性に関する基準/指針（案）」に対する意見	IAIS
4.30	「保険市場へのアクセス拡大における、相互会社、共済、その他の地域社会組織の規制および監督に関する論点書（案）」に対する意見	IAIS
4.30	「金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）に係る監督指針等及び金融検査マニュアル等の一部改正（案）」に対する意見	金融庁
4.30	「郵政改革関連法案」について*	金融記者クラブ
5.14	公開草案「IAS第37号における負債の測定」に対する意見	IASB
5.26	企業会計基準公開草案第39号「退職給付に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第35号「退職給付に関する会計基準の適用指針（案）」に対する意見	ASBJ
6.18	平成23年度税制改正に関する要望	財務大臣等
6.30	公開草案「金融商品：償却原価および減損」に対する意見	IASB
7.15	公開草案「金融負債に関する公正価値オプション」に対する意見	IASB
8. 6	遺族が年金形式で受け取る生命保険金に対する所得税の課税の取消しについて	財務省・国税庁
8.13	「欧州委員会へのCEIOPSの助言案」に対する意見	CEIOPS
8.16	「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会 中間取りまとめ」に対する意見	内閣官房
8.16	「新年金制度に関する検討会 中間まとめ」に対する意見	内閣官房
8.16	「ICTの利活用を阻む制度・規制等に対する意見の募集」に対する意見	総務省
8.23	「適格性に関するICP・基準・指針（案）」に対する意見	IAIS
8.23	「2011-2015年戦略計画および財政見直し（案）」に対する意見	IAIS
9. 6	公開草案「確定給付制度：IAS第19号の修正提案」に対する意見	IASB
9. 7	公開草案「公正価値測定に関する測定の不確実性分析の開示」に対する意見	IASB
9.10	企業会計基準公開草案第43号「公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第38号「公正価値測定及びその開示に関する会計基準の適用指針（案）」に対する意見	ASBJ
9.30	公開草案「その他の包括利益の項目の表示（IAS第1号の修正）」に対する意見	IASB

年月日	内容	意見の表明・提出先
9.30	公開草案「財務諸表の表示」のスタッフ案に対する意見	IASB
10. 8	専門委員会におけるオブザーバーヒアリングに対する意見	IAIS
10. 8	「郵政改革関連法案」について*	金融記者クラブ
10.14	「国民の声 おかしなルールの見直し（国の規制・制度の改革）についての集中受付」への要望	内閣府
10.22	IASB・FASBの共同公開草案「顧客との契約からの収益」に対する意見	IASB
10.22	「欧州委員会へのCEIOPSの助言案」に対する意見	CEIOPS
11. 1	FATCAの通知2010-60に対する意見	米国財務省・米国内国歳入庁
11.30	「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」に対する意見	ASBJ
11.30	公開草案「保険契約」に対する意見	IASB
12.15	IASB・FASBの共同公開草案「リース」に対する意見	IASB
12.16	「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（中間案）」に対する意見	金融庁
12.24	「ICP23－グループ全体の監督のためのグループの範囲、法的権限および監督上の権限に関する基準および指針」に対する意見	IAIS
12.24	「ICP7－コーポレート・ガバナンス」に対する意見	IAIS
12.24	「ICP18－仲介人」に対する意見	IAIS
12.24	「ICP19－事業行為」に対する意見	IAIS
12.24	「ICP20－公衆開示」に対する意見	IAIS
12.24	「基準の見直し－第4次相互審査に向けた準備」に対する意見	FATF
平成23. 1.31	IASB・FASBの共同意見募集「発効日と経過措置」に対する意見	IASB
2. 7	専門委員会におけるオブザーバーヒアリングに対する意見	IAIS
2. 7	FATCAに対する意見	米国財務省
2.24	公開協議資料「評議員会の戦略レビューの現状」に対する意見	IFRS財団
3. 1	「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に対する意見	金融庁
3. 8	「リース会計に関する論点の整理」に対する意見	ASBJ
3. 9	公開草案「ヘッジ会計」に対する意見	IASB
3.18	株式価値向上に向けた要望・提言	兜倶楽部・金融記者クラブ等
3.18	「国境を越えた保険法人およびグループの破綻処理に関する論点書（協議案）」に対する意見	IAIS
3.28	「顧客との契約から生じる収益に関する論点の整理」に対する意見	ASBJ
4. 1	公開草案の補足「金融商品：減損」に対する意見	IASB
4. 5	「『保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律』の施行に伴う関係政令・主務省令案等」に対する意見	金融庁
4. 8	「IFRS財団のガバナンス改革に関する市中協議文書」に対する意見	IFRS財団
4.19	「保険コアプリンシプル、基準、指針および評価方法（協議案）」に対する意見	IAIS
4.25	「金融商品会計基準（金融負債の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」に対する意見	ASBJ
6. 6	番号制度を通じた生命保険事業におけるICTの利活用について	内閣官房
6. 7	FATCAに関する意見募集に対する意見	米国財務省・米国内国歳入庁
6.17	平成24年度税制改正に関する要望	財務大臣等
7. 5	「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」に対する意見	法務省
7.15	専門委員会におけるオブザーバーヒアリングに対する意見	IAIS
7.25	IFRS財団評議員会戦略レビュー報告書に対する意見	IFRS財団
8. 5	「社会保障・税番号大綱」に関する意見	内閣官房
8.31	「国際的に活動する保険グループの監督のための共通の枠組み コンセプト・ペーパー」に対する意見	IAIS
9.15	専門委員会におけるオブザーバーヒアリングに対する意見	IAIS
9.22	諮問書No.5「EIOPA報告書案：ソルベンシーⅡ指令第172条に関する日本の監督システムの同等性評価」に対する意見	EIOPA
9.30	「国民の声 国の規制・制度に関する意見の集中受付」への要望	内閣府
10.21	公開草案「IFRS9の強制発効日」に対する意見	IASB
11.30	意見募集「アジェンダ協議2011」に対する意見	IASB
12. 2	「郵政改革関連法案」について*	金融記者クラブ

年月日	内容	意見の表明・提出先
12.27	「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」に対する意見	消費者庁
平成24. 1. 5	公開草案「投資企業」に対する意見	IASB
2. 3	オブザーバーヒアリング・ComFrameダイアログに対する意見	IAIS
2. 6	「貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令(案)」等に対する意見	金融庁
3. 2	「消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令案及び消費生活協同組合法施行規程の一部を改正する告示案」に対する意見	厚生労働省
3.13	改訂公開草案「顧客との契約から生じる収益」に対する意見	IASB
3.16	株式価値向上に向けた要望・提言	兜倶楽部・金融記者クラブ等
3.16	「金融コングロマリットの監督のための原則」に対する意見	ジョイント・フォーラム
3.21	「保険会社に係る検査評定制度(保険検査評定制度)(案)」に対する意見	金融庁
3.30	郵政民営化法改正案について*	金融記者クラブ
4.23	「『連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件』の一部改正(案)等」に対する意見	金融庁
4.27	「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律」の成立について*	金融記者クラブ
4.30	FATCAの暫定規則に対する意見	米国財務省・米国内国歳入庁
5.11	「監査・保証実務委員会報告第82号『財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い』の改正について」(公開草案)に対する意見	日本公認会計士協会
6.15	平成25年度税制改正に関する要望	財務大臣等
6.22	「保険業法施行令等の一部を改正する政令(案)」等に対する意見	金融庁
7.31	「グローバルにシステム上重要な保険会社：評価方法案」に対する意見	IAIS
8.27	「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見(案)」に対する意見	郵政民営化委員会
8.31	「ICP9『監督上のレビューおよび報告』改訂の協議ドラフト」に対する意見	IAIS
8.31	「国際的に活動する保険グループの監督のための共通の枠組みの作業ドラフト」に対する意見	IAIS
9. 5	意見募集「IASBおよびIFRS解釈指針委員会デュー・プロセス・ハンドブック」への対応について	IFRS財団
9. 6	「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度案」に対する意見	消費者庁
9.19	「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見」について*	金融記者クラブ
9.25	かんぽ生命保険の学資保険の改定に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集について	郵政民営化委員会
10. 4	「AIJ投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用に係る規制・監督等の見直し(案)」に対する意見	金融庁
10.29	「日本郵政グループの株式上場等」について*	金融記者クラブ
11.26	「かんぽ生命保険の新規業務(学資保険の改定)に関する郵政民営化委員会の意見」について*	金融記者クラブ
11.29	「国民の声 国の規制・制度に関する意見の集中受付」への要望	内閣府
12.10	「『連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件』の一部改正(案)」に対する意見	金融庁
12.14	「グローバルにシステム上重要な保険会社：政策措置案」に対する意見	IAIS
平成25. 1. 9	「我が国の年金資産に対する監査手続に関する研究報告(中間報告)(案)」に対する意見	日本公認会計士協会
1.11	「シャドーバンキングの規制と監視の強化」に対する意見	FSB
1.11	ComFrameダイアログに対する意見	IAIS
1.21	「我が国における年金基金に対する監査に関する研究報告(仮)」に対する意見	日本公認会計士協会
3.12	「年金資産に対する監査に関する研究報告(公開草案)に対する意見	日本公認会計士協会
3.15	株式価値向上に向けた要望・提言	兜倶楽部・金融記者クラブ等
3.15	「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する第2次市中協議文書」に対する意見	BCBS・IOSCO
3.27	「監査における不正リスク対応基準(仮称)」に対応するための「監査基準委員会報告書の改正について(公開草案)」に対する意見	日本公認会計士協会
3.28	公開草案「分類及び測定：IFRS第9号の限定的修正」に対する意見	IASB
4.16	「規制改革ホットライン」への要望	内閣府
5.15	社会保障制度改革国民会議への意見	社会保障制度改革国民会議
5.17	「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(案)に対する意見	内閣官房

第Ⅲ部

年月日	内容	意見の表明・提出先
6.10	「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」に対する意見	法務省
6.21	平成26年度税制改正に関する要望	財務大臣等
7. 5	公開草案「金融商品－予想信用損失」に対する意見	IASB
7.11	「我が国のTPP交渉参加に関する御意見・御要望・情報等の収集について」に対する要望	TPP政府対策本部
8.19	「保険契約者保護制度に関する論点書」に対する意見	IAIS
9.13	公開草案「リース」に対する意見	IASB
10.25	公開草案「保険契約」に対する意見	IASB
10.31	「規制改革ホットライン」集中受付への要望	内閣府
11.28	「シャドーバンキングの監視と規制の強化：証券貸借・レポ取引のシャドーバンキングリスクに対処するための政策提言」に対する意見	FSB
12.16	「国際的に活動する保険グループの監督のための共通の枠組み－協議用」に対する意見	IAIS
平成26. 1.14	「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」に対する意見	IASB
2. 3	「グローバルにシステム上重要な保険会社（G-SIIs）に適用する基礎的資本要件」に対する意見	IAIS
2.24	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（仮称）案」に対する意見	内閣府
4. 3	「特定個人情報保護評価に関する規則（案）」及び「特定個人情報保護評価指針（案）」に対する意見	特定個人情報保護委員会
4.18	株式価値向上に向けた要望・提言	兜倶楽部・金融記者クラブ等
6.10	オブザーバーヒアリングに対する意見	IAIS
6.20	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（仮称）案」に対する意見	内閣府
7.18	平成27年度税制改正に関する要望	財務大臣等
7.23	公開草案「開示に関する取組み」（IAS第1号の修正案）に対する意見	IASB
7.24	「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対する意見	内閣官房
8. 8	「流動性管理および計画に関するガイダンス」案に対する意見	IAIS
8. 8	「グローバルにシステム上重要な保険会社（G-SIIs）に適用する基礎的資本要件」に対する意見	IAIS
9. 2	「会合参加、監督文書等策定の手続き案ならびに協議の方針案」に対する意見	IAIS
9. 4	「景品表示法における課徴金制度導入に関する意見募集」に対する意見	消費者庁
9.12	公開草案「投資企業：連結の例外の適用」（IFRS第10号及びIAS第28号の修正案）に対する意見	IASB
10. 3	「郵政民営化に関する意見募集について」に対する意見	郵政民営化委員会
10.17	ディスクッション・ペーパー「動的风险管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」に対する意見	IASB
10.20	IAISオブザーバーヒアリングに対する意見	IAIS
10.22	保険契約に関する新国際会計基準に関するIASB宛書状	IASB
10.31	公開草案「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）（案）」に対する意見	ASBJ
10.31	「規制改革ホットライン（地域活性化の集中受付）」への要望	内閣府
11. 7	「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（案）」（本文、別添及び別冊による構成）に対する意見	特定個人情報保護委員会
12.15	「システム上重要な保険会社のための再建・破綻処理計画：クリティカルなファンクションや共有サービスを特定するためのガイダンスノート」に対する意見	FSB
12.16	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件（案）」に対する意見	国税庁
12.17	「会合への参加および監督文書・補足文書の策定に係る手続き案、ならびにステークホルダーとの協議の方針案に関する第二次意見募集」に対する意見	IAIS
12.25	「会社法の改正に伴う会社更生法施行令及び会社法施行規則等の改正に関する意見募集」に対する意見	法務省
12.26	「OECDコーポレート・ガバナンス原則」改訂案に対する意見	OECD
12.26	日本郵政グループ3社の株式上場について*	(協会ウェブサイト掲載のみ)

年月日	内容	意見の表明・提出先
平成27. 2.12	「証券金融取引のグローバルなデータ収集・集計に関する基準とプロセス」に対する意見	FSB
2.16	「国際資本基準」に対する意見	IAIS
3.23	株式価値向上に向けた要望・提言	兜倶楽部・金融記者クラブ等
6.19	ステークホルダーダイアログに対する意見	IAIS
6.29	株式会社かんぽ生命保険の保険金額の限度額引上げ等について*	金融記者クラブ
7. 3	郵政事業のユニバーサルサービスに対する意見	総務省情報通信審議会郵政政策部会
7.17	平成28年度税制改正に関する要望	財務大臣等
7.24	企業会計基準適用指針公開草案第54号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」に対する意見	ASBJ
8. 3	「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集」に対する意見	郵政民営化委員会
8.17	ICPおよび用語集の改定案に対する意見	IAIS
8.21	「グローバルにシステム上重要な保険会社(G-SIIs)に適用するより高い損失吸収能力」に対する意見	IAIS
8.21	「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令案」等に対する意見	警察庁
8.24	「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（案）」に対する意見	特定個人情報保護委員会
9. 2	IFIAR恒久的事務局の東京誘致について	(協会ウェブサイト掲載のみ)
9.10	「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」答申（案）に対する意見	総務省
9.18	「番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部改正」に対する意見	内閣府
9.28	消費者契約法専門調査会「中間取りまとめ」に対する意見	消費者委員会
10.26	公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」に対する意見	IASB
10.30	平成27年「規制改革ホットライン」集中受付への要望	内閣府
11. 4	日本郵政グループ3社の株式上場について*	(協会ウェブサイト掲載のみ)
11.30	第33回国際アクチュアリー会議の東京への誘致に関するサポートレター	日本アクチュアリー会
12. 7	「激甚災害が発生した場合等の個人番号利用に関する内閣府令案」に対する意見	内閣府
12. 7	「番号法施行令の一部を改正する政令（案）」に対する意見	内閣府
12. 9	「番号法施行令及び施行規則の一部改正」に対する意見	内閣府
12.10	「特定個人情報の重大な事態の報告に関する規則（案）」に対する意見	特定個人情報保護委員会
12.25	「2015年アジェンダ協議」に対する意見	IASB
12.25	「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の所見」について*	金融記者クラブ
平成28. 1.18	「G-SIIs選定手法の見直し」および「非伝統的保険・非保険（NTNI）の業務および商品」に対する意見	IAIS
2. 8	公開草案「IFRS第4号保険契約とIFRS第9号金融商品の適用（IFRS第4号の修正案）」に対する意見	IASB
2.19	安心社会を実現するための社会保障制度の構築に向けて－公的年金を補完する「長寿安心年金」の創設－	厚生労働省等
2.24	郵政民営化法施行令を改正する政令案に対する意見	金融庁
2.26	公開草案「IFRS実務記述書『財務諸表への重要性の適用』」に対する意見	IASB
3.23	株式価値向上に向けた要望・提言	兜倶楽部・金融記者クラブ等
4.15	保険教育推進に関する報告書－学校教育現場での保険教育機会の拡充に向けた提言－	文部科学省等
5.20	「科学研究費助成事業（科研費）審査システム改革2018」に対する意見	文部科学省
5.31	「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集」に対する意見	ASBJ
7.15	平成29年度税制改正に関する要望	財務大臣等
7.19	「保険市場へのアクセス拡大における、相互会社、協同組合、および地域社会組織の規制および監督に関する適用文書（案）」に対する意見	IAIS
8.31	「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」等に対する意見	個人情報保護委員会
10. 7	「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」に対する意見	文部科学省
10.19	「リスクベースの国際保険資本基準 バージョン1.0」に対する意見	IAIS
11. 2	「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（案）」に対する意見	個人情報保護委員会
11.30	「規制改革ホットライン」集中受付への要望	内閣府

第Ⅲ部

年月日	内容	意見の表明・提出先
平成29. 1.13	「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）」等に対する意見	個人情報保護委員会
1.13	「ステークホルダー参加計画（案）」に対する意見	IAIS
1.31	「不動産登記規則の一部改正（案）に関する意見募集（法定相続情報証明制度（仮称）の新設）」に対する意見	法務省
2.20	「顧客本位の業務運営に関する原則（案）」に対する意見	金融庁
3. 3	「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い（案）」に対する意見	ASBJ
3.15	「中学校学習指導要領案」に対する意見	文部科学省
3.21	株式価値向上に向けた要望・提言	兜倶楽部・金融記者クラブ等
3.31	株式会社かんぽ生命保険による終身保険等の見直しを内容とする新規業務の認可申請について*	(協会ウェブサイト掲載のみ)
4.21	高齢者に配慮した取組みの推進に関する提言書－「マイナンバー制度の民間利活用」への提言－	内閣官房等
4.25	「かんぽ生命保険の終身保険等の見直し及び法人向け商品の受託販売に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集について」に対する意見	郵政民営化委員会
4.25	「グループ・コーポレート・ガバナンスに関する適用文書（案）」に対する意見	IAIS
4.28	「事業活動への影響等に関するヒアリング」に対する意見	消費者契約法専門調査会
5.22	IFRS保険契約基準に関する移行リソースグループへの参加を求めるレター	IASB議長
5.31	「ICPおよびそれらに統合されたコムフレームの改定に関する協議文書（案）」に対する意見	IAIS
6.14	株式会社かんぽ生命保険の新規業務（終身保険等の見直し等）に関する郵政民営化委員会の意見について*	(協会ウェブサイト掲載のみ)
7.21	平成30年度税制改正に関する要望	財務大臣等
8.28	「ICP改定に関する協議文書（案）」に対する意見	IAIS
9.15	「報告書における消費者契約法の改正に関する規定案」に対する意見	消費者庁
9.22	IFRS第13号「公正価値測定」適用後レビューにおける情報提供依頼に対する意見	IASB
9.29	「IAISリスクベースの国際保険資本基準（ICS）バージョン1.0」に対する意見	IAIS
9.29	「規制改革ホットライン」集中受付への要望	内閣府
10. 2	郵政民営化に関する意見募集に対する意見	郵政民営化委員会
10. 2	IASBディスカッション・ペーパー「開示に関する取り組み－開示原則」に対する意見	IASB
11.10	「民事執行法の改正に関する中間試案」に対する意見	法務省
平成30. 1.15	「ICP8およびそれに統合されたコムフレーム」に対する意見	IAIS
1.31	「ICP16およびそれに統合されたコムフレーム」に対する意見	IAIS
2.15	協議文書「システミックリスクに対する活動ベースのアプローチ」に対する意見	IAIS
2.20	IAIS「次期5ヵ年計画」に係る意見募集に対する意見	IAIS
3.15	「高等学校学習指導要領案」に対する意見	文部科学省
3.20	「共済事業向けの総合的な監督指針」の一部改正案に対する意見	農林水産省
4. 9	「銀行法施行令等の一部を改正する政令等（案）」に対する意見	金融庁
6.29	「銀行法施行令等の一部を改正する政令等（案）」に対する意見	金融庁

(注) ※を付けた意見は協会長コメント

10. 災害救助法適用地域一覧

適用日	都道府県	市区町村	内容
平成20年 6月14日	岩手県	一関市、奥州市、北上市、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町	岩手・宮城内陸地震
6月14日	宮城県	栗原市、大崎市	〃
7月28日	富山県	南砺市	7月28日の大雨
7月28日	石川県	金沢市	〃
8月28日	愛知県	岡崎市、名古屋市	8月28日からの大雨
平成21年 7月21日	山口県	防府市、山口市	中国・九州北部豪雨
7月24日	福岡県	飯塚市	〃
8月 9日	兵庫県	佐用郡佐用町、宍粟市、朝来市	台風9号
8月 9日	岡山県	美作市	〃
平成22年 7月14日	広島県	呉市、世羅郡世羅町	7月12日からの大雨
7月15日	山口県	山陽小野田市	7月15日からの大雨
7月16日	広島県	庄原市	7月16日からの大雨
10月20日	鹿児島県	奄美市、大島郡龍郷町、大島郡大和村	10月20日からの大雨
平成23年 1月27日	新潟県	長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市	大雪
1月30日	宮崎県	西諸県郡高原町	霧島山（新燃岳）の噴火
1月30日	新潟県	上越市、東蒲原郡阿賀町	大雪
1月31日	新潟県	柏崎市、妙高市、南魚沼市	〃
2月10日	宮崎県	都城市	霧島山（新燃岳）の噴火
3月11日	岩手県	宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村 等34市区町村	東日本大震災
3月11日	宮城県	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、刈田郡蔵王町、柴田郡大河原町、柴田郡川崎町 等35市区町村	〃
3月11日	東京都	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区 等47市区町村	〃
3月11日	福島県	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町 等59市区町村	〃
3月11日	青森県	八戸市、上北郡おいらせ町	〃
3月11日	茨城県	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市 等37市区町村	〃
3月11日	栃木県	宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町 等15市区町村	〃
3月11日	千葉県	旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市	〃
3月12日	長野県	下水内郡栄村	〃
3月12日	新潟県	十日町市、上越市、中魚沼郡津南町	〃
7月29日	新潟県	新潟市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、五泉市、魚沼市、南魚沼市、南蒲原郡田上町、東蒲原郡阿賀町、長岡市、見附市、上越市、阿賀野市	7月28日からの大雨
7月29日	福島県	喜多方市、南会津郡只見町、南会津郡桧枝岐村、南会津郡南会津村、耶麻郡西会津町、河沼郡会津坂下町、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町	〃
9月 2日	三重県	熊野市、南牟婁郡御浜町、南牟婁郡紀宝町	台風12号
9月 2日	奈良県	五條市、宇陀郡御杖村、吉野郡吉野町、吉野郡下市町、吉野郡黒滝村、吉野郡天川村、吉野郡野迫川村、吉野郡十津川村、吉野郡川上村、吉野郡東吉野村	〃
9月 2日	和歌山県	田辺市、新宮市、日高郡日高川町、東牟婁郡那智勝浦町、東牟婁郡古座川町	〃
9月 2日	岡山県	玉野市	〃
9月 3日	鳥取県	東伯郡湯梨浜町、西伯郡南部町	〃

第Ⅲ部

適用日	都道府県	市区町村	内容
9月21日	青森県	三戸郡南部町	台風15号
9月21日	福島県	郡山市	〃
9月25日	鹿児島県	大島郡龍郷町	鹿児島県奄美地方における豪雨
11月 4日	鹿児島県	大島郡瀬戸内町	鹿児島県奄美地方における大雨
平成24年 1月14日	新潟県	上越市、妙高市	大雪
1月28日	新潟県	長岡市、柏崎市、十日町市、糸魚川市	〃
1月31日	新潟県	南魚沼市	〃
2月 1日	青森県	むつ市、上北郡横浜町	〃
2月 1日	長野県	北安曇郡小谷村、上水内郡信濃町、下水内郡栄村、飯山市、下高井郡野沢温泉村	〃
2月 3日	新潟県	小千谷市、魚沼市、南魚沼郡湯沢町、中魚沼郡津南町	〃
2月 4日	新潟県	東蒲原郡阿賀町	〃
5月 6日	茨城県	つくば市、常陸大宮市、筑西市、桜川市	5月6日の突風等
5月 6日	栃木県	真岡市、芳賀郡茂木町、芳賀郡益子町	〃
7月 3日	大分県	日田市、中津市	7月3日からの大雨
7月 3日	福岡県	朝倉市	〃
7月12日	大分県	竹田市	九州北部豪雨
7月12日	熊本県	阿蘇市、熊本市、阿蘇郡南阿蘇村、阿蘇郡産山村、阿蘇郡高森町	〃
7月13日	福岡県	久留米市、柳川市、八女市、筑後市、みやま市、うきは市、八女郡広川町	〃
8月14日	京都府	宇治市	8月13日からの大雨
9月15日	鹿児島県	大島郡与論町	台風16号
11月27日	北海道	室蘭市、登別市、伊達市、虻田郡豊浦町、有珠郡壮瞥町、白老郡白老町、虻田郡洞爺湖町	11月27日の暴風雪
平成25年 2月22日	新潟県	長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、上越市、魚沼市、南魚沼市、東蒲原郡阿賀町	大雪
2月25日	新潟県	妙高市	〃
2月26日	山形県	尾花沢市	〃
2月28日	山形県	北村山郡大石田町	〃
5月 1日	山形県	最上郡戸沢村	融雪等に伴う地すべり
7月22日	山形県	長井市、南陽市、西村山郡大江町、西置賜郡白鷹町	7月22日からの大雨
7月28日	山口県	萩市、山口市、阿武郡阿武町	7月28日からの大雨
7月28日	島根県	鹿足郡津和野町	〃
8月 9日	秋田県	大館市、鹿角市、仙北市	8月9日からの大雨
8月 9日	岩手県	岩手郡雫石町	〃
8月23日	島根県	江津市	8月23日からの大雨
9月 2日	埼玉県	越谷市、北葛飾郡松伏町	9月2日に発生した突風等
9月16日	埼玉県	熊谷市	台風18号
9月16日	京都府	福知山市、舞鶴市	〃
10月 7日	鹿児島県	大島郡与論町	台風24号
10月16日	東京都	大島町	台風26号
10月16日	千葉県	茂原市	〃
平成26年 2月15日	長野県	茅野市、北佐久郡軽井沢町、北佐久郡御代田町、諏訪郡富士見町	大雪
2月15日	群馬県	安中市	〃
2月15日	山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、韮崎市、笛吹市、上野原市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、南巨摩郡身延町、南都留郡忍野村、南都留郡山中湖村 等16市区町村	〃
2月17日	群馬県	藤岡市、多野郡上野村、多野郡神流町、甘楽郡下仁田町、甘楽郡南牧村、吾妻郡高山村、吾妻郡東吾妻町	〃
2月17日	埼玉県	秩父市、飯能市、秩父郡横瀬町、秩父郡皆野町、秩父郡長瀨町、秩父郡小鹿野町、児玉郡神川町	〃
2月18日	群馬県	沼田市	〃
2月18日	山梨県	北杜市、甲州市、南都留郡西桂町	〃
2月21日	山梨県	南アルプス市、南都留郡道志村	〃

適用日	都道府県	市区町村	内容
7月9日	長野県	木曾郡南木曾町	台風8号の接近に伴う大雨
7月9日	山形県	南陽市	〃
8月3日	高知県	吾川郡いの町	台風12号
8月9日	高知県	高知市、長岡郡大豊町、高岡郡四万十町	台風11号
8月9日	徳島県	那賀郡那賀町	〃
8月17日	京都府	福知山市	8月15日からの大雨
8月17日	兵庫県	丹波市	〃
8月20日	広島県	広島市	8月19日からの大雨
9月27日	長野県	木曾郡木曾町、木曾郡王滝村	御嶽山噴火
11月22日	長野県	北安曇郡白馬村、北安曇郡小谷村、上水内郡小川村	長野県神城断層地震
12月8日	徳島県	三好市、美馬郡つるぎ町、三好郡東みよし町	12月5日からの大雪
平成27年 5月29日	鹿児島県	熊毛郡屋久島町	口永良部島（新岳）噴火
9月9日	茨城県	古河市、結城市、下妻市、常総市、守谷市、筑西市、坂東市、つくばみらい市、結城郡八千代町、猿島郡境町	関東・東北豪雨
9月9日	栃木県	栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、下野市、下都賀郡壬生町、下都賀郡野木町	〃
9月10日	宮城県	仙台市、栗原市、東松島市、大崎市、宮城郡松島町、黒川郡大和町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町	〃
9月28日	沖縄県	八重山郡与那国町	台風21号
平成28年 4月14日	熊本県	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町 等45市区町村	熊本地震
8月30日	北海道	帯広市、空知郡南富良野町、河東郡音更町、河東郡士幌町、河東郡上士幌町、河東郡鹿追町、上川郡新得町、上川郡清水町、河西郡芽室町、河西郡中札内村 等20市区町村	台風10号
8月30日	岩手県	盛岡市、宮古市、久慈市、遠野市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡軽米町、九戸郡野田村、二戸郡一戸町	〃
10月21日	鳥取県	倉吉市、東伯郡三朝町、東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町	10月21日の鳥取県中部地震
12月22日	新潟県	糸魚川市	糸魚川市における大規模火災
平成29年 7月5日	福岡県	朝倉市、朝倉郡東峰村、田川郡添田町	7月5日からの大雨
7月5日	大分県	日田市、中津市	〃
7月22日	秋田県	大仙市	7月22日からの大雨
9月17日	大分県	佐伯市、津久見市	台風18号
10月21日	和歌山県	新宮市	台風21号
10月22日	三重県	伊勢市、度会郡玉城町	〃
10月22日	京都府	舞鶴市	〃
平成30年 2月6日	福井県	福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、坂井市、吉田郡永平寺町、丹生郡越前町	2月4日からの大雪
2月13日	福井県	越前市	〃
2月14日	新潟県	長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市、東蒲原郡阿賀町	豪雪
6月18日	大阪府	大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、箕面市、摂津市、四條畷市、交野市、三島郡島本町	大阪府北部を震源とする地震

※平成30年7月9日現在

11. 各課程・資格試験の受験状況

(注) 内務職員：内務職員、組織長、機関長、その他の合算

(1) 一般課程試験受験状況

(単位：人、%)

年度	営業職員			代理店			内務職員			合計		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
平成20	74,329	74,062	99.6	121,231	116,593	96.2	16,273	16,207	99.6	211,833	206,862	97.7
21	72,036	71,834	99.7	100,192	96,203	96.0	11,967	11,916	99.6	184,195	179,953	97.7
22	57,503	57,380	99.8	89,140	86,429	97.0	8,044	8,017	99.7	154,687	151,826	98.2
23	57,641	57,516	99.8	90,566	86,688	95.7	6,435	6,392	99.3	154,642	150,596	97.4
24	59,399	59,223	99.7	83,005	79,120	95.3	6,827	6,773	99.2	149,231	145,116	97.2
25	56,929	56,726	99.6	79,896	76,765	96.1	6,758	6,715	99.4	143,583	140,206	97.6
26	55,341	55,126	99.6	78,076	74,464	95.4	7,488	7,429	99.2	140,905	137,019	97.2
27	52,153	51,997	99.7	81,358	77,629	95.4	8,524	8,455	99.2	142,035	138,081	97.2
28	52,145	51,969	99.7	85,519	81,668	95.5	9,422	9,348	99.2	147,086	142,985	97.2
29	50,336	50,203	99.7	82,129	78,370	95.4	8,891	8,823	99.2	141,356	137,396	97.2

(2) 専門課程試験受験状況

(単位：人、%)

年度	営業職員			代理店			内務職員			合計		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
平成20	76,043	43,786	57.6	85,745	66,291	77.3	11,523	10,533	91.4	173,311	120,610	69.6
21	74,974	43,368	57.8	77,682	58,408	75.2	10,577	9,325	88.2	163,233	111,101	68.1
22	67,405	42,070	62.4	68,877	54,142	78.6	7,573	6,854	90.5	143,855	103,066	71.6
23	52,754	38,658	73.3	60,109	51,900	86.3	4,176	3,955	94.7	117,039	94,513	80.8
24	52,804	32,499	61.5	52,842	41,709	78.9	3,557	3,288	92.4	109,203	77,496	71.0
25	60,141	39,383	65.5	46,481	38,673	83.2	3,163	2,992	94.6	109,785	81,048	73.8
26	56,387	30,579	54.2	51,812	36,139	69.8	3,779	3,402	90.0	111,978	70,120	62.6
27	52,978	33,354	63.0	54,720	43,394	79.3	4,381	4,112	93.9	112,079	80,860	72.1
28	53,564	30,869	57.6	55,491	41,941	75.6	5,092	4,701	92.3	114,147	77,511	67.9
29	51,481	31,970	62.1	51,906	40,268	77.6	4,844	4,517	93.2	108,231	76,755	70.9

(3) 応用課程試験受験状況

(単位：人、%)

年度	営業職員			代理店			内務職員			合計		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
平成20	42,174	20,951	49.7	6,388	4,832	75.6	8,602	7,281	84.6	57,164	33,064	57.8
21	47,976	25,678	53.5	6,110	4,566	74.7	11,360	9,711	85.5	65,446	39,955	61.1
22	48,092	24,571	51.1	8,174	5,951	72.8	7,858	6,556	83.4	64,124	37,078	57.8
23	42,352	22,431	53.0	8,583	6,299	73.4	5,140	4,443	86.4	56,075	33,173	59.2
24	37,579	16,827	44.8	8,788	6,078	69.2	4,029	3,321	82.4	50,396	26,226	52.0
25	38,391	19,609	51.1	7,270	5,321	73.2	3,000	2,529	84.3	48,661	27,459	56.4
26	37,356	17,173	46.0	7,046	4,929	70.0	3,119	2,689	86.2	47,521	24,791	52.2
27	35,282	18,917	53.6	7,588	5,950	78.4	3,965	3,610	91.0	46,835	28,477	60.8
28	34,461	18,397	53.4	7,616	5,704	74.9	4,296	3,939	91.7	46,373	28,040	60.5
29	32,619	15,587	47.8	7,610	5,497	72.2	4,749	4,199	88.4	44,978	25,283	56.2

(4) 変額保険販売資格試験受験状況

(単位：人、%)

年度	営業職員			代理店			内務職員			合計		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
平成20	32,952	19,961	60.6	78,390	54,538	69.6	8,319	7,405	89.0	119,661	81,904	68.4
21	28,527	19,536	68.5	63,130	42,755	67.7	7,192	6,476	90.0	98,849	68,767	69.6
22	22,933	17,237	75.2	49,629	34,533	69.6	5,075	4,562	89.9	77,637	56,332	72.6
23	20,059	15,597	77.8	42,412	32,678	77.0	3,471	3,274	94.3	65,942	51,549	78.2
24	15,531	11,402	73.4	47,480	35,330	74.4	2,943	2,794	94.9	65,954	49,526	75.1
25	13,767	10,347	75.2	42,431	33,418	78.8	2,618	2,505	95.7	58,816	46,270	78.7
26	10,997	7,927	72.1	43,121	29,730	68.9	2,659	2,521	94.8	56,777	40,178	70.8
27	11,845	8,922	75.3	45,349	34,727	76.6	3,612	3,443	95.3	60,806	47,092	77.4
28	12,261	9,251	75.5	49,523	36,630	74.0	5,147	4,908	95.4	66,931	50,789	75.9
29	10,762	8,154	75.8	46,707	35,665	76.4	4,771	4,523	94.8	62,240	48,342	77.7

(5) 大学課程試験受験状況

(単位：人、%)

年度		個人保険商品研究			ファイナンシャルプランニング			生命保険と税・相続		
		受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
平成20	営業職員	7,308	5,833	79.8	5,381	3,991	74.2	8,622	5,546	64.3
	代理店	1,718	1,606	93.5	1,555	1,420	91.3	1,901	1,584	83.3
	内務職員	1,899	1,742	91.7	1,701	1,497	88.0	2,230	1,823	81.7
	合計	10,925	9,181	84.0	8,637	6,908	80.0	12,753	8,953	70.2
21	営業職員	7,609	4,970	65.3	6,735	5,664	84.1	9,287	5,718	61.6
	代理店	1,821	1,590	87.3	1,804	1,731	96.0	1,943	1,649	84.9
	内務職員	2,070	1,868	90.2	2,123	2,018	95.1	2,842	2,378	83.7
	合計	11,500	8,428	73.3	10,662	9,413	88.3	14,072	9,745	69.3
22	営業職員	6,611	1,857	28.1	6,216	4,944	79.5	6,246	2,979	47.7
	代理店	1,724	897	52.0	1,546	1,417	91.7	1,749	1,261	72.1
	内務職員	3,166	2,017	63.7	2,963	2,766	93.4	2,933	2,257	77.0
	合計	11,501	4,771	41.5	10,725	9,127	85.1	10,928	6,497	59.5

年度		生命保険のしくみと個人保険商品			ファイナンシャルプランニングとコンプライアンス			生命保険と税・相続		
		受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
平成23	営業職員	7,386	5,092	68.9	5,424	4,880	90.0	7,049	3,285	46.6
	代理店	2,382	2,016	84.6	1,948	1,882	96.6	2,722	1,855	68.1
	内務職員	2,985	2,647	88.7	2,305	2,262	98.1	2,657	1,911	71.9
	合計	12,753	9,755	76.5	9,677	9,024	93.3	12,428	7,051	56.7
24	営業職員	7,129	4,983	69.9	5,712	4,835	84.6	7,666	3,915	51.1
	代理店	2,580	2,254	87.4	2,325	2,224	95.7	2,495	1,775	71.1
	内務職員	2,368	2,198	92.8	2,087	2,044	97.9	2,460	1,917	77.9
	合計	12,077	9,435	78.1	10,124	9,103	89.9	12,621	7,607	60.3
25	営業職員	4,974	3,354	67.4	3,994	3,712	92.9	5,459	3,255	59.6
	代理店	2,332	2,015	86.4	2,192	2,140	97.6	2,779	2,073	74.6
	内務職員	1,601	1,442	90.1	1,463	1,439	98.4	1,933	1,571	81.3
	合計	8,907	6,811	76.5	7,649	7,291	95.3	10,171	6,899	67.8
26	営業職員	4,951	3,058	61.8	3,966	3,650	92.0	5,023	2,825	56.2
	代理店	2,202	1,711	77.7	1,952	1,876	96.1	2,489	1,739	69.9
	内務職員	1,351	1,149	85.0	1,246	1,221	98.0	1,503	1,184	78.8
	合計	8,504	5,918	69.6	7,164	6,747	94.2	9,015	5,748	63.8
27	営業職員	4,471	3,115	69.7	3,417	3,099	90.7	4,812	2,651	55.1
	代理店	1,984	1,597	80.5	1,665	1,565	94.0	2,082	1,340	64.4
	内務職員	1,141	1,050	92.0	1,061	1,037	97.7	1,367	1,074	78.6
	合計	7,596	5,762	75.9	6,143	5,701	92.8	8,261	5,065	61.3
28	営業職員	4,538	3,475	76.6	3,780	3,529	93.4	5,176	3,622	70.0
	代理店	1,763	1,497	84.9	1,557	1,492	95.8	2,090	1,633	78.1
	内務職員	1,317	1,237	93.9	1,220	1,199	98.3	1,562	1,368	87.6
	合計	7,618	6,209	81.5	6,557	6,220	94.9	8,828	6,623	75.0
29	営業職員	4,686	3,690	78.7	4,045	3,808	94.1	4,927	3,589	72.8
	代理店	1,734	1,519	87.6	1,558	1,511	97.0	2,078	1,673	80.5
	内務職員	1,413	1,334	94.4	1,262	1,249	99.0	1,526	1,384	90.7
	合計	7,833	6,543	83.5	6,865	6,568	95.7	8,531	6,646	77.9

(注) 平成23年度より、カリキュラムを全面的に改訂

(単位：人、%)

年度		隣接業界の商品と社会保障			企業保険商品研究			資産運用設計（金融商品・不動産）		
		受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
平成20	営業職員	7,840	5,391	68.8	8,512	4,415	51.9	7,298	5,473	75.0
	代理店	1,789	1,605	89.7	2,189	1,677	76.6	1,985	1,778	89.6
	内務職員	2,156	1,795	83.3	2,546	1,909	75.0	2,273	1,934	85.1
	合計	11,785	8,791	74.6	13,247	8,001	60.4	11,556	9,185	79.5
21	営業職員	8,265	5,216	63.1	8,703	3,771	43.3	7,439	3,294	44.3
	代理店	1,817	1,556	85.6	2,124	1,443	67.9	1,886	1,374	72.9
	内務職員	2,968	2,461	82.9	3,212	2,146	66.8	2,766	1,875	67.8
	合計	13,050	9,233	70.8	14,039	7,360	52.4	12,091	6,543	54.1
22	営業職員	6,011	4,085	68.0	7,620	3,591	47.1	6,888	4,466	64.8
	代理店	1,842	1,602	87.0	2,146	1,461	68.1	1,842	1,514	82.2
	内務職員	2,660	2,277	85.6	3,095	2,360	76.3	2,901	2,454	84.6
	合計	10,513	7,964	75.8	12,861	7,412	57.6	11,631	8,434	72.5

年度		社会保障制度			企業向け保険商品と コンサルティング			資産運用知識		
		受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
平成23	営業職員	6,213	4,219	67.9	7,569	3,798	50.2	6,580	3,960	60.2
	代理店	2,522	2,159	85.6	2,692	1,914	71.1	2,426	1,940	80.0
	内務職員	2,473	2,153	87.1	2,696	2,099	77.9	2,624	2,229	84.9
	合計	11,208	8,531	76.1	12,957	7,811	60.3	11,630	8,129	69.9
24	営業職員	5,050	2,636	52.2	6,131	3,214	52.4	6,614	3,179	48.1
	代理店	2,559	1,781	69.6	2,976	2,131	71.6	2,324	1,637	70.4
	内務職員	1,979	1,533	77.5	2,232	1,781	79.8	2,218	1,807	81.5
	合計	9,588	5,950	62.1	11,339	7,126	62.8	11,156	6,623	59.4
25	営業職員	5,065	3,235	63.9	5,370	3,858	71.8	5,016	3,063	61.1
	代理店	2,339	1,817	77.7	2,396	1,915	79.9	2,793	2,160	77.3
	内務職員	1,840	1,463	79.5	1,862	1,598	85.8	1,903	1,618	85.0
	合計	9,244	6,515	70.5	9,628	7,371	76.6	9,712	6,841	70.4
26	営業職員	4,421	3,021	68.3	4,148	2,649	63.9	4,662	2,570	55.1
	代理店	2,192	1,697	77.4	2,147	1,590	74.1	2,466	1,627	66.0
	内務職員	1,361	1,155	84.9	1,297	1,077	83.0	1,466	1,135	77.4
	合計	7,974	5,873	73.7	7,592	5,316	70.0	8,594	5,332	62.0
27	営業職員	4,475	3,014	67.4	4,564	2,764	60.6	4,581	2,413	52.7
	代理店	1,908	1,396	73.2	1,973	1,351	68.5	2,135	1,359	63.7
	内務職員	1,363	1,122	82.3	1,341	1,074	80.1	1,383	1,067	77.2
	合計	7,746	5,532	71.4	7,878	5,189	65.9	8,099	4,839	59.7
28	営業職員	4,537	3,670	80.9	4,759	3,506	73.7	4,923	3,257	66.2
	代理店	1,929	1,636	84.8	2,048	1,622	79.2	2,102	1,551	73.8
	内務職員	1,443	1,321	91.5	1,494	1,323	88.6	1,471	1,257	85.5
	合計	7,909	6,627	83.8	8,301	6,451	77.7	8,496	6,065	71.4
29	営業職員	4,425	3,654	82.6	4,708	3,532	75.0	4,914	3,584	72.9
	代理店	2,013	1,771	88.0	2,165	1,778	82.1	2,176	1,732	79.6
	内務職員	1,424	1,321	92.8	1,435	1,303	90.8	1,545	1,387	89.8
	合計	7,862	6,746	85.8	8,308	6,613	79.6	8,635	6,703	77.6

(6) TLC (トータル・ライフ・コンサルタント) の称号認定数

(単位：人)

年度	営業職員	組織長・機関長	内務職員	代理店	合計
平成20	3,019	349	1,552	2,745	7,665
21	2,985	327	1,516	2,864	7,692
22	2,343	281	1,563	2,744	6,931
23	3,233	300	1,720	3,381	8,634
24	2,867	235	1,952	3,262	8,316
25	2,550	144	1,806	3,821	8,321
26	2,186	111	1,565	3,590	7,452
27	2,078	77	1,303	3,693	7,151
28	2,442	101	1,307	3,231	7,081
29	2,725	76	1,358	3,484	7,643

(7) 生命保険講座試験受験状況

(単位：人、%)

年度	生命保険総論				生命保険計理				危険選択			
	受講者数	受験者数	合格者数	合格率	受講者数	受験者数	合格者数	合格率	受講者数	受験者数	合格者数	合格率
平成20	8,701	7,971	5,853	73.4	8,318	7,356	5,311	72.2	7,902	7,007	6,303	90.0
21	10,353	9,597	7,349	76.6	9,984	8,974	6,688	74.5	9,245	8,356	7,670	91.8
22	8,487	7,868	6,801	86.4	8,516	7,676	6,487	84.5	7,232	6,583	6,265	95.2
23	6,370	5,840	5,047	86.4	7,448	6,731	5,174	76.9	5,887	5,268	4,917	93.3
24	5,861	5,328	4,766	89.5	6,457	5,750	4,709	81.9	5,234	4,637	4,311	93.0
25	4,711	4,318	3,818	88.4	5,594	4,961	3,418	68.9	4,653	4,146	3,737	90.1
26	4,681	4,278	3,600	84.2	5,653	4,999	2,990	59.8	4,628	4,090	3,815	93.3
27	5,192	4,756	3,941	82.9	6,293	5,653	4,443	78.6	4,795	4,299	3,946	91.8
28	6,110	5,719	4,835	84.5	6,353	5,815	4,101	70.5	5,703	5,218	4,937	94.6
29	5,898	5,512	4,522	82.0	6,656	6,100	4,183	68.6	5,393	4,928	3,844	78.0

年度	約款と法律				生命保険会計				生命保険商品と営業			
	受講者数	受験者数	合格者数	合格率	受講者数	受験者数	合格者数	合格率	受講者数	受験者数	合格者数	合格率
平成20	7,634	6,668	5,332	80.0	9,781	8,331	5,429	65.2	7,513	6,628	5,935	89.5
21	9,488	8,518	5,899	69.3	11,561	9,957	7,026	70.6	8,811	7,870	7,040	89.5
22	8,904	8,098	6,882	85.0	9,687	8,456	6,917	81.8	7,201	6,539	6,363	97.3
23	7,241	6,450	5,857	90.8	7,556	6,460	5,073	78.5	5,940	5,272	5,034	95.5
24	5,652	5,012	4,561	91.0	6,651	5,656	3,227	57.1	5,237	4,633	4,459	96.2
25	4,847	4,289	3,933	91.7	6,725	5,662	3,816	67.4	4,510	3,941	3,640	92.4
26	4,594	3,997	2,735	68.4	6,204	5,157	3,546	68.8	6,204	5,157	3,546	68.8
27	5,739	5,121	4,508	88.0	6,307	5,335	3,959	74.2	4,925	4,334	4,167	96.1
28	5,812	5,276	4,400	83.4	6,726	5,820	4,003	68.8	5,442	4,900	3,997	81.6
29	6,002	5,461	4,742	86.8	6,759	5,857	3,303	56.4	5,959	5,358	4,896	91.4

年度	生命保険と税法				資産の運用			
	受講者数	受験者数	合格者数	合格率	受講者数	受験者数	合格者数	合格率
平成20	8,836	7,409	6,007	81.1	9,244	7,746	4,887	63.1
21	10,291	8,811	7,340	83.3	11,090	9,588	7,699	80.3
22	8,262	7,055	5,832	82.7	8,608	7,415	6,244	84.2
23	6,976	5,866	4,379	74.7	7,283	6,189	5,131	82.9
24	6,821	5,660	4,640	82.0	6,181	5,135	4,178	81.4
25	5,544	4,487	3,619	80.7	5,605	4,570	3,838	84.0
26	5,423	4,470	3,845	86.0	5,183	4,227	3,423	81.0
27	5,482	4,577	3,690	80.6	5,546	4,595	3,477	75.7
28	6,280	5,326	4,034	75.7	6,376	5,442	4,045	74.3
29	6,457	5,432	4,202	77.4	6,480	5,494	4,619	84.1

(8) 生命保険面接士試験受験状況

(単位：人、%)

年月	申込者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
平成20. 9	1,507	1,373	91.1	1,061	77.3
21. 2	1,095	995	90.9	792	79.6
21. 9	1,639	1,503	91.7	781	52.0
22. 2	1,471	1,352	91.9	1,176	87.0
22. 9	6,591	6,270	95.1	4,029	64.3
23. 2	5,252	4,888	93.1	2,954	60.4
23. 9	3,867	3,467	89.7	2,466	71.1
24. 2	2,637	2,302	87.3	1,035	45.0
24. 9	3,089	2,778	89.9	1,498	53.9
25. 2	2,221	1,964	88.4	1,516	77.2
25. 9	2,095	1,835	87.6	1,123	61.2
26. 2	1,398	1,220	87.3	885	72.5
26. 9	1,733	1,571	90.7	881	56.1
27. 2	1,145	1,006	87.9	588	58.4
27. 9	1,459	1,346	92.3	1,008	74.9
28. 2	924	841	91.0	515	61.2
28. 9	1,373	1,254	91.3	1,043	83.2
29. 2	841	775	92.2	544	70.2
29. 9	1,447	1,338	92.5	1,233	92.2
30. 2	627	563	89.8	229	40.7

※昭和48年から実施（当初は「検定調査士試験」、昭和61年に「生命保険面接士試験」に名称変更）
 ※年2回（9月・2月）に実施

12. 新年賀詞交歓会

(単位：人)

	参加者数	会場		参加者数	会場
平成21年1月	448	都市センターホテル	平成26年1月	603	経団連会館
22年1月	436	経団連会館	27年1月	662	〃
23年1月	483	〃	28年1月	701	〃
24年1月	534	〃	29年1月	724	〃
25年1月	505	〃	30年1月	755	〃

13. 生命保険協会の主な刊行物一覧

(1) 定期刊行物

(刊行回数・刊行年月)

・生命保険協会SR報告書（冊子・PDFファイル）	年1回
・生命保険協会会報	年1回
・生命保険事業概況（CD-ROM）	年1回
・生命保険の動向	年1回
・相談所りポート（半期ごとの相談・苦情の受付状況）（～平成22年度）	年2回
・相談所りポート（相談・苦情の受付状況）（平成23年度～）	年1回
・ボイス・リポート（四半期ごとの苦情受付状況）	年4回
・裁定審査会における裁定の概要（平成21年度～平成22年度）	年2回
・裁定概要集（平成24年度～）	年4回
・Life Insurance Business in Japan	年1回

(2) 情報提供資料

・生命保険会社のディスクロージャー～虎の巻（冊子・PDFファイル）	(平成23、26、28年度作成)
・生命保険会社のディスクロージャーファイル（合本ファイル）	年1回
・高齢者向け情報冊子「今だから聞きたい！生命保険便利帳」	平成26年3月
・子ども向け教育用DVD「ちびまる子ちゃんと学ぶ大切な3つのお話」	平成26年3月
・中学校社会科向け教材『『社会における企業の役割と責任』保険会社って何をしているの？』	平成29年2月
・高等学校公民科向け教材「社会保障制度と保険のキホンについて学ぼう！」	平成29年2月

(3) 調査・研究資料

・ドイツ保険契約法（2008年1月1日施行）	平成20年9月 (日本損害保険協会との共同発行)
・ニューヨーク州保険法（2010年末版）	平成24年3月
・英国保険法 ～2012年家計保険（告知）法～	平成25年3月
・超高齢社会における生命保険サービスについて～高齢者対応の向上～	平成25年6月
・女性活躍推進・健康増進に関する生命保険会社の取組事例集	平成27年2月
・安心社会を実現するための社会保障制度の構築に向けて －公的年金を補完する「長寿安心年金」の創設－	平成28年2月
・保険教育に関する生命保険業界の取組事例集	平成28年2月
・保険教育推進に関する報告書－学校教育現場での保険教育機会の拡充に向けた提言－	平成28年4月
・高齢者に配慮した取組みの推進に関する提言書 －「マイナンバー制度の民間利活用」への提言－	平成29年4月
・健康増進に関する生命保険業界の取組事例集	平成30年2月
・健康サポートプロジェクト報告書	平成30年6月

(4) 教育資料

- ・ 一般課程、専門課程、応用課程各テキスト 年 1 回
- ・ 生命保険大学課程テキスト 年 1 回
 - 個人保険商品研究、ファイナンシャルプランニング、生命保険と税・相続、資産運用設計（金融商品・不動産）、企業保険商品研究、隣接業界の商品と社会保障（平成22年度以前）
 - 生命保険のしくみと個人保険商品、ファイナンシャルプランニングとコンプライアンス、生命保険と税・相続、資産運用知識、企業向け保険商品とコンサルティング、社会保障制度（平成23年度以後）
- ・ 生命保険募集人継続教育制度標準テキスト 年 1 回
- ・ 生命保険講座テキスト 年 1 回
 - 生命保険総論、生命保険計理、危険選択、約款と法律、生命保険会計、生命保険商品と営業、生命保険と税法、資産の運用
- ・ 変額保険テキスト 年 1 回
- ・ 生命保険支払専門士テキスト 年 1 回
- ・ 生命保険面接士テキスト 年 1 回

(5) 社会貢献活動関係資料

- ・ 「家族で楽しむ絵本とあそび」 vol.1 平成21年3月
- ・ 「家族で楽しむ絵本とあそび」 vol.2 平成22年3月
- ・ 「家族で楽しむ絵本とあそび」 vol.3 平成23年3月
- ・ 「家族で楽しむ絵本とあそび」 vol.4 平成26年6月
- ・ 生命保険協会の社会貢献活動（冊子・PDFファイル）（～2016年版） 年 1 回

(6) その他刊行物

- ・ 生命保険協会百年史 平成21年3月

年 表(平成20(2008)年1月～平成30(2018)年6月)

(平成20(2008)年1月以前の年表は、当協会「生命保険協会百年史」を参照)

年	協 会	業 界	行 政	関 連 事 項
平成20 (2008)	1 新年賀詞交歓会開催	1 ウィンタートウル・スイス生命、アクサフィナンシャル生命に改称	2 金融庁、「金融審議会金融分科会第二部会報告～保険法改正への対応について～」等を公表	1 生命保険文化センター、「イラストでわかる生命保険の基本書『ほけんのキホン』」発行
	1 金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針の一部改正(案)」に対し意見提出	2 共栄火災しんらい生命、フコクしんらい生命に改称	2 法制審議会、「保険法の見直しに関する要綱」を法務大臣あて答申	1 第3回「保険商品の比較に関する自由討論会」開催
	1 金融庁の「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」に対し意見提出	2 日本生命、かんぽ生命、両社の業務提携に関する合意を公表	2 第22回金融審議会総会・第10回金融分科会合同会合開催	2 企業会計基準委員会、ASBJ Newsletterの創刊第1号発行
	2 内閣府の「個人情報の保護に関する基本方針の一部改正(案)」に対し意見提出	4 第一生命、損保ジャパンとの提携強化について公表	3 金融庁、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会あて提出	2 日本証券業協会、「証券業界の環境問題に関する行動計画」等を公表
	3 金融庁の「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」等に対し意見提出	4 クレディ・アグリコル生命のクレディ・アグリコル・グループとりそなグループとの業務提携の拡大について公表	3 金融庁、アリアンツ生命に対し生命保険業の免許を付与	2 大阪弁護士会、「保険法・保険業法の改正と消費者問題について考えるシンポジウム」開催
	3 金融庁の「銀行等による保険販売の全面解禁等に伴う検査マニュアルの一部改訂(案)」に対し意見提出	7 第一生命、株式会社りそなホールディングスとの業務提携を合意	3 金融庁、「特定保険業者に関する移行期間終了に伴う監督上の留意事項」公表	3 日本公認会計士協会、「銀行等金融機関における財務報告に係る内部統制の監査の留意事項(中間報告)」公表
	3 「特定保険業者に対する生命保険協会としての取組み」公表	7 第一生命の生命保険子会社である第一フロンティア生命、金融庁より生命保険事業免許を取得	3 金融庁、「内部統制報告制度に関する11の誤解」等を公表	3 日本損害保険協会、「約款のわかりやすさ向上ガイドライン」策定
	3 「読み聞かせによる“家族のきずな”推進活動」の実施を公表	8 生保10社、金融庁に業務改善計画を提出	3 金融庁、新EDINETシステムを稼動	3 日本損害保険協会、損害保険募集人の資質の向上を目指した「保険商品教育制度」の構築を公表
	3 全国地方事務局長会議開催	9 AIGエジソン生命とエイアイジー・スター生命、平成21年1月1日を効力発生日とする合併を公告	4 金融庁、SBIアクサ生命に対し、生命保険業の免許を付与	3 日本保険学会の機関誌「保険学雑誌」600号発行
	3 公益認定等委員会の「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)案」等に対し意見提出	9 住友生命と三井住友海上、業務提携の強化を公表	4 金融庁、ライフネット生命に対し、生命保険業の免許を付与	4 経団連、「グローバルな投資環境の整備のあり方に関する意見—わが国海外投資の法的基盤の整備等に向けて—」を公表
	4 アリアンツ生命、新規入会	10 大和生命、東京地方裁判所に更生手続開始申立	4 金融庁、「金融サービス業におけるプリンシプル」をとりまとめ公表	5 第4回「保険商品の比較に関する自由討論会」開催
	4 経団連あて、平成20年度規制改革要望を提出	10 エイアイジー・スター生命とAIGエジソン生命、平成21年1月1日の合併期日延期を発表	4 金融庁および総務省、ゆうちょ銀行およびかんぽ生命の新規業務について認可	5 経団連、「国民全員で支えあう社会保障制度を目指して—社会保障制度改革に関する中間とりまとめ—」意見を公表
	4 SBIアクサ生命、新規入会	12 エイアイジー・スター生命とAIGエジソン生命、平成21年1月1日の合併手続いったん凍結を発表	5 金融庁、「ベター・レギュレーションの進捗状況について」を公表	5 経済同友会2007年度消費活性化委員会、「消費活性化が経済成長を促す」提言を公表
	5 ライフネット生命、新規入会	12 エイアイジー・スター生命とAIGエジソン生命、平成21年1月1日を効力発生日とする合併公告を取消し	5 金融庁、「行政処分事例集」の更新を公表	5 日本公認会計士協会、「業種別委員会報告第7号『生命保険相互会社における監査報告書の文例について』の改正について」及び「業種別委員会研究報告第4号『生命保険会社における任意監査の監査報告書の文例について』の改正について」を公表
	5 金融庁の「ソルベンシー・マージン比率の見直しの骨子(案)」に対し意見提出		5 法務省提出の「保険法案」、「保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」、参議院本会議で可決・成立	5 日本公認会計士協会、「業種別委員会報告第7号『生命保険相互会社における監査報告書の文例について』の改正について」及び「業種別委員会研究報告第4号『生命保険会社における任意監査の監査報告書の文例について』の改正について」を公表
	6 金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対し意見提出		6 「保険法」、「保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」公布	5 経団連、「国民全員で支えあう社会保障制度改革に関する中間とりまとめ」意見を公表
	6 金融トラブル連絡調整協議会にて、今後の金融ADRのあり方について意見を提出		6 「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が、可決・成立	5 経済同友会2007年度消費活性化委員会、「消費活性化が経済成長を促す」提言を公表
	6 日本損害保険協会、生命保険協会、外国損害保険協会、「みんなが主役、保険商品の比較に関する自由討論会」の「実施報告書」の作成について発表		6 公正取引委員会、No.1表示に関する実態調査と、見にくい表示に関する実態調査の報告書を公表	5 日本公認会計士協会、「業種別委員会報告第7号『生命保険相互会社における監査報告書の文例について』の改正について」及び「業種別委員会研究報告第4号『生命保険会社における任意監査の監査報告書の文例について』の改正について」を公表
	6 生命保険商品検索コンテンツ「生命保険かんたんナビ」について発表		6 金融庁、市場強化プラン	5 経団連、「国民全員で支えあう社会保障制度改革に関する中間とりまとめ」意見を公表
	6 「社団法人 生命保険協会SR報告書2008」を発行			5 経団連、「国民全員で支えあう社会保障制度改革に関する中間とりまとめ」意見を公表
	6 平成20年度規制改革要望			5 経団連、「国民全員で支えあう社会保障制度改革に関する中間とりまとめ」意見を公表

年	協 会	業 界	行 政	関 連 事 項
平成20 (2008)	を内閣府規制改革推進室へ提出		(Better Market Initiative)の進捗について公表	的責任経営委員会、「価値創造型CSRによる社会変革～社会からの信頼と社会的課題に応えるCSRへ～」提言を公表
7	日本損害保険協会および生命保険協会、「英国保険法共同意見募集書(2007年7月)～不実告知、不告知および保険契約者によるワランティ違反～」を共同で編纂、発行		7 金融庁、「金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度(金融ADR)の整備にかかる今後の課題について」(座長メモ)を公表	6 日本損害保険協会、「保険約款および募集文書等の用語に関するガイドライン」を策定
7	第100回通常社員総会、定例理事会、第46代会長に松尾憲治明治安田生命社長就任		7 金融庁、生命保険会社の保険金等の支払状況に係る実態把握の結果を公表	6 日本アクチュアリー会、「国際的な監督基準・会計基準の議論における 保険会社のリスク評価に関する論点—中間報告書— 保険債務(保険負債と所要資本)の評価について」を公表
8	アイリオ生命、新規入会		7 金融庁、生命保険会社10社に対する業務改善命令を发出	9 日本公認会計士協会、業種別委員会研究報告第6号「生命保険会社における任意の四半期レビュー報告書の文例について」を公表
8	金融庁の「保険検査マニュアルの一部改定(案)」に対し意見提出		7 金融庁、保険金等の支払管理態勢等に係る業務改善に向けた一層の取組み、及びその成果の公表等の要請について公表	9 在日米商工会議所、金融庁の「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」及び「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対し意見提出
8	「平成20年度全国規模の規制改革要望に対する各省庁の第一次回答」に係る意見照会について、規制改革会議に対し意見提出		7 金融庁、市場強化プラン(金融・資本市場競争力強化プラン)の進捗状況等について公表	9 日本損害保険協会、損害保険調停委員会の再編成について公表
9	IASBのディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」に対し意見提出		8 金融庁、エキスパートアライアンス保険準備株式会社(免許取得後アイリオ生命に変更予定)に対し生命保険業の免許を付与	10 米国AIG Inc.、AIGグループ全体の事業再編計画を公表
9	日本損害保険協会および生命保険協会、「ドイツ保険契約法(2008年1月1日施行)」を共同で編纂、発行		8 金融庁、「平成20検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」を公表	10 経団連、会計基準の国際的な統一化へのわが国の対応を公表
9	「平成21年度税制改正に関する要望書」を関係各方面に提出		8 金融庁、みどり設立準備株式会社(営業開始日までに、みどり生命に変更予定)に対し生命保険業の免許を付与	12 企業会計基準委員会、「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い(実務対応報告第29号)」を公表
9	IASBのディスカッション・ペーパー「金融商品に関する財務報告の複雑性の低減」に対し意見提出		8 金融庁、「平成21年度税制改正要望」を公表	12 欧州委員会、日本の会計基準について、「EUで採用されているIFRSと同等である」との内容を決定した旨を公表
9	IASC財団の協議文書「定款見直し 公的説明責任およびIASBの構成変革への提案」に対し意見提出		9 金融庁、「平成20事務年度保険会社等向け監督方針」を公表	
9	企業会計基準委員会の「会計上の変更及び過去の誤謬に関する検討状況の整理」に対し意見提出		9 金融庁、金融商品取引業者等向け監督方針」を公表	
9	金融庁の「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」及び「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対し意見提出		9 金融庁金融研究研修センター、欧州の先進的な保険リスク管理システムに関する研究会報告書を公表	
9	IASBのディスカッション・ペーパー「IAS第19号 従業員給付の改訂に関する予備的見解」に対し意見提出		10 政府、保険業法の一部を改正する法律案を国会に提出	
10	みどり生命、新規入会		10 麻生総理、新しい経済対策「生活対策」を公表	
11	「生命保険料控除制度に関		11 政府税制調査会、平成21年度の税制改正に関する答申	
			12 金融庁、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」等の施行に伴う「保険	

年	協 会	業 界	行 政	関 連 事 項
平成20 (2008)	<p>するインターネット・アンケート」集計結果を公表</p> <p>11 「平成20年度規制改革要望」(修正版)を規制改革推進室へ提出</p> <p>12 「生命保険協会創立100周年記念シンポジウム～未来を育む“きずな”の大切さを今、考える～」を開催</p> <p>12 企業年金における源泉徴収事務の取扱いについて公表</p> <p>12 金融庁の「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正案」及び「保険業法施行規則の一部改正案」に対し意見提出</p> <p>12 金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針(案)の一部改正」に対し意見提出</p> <p>12 「株式価値向上に向けた取り組みについて」公表</p> <p>12 「国際会計基準審議会の保険契約プロジェクトに関連するCFOフォーラムの意見書」に賛同し意見提出</p> <p>12 規制改革会議の「全国規模の規制改革要望に対する各省庁からの回答」に対し意見提出</p>		<p>業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」を公表</p> <p>12 金融庁、「保険業法施行規則第212条第4項及び第212条の5第4項並びに保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令附則第2項において読み替えて適用する保険業法施行規則第212条の2第3項第1号ハに基づく金融庁長官が定める金融機関を定める件」等の一部を改正する件を公表</p> <p>12 金融庁、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等を公表</p> <p>12 金融庁、「保険業法の一部を改正する法律」の成立を受け、「保険業法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定され、公布(法律第91号及び政令第384号)されたこと、改正法及び改正政令が施行された旨を公表</p> <p>12 金融庁、金融審議会金融分科会第一部会・第二部会合同会合報告「金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR)のあり方について」を公表</p>	
平成21 (2009)	<p>1 新年賀詞交歓会開催</p> <p>1 規制改革会議あて「平成20年規制改革要望項目」について意見提出</p> <p>1 経済産業省の「特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に対し意見提出</p> <p>1 IASBのディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」に対し意見提出</p> <p>3 「平成21年度規制改革要望」を経団連へ提出</p> <p>3 「郵政民営化の進捗状況についての総合的な見直しに関する郵政民営化委員会の意見」についてコメントを公表</p> <p>3 お客さま視点に立脚した取り組みの一層の推進について公表</p> <p>3 株式価値向上に向けた取り組みに関する緊急アンケート調査結果を公表</p> <p>3 全国地方事務局長会議開催</p>	<p>2 大和生命、経営責任調査委員会の調査結果要旨を公表</p> <p>3 大和生命、東京地方裁判所へ更生計画案を提出</p> <p>4 アクサ生命とアクサフィナンシャル生命の合併について決定</p> <p>4 大和生命、東京地方裁判所より、更生計画の認可決定</p> <p>5 大和生命、プルデンシャルファイナンシャル ジャパン生命に社名変更</p> <p>5 住友生命と三井生命、両社出資による生命保険会社設立について合意</p> <p>6 プルデンシャル ファイナンシャル ジャパン生命、更生手続終結、業務一部再開</p> <p>6 SBI損保におけるSBIアクサ生命の保険商品取扱開始の業務提携</p> <p>6 アクサ生命とアクサフィナンシャル生命、合併契約を締結</p> <p>6 第一生命、総代会決議で組織変更計画を承認</p>	<p>3 金融庁、プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社に対し保険持株会社となることの認可を公表</p> <p>3 金融庁、「金融機関のCSR事例集」等を公表</p> <p>4 金融庁、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」を公表</p> <p>5 金融庁、監督指針における審査基準・処分基準を公表</p> <p>5 金融庁、「公益法人が行う保険(共済)事業について～保険業法との関係～」の一部改訂を公表</p> <p>6 金融商品取引法等の一部を改正する法律、成立</p> <p>6 金融庁、金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」報告を公表</p> <p>6 金融庁、保険の基本問題に関するワーキング・グループ「中間論点整理」を公表</p> <p>7 金融庁、「ベター・レギュ</p>	<p>1 日笠克巳日本アクチュアリー会会長、国際アクチュアリー会会長に就任</p> <p>2 経団連、「国民全体で支えあう持続可能な社会保障制度を目指して―安心・安全な未来と負担の設計―」提言を公表</p> <p>2 経団連、「少子化対策についての提言―国の最重要課題として位置づけ、財政の重点的な投入を求める―」を公表</p> <p>2 日本損害保険協会、「傷害保険等のモラルリスク防止に係るガイドライン」策定を公表</p> <p>3 IASB、公正価値測定に関する開示規定を改善し、金融商品にかかわる流動性リスクに関する開示に対する現行の原則を強化する改訂を公表</p> <p>3 日本公認会計士協会、業種別委員会研究報告第8号「金融商品取引法第24条の4の</p>

年	協 会	業 界	行 政	関 連 事 項
平成21 (2009)	4 金融庁あて、「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）（案）」に対し意見提出	8 ライフネット生命、アドバンスクリエイトとの資本業務提携合意を公表	レションの進捗状況について（第3回）を公表	4第1項及び第2項の適用のない生命保険会社における任意の財務報告に係る内部統制の監査の留意事項（中間報告）」を公表
	4 IASBあて、IASBディスカッション・ペーパー「財務諸表の表示に関する予備的見解」に対し意見提出	10 アクサ生命、アクサフィナンシャル生命と合併、アクサ生命存続	8 金融庁、「平成21検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」を公表	3 IASB、2008年10月にIASBが公表した分類変更の改訂を使用する企業について、組込デリバティブの会計処理を明確化したIFRIC第9号及びIAS第39号の改訂を公表
	4 金融庁あて、利益相反管理態勢の整備等に関する検査マニュアルの一部改訂（案）に対し意見提出	10 住友生命と三井生命、メディケア生保設立準備会社を設立	8 金融庁、ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社（営業開始12月1日を予定）に対し生命保険業の免許を付与	3 生命保険経営学会、第11回定時会員総会、創立80周年記念会員懇親会を開催
	5 IAISあて、IAISの「ソルベンシー目的のための資本リソースの構造に関する指針（案）」に対し意見提出	10 AIGエジソン生命とエイアイジー・スター生命、親会社にあたる米国AIG Inc.による両社の株式譲渡計画の変更、株式継続保有を公表	8 金融庁、「平成22年度税制改正要望」を公表	4 経済同友会、金融・資本市場委員会報告書「米国発金融危機とわが国金融の今後の課題」を公表
	5 IAISあて、IAISの「財務報告書の作成および監査におけるアクチュアリーと外部監査人の役割と関係に関する論点書（案）」に対し意見提出	11 損保ジャパンひまわり生命と日本興亜生命、合併に関する覚書締結を公表	9 金融庁、アクサ生命とアクサフィナンシャル生命の合併認可を公表	5 企業会計基準委員会、「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」を公表
	5 金融庁あて、「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対し意見提出	12 ソニーライフ・エイゴン生命、営業開始	9 内閣府、税制調査会設置を公表	6 IAIS、「保険監督の更なる強化に関する対応策」を公表
	6 企業会計基準委員会の『「会計上の変更及び過去の誤謬に関する会計基準（案）」及び『「会計上の変更及び過去の誤謬に関する会計基準の適用指針（案）」』に対し意見提出	12 アリコジャパン、AIGによるアリコの特別目的会社移管を発表	10 内閣、郵政改革の基本方針を閣議決定	6 経済同友会、2008年度社会保障改革委員会提言「真に持続可能な年金制度の構築に向けて～年金純債務の負担を分かち合い、新拠出建年金の実現を目指す～」を公表
	6 IASBディスカッション・ペーパー「顧客との契約における収益認識についての予備的見解」に対し意見提出		10 法務省、法制審議会総会第160回会議諮問第八十八号（債権法の見直し）を公表	7 国民生活センター、個人年金保険の銀行窓口販売に関するトラブル—高齢者を中心に相談が倍増—報道発表資料を公表
	6 「社団法人 生命保険協会 SR報告書2009」を発行		10 内閣、日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案を国会に提出	7 経団連、新型インフルエンザ対策に関する企業アンケート結果（—「2009年人事・労務に関するトップ・マネジメント調査」より—）を公表
	6 平成21年度規制改革要望を内閣府規制改革推進室へ提出		12 金融庁、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する施行令、内閣府令等を公表	8 日本公認会計士協会、業種別委員会研究報告第6号「生命保険会社における任意の四半期レビュー報告書の文例について」の改正を公表
	7 第47代会長に佐藤義雄住友生命社長就任		12 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案、参議院で可決・成立	8 企業会計基準委員会、「公正価値測定及びその開示に関する論点の整理」を公表
	7 IASB「金融商品会計基準の複雑性低減」に対し意見提出		12 金融庁、中小企業金融円滑化法の施行にあたって—金融担当大臣談話を公表	8 生命保険文化センター、保険法の概要を公表
	7 企業会計基準委員会の「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」に対し意見提出		12 金融庁、金融審議会金融分科会基本問題懇談会報告について公表	9 生命保険文化センター、「平成21年度生命保険に関する全国実態調査（速報版）」を公表
	7 IASB公開草案「認識の中止」に対し意見提出		12 内閣官房、郵政改革に関するヒアリングを開催	9 全国銀行協会、個人年金保
	8 金融庁の「保険検査マニュアルの一部改定（案）」に対し意見提出		12 政府、「平成22年度税制改正大綱」を閣議決定	
			12 金融庁、保険法等の施行に伴う政令及び内閣府令等の公布について公表	
			12 金融庁、共済事業の規制のあり方に係る検討について公表	
			12 金融庁、金融・資本市場に係る制度整備に関する意見	

年	協 会	業 界	行 政	関 連 事 項
平成21 (2009)	8 「平成21年度全国規模の規制改革要望に対する各省庁の第一次回答」に係る意見照会について、規制改革会議に対し意見提出		交換会（第二部）を開催 12 内閣官房、第2回郵政改革関係政策会議を開催	<p>10 険の募集における説明態勢の強化について公表</p> <p>10 経団連、安心して信頼できる社会保障制度の確立に向けて意見書を公表</p> <p>11 生命保険文化センター、消費生活相談員向け教材検討会について公表</p> <p>11 経団連、新たな少子化社会対策大綱「子ども・子育てビジョン（仮称）」に対する意見を公表</p> <p>11 全国銀行協会、金融調査研究会提言「金融危機を踏まえた規制・監督のあり方～世界一律規制から、地域特性を考慮した規制への転換～」を公表</p> <p>12 企業会計基準委員会、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」を公表</p> <p>12 生命保険文化センター、「平成21年度生命保険に関する全国実態調査」報告書を発行</p> <p>12 日本公認会計士協会、銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」の改正について公表</p> <p>12 日本公認会計士協会、業種別委員会報告第44号「銀行等金融機関における金融商品の時価等の開示に関する監査上の留意事項（中間報告）」について公表</p> <p>12 経団連、会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型（改訂版）を公表</p>
	8 金融庁の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン改正（案）」に対し意見提出			
	9 IASBのディスカッション・ペーパー「負債測定における信用リスク」に対し意見提出			
	9 IASBの「金融資産の減損に対する期待損失モデルの実行可能性に関する情報提供の要請」に対し意見提出			
	9 IASBの公開草案「金融商品：分類及び測定」に対し意見提出			
	9 「平成22年度税制改正に関する要望書」を関係各方面に提出			
	9 IASBの公開草案「公正価値測定」に対し意見提出			
	9 金融庁の「ソルベンシー・マージン比率の見直しの改定骨子（案）」に対し意見提出			
	10 経済産業省及び金融庁の「平成22年度税制改正要望に関する意見募集」に対し意見提出			
	10 IAISの専門委員会におけるオブザーバーヒアリングに対し意見提出			
	10 財務省及び厚生労働省の「平成22年度税制改正要望に関する意見募集」に対し意見提出			
	11 金融庁の「平成21年金融商品取引法等の一部改正に係る政令案・内閣府令案等」に対し意見提出			
	11 消費者利便の向上に向けた取組みについて公表			
	11 消費者生活相談員向け教材検討会について公表			
	11 IASC財団協議文書「定款見直しパート2 公的説明責任の向上に向けての提案」に対する意見提出			
	12 ソニーライフ・エイゴン生命、新規入会			
	12 「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する			

年	協 会	業 界	行 政	関 連 事 項
平成21 (2009)	る法律案」の可決に当たって協会長コメントを公表 12 金融庁の「金融・資本市場に係る制度整備についての骨子(案)」に対し意見提出			
平成22 (2010)	1 新年賀詞交歓会開催 1 金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対し意見提出 1 金融庁の「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」に対し意見提出 2 企業会計基準委員会あて、「包括利益の表示に関する会計基準(案)」への意見を提出 2 欧州保険・年金監督者会議あて、「ソルベンシーⅡに関するレベル2実施措置のためのCEIOPSの助言案」に対し意見提出 2 企業会計基準委員会あて、「無形資産に関する論点の整理」に対し意見提出 2 内閣府ハトミミ.com第1回集中受付期間へ規制改革要望を提出 2 金融庁あて、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正(案)に対し意見提出 2 金融庁あて、「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」等に対し意見提出 2 企業会計基準委員会あて、実務対応報告第26号「債券の保有区分の変更に関する当面の取扱い」に対し意見提出 3 郵政改革に係る当協会の見解について公表 3 金融庁あて、「企業内容等の開示に関する内閣府令(案)」等に対し意見提出 3 アリコジャパンの個人情報漏えい等事案に対し勧告 3 株式価値向上に向けた取り組みについて公表 3 「『郵政改革に関連する諸事項等について』の公表にあたって」を表明 3 全国地方事務局長会議開催 4 メディケア生命、新規入会	2 エイアイジー・スター生命、オリックスと規約型確定給付企業年金の分野で業務提携契約を締結 2 ビシーエー生命、既契約の維持・保全に特化し、新契約の取扱いを休止 2 アクサ ジャパン ホールディング、SBIホールディングスからSBIアクサ生命の株式を取得 3 メディケア生命、生命保険業の免許取得を公表 3 アリコジャパン、米国メットライフ社へのアリコ株式譲渡の合意について公表 3 第一生命、株式会社化及び普通株式の東京証券取引所への上場に伴う株式の売出条件の決定について公表 3 損保ジャパンひまわり生命と日本興亜生命、合併合意を公表 4 第一生命、株式会社に組織変更し東証一部に上場 4 プルデンシャル ファイナンス ジャパン生命、プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命に社名変更 5 SBIアクサ生命、ネクスティア生命に社名変更 5 MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)、三井住友海上きらめき生命とあいおい生命の合併について公表 6 明治安田生命グループのMDAMアセットマネジメント(株)と安田投資信託顧問(株)、合併契約書に調印 7 プルデンシャル生命、中央三井信託銀行と「生命保険信託」を共同開発 7 アイリオ生命、楽天と資本・業務提携の合意を公表 8 エイアイジー・スター生命、富士火災との業務提携を公表 9 AIG、米国プルデンシャルに対するエイアイジー・ス	1 金融庁、金融・資本市場に係る制度整備について公表 1 政府、「子ども・子育てビジョン」について閣議決定 2 所得税法等の一部を改正する法律案、国会提出 2 地方税法等の一部を改正する法律案、国会提出 2 金融庁、アリコジャパンに対する行政処分について公表 3 第9回郵政改革関係政策会議、金融業界団体等、郵便関係団体等、日本郵政グループ関係者からヒアリング及び意見交換 3 金融庁、金融商品取引法等の一部を改正する法律(案)の提出(第174回国会)を公表 3 郵政改革担当大臣・総務大臣、郵政改革に関連する諸事項等について(談話)を公表 3 金融庁、監査基準の改訂に関する意見書を公表 3 地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律、公布 3 金融庁、所得税法施行令第208条の3第1項第1号の規定に基づき、所得税法第76条第7項第1号に掲げる契約の内容を主たる内容とする保険契約として金融庁長官が財務大臣と協議して定めるものを定める件を公表 4 保険法施行 4 郵政改革担当大臣・総務大臣、郵政改革に関する共同会見で郵政改革に関する法案骨子について(談話)を公表 4 金融庁、「国際会計基準(IFRS)に関する誤解」について公表 4 内閣、郵政改革法案を閣議決定、国会提出 5 金融庁、共済事業の規制のあり方についての方針(案)に係る御意見の募集の結果、及び国会提出法案を公	1 経団連、産業構造の将来像—新しい時代を「つくる」戦略—を公表 1 経済同友会、郵政改革に関する意見を公表 1 生命保険文化センター、「ほけんガイドWeb」のオープンを公表 1 全国銀行協会、年金保険の募集における説明態勢の強化に係る実施状況について公表 2 国民生活センター、がんの摘出手術に必要な血糖コントロールのための入院に対して、がん保険の入院保険金が支払われないトラブル(国民生活センター消費者苦情処理専門委員会小委員会助言)を公表 2 経済同友会、「政党による政策本位の政治」の実現に向けて—マニフェスト政治の確立と政治資金のあり方—(意見書)を公表 2 全国銀行協会、「郵政改革に関する私どもの考え方」を公表 2 経団連、社会保障と税の共通番号制度についてを公表 3 経団連、意見書「豊かなアジアを築く金融協力の推進を求める～債券市場整備でアジアの成長を支える～」を公表 3 企業会計基準委員会、「退職給付に関する会計基準(案)」及び「退職給付に関する会計基準の適用指針(案)」を公表 3 経済同友会、提言「日本のコーポレート・ガバナンスのさらなる深化」を公表 3 経済同友会、提言「規制改革を通じて経済を再び成長路線へ」を公表 4 経済同友会、「民法(債権関係)改正に関する意見書—より良い経済社会の基盤となる債権法の実現に向けた国民的議論を—」を公表 4 経団連、「豊かで活力ある国

年	協 会	業 界	行 政	関 連 事 項
平成22 (2010)	4 消費者シンポジウム～消費者・生活者の視点を活かす～を福岡で開催	ター生命とAIGエジソン生命の株式売却に合意	表	民生活を目指して～経団連成長戦略2010～」提言を公表
	4 「郵政改革に関連する法案骨子について」に対するコメント公表	10 三井住友海上メットライフ生命、2011年4月1日付株主変更について公表	5 金融庁、平成22年金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部施行に係る政令・内閣府令を公表	4 経済同友会、「豊かな社会に向けた3つの成長戦略～成長の果実を将来世代と分かち合うために～」提言を公表
	4 金融庁の「共済事業の規制のあり方についての方針(案)」に対し意見提出	11 アリコジャパン、親会社変更に伴うブランド名について公表	6 金融庁、経済価値ベースのソルベンシー評価の導入に係るフィールドテストの実施を公表	4 経済同友会、日本企業のCSR一進化の軌跡―「自己評価レポート2010」を公表
	4 IAISの「免許付与に関するICP/基準/指針(案)」に対し意見提出	11 あいおい生命と三井住友海上きらめき生命、合併に関する基本事項について公表	6 国税庁、「定期金に関する権利の評価明細書」を公表	4 全国銀行協会、郵政改革について要望を公表
	4 「郵政改革関連法案」について協会長コメントを表明		7 国税庁、相続税法基本通達等の一部改正について公表	4 全国銀行協会、郵政改革に関連する法案骨子の公表について談話を公表
	4 金融庁の「金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)に係る監督指針等及び金融検査マニュアル等の一部改正(案)」に対し意見提出		7 財務省、生保年金に係る最高裁判決(平成22年7月6日)についての野田財務大臣発言概要(抄)を公表	4 全国銀行協会、郵政改革関連法案の閣議決定について談話を公表
	4 IAISの「保険市場へのアクセス拡大における、相互会社、共済、その他の地域社会組織の規制および監督に関する論点書(案)」に対し意見提出		7 国税庁、「遺族が年金形式で受け取る生命保険金に対する所得税の課税の取消しについて」を公表	5 JA共済、郵政改革法案の閣議決定に当たってのJAグループの見解を公表
	4 IAISの「規制上のソルベンシーの目的での資本充分性に関する基準/指針(案)」に対し意見提出		7 国税庁、「財産評価基本通達の一部改正について」通達等のあらましについて公表	5 全国銀行協会、郵政改革を考える民間金融機関の会共同声明を公表
	5 金融庁あて、「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対し意見提出		7 金融庁、「金融税制研究会論点整理」について公表	5 日本公認会計士協会、「銀行等金融機関における金融商品の状況の開示の監査に関する実務指針」を公表
	5 IASBの公開草案「IAS第37号における負債の測定」に対し単独意見提出		8 金融庁、「ベター・レギュレーションの進捗状況について」(第4回)を公表	6 経済同友会、次世代につなげる実効ある少子化対策の実施を～危機意識を高め、直ちに取り組むべし～提言を公表
	5 IASBの公開草案「IAS第37号における負債の測定」に対し共同意見提出		8 金融庁、「金融庁業務継続計画」の策定等について公表	6 経済同友会、わが国の金融・資本市場の活性化の課題～アジアの成長取り込みを自己改革の契機に～提言を公表
	6 「社団法人 生命保険協会SR報告書2010」を発行		8 金融庁、平成23年度税制改正要望について公表	7 最高裁、遺族が年金形式で受取る生命保険金に対する所得税の課税を取り消す判決
	6 平成23年度税制改正に関する要望書を取りまとめ公表		9 金融庁、デリバティブ取引に係る不招請勧誘規制等のあり方を公表	7 生命保険文化センター、「生命保険・相談マニュアル」の全面改訂について公表
	6 IASB公開草案「金融商品：償却原価および減損」に対し意見提出		9 金融庁、紛争解決等業務を行う者の指定について公表	7 経済同友会、市場を活用するソーシャルビジネス(社会性、事業性、革新性)の育成―日本的市民社会の構築に向けて―を公表
	7 「お客さま宛のお知らせ～遺族が年金形式で受け取る生命保険金に対する所得税の課税の取消しについて～」公表		10 国税庁、相続又は贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更等の方向性について文書公表	7 経団連、「新成長戦略」の早期実行を求める―民主導の持続的な経済成長の実現に向けて―を公表
	7 経団連、「2010年度規制改革要望に関する調査」への要望を提出		10 金融庁、「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」の策定を公表	7 経団連、財務報告に関わる
	7 金融庁へ平成23年度税制		10 内閣、郵政改革法案、日本郵政株式会社法案等を国会提出	
			10 国税庁、相続等に係る生命	

年	協 会	業 界	行 政	関 連 事 項
平成22 (2010)	改正要望を提出		保険契約等に基づく年金の 税務上の取扱いの変更を公 表	わが国開示制度の見直しに ついて公表
7	財務省へ平成23年度税制 改正要望を提出			7 経団連、企業の競争力強化 に資する会社法制の実現を 求める～会社法制の見直し に対する基本的考え方～を 公表
7	IASB公開草案「金融負債 に関する公正価値オプション」 に対し意見提出		10 国税庁、「保険年金の所得金 額の計算のためのシステム」 を公表	
7	第48代会長に渡邊光一郎 第一生命社長就任		11 保険業法等の一部を改正す る法律の一部を改正する法 律案、参議院で可決・成立	8 経済同友会、「企業経営に関 するアンケート調査」の結 果―「新・日本流経営」の 進化・発展に向けた指針― を公表
7	経済産業省へ平成23年度 税制改正要望を提出		12 内閣官房、社会保障・税に 関わる番号制度に関する実 務検討会中間整理を公表	8 企業会計基準委員会、「金融 商品会計基準（金融資産の 分類及び測定）の見直しに 関する検討状況の整理」を 公表
8	遺族が年金形式で受取る生 命保険金に対する所得税の 課税の取消しについて、財 務省大臣官房審議官および 国税庁課税部長あてに課税 取扱いの検討に際しての要 望提出		12 金融庁、中小企業金融円滑 化法の期限の延長等につい て、あわせて金融担当大臣 談話を公表	8 日本公認会計士協会他、「非 上場会社の会計基準に関す る懇談会 報告書」を公表
8	欧州保険・年金監督者会議 の「欧州委員会への CEIOPS助言案」に対し意 見提出		12 金融庁、「金融資本市場及び 金融産業の活性化等のため のアクションプラン（中間 案）」に関するヒアリング を開催	9 経団連、企業行動憲章およ び企業行動憲章実行の手引 き（第6版）改定を公表
8	内閣官房あて、「社会保障・ 税に関わる番号制度に関す る検討会中間取りまとめ」 に対し意見提出		12 政府、平成23年度税制改 正大綱を閣議決定	9 在日米国商工会議所、金融 庁の「保険業法施行規則の 一部を改正する内閣府令 （案）」及び「保険会社向け の総合的な監督指針」の一 部改正（案）に対し意見提 出
8	内閣官房あて、「新年金制度 に関する検討会中間まと め」に対し意見提出		12 金融庁、金融資本市場及び 金融産業の活性化等のため のアクションプラン（最終 版）を公表	9 日本損害保険協会、損害保 険調停委員会の再編成につ いて公表
8	総務省の「ICTの利活用を 阻む制度・規制等に対する 意見の募集」に対し意見提 出			10 日本損害保険協会、そんぽ ADRセンターのスタート を公表
8	IAISの「適格性に関する ICP・基準・指針（案）」に 対し意見提出			10 経団連、課題解決型の福利 厚生の実現に向けて報告書 を公表
8	IAISの「2011―2015年戦 略計画および財政見直し （案）」に対し意見提出			10 日本損害保険協会、損保年 金の税務上の取扱いの変更 について公表
8	金融庁の「金融商品取引法 等の一部を改正する法律の 施行に伴う金融庁関係内閣 府令の整備等に関する内閣 府令の一部を改正する内閣 府令（案）等」に対し意見 提出			10 JA共済、「相続等に係る生 命保険契約等に基づく年金 の税務上の取扱いの変更に ついて」を受けたJA共済 の対応について公表
8	経団連の「企業年金に関す る制度改善要望についての 調査」に対し要望提出			11 経団連、企業年金に関する 制度改善要望を公表
9	IASBの公開草案「確定給 付制度：IAS第19号の修正 提案」に対し意見提出			11 経団連、「豊かな国民生活の 基盤としての番号制度の早 期実現を求める」を公表
9	IASBの公開草案「公正価 値測定に関する測定の不確 実性分析の開示」に対し意 見提出			12 生命保険文化センター、「平 成22年度 生活保障に関 する調査」を公表
9	指定紛争解決機関の指定取 得について公表			

年	協 会	業 界	行 政	関 連 事 項
平成22 (2010)	9			
		IASBの公開草案「その他の包括利益の項目の表示 (IAS第1号の修正)」に対し意見提出		
	9			
		IASBの公開草案「財務諸表の表示」のスタッフ案に対し意見提出		
	10			
		「相続又は贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更等の方向性について」に対する協会長コメント公表		
	10			
		「郵政改革関連法案」について協会長コメント公表		
	10			
		IAISの専門委員会におけるオブザーバーヒアリングに対し意見提出		
	10			
		「国民の声 おかしなルールの見直し (国の規制・制度の改革) についての集中受付」に対し要望提出		
	10			
		G20首脳会合に対する共同文書について、各国保険協会と連名で提出		
	10			
		IASB・FASBの共同公開草案「顧客との契約からの収益」に対し意見提出		
	10			
		「欧州委員会への欧州保険・年金監督者会議 (CEIOPS) の助言案」に対し意見提出		
	11			
		FATCAの通知2010-60に対し意見提出		
11				
	経団連の「番号制度に関する共同声明」へ賛同			
11				
	IASBの公開草案「保険契約」に対する意見書提出			
11				
	ASBJの「金融商品会計基準 (金融資産の分類及び測定) の見直しに関する検討状況の整理」に対する意見書提出			
12				
	金融庁の「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令 (案)」等に対し意見提出			
12				
	金融庁の「保険業法第百六条第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として保険会社若しくは保険持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件」の一部を改正する件 (案) に対し意見提出			
12				
	IASB・FASBの共同公開草案「リース」に対し意見提出			
12				
	金融庁の「金融資本市場及			

年	協 会	業 界	行 政	関 連 事 項
平成22 (2010)	<p>び金融産業の活性化等のためのアクションプラン (中間案)」に対し意見提出</p> <p>12 IAISの「ICP23」「ICP7」「ICP18」「ICP19」「ICP20」に対し意見提出</p> <p>12 FATFの「基準の見直し―第4次相互審査に向けた準備」に対し意見提出</p>			
平成23 (2011)	<p>1 新年賀詞交歓会開催</p> <p>1 IASBの意見募集「発効日と経過措置」に対し意見提出</p> <p>2 企業会計基準委員会あて、「包括利益の表示に関する会計基準 (案)」に対し意見提出</p> <p>2 IAISの専門委員会におけるオブザーバーヒアリングに対し意見提出</p> <p>2 金融庁あて、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令 (案)」に対し意見提出</p> <p>2 IFRS財団評議員会あて、「IFRS財団の将来戦略」に対し意見提出</p> <p>3 IASBの公開草案「ヘッジ会計」に対する意見を提出</p> <p>3 「東北地方太平洋沖地震」により被災された皆さまへ・協会長コメント公表</p> <p>3 「東北地方太平洋沖地震」への対応について・協会長コメント公表</p> <p>3 生命保険協会、東北地方太平洋沖地震の被災地への見舞金3億円寄贈を決定</p> <p>3 すべての生命保険会社、地震による免責条項等の不適用を決定</p> <p>3 FSBおよびIAISに対する共同文書を提出</p> <p>3 株式価値向上に向けた取り組みについて公表</p> <p>3 IAISの「国境を越えた保険法人およびグループの破綻処理に関する論点書 (協議案)」に対し意見提出</p> <p>4 災害地域生保契約照会制度の開始について公表</p> <p>4 IASB公開草案の補足「金融商品：減損」に対する意見提出</p> <p>4 金融庁の「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令・主務省令案等」</p>	<p>2 ブルデンシャル・ファイナ ンシャル・インク、エイア イジー・スター生命とAIG エジソン生命の株式取得を 完了</p> <p>2 損保ジャパンひまわり生命 と日本興亜生命、合併に関 する基本事項について公表</p> <p>3 富士生命、チャータイス・ ジャパンLLCによる富士火 災の株式公開買付結果につ いて公表</p> <p>4 アリコジャパン、メットラ イフ アリコにブランド名 変更</p> <p>4 三井住友海上メットライフ 生命、三井住友海上プライ マリー生命に社名変更</p> <p>6 日本興亜生命と損保ジャパ ンひまわり生命、合併公告</p> <p>9 アリアンツ生命、2012年1 月1日より保険商品の新規 取扱休止を公表</p> <p>9 メットライフ アリコ、日本 法人への移行の決定を公表</p> <p>10 損保ジャパンひまわり生命 と日本興亜生命合併、NKJS ひまわり生命に</p> <p>10 三井住友海上きらめき生命 とあいおい生命合併、三井 住友海上あいおい生命に</p> <p>10 AIGエジソン生命、ジブラ ルタ生命、エイアイジー・ スター生命、合併契約の締 結を公表</p>	<p>1 財務省、所得税法等の一部 を改正する法律案を国会提 出</p> <p>3 金融庁、第25回金融審議 会総会・第13回金融分科 会合同会合開催</p> <p>3 内閣府特命担当大臣 (金 融)・日本銀行総裁、「平成 23年 (2011年) 東北地方 太平洋沖地震にかかる災害 に対する金融上の措置につ いて」公表</p> <p>3 金融庁、「犯罪による収益の 移転防止に関する法律施行 規則の一部を改正する命 令」を公表</p> <p>3 金融庁、金融機関の相談窓 口一覧を公表</p> <p>3 金融庁、「財務報告に係る内 部統制の評価及び監査の基 準並びに財務報告に係る内 部統制の評価及び監査に関 する実施基準の改訂に関す る意見書」を公表</p> <p>3 金融庁、「平成23年 (2011年) 東北地方太平洋沖地震にか かる災害等を踏まえた検 査・監督・規制上の対応に ついて」を公表</p> <p>4 国民生活センター、「震災に 関連する悪質商法110番」 の受付状況 (第1報) ―開 設後一週間のまとめ―を公 表</p> <p>4 「東日本大震災の被災者等 に係る国税関係法律の臨時 特例に関する法律」、公布・ 施行</p> <p>4 金融庁、「保険業法施行規則 第七十三条第一項第二号の 規定に基づき、平成二十三 年三月三十一日を末日とす る事業年度に係る支払備金 として積み立てる金額の特 例を定める件」 (特例告示) を公表</p> <p>5 金融庁、IFRS財団モニタ リング・ボードとIFRS財</p>	<p>1 経済同友会、2020年の日 本創生 ―若者が輝き、世界 が期待する国へ―を公表</p> <p>1 経団連、「社会保障・税に関 わる番号制度についての基 本方針の主要論点」につ いて公表</p> <p>1 全国銀行協会、日本公認会 計士協会ならびに企業会計 基準委員会、IASBの意見 募集「発効日と移行方法」 に対し意見提出</p> <p>2 全国銀行協会金融調査研究 会、「超高齢社会における社 会保障・財政のあり方」を 公表</p> <p>2 経済同友会、法制審議会「会 社法制部会」への意見を公 表</p> <p>3 経団連、国民生活の安心基 盤の確立に向けた提言―社 会保障と税・財政の一体改 革に向けて―を公表</p> <p>3 日本損害保険協会、3月28 日 (月) から「地震保険契 約会社照会センター」開設 を公表</p> <p>3 経済同友会、人間としての 尊厳を尊重した医療・福祉 ビジネスの発展―持続可能 な社会の実現に向け、求め られる国民価値観の変化― を公表</p> <p>4 全国銀行協会、一般社団法人 全国銀行協会の発足につ いて公表</p> <p>4 経済同友会、グローバル時 代のCSR―変化する社会の 期待に応え、競争力を高め る―を公表</p> <p>4 経済同友会、震災後の経済 情勢・企業業績への影響に 関するアンケート調査結果 を公表</p> <p>4 生命保険文化センター、「ラ イフプランガイドWEB」 開設を公表</p> <p>4 全国銀行協会、「東日本大震</p>

年	協会	業界	行政	関連事項
平成23 (2011)	に対する意見提出		団評議員会の共同声明について公表	災・福島原子力発電所事故への対応に関する要望」について公表
4	IFRS財団モニタリング・ボード「IFRS財団のガバナンス改革に関する市中協議文書」に対する意見提出		5 金融庁、改正保険業法における認可特定保険業者についてQ&Aを公表	4 経団連、本年夏の電力需給対策に関する懇談会（配布資料）を公表
4	IAISの「保険コアプリンシプル、基準、指針および評価方法（協議案）」に対する意見提出		5 金融庁、経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係るフィールドテストの結果を公表	4 経済同友会、「競争」に向き合い、「挑戦」をエンカレッジする社会を目指して～“世界と伍して未来を開く”経済成長戦略～を公表
4	経団連「東日本大震災にかかる規制改革要望に関する調査」への要望提出		5 金融庁、「『平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての金融検査マニュアル・監督指針の特例措置及び運用の明確化について』に関するよくあるご質問（FAQ）」を公表	4 経済同友会、わが国の電子政府推進政策の検証と今後の取り組むべき課題を公表
4	ASBJの「金融商品会計基準（金融負債の分類および測定）の見直しに関する検討状況の整理」に対する意見提出		5 金融庁、銀行等による保険募集に関する関係者等からのヒアリングを開催	4 日本損害保険協会、「東日本大震災に関する損保業界の取り組み状況について」公表
4	経団連「電力対策自主行動計画にかかる規制改革要望および政策支援要望に関する調査」への要望提出		6 法務省、東日本大震災で被災された方で御遺体が発見されていない方についても死亡届を市区町村に提出できる旨を公表	4 経団連、東日本大震災にかかる規制改革要望を公表
4	保険料払込猶予期間の再延長等の実施について公表		6 金融庁、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令等を公表	5 日本損害保険協会、地震保険以外の契約会社照会についてもホームページからの照会受付開始を公表
4	金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対する意見提出		6 「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第82号）公布	5 経団連、東日本大震災にかかる規制改革要望（第2弾）を提出
5	生命保険業界の電力需要抑制に関する自主行動計画（第二次）を策定		6 政府・与党社会保障改革検討本部、「社会保障・税一体改革成案」および「社会保障・税番号大綱」を決定	6 経団連、社会保障と税の一体改革に対する意見を公表
6	番号制度を通じた生命保険事業におけるICTの利活用について公表		6 金融庁、委託調査に係る報告書「主要国の保険制度に関する調査」を公表	6 全国銀行協会、確定拠出年金制度に関する改善要望を公表
6	米国の外国口座税務コンプライアンス法に関する意見募集に対し意見を提出		7 金融庁、銀行等による保険募集に係る弊害防止措置等の見直しについて公表	6 経済同友会、政策運営の予見可能性と市場規律の回復を改めて求める～震災を乗り越え、世界から選ばれる日本へ～提言を公表
6	平成24年度税制改正に関する要望について公表		7 金融庁、IAISによる「国際的に活動する保険グループの監督のための共通の枠組みに関する概念書」について公表	6 日本アクチュアリー会、経済価値ベースのソルベンシー基準についての検討体制強化について公表
6	「社団法人 生命保険協会 SR報告書2011」を発行		7 金融庁、「利用者相談室満足度調査」の結果を公表	7 国民生活センター、契約時に虚偽の告知を勧め後に保険金の支払いを拒む保険会社（相談事例と解決結果）を公表
6	未成年者生保支援ネットワークの創設について公表		7 日本銀行、BIS・CGFS報告書「保険会社及び年金基金の債券投資戦略」について公表	7 信託協会、「社会保障・税番号大綱」に関する意見を公表
6	「生命保険業界における反社会的勢力への対応指針」を策定		7 金融庁、東日本大震災に係	8 信託協会、「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」に関する意見の提出について公表
7	法務省の「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」に対する意見提出			8 信託協会、「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」に関する意見の提出について公表
7	平成24年度税制改正に関する要望について公表			8 全国銀行協会、「社会保障・税番号大綱」に対する意見の提出について公表
7	経団連へ「2011年度規制改革要望に関する調査」の要望を提出			8 信託協会、パブリックコメ
7	第49代会長に筒井義信日本生命社長就任			
7	IAISオブザーバーヒアリングヘトピックを提出			

年	協 会	業 界	行 政	関 連 事 項	
平成23 (2011)	7	IFRS財団の「評議員会の戦略レビュー報告書」に対する意見提出		る保険金・共済金の支払い見込み額、支払い実績等について公表	ントへの意見（企業年金に係る財政運営基準等の見直し）の提出について公表
	8	「社会保障・税番号大綱」に対し意見提出	7	厚生労働省、死因究明に資する死亡時画像診断の活用に関する検討会報告書について公表	8 全国銀行協会、「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に対する意見の提出について公表
	8	OECDの金融消費者保護に関するG20ハイレベル原則草案に対し共同意見提出	8	「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」公布	8 全国銀行協会、「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」に対する意見の提出について公表
	8	IAISの「国際的に活動する保険グループの監督のための共通の枠組みコンセプト・ペーパー」に対し意見提出	8	金融庁、「『平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての金融検査マニュアル・監督指針の特例措置及び運用の明確化について』に関するよくあるご質問（FAQ）」の追加について公表	10 IAIS、年次総会において、改訂版ICPsを採択
	9	FSBの協議文書「システム上重要な金融機関の実効的な破綻処理—提言およびタイムライン」に対し共同意見書提出	9	金融庁、三井住友海上きらめき生命及びあいおい生命の合併を認可	10 信託協会、「パブリックコメントへの意見（企業年金に係る財政運営基準等の見直し）について」を公表
	9	IAISの専門委員会におけるオブザーバーヒアリングに対し意見提出	9	金融庁、損保ジャパンひまわり生命及び日本興亜生命の合併を認可	11 日本公認会計士協会、業種別委員会研究報告第4号「生命保険会社における任意監査の監査報告書の文例について」の改正を公表
	9	EIOPAの諮問書No.5「EIOPA報告書案：ソルベンシーⅡ指令第172条に関する日本の監督システムの同等性評価」に対し意見提出	9	金融庁、平成24年度税制改正要望を公表	12 郵政改革を考える民間金融機関の会 共同声明を公表
	9	「国民の声 国の規制・制度に関する意見の集中受付」に対し要望提出	9	金融庁、租税特別措置等に係る政策評価について公表	12 経団連、環境自主行動計画〔温暖化対策編〕2011年度フォローアップ結果を公表
	10	IASB公開草案「IFRS第9号の強制発効日」に対し意見提出	10	環境省、「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」のとりまとめについて公表	12 経済同友会、2012年度副代表幹事 推薦候補者の内定について公表
	11	生命保険業界の電力需要抑制に関する自主行動計画（第四次）制定	10	金融庁、「基礎から学べる金融ガイド 身につけよう金融知識」及び同ガイドブック「講師用指導マニュアル」について公表	12 IASB、強制発効日を2013年1月1日から2015年1月1日に延期するIFRS第9号「金融商品」の修正を公表
	11	被災地へ福祉巡回車寄贈を公表	12	金融庁、金融審議会「保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループ」報告書を公表	
	11	IASBの意見募集「アジェンダ協議2011」に対する意見書提出	12	金融庁、ジブラルタ生命、AIGエジソン生命及びエイアイジー・スター生命3社の合併認可を公表	
12	筒井会長、「郵政改革関連法案」について協会長コメントを表明	12	政府、平成24年度税制改正大綱を閣議決定		
12	消費者庁の「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」に対し意見提出	12	金融庁、「業務継続計画」の改定を公表		
			12	金融庁、金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書を公表	
			12	金融庁、業務改善命令を発出した生命保険会社10社	

年	協 会	業 界	行 政	関 連 事 項
平成23 (2011)			の改善状況について公表 12 内閣府特命担当大臣、銀行等保有株式取得機構及び生命保険契約者保護機構について記者会見で公表	
平成24 (2012)	<p>1 新年賀詞交歓会開催</p> <p>2 IAISのオブザーバーヒアリングおよびComFrameダイアログへの意見を提出</p> <p>2 「貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（案）」等に対する意見を提出</p> <p>2 東日本大震災対応に関するテレビCMの放映について公表</p> <p>3 IASB改訂公開草案「顧客との契約から生じる収益」に対する意見を提出</p> <p>3 「消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令案及び消費生活協同組合法施行規程の一部を改正する告示案」に対する意見を提出</p> <p>3 株式価値向上に向けた取り組みについて公表</p> <p>3 ジョイント・フォーラムの協議報告書「金融コングロマリットの監督のための原則」に対する意見を提出</p> <p>3 「保険会社に係る検査評定制（保険検査評定制）（案）」に対する意見を提出</p> <p>3 全国地方事務局長会議開催</p> <p>3 筒井会長、郵政民営化法改正案について協会長コメントを表明</p> <p>4 メットライフアリオ生命、新規入会</p> <p>4 ホームページのリニューアルについて公表</p> <p>4 IFIAの構造及び運営ルールに関する中間案に対し意見提出</p> <p>4 金融庁の「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正（案）等に対し意見提出</p> <p>4 平成24年度消費者庁主催「消費者支援功労者表彰」における「内閣府特命担当大臣表彰」の受賞について</p>	<p>1 AIG エジソン生命、ジブラルタ生命、エイアイジー・スター生命の3社合併、新「ジブラルタ生命」に</p> <p>2 ライフネット生命、東京証券取引所マザーズ市場への上場承認を公表</p> <p>2 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支店、メットライフアリオ生命の生命保険業免許取得を公表</p> <p>3 ライフネット生命、東証マザーズ上場</p> <p>4 メットライフアリオ生命、アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支店から日本法人として営業開始</p> <p>8 ライフネット生命、アドバンスクリエイトとの資本業務提携合意を公表</p>	<p>1 国税庁、新生命保険料控除制度の取扱いについて文書回答</p> <p>1 金融庁、第26回金融審議会総会・第14回金融分科会合同会合開催</p> <p>1 金融庁、保険業法等の一部を改正する法律案を国会に提出</p> <p>2 国税庁、「所得税基本通達の制定について」の一部改正について通達</p> <p>2 内閣官房、マイナンバー法案及び関係法律の整備等法案を閣議決定・国会提出</p> <p>2 政府、「社会保障・税一体改革大綱」を閣議決定</p> <p>2 厚生労働省、AIJ投資顧問に運用を委託していた厚生年金基金等について公表</p> <p>2 金融庁、メットライフアリオ生命に生命保険業の免許を付与</p> <p>3 郵政民営化委員会、郵政民営化の進捗状況についての総合的な見直しに関する意見を提出</p> <p>3 金融庁、銀行窓販に関する保険法令解釈事例集の改定を公表</p> <p>3 保険業法等の一部を改正する法律（案）、参議院で可決・成立（3月31日平成24年法律第23号公布）</p> <p>4 金融庁、「保険業法施行令の一部を改正する政令」を公表</p> <p>4 第27回金融審議会総会・第15回金融分科会合同会合開催</p> <p>4 国民生活センター、「銀行窓口で勧誘された一時払い終身保険に関するトラブル」を公表</p> <p>4 国税庁、法人が支払う「がん保険」（終身保障タイプ）の保険料の取扱いについて（法令解釈通達）、「法人契約の『がん保険（終身保障タイプ）・医療保険（終身保障タイプ）』の保険料の取扱いについて」（法令解釈通</p>	<p>1 信託協会、「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」に関する意見を公表</p> <p>1 三菱総合研究所、国・自治体の復旧・復興支援制度の検索サービス「復旧・復興支援制度データベース」運用開始を公表</p> <p>1 経団連、「会社法制の見直しに関する中間試案」に対する意見を公表</p> <p>1 信託協会、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案（仮称）」等に関する意見を公表</p> <p>1 経済同友会、法制審議会会社法制部会「会社法制の見直しに関する中間試案」への意見を公表</p> <p>2 日本損害保険協会、「貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」等に関する意見を提出</p> <p>2 全国銀行協会、銀行による保険窓販に関する消費者アンケート調査結果を公表</p> <p>2 日本損害保険協会、「損害保険業務等にかかる紛争解決等業務に関する業務規程」等の一部改正とそんぽADRセンターの窓口全国拡大を公表</p> <p>2 日本商工会議所、集团的消費者被害回復に係る訴訟制度創設に対する意見を提出</p> <p>3 経団連、災害に強い経済社会の構築に向けて～企業・経済界の取り組みと行政に求められる対応～を公表</p> <p>3 日本アクチュアリー会、「生命保険会社の保険計理人の実務基準」の改正を公表</p> <p>3 経済同友会、次世代へ誇れる番号制度システムの実現を～国益>国民益>政治家益・省益・企業益～提言を公表</p>

年	協 会	業 界	行 政	関 連 事 項
平成24 (2012)	公表		達)の一部改正(案)等に対する意見募集の結果、ならびに同一部改正について(法令解釈通達)公表	3 全国銀行協会他各金融関係団体、郵政民営化法改正案の国会提出についてニュースリリースを公表
4	「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律」の成立について協会長コメントを表明		5 金融庁、金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」の「我が国金融業の中長期的な在り方について(現状と展望)」を公表	4 日本損害保険協会、一般社団法人日本損害保険協会の発足について公表
4	FATCA暫定規則に対し意見提出		5 厚生労働省、第21回生命表(完全生命表)の概況を公表	4 経団連、提言「イノベーション立国・日本」構築を目標してを公表
5	FATCAの暫定規則に対しIFIA共同意見提出		6 金融庁・財務省・国税庁、FATCA実施円滑化と国際的税務コンプライアンス向上のための政府間協力枠組みに関する日米当局共同声明を公表	4 全国銀行協会、「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律」の成立についてコメントを公表
5	IFIAの構造および運営ルール案に対し共同意見提出		7 金融庁、企業会計審議会の「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方についてのこれまでの議論(中間的論点整理)」を公表	4 全国銀行協会、FATCAのREG-121647-10に対する意見書を公表
5	消費者庁平成24年度「消費者支援功労者表彰」表彰式に内閣府特命担当大臣表彰受賞者として筒井協会長出席		7 第28回金融審議会総会・第16回金融分科会合同会合開催	5 日本証券業協会、FATCAに関する米国財務省規則案に対する意見について公表
6	平成25年度税制改正に関する要望について公表		7 金融庁、「住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令」等を公表	5 経済同友会、政策提言活動「医療・福祉の質向上と経済成長の二兎を追うー医療・福祉ビジネス3つの具体的行動一」を公表
6	「社団法人 生命保険協会SR報告書2012」の発行について公表		7 厚生労働省、適格退職年金の移行促進について公表	5 日本公認会計士協会、プレスリリース「年金資産の消失事案を受けての監査及び会計の専門家として提言」を公表
6	「生命保険各社の苦情受付状況・保険金等お支払情報」を公表		8 消費者庁、「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」についての意見募集に対する主な意見の概要及び意見に対する消費者庁の考え方について公表	5 企業会計基準委員会、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」を公表
6	国土交通省の「平成25年度税制改正要望に係る御意見の募集について」に対し意見提出		8 金融庁、平成24事務年度監督方針及び検査基本方針等を公表	5 経済同友会、投資マネーの循環により経済成長を促すー同友会版ISAの導入と資本市場による規律づけの強化ーを公表
7	平成25年度税制改正に関する追加要望について公表		8 金融庁、「金融庁業務継続計画」の改定について公表	5 日本公認会計士協会、業種別委員会研究報告第9号「年金資産の運用に関連する会計監査業務等の状況に係る研究報告」を公表
7	金融庁に平成25年度税制改正に関する要望提出		9 金融庁、保険会社に対するERMヒアリングの結果を公表	5 経済同友会、「意思決定ボード」のダイバーシティに向けた経営者の行動宣言ー競争力としての女性管理職・役員の登用・活用ーを公表
7	総務省に平成25年度税制改正に関する要望提出		9 金融庁、平成25年度税制改正要望について公表	6 経済同友会、社会益共創企業への進化ー持続可能な社会と企業の相乗発展を目指してー提言を公表
7	経済産業省に平成25年度税制改正に関する要望提出		9 法務省法制審議会、「会社法制の見直しに関する要綱」を法務大臣に答申	6 全国銀行協会、確定拠出年金制度に関する改善要望を
7	第50代会長に松尾憲治明治安田生命社長就任		9 政府税制調査会、平成25年度税制改正要望を公表	
7	厚生労働省に平成25年度税制改正に関する要望提出			
7	IAISの公開協議文書「グローバルにシステム上重要な保険会社：評価方法案」に対し意見提出			
8	「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見(案)」に対し意見提出			
8	「平成25年度財務省税制改正に関する要望の募集」に対し要望提出			
8	IAISの「ICP9監督上のレビューおよび報告の改訂ドラフト」に対し意見提出			
8	IAISの「包括的保険市場を支援する規制および監督に関する適用文書」に対し意見提出			

年	協 会	業 界	行 政	関 連 事 項
平成24 (2012)	8 IAISの「国際的に活動する保険グループ監督のための共通の枠組み (ComFrame) に係る作業ドラフト」に対し意見提出		9 金融庁、官民ラウンドテーブルを開催	6 公表
	9 年金資産消失問題を契機とした生命保険協会としての自主的な取り組みについて公表		9 金融庁、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」等を公表	6 全国銀行協会、「FATCA実施の円滑化と国際的な税務コンプライアンスの向上のための政府間協力の枠組みに関する米国及び日本による共同声明」についてコメントを公表
	9 IFRS財団意見募集「デュープロセスハンドブックの改正」に対し意見提出		10 金融庁、犯罪収益移転防止法の留意事項を公表	7 全国銀行協会、「日本郵便株式会社法第2条第2項（銀行窓口業務）及び同条第3項（保険窓口業務）関係省令の改正案並びに簡易な貯蓄等の役務のうち国民生活に定着しているものに係る告示案」に対する意見の提出について公表
	9 集団的消費者被害回復に係る訴訟制度案に対し意見提出		11 金融庁、金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議の設置について公表	7 日本公認会計士協会、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」等の公表に対する当協会の今後の対応について公表
	9 「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見」について協会長コメントを公表		11 郵政民営化委員会、株式会社かんぽ生命保険の新規業務（学資保険）に関する意見を金融庁及び総務省に提出	8 信託協会、「パブリックコメントへの意見（厚生年金基金規則及び『厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン（通知）等に関するQ&A』を公表
	9 GFIAへの加盟を決定		11 金融庁及び総務省、株式会社かんぽ生命保険における新規業務の認可について公表	8 信託協会、「パブリックコメントへの意見（確定給付企業年金法施行規則等の見直し）について（8/10、22）」を公表
	9 かんぽ生命保険の学資保険の改定に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集に対し意見提出		12 内閣府、不動産・インフラ投資市場活性化方策に関する有識者会議報告書を公表	8 信託協会、「パブリックコメントへの意見（厚生年金基金規則及び『厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン（通知）等の一部改正について』）」を公表
	9 金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」等の改正案に対し意見提出		12 厚生労働省、「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン（通知）等に関するQ&A」を公表	8 信託協会、「パブリックコメントへの意見（確定給付企業年金法施行規則等の見直し）について（8/10、22）」を公表
	10 金融庁のAIJ投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用に係る規制・監督等の見直し（案）に対し意見提出		12 金融庁、金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」最終報告を公表	8 経済同友会・全国銀行協会等、「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見（案）」に対し意見提出
	10 郵政民営化委員会(第85回)の「株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の新規業務の認可申請について」意見募集の結果の報告及び意見提出者からヒアリングに意見陳述		12 金融庁、金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書を公表	9 信託協会、「年金資産消失問題を契機とした信託協会の自主的な取り組みについて」公表
	10 「日本郵政グループの株式上場等」について協会長コメントを公表			9 日本証券業協会、「コベナンツモデル（参考モデル）」を公表
	11 金融庁のAIJ投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用に係る保険業法施行規則等改正案に対し意見提出			9 生命保険文化センター、「平成24年度 生命保険に関する全国実態調査（速報版）」をまとめる
	11 「かんぽ生命保険の新規業務（学資保険の改定）に関する郵政民営化委員会の意見」について協会長コメントを公表			9 全国銀行協会、「ゆうちょ銀行の個人向け貸付け、損害保険募集、法人向け貸付けに関する郵政民営化委員会の調査審議」に対し意見提出
	11 「国民の声 国の規制・制度に関する意見の集中受付」に対し意見提出			9 IASB、保険契約の提案について対象を絞った再公開
	12 金融庁の「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部改			

年	協 会	業 界	行 政	関 連 事 項
平成24 (2012)	<p>正（案）」に対し意見提出</p> <p>12 IAISの公開協議文書「グローバルにシステム上重要な保険会社：政策措置案」に対し意見提出</p> <p>12 IAISの公開協議文書「グローバルにシステム上重要な保険会社：政策措置案」に対しGFIA意見提出</p>			<p>を決定</p> <p>10 信託協会、「AIJ 事案を踏まえた見直し（案）に関する意見」を提出</p> <p>10 GFIA、設立総会開催</p> <p>10 IAIS、G-SIIsの政策措置に関する市中協議文書を公表</p> <p>10 FATF2012年10月会合、「FATF 声明」及び「国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善：継続プロセス」に関する文書を採択及び公表</p> <p>11 信託協会、金融庁のAIJ 投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用に係る「金融商品取引業等に関する内閣府令」等改正案に対し意見提出</p> <p>11 日本公認会計士協会、金融庁のAIJ 投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用に係る「金融商品取引業等に関する内閣府令」等改正案に対し意見提出</p> <p>11 経団連、社会保障制度改革のあり方に関する提言を公表</p> <p>11 日本商工会議所、「民法（債権法）改正に対する商工会議所の意見」を提出</p> <p>12 GFIA、ウェブサイト開設</p> <p>12 郵政民営化を考える民間金融機関の会、共同声明を公表</p> <p>12 日本アクチュアリー会、「退職給付会計に関する数理実務基準」及び、「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」を公表</p>
平成25 (2013)	<p>1 新年賀詞交歓会開催</p> <p>1 日本公認会計士協会の「我が国の年金資産に対する監査手続きに関する研究報告（中間報告）（案）」に対し意見提出</p> <p>1 金融安定理事会の市中協議文書「シャドーバンキングの規制と監視の強化」に対し意見提出</p> <p>1 IAISのComFrameダイアログに対しGFIA意見提出</p> <p>1 IAISのComFrameダイアログに対し意見提出</p> <p>1 日本公認会計士協会の「我が国における年金基金に対</p>	<p>4 アイリオ生命、楽天生命に商号変更</p> <p>4 富士生命、AIG 富士生命に商号変更</p> <p>4 ライフネット生命、Swiss Re社と業務提携契約締結を公表</p> <p>5 ネクスティア生命、アクサダイレクト生命に社名変更</p> <p>7 アメリカンファミリー生命、日本郵政株式会社との業務提携について合意</p> <p>7 英国ブルーデンシャル plc、日本のピーシーエー生命全株式のSBIホールディングス株式会社への譲渡を発表</p> <p>9 大同生命とアフラックとの</p>	<p>1 国民生活センター、生命保険契約約款の保険料不払失効条項と消費者契約法10条（消費者問題の判例集）を公表</p> <p>1 金融庁、金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」報告書を公表</p> <p>1 政府、平成25年度税制改正大綱を閣議決定</p> <p>2 内閣官房、「新型インフルエンザ等対策有識者会議 中間とりまとめ」を公表</p> <p>2 法務省、法制審議会民法（債権関係）部会第71回会議</p>	<p>1 全国銀行協会、金融安定理事会「シャドーバンキングの規制と監視の強化：シャドーバンキング主体の監視及び規制の強化のための政策枠組み」に係る市中協議に対するコメントを公表</p> <p>1 日本公認会計士協会、IFRS 財団「会計基準アドバイザー・フォーラム設置の提案」に対する意見を公表</p> <p>1 経団連、今後の企業年金制度のあり方を公表</p> <p>2 経団連、「企業の事業活動の継続性強化に向けて」提言を公表</p> <p>2 日本証券業協会、厚生労働</p>

年	協 会	業 界	行 政	関 連 事 項
平成25 (2013)	する監査に関する研究報告(仮)に対し意見提出	法人会におけるがん保険販売に関する業務提携について公表	で「民法(債権関係)の改正に関する中間試案」を決定	省に対する「確定拠出年金の制度改善提案」の提出について公表
2	「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等に対し意見提出	9 MS&ADインシュアランスグループホールディングス、三井住友海上火災保険、あいおいニッセイ同和損害保険および三井住友海上あいおい生命保険、持株会社傘下の保険会社の機能別再編について公表	2 第29回金融審議会総会・第17回金融分科会合同会合開催	2 経済同友会、「民法(債権関係)改正に関する意見—法制審議会民法(債権関係)部会における2012年末までの議論を受けて—」を公表
3	インドの外資出資比率規制に対しGFIA意見を提出	10 東京海上ホールディングス、東京海上日動あんしん生命と東京海上日動フィナンシャル生命の合併について公表	3 政府、番号法案及び関係法律の整備等法案を閣議決定・国会提出	2 日本公認会計士協会、会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」及び「退職給付会計に関するQ&A」の廃止について公表
3	日本公認会計士協会「年金基金に対する監査に関する研究報告」(公開草案)に対し意見提出	11 INGグループ、INGインシュアランスのINGグループからの分離・独立にアイエヌジー生命を含めることを発表	3 総務省、国立国会図書館東日本大震災アーカイブ(ひなぎく)の公開を公表	3 信託協会、「パブリックコメントへの意見(『厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて』(通知)の一部改正)について」を公表
3	日本公認会計士協会「年金資産に対する監査手続に関する研究報告」(公開草案)に対し意見提出		3 金融庁、「『金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議』における議論の取りまとめ」を公表	3 日本損害保険協会、インドの外資出資規制に関する意見書に参加を公表
3	株式価値向上に向けた取り組みについて公表		3 金融庁、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令等を公表	3 日本アクチュアリー会、「退職給付会計に関する数理実務基準」及び「退職給付会計に関する数理実務ガイドランス」の改定を公表
3	BCBSおよびIOSCOによる「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に係る『第二次市中協議文書』」に対し意見提出		4 「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」国会提出	3 全国銀行協会、銀行による保険窓販に関する消費者アンケート調査結果を公表
3	犯罪死の見逃し防止に向けた警察との共同取り組みについて公表		4 金融庁、平成24事務年度監督方針及び検査基本方針の改正を公表	3 経団連他、日本における集団訴訟制度に関する緊急提言を公表
3	「『金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議』における議論の取りまとめ」の公表を受けた対応等について公表		4 金融庁、金融経済教育研究会報告書を公表	3 経済同友会、「社会保障制度改革国民会議」に向けての意見書を公表
3	全国地方事務局長会議開催		5 金融庁、業界団体や政府系金融機関等と第2回官民ラウンドテーブルを開催	4 日本アクチュアリー会、公益社団法人へ移行
3	国際会計基準審議会の公開草案「分類及び測定:IFRS第9号の限定的修正」に対し意見を提出		5 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)及び整備法公布	4 日本損害保険協会、消費者庁主催平成25年度「消費者支援功労者表彰」の「ベスト消費者サポーター章」を授章
4	インド生命再保険規則の改正に対しGFIA意見提出		6 第30回金融審議会総会・第18回金融分科会合同会合開催	4 日本商工会議所、「民法(債権関係)の改正に関する中間試案」に対し意見提出
4	「規制改革ホットライン」に対し要望提出		6 金融庁・財務省・国税庁、米国のFATCA実施円滑化等のための日米当局の相互協力・理解に関する声明を公表	4 全国銀行協会、「『平成24年度活動報告』の取り纏めについて(短期金融市場取引活性化研究会)」公表
5	「社会保障制度改革国民会議の審議のための意見募集」に対し意見提出		6 金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」報告書を公表	5 経団連、質の高い日中韓
5	「新型インフルエンザ等対策政府行動計画(案)」に対し意見提出		6 政府、「TPP協定交渉に係る意見提出等のための業界団体等への説明会」を開催	
5	「東日本大震災における生命保険業界の対応と次の一歩」を公表		6 金融商品取引法等の一部を改正する法律公布	
6	「超高齢社会における生命保険サービスについて～高齢者対応の向上～」を公表		6 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正	
6	民法(債権関係)の改正に関する中間試案に対し意見提出			
6	平成26年度税制改正に関する要望について公表			
6	「社団法人 生命保険協会			

年	協会	業界	行政	関連事項
平成25 (2013)	SR報告書2013」の発行について公表		する法律公布	FTAならびにRCEPの早期実現を求める提言を公表
6	自主ガイドラインにおける会員各社の取組状況（第7回）をとりまとめ公表		6 金融庁、金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令を公表	5 東京商工会議所、「人口政策に関する意見書」を公表
6	経団連の「TPPに関するアンケート」に対し意見提出		8 政府TPP対策本部、業界団体等から提出された意見等を公表	5 経団連、地方法人課税のあり方について公表
6	「生命保険各社の苦情受付状況・保険金等お支払情報」を公表		8 経済産業省、「企業報告ラボ」プロGRESS・レポートを公表	5 経済同友会、「成長戦略」と「骨太方針」に向けた緊急提言を公表
6	欧州における金融取引税の導入に対しGFIA意見提出		8 内閣府、「消費者契約法に関する調査作業チーム」論点整理の報告を公表	5 経団連、日本経済再生に向けた基盤整備について公表
7	募集文書の簡素化・わかりやすさ実現に向けた取組みについて公表		8 金融庁、金融庁の平成26年度税制改正要望を公表	5 経団連、財政健全化と効率的な財政運営に向けて提言を公表
7	IASB公開草案「金融商品—予想信用損失」に対し意見提出		8 金融庁、検査評定結果の分布状況を公表	6 経済同友会、「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」に対する意見を公表
7	TPP政府対策本部「我が国のTPP交渉参加に関する御意見・御要望・情報等の収集について」に対し意見提出		8 金融庁、租税特別措置等に係る政策評価について公表	6 経団連、今後のわが国の企業会計制度に関する基本的考え方～国際会計基準の現状とわが国の対応～を公表
7	第51代会長に佐藤義雄住友生命社長就任		9 金融庁、保険会社に対するERMヒアリングの実施とその結果概要を公表	6 経団連、「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」に対する提言を公表
7	厚生労働省に平成26年度税制改正に関する要望提出		9 金融庁、平成25事務年度監督方針及び金融モニタリング基本方針等を公表	6 GFIA、ローマで総会開催
8	インド外資出資比率規制に対しGFIA意見提出		9 第31回金融審議会総会・第19回金融分科会合同会合開催	6 全国銀行協会、民法（債権関係）の改正に関する中間試案に対する意見を公表
8	IAISの「支店による国境を越えた事業運営の監督に関する論点書」に対しGFIA意見提出		9 内閣官房、公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会議の中間論点整理を公表	6 日本証券業協会、民法（債権関係）の改正に対する意見提出を公表
8	IAISの「保険契約者保護制度に関する論点書」に対し意見提出		11 総務省、地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書を公表	7 経済同友会、「法人実効税率25%への引き下げの道～成長戦略を強固にする税制～」提言を公表
8	IAISの「保険契約者保護制度に関する論点書」に対しGFIA意見提出		11 金融庁、「IFRS対応方針協議会」及びIFRSの任意適用の積上げについて公表	7 金融安定理事会、グローバルなシステム上重要な保険会社当初リスト及び関連する政策措置等を公表
8	G20に対しGFIAレター提出		11 内閣官房、公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会議報告書を公表	8 日本損害保険協会、IAISが実施したマネーロンダリング対策・テロ資金供与対策に関するパブリックコメントに意見書を提出
9	IASBの公開草案「リース」に対しASBJあて意見提出		11 金融庁、「金融庁の1年（平成24事務年度版）」について公表	9 企業会計基準委員会、IASBの改訂公開草案「リース」に対するコメントを提出
9	IASBの公開草案「リース」に対しIASBあて意見提出		12 金融庁と財務省、「金融・資本市場活性化に向けての提言」を公表	9 生命保険文化センター、「平成25年度 生活保障に関する調査（速報版）」を公表
9	FSBの「実効的なリスク選好枠組みに関する諸原則」に対しGFIA意見提出		12 日本当局（金融庁、財務省、国税庁等）、及び、米国財務省、米国のFATCA実施円滑化等のための日米当局の相互協力・理解に関する声明の一部を修正する追加的声明を公表	9 日本公認会計士協会、監査基準委員会研究報告第2号「金融商品の監査における特別な考慮事項」を公表
10	ジョイント・フォーラムの協議文書「保険、銀行および証券業界における販売時の情報開示」に対しGFIA意見提出		12 政府、平成26年度税制改	10 IAIS、国際的に活動する保険グループに国際資本基準

年	協 会	業 界	行 政	関 連 事 項
平成25 (2013)	10 IASBの公開草案「保険契約」に対し意見提出		正の大綱を閣議決定	の2016年策定を公表
	10 内閣府の規制改革ホットライン集中受付に対し要望提出		12 金融庁、金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書を公表	10 日本損害保険協会、FSBの「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」関連文書に係る意見提出
	11 消費者との相互理解促進に向けた取組みについて（消費者理解をサポートする「全世代対応型パッケージ」の構築）公表		12 金融庁、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みの推進について公表	10 経団連、企業年金税制に関する重点要望を公表
	11 反社会的勢力との関係遮断に向けた今後の取組みについて公表		12 金融庁、みずほ銀行等における反社等の問題を踏まえた今後の検査について公表	10 経団連、社会保障制度改革の推進に向けてを公表
	11 FSBの「シャドバンキングの監視と規制の強化」に関する政策提言に対し意見提出			10 GFIA、台北で総会開催
	11 インド外資出資比率規制に対しGFIA 意見提出			10 日本損害保険協会および日本公認会計士協会、IASBの公開草案「保険契約」に対し意見提出
	11 IAISの「IAISの組織再編に関する意見募集」に対しGFIA 意見提出			11 企業会計基準委員会、改訂公開草案「保険契約」に対するコメントおよび会計基準更新書案「保険契約（トピック834）」に対するコメント提出
	12 IAISの「国際的に活動する保険グループの監督のための共通の枠組み—協議用」に対し意見提出			11 全国銀行協会および信託協会、反社会的勢力との関係遮断に向けた対応について公表
	12 IAISの「国際的に活動する保険グループの監督のための共通の枠組み—協議用」に対しGFIA 意見提出			11 日本損害保険協会、反社会的勢力の排除に向けた取組みの強化について公表
	12 IASBディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」に対しASBJあて意見提出			11 全国銀行協会、平成25年金融商品取引法等改正（1年以内施行）等に係る政令案に対する意見を提出
				11 全国銀行協会、金融安定理事會市中協議文書「シャドバンキングの監視と規制の強化：証券貸借・レポ取引のシャドバンキングリスクに対処するための政策提言」に対するコメントを提出
				12 IIRC、国際統合報告フレームワークを発行
				12 経済同友会、「国土強靱化で大規模自然災害に備える—いかにして国民の命を守るか」提言を公表
				12 全国銀行協会、IASBディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」に対する意見について公表
			12 全国銀行協会、「金融商品取引業等に関する内閣府令」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対する意見の提出について公表	

年	協 会	業 界	行 政	関 連 事 項
平成25 (2013)				12 日本損害保険協会、IAISのComFrameに関する意見書を提出 12 生命保険文化センター、「平成25年度 生活保障に関する調査報告書」を発行
平成26 (2014)	1 新年賀詞交歓会開催 1 IASBディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」に対し意見提出 1 金融庁の『「保険会社向けの総合的な監督指針」及び『保険検査マニュアル』等の一部改正（案）』に対し意見提出 1 金融庁の「平成25年金融商品取引法等改正（1年以内施行）等に係る銀行法施行規則等の改正案」に対し意見提出 1 FSBの「リスク文化に関する金融機関と監督当局の相互作用に関するガイダンス」のドラフトに対しGFIA意見提出 2 金融庁の「責任ある機関投資家」の諸原則（案）＜日本版ステewardシップ・コード＞に対し意見提出 2 IAISの「グローバルなシステム上重要な保険会社（G-SIIs）に適用する基礎的資本要件」に対し意見提出 2 IAISの「グローバルなシステム上重要な保険会社（G-SIIs）に適用する基礎的資本要件」に対しGFIA意見提出 3 規制改革会議創業・IT等ワーキング・グループヒアリングにおいて「税務署等からの照会に係る事務手続きの簡素化について」説明 3 金融庁『「主要行等向けの総合的な監督指針」等及び『金融検査マニュアル』等の一部改正（案）』に対し意見提出 3 消費者との相互理解促進に向けた取組について（『高齢者向け情報冊子』『こども向け教育用DVD』の発刊）公表 3 全国地方事務局長会議開催 4 一般社団法人へ移行、地方	2 第一生命、新たな子会社（損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命）による新市場の開拓に向けた取組について公表 2 第一生命、第一フロンティア生命の株式の取得について公表 4 メットライフアリコ生命、商号（社名）変更に関する認可取得を公表 4 オリックス生命、ハートフォード生命の株式取得に関して公表 6 アクサ ジャパン ホールディング、アクサ生命との合併について公表 6 メディケア生命、株主変更により住友生命の100%子会社となることを公表 7 オリックス生命、ハートフォード生命の株式取得の完了を公表 7 メットライフアリコ生命、メットライフ生命に商号変更 8 第一生命、損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命の完全子会社化について公表 9 NKSJひまわり生命、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命に商号（社名）変更 10 アクサ ジャパン ホールディングとアクサ生命、合併しアクサ生命に 10 東京海上日動あんしん生命と東京海上日動フィナンシャル生命、合併し東京海上日動あんしん生命に 11 損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命、ネオファースト生命に商号（社名）変更	1 金融庁、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」等を公表 1 金融庁と総務省、株式会社かんぽ生命保険における新規業務の承認・認可について公表 1 国税庁、税制適格の個人年金保険における減額返戻金の取扱いについて（文書回答事例）公表 2 金融庁と財務省、「金融・資本市場活性化有識者会合」のメンバー追加について公表 2 第32回金融審議会総会・第20回金融分科会合同会合開催 2 金融庁、「責任ある機関投資家」の諸原則＜日本版ステewardシップ・コード＞～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～の確定について公表 3 政府、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」及び「保険業法等の一部を改正する法律案」を閣議決定 3 金融庁、金融庁における行政手続のオンライン利用範囲の見直し作業について公表 3 金融庁、第3回官民ラウンドテーブルを開催 3 公正取引委員会、「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」及び「債務の株式化に係る独占禁止法第11条の規定による認可についての考え方」の改定について公表 4 郵政民営化委員会、かんぽ生命保険のがん保険の受託販売等に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けて意見募集 4 内閣府、「特定個人情報保護評価に関する規則」の公布	1 経団連、全国銀行協会と日本公認会計士協会、IASBディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」に対する意見を提出 1 全国銀行協会と日本損害保険協会、「『保険会社向けの総合的な監督指針』及び『保険検査マニュアル』等の一部改正（案）」に対する意見等を提出 1 企業会計基準委員会、IASBディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」に対するコメントを提出 1 日本アクチュアリー会、「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」の改定を公表 1 全国銀行協会、平成25年金融商品取引法等改正（1年以内施行）等に係る銀行法施行規則等の改正案に対する意見を提出 2 経済同友会、「日本版ステewardシップ・コード」に対する意見（パブリック・コメント）を公表 2 日本損害保険協会、IAISのBCR提案に関する意見書提出 2 日本損害保険協会他、法制審議会民法（債権関係）部会に中間利息控除に関する意見提出 2 信託協会、「責任ある機関投資家」の諸原則（案）＜日本版ステewardシップ・コード＞に関する意見について公表 2 全国銀行協会、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対する意見について公表 2 日本損害保険協会、「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に

年	協会	業界	行政	関連事項
平成26 (2014)	協会組織の統合		及び「特定個人情報保護評価指針」を公表	関する意見提出
4	内閣府の「特定個人情報保護評価に関する規則（案）」及び「特定個人情報保護評価指針（案）」に対し意見提出		4 経済産業省、「持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構築～」プロジェクト（伊藤レポート）の「中間論点整理」を公表	2 経団連、提言「企業間のBCP/BCM連携の強化に向けて」を公表
4	株式価値向上に向けた取り組みについて公表			2 経団連、グローバル化時代のOECDのあり方に関する提言を公表
4	IAISの論点書「グループ・コーポレート・ガバナンスのアプローチ～統制部門への影響」に対しGFIA意見提出		5 金融庁と財務省、「金融・資本市場活性化有識者会合における年明け以降の主な意見」を公表	2 全国銀行協会と信託協会、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（仮称）案」に関する意見の提出について公表
4	金融庁の「保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準（平成八年大蔵省告示第四十八号）の一部を改正する件（案）」に対し意見提出		5 金融庁、特定承継会社の設立決定について公表	2 全国銀行協会、11条ガイドライン案等に対する意見の提出について公表
5	金融庁の平成25年金融商品取引法等改正（1年以内施行）等に係る政令・内閣府令案等に対し意見提出		5 金融庁、「事前相談（予防的なガイド）」の開設について公表	2 全国銀行協会、日本郵政株式会社による中期経営計画の公表について会長コメントを公表
6	東京都の東京国際金融センター検討タスクフォース会議に出席、意見交換		5 「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」及び「保険業法等の一部を改正する法律案」、参議院で可決・成立	3 全国銀行協会、銀行による保険窓販に関する消費者アンケート調査結果を公表
6	IAISオブザーバーヒアリングICSに対し意見提出		6 財政制度等審議会 国有財産分科会、「日本郵政株式会社の株式の処分について」の答申を公表	3 経団連、個人情報保護法の見直しへの意見を公表
6	インド外資出資比率規制に対しGFIA意見提出		6 金融庁、「責任ある機関投資家」の諸原則<日本版ステュワードシップ・コード>～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～の受入れを表明した機関投資家のリストを公表(第1回)	3 日本証券業協会、「社債の取引情報の報告・発表制度」について公表
6	インドネシア再保険規制に対しGFIA意見提出			3 生命保険文化センター、「生活設計の今日的課題と今後のあり方」に関する研究報告を公表
6	「生命保険協会 SR報告書2014」の発行について公表		6 消費者委員会、「不当景品類及び不当表示防止法上の不当表示規制の実効性を確保するための課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方について」の答申をとりまとめ公表	3 日本アクチュアリー会、「生命保険会社の保険計理人の実務基準」の改正について公表
6	自主ガイドラインにおける会員各社の取組状況（第8回）をとりまとめ公表		6 金融庁・財務省、「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」を公表	4 経済同友会、「成長を促す法人課税と財政健全化の実現を」提言を公表
6	内閣府及び内閣官房の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（仮称）案」に対し意見提出		6 金融庁、「平成24年度政策評価結果の政策への反映状況」を公表	4 日本証券業協会、「中学校・高等学校における金融経済教育の実態調査」報告書を公表
6	第1回定時社員総会		6 規制改革会議、規制改革に関する第2次答申をとりまとめ	4 経団連、「女性活躍アクション・プラン～企業競争力の向上と経済の持続的成長のために～」を公表
6	「生命保険各社の苦情受付状況・保険金等お支払情報」を公表		6 金融庁及び総務省、株式会社かんぽ生命保険における新規業務の認可について公表	4 経済同友会、「財政再建へ向けた果敢な取り組みを求め―『骨太の方針』に対する提言―」を公表
7	社会保障審議会企業年金部会のヒアリングに出席し、意見提出		6 金融庁、保険会社に対する統合的リスク管理態勢ヒアリングの実施とその結果概	5 経済同友会、「日本企業のCSR―自己評価レポート2014」を公表
7	G20通商担当大臣会合に対			5 経済同友会、「2013年度経済・金融委員会 活動報告書」を公表

年	協 会	業 界	行 政	関 連 事 項
平成26 (2014)	しGFIAステートメントを公表		要を公表	5 日本経済研究センター他、提言「東京金融シティ構想の実現に向けて」を公表
7	第52代会長に渡邊光一郎第一生命社長就任		6 金融庁、経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係るフィールドテストの実施について公表	5 経済同友会、「新成長戦略」に盛り込むべき金融面の施策を公表
7	平成27年度税制改正に関する要望について公表		7 金融庁、「平成26年度金融庁政策評価実施計画」の策定について公表	6 全国銀行協会、日本郵政株式会社の株式の処分に関する財政制度等審議会答申についてコメントを公表
7	IASB公開草案「開示に関する取組み（IAS第1号の修正案）」に対し意見提出		7 金融庁、店頭デリバティブ取引規制関連について公表	6 GFIA、マルタで上半期総会開催
7	内閣官房の「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対し意見提出		7 金融庁、金融モニタリングレポートを公表	6 全国銀行協会、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（仮称）案」に関する意見の提出について公表
7	エクアドルの再保険規制に対しGFIA意見提出		7 東京都、「『東京国際金融センター』構想に向けた取組」について公表	6 全国銀行協会、「確定拠出年金制度に関する改善要望について公表
7	「生命保険会社のディスクロージャー～虎の巻（2014年版）」の発行について公表		7 国税庁、法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）公表	6 日本損害保険協会、「確定拠出年金制度」に関する要望書提出
7	経団連の「2014年度経団連規制改革要望に関する調査」に対し要望提出		7 警察庁、マネー・ロンダリング対策等に関する懇談会報告書を公表	7 経団連、女性の役員・管理職登用に関する自主行動計画を公表
8	金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対し意見提出		8 経済産業省、伊藤レポート「持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構築～」プロジェクト「最終報告書」を公表	7 企業会計基準委員会、IASB公開草案「開示に関する取組み（IAS第1号の修正案）」に対するコメントを提出
8	金融庁の「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等（案）及び「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対し意見提出		8 金融庁、金融庁の平成27年度税制改正要望について公表	7 日本公認会計士協会、IASB公開草案「開示に関する取組み（IAS第1号の修正案）」に対する意見について公表
8	IAISの市中協議文書「グローバルなシステム上重要な保険会社（G-SIIs）に適用する基礎的資本要件（BCR）」に対し意見提出		8 金融庁、「平成25年度実績評価書」等を公表	7 全国銀行協会および日本損害保険協会、「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対する意見について公表
8	IAISの市中協議文書「グローバルなシステム上重要な保険会社（G-SIIs）に適用する基礎的資本要件（BCR）」に対しGFIA意見提出		9 金融庁、「家計の資産形成を支援する制度の在り方に関する調査」報告書を公表	7 JA共済連、政府「農協改革」への対応について公表
8	IAISの「流動性管理および計画に関するガイダンス」案に対し意見提出		9 金融庁、平成26事務年度金融モニタリング基本方針（監督・検査基本方針）を公表	7 IASB、金融商品会計の改定を完了
8	IAISの「事業行為の監督のアプローチに関する適用文書」案に対しGFIA意見提出		9 金融庁、「オフサイト検査モニターの集計結果」を公表	7 全国銀行協会、「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等（案）および「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対する意見等の提出について公表
8	IAISの「贈収賄および汚職の防止に関する論点書」案に対しGFIA意見提出		9 公正取引委員会、一般集中規制に関する施行状況のフォローアップを公表	7 日本損害保険協会、「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に関する意見提出
9	IAISの「会合参加、監督文書等策定の手続き案ならびに協議の方針案」に対し意見提出		9 第33回金融審議会総会・第21回金融分科会合同会合開催	8 日本損害保険協会、IAISの
			9 金融庁、生命保険会社の合併について公表	
			9 金融庁、生命保険業の免許について公表	
			9 国税庁、「年金の方法により支払いを受ける保険金の支払請求権（受給権）の相続税法上の評価の取扱いの変更について」公表	
			10 消費者庁、消費者契約法の	

年	協 会	業 界	行 政	関 連 事 項
平成26 (2014)	9 IAISの「会合参加、監督文書等策定の手続き案ならびに協議の方針案」に対しGFIA意見提出		運用状況に関する検討会報告書を公表	BCR提案(第2弾)への意見書を提出
	9 消費者庁の「景品表示法における課徴金制度導入に関する意見募集」に対し意見提出		11 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律および不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律、公布	9 日本損害保険協会、IAISの組織運営提案への意見書を提出
	9 IASBの公開草案「投資企業：連結の例外の適用」に対し意見提出		12 国税庁、「法定調書提出義務者・源泉徴収義務者となる事業者のための番号制度の概要」を公表	9 信託協会、平成25年金融商品取引法等改正(1年半以内施行)等に係る銀行法施行令・銀行法施行規則等の改正案に対する意見提出
	9 消費者庁の不当景品類及び不当表示防止法第7条第2項に基づく「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針(案)」に対し意見提出		12 金融庁、「金融庁の1年(平成25事務年度版)」について公表	9 全国銀行協会、平成25年金融商品取引法等改正(1年半以内施行)等に係る銀行法施行令・銀行法施行規則等の改正案に対する意見提出
	9 Empowering Women ～ずっと輝く女性～ 女性活躍推進の取組みについて公表		12 警察庁、犯罪による収益の移転の危険性の程度に関する評価書を公表	9 経団連、「多様で柔軟な企業年金制度の構築に向けて」提言を公表
	10 「郵政民営化に関する意見募集について」に対し意見提出			10 全国銀行協会及び全国生命保険労働組合連合会、郵政民営化に関する意見を郵政民営化委員会へ提出
	10 G20議長国オーストラリアへのGFIAレター提出			10 全国銀行協会、IASBディスカッション・ペーパー「動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」に対する意見提出
	10 金融庁の証券化リスク・リテンション規制に関する監督指針の一部改正(案)等に対し意見提出			10 日本公認会計士協会、IASBディスカッション・ペーパー「動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」に対する意見提出
	10 IASBディスカッション・ペーパー「動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」に対し意見提出			10 経済同友会、コーポレートガバナンス・コードに関する意見書を公表
	10 OECD自動情報交換「共通報告基準(CRS)を実施するための報告制度の骨子(案)」に対し財務省あて意見提出			10 GFIA、総会開催
	10 IAISオブザーバーヒアリング「国際保険資本基準(ICS)原則」へ対応			10 IAIS、「グローバルなシステム上重要な保険会社(G-SIIs)に適用する基礎的資本要件」の最終文書を公表
	10 IAIS「ICS原則」に対しGFIA意見提出			10 企業会計基準委員会、IASBディスカッション・ペーパー「動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」に対する意見提出
	10 保険契約に関する新国際会計基準適用開始時の移行措置に関する提案に対しIASBあてレター提出			11 金融安定理事会、「グローバルなシステム上重要な保険会社の2014年更新リスト」を公表
	10 金融庁の「保険業法施行令の一部を改正する政令(案)」等に対し意見提出			11 経団連、今後の少子化対策
	10 金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対し意見提出			

年	協 会	業 界	行 政	関 連 事 項
平成26 (2014)	10 内閣府の規制改革ホットライン（地域活性化の集中受付）に対し要望提出			への要望を公表
	10 インド外資出資比率規制に対しGFIA 意見提出			12 経団連、女性の役員・管理職登用に関する自主行動計画を公表
	10 企業会計基準委員会公開草案「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）(案)」に対し意見提出			12 日本損害保険協会、IAIS組織運営提案（第2弾）へ意見書提出
	11 内閣府の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）(案)」に対し意見提出			12 全国銀行協会、「会社法の改正に伴う会社更生法施行令及び会社法施行規則等の改正に関する意見募集」へ意見書提出
	11 エクアドルの国内再保険会社への出再義務付け規制に対しIMFあてGFIA 意見提出			12 全国銀行協会と第二地方銀行協会、日本郵政株式会社による「日本郵政グループ3社の株式上場について」に関するコメントを公表
	11 Empowering Health ～ずっと輝く健康～ 健康増進啓発プロジェクトについて公表			
	11 Empowering Peace of Mind ～ずっと大きな安心～ 「高齢者向けの生命保険サービスに関するガイドライン」の策定について公表			
	12 インド外資出資比率規制に対しGFIA 意見提出			
	12 FSBの市中協議文書「システム上重要な保険会社のための再建・破綻処理計画：クリティカルなファンクションや共有サービスを特定するためのガイダンスノート」に対し意見提出			
	12 国税庁の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事実実施者が適当と認める書類等を定める件（案）」に対し意見提出			
	12 IAISの「会合への参加および監督文書・補足文書の策定に係る手続き案、ならびにステークホルダーとの協議の方針案に関する第二次意見募集」に対し意見提出			
	12 IAISの「会合への参加および監督文書・補足文書の策定に係る手続き案、ならびにステークホルダーとの協議の方針案に関する第二次意見募集」に対しGFIA 意			

年	協 会	業 界	行 政	関 連 事 項
平成26 (2014)	見提出 12 FSBの市中協議文書「システム上重要な保険会社のための再建・破綻処理計画：クリティカルなファンクションや共有サービス特定するためのガイダンスノート」に対しGFIA意見提出 12 中国新ソルベンシー規制に対しGFIA意見提出 12 法務省の「会社法の改正に伴う会社更生法施行令及び会社法施行規則等の改正に関する意見募集」に対し意見提出 12 日本郵政グループ3社の株式上場について渡邊協会長コメントを公表 12 「OECDコーポレート・ガバナンス原則」改訂案に対し意見提出			
平成27 (2015)	1 新年賀詞交歓会開催 1 “Empowering Women” ～ずっと輝く女性～「子育てと仕事の両立支援プロジェクト」助成施設を決定 1 OECDのPE認定の人為的回避の防止に係わる公開討議草案に対しGFIA意見提出 1 「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方(案) <コーポレートガバナンス・コード原案>～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」に対する意見提出 1 インドネシア再保険規制に対するGFIA意見提出 1 “Empowering Health” ～ずっと輝く健康～生命保険協会オリジナル健康アプリ“健増くん”の提供開始 2 「BEPS行動8, 9, 10: リスク、再構築及び特別措置に関する移転価格ガイドライン第1章改訂」に係るディスカッションドラフトに対しGFIA意見提出 2 FSB協議文書「証券金融取引のグローバルなデータ収集・集計に関する基準とプロセス」に対しGFIA意見提出 2 IAIS市中協議文書「国際資本基準」に対し意見提出	2 オリックス生命とハートフォード生命、合併契約の締結を公表 2 ピーシーエー生命、SBIホールディングス株式会社による株式の取得および子会社化について公表 3 メットライフ生命とメットライフグループの子会社メットライフダイレクト、合併 3 アクサ生命と日本生命、業務提携と出資について公表 4 アイエヌジー生命、エヌエヌ生命に商号変更 4 ライフネット生命、KDDIとの資本・業務提携契約締結 5 ピーシーエー生命、SBI生命に商号変更 5 日本生命、株式会社野村総合研究所との資本・業務提携について公表 7 オリックス生命、ハートフォード生命との合併手続完了 7 プルデンシャル生命、信託子会社の設立について公表 9 日本生命及び三井生命、経営統合に関する基本合意書締結について公表 9 みずほフィナンシャルグループと第一生命、資産運用会社の統合に関する基本合意について公表	1 政府、平成27年度税制改正大綱を閣議決定 1 厚生労働省、社会保障審議会企業年金部会における議論の整理を公表 2 金融庁、平成26年3月期有価証券報告書の法令改正関係審査の実施結果を公表 3 金融庁、第34回金融審議会総会・第22回金融分科会合同会合開催 3 金融庁、BCBS及びIOSCOによる、「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」の改訂について公表 3 金融庁、保険業法施行規則及び資産の流動化に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を公表 3 内閣、民法改正法案を国会に提出 4 内閣、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令を公布 4 金融庁・総務省、株式会社かんぽ生命保険における新規業務の認可について公表 4 郵政民営化委員会、郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見を公表 4 経済産業省、「持続的成長に	1 経団連、OECDの「BEPS行動7 (PE認定の人為的回避の防止) に係わる公開討議草案に対する意見」を公表 1 日本公認会計士協会、「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方(案) <コーポレートガバナンス・コード原案>～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」に対する意見を提出 1 経済同友会、「財政再建は待たない～次世代にツケを残すな～」提言を公表 1 信託協会、「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方(案) <コーポレートガバナンス・コード原案>」に関する意見について公表 1 全国銀行協会、「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方(案) <コーポレートガバナンス・コード原案>～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」に対する意見の提出について公表 1 日本損害保険協会、EIOPAに意見書提出 2 経団連、「BEPS行動8～10 (リスク・再構築・特別措置) に係わる公開討議草案に対

年	協 会	業 界	行 政	関 連 事 項
平成27 (2015)	2 IAIS市中協議文書「国際資本基準」に対しGFIA意見提出	10 ブルデンシャル信託株式会社、営業開始	向けた企業と投資家の対話促進研究会」報告書を公表	2 する意見」を公表
	2 女性活躍推進・健康増進に関する生命保険会社の取組事例集を公表	10 日本生命、株式会社NTTドコモとの事業提携について公表	4 経済産業省、株主総会の招集通知等に対する機関投資家の評価ポイントを公表	2 経団連、「BEPS行動4（利子控除）に係わる公開討議草案に対する意見」を公表
	2 中国新ソルベンシー規制に対するGFIAレター提出	11 かんぽ生命、東京証券取引所市場第一部上場	5 総理大臣、郵政民営化推進本部を開催	2 経団連、「活力溢れる地方経済の実現～活性化に向けた経済界のアクション～」提言を公表
	3 金融庁の「保険業法施行規則第八十条及び第一百五十八条の規定に基づき、金融庁長官が定める基準を定める件（平成十二年金融監督庁・大蔵省告示第二十二号）の一部を改正する件（案）」に対する意見を提出	11 日本生命及び三井生命、経営統合に関する統合契約書締結及び公開買付けの開始について公表	6 金融庁、生命保険会社の合併について公表	2 日本損害保険協会、IAISのICS提案への意見書を提出
	3 エクアドルの再保険規制に対するGFIA意見を提出		6 金融庁、「平成25年度政策評価結果の政策への反映状況」を公表	2 全国銀行協会、実務対応報告公開草案第44号（実務対応報告第18号の改正案）「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い（案）」に対する意見提出について公表
	3 金融庁の平成26年改正保険業法（2年以内施行）に係る政府令・監督指針案に対する意見を提出		6 規制改革会議、規制改革に関する第3次答申を取りまとめ	2 企業会計基準委員会、2015年3月のASAF会議に「保険契約：未稼得利益の表示に関するOCIの使用」というペーパー提出について公表
	3 株式価値向上に向けた取り組みについて公表		6 経済産業省、「日本の『稼ぐ力』創出研究会—とりまとめ」について公表	3 経団連、「マイナンバー制度への対応準備のお願い」を公表
	3 全国地方事務局長会議開催		6 金融庁、「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等（案）」を公表	3 日本損害保険協会、「保険会社向けの総合的な監督指針」及び「保険検査マニュアル」等の一部改正（案）に関する意見提出
	5 “Empowering Women” ～ずっと輝く女性～ 平成27年度「子育てと仕事の両立支援に対する助成活動」の実施について公表		6 金融庁・財務省、「金融・資本市場活性化有識者会合意見書の概要」を公表	3 経団連、「環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕—2014年度フォローアップ調査結果—」を公表
	5 OECDの「BEPS行動計画3：CFC税制の強化」協議草案に対しGFIA意見提出		6 金融庁、経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係るフィールドテストの結果について公表	3 全国銀行協会、「平成26年改正保険業法（2年以内施行）に係る政府令・監督指針案」に対する意見等の提出について」公表
	5 「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」および「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」の改正案に対し意見提出		7 金融庁、「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」を公表	3 経団連、「環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕—2014年度フォローアップ調査結果—」を公表
	6 「生命保険協会 SR報告書2015」の発行について公表		7 金融庁、金融モニタリングレポートを公表	3 全国銀行協会、「平成26年改正保険業法（2年以内施行）に係る政府令・監督指針案」に対する意見等の提出について」公表
	6 インド外国再保険会社支店の登録・事業運営に関する規制案に対しGFIA意見提出		7 金融庁、会計監査及び内部統制監査と金融検査の連携に関する日本公認会計士協会への要請について公表	3 全国銀行協会、銀行による保険窓販に関する消費者アンケート調査結果を公表
	6 OECDの「BEPS行動7:PE認定の人為的回避の防止」に対しGFIA意見提出		8 金融庁・東京証券取引所、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」の設置について公表	3 企業会計基準委員会、改正企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」を公表
	6 IAIS専門委員あてGFIAレター提出		8 内閣府、消費者契約法専門調査会中間取りまとめを公表	3 日本アクチュアリー会、「生命保険会社の保険計理人の実務基準」の改正について公表
	6 IAISステークホルダーダイアログにおけるMOCEの取扱いに対し意見提出		8 第136回郵政民営化委員会、関係団体ヒアリング実施	3 経済同友会、「社会保障制度改革国民会議」に向けての意見書を公表
	6 株式会社かんぽ生命保険の保険金額の限度額引上げ等		8 内閣官房、かんぽ生命保険の法人向け商品の受託販売に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集の結果を公表	4 GFIA執行委員会委員によるG20議長国（トルコ）訪
			8 金融庁、金融庁の平成28	

年	協 会	業 界	行 政	関 連 事 項
平成27 (2015)	について協会長声明		年度税制改正要望について 公表	問
7	総務省情報通信審議会郵政 政策部に郵政事業のユニ バーサルサービスに対し意 見提出		8 金融庁、「平成26年度実績 評価書」等を公表	4 日本商工会議所、「マイナン バー制度に係る事業者への 周知徹底等に関する要望」 について公表
7	韓国生命保険協会との覚書 締結について公表		9 金融庁、店頭デリバティブ 取引情報を公表（平成27 年6月末）	4 経団連、「人口減少への対応 は待たなし—総人口1億 人の維持に向けて—」を公 表
7	警察庁の「犯罪収益移転危 険度調査書（案）」に対し 意見提出		9 財務省、日本郵政株式会社 株式の売出し実施を公表	4 経済同友会、「わが国の医療 制度の持続可能性を高める —破綻による国民の痛みを 回避するために—」を公表
7	第53代会長に筒井義信日 本生命社長就任		9 郵政民営化委員会、かんぽ 生命保険の法人向け商品の 受託販売に関する郵政民営 化委員会の意見を公表	4 経済同友会、「デジタルヘル ス—システムレベルでのイ ノベーションによる医療・ 介護改革を—」を公表
7	平成28年度税制改正に関 する要望について公表		9 金融庁、平成27事務年度 金融行政方針について公表	4 経済同友会、「デジタルヘル ス—システムレベルでのイ ノベーションによる医療・ 介護改革を—」を公表
7	経団連の「2015年度経団 連規制改革要望に関する調 査」に対し要望提出		9 警察庁、「犯罪収益移転危 険度調査書」を公表	4 経済同友会、「欧州の競争力 に学ぶ—ドイツの「シュ レーダー改革」を中心に—」 <2014年度 欧州・ロシア 委員会 活動報告書>を公表
7	金融庁の「保険検査マニ ュアル」の一部改定（案）に 対し意見提出		9 郵政民営化委員会、「今後の 郵政民営化の推進の在り 方」に関する郵政民営化委 員会の調査審議状況につ いて公表	4 経団連、「BEPS行動3（CFC 税制）に係る公開討議草 案に対する意見」を公表
8	「今後の郵政民営化の推進 の在り方に関する郵政民営 化委員会の調査審議に向け た意見募集」に対し意見提 出		9 総務省、「郵政事業のユニ バーサルサービス確保と郵 便・信書便市場の活性化方 策の在り方」に関する情報 通信審議会からの答申を公 表	5 全国銀行協会、「金融分野に おける個人情報保護に関す るガイドライン」および「金 融分野における個人情報保 護に関するガイドラインの 安全管理措置等についての 実務指針」の改正案に対す る意見について公表
8	IAISの「事業行為リスクと その管理に関する論点書」 （案）に対しGFIA意見提出		9 金融庁・総務省、株式会社 かんぽ生命保険における新 規業務の認可について公表	5 経団連、「財政健全化計画の 策定に向けた提言—経済再 生・社会保障改革なくして 財政健全化は達成せず—」 を公表
8	IAISのリサーチペーパー 「マイクロカフルの規制 と監督上の諸問題」に対し GFIA意見提出		10 金融庁、「オフサイト検査モ ニターの集計結果」を公表	5 経済同友会、「地方創生に向 けた地域金融機関の機能強 化—地域経済のカタリスト・ ハブとして新たな貢献を —」を公表
8	IAISの「包摂保険市場の事 業行為に関する論点書」 （案）に対しGFIA意見提出		10 金融庁、第35回金融審議 会総会・第23回金融分科 会合同会合を開催	5 GFIA、ルクセンブルクで 上半期総会開催
8	OECD・WPPP資料「老後 資金準備に関する助言にお ける利益相反—背景レポ ート」に対しGFIA意見提出		11 内閣官房、TPP協定の暫定 案文等に関する資料を公表	6 経済同友会、「日本の変革な くして対日投資の拡大な し」提言を公表
8	IAIS・ICPおよび用語集の 改定案に対し意見提出		11 金融庁、「金融庁の1年（平 成26事務年度版）」を公表	6 生命保険文化センター、平 成27年度「消費者支援功 労者表彰」における「ベスト 消費者サポーター章」受 賞を公表
8	IAIS・ICPおよび用語集の 改定案に対しGFIA意見提 出		12 金融庁、金融庁における行 政手続等のオンライン化等 の状況について公表	6 日本年金数理人会と日本ア クチュアリー会、「退職給付 会計に関する数理実務基 準」及び「退職給付会計に
8	IAIS市中協議文書「グロー バルにシステム上重要な保 険会社（G-SIIs）に適用す るより高い損失吸収能力」 案に対し意見提出		12 平成28年度税制改正大綱 を閣議決定	
8	「国際連合安全保障理事会 決議第二百六十七号等を 踏まえ我が国が実施する国 際テロリストの財産の凍結 等に関する特別措置法施行 令案」等に対し意見提出		12 郵政民営化委員会、「今後の 郵政民営化の推進の在り方 に関する郵政民営化委員 会の所見」を公表	
8	特定個人情報保護委員会の 「事業者における特定個人			

年	協 会	業 界	行 政	関 連 事 項
平成27 (2015)	情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について(案)」に対し意見提出			関する数理実務ガイドンス」を改定
9	IFIAR恒久的事務局の東京誘致について表明			6 全国銀行協会、確定拠出年金制度に関する改善要望について公表
9	IAIS執行委員会議長あてGFIA レター提出			6 郵政民営化を考える民間金融機関の会、共同声明を公表
9	総務省の「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」答申(案)に対し意見提出			6 日本損害保険協会、「確定拠出年金制度」に関する要望書提出について公表
9	内閣官房あて「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部改正(案)」に対し意見提出			6 企業会計基準委員会、「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」を公表
9	企業会計基準委員会あてIASB公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」に対し意見提出			7 信託協会、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案(仮称)」に関する意見を公表
9	内閣府あて消費者契約法専門調査会中間取りまとめに対し意見提出			7 日本損害保険協会、IFIAR恒久的事務局の東京誘致について支持を表明
10	IASB公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」に対し意見提出			7 全国銀行協会、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」等に対する意見の提出について公表
10	米国内国歳入庁規則「消極的外国投資会社(PFIC)判定に係る消極的所得の例外」修正案に対しGFIA意見提出			8 全国銀行協会および信託協会、「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集」に対する意見について公表
10	内閣府の規制改革ホットラインに対し要望提出			8 日本証券業協会等、「共同ステートメント：監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)恒久的事務局の日本誘致支援」について公表
11	日本郵政グループ3社の株式上場について意見表明			8 日本損害保険協会、IAISのICP改定案への意見書を提出
11	消費者庁の「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(案)」に対し意見提出			8 信託協会、「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令案」等に対する意見の提出について公表
11	安心社会を実現するための社会保障制度の構築に向けて(骨子)を公表			8 日本損害保険協会、IAISのHLA要件案への意見書を提出
11	インド保険法ガイドラインに対しGFIA意見提出			8 全国銀行協会、「国際連合安
12	インドネシア再保険規制に対しGFIA意見提出			
12	内閣府の「激甚災害が発生したとき等においてあらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で行う個人番号の利用に関する内閣府令案」に対し意見提出			

年	協 会	業 界	行 政	関 連 事 項
平成27 (2015)	<p>12 内閣府の「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（案）」に対し意見提出</p> <p>12 内閣府の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部改正」に対し意見提出</p> <p>12 特定個人情報保護委員会の「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則（案）」に対し意見提出</p> <p>12 インド再保険規制に対しGFIA意見提出</p> <p>12 米国内国歳入庁規則修正案に対しGFIA意見提出</p> <p>12 金融庁の「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対し意見提出</p> <p>12 「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の所見」について筒井協会長コメントを公表</p> <p>12 IASBの「アジェンダ協議2015」に対し意見提出</p>			<p>全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令案」等に対する意見の提出について公表</p> <p>8 全国銀行協会、「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（案）」に対する意見について公表</p> <p>9 全国銀行協会、「金融庁への役員等の氏名届出等に係る内閣府令等及び監督指針の改正案に対する意見等の提出について」公表</p> <p>9 生命保険文化センター、「生活保障システムのパラダイムシフトと生命保険産業」を発行</p> <p>9 生命保険文化センター、「平成27年度 生命保険に関する全国実態調査（速報版）」を公表</p> <p>9 日本損害保険協会、消費者契約法専門調査会「中間取りまとめ」に関する意見提出</p> <p>9 経団連、消費者委員会 消費者契約法専門調査会「中間取りまとめ」及び特定商取引法専門調査会「中間整理」に対する意見を公表</p> <p>10 IAIS、G-SIIsに対するHLAの最終文書を公表</p> <p>10 TPPアトランタ閣僚会合において、TPP協定が大筋合意</p> <p>10 OECD租税委員会、OECD BEPS行動計画に関する最終報告書を公表</p> <p>10 日本公認会計士協会、IASB 公開草案「制度改訂、縮小又は清算時の再測定/確定給付制度からの返還の利用可能性（IAS第19号及びIFRIC第14号の修正案）」に対する意見提出</p> <p>10 経団連、規制改革の今後の進め方に関する意見を公表</p> <p>11 FSB、「グローバルなシステム上重要な保険会社の2015年更新リスト」を公表</p> <p>11 GFIA、総会開催</p> <p>11 経団連、マイナンバーを社会基盤とするデジタル社会</p>

年	協 会	業 界	行 政	関 連 事 項
平成27 (2015)				<p>の推進に向けた提言を公表</p> <p>11 経団連・日本公認会計士協会、IASB公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」に関する意見を提出</p> <p>11 企業会計基準委員会、IASB公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」に関する意見を提出</p> <p>12 経済同友会、経済・財政再生計画（経済・財政一体改革）への意見を公表</p> <p>12 経済同友会、企業と投資家の対話促進に関する意見を公表</p> <p>12 生命保険文化センター、「平成27年度生命保険に関する全国実態調査報告書」を発行</p> <p>12 経団連と企業会計基準委員会、IASB「アジェンダ協議2015」に対するコメント提出</p> <p>12 郵政民営化を考える民間金融機関の会、共同声明を公表</p> <p>12 JA共済、「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の所見（平成27年12月）」にかかるとの本会の見解を公表</p>
平成28 (2016)	<p>1 新年賀詞交歓会開催</p> <p>1 FSB「システム上重要な保険会社（G-SIIs）向けの効果的な破綻処理の戦略及び計画の策定」に対しGFIA意見提出</p> <p>1 「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等（案）及び「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対する意見募集の結果並びに見直し後の府令等（案）及び「潜在的損失等見積額の算出告示」等（案）に対し意見提出</p> <p>1 金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対し意見提出</p> <p>1 IAIS市中協議文書「G-SIIs選定手法の見直し」及び「非伝統的・非保険（NTNI）活動・商品」に対し意見提出</p> <p>1 厚生労働省「私的年金分野</p>	<p>1 三井生命、日本生命による同社株主に対する株式売渡請求の承認に関して公表</p> <p>2 SBI生命、新規保険引受再開</p> <p>3 第一生命、持株会社体制移行のための分割準備会社設立について公表</p> <p>3 かんぽ生命と第一生命、業務提携について公表</p> <p>8 オリックス生命、オリックス保険コンサルティングの株式取得について公表</p> <p>10 第一生命、持株会社体制へ移行</p> <p>11 AIG富士生命、AIG富士生命株式のAIGからFWDグループへの譲渡に関わる合意について公表</p> <p>12 アフラック生命、日本法人への会社形態の変更について公表</p>	<p>1 内閣府、「消費者契約法専門調査会報告書」を公表</p> <p>1 内閣府、「消費者契約法の規律の在り方についての答申」を公表</p> <p>1 総務省、平成28年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等を公表</p> <p>2 金融庁、保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令を公表</p> <p>2 金融庁、第36回金融審議会総会・第24回金融分科会合同会合開催</p> <p>2 金融庁、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書（2）を公表</p> <p>2 金融庁、改正保険業法の施行に向けた保険代理店における対応状況等について公表</p> <p>2 郵政民営化委員会、かんぽ</p>	<p>1 信託協会、「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等（案）、「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）および「潜在的損失等見積額の算出告示」等（案）に関する意見を公表</p> <p>1 日本損害保険協会、「保険会社向けの総合的な監督指針」一部改正（案）に対する意見提出</p> <p>1 日本損害保険協会、IAISの「G-SIIs選定基準の改定案」および「NTNI活動・商品に関する提案」に関する意見提出</p> <p>2 企業会計基準委員会、IASB公開草案「IFRS第9号『金融商品』のIFRS第4号『保険契約』との適用（IFRS第4号の修正案）」に対するコメントを公表</p> <p>2 経済同友会、経営者のリーダーシップによる健康経営</p>

年	協 会	業 界	行 政	関 連 事 項
平成28 (2016)	における個人情報保護に関するガイドラインの制定について」に対し意見提出		生命保険の再保険の引受け及び付帯サービスに関する意見を公表	の実践と保険者機能の発揮：提言を公表
1	IAIS市中協議文書「G-SIIs選定手法の見直し」に対しGFIA意見提出		3 郵政民営化委員会、郵政民営化法施行令の改正について（意見）を公表	2 日本公認会計士協会、IASBからの意見募集「2015年アジェンダ協議」に対する意見について公表
1	IAIS市中協議文書「非伝統的・非保険（NTNI）活動・商品」に対しGFIA意見提出		3 金融庁及び総務省、株式会社かんぽ生命保険における新規業務の認可について公表	2 企業会計基準委員会、IASB公開草案「IFRS実務記述書―財務諸表への重要性の適用」に対するコメントを公表
2	IASB公開草案「IFRS第4号保険契約とIFRS第9号金融商品の適用（IFRS第4号の修正案）」に対し意見提出		3 経済産業省、「将来の介護需要に即した介護サービス提供に関する研究会」報告書を公表	2 経済同友会、全国銀行協会および信託協会、「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令案」に対する意見（パブリック・コメント）について公表
2	社会保障制度改革に関する提言について公表		3 金融庁及び総務省、郵政民営化法施行令の一部を改正する政令の公布及び施行について公表	2 経済同友会、長期的な視点に立ち、「マイナンバー制度」の定着に注力する提言を公表
2	「保険教育に関する生命保険業界の取組事例集」を公表		3 金融庁、第一生命の産業競争力強化法に基づく事業再編計画の認定について公表	3 信託協会、「確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令案に関する御意見募集（パブリックコメント）について」に関する意見を公表
2	郵政民営化法施行令の一部を改正する政令（案）に対し意見提出		3 金融庁、保険業法改正に伴い規模が大きい特定保険募集人に求められる対応について公表	3 日本公認会計士協会、公益社団法人日本年金数理人会及び公益社団法人日本アクチュアリー会「IAS19に関する数理実務基準」の案に対する意見を公表
2	IASB公開草案「IFRS実務記述書『財務諸表への重要性の適用』」に対し意見提出		4 経済産業省、アジア・インフラファイナンス検討会中間報告書を公表	3 全国銀行協会、銀行による保険窓販に関する消費者アンケート調査結果を公表
3	金融庁「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に対し意見提出		4 金融庁、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告を公表	4 経団連、BEPSプロジェクトを踏まえた今後の国際課税に関する提言を公表
3	IAISのICSフィールドテスト技術的仕様書についてGFIAレターを提出		4 金融庁、第37回金融審議会総会・第25回金融分科会合同会合開催	5 経団連、ホワイトカラー高齢社員の活躍をめぐる現状・課題と取組みを公表
3	株式価値向上に向けた取り組みについて公表		4 経済産業省、「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会」報告書を公表	5 日本損害保険協会、「科学研究費助成事業（科研費）審査システム改革2018」に関する意見提出
3	全国地方事務局長会議開催		4 公認会計士・監査審査会、監査監督機関国際フォーラム・常設事務局の東京設置について公表	5 日本保険学会、文部科学省「科学研究費助成事業審査システム改革2018」に関するパブリックコメントを提出
3	欧州委員会の「租税回避対策パッケージ」関連規制に対しGFIA意見提出		4 金融庁、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」を公表	5 GFIA、ダブリンで上半期総会開催
4	インド再保険規制およびインド外資出資規制に対しGFIAレター提出		5 金融庁、「平成26年度政策評価結果の政策への反映状況」を公表	5 経団連と日本公認会計士協会、企業会計基準委員会「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意
4	保険教育推進に関する報告書―学校教育現場での保険教育機会の拡充に向けた提言―公表		6 規制改革実施計画を閣議決定	
4	すべての生命保険会社が平成28年熊本地震による免責条項等の不適用を決定		6 金融庁、経済価値ベースの評価・監督手法の検討に関するフィールドテストの実施について公表	
5	文部科学省「科学研究費助成事業（科研費）審査システム改革2018」に対し意見提出		7 金融庁、「責任ある機関投資家」の諸原則<日本版スタンダードシップ・コード>	
5	ASBJ「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見募集」に対し意見提出			

年	協 会	業 界	行 政	関 連 事 項
平成28 (2016)	6 中国の「保険会社の情報化に関する管理規定(案)」に対しGFIA意見提出		～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～の受入れを表明した機関投資家のリストを公表	見募集」への意見提出 6 FSB、「システム上重要な保険会社向けの効果的な破綻処理の戦略及び計画の策定に関するガイダンス」報告書を公表
	6 高齢化社会に関するGFIA意見書公表		7 財務省、国債投資家懇談会のメンバーの拡大について公表	6 IAIS、「G-SIIs(グローバルなシステム上重要な保険会社)選定手法の見直し」および「保険商品特性から生じるシステムリスク」(「非伝統的・非保険(NTNI)活動・商品」)の最終文書を公表
	6 「生命保険協会 SR報告書2016」の発行について公表		7 厚生労働省、平成27年簡易生命表の概況を公表	
	7 米国内国歳入庁規則案に対しGFIA意見提出		8 金融庁、「平成28年度金融庁政策評価実施計画」の策定について公表	
	7 第54代会長に根岸秋男明治安田生命社長就任		8 金融庁、金融庁の平成29年度税制改正要望について公表	6 信託協会、「『確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令案等』に関する意見」を公表
	7 平成29年度税制改正に関する要望について公表		8 金融庁、「平成27年度実績評価書」等を公表	6 経済同友会、資本効率最適化による豊かな社会への第1次提言「収益力を強化する事業組換えの実践」を公表
	7 IAIS「保険市場へのアクセス拡大における、相互会社、協同組合、および地域社会組織の規制および監督に関する適用文書(案)」に対し意見提出		9 金融庁、「責任ある機関投資家」の諸原則<日本版スチュワードシップ・コード>～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～の受入れを表明した機関投資家のリストを公表	6 日本損害保険協会、「確定拠出年金制度」に関する要望書提出
	7 金融庁の「主要行等向けの総合的な監督指針」等(案)に対し意見提出		9 金融庁、保険会社におけるリスクとソルベンシーの自己評価に関する報告書(ORSAレポート)及び統合的リスク管理(ERM)態勢ヒアリングに基づくERM評価の結果概要について公表	6 全国銀行協会、確定拠出年金制度に関する改善要望について公表
	7 経団連「『2016年度経団連規制改革要望』に関する調査」への要望提出		9 日本銀行、「総括的な検証」と「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を公表	6 日本証券業協会、「資産運用等に関するワーキング・グループ報告書」を公表
	8 IAIS「仲介人の行為の監督アプローチに関する適用文書(案)」に対しGFIA意見提出		9 金融庁、平成27事務年度金融レポートについて公表	6 日本証券業協会、「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」最終報告書を公表
	8 OECD「保険会社向けガバナンスガイドライン」改訂案に対しGFIA意見提出		9 日本銀行、「総括的な検証」と「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を公表	7 金融情報システムセンター、「金融機関における外部委託に関する有識者検討会」報告書を公表
	8 「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則(案)」に対し意見提出		10 財務省・日本銀行、「金融セクターのサイバーセキュリティに関するG7の基礎的要素」について公表	7 経団連、データ利活用推進のための環境整備を求め～Society5.0の実現に向けて～を公表
	8 インド保険規制開発庁「インドの保険会社の上場」に関する協議文書に対しGFIA意見提出		10 金融庁、IAISによるICSの第二次市中協議に対するコメントについて公表	7 信託協会、「『確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令案等の施行に伴う関係通知の改正案』に関する意見」を公表
	9 「市場リスクを有する生命保険の販売手数料を開示するにあたって特に留意すべき事項」の作成について公表		10 厚生労働省、ゲノム医療等の実現・発展のための具体的方策について(意見とりまとめ)を公表	7 全国銀行協会、「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)に対する意見等の提出について公表
	9 OECD「BEPS行動7:恒久的施設(PE)への利益帰属に関する追加ガイダンス」討議草案に対しGFIA意見提出		10 金融庁、平成28事務年度金融行政方針について公表	7 経済同友会、経済対策に対する意見を公表
	9 OECD「BEPS行動4:銀行・保険セクターにおける支払利子に係るBEPS対策アプローチ」討議草案に対し		11 金融庁、金融庁国際政策管理官のIAIS執行委員会副議長就任について公表	7 経団連他、「経営トップによる働き方改革宣言」を公表

年	協会	業界	行政	関連事項
平成28 (2016)	GFIA 意見提出		11 金融庁、「金融庁の1年（平成27事務年度版）」について公表	7 信託協会、「『実務対応報告公開草案第47号『リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）』等』に関する意見」を公表
	9 G20/OECDコーポレートガバナンス原則に関するFSBピアレビューに対しGFIA意見提出		11 金融庁、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書（3）を公表	8 日本公認会計士協会、実務対応報告公開草案第47号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」等に対する意見について公表
	10 「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」に対し意見提出		12 金融庁、「保険業法施行令の一部を改正する政令」を公表	8 全国銀行協会、未来への投資を実現する経済対策について公表
	10 インドGSTにおける非課税取扱いを求めるGFIA意見提出		12 経済産業省、「事業承継ガイドライン」策定を公表	8 経団連、BEPS行動4グループ比率ルール設計・運用要素に係る公開討議草案に対する意見を提出
	10 インド再保険規制に係るGFIA意見提出		12 金融庁、「日本IFIARネットワーク（Japan Network for IFIAR）の設立について」公表	8 日本損害保険協会、「個人情報保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則（案）」に関する意見提出
	10 IAIS市中協議文書「リスクベースの国際保険資本基準バージョン1.0」に対し意見提出		12 金融庁、金融行政方針で掲げた「金融行政の再点検」に係る具体的な取組みを公表	8 全国銀行協会、「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」および「個人情報の保護に関する法律施行規則（案）」に対する意見等について公表
	10 IAIS市中協議文書「リスクベースの国際保険資本基準バージョン1.0」に対しGFIA意見提出		12 平成29年度税制改正大綱を閣議決定	9 IASB、保険契約基準の修正を公表
	10 すべての生命保険会社が平成28年鳥取県中部地震による免責条項等に該当しないことを確認		12 金融庁、金融審議会「市場ワーキング・グループ」報告書を公表	9 経団連、2016ワーク・ライフ・バランスへの取組み状況（事例集・アンケート調査結果）を公表
	11 個人情報保護委員会の個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（案）に対し意見提出		12 金融庁、「責任ある機関投資家」の諸原則＜日本版スチュワードシップ・コード＞～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～の受入れを表明した機関投資家のリストを公表	9 生命保険文化センター、「平成28年度 生活保障に関する調査（速報版）」を公表
	11 「番号制度の民間利活用」への提言に向けて「シンポジウム」の開催（高齢者に配慮した取組みの推進）について公表			9 日本損害保険協会、「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」に関する意見提出
	11 内閣府「規制改革ホットライン」集中受付へ要望提出			10 経済同友会、未来への希望を拓く税制改革～4つの視点からのアプローチ～を公表
	12 アルゼンチンの再保険市場の段階的な開放を求めるGFIA意見提出			10 全国銀行協会、日本証券業協会、日本損害保険協会、ならびに日本公認会計士協会、「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」に対する意見等を提出

年	協 会	業 界	行 政	関 連 事 項
平成28 (2016)				<p>10 経団連、女性の活躍事例集 The most innovative women's practice～ The hidden gems in your place ～を公表</p> <p>10 経団連、医療・介護制度改革に関する経団連の考え方—当面の具体的改革項目に対する意見—を公表</p> <p>10 日本損害保険協会、IAISのICSの第二次市中協議に関する意見提出</p> <p>11 日本損害保険協会、「個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編）（案）」に関する意見提出</p> <p>11 GFIA、総会開催</p> <p>11 FSB、「グローバルなシステム上重要な保険会社の2016年リスト」を公表</p> <p>11 日本損害保険協会、内閣府規制改革推進室の「規制改革ホットライン」に規制改革に関する提案を提出</p> <p>12 日本証券業協会、投資信託協会、全国証券取引所、平成29年度税制改正に関する証券関係三団体談話を公表</p> <p>12 生命保険文化センター、「平成28年度 生活保障に関する調査報告書」発刊</p> <p>12 企業会計基準委員会、実務対応報告第33号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」等を公表</p>
平成29 (2017)	<p>1 新年賀詞交歓会開催</p> <p>1 インド保険会社の義務的立場規制に対しGFIA意見提出</p> <p>1 個人情報保護委員会・金融庁「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（案）」に対し意見提出</p> <p>1 IAIS「ステークホルダー参加計画（案）」に対し意見提出</p> <p>1 「番号制度の民間利活用」</p>	<p>2 太陽生命、ミャンマーにおけるシステム合併会社の設立について公表</p> <p>3 SBI生命、SBIグループ内における保険事業の再編に関するお知らせについて公表</p> <p>4 カーディフ生命とカーディフ損保、日本法人への会社形態の移行及び組織形態の変更について公表</p> <p>5 AIG富士生命、「お客さまへの重要なお知らせ 弊社株式の譲渡完了および社名の変更について」公表</p> <p>7 カーディフ生命、日本法人</p>	<p>1 経済産業省、各府省庁の法人情報を一括検索、閲覧、取得ができる「法人インフォメーション」の運用を開始</p> <p>2 金融庁、改正保険業法の施行後の保険代理店における対応状況等について公表</p> <p>3 厚生労働省、第22回生命表（完全生命表）の概況を公表</p> <p>3 金融庁、第38回金融審議会総会・第26回金融分科会合同会合開催</p> <p>3 経済産業省、CGS（コーポレート・ガバナンス・シス</p>	<p>1 日本損害保険協会、「保険業法施行規則」および「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対する意見提出</p> <p>2 生命保険文化センター、「高校生の消費生活と生活設計に関するアンケート調査（第2回）」結果を公表</p> <p>2 経団連、「Society 5.0に向けた電子政府の構築を求める」を公表</p> <p>2 全国銀行協会および信託協会、「顧客本位の業務運営に関する原則（案）」に対する意見等の提出について公</p>

年	協会	業界	行政	関連事項
平成29 (2017)	の提言に向けて、「生命保険協会主催シンポジウム」を開催	への移行のための準備会社の設立について公表	テム) 研究会報告書を公表	表
1	IAIS「ステークホルダー参加計画(案)」に対しGFIA意見提出	9 AIG富士生命、FWD富士生命に商号変更	3 金融庁、業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点を公表	2 信託協会、「実務対応報告公開草案第51号『債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い(案)』」に関する意見」を提出
1	OECD「私的年金に対する規制に関する基本原則」に対しGFIA意見提出	12 カーディフ生命、日本法人への移行に向けた生命保険業免許取得について公表	3 金融庁、金融モニタリング有識者会議報告書を公表	2 日本公認会計士協会、「実務対応報告公開草案第51号『債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い(案)』」に対する意見について」公表
1	法務省「不動産登記規則の一部改正(案)」に関する意見募集(法定相続情報証明制度(仮称)の新設)」に対し意見提出	12 アフラック生命、日本法人化に伴う生命保険業に関する免許取得及び新社名について公表	3 厚生労働省、スチュワードシップ検討会の報告書を公表	3 全国銀行協会、銀行による保険窓販に関する消費者アンケート調査結果を公表
2	IRDAIのインド保険会社の外部委託規制案に関する市中協議に対しGFIA意見提出		3 金融庁、「諸外国における家計の安定的な資産形成の促進に向けた政策的取組みに関する調査研究報告書」を公表	3 日本証券業協会、「中学校学習指導要領案」に対する意見提出
2	「社会保障・保険教育教材等の作成および教師向けポータルサイトの開設(社会保障教育と併せた保険教育の推進)」について公表		3 経済産業省、ダイバーシティ2.0検討会一報告書を公表	3 日本公認会計士協会、租税調査会研究報告第32号「法人税法上の包括的な租税回避否認規定の適用をめぐる実務上の問題点」を公表
2	金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則(案)」に対し意見提出		3 金融庁、保険持株会社に係る認可について公表	3 日本損害保険協会、「小学校学習指導要領案」及び「中学校学習指導要領案」に関する意見提出
3	企業会計基準委員会「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い(案)」に対し意見を提出		3 金融庁、経済価値ベースの評価・監督手法の検討に関するフィールドテストの結果を公表	3 日本アクチュアリー会、「退職給付会計に関する数理実務基準」及び「退職給付会計に関する数理実務ガイドンス」の改定を公表
3	文部科学省「中学校学習指導要領案」に対し意見を提出		3 金融庁、「顧客本位の業務運営に関する原則」の確定について公表	4 生命保険文化センター、高等学校向け新副教材を提供開始
3	株式会社価値向上に向けた取り組みについて公表		3 金融庁、「金融機関における個人情報保護に関するQ&A」の改正について公表	4 経済同友会、グローバルマーケットの新潮流を見据えて～不確実な世界を大局的に見通す着眼点～公表
3	IRDAI「インド保険会社による業務の外部委託」に関する規制の改正案に対しGFIA意見を提出		4 金融庁、IFIAR事務局開設について公表	4 全国銀行協会、郵政民営化委員会による「ゆうちょ銀行の口座貸越による貸付業務等に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集」に対する意見を提出
3	全国地方事務局長会議開催		4 経済産業省、「対話型株主総会プロセス」の実現に向けた取組状況について(フォローアップとりまとめ結果)公表	4 全国生命保険労働組合連合会、「『新規業務の認可申請について』」に対する意見を公表
3	株式会社かんぽ生命保険による終身保険等の見直しを内容とする新規業務の認可申請について協会長コメント公表		5 経済産業省、FinTechに関する初めての総合的な報告・提言「FinTechビジョン」を公表	5 経済同友会、資本効率最適化経営の実践—財務・非財務資本を最適活用した価値
4	高齢者に配慮した取組みの推進に関する提言書—「マイナンバー制度の民間利活用」への提言—公表		5 日本銀行、「グローバル外為行動規範」を公表	
4	かんぽ生命保険の終身保険等の見直しに関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集に対する意見について公表		5 金融庁、スチュワードシップ・コード(改訂版)の確定について公表	
4	IAIS市中協議文書「グループ・コーポレート・ガバナ		5 経済産業省、「価値協創のための統合的開示・対話ガイドンス」を策定—ESG・非財務情報開示と無形資産投資の促進—	
			6 民法の一部を改正する法律(債権法改正)公布	
			6 厚生労働省、確定拠出年金の運用に関する専門委員会報告書を公表	
			6 規制改革実施計画を閣議決	

年	協会	業界	行政	関連事項
平成29 (2017)	ンスに関する適用文書(案)に対し意見提出		定	創造経営一を公表
4	消費者契約法専門調査会「事業活動への影響等に関するヒアリング」に対し意見提出		6 金融庁及び総務省、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険における新規業務の認可について公表	5 日本公認会計士協会、経営研究調査会研究報告第59号「長期的視点に立った投資家行動に有用な企業報告～非財務情報に焦点を当てた検討～」を公表
4	IAIS市中協議文書「グループ・コーポレート・ガバナンスに関する適用文書(案)」に対しGFIA意見提出		7 厚生労働省、平成28年簡易生命表の概況を公表	5 経団連、「ダイバーシティ・インクルージョン社会の実現に向けて」を公表
5	第167回郵政民営化委員会の団体ヒアリングで、かんぽ生命保険の終身保険等の見直し及び法人向け商品の受託販売に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見を説明		7 金融庁、「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、取組方針を公表した金融事業者のリストを公表(第1回)	5 IASB、保険契約の新会計基準IFRS第17号を公表
5	IASB議長あてIFRS保険契約基準に関する移行リソースグループへの参加を求めるレター提出		7 金融庁、「金融行政モニター」におけるご意見等の受付状況及び金融庁の対応について公表	5 日本損害保険協会、創立100周年
5	消費者庁「特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」に対し意見提出		8 金融庁、「金融庁における政策評価に関する基本計画」の策定について公表	6 日本損害保険協会、IAISの「ICP」および「コムフレーム」の市中協議への意見書を提出
5	マレーシア外資出資規制に対しGFIA意見提出		8 金融庁、「外為決済リスクに係るラウンドテーブル中間報告書」を公表	6 経済同友会、新たなステージへ「経営者よ、大志を抱け！」—新産業革命のリーダーとなるための経営者の行動宣言—を公表
5	IAIS・ICPおよびそれらに統合されたコムフレームの改定に関する協議文書(案)に対し意見提出		8 内閣府、消費者契約法専門調査会報告書を公表	6 金融情報システムセンター、「金融機関におけるFinTechに関する有識者検討会」報告書を公表
6	IAIS・ICPおよびそれらに統合されたコムフレームの改定に関する協議文書(案)に対しGFIA意見提出		8 金融庁、金融庁の平成30年度税制改正要望について公表	6 経済同友会、生産性革新に向けた日本型雇用慣行の改革へのチャレンジ—未来志向の「足るを知る」サステナブルな成長社会の実現—を公表
6	高等学校公民科向け教材「社会保障制度と保険のキホンについて学ぼう！」が「消費者教育教材資料表彰2017」の「優秀賞」を受賞したことについて公表		8 金融庁、「平成28年度実績評価書」等を公表	7 経済同友会、先進技術による経営革新～「コンビナート」「医療・健康」「金融」「物流・生産」各分科会報告～を公表
6	インドネシア外資出資規制に対しGFIA意見提出		9 金融庁、「少額短期保険業者の経過措置に関する有識者会議」報告書を公表	7 日本証券経済研究所、国際金融規制研究会意見書「国際金融規制の課題と国際基準のあり方について」を公表
6	FSB「G20金融規制改革の実施後の影響の評価のための枠組み案」に対しGFIA意見提出		9 金融庁、FinTech実証実験ハブの設置について公表	7 IAIS、ICS1.0版の延長フィールドテストの内容を公表
6	「生命保険協会 SR報告書2017」の発行について公表		9 財務省、日本郵政株式会社株式の第2次売却による売却株数等を公表	7 日本損害保険協会、IAISのICP13市中協議への意見書を提出
6	株式会社かんぽ生命保険の新規業務(終身保険等の見直し等)に関する郵政民営化委員会の意見について公表		10 金融庁、「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習(Delta Wall II)」について公表	7 IMF、金融セクター評価プログラムの結果を要約した金融システム安定評価を公表
7	第55代会長に橋本雅博住友生命社長就任		10 金融庁、平成28事務年度金融レポートを公表	8 日本損害保険協会、IAISの「ICP1、2、18、19」の市中協議に対する意見書提出
			10 国税庁、「年金総額保証付後厚終身年金特約」に基づき支払われる年金に係る雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する金額について(文書回答事例)公表	8 日本公認会計士協会、開示・
			10 経済産業省、ESGと無形資産投資に関する初めての体系的な手引きと政策提言を取りまとめ	
			10 厚生労働省、確定拠出年金Q&Aを公表	
			11 金融庁、平成29事務年度	

年	協 会	業 界	行 政	関 連 事 項	
平成29 (2017)	7		金融行政方針を公表	監査制度一元化検討プロジェクトチームによる報告	
	7		11 金融庁、第39回金融審議会総会・第27回金融分科会合同会合開催	「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示についての検討」を公表	
	7		11 税制調査会、経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②(税務手続の電子化等の推進、個人所得課税の見直し)を公表	8 経済同友会、「電子政府を実現し、世界第3位を目指せ～行政手続効率化でビジネス環境ランキング26位からの飛躍を～」を公表	
	7		11 金融庁、「金融庁の1年(平成28事務年度版)」について公表	9 経団連、経済同友会、日本商工会議所他、「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」を公表	
	8		12 経済産業省、第四次産業革命に向けたリスクマネー供給に関する研究会—中間とりまとめ公表	9 日本損害保険協会、IAISのICP24に関する意見提出	
	8		12 金融庁、「平成29年度金融庁政策評価実施計画」等の策定について公表	9 日本損害保険協会、IAISのICS1.0へのコメント提出	
	8		12 平成30年度税制改正大綱を閣議決定	10 全国銀行協会、「郵政民営化に関する意見募集」に対する意見を公表	
	8		12 金融庁、スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関投資家のリストの更新について公表	10 日本公認会計士協会、IASBディスカッション・ペーパー「開示に関する取組み—開示原則」に対する意見について公表	
	8		12 金融庁、一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について公表	10 信託協会、「確定給付企業年金制度について」等の改正案に関する意見を提出	
	9			10 信託協会、「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見を提出	
	9			10 日本アクチュアリー会、「標準生命表2018」を公開	
	9			11 IAIS、ICSバージョン2.0のコンバージェンスのための統合的な道程についてプレス・リリースを公表	
	9			11 FATF、「民間セクターにおける情報共有に関するガイダンス」を公表	
	9			11 日本損害保険協会、創立100周年記念式典を開催	
	9			11 日本損害保険協会、法務省「民事執行法の改正に関する中間試案」に関する意見提出	
	9			11 FSB、「グローバルなシステム上重要な保険会社(G-SIIs)のリストのレビュー」を公表	
	9			12 経団連、Society 5.0を実現するデータ活用推進戦略を公表	
	10			12 経団連、女性活躍の次なるステージに向けた提言—攻	
	10				

年	協会	業界	行政	関連事項
平成29 (2017)	<p>ペーパー「開示に関する取り組み—開示原則」に対し意見提出</p> <p>10 ケニア再保険規制に対しGFIA意見提出</p> <p>11 IAISのICSバージョン1.0に対しGFIA意見提出</p> <p>11 法務省の民事執行法の改正に関する中間試案に対し意見提出</p> <p>11 金融庁の平成29年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令案等に対し意見提出</p> <p>12 トルコ自動車賠償責任保険規制案に対しGFIA意見提出</p> <p>12 GFIA執行部としてG20議長国であるアルゼンチンを訪問</p> <p>12 生保労連との労使協議会において、労使連名による「働き方改革に向けた生保産業労使共同宣言」を採択</p>			<p>めのウーマノミクスで未来を切り拓く—を公表</p> <p>12 国民生活センター、保険商品の銀行窓口販売の全面解禁から10年を迎えて—新たに外貨建て保険のトラブルも—を公表</p>
平成30 (2018)	<p>1 新年賀詞交歓会開催</p> <p>1 金融庁の「マネー・ローディング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン(案)」に対し意見提出</p> <p>1 中国外資出資規制緩和策に対しGFIA意見提出</p> <p>1 IAISの「ICP8(リスク管理および内部統制)およびそれに統合されたフレーム」に対し意見提出</p> <p>1 IAISの「ICP8(リスク管理および内部統制)およびそれに統合されたフレーム」に対しGFIA意見提出</p> <p>1 IAISの「ICP16(ソルベンシー目的のERM)およびそれに統合されたフレーム」に対し意見提出</p> <p>1 IAISの「ICP16(ソルベンシー目的のERM)およびそれに統合されたフレーム」に対しGFIA意見提出</p> <p>1 IAISの「ICP15(投資)およびそれに統合されたフレーム」に対しGFIA意見提出</p> <p>2 金融庁の「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(案)に対し意見提出</p> <p>2 IAISの「システミックリス</p>	<p>3 日本生命、マスマチュアル生命との経営統合に関する合意について公表</p> <p>3 マスマチュアル生命、日本生命との経営統合に関する合意について公表</p> <p>4 カーディフ生命、営業開始</p> <p>4 アフラック生命、営業開始</p> <p>5 日本生命、マスマチュアル生命保険株式会社との経営統合の完了および同社の商号変更(社名変更)について公表</p> <p>5 マスマチュアル生命、日本生命による同社株式の取得および日本生命の子会社となることを公表</p>	<p>2 金融庁、マネーローディング・テロ資金供与対策企画室を設置</p> <p>3 郵政民営化委員会、関係団体ヒアリング開催</p> <p>3 金融庁、「コーポレートガバナンス・コードの改訂と投資家と企業の対話ガイドラインの策定について」を公表</p> <p>3 経済産業省、「我が国企業による海外M&A研究会報告書」及び「海外M&Aを経営に活用する9つの行動」を公表</p> <p>3 金融庁、「保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」等について公表</p> <p>4 金融庁、明治150年関連施策 特設ページを公表</p> <p>5 金融庁、金融を取り巻く環境変化に対応した規制の見直しについて公表</p> <p>5 金融庁、「金融行政の再点検」に係る具体的な取り組みの進捗状況等について公表</p> <p>5 経済産業省、コーポレート・ガバナンス・システム研究会(第2期)中間整理を公表</p> <p>5 経済産業省、開示・対話に関する“4つの視点”と“4つのアクション”を公表</p>	<p>1 日本損害保険協会、IAISのICP8に関する意見提出</p> <p>1 IAIS、「ICS (Version 2.0)の実施に関するよくある質問 (FAQ)」を公表</p> <p>1 日本損害保険協会、IAISのICP15、16に関する意見提出</p> <p>2 日本損害保険協会、NAICのカバードアグリーメント対応に対する意見提出</p> <p>2 日本損害保険協会、FSBの保険セクター向け「主要な特性」評価手法に関する意見提出</p> <p>3 経団連、2017年度経団連規制改革要望を公表</p> <p>3 日本損害保険協会、「共済事業向けの総合的な監督指針」一部改正に対する意見提出</p> <p>3 全国銀行協会、政策提言レポート「国民の安定的な資産形成に資する金融経済教育の推進に向けた銀行界の取り組み」を公表</p> <p>4 経団連、新たな高付加価値産業の創出に向けた環境整備について公表</p> <p>4 経団連、わが国財政の健全化に向けた基本的考え方を公表</p> <p>4 日本公認会計士協会、「業種別委員会実務指針第60</p>

年	協 会	業 界	行 政	関 連 事 項
平成30 (2018)	クに係る事業活動ベース手法」に対し意見提出		5 金融庁、持続可能な保険フォーラムへの参加について公表	号『保証業務実務指針2450「生命保険会社における任意の四半期レビューに係る実務指針』』及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」を公表
	2 「スポーティライフ大賞」受賞団体を決定		6 金融庁、「投資家と企業の対話ガイドライン」の確定について公表	
	2 IAIS「次期5ヵ年計画」に係る意見募集に対し意見提出		6 金融庁、ミャンマー計画財務省に対する保険セクター支援計画の手交について公表	4 日本損害保険協会、IAIS保険セクター気候変動リスク文書案に意見提出
	2 IAISの「システミックリスクに係る事業活動ベース手法」に対しGFIA意見提出		6 金融庁、「金融行政とSDGs」を公表	5 経済同友会、2017年度 経営改革委員会提言 社外取締役の機能強化「3つの心構え・5つの行動」—実効性の高いコーポレートガバナンスの実現を目指して—を公表
	2 IAIS「次期5ヵ年計画」に係る意見募集に対しGFIA意見提出			5 EU、「一般データ保護規則」を施行
	3 株式価値向上ワーキング・グループ参加生命保険会社による集团的エンゲージメントの実施について公表			6 経団連、経済同友会および日本商工会議所、デジタル・ガバメントの実現に向けた緊急提言を公表
	3 サイバーセキュリティに関するGFIA意見をとりまとめ			
	3 文部科学省「高等学校学習指導要領案」に対し意見提出			
	3 全国地方事務局長会議開催			
	3 農林水産省「共済事業向けの総合的な監督指針」の一部改正案に対し意見提出			
	3 IAIS「包摂的保険におけるデジタル技術の利用に関する適用文書」に対しGFIA意見提出			
	4 金融庁の「銀行法施行令等の一部を改正する政令等(案)」に対し意見提出			
	4 高齢化社会に関するGFIA意見書承認			
	4 株式価値向上に向けた取り組みについて公表			
	5 IAIS「保険セクターに対する気候変動リスクに関する論点書」案に対しGFIA意見提出			
	6 「健康増進サポートプロジェクト報告書」の発刊について公表			
	6 災害救助法適用地域の特別取扱いについて公表(大阪府)			
	6 すべての生命保険会社が平成30年大阪府北部を震源とする地震による免責条項等の非該当を決定			
	6 金融庁の「銀行法施行令等の一部を改正する政令等(案)」に対し意見提出			

110年小史年表略語表

ADR	・ 裁判外紛争解決手続	HLA	・ 資本上乘せ基準
ASAF	・ 会計基準アドバイザー・フォーラム	IAIS	・ 保険監督者国際機構
ASBJ	・ 企業会計基準委員会	IAS	・ 国際会計基準
BCBS	・ バーゼル銀行監督委員会	IASB	・ 国際会計基準審議会
BCM	・ 事業継続マネジメント	IASC	・ 国際会計基準委員会
BCP	・ 事業継続計画	ICP (ICPs)	・ 保険基本原則
BCR	・ 基礎的資本要件	ICS	・ 保険資本基準
BEPS	・ 税源浸食と利益移転	ICT	・ 情報通信技術
BIS	・ 国際決済銀行	IFIA	・ 国際保険協会連盟
CEIOPS	・ 欧州保険・年金監督者会議	IFIAR	・ 監査監督機関国際フォーラム
CFC	・ 外国子会社合算	IFRIC	・ 国際財務報告解釈指針委員会
CFO	・ 最高財務責任者	IFRS	・ 国際財務報告基準
CGFS	・ グローバル金融システム委員会	IIRC	・ 国際統合報告評議会
CRS	・ 共通報告基準	IMF	・ 国際通貨基金
CSR	・ 企業の社会的責任	IOSCO	・ 証券監督者国際機構
EIOPA	・ 欧州保険年金監督機構	IRDAI	・ インド保険規制開発庁
ERM	・ 統合的リスク管理	ISA	・ 個人貯蓄口座
ESG	・ 環境 (Environment)、社会 (Social)、企業統治 (Governance) の頭文字を取ったもの	MOCE	・ 現在推計を超過する保守的なマージン
FASB	・ 米国財務会計基準審議会	NTNI	・ 非伝統的・非保険
FATCA	・ 米国外国口座税務コンプライアンス法	OCI	・ その他の包括利益
FATF	・ 金融活動作業部会	OECD	・ 経済協力開発機構
FSB	・ 金融安定理事会	PE	・ 恒久的施設
FTA	・ 自由貿易協定	PFIC	・ 消極的外国投資会社
GFIA	・ 国際保険協会連盟	RCEP	・ 東アジア地域包括的経済連携
G-SIIs	・ グローバルなシステム上重要な保険会社	TPP	・ 環太平洋パートナーシップ
GST	・ 物品サービス税	経団連	・ 日本経済団体連合会

あとがき

平成30（2018）年12月、当協会は創立110周年を迎え、これを記念して「生命保険協会110年小史」を刊行した。

当協会では、昭和53（1978）年12月の「生命保険協会70年史」刊行以来、「生命保険協会80年小史」、「生命保険協会90年小史」、「生命保険協会百年史」と10年ごとに年史・小史を刊行してきた。

本小史編纂に当たって、これまでの年史・小史を再読すると、その時代時代における諸先輩方の努力を再発見することができる。改めて諸先輩方に感謝したい。

百年史以降のこの10年においても、経済社会の変化のなかで生命保険業の健全な発達と信頼性の維持を図り、国民生活の向上に努めてきた。とりわけ、災害対応への取組み、少子高齢社会に対応した取組み、生命保険事業の健全な運営に向けた取組み、社会的責任活動、国際化への対応等には注力した。さらには、当協会自身も公益法人改革にともない、本部協会と地方協会を一体化した一般社団法人への移行を経験した。

本小史はこれらの活動を体系的に整理したものである。従来の年史・小史同様、生命保険業界内外の関係者が当協会の活動の趣旨、経緯等を調べる際の索引となり、ひいては当協会の活動への理解が広がれば幸いである。

本小史の編纂は事務局全体で行った。平成28（2016）年4月に協会内に編集プロジェクトを立ち上げた。プロジェクトリーダーに理事事務局長が就任、各部（室）長が編集委員として参画した。執筆は各部（室）の担当者が分担し、各部（室）のグループリーダーからなる編集協力委員がそのとりまとめにあたり、事務面を調査部調査総務グループが担当した。

原稿の執筆等に携わった職員、貴重な助言および意見をいただいた現会長会社（第一生命）をはじめ、直近の会長会社（住友生命、明治安田生命、日本生命）の調査部門の方々、校正・レイアウトを含め細部にわたり協力いただいた大日本印刷の関係者に深甚の感謝の意を表したい。

平成30（2018）年12月

森 和茂

（生命保険協会110年小史編集プロジェクト プロジェクトリーダー）

生命保険協会110年小史編集プロジェクト

プロジェクトリーダー

森 和茂 理事事務局長

編集委員

上田 尚樹、宇田川 俊秀、兼重 誠、後藤 太郎、駒田 勇人、
小柳 智裕、酒巻 宏明、白岩 剛、高橋 正国、椿 雅実、
長岡 洋、二之夕 功、野村 英治、松本 貢一、山下 次央、
山根 康史、和歌山 寛

編集協力委員

石川 温、市毛 雄三、今村 匡志、越後谷 寛、扇田 亮、
奥村 匡輔、木村 文一、紅松 義、小峰 雄一、島谷 直史、
田辺 勝、富田 和広、中村 健二、本多 洋久、森 奈緒、
吉野 孝世

事務局 調査部調査総務グループ

石塚 誠、伊豆 恩恵、川戸 陽介、鈴木 淳司、塚田 絵里

生命保険協会110年小史

平成30年12月7日発行

編集・発行 一般社団法人 生命保険協会

東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

制作協力 大日本印刷株式会社 情報イノベーション事業部

印刷・製本 大日本印刷株式会社

東京都新宿区市谷加賀町1丁目1番1号
